

H31-35国営海の中道海浜公園
運営維持管理業務
別紙資料(案)

平成31年4月

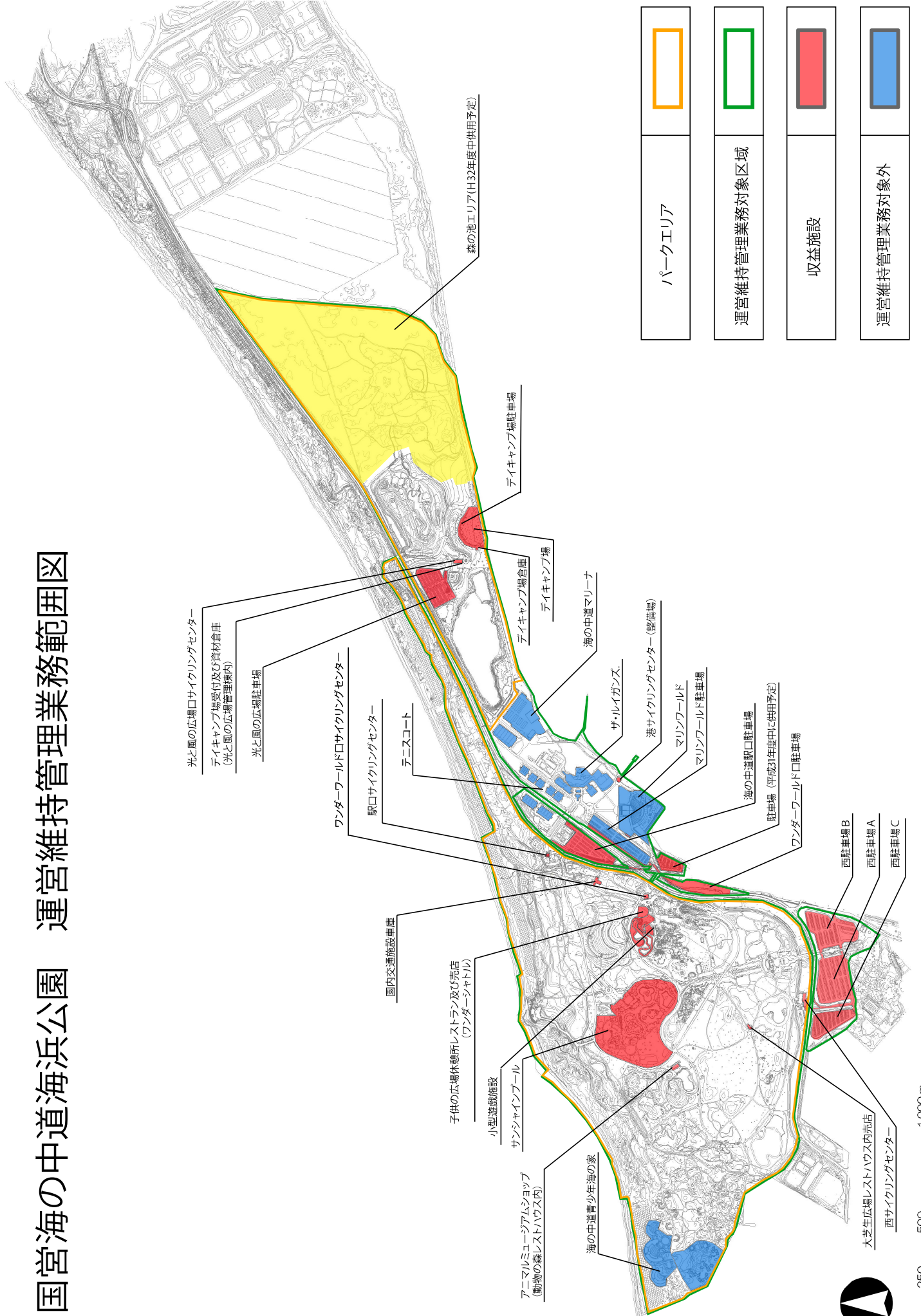
国土交通省 九州地方整備局

実施要項に関連する別紙（情報開示）・様式

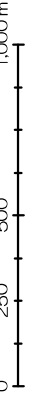
分類	資料No	資料名	頁番号
業務の内容を示す資料	別紙 1	運営維持管理業務範囲図	1
	別紙 2	主要公園施設一覧	2
	別紙 3	主要建築物一覧	3
	別紙 4	収益施設一覧	7
	別紙 5	国営海の中道海浜公園 運営維持管理基本方針	27
	別紙 6	国営海の中道海浜公園 運営維持管理業務 共通仕様書	35
	別紙 7	国営海の中道海浜公園 運営維持管理業務 本業務全体の計画立案及びマネジメント 仕様書	68
	別紙 8	国営海の中道海浜公園 運営維持管理業務 個別仕様書【企画運営管理】	75
	別紙 9	国営海の中道海浜公園 運営維持管理業務 個別仕様書【施設・設備維持管理】	93
	別紙 10	国営海の中道海浜公園 運営維持管理業務 個別仕様書【植物管理】	116
	別紙 11	国営海の中道海浜公園 運営維持管理業務 個別仕様書【動物管理】	137
	別紙 12	国営海の中道海浜公園 運営維持管理業務 収益施設等設置管理運営規程書	149
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 13	従来の実施状況に関する情報の開示	255
	別紙 14	精算報告書	259
	別紙 15	公園利用者数	261
	別紙 16	利用実態調査アンケート及び花修景に関する満足度調査票	266
	別紙 17	イベント実績	269
	別紙 18	開園時間延伸状況	294
	別紙 19	混雑時の状況	296
	別紙 20	リース物件（リスト）	298
	別紙 21	支給品一覧（備品以外の残存物品リスト）	299
	別紙 22	貸与車両の使用状況・維持管理状況	319
	別紙 23	危機管理対応実績（事故対応）	348
	別紙 24	危機管理対応実績（自然災害、火災）	380
	別紙 25	危機管理対応実績（野生動物）	381
	別紙 26	職員・臨時職員・常勤パート等の配置	382
	別紙 27	総括責任者による外部会議への出席	385
	別紙 28	問い合わせメール及びご意見箱 処理件数	387
	別紙 29	行催時開催時の広報（紙媒体）実績	389

分類	資料No	資料名	頁番号
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 30	プレスリリース実績	390
	別紙 31	公園利用者は無償で貸与している物品一覧	395
	別紙 32	建物・工作物に係る修繕履歴	397
	別紙 33	廃棄物の取扱	414
	別紙 34	農薬・肥料・土壌改良リスト	415
	別紙 35	農薬散布	418
	別紙 36	樹幹注入	421
	別紙 37	植物性廃棄物の取扱い	422
	別紙 38	収益施設利用者数、売上等	424
	別紙 39	国営海の中道海浜公園供用区域図	445
	別紙 40	空調設備点検機器	446
	別紙 41	汚水ポンプ点検内容	447
	別紙 42	放送設備点検範囲	448
	別紙 43	動物管理実績	449
その他の資料	別紙 44	国営海の中道海浜公園運営時管理業務の運営状況（業務評定）について	474
様式	様式 1-1	競争参加資格確認申請書	475
	様式 1-2	企業の業務実績	476
	様式 1-3	総括（業務）責任者の業務実績	477
	様式 1-4	守秘性に関する要件	478
	様式 1-5	業務実施体制	479
	様式 1-6	実施方針	484
	様式 1-7	再委託又は下請負の予定（協力企業の名称等）	486
	様式 1-8	業務経験証明書	488
	様式 1-9	収益施設運営実績書	489
	様式 1-10	入札参加事業者等確認書	493
	様式 2-1	企画書（表紙）	499
	様式 2-2-1 ～11	企画提案	500
	様式 2-2-12	改善提案	511
	様式 2-2-13	ワーク・ライフバランス等の推進に関する指針について適合状況	512
	様式 3	収益施設運営計画書	515

国営海の中道海浜公園 運営維持管理業務範囲図



パークエリア	
運営維持管理業務対象区域	
収益施設	
運営維持管理業務対象外	



主要公園施設一覧

平成 30 年 3 月現在

ゾーン名	面積 (ha)	名称	主要施設
樹林とスポーツ の広場	2.7	A 地区	[パークウェイ (27,000 m ²)] パ-クヱイ1号橋、パ-クヱイ2号橋、パ-クヱイ跨線橋、園路他
樹林とピクニック の広場	46.0	B 地区	[光と風の広場(247,000 m ²)] 沓池、沓池デッキ (2 基、143.77 m ²)、光と風の広場口管理棟(2,225 m ²)、沓池口管理棟 (49.2 m ²)、ドッグラン(5,000 m ²)、ポンプ棟 (1.74 m ²) 他 [環境共生の森(153,000 m ²)] 展望デッキ(1 箇所 224.935 m ²)、観察デッキ(2 箇所、65.988 m ²) 活動拠点施設 " 里の家 " (288.2 m ²)、大池等、田畑 (3,640 m ²) [博多湾パノラマ広場 (42,000 m ²)] [森の池エリア(51,800 m ²)] 倉庫 (170 m ²)、東屋 (24 m ²) H32 年度供用予定。施設面積は増減する可能性有。 m ² [その他] 便所、園路、サイクリングコース、芝生他
樹林と文化・ いこいの広場	190.8	C 地区	[西口広場・水辺の広場(198,000 m ²)] スカイウォーク (290.73 m ²)、虹の池、彩りの池、ワワ池、カ-ル、 リーフ壁泉、水辺のレストハウス (381.5 m ²)、虹の花壇 (2,428 m ²)、 彩りの花壇 (1,072 m ²)、おもちゃ箱花壇 (3,538 m ²) 他 [フラワーミュージアム (13,000 m ²)] 花壇 (4,900 m ²)、光の城他 [パラ園 (4,000 m ²)] 花壇(1,795 m ²) [大芝生広場(240,000 m ²)] 芝生広場 (芝生面積 149,500 m ²)、パターゴルフ場(18ホール)、ティ スコゴルフ場 (27 ホール)、スカイトルフイン(ユニバーサルデザイン遊具)、花畑 (20,000 m ²) [動物の森(85,000 m ²)] 動物 (約 50 種 500 頭) の展示エリア、展望の丘 (135 m ²)、 水鳥の池、サル島 (3 島)、動物舎、管理棟(71.19 m ²)、病 理棟 (14.58 m ²)、ふれあい動物舎(89.85 m ²)、ふれあい広場、 動物の森レストハウス (501.42 m ²) [いこいの森 410,000 m ²] 森の家 (722 m ²)、散策路、野鳥の池、野鳥の池観察舎 (2 棟、 57.2 m ²)、四季の森、園路他 [子供の広場(165,000 m ²)・ワンダ-ワールド] くじらくも " ふわんポリン "、移動式遊具 " スナッグ "、子 供の砦、水辺のトリム、トリムコース(12 基)、じゃぶじゃぶ池、ザ イルクライム、他遊具、 花棧敷(1,650 m ²)、ソフォニ-ガ-テン (460 m ²) [野外劇場・彫刻の森] 観覧席 (芝生)、野外彫刻 (4 体) [その他] 港レストハウス、海の中道駅口管理棟、ワンダ-ワールド 口管理棟(388.9 m ²)、西口管理棟(224.32 m ²)、西サイクリング口管理棟 (879.95 m ²)、管理センター(1,976 m ²)、松毬庵(15.68 m ²)、便所、四阿、 パーゴラ、噴水、温室、トイレ施設、サイクリングコース、プロムナ ード橋、園路他
海辺といこいの広場	58.2	D 地区	シーサイドヒルズ (1003.87 m ² の内 353.47 m ²)、潮見台展望台 (427.215 m ²)、みらい橋 [その他] 便所、トイレ施設(763 m ²)、サイクリングコース、園路他
計	297.7		ワンダ-ワールド口駐車場の拡張及び森の池エリア開園により 349.5ha となる。

主 要 建 築 物 一 覧

分類	名 称	数 量	構造	(面積) 単位	設置箇所
休養施設	水辺のレストハウス	1 棟	R C	548 m ²	水辺の広場
休養施設	西戸崎レストハウス	1 棟	R C	298.73 m ²	西口広場
休養施設	動物の森レストハウス	1 棟	R C	78.75 m ²	動物の森
休養施設	渡船場レストハウス	1 棟	R C	382.93 m ²	リゾートエリア
休養施設	近隣広場休憩所	1 棟	R C	28 m ²	西口広場
休養施設	テニスコート休憩所	1 棟	W	60 m ²	西口広場
休養施設	海中駅休憩所	1 棟	W	154.37 m ²	海中駅
休養施設	大芝生休憩所	1 棟	R C	328.17 m ²	大芝生広場
休養施設	四阿(水辺の広場)	1 棟	R C	4 m ²	水辺の広場
休養施設	四阿(大芝生広場A)	1 棟	R C	54.43 m ²	大芝生広場
休養施設	四阿(大芝生広場B)	1 棟	R C	54.43 m ²	大芝生広場
休養施設	四阿(動物の森)	1 棟	W	4 m ²	動物の森
休養施設	四阿(大芝生広場)	1 棟	R C	54.43 m ²	大芝生広場
休養施設	四阿(近隣広場)	1 棟	W	4 m ²	西口広場
休養施設	四阿(冒険広場)	1 棟	R C	33.28 m ²	子供の森広場
休養施設	四阿(トリムコース入口)	1 棟	R C	20.25 m ²	子供の森広場
休養施設	四阿(水辺のトリム)	1 棟	W	4 m ²	子供の森広場
休養施設	四阿(オリエンテーション広場)	1 棟	R C	20.25 m ²	子供の森広場
休養施設	四阿(オリエンテーション広場)	1 棟	R C	20.25 m ²	子供の森広場
休養施設	四阿(子供の砦)	1 棟	R C	32.46 m ²	子供の森広場
休養施設	四阿(遊戯広場)	1 棟	R C	16 m ²	子供の森広場
休養施設	四阿(子供の広場)	1 棟	R C	60 m ²	子供の森広場
休養施設	四阿(いこいの森1)	1 棟	R C	32.4 m ²	いこいの森
休養施設	四阿(いこいの森2)	1 棟	R C	32.4 m ²	いこいの森
休養施設	四阿(いこいの森3)	1 棟	R C	32.4 m ²	いこいの森
休養施設	四阿(いこいの森4)	1 棟	R C	32.4 m ²	いこいの森
休養施設	四阿(いこいの森5)	1 棟	R C	32.4 m ²	いこいの森
休養施設	四阿(いこいの森池)	1 棟	W	17.64 m ²	いこいの森
休養施設	四阿(かも池)	1 棟	W	20.25 m ²	光と風の広場
休養施設	四阿(環境共生の森)	1 棟	W	70 m ²	環境共生の森
休養施設	ビジター拠点施設	1 棟		24 m ²	森の池エリア
教養施設	いこいの森ビジターセンター	1 棟	W	722.52 m ²	いこいの森
教養施設	ロバ舎	1 棟	W	19.44 m ²	動物の森
教養施設	リスザル舎	1 棟	W	29.94 m ²	動物の森
教養施設	ラマ舎	1 棟	W	25.92 m ²	動物の森
教養施設	ポニー舎	1 棟	W	25.92 m ²	動物の森
教養施設	繁殖棟	1 棟	R C	14.58 m ²	動物の森
教養施設	病理棟	1 棟	R C	14.58 m ²	動物の森
教養施設	フラミンゴ舎	1 棟	W	13 m ²	動物の森
教養施設	フサオマキザル舎	1 棟	W	5.76 m ²	動物の森
教養施設	クモザル舎	1 棟	W	3.24 m ²	動物の森
教養施設	ウサギ舎	1 棟	W	37.17 m ²	動物の森

分類	名 称	数 量	構造	(面積) 単位	設置箇所
教養施設	カピバラ舎	1 棟	W	19.87 m ²	動物の森
教養施設	マーラ舎	1 棟	W	14.91 m ²	動物の森
教養施設	アカカンガルー舎	1 棟	W	22.36 m ²	動物の森
教養施設	ワラビー舎	1 棟	W	22.36 m ²	動物の森
教養施設	ヤギ舎	1 棟	W	7.48 m ²	動物の森
教養施設	ヒツジ舎	1 棟	W	16.72 m ²	動物の森
教養施設	飼料倉庫	1 棟	W	27.56 m ²	動物の森
教養施設	インコ・オウム舎	1 棟	W	9.94 m ²	動物の森
教養施設	クジャク舎	1 棟	W	3.24 m ²	動物の森
教養施設	ホ口ホ口チョウ舎	1 棟	W	6.62 m ²	動物の森
教養施設	治療棟	1 棟	W	31.5 m ²	動物の森
教養施設	ポニー舎	1 棟	W	37.4 m ²	動物の森
教養施設	ツル舎	1 棟	W	97.21 m ²	動物の森
教養施設	馬舎	1 棟	W	20.67 m ²	動物の森
教養施設	クジャク舎(1)	1 棟	W	3.24 m ²	動物の森
教養施設	クジャク舎(2)	1 棟	W	11.56 m ²	動物の森
教養施設	クジャク舎(3)	1 棟	W	11.56 m ²	動物の森
教養施設	動物の森隔離舎	1 棟	W	498.8 m ²	動物の森
教養施設	茶室	1 棟	W	15.68 m ²	リゾートエリア
便益施設	西サイクリングセンター口管理棟	1 棟	R C	889.66 m ²	西口広場
便益施設	西口便所(ゲート内、外)	1 棟	R C	215.57 m ²	西口広場
便益施設	便所(西駐車場)	1 棟	R C	80 m ²	西口広場
便益施設	便所(大芝生A)	1 棟	R C	54.43 m ²	大芝生広場
便益施設	便所(大芝生B)	1 棟	R C	54.43 m ²	大芝生広場
便益施設	便所(大芝生C)	1 棟	R C	54.43 m ²	大芝生広場
便益施設	便所(近隣広場)	1 棟	R C	49 m ²	西口広場
便益施設	便所(子供の広場)	1 棟	R C	42.99 m ²	子供の森広場
便益施設	便所(冒険の広場)	1 棟	R C	43 m ²	子供の森広場
便益施設	便所(野外劇場周辺)	1 棟	R C	75 m ²	野外劇場周辺
便益施設	便所(オリエンテーション入口)	1 棟	R C	93.63 m ²	子供の森広場
便益施設	便所(テニスコート)	1 棟	S	15.36 m ²	リゾートエリア
便益施設	便所(運動広場)	1 棟	R C	10.24 m ²	その他
便益施設	文化施設エリア丸形便所	1 棟	R C	74.96 m ²	リゾートエリア
便益施設	中央駐車場便所(1)	1 棟	R C	37.6 m ²	リゾートエリア
便益施設	中央駐車場便所(2)	1 棟	R C	40.35 m ²	リゾートエリア
便益施設	ワンダーワールド駐車場便所	1 棟	R C+W	88.8 m ²	リゾートエリア
便益施設	いこいの森便所(1)	1 棟	R C	36.75 m ²	いこいの森
便益施設	いこいの森便所(2)	1 棟	R C	36.75 m ²	いこいの森
便益施設	いこいの森便所(3)	1 棟	R C	6 m ²	いこいの森
便益施設	ワンダーワールド便所	1 棟	R C	76.57 m ²	子供の森広場
便益施設	管理用便所	1 棟	S	6.9 m ²	その他
便益施設	彫刻の森便所	1 棟	R C	56 m ²	彫刻の森
便益施設	動物の森便所	1 棟	R C	22.35 m ²	動物の森
便益施設	スカイドルフィン身障者便所	1 棟	R C	4.91 m ²	大芝生広場
便益施設	B地区駐車場便所	1 棟	R C	76.24 m ²	光と風の広場

分類	名 称	数 量	構造	(面積) 単位	設置箇所
便益施設	デイキャンプ場便所	1 棟	R C	69.87 m ²	光と風の広場
便益施設	博多湾パノラマ広場便所	1 棟	W	36 m ²	光と風の広場
便益施設	フラワーミュージアム便所	1 棟	R C	109.02 m ²	フラワーミュージアム
便益施設	潮見台便所	1 棟	R C	76.92 m ²	潮見台エリア
便益施設	カナル付近	1 棟	R C	76.92 m ²	水辺の広場
便益施設	西サイクリング身障者便所	1 棟	R C	4.91 m ²	西口広場
便益施設	炊事棟西	1 棟	R C	94.07 m ²	光と風の広場
便益施設	炊事棟東	1 棟	R C	94.07 m ²	光と風の広場
便益施設	環境共生の森屋外便所	1 棟	W	36 m ²	環境共生の森
便益施設	D地区海浜部屋外便所	1 棟	R C	62.9 m ²	その他
管理施設	焼却場	1 棟	R C	144.67 m ²	その他
管理施設	焼却場	1 棟	R C	246.19 m ²	その他
管理施設	焼却炉	1 棟	R C	630 m ²	その他
管理施設	西入口ブース	1 棟	S	3 m ²	西口広場
管理施設	中央駐車場ブース	2 棟	S	6.94 m ²	リゾートエリア
管理施設	温室(1)	1 棟	S	189 m ²	その他
管理施設	温室(2)	1 棟	S	240.87 m ²	その他
管理施設	ガラス室	1 棟	S	236.25 m ²	その他
管理施設	インフォメーション	1 棟	R C	53.55 m ²	子供の森広場
管理施設	管理センター	1 棟	R C	1611.84 m ²	リゾートエリア
管理施設	西口管理詰所	1 棟	R C	224.34 m ²	西口広場
管理施設	プール北管理棟	1 棟	R C	478.51 m ²	サンシャインプール
管理施設	海中口管理棟	1 棟	W	159.4 m ²	その他
管理施設	ワンダーワールド口管理棟	1 棟	R C	447.67 m ²	子供の森広場
管理施設	光と風の広場管理棟	1 棟	R C	1606.08 m ²	光と風の広場
管理施設	カモ池口管理棟	1 棟	W	49.2 m ²	光と風の広場
管理施設	ドッグラン管理棟	1 棟	W	44.7 m ²	光と風の広場
管理施設	環境共生の森活動拠点施設	1 棟	W	230.75 m ²	環境共生の森
管理施設	利活用拠点施設	1 棟		170 m ²	森の池エリア
管理施設	管理センター車庫1	1 棟	R C	320.75 m ²	リゾートエリア
管理施設	管理センター車庫2	1 棟	R C	50 m ²	リゾートエリア
管理施設	倉庫(焼却場)	1 棟	R C	317.78 m ²	リゾートエリア
管理施設	いこいの森倉庫	1 棟	R C	42 m ²	いこいの森
管理施設	大芝生広場倉庫	1 棟	R C	50.79 m ²	大芝生広場
管理施設	汚水ポンプP1-1	1 棟	R C	27.41 m ²	リゾートエリア
管理施設	汚水ポンプP1-2	1 棟	R C	30.63 m ²	子供の森広場
管理施設	汚水ポンプP1-3	1 棟	R C	30.63 m ²	水辺の広場
管理施設	汚水ポンプP1-4	1 棟	R C	23.16 m ²	西口広場
管理施設	汚水ポンプP1-5	1 棟	R C	34.92 m ²	リゾートエリア
管理施設	汚水ポンプP1-6	1 棟	R C	37.07 m ²	水辺の広場
管理施設	汚水ポンプP2-1	1 棟	R C	23.16 m ²	動物の森
管理施設	汚水ポンプP2-2	1 棟	R C	27.41 m ²	いこいの森
管理施設	光と風の広場排水機場	1 棟	R C	65.9 m ²	光と風の広場
管理施設	東池濾過器室	1 棟	R C	52.25 m ²	水辺の広場
管理施設	壁泉濾過器室	1 棟	R C	6 m ²	水辺の広場

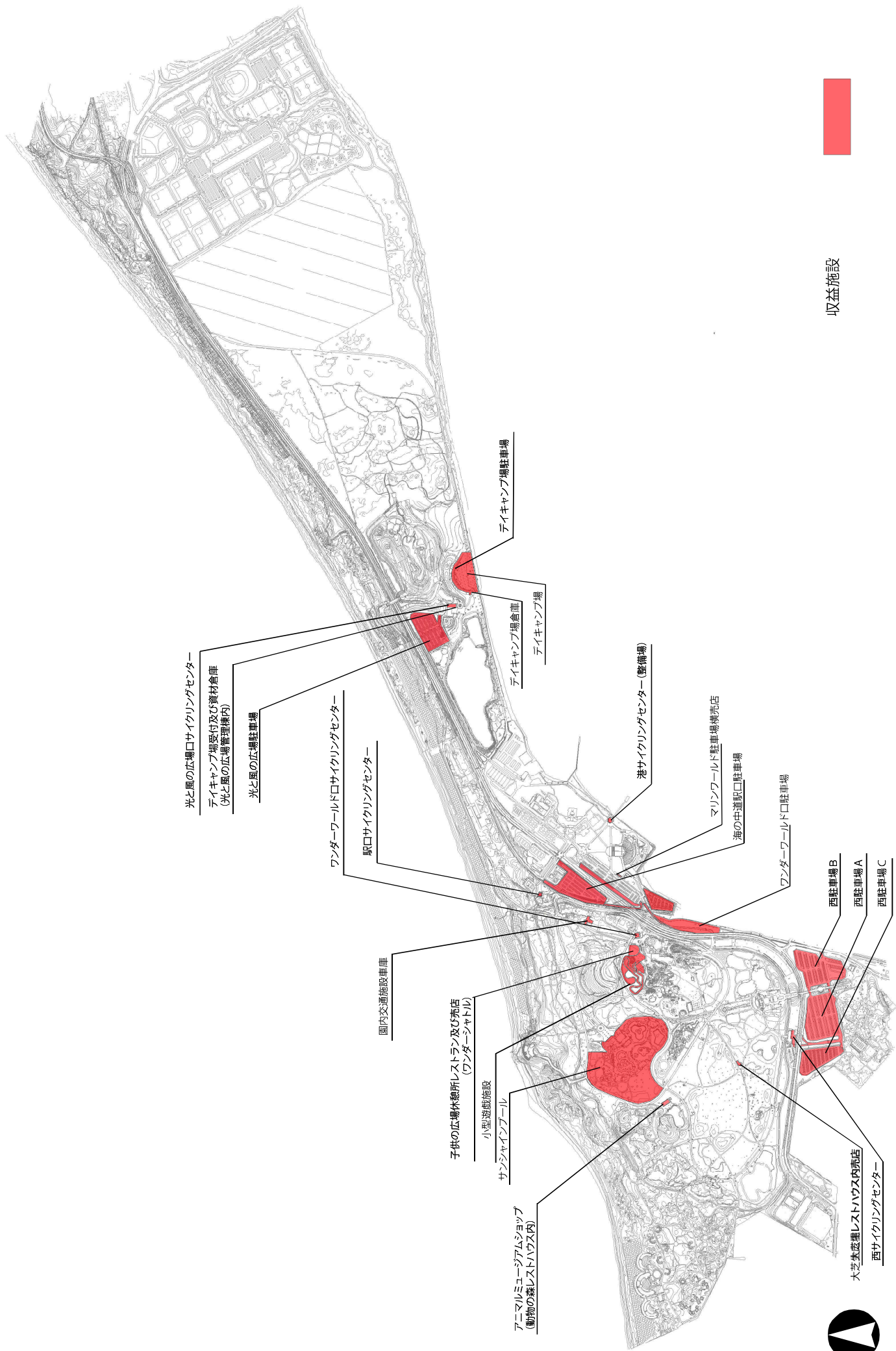
分類	名 称	数 量	構造	(面積) 単位	設置箇所
管理施設	小動物放飼園ポンプ室	1 棟	R C	17.71 m ²	動物の森
管理施設	大芝生広場ポンプ室	1 棟	R C	16 m ²	大芝生広場
管理施設	冒険の池ポンプ室	1 棟	R C	12.93 m ²	子供の森広場
管理施設	冒険の池ポンプ室(管理棟)	1 棟	R C	5.7 m ²	子供の森広場
管理施設	中央受電所	1 棟	R C	99.54 m ²	子供の森広場
管理施設	シオヤ電気室棟	1 棟	R C	72 m ²	潮見台エリア
管理施設	ワンダーワールド電気室	1 棟	R C	95.32 m ²	子供の森広場
管理施設	光と風の広場中央受電所	1 棟	R C	140.7 m ²	光と風の広場
管理施設	プールA電気室	1 棟	R C	192 m ²	サンシャインプール
管理施設	プールB電気室	1 棟	R C	144 m ²	サンシャインプール
管理施設	シオヤ展望管理事務所	1 棟	R C	749.29 m ²	潮見台エリア
管理施設	西口スカイシェルター	1 棟	R C	290.73 m ²	西口広場

平成31年度中に整備予定。建物面積は変更の可能性がある。

収益施設一覽

表 収益施設一覧

公園施設の名称		許可予定面積 (㎡)	必須/裁量	備考	
1	駐車場	西駐車場 A	34,825	必須	
		西駐車場 B	24,870	必須	
		西駐車場 C	16,289	必須	
		海の中道駅口駐車場	18,464	必須	
		ワンダーワールド口駐車場	14,000	必須	次期拡大予定(面積を要修正)
		光と風の広場駐車場	17,115	必須	
2	レンタサイクル施設	西サイクリングセンター	785	必須	
		ワンダーワールド口サイクリングセンター	184	必須	
		駅口サイクリングセンター	142	必須	
		光と風の広場口サイクリングセンター	296	必須	
		港サイクリングセンター	295	裁量	(保管・自転車整備場として活用)
3	飲食・物販施設	子供の広場休憩所レストラン及び売店(ワンダーシャトル)	2,310	必須	業務用駐車場含む
		大芝生広場レストハウス内売店	146	必須	
		マリンワールド駐車場横売店	38	必須	バックヤード倉庫含む
		アニマルミュージアムショップ(動物の森レストハウス内)	11	必須	
		プール内売店 A	159	必須	サンシャインプールの内数
		プール内売店 B	80	必須	
		プール内売店 C	82	必須	
4	デイキャンプ場	デイキャンプ場	12,767	必須	サイト 40 区画 2,752m ² 炊事棟 2 棟 115m ² /棟
		デイキャンプ場受付及び資材倉庫(光と風の広場管理棟内)	25	必須	
		デイキャンプ場倉庫	43	必須	
		デイキャンプ場駐車場	2,559	必須	
5	サンシャインプール	プール、管理棟、ロッカー棟等	92,243	必須	営業期間及びその前後の開設準備・撤去期間に限り収益施設として運営
6	自動販売機	清涼飲料水等 建物内 14 台	15	必須	
		清涼飲料水等 屋外 53 台	83	必須	
7	小型遊戯施設	F1バッテリーカー、ミニSL、エジプト迷路、ゴーカート、日本の名車歴史館	13,279	裁量	
8	園内交通施設	園内交通車両、車庫、停留所	177	裁量	

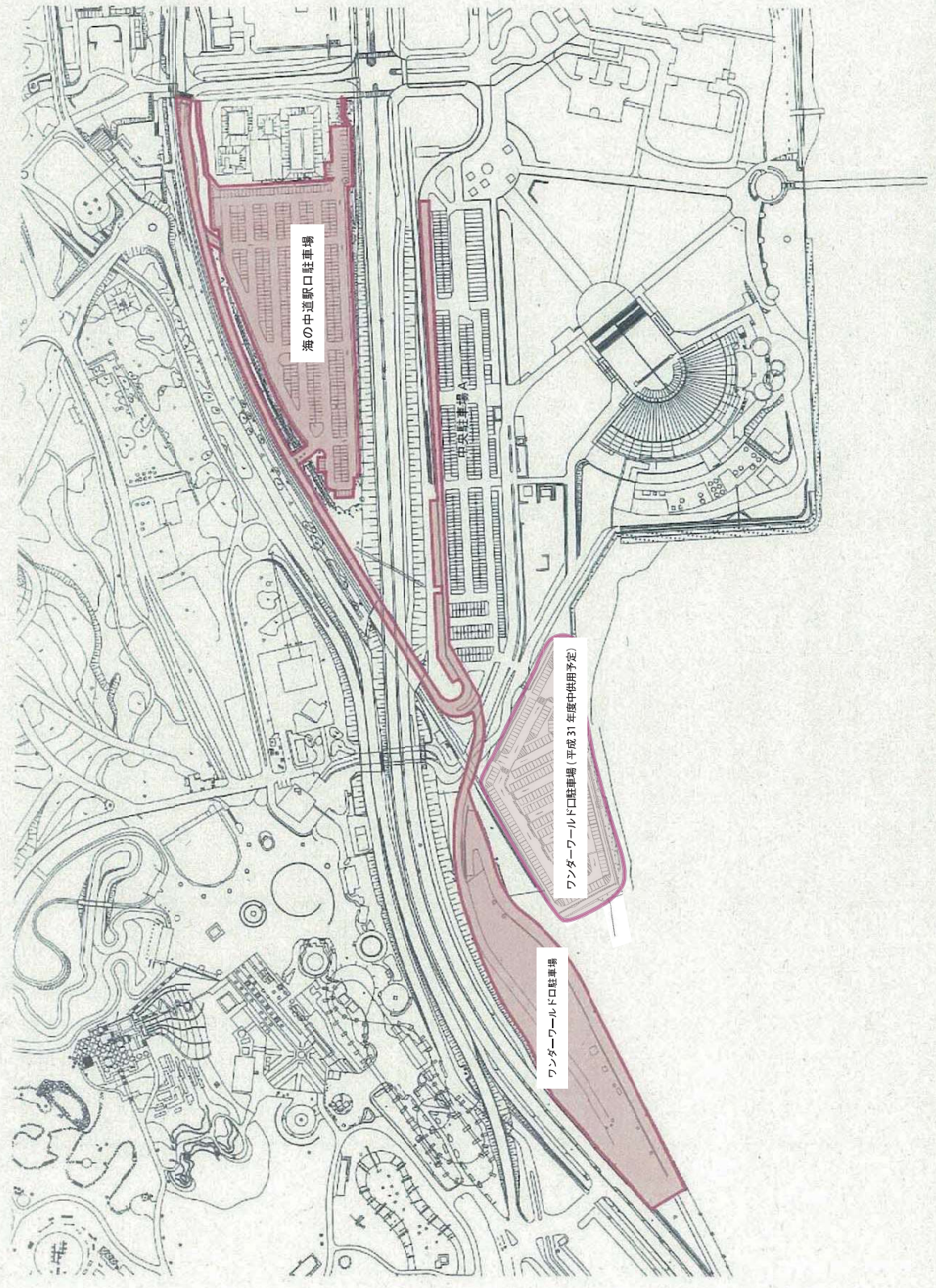


収益施設

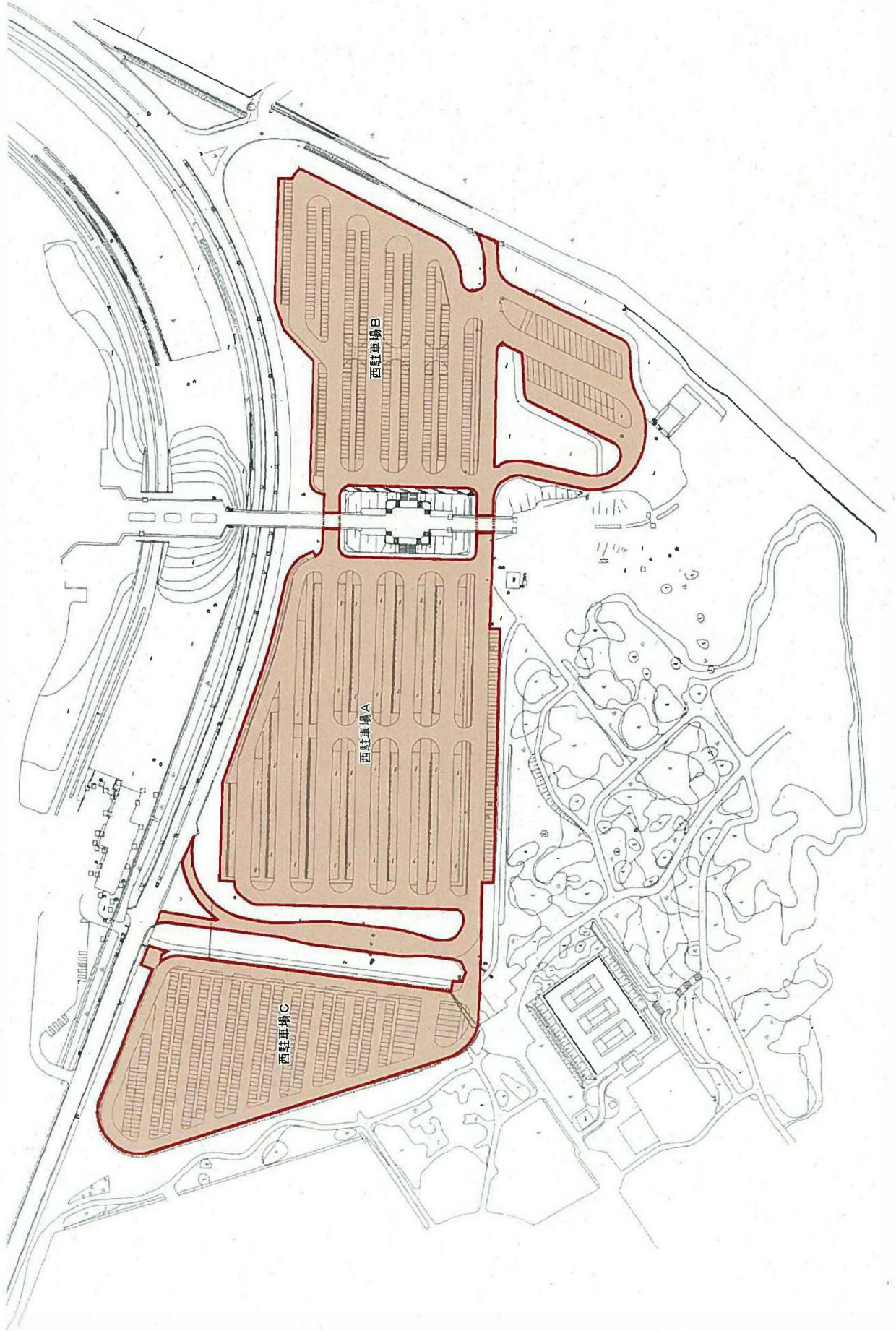


園内交通施設バス停：13箇所

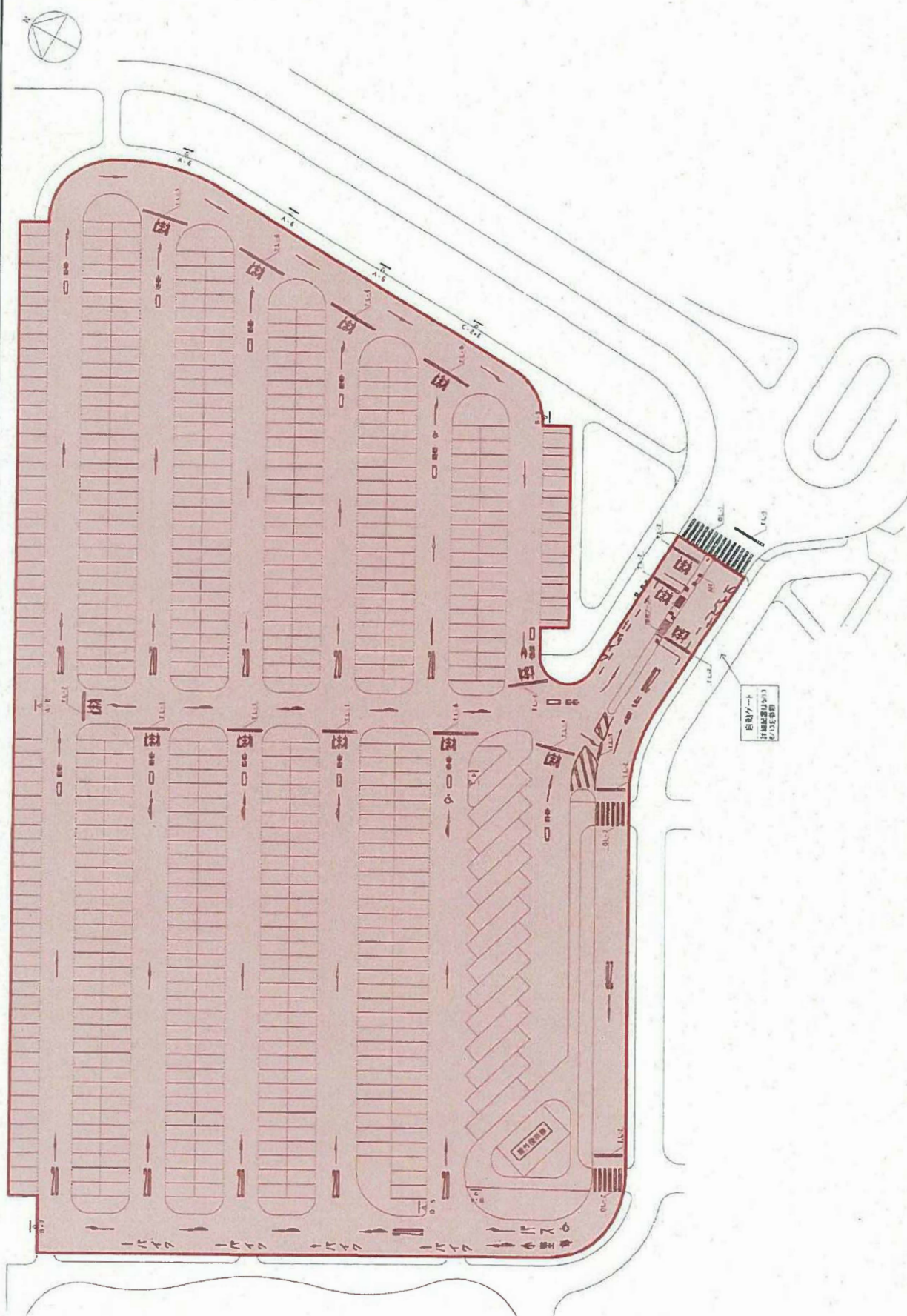
海の中道駅口駐車場、ワンダーワールド口駐車場



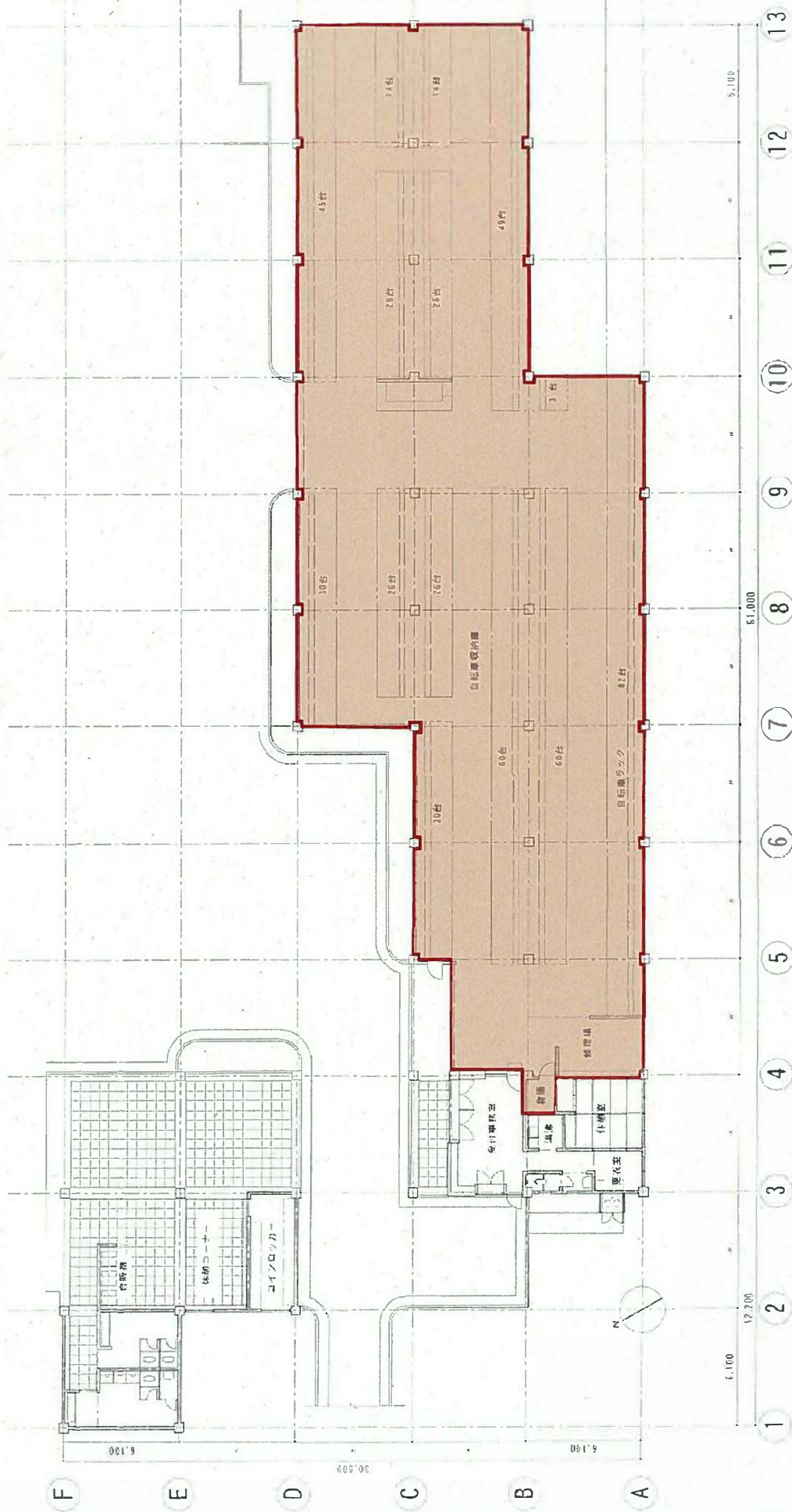
西駐車場 A, B, C



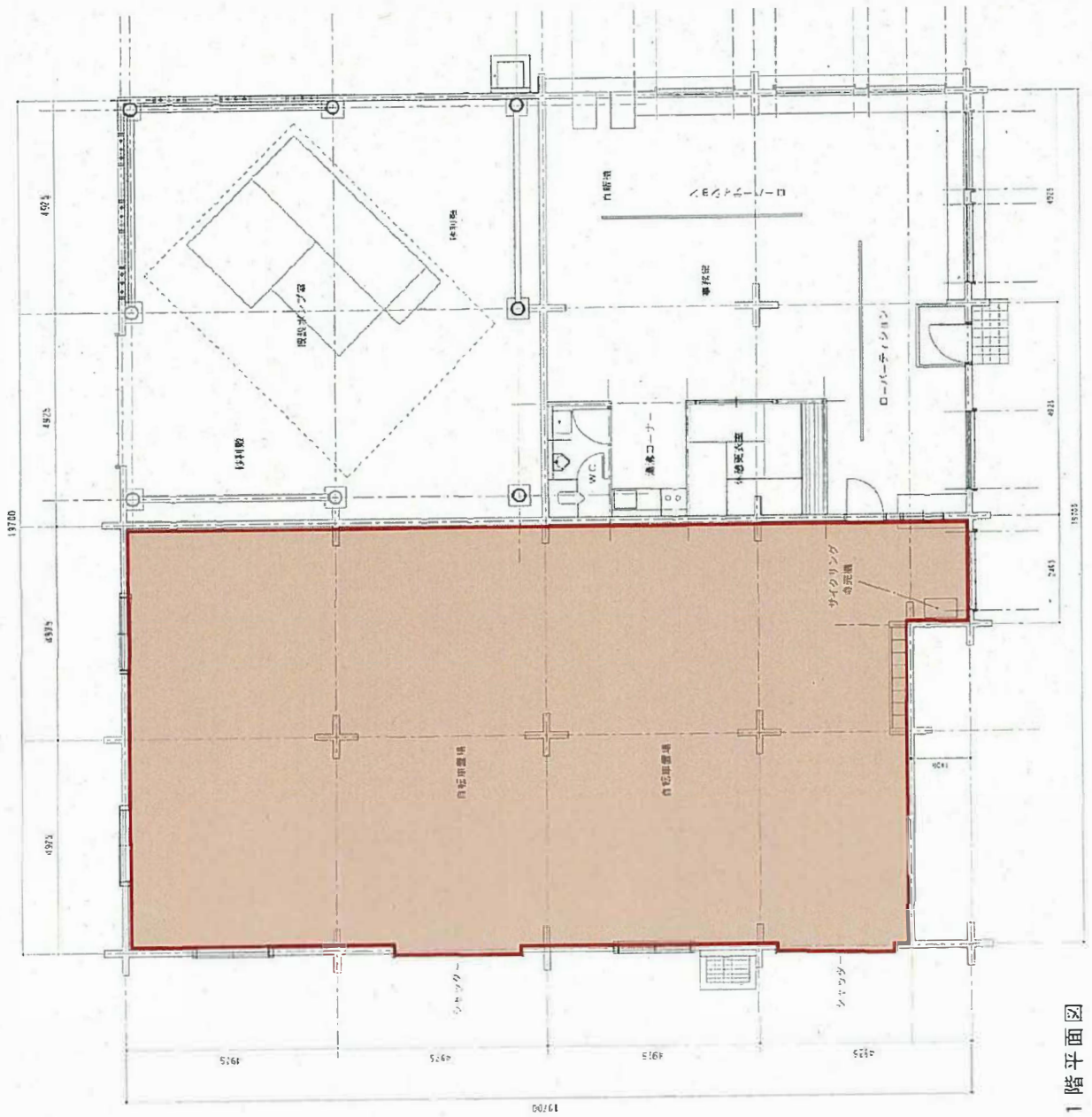
光と風の広場駐車場



西サイクリングセンター

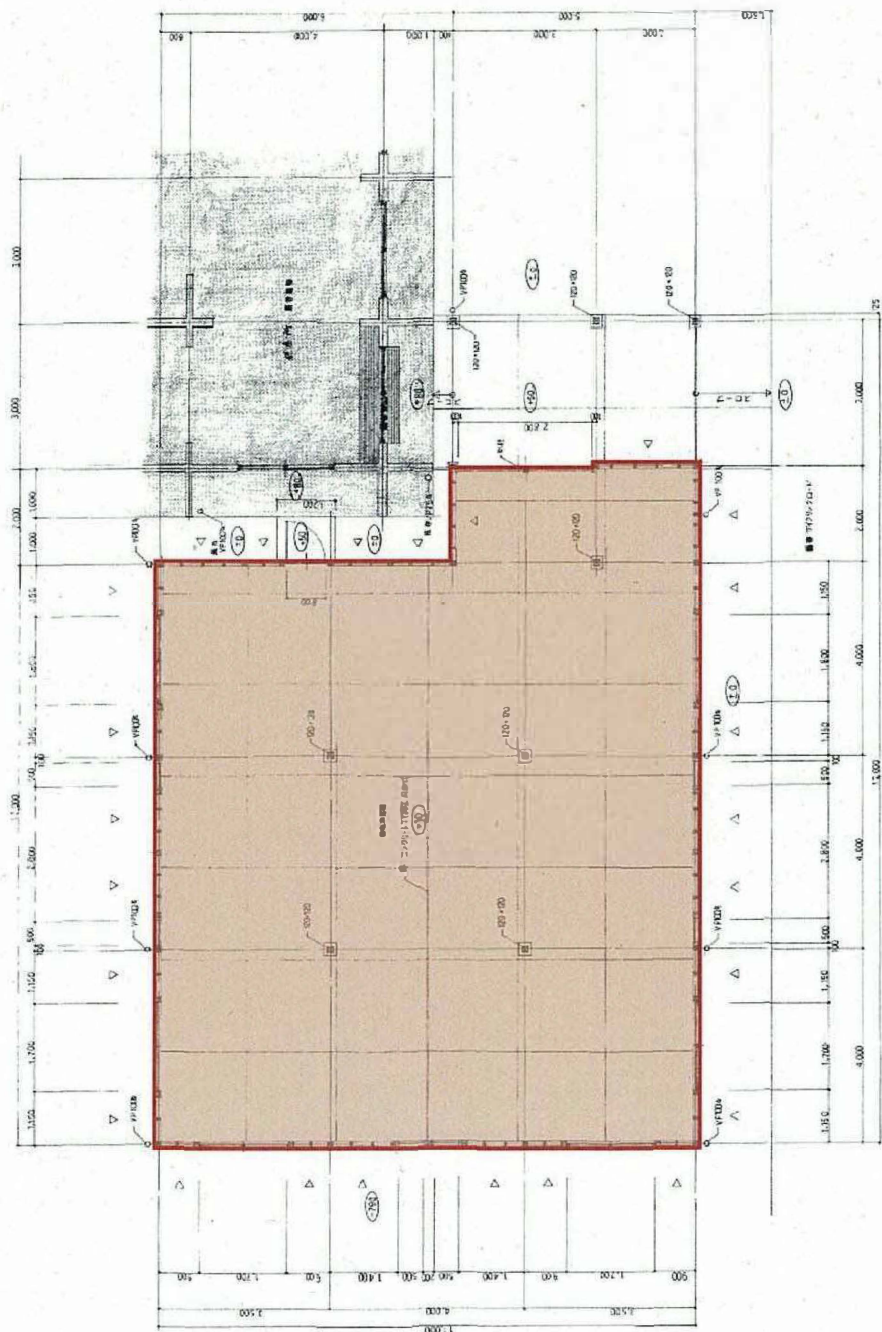


ワンダーワールドサイクリングセンター

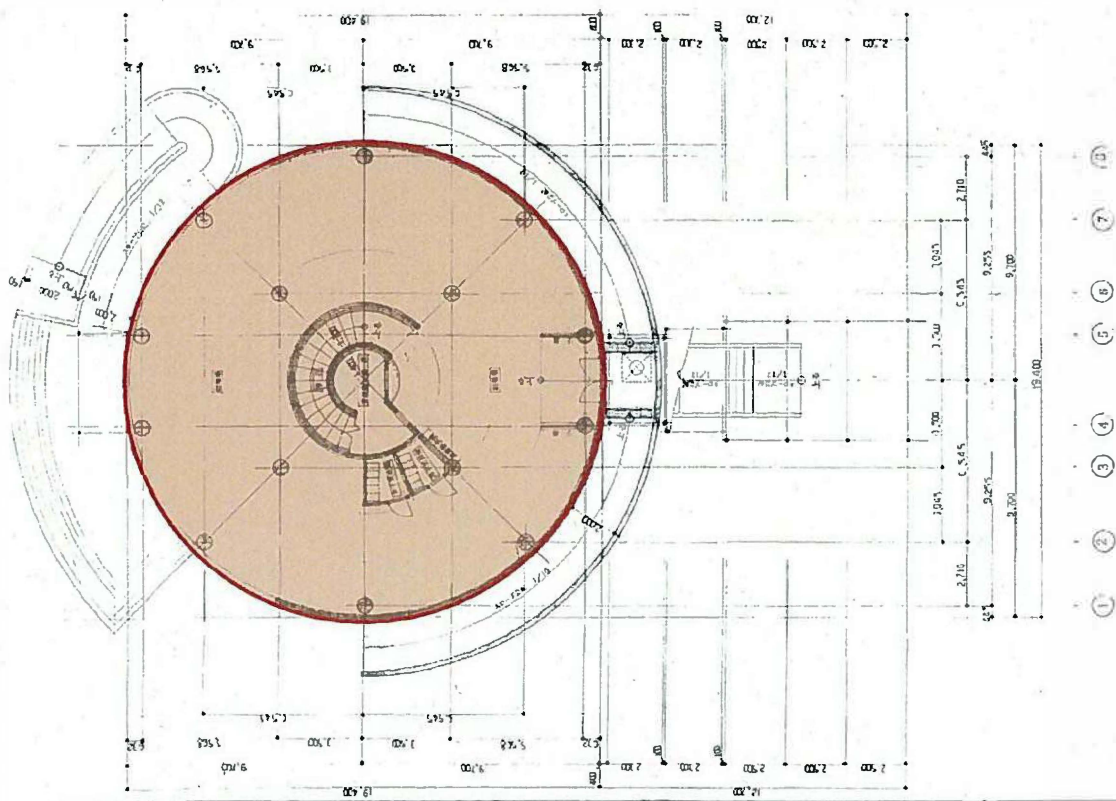
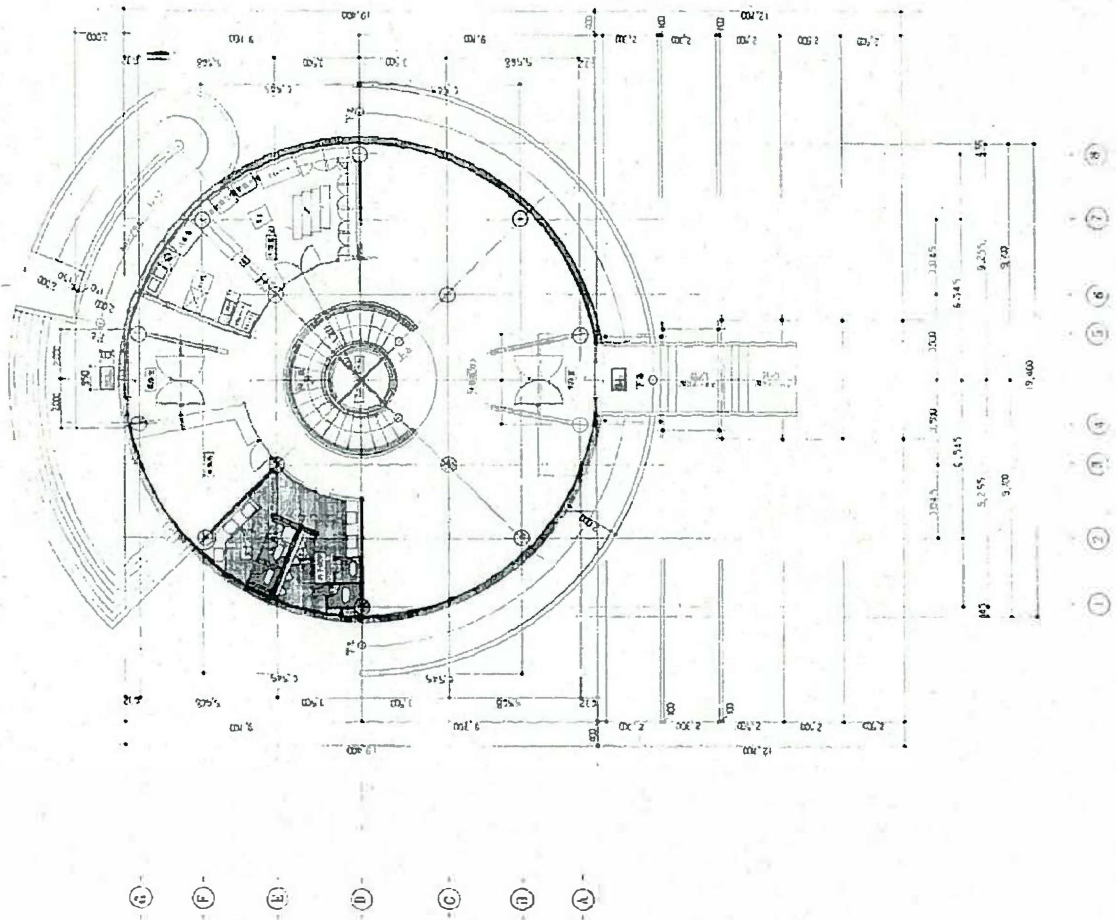


1階平面図

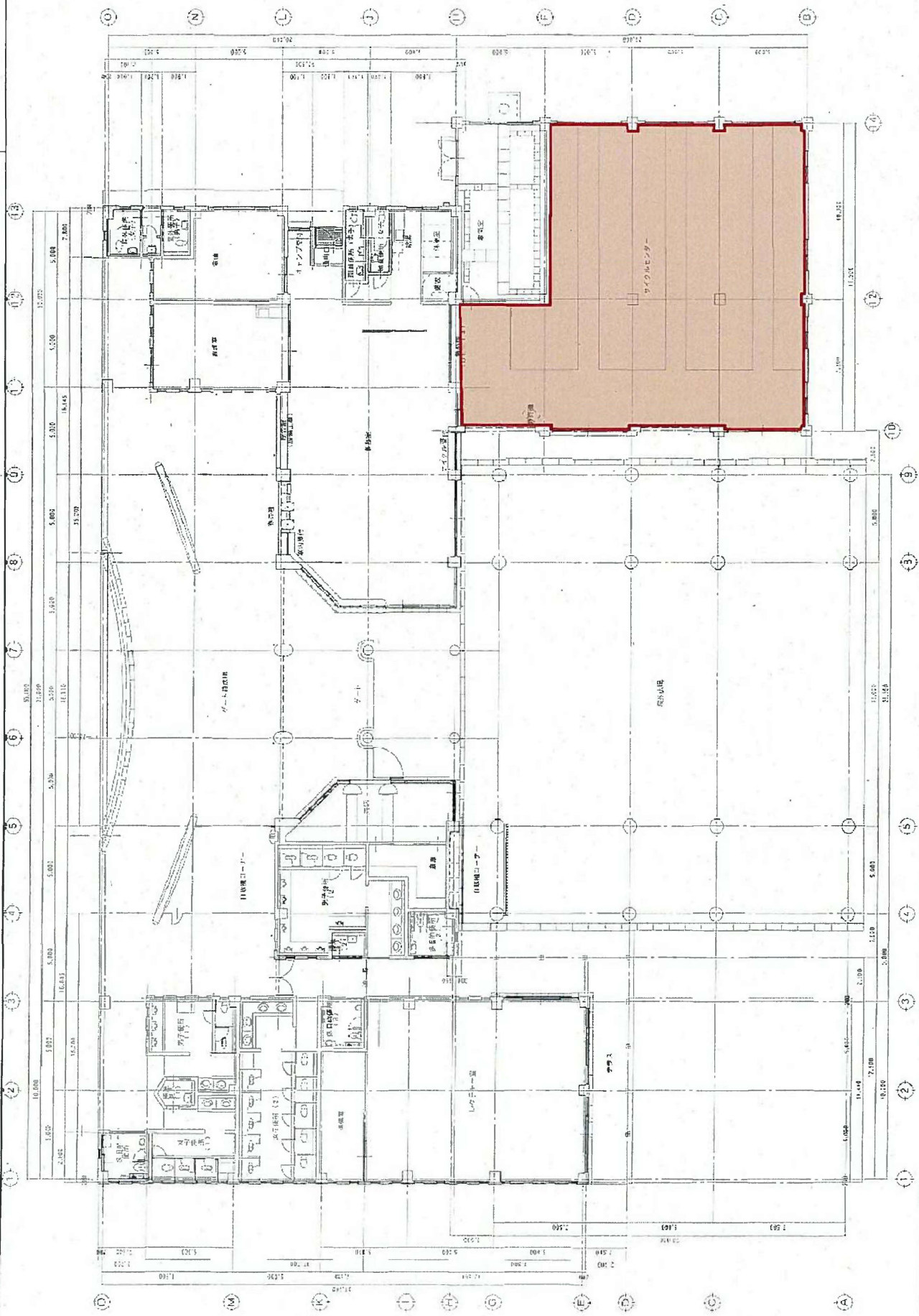
駅ロサイケリングセンター



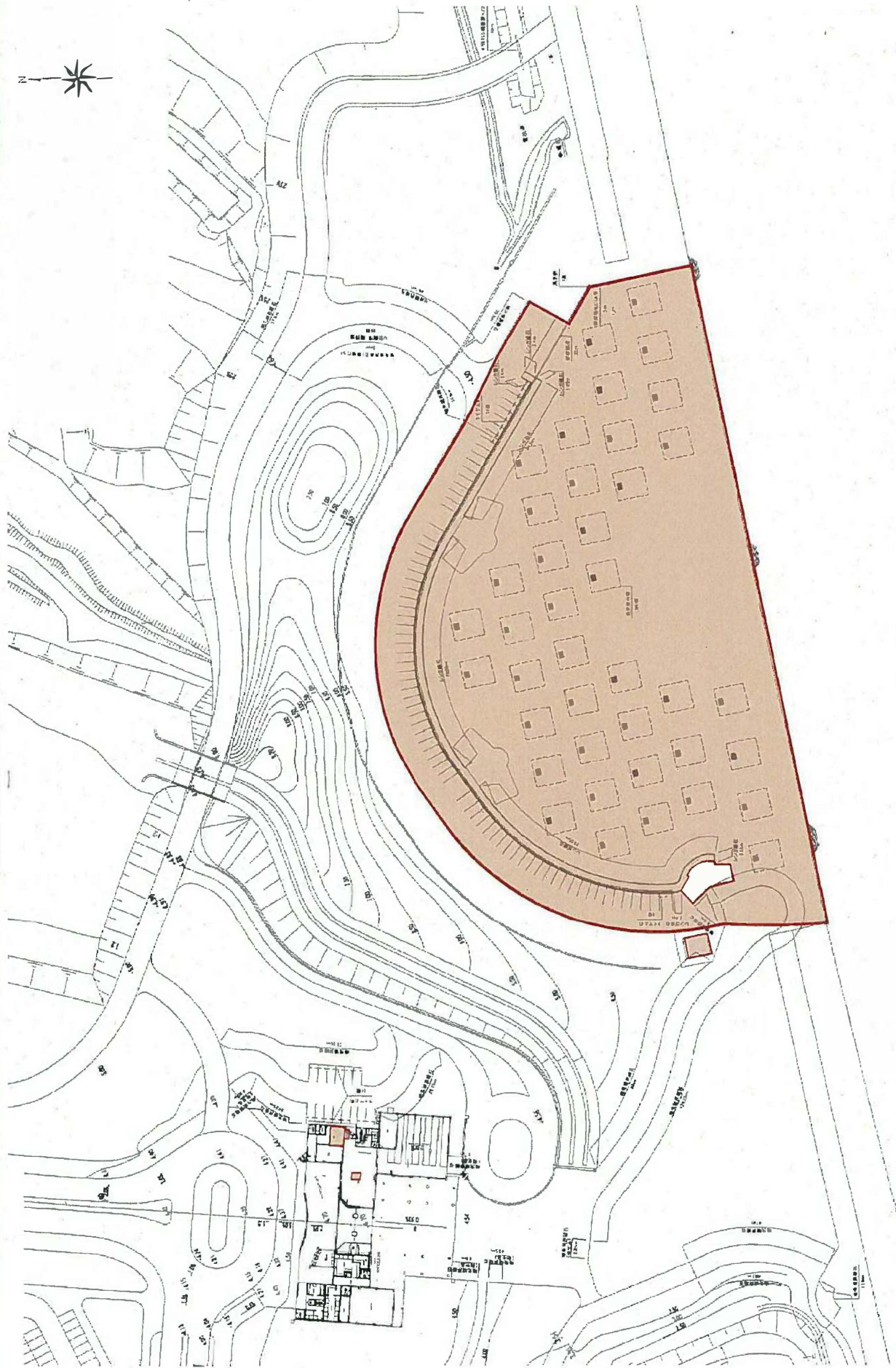
港サイクリングセンター



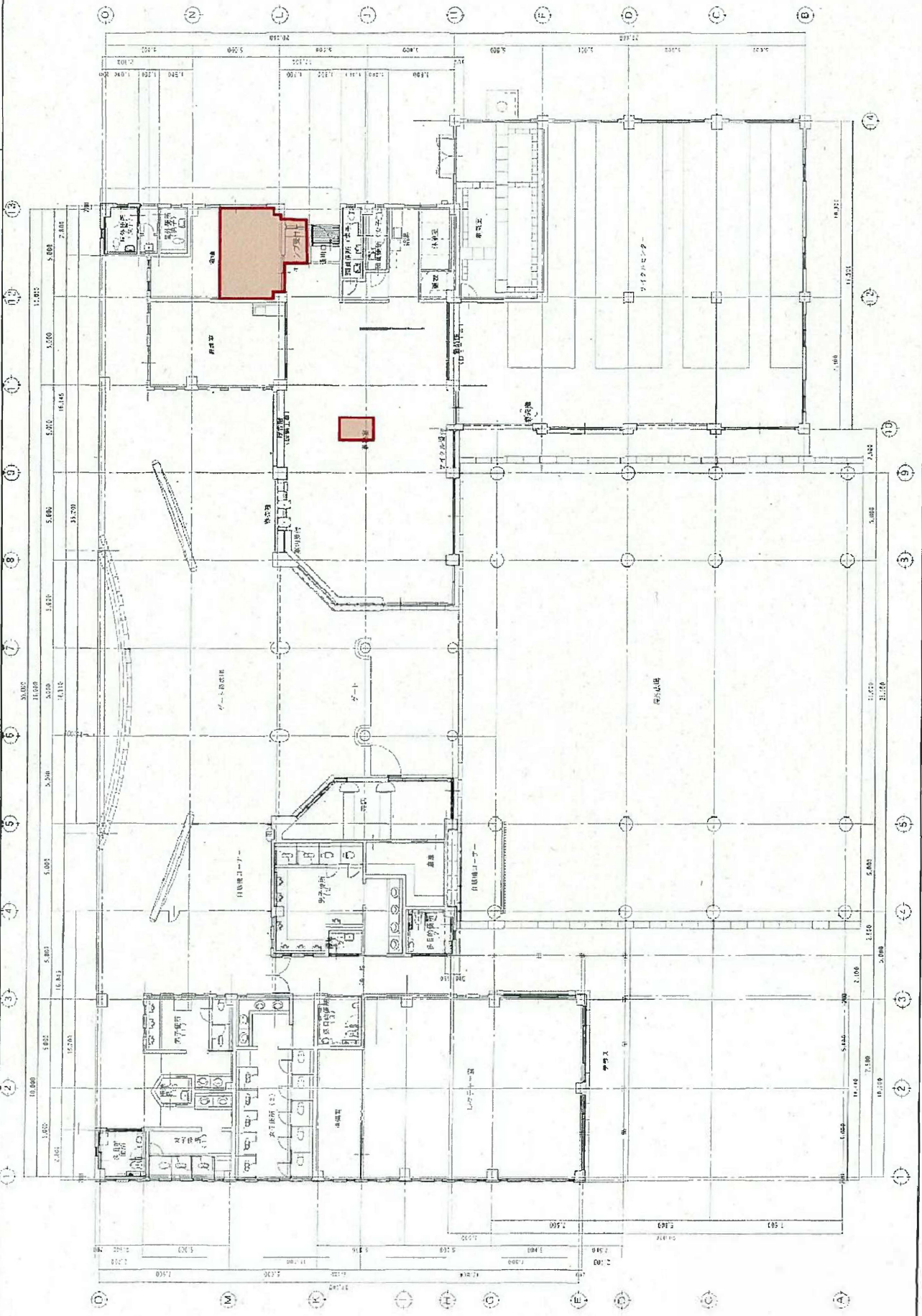
光と風の広場ロサイクリングセンター



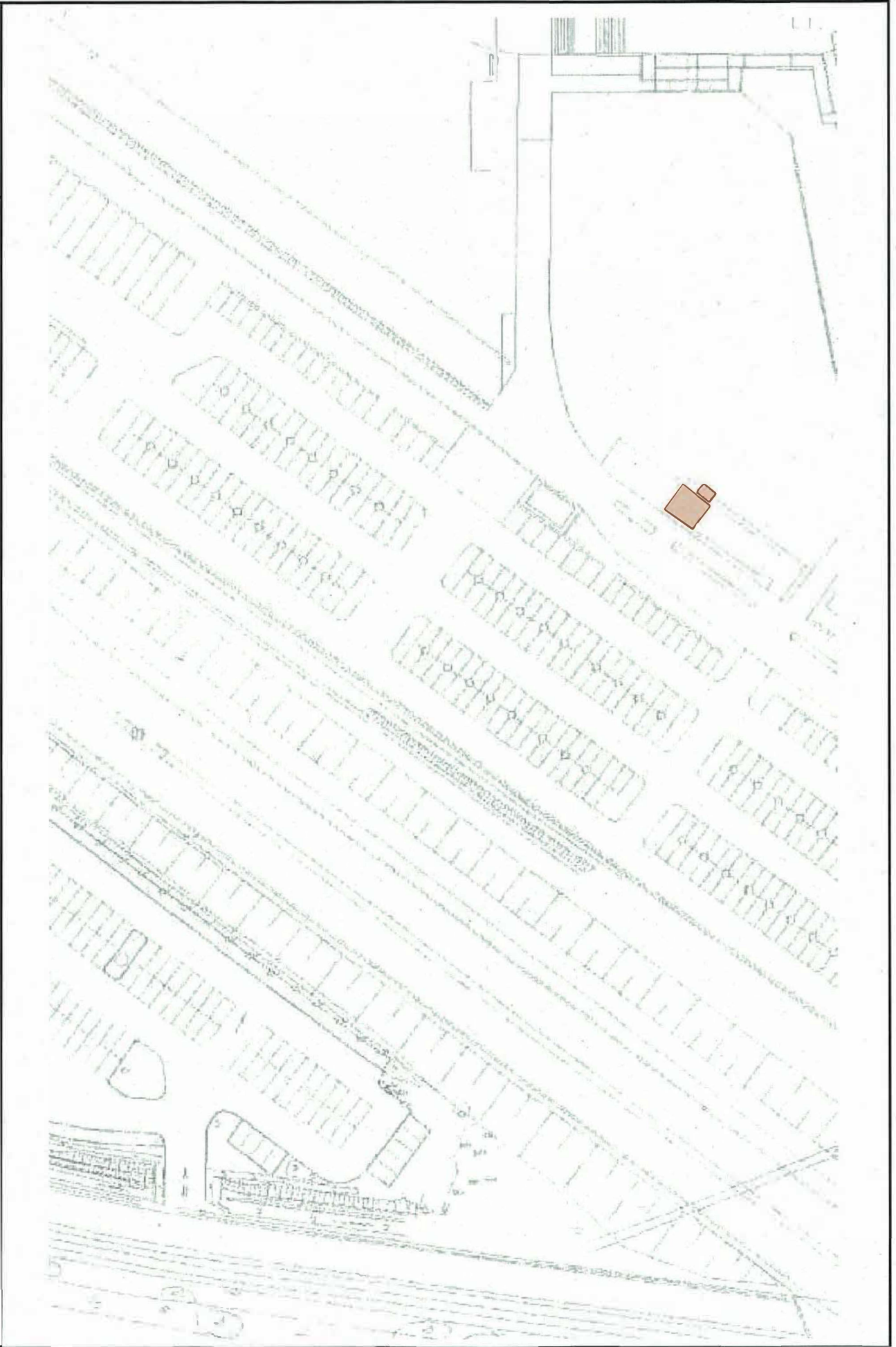
デイキャンプ場 全体図



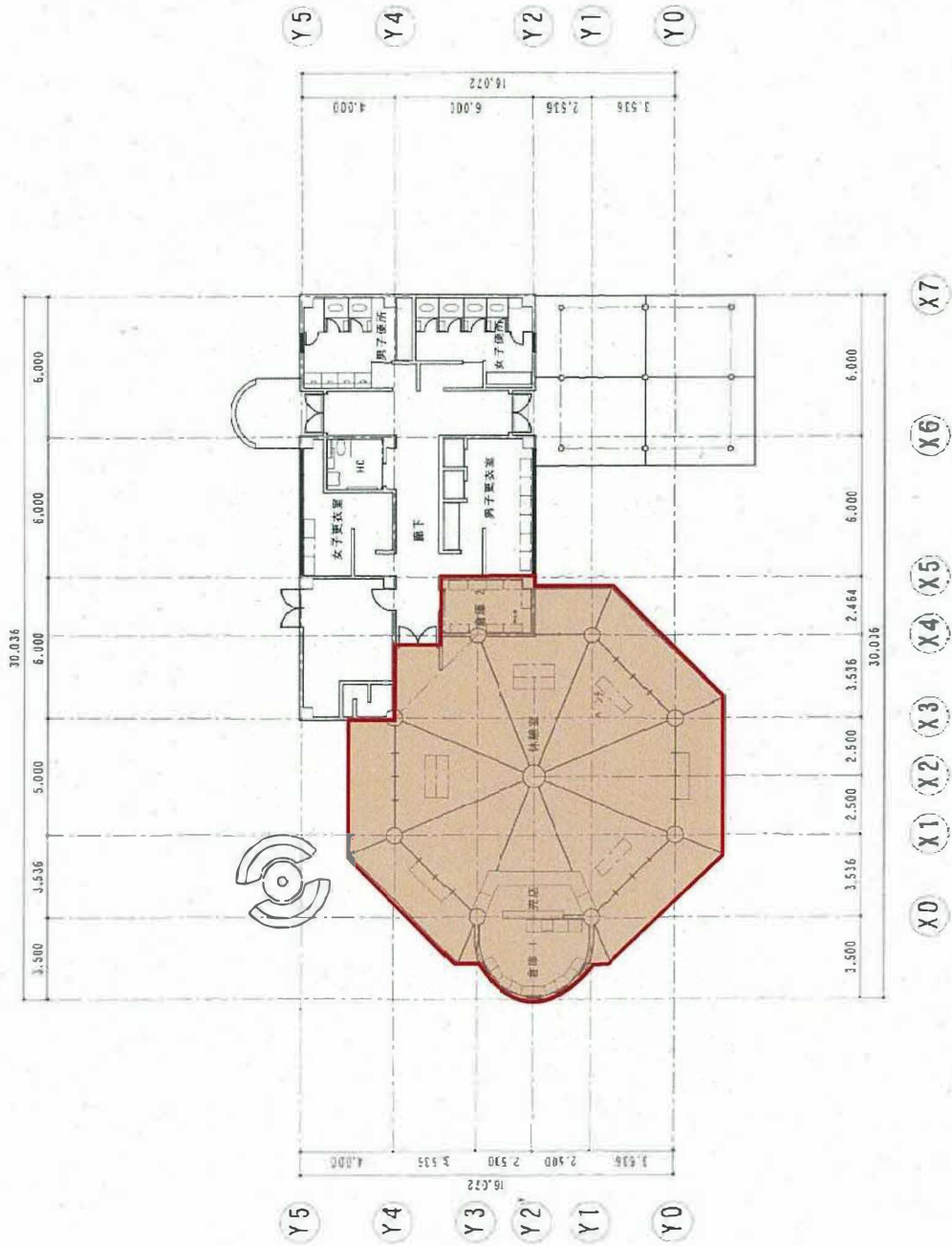
デイキャンプ場受付及び資材倉庫（光と風の広場管理棟内）



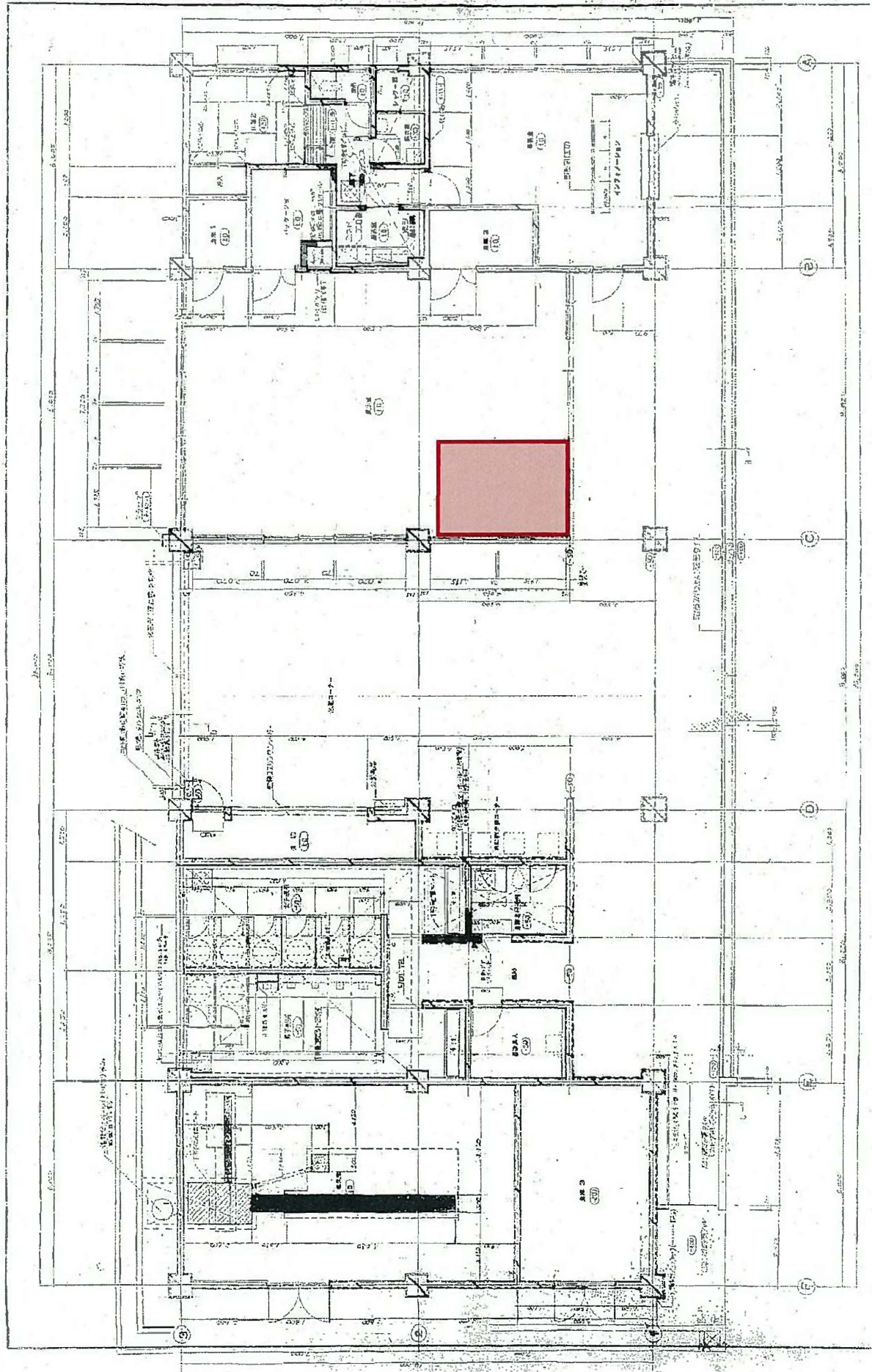
マリワールド駐車場横売店



大芝生広場レストハウス内売店



アニマルミュージアムショップ(動物の森レストハウス内)





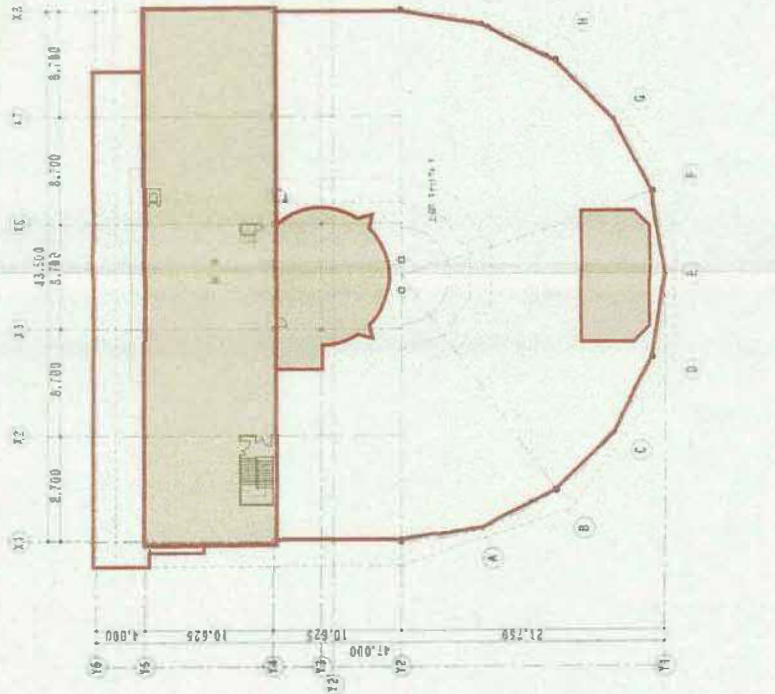
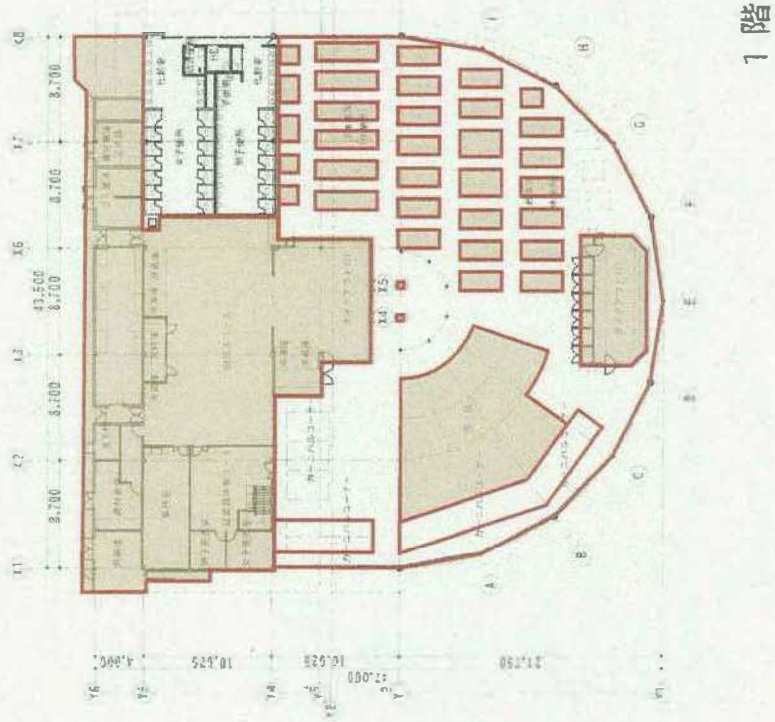
S=1:1000 (A1幅)

全体平面図
(サンシャインブール全体図)

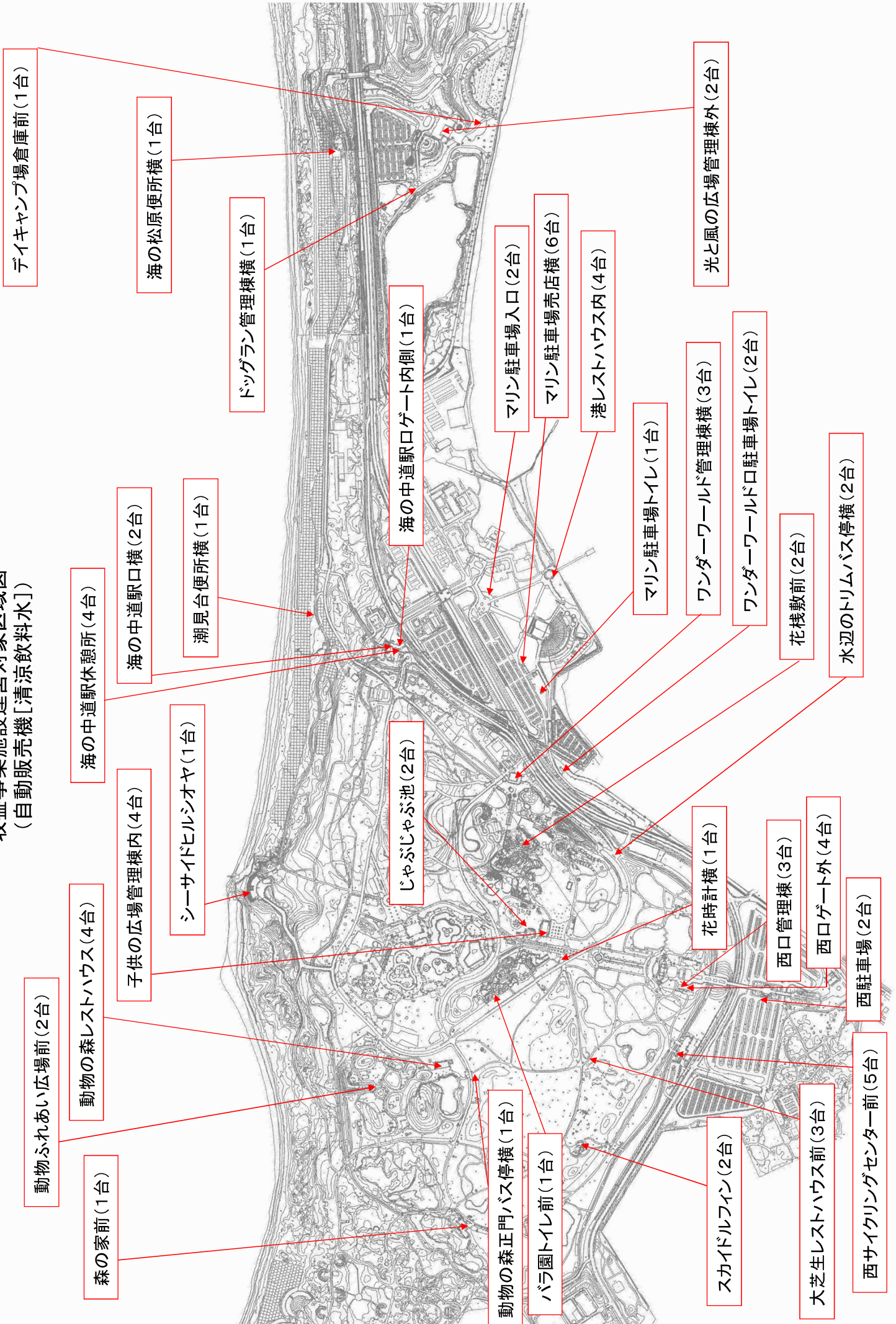


子供の広場休憩所レストラン及び売店(ワンダーシャトル)

1 : 400



収益事業施設運営対象区域図
(自動販売機[清涼飲料水])



デイキャンプ場倉庫前(1台)

海の松原便所横(1台)

ドッグラン管理棟横(1台)

海の中道駅ロケット内側(1台)

マリンスター場入口(2台)

マリンスター場売店横(6台)

港レストハウス内(4台)

光と風の広場管理棟外(2台)

海の中道駅休憩所(4台)

海の中道駅口横(2台)

潮見台便所横(1台)

じゃぶじゃぶ池(2台)

マリンスター場入口(2台)

マリンスター場売店横(6台)

港レストハウス内(4台)

マリンスター場トイレ(1台)

ワンダーワールド管理棟横(3台)

ワンダーワールド口駐車場トイレ(2台)

花栈敷前(2台)

水辺のトリムバス停横(2台)

動物ふれあい広場前(2台)

動物の森レストハウス(4台)

子供の広場管理棟内(4台)

シーサイドヒルシオヤ(1台)

動物の森正門バス停横(1台)

バラ園トイレ前(1台)

花時計横(1台)

西口管理棟(3台)

西口ゲート外(4台)

西駐車場(2台)

森の家前(1台)

スカイドルフィン(2台)

大芝生レストハウス前(3台)

西サイクリングセンター前(5台)

国営海の中道海浜公園 運営維持管理基本方針

平成31年4月

国土交通省 九州地方整備局

目 次

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ	1
1. 1 公園建設の目的及び計画理念	1
1. 2 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的	1
1. 3 運営維持管理基本方針の位置づけ	2
1. 4 運営維持管理基本方針の対象	2
2. 運営維持管理の基本方針	3
2. 1 国営海の中道海浜公園の公園づくりの基本理念	3
2. 2 今後の運営維持管理の基本方針	3
3. 運営維持管理の重点事項	5

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

1. 1 公園建設の目的及び計画理念

海の中道海浜公園（以下「本公園」という。）は、昭和47年に返還された米軍博多基地（キャンプ博多）の跡地利用について様々な検討が行われたことに端を発している。広大で良好な自然環境を有する、玄界灘と博多湾を隔てて志賀島へ伸びる半島「海の中道」において、北部九州における広域的なレクリエーション利用、「白砂青松」の良好な自然環境の保全を目的に、大規模都市公園として昭和50年に都市計画決定を行い、国内第5番目の国営公園である。

その後、昭和51年に以下の基本理念及び基本方針が策定され、現在でも引き継がれているところである。

【海の中道海浜公園建設の基本理念】

「海の中道」の歴史的形成過程とその進化の方向性及び自然生態的段階を十分認識した上で、より積極的に高度な環境を創出することと、レクリエーション需要の増大と多様な公共レジャーの需要に対応した循環的かつ長期的に対応しうる内容と質を確保する。また、この目標は福岡県内にとどまらず広域圏を対象としてとらえるべきである。

【海の中道海浜公園建設の基本方針】

1. 本公園の特色ある地形、すなわち、海の中道と称される細長い半島と、その歴史的、文化的背景に留意し、現状の自然環境を尊重するとともに、修景技術を導入して、自然の中に、自然と人との楽しい関わりあいを求めることを基調とする。
2. 野外のレクリエーションを気軽に楽しみ、また自然環境の中にあつて、自然学習と研修の場とする。
3. 既存の自然を生かしながら、緑、芝生、花、池、丘などによって、新たなランドスケープを造成する。

1. 2 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

本公園は、通称「海の中道」の中央部、幅0.5～1 km、長さ約6 kmの区間にわたって位置し、地形は平坦で海浜地特有のクロマツ林を主体とした海岸線を有したいわゆる白砂青松の景観を持ち、計画面積約539haの広さを有し、平成29年度には約261万人が来園している。

本公園は、昭和56年10月に第1期開園し、平成22年3月には「環境共生の森(みらいの森)」、平成23年3月には「海の松原(玄界灘海浜部中央部及び西部)」を順次開園し、現在では約298.5haが開園している。本公園では、「基本計画」や平成29年に公表した「整備・管理運営プログラム」に基づき、老朽化に対応した改修と維持管理を進めているところである。

一方、「公共サービス改革基本方針（H30年7月10日閣議決定）」に基づき、平成25年度からの維持管理業務に民間事業者も含めた総合評価による競争入札を行うこととなり、事業者に対し、維持管理業務にあたっての基本的な考え方を示す必要が生じている。

以上のような背景を踏まえ、「運営維持管理基本方針」を策定した。

1. 3 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、九州地方で第1号の国営公園である国営海の中道海浜公園が、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①運営維持管理の基本方針
- ②運営維持管理の重点事項

1. 4 運営維持管理基本方針の対象

基本方針は、既に供用している全園を対象としたものである。今後の維持管理においては、レストランや駐車場等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

2. 運営維持管理の基本方針

2. 1 海の中道海浜公園の公園づくりの基本理念

本公園では、これまで、上述した設置目的・計画理念に基づく公園づくりを進めてきた。今後は、社会情勢の変化などを背景として整備及び運営維持管理を進めていくこととなるが、設置目的・計画理念については共通した考え方として今後4年間も継承していく。

2. 2 今後の運営維持管理の基本方針

本公園は、その存在価値や利用価値を、継承・連携・発信していくことにより、良好な自然的条件を有効利用し、多様なレクリエーションの需要に対応する都市公園としての役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進等に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に価値があることである。この存在価値は、市場原理になじみにくく、持続的に維持しなければならない根元的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を継承・連携・発信していくためには、国営海の中道海浜公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国、運営維持管理事業者、NPO、ボランティア、利用者等）が、今後の国営海の中道海浜公園のあるべき目標・将来像を共有し、国営海の中道海浜公園のさらなる魅力向上に向けた取組を推進していく必要がある。

そのため、今後の国営海の中道海浜公園における運営維持管理の基本的な方針として、以下に示す基本方針を設定した。

基本方針1) 広域レクリエーション需要への対応

玄界灘と博多湾に挟まれた広大で豊かな自然環境を活かしつつ、サンシャインプールや海洋生態科学館等の本公園に存する多様な施設との連携を図りながら、本公園が持つ資源を最大限活用するとともに、多様な主体と連携し、季節に応じた多種・多様な行催事を実施することにより、北部九州並びにより広域に居住する人々にとって魅力ある公園とする。

基本方針2) 環境共生の取り組み

本公園の豊かな自然環境や多様な施設を活かし、環境教育の場としての機能の強化、植物性廃材の活用等によるゼロ・エミッションの推進、地域住民との協働による新たな森づくり等、地域の環境を向上させる取組を発展させていくことにより、環境共生の取組の拠点となる公園とする。

基本方針3) ユニバーサルデザインの積極的な取り組み

公園利用者へのホスピタリティーの向上に努めるとともに、子供の広場等のユニバーサルデ

ザインに配慮した多様な公園施設にあわせ、公園利用者の活動に応じたハード面及びソフト面での取組を充実することによって、年齢、国籍、障がいの有無を問わず、すべての人々が様々な活動を楽しむことが出来る公園とする。

基本方針4) 来園者の安全・安心の確保

様々な活動が行われる本公園において、利用者の安全を確保する際には、単に活動を規制するのではなく、巡視活動や安全指導等により、本公園の施設特性を活かした安全対策となるよう努める。また、地震・津波等の大規模災害の発生や口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の動物感染症発生等の非常時に適切かつ迅速な対応が可能となるよう、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、関係機関との連携の構築に努める。

3. 運営維持管理の重点事項

2. で定めた基本方針と併せ本公園の運営維持管理にあたり重点的に取り組む事項を整理した。

(1) 大規模花修景を活かしたイベントの開催

春期・秋期の利用実態調査において、「花がきれいだから」が来園動機の1位となっている状況を踏まえ、年間を通して魅力の高い花修景、花壇・花畑等（除草、枯れた花卉の摘花、灌水、花壇周辺の樹木の剪定等）の管理を行う。

特に、都市緑化月間の推進・啓発を目的とした、春期の「フラワーピクニック」秋期の「うみなか☆はなまつり」では、花の丘、花栈敷、おもちゃ箱花壇、虹の花壇、彩りの花壇を中心に来園者満足度の高い花修景を実施する。

(2) 「動物の森」の資源を活かした展示・イベントの実施

年間を通じて公園利用者のうち3割強の方に利用頂いている「動物の森」において、人と動物がふれあい、観察することによって、その生態や命の尊さ学ぶことができる展示やイベントを実施する。また、ふれあいを基本とした展示を行うことから、動物の健康状態を十分に把握し、常に良好な状態で飼育展示・育成・繁殖等を行うことはもとより、「動物の森」のすべての施設を清潔かつその機能を正常に保持する。

(3) 市民との協働の推進

地域の自然特性と生態系に沿った多様性のある森を創造し、その過程の中で人と自然の関わりについて実感できる場という「環境共生の森（みらいの森）」のコンセプトに沿って、市民参加による一（いち）からの森づくりや田畑（里山）づくりを進める。また、その実施にあたっては、ボランティアとの協働を基本とする。

また、多種多様な自然体験や参加型イベント等を通じ、環境学習や地域づくりを支える人材育成の場等として活用することで公園のもつ多機能性が発揮されるよう、NPO、地域住民及び行政が一体となり、活動できる仕組みづくりを進めるものとする。

(4) 海浜部のクロマツ林の保全・育成

本公園のクロマツ林と白い砂浜の織りなす風景は、「白砂青松」100選に選ばれる等美しい景観を形成しているとともに、防風・防砂といった防災・気象緩和機能も有していることを念頭に適切な保全・育成を行う。

(5) 環境学習プログラムの提供

本公園の広大で良好な自然環境と多様な施設を活かしつつ、子ども達が自然とのふれあいを通して環境の大切さや生物の命の尊さについて学ぶことができる環境学習プログラムを提供する。

(6) 子育て世代の来園者への支援の充実

本公園には、福岡市が推奨する赤ちゃんの駅に登録された授乳室が6箇所あり、利用者の声等をもとにハード・ソフト両面での充実を図っていく。また、子育て支援の主催イベントの企画や持込イベントの誘致なども積極的に実施する。

(7) シルバー層（65歳以上）への配慮

日除け（緑陰など）やベンチ・椅子の適正配置や園内移動手段の充実などで園内の移動円滑化に十分配慮を行う。また、「花がきれいだから」「家族と一日遊べるから」等シルバー層の来園動機となっている事項について、より一層の充実を図る。

(8) 障がい者等への配慮

施設やイベント毎に利用可能情報等をHPや紙媒体の広報物等に掲載し、障がい者自ら（介助者含む。）が公園利用の可否を判断できるよう配慮する。また、参加型プログラムの充実、公園スタッフのサポート技術の向上、簡易なバリアの解消等、障がい者が公園で楽しめるようユニバーサルデザインを意識した取組みを推進する。

また、外国人観光客が十分楽しめるようインバウンド対応にも取り組むものとする。

(9) 津波対策

東日本大震災を教訓に平成23年度に本公園において、シミュレーションを行った上で作成した津波対策マニュアルに従い、園内における海拔表示等のハード面の対応及び来園者の避難誘導や園内放送などのソフト面の対応両面について適切に対応するものとする。

(10) 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザの対応については、「動物の森」が発生源とならないよう常日頃から万全な自主防疫に努めること。また、家畜伝染予防法及び各所管官庁（家きん類が農水省（家畜衛生保健所）、非家きん類の飼育鳥が環境省（動物管理センター）、非家きん類の野鳥が環境省（保険福祉環境事務所））の対応マニュアルに基づき作成した自主防疫指針及び園内及び10km圏内発生時の対応マニュアルに基づき適切に対応する。

(11) 口蹄疫等対策

口蹄疫等動物に関わる感染症について、「動物の森」が発生源とならないよう常日頃から万全な自主防疫に努めること。また、家畜伝染予防法に基づき対応するとともに、周辺地域の発生・拡大等を受けて関係機関より通知等があった場合には、調査職員等と協議し適切かつ迅速に対応する。

H31-35

国営海の中道海浜公園運営維持管理業務
共通仕様書

平成 31 年 4 月

国土交通省九州地方整備局

第1章 総則

第1条 目的

国営海の中道海浜公園（以下「本公園」という。）は、良好な自然環境を活用し、九州地方の広域的なレクリエーション需要に対応するために国が設置したイ号国営公園^{*}である。（別添1「公園平面図」参照）

本公園では、以下の計画理念、テーマの下に総合的に整備、管理、運営を進めている。（別紙5「国営海の中道海浜公園運営維持管理基本方針」参照。）

1. 計画理念

- 1) 広域生活圏居住者の日常及び週末あるいは滞在型のレクリエーション需要に対応するため、多様性、選択性に富んだ諸施設を配置する。
- 2) レクリエーション施設としては、自然に親しみ、休養を目的とするパッシブなレクリエーション面と、運動を目的とするアクティブな施設を選択、配置し、設計に当たっては総合的な土地利用を配慮して、既存集落、産業との調整を図りつつ地域の開発に寄与するものとする。
- 3) 地区の風土を生かし、文化財の保護にも留意して特色ある設計を行う。
- 4) 自然保全については園内における利用施設との調和はもちろん、良好なレクリエーション環境の育成のためにレクリエーション拠点の周辺には保全区域を配置する。
- 5) 良好なレクリエーション環境を整備するため、街路、下水道等の基盤整備を配慮する。

2. テーマ

下記の3つのテーマを基調に、全体的な調和を図りながら、新たなランドスケープを創造し、一貫した統一体として有機的に機能させることを目指している。

- 1) 緑の樹林
- 2) 碧い海
- 3) 輝く太陽

昭和56年の開園時から平成30年3月末までの公園利用者数累計は、約6,177万人であり、平成29年度には年間約261万人の方々に利用されている。

本業務は、本公園において、国の組織である国事務所との調整の下で、九州における広域レクリエーション需要に対応するために設置された国営公園であることを踏まえ、より多くの利用者が安全で快適に利用できるよう、公園利用者サービスや利用指導を図ると共に、公園の質的レベルを維持、向上させ、本公園全般にわたり、動物・植物等の公園資産を保全、増進させることを目的とする。

※イ号国営公園とは、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地。

第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務のうち「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」及び「動物管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 「九州地方整備局」とは、国営公園の管理主体者である九州地方整備局長及び本公園事務所長のこと。
2. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う九州地方整備局の指定する職員で、総括調査員、主任

調査員及び調査員を総称している。なお、事業者には主として主任調査員及び調査職が対応することとなる。

3. 「検査担当者」とは、本業務に関する検査を行う九州地方整備局の指定する職員をいう。
4. 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
5. 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。
6. 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、収益施設等運営者が九州地方整備局及び調査職員と事前に協議し、都市公園（昭和31年法律第79号）法第5条、第6条又は第12条に基づく許可を受けた上で、収益施設等運営者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により繁忙期における臨時飲食・物販及び臨時駐車場の運営・管理、通年で飲食物販施設等の設置運営、指定する既存施設の改修運営や行催事・広報等を行う事業のこと。
7. 「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て施設等運営者の収入とするために施設等運営者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条に基づき許可を受けた上で、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
8. 「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条第2項及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第11条第2項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。
9. 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
10. 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設等運営者が九州地方整備局に納める公園の土地又は建物の使用にかかる料金のこと。
11. 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地又は建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和33年蔵管第1号）に基づき九州地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が九州地方整備局に納める料金のこと。但し、公共性の高い行催事を国営海の中道海浜公園事務所との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
12. 「業務責任者」とは、本仕様書の第13条に示す業務内容である本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画立案、施設・設備維持管理、植物管理、及び動物管理の個々の業務遂行を監理するものこと。
13. 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者をもってそれにあてること。
14. 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
15. 「管理物件」とは、別添1「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、又は、管理許可を受け、若しくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
16. 「国事務所」とは、国土交通省九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所のこと。
17. 「管理事務所」とは、別添3「提供施設一覧及び図面」のうち建物番号21に関連する図面を指す。
18. 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
19. 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
20. 「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
21. 「保守」とは、機器等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
22. 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
23. 「指示」とは、九州地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
24. 「通知」とは、九州地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が九州地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「報告」とは、事業者が九州地方整備局若しくは調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「承諾」とは、事業者が九州地方整備局若しくは調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、九州地方整備局若しくは調査職員が書面により業務上の行為に同意するこ

とをいう。

27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、九州地方整備局若しくは調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。
28. 「提出」とは、事業者が九州地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
29. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。但し、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるが、後日有効な書面と差し替える。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議する。
30. 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
31. 「勧告」とは、九州地方整備局が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
32. 「命令」とは、九州地方整備局が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。
33. 「モニタリング業務」とは、事業者が実施する利用実態調査及び本業務に対する自己評価並びにその結果について九州地方整備局に報告を行う一連の業務を指す。
34. 「関係機関」とは、本業務遂行上関係する、警察、消防、行政等の機関を指す。
35. 「運営維持管理業務以外の施設」とは、当公園内において九州地方整備局が PFI 事業者及び福岡市等に都市公園法 5 条に基づき設置及び管理を許可している公園施設のこと。該当する施設は、海の中道海浜公園海洋生態科学館（マリンワールド）、海の中道海浜公園研修宿泊施設等（ホテル：ザ・ルイガンズ、研修棟、マリーナ、テニスコート、駐車場、シオヤ岬レストハウス）、及び海の中道青少年海の家である。
36. 「運営維持管理業務以外の施設管理者」とは、運営維持管理業務以外の施設等の管理者及び運営者（PFI 事業者、福岡市）のこと。
37. 「施設利用者」とは、収益施設等を利用する者のこと。
38. 「収益施設等」とは、自主事業と収益施設の設置運営管理業務を総称したもの。
39. 「施設等運営者」とは、収益施設等の設置管理運営に関する許可を受けた事業者のこと。
40. 「収益施設等設置管理運営業務責任者」とは、収益施設等の業務全体を監理する者のこと。

第 3 条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 委託業務の実施は、国営海の中道海浜公園運営維持管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第 4 条 準拠規定

委託業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

1. 都市計画法
2. 都市公園法
3. 自然公園法
4. 森林法
5. 森林病虫害等防除法、その他松くい虫防除に関する関係法令等
6. 景観法、屋外広告物条例
7. 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
8. 遺失物法
9. 個人情報の保護に関する法律
10. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
11. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
12. 労働基準法、労働安全衛生法、パートタイム労働法
13. 雇用保険法
14. 労働者災害補償保健法
15. 健康保険法
16. 施設維持、設備保守点検等に関する法律

- 1) 建築基準法
- 2) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 3) 水道法、下水道法
- 4) 消防法
- 5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び建築物環境衛生管理基準(厚生労働省)
- 6) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
以上のほか、施設維持管理及び設備保守点検等に関する関連法規
17. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針及び遊具の安全確保に関する規準 (JPFA-S:2014)
18. 工事に関する法規及び規定
 - 1) 建設業法
 - 2) 建設産業における生産システム合理化指針(平成3年)
 - 3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
以上のほか、工事に関する関連法規等。
19. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
20. 動物管理及び自然環境保護に関する法規・基準
 - 1) 動物の愛護及び管理に関する法律
 - 2) 博物館法
 - 3) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - 4) 文化財保護法
 - 5) 獣医師法
 - 6) 獣医療法
 - 7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 - 8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - 9) 家畜伝染病予防法
 - 10) 牛海綿状脳症対策特別措置法
 - 11) 口蹄疫対策特別措置法
 - 12) 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、口蹄疫防疫措置実施マニュアル
 - 13) 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン
 - 14) 動物由来感染症ハンドブック及び関係するガイドライン
 - 15) 薬事法
 - 16) 農薬取締法
 - 17) 麻薬及び向精神薬取締法
 - 18) 毒物及び劇物取締法
 - 19) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
 - 20) 「環境省レッドデータブック」ほか希少動植物に関する基準
 - 21) 水質汚濁防止法
 - 22) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - 23) 大気汚染防止法
 - 24) 騒音規制法
 - 25) 振動規制法
 - 26) 福岡県レッドデータブック

27) 新飼育ハンドブック

以上のほか、動物及び自然環境保護に関する関連法規等

21. 公園のバリアフリー化に関する法規・基準

- 1) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 2) 高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 3) 移動等円滑化促進に関する基本方針
- 4) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- 5) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 6) 福岡市「福祉のまちづくり条例」
- 7) 公園のユニバーサルデザインマニュアル（財団法人、都市緑化技術開発機構、公園緑地バリアフリー共同研究会編）

以上のほか、施設のユニバーサルデザインに関する法規等

22. 公共の施設として遵守すべき法規・基準

- 1) 健康増進法

以上のほか公共の施設として遵守すべき関連法規等

23. 公園運営の指針とすべき基準類

- 1) 海の中道海浜公園整備・管理運営プログラム
- 2) 平成 19 年度に策定した植栽更新・管理計画
- 3) 平成 21 年度 環境共生の森等の維持管理・運営計画策定外業務報告書及び資料編
- 4) 平成 22 年度 松林保全再生調査その他業務報告書
- 5) 平成 26 年度 海の中道海浜公園松林育成管理計画策定外業務報告書
- 6) 平成 29 年度に策定した「森の池エリア」整備管理運営基本計画
- 7) 国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領
- 8) 国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細目
- 9) 園内におけるロケーション等の許可に関する要領
- 10) 国営海の中道海浜公園 野外劇場利用及びコンサート等の許可に関する要領
- 11) 国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則
- 12) 「遊泳用プールの衛生基準について」（平成 19 年 5 月 28 日健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知）

以上のほか公園運営に関する指針及び基準類等

24. 印紙税法、消費税法等税制に関する法律

25. 公園運営の指針とすべき関係仕様書類

施設の維持補修にあたり、利用者の安全な利用及び国有財産の適切な管理を行ううえで配慮が必要な施設については、以下の仕様等に基づき施工すること。

- 1) 土木工事共通仕様書（最新版：九州地方整備局ホームページ・建設技術情報等に掲載）
- 2) 公共建築工事標準仕様書 建築工事編（最新版）
- 3) 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（最新版）
- 4) 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（最新版）
- 5) 電気通信設備工事共通仕様書（最新版）
- 6) 機械設備工事標準仕様書（最新版）
- 7) 設計業務等共通仕様書（最新版：九州地方整備局ホームページ・建設情報に掲載）

- 8) 土木請負工事必携（最新版：九州地方整備局ホームページ・建設技術情報等に掲載）
- 9) 土木工事施工管理の手引き（最新版：九州地方整備局ホームページ・建設技術情報等に掲載）
- 10) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 11) 建築保全業務共通仕様書及び同業務報告書作成の手引き（最新版）
- 12) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添2）
- 13) 国営海の中道海浜公園マニュアル（調査職員より貸与）
- 14) 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）
- 15) その他国営海の中道海浜公園関連資料
- 16) 食品衛生法、福岡市食品衛生条例、福岡県食品衛生法施行条例、福岡県食品取扱条例及び同施行規則、特殊形態営業に関する取扱要領の改正について（福岡県通知）
- 17) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- 18) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 19) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 20) その他、関係諸法令等

第5条 事業者の責務

1. 運営維持管理者となる事業者は、委託業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 本公園設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整の下、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、委託業務の実施に当たって、九州地方整備局又は調査職員と密接な連絡をとり、委託業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第6条 九州地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、事業者と九州地方整備局の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。但し、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、九州地方整備局と事業者の間で十分に協議の上決定するものとする。

九州地方整備局と事業者の責任分担

項目	内 容	九州地方 整備局	事業者
入園料金及び施設使用料徴収業務	入園料及び施設利用料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務（徴収料金は、九州地方整備局に納付）		○
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○
収益施設の管理	収益施設の管理		
物品の管理	九州地方整備局より提供のあった物品の管理		○
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		○
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用3,200万円（税抜き）【平成32～34年度】、500万円（税抜き）【平成31年度】、2,700万円（税抜き）【平成35年度分】※を超えない場合（上記①を除く。）		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）		
	上記3項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園する等して行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○	
	動物の感染症等により家畜衛生保健所等の指導等により、緊急的に特段の措置等の必要が生じた場合。		○
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎
	共通仕様書第34条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記2項目以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎
	上記以外の場合	○	

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の過去の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙32「建物・工作物に係る修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することは出来ない。

第7条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第27条第1項に基づく指示

九州地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めたときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第27条第1項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

第8条 契約の解除

九州地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

1. 公共サービス改革法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
2. 繰り返し法令違反を行ったとき。
3. 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
4. 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第2章 業務内容

第9条 運営維持管理方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、以下の運営維持管理の重点事項に則り、本業務の遂行に努めなければならない。

1. 維持管理方針

事業者は、下記に配慮すると共に、「植物管理区分図」（個別仕様書（植物）参照）等をもとに適切な維持管理を行うものとする。

1) 植物管理

昭和51年度に策定した植栽計画の方針、平成19年度に策定した植栽更新・管理計画、平成21年度「環境共生の森等の維持管理・運営計画策定外検討業務」報告書、同資料編、平成22年度「松林保全再生調査その他業務」、平成26年度「海の中道海浜公園松林育成管理計画策定外業務」報告書、及び平成29年度に策定した『『森の池エリア』整備管理運営基本計画』に基づき各植物の特性をはじめ、海岸林の地域資源としての環境に配慮したうえで、適正に持続・育成するよう必要な管理を行うものとする。

2) 動物管理

人と動物がふれあい、観察することによって、その生態や命の尊さを学ぶことができるよう飼育展示すると共に、給餌、飼養環境の保全、繁殖の調整等適正な管理を行うものとする。

3) 施設や設備

各種施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえで、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持し、公園利用の快適かつ安全な利用が図れるよう適正な維持管理を行い、必要に応じて保守点検を行うものとする。

2. 管理運営方針

事業者は、第1条の公園の特徴に示す本公園の5つの計画理念を達成するため、以下の方針の下に適切に行うものとする。

1) 園内の関係管理者等との密接な連携

公園の管理運営を円滑に行い、魅力ある公園とするために、九州地方整備局及び調査職員をはじめ運営維持管理業務以外の施設管理者及び施設等運営者と密接に連携・調整すると共に、情報の共有に努めるものとする。

2) 管理運営における公平性・中立性の確保

公園利用者や地元等からの要望等に対し、国営公園の管理運営の公益性に鑑み、公平・中立を是としてその運営にあたるものとする。

3) 利用者の安全安心の確保

誰もが安全かつ快適に利用できる公園となるよう、施設管理、巡視・保安、救急対策を行うと共に、サービスの質や安全性の向上のための職員の指導・育成に取り組むものとする。また、外国人利用者向け広報の充実を図ると共に、外国人観光客が十分楽しめるようインバウンド対応に取組み、本公園で進めているユニバーサルデザインの取組を積極的に進めるものとする。

4) 公園全体の利用促進の取り組み

パークエリアの利用促進のみならず、公園全体の入園者数が過去最高の年間270万人程度となるよう運営維持管理業務以外の施設管理者等と綿密な連携を図る等利用促進に努めなければならない。

また、画一的な管理運営に陥らないよう留意すると共に、多種多様な自然体験や参加型イベント等を通じ、環境学習や地域づくりを支える人材育成の場等として活用することで公園のもつ多機能性が発揮されるよう、NPO、地域住民及び行政が一体となり、各エリアに応じた取組を行うものとする

5) 災害時の対応

地震、雷、風水害等の災害時において、利用者の安全を確保するため、適切な誘導や施設の点検を行う。災害時の対応について全てのスタッフの研修や訓練を十分に行うと共に、来園者の誘導や園内放送等の体制整備を進め、避難地としても機能を発揮できるよう関係する地元自治体と連携を図るものとする。また、公園利用における事故等が発生しないよう全てのスタッフの危機管理に対する意識を養成すると共に、適切な管理運営を行うものとする。

6) 利用実態の把握と利用満足度の向上

利用者ニーズを十分に把握し、適切な管理による良好な空間の創出と魅力的なプログラムの運営を行い、広域からの多様なレクリエーション需要に応えられる公園を創造すると共に、公園利用者へのサービス向上に努め、満足度を高めるものとする。

7) 広報宣伝

より多くの方々に公園を利用してもらうために、効果的かつ効率的な広報宣伝を行うものとする。

8) 行催事の実施

魅力ある公園とするために、季節に応じ、地域とも連携しながら、公園の特色を活かし、多くの利用者が学び、楽しみ、満足できる多彩な行催事を工夫して実施するものとする。また、国営公園に相応しい行催事の誘致・実施等を積極的に進めると共に、公園の管理体験や環境教育、環境学習を通じて、公開緑地等の緑化の推進と普及啓発、及び次世代の育成に努めるものとする。

9) 苦情への対応

公園利用者等からの苦情に対して真摯に対応するものとする。

10) 地域の活性化への取り組み

行催事等を通じ、公園の管理運営への地域住民の参加を促すと共に、スタッフの雇用にあたり地元居住者の雇用を重視する等地域の活性化に寄与する施策を推進するものとする。

11) 市民との協働

公園の管理運営への参加機会の付与と持続的な運営への参加によるパートナーシップを醸成し、NPO、地域住民及び行政が一体となり、活動できる仕組みづくりを進め、本公園における参画型の公園管理を推進するものとする。また、現在活動しているボランティアと良好な関係を築き、指導育成に当たると共に、環境共生の森におけるボランティア等、新たな活動の支援に努めるものとする。

12) 自然生態系保全への取り組み等

海の中道海浜公園と周辺地域の持つ風土、歴史、文化を学び、継承していくための活動を行うと共に、自然生態系の保全に努めるものとする。

玄界灘側における白砂青松の雄大な景観、大芝生広場や博多湾側の開放感溢れる景観、花のエリア等における花修景による親しみある景観等本公園の持つ多様な景観を維持・創出すると共に、新たな価値観とライフスタイルを提案できるよう適切な管理運営に努めるものとする。ま

た、地球温暖化防止及び自然環境や生態系の保全・創出技術の普及啓発のために積極的に取り組むものとする。

13) コスト縮減の取組

常に安全安心で快適な利用を図りながら、維持管理にかかるコストの縮減に努めるものとする。

第10条 業務実施の基本的事項

1. 事業者は、本業務の実施に当たっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、第1条の5つの計画理念に沿った管理運営を行うものとする。
 - 1) 業務の実施にあたり常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意すると共に、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理者の注意を持って運営維持管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従うものとする。
 - 2) 安全で快適な利用がされるように利用指導及び利用者サービスを適切に行うと共に、利用の活性化を図るために公園利用者ニーズに的確に対応した利用促進策を展開する。
 - 3) 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等の利用者サービスに努める。
 - 4) 名札を作成し業務中は全てのスタッフは常に着用する。
 - 5) 市民参加を推進するため、園内のボランティア活動への支援・指導に努める。
 - 6) 乳幼児連れの公園利用者、障がい者、高齢者、外国人等への適切な対応等を図る。
 - 7) 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民等との連携を図る。
 - 8) 様々な管理技術の駆使や、効率的な管理運営等を通じて、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
 - 9) 災害や事故等における危機管理を徹底すると共に、発災時には避難地又は、災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
 - 10) 有機性廃棄物の堆肥化や塵芥のリサイクル等、園内での資源の有効活用に配慮する。
 - 11) 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
 - 12) スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等について、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛ける。
 - 13) 公園内での車両の運転については、「国営海の中道海浜公園園内業務における車両通行規則」を遵守すること。
 - 14) 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第11条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 海の中道海浜公園

所在地 福岡県福岡市東区大字奈多～大字西戸崎

管理面積 297.7 ha

注) 管理面積は平成31年3月現在。

※別紙1「運営維持管理業務範囲図」を参照すること。なお、平成31年度中にワンダーワールド口駐車場(0.2 ha)、平成32年度中にB地区森の池エリア(51.8 ha)を追加供用する予定である。また、現段階では未定であるが、別途検討中の官民連携事業の導入により、業務期間中に該当区域を契約変更対象とする場合がある。

2. 履行期限

平成32年2月1日から平成36年1月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

第12条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園日、開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

開園日・開園時間

開園日	開園時間
3月 1日 ~ 10月31日	9:30~17:30 プール開園期間中（9月は除く）は9:00~18:30
11月 1日 ~ 2月末日	9:30~17:00

※休園日は12月31日～1月1日、2月の第一月曜日及びその翌日。

※繁忙期、イベント開催時等においては、事業者が九州地方整備局と協議し、同意を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

※開園日においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が九州地方整備局と協議し、承諾を得た上で休園とする。

※公園内で災害の発生及び発生の恐れがある場合等、公園の管理運営に支障があると九州地方整備局が判断した場合は、臨時閉園とする。

※事業者は公園の利用促進及び利用サービス等、公益上やむを得ない事由により開園時間を変更する場合は、原則1ヶ月前までに調査職員に協議すること。

なお、以下の通り無料入園日を設けることとし、各年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

○春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】

○秋の都市緑化月間／10月1日～10月31日【期間中2日】

○みどりの日／5月4日【1日】

○敬老の日／9月第3月曜日【1日】 ※満65歳以上の者のみ無料

第13条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準及び業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。（別紙2「主要公園施設一覧」、別紙3「主要建築物一覧」）

<業務内容>

1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

① 本業務全体の計画立案及びマネジメント

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・入園料等徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等

② 企画運営管理業務

- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

③ 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

④ 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

⑤ 動物管理業務

1. 本業務全体の計画立案及びマネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、動物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整の下、相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うと共に、入園料等の徴収事務、九州地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。(詳細は、別紙7「H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務個別仕様書(本業務全体の計画立案及びマネジメント)」(以下、個別仕様書(計画立案))という。)を参照のこと。

2. 企画運営管理業務

利用促進のための行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む)や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。(詳細は、別紙8「H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務個別仕様書(企画運営管理)」(以下、「個別仕様書(企画)」)という。)を参照のこと。

3. 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うと共に、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。(詳細は、別紙9「H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務個別仕様書(施設・設備維持管理)」(以下「個別仕様書(施設・設備)」)という。)を参照のこと。

2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。(詳細は、別紙9「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

4. 植物管理業務

現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握した上で、平成19年度策定の「植栽更新・管理計画」、「平成21年度環境共生の森等の維持管理・運営計画策定外検討業務報告書」及び同資料編、「平成22年度松林保全再生調査その他業務報告書」、平成29年度策定の「『森の池エリア』整備管理運営基本計画」に基づき管理を行う。また、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うと共に、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。(詳細は、別紙10「H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務個別仕様書(植物管理)」(以下「個別仕様書(植物)」)とい

う。)を参照のこと。)

5. 動物管理

動物の健康状態を十分に把握し、常に良好な状態で飼育展示・育成・繁殖等を行うと共に、入園者が飼育動物とふれあえる場を提供する（詳細は、別紙11「H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務個別仕様書（動物管理）」（以下「個別仕様書（動物）」という。）を参照のこと。）。

第14条 業務実施体制

1. 国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置する等本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出するものとし（資格保有配置者を変更する場合も同様とする。）、職員の育成及び運営に必要な研修を実施すること。

<事業者が保有する必要がある資格>

- | | |
|--------------------|------|
| ・獣医師 | 1名以上 |
| ・動物取扱責任者研修修了証保有者 | 1名以上 |
| ・看護師 | 1名以上 |
| ・防火管理者（甲種又は乙種） | 1名以上 |
| ・小型車両系建設機械運転技能者 | 1名以上 |
| ・危険物取扱者（甲種又は乙種第四種） | 1名以上 |

2. 日常管理業務に加え、入園者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、常に適切な管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理、植物管理、動物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体の計画立案及びマネジメントの業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。但し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。
4. 事業者は、総括責任者及び業務責任者（企画書で記述した者）を定め、書面により九州地方整備局に通知しなければならない。
5. 総括責任者及び業務責任者の変更は、原則認めない。但し、病気、死亡・出産・育児・介護等のやむを得ない理由及び家族の看病等道義的な理由により変更を行う場合には、同等以上の資格要件を満たす者であることを証明する書面を提出の上、九州地方整備局の承諾を得なければならない。
6. 公開期間中は、第13条1)～5)の総括責任者が勤務する体制か、業務責任者並びに収益施設等設置管理運営業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに、業務責任者が勤務しない日については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め第13条1)～5)が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、主な業務従事（勤務）場所は、管理事務所（別添3のうち建物番号21）とすることを想定している。なお、スタッフの配置に当たっては、必要に応じ適宜配置することとし、その採用に当たっては、地元居住者を積極的に雇用するものとする。
7. 業務を遂行するに当たっては、法令上必要な資格要件を備えたものを配置すること。
8. 事業者は、業務実施のための組織を管理事務所内に置き、その使用に係る光熱水費等は九州地方整備局が負担するものとする。また、事業者は、九州地方整備局が取得している電話番号・FAX番号を継続して使用するものとし、その料金に係る費用は九州地方整備局が負担するものとする。但し、事業者が業務上の必要性から独自で電話番号・FAX番号を取得し使用する場合、その料金に係る費用は、事業者が負担するものとする。
9. この他、国庫に納入する入園料及び施設利用料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するものとするが、経理担当者は、刑法（明治40年法律第45号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第15条 業務計画書

1. 事業者は、契約締結の14日前までに、企画書で提案した内容の積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、具体的取り組み内容及び実施体制を記載した下記内容等の「業務計画書」を九州地方整備局に提出し、承諾を受けなければならない。
2. 「業務計画書」の策定に当たっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 維持管理運営の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議する。
4. 四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

<業務計画書に記載が必要な項目>

- 1) 年間運営管理計画（月別）
- 2) 年間広報・行催事計画書（月別）
- 3) 企画提案された実施方針（月別）
- 4) 業務実施体制
- 5) 業務実施のための管理機構及び職務分担
- 6) 実施計画書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」別記様式第1（第4））
- 7) 四半期別必要経費内訳書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」別記様式第2（第4））
- 8) 再委託承諾申請書（企画書に提案した内容に変更等がある場合）（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」別記様式第3（第4））
- 9) 履行体制に関する書面（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」別記様式第4（第4））
- 10) 施設管理作業計画書（建物管理、工作物管理、清掃）
- 11) 植物管理作業
- 12) 動物管理作業
- 13) 収益施設運営計画（施設等運営者により作成提出するもの）
- 14) 公園内巡視作業
- 15) 入園料徴収及び公園利用者への利用指導
- 16) 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策等を定めた危機管理マニュアル
- 17) 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- 18) 市民参加による公園運営（ボランティア）
- 19) 環境への配慮
- 20) その他調査職員指示するもの

第16条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実にできるよう、報告書を調査職員に月次、四半期ごとに定期的に提出する。但し、提出期限が土曜日、日曜日及び祝日に該当する場合は、翌開庁日とし、契約完了年度の業務最終月の提出期限は契約完了日までとする。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、業務完了日までに、別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」別記様式第5（第6）～第8（第6）及び下表に示す年度内に実施した運営維持管理実績の全てを報告書に成果物を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、九州地方整備局及び調査職員からこれらに関する報告や

実施調査を求められた場合には、速やかに九州地方整備局及び調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。

4. 本委託業務は電子納品対象外業務とする。

<定期報告で提出が必要な項目>

- 1) 「管理月報」(提出期限は翌月の10日 別添様式1)
- 2) 「管理四半期報」(提出期限は四半期翌月の15日 別添様式2)
- 3) 「提供施設等使用実績報告書」(提出期限は、毎月初め 別紙22)
- 4) 「巡視日報」(提出期限は、1週間分を翌週金曜日まで 別添2 3参照)
- 5) 「救護日誌」(提出期限は、1週間分を翌週金曜日まで)
- 6) 「動物異動報告書」(提出期限は、翌月10日まで、様式は別添35参照)
- 7) 「公園内全施設の電気メーター検針表」(毎月初め、様式は調査職員より指示)
- 8) 「公園内全施設の水道メーター検針表」(毎月初め、様式は調査職員より指示)
- 9) 「公園内全施設のガスメーター検針表」(毎月初め、様式は調査職員より指示)
- 10) 「維持管理施設の燃料タンクの残量チェック・報告」(必要に応じ適宜)
- 11) 「電話使用料実績報告」(毎月初め、様式は調査職員より指示)
- 12) 「維持管理業務従事者の収益施設等の管理に関する勤務実績簿」(毎月初め、様式は調査職員より指示)
- 13) 「上記以外の九州地方整備局が指示したもの」(調査職員の指示に従う)

<完了報告で提出が必要な項目>

- 1) 「完了報告書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 2) 「精算報告書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 3) 「委託経費内訳書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 4) 「残存物件報告書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 5) 「事業評価報告書」(任意様式)
- 6) 「実施状況等の記録書」
- 7) 「利用実態調査報告書」
- 8) 「上記以外の発注者で指定した報告事項」

<実施状況等の記録書に添付が必要な書類>

- 1) 保守点検の記録
- 2) 作業実施数量の記録
- 3) 作業記録写真
- 4) 安全衛生点検の記録
- 5) 修繕等の記録
- 6) 上記以外の発注者で指定した報告事項

第17条 記録の保存

第16条の業務報告書、経理状況に関する帳簿類及び国土交通省九州地方整備局が指示する記録は、調査員等の求めに応じて常に提出できるよう、個別に年度毎にファイルに取りまとめ、業務期間中は事業者において保存し、業務期間終了後は九州地方整備局へ引き渡すこと。なお、経理状況の帳簿類を引き渡した後に企業会計法上に基づく監査等で当該資料が必要となった場合に、書面(任意様式)により九州地方整備局に申し出た場合は、資料を貸与する。

なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・ 作業実施数量等の記録
- ・ 保守点検の記録
- ・ 作業日誌
- ・ 安全衛生点検の記録
- ・ 修繕等の記録
- ・ 作業記録写真
- ・ 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・ その他、九州地方整備局が指示する記録

第18条 モニタリング業務

1. 事業者は、次の方法により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、結果について調査職員に報告するものとする。

1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施する等事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、九州地方整備局と事前に協議した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

2) 本業務に対する自己評価

事業者は、各年度の公園の管理運営に関して、適宜自己評価を行い、その結果を事業評価報告書にまとめ、各年度の検査までに調査職員に提出するものとする。なお、自己評価の項目・評価手法等については、業務開始日までに調査職員に提出し、承諾を受けるものとする。また、調査職員より年度途中段階でその時点までの事業評価報告書の提出を求められた場合はその指示に従うものとする。

第19条 九州地方整備局が行うモニタリング調査

1. 九州地方整備局及び調査職員は、事業者が実施するモニタリング業務（本共通仕様書第18条）とは別に、本業務の実績を評価する。
2. 事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、モニタリング調査に積極的に協力するものとする。
3. モニタリング調査は、個別仕様等に示す管理水準や事業者から企画提案された実施方針の履行状況を確認する予定である。
4. モニタリング調査の結果、業務計画書通り業務が履行されていないと判断した場合又は事業者による管理水準が九州地方整備局の要求する管理水準を満たしていないと判断した場合、九州地方整備局及び調査職員により是正勧告を行うものとする。それでも改善が見られない場合、九州地方整備局は事業者を、次年度の契約相手方として特定しない、又は業務の契約の解除をすることがある。

第20条 施工管理

事業者は、本業務の施工管理にあたり、土木工事施工管理の手引きを準用するものとする。

第21条 施工体制台帳の整備

事業者は、管理運営業務の一部で建設業法にあたる作業を再委託した場合には、施工体制台帳に係る書類を再委託者が作業に着手するまでに整備しなければならない。また、調査職員により提示を求めら

れた場合は速やかに提示し、施工体制に変更が生じた場合も、変更に係る部分の作業に着手するまでに、変更の書類を整備しなければならない。

第22条施工体制の確認

事業者は調査職員より施工体制について確認及び点検を求められたときは、これに協力しなければならない。

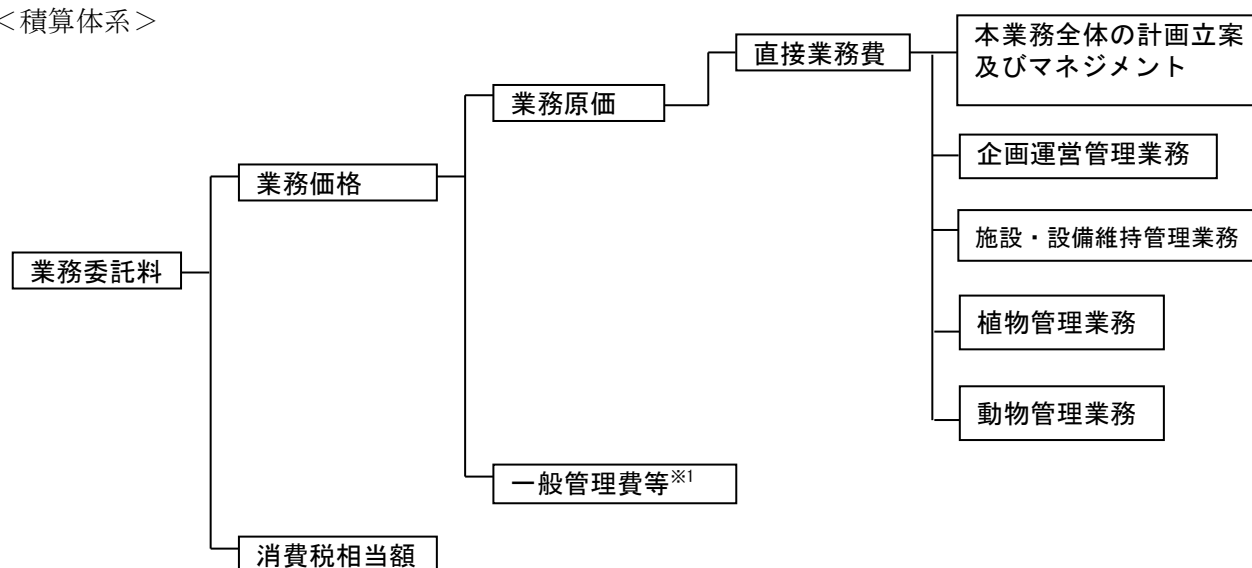
第3章 委託費の支払い

第23条 委託費代金の支払い

1. 公園運営維持管理業務

- 1) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（本実施要項1.3.1参照）の確保に努めると共に、個別業務の質（本実施要項1.3.2参照）の最低水準を確保しなければならない。
- 2) 九州地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。但し、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求は出来ないものとする。
- 3) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。
- 4) 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求は出来ないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、各年度の四半期における所要額とする。
- 5) 事業者の運営維持管理の責任に抛らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
- 6) 本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することは出来ない。
- 7) 各業務の積算体系は、以下の通りである。

<積算体系>



※1 本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職金等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険

料、雑役務費等)、付加利益(法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保険料その他営業外費用等)

第4章 公園内の安全管理

第24条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意すると共に、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行う等、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、九州地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員と協議の上、消毒液を設置する等、適切な措置・対応を行うこと。
3. 事業者は、本業務の履行に当たっては消防法に準拠すること。
4. 事業者は、九州地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画・危険物予防規定を具備した危機管理マニュアルを作成し、契約締結の14日前までに九州地方整備局に業務計画書として提出し承諾を受けた上でその内容を遵守するものとする。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。
5. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
6. 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第25条 安全確保

1. 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、速やかに調査職員に報告し、必要に応じ精密検査を行う等その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。なお、事故の第1報については、電話・メール・口頭のいずれかで行い、その後の対応については調査職員と綿密に打ち合わせを行うこと。併せて、後日遅滞なく、事故の詳細について書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。
5. その他公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故等が起こった場合、速やかに必要な措置を取った上、速やかに調査職員に報告するものとする。なお、事故の第1報については、電話・メール・口頭のいずれかで行い、その後の対応については調査職員と綿密に打ち合わせを行うこと。併せて、後日遅滞なく、書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所
 - 3) 事故発生の原因
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果又は、本人及びその家族等から得られた情報
 - 6) 被害者の氏名、性別、年齢、連絡先
 - 7) 事故処理の概略
 - 8) 再発防止改善策等

第26条 救急対応

1. 事業者は、救急時の対応方法及びその報告方法を定めた危機管理マニュアルを作成し、契約締結の14日前までに九州地方整備局に提出し承諾を受け、その内容を遵守するものとする。
2. 事業者は、公園利用者の動向等を勘案し適切に救急施設を配置し、公開期間中は看護師を常駐させ救急活動に当たらなければならない。また、臨機な救急活動に対応できる体制を整えるため、

- 年1回以上は普通救命講習を開催し、スタッフが普通救命講習終了者（Ⅰ又はⅡ）の資格を有するように努めること。なお、目標とする普通救命講習終了者（Ⅰ又はⅡ）の職員数を業務計画書に示し、調査職員と承諾を受けること。
3. 事業者は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行う等、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
 4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録すると共に、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。なお、事故の第1報については、電話・メール・口頭のいずれかで行い、その後の対応については調査職員と綿密に打ち合わせる。併せて、後日遅滞なく、事故の詳細について書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。
 5. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第27条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ九州地方整備局の承諾を得なければならない。但し、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上で、速やかに調査職員に報告するものとする。なお、事故の第1報については、電話・メール・口頭のいずれかで行い、その後の対応については調査職員と綿密に打ち合わせる。併せて、後日遅滞なく、事故の詳細について書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。また、必要に応じ精密検査を行い、その原因を究明し機能復旧に努める共に、再発防止のための必要な措置をとるものとする。
4. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
5. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
6. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずると共に、調査職員に速やかに報告する。なお、事故の第1報については、電話・メール・口頭のいずれかで行い、その後の対応については調査職員と綿密に打ち合わせる。併せて、後日遅滞なく、事案の詳細について書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。
7. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
8. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。（なお、九州地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。）
9. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事務所が定める「国営海の中道海浜公園防災計画書及び支部運営要領」及び「事業継続計画（BCP）マニュアル」に基づき、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、契約締結の14日前までに業務計画書として取りまとめ九州地方整備局に提出し承諾を受け、その内容を遵守しなければならない。
10. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の公開日、公開時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
11. 事業者は、「国営海の中道海浜公園防災計画書及び支部運営要領」に基づき九州地方整備局が防災体制の発令を行った場合は、調査職員の指示に従い、園内の臨時巡視を行うこと。巡視の結果については、公園の開閉園の判断要素となるため、速やかに詳細について調査職員又は「国営海の中道海浜公園防災計画書及び支部運営要領」に基づく国事務所出勤者に報告すること。

第5章 協議・調整等

第28条 九州地方整備局の要請への協力

1. 調査職員から本公園に関する調査・報告又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、九州地方整備局が実施又は要請する事業（例：臨時園内点検及び管理作業、緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、早朝公開及び夜間公開、入園者数報告、監査・検査、視察、式典、インターンシップ受け入れ時の協力等）への参加・協力・実施を、積極的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、国事務所が定めた別添5「海の中道海浜公園管理運営委員会規約」に基づく諸会議等に参加するものとする。また、諸会議に必要となる資料を作成し提出すること。
4. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、調査職員及び施設等運営者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。
5. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は九州地方整備局の指示により立会等に協力する。
6. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、九州地方整備局に報告するよう、努めるものとする。

第29条 別途工事等との調整

1. 国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言並びに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには全園停電を行うため、その対応については、調査職員と調整すること。

第30条 九州地方整備局若しくは調査職員との協議等

1. 事業者は、本共通仕様書に明記されていない事項又は本共通仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議すると共に、協議の内容を記録して調査職員に提出し、確認を得る。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して調査職員に提出し確認を得る。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、九州地方整備局と事業者の間で調整又は協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。
5. 事業者は九州地方整備局及び調査職員より、運営維持管理業務以外の施設管理者等への協力要請があった場合には、その要請に応えなければならないものとする。

第31条 その他の協議・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければならない。

第32条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは九州地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は事業者において行う。

第6章 雑則

第33条 本委託業務の再委託

事業者は、本委託業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本委託業務における主たる部分を再委託することは出来ない。

1. 本業務における主たる部分とは、総合的計画立案、業務遂行管理、入園料金及び施設利用料金の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等。
2. 事業者は、第1項に規定する業務以外の再委託に当たっては、あらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）のうち再委託先の住所・名称以外についてすべて記載（再委託先の住所・名称の記載を妨げるものではない。）しなければならない。なお、企画書に記載した再委託も含めて、再委託する以前に「再委託（変更等）承諾申請書」（「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）により再委託業務の内容、理由、概算金額について調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託する場合、業務の透明性・公平性確保を考慮した契約方法をとるよう努めるものとする。また、契約締結後は、その契約書の写しを添付した上で「国土交通本省委託契約取扱要領」別記様式第3（第4）「再委託（変更等）承諾申請書」を提出の上、再委託の内容、理由、契約金額について九州地方整備局の承諾を受けるものとし、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
3. 事業者が九州地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し実施要項8.4及び8.6に規定する事項及びその他の事項について必要な措置を講じさせると共に、再委託先から必要な報告を徴収する。
4. 事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
5. 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
6. 事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくと共に、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
7. 契約書（案）第8条第4項ただし書きに規定する「軽微な業務」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいうものとする。なお、小規模な業務とは原則として1件当たりの再委託額が100万円未満のものをいう。
8. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を協力者としてはならない。

第34条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第35条 建築物及び機械器具等の無償貸与等

1. 事業者の義務
事業者は、国より貸与された本委託業務の遂行に必要な建築物及び機械器具を善良なる管理者の注意をもって、取り扱う義務を負う。
2. 建築物及び機械器具の無償貸与

本業務の遂行に必要な、九州地方整備局が保有する建築物及び機械器具等に限り、事業者は無償で貸与する。なお、その取扱いについて、九州地方整備局において定める規定等によるものとする。

3. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で九州地方整備局がその費用を負担したもの及び本業務において取得したものについて、残存物件報告書を作成し、当該備品を調査職員が確認した上で、当該備品を九州地方整備局に引き渡す。なお、翌年度において当該業務に継続して使用される場合はこの限りではない。但し、本業務において取得した備品については、「国営海の中道海浜公園運営維持管理業務で取得した備品の取り扱いについて（別添8）」に基づき備品継続使用申請書により九州地方整備局の承諾を受けること。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう

4. 事業者は上記3項により備品を取得するにあたり、その備品単価が5万円以上となる場合は、事前に調査職員に協議した上でその指示に従うものとする。但し、動物の購入については、取引価格にかかわらず事前に協議した上でその指示に従うものとする。
5. 事業者は本業務において取得した5万円以下の備品及びいわゆる消耗品（コピー用紙、文具、トイレットペーパー、手洗い石鹸等）について管理簿を作成し、調査職員より提示を求められた場合は速やかに提示しなければならない。なお、業務完了時には管理簿と消耗品の残品について調査職員と確認を行った上で残品を調査職員に引き渡すものとする。
6. 事業者は、管理センターの事務・事業に支障を来さない範囲において、本業務の実施に必要な機器・設備等を管理事務所に持ち込むことができる。
7. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、管理センターの事務・事業に支障を起すことのないよう適切な管理を行うこと。
8. 機器・設備等を持ち込、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員の承諾を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員に引き渡さなければならない。
9. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。
10. 事業者に貸与された機械器具等の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。なお、その費用負担については、原則第6条（責任分担一覧表）の「施設・物品等の修繕」に従う。
11. 九州地方整備局より提供した自動車の維持に必要な車検費、車検に伴う維持修理費、法定点検費及び自賠責保険費は九州地方整備局が負担するが、それ以外の維持修理費、任意保険及び燃料費は事業者の負担とする。
12. 施設及び設備の維持管理に要する費用の額は、過年度の委託料全体に占める金額と同程度以上となるよう、適切かつ確かな予防的修繕及び補修に努めること。また、九州地方整備局が実施する各種法定点検において補修・修繕の必要が生じた場合、原則第6条（責任分担一覧表）の「施設・物品等の修繕」に従い九州地方整備局、事業者が分担して補修・修繕を行うものとする。

第36条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了する、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行う。但し、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

1) 運営・利用者サービスに関する事項

利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

2) 施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録 等

- 3) イベントに関する事項
主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持込イベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項
 - 4) 収益施設運営に関する事項
運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項等
 - 5) 広報宣伝に関する事項
マスコミ等の連絡方法及び連絡先等、取材記録、ホームページの更新方法、ホームページに係る全てのデータ及びドメイン 等
 - 6) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項
ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等
 - 7) 動植物管理に関する事項
芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病中害防除、老木、記念樹等の記録 等
 - 8) 国への提出資料に関する事項
都市公園法第5条、6条、12条基づく申請及び許可の記録 等
 - 9) その他
救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録 等
2. 不可抗力その他、九州地方整備局や事業者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、九州地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
 3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、公園維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（第14条記載）を維持すること。
 4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかなる場合はその費用は事業者が負担する。
 5. 必要に応じ事業者に対して、平成31年11月から1月末まで（業務実施期間前の3ヶ月）準備室を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は九州地方整備局が負担する。

第37条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議すること。

第38条 調査等への対応

事業者は、九州地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第39条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は九州地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがあるので、誠意を持って対応すること。

第40条 事業者が使用する組織の名称

本業務における事業者の名称については「国営海の中道海浜公園管理センター（略称：海の中道管理

センター)」とする。

第7章 コンプライアンス

第41条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 九州地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定等ある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、若しくはその職員及びその他本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。

第42条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、業務計画書に情報セキュリティに関する対策について記載すること。
2. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
3. 受注者は、以下に記載する行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務（※工事等）の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

また、本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保及び取り扱い）

- 1) 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる恐れがある行為をしてはならない。
- 2) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。
- 3) 本業務を履行するうえで使用する電子計算機及び外部記録媒体は情報管理責任者が認めるものとする。
- 4) 本業務で使用する電子計算機のハード及びソフト、並びに外部記録媒体に関するセキュリティ管理体制を確保しなければならない。
- 5) 受注者は、適切なセキュリティ対策を施したうえで電子情報を保存しなければならない。
- 6) 受注者は、適切なセキュリティ対策を施したうえで電子情報を移送しなければならない。

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
4. 受注者が、第 42 条第 3 項に記載された行政情報流出防止対策の基本的事項について、疑義が生じた場合は発注者と受注者とが協議すること。
5. 受注者は、業務計画書及び情報流出防止対策に記載された内容を確実に実施すると共に、実施したことを確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

第8章 個人情報の取扱いについて

第43条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第44条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第45条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第46条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第47条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第48条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第49条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第50条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために九州地方整備局又は調査職員から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。但し、九州地方整備局又は調査職員が、廃棄又は消去等別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第51条 管理の確認等

九州地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第52条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定する等管理体制を定めなければならない。

第53条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第54条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

H31-35

国営海の中道海浜公園運営維持管理業務

個別仕様書

【本業務全体の計画立案及びマネジメント】

平成 31 年 4 月

国土交通省九州地方整備局

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に適用する。

第2条 基本事項

1. 運営維持管理業務を総括する業務責任者の責任の下実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めると共に、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。
なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者が、「国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱い要領」等に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を確保すると共に、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努めること。また、公園立入許可申請書の受付、許可書の発行業務及び申請者一覧の作成を行うこと。
8. 持込可能な車種及び車両の運行については、別添 13「国営海の中道海浜公園 園内業務車両入園における車両通行規則」に基づき発行する車両通行許可証を前面に提示し、別添 13「国営海の中道海浜公園園内業務車両入園における車両通行規則」及び「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。
9. 作業にかかる車両の持込は最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

第2章 業務の計画立案及びマネジメント業務

第3条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、動物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整の下相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うと共に、入園料等の徴収事務、九州地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者はこれらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って安全、適切に行うこと。

第4条 計画立案

国営海の中道海浜公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標をさだめると共に計画立案を行うものとする。

第5条 マネジメント業務

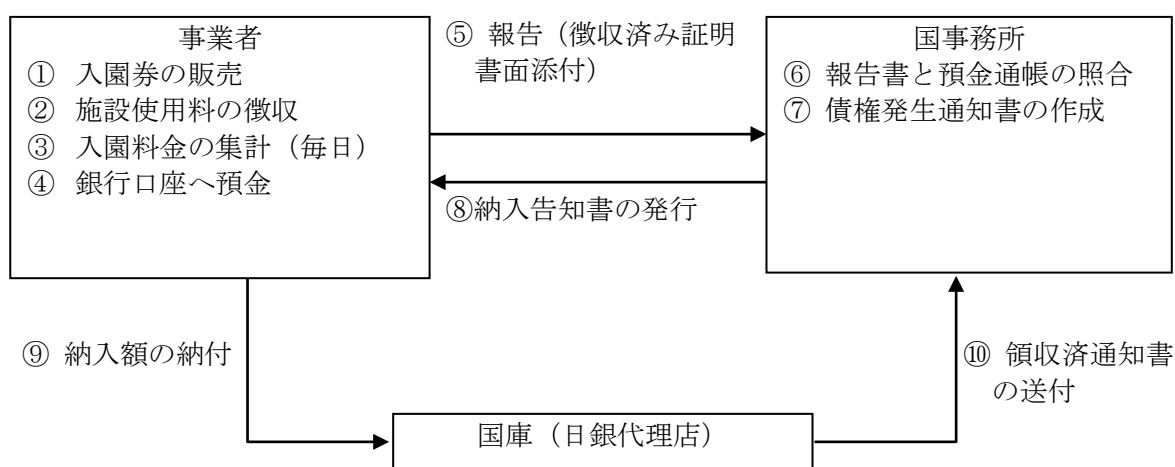
1. 別紙5「国営海の中道海浜公園運営維持管理基本方針」を踏まえ、統一的な方針の下、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。
業務全般の監理に当たっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定及び各業務の適切な進捗管理等、総合的な視点から国営海の中道海浜公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。
2. 九州地方整備局が実施又は要請する事業（例：臨時園内点検及び管理作業、緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、早朝及び夜間公開、入園者数報告、監査・検査、インターンシップ受け入れ時の対応、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 収益施設等の運営が、他の維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行うこと。
4. 毎日、公園利用者数を計測し調査職員に報告すること。

第6条 入園料等の徴収

1. 事業者は西口、西サイクリング口、ワンダーワールド口、海の中道駅口、光と風の広場口、カモ池口の各ゲート及びその他調査職員の指定する場所において、券売機を管理及び必要な消耗品の供給をし、自動販売に係る入園券の作成及び販売をすると共に、入場ゲートにて入園券の手売り、改札を行うことで所定の入園料金を徴収するものとする。その際、つり銭、両替金を準備し補充すること。2. 事業者は、「平成16年度国営公園入園料に係る制度の拡充について（照会）」の「1. 年間パスポート券」に基づき、調査職員の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収するものとする。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じるものとする。なお、入園券を購入した公園利用者に対して、

年間パスポートの販売を行う場合は、調査職員の指定する場所にて差額販売を行うこと。

3. 年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び共通仕様書第8章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理すること。
4. 年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じること。
5. シルバー券の利用者に対しては年齢を確認した上で入園させる等、適切な措置を講じること。
6. 事業者は、手売り入園券を作成する場合は、調査職員の承諾を受けた上で作成し、これを販売するまでの間保管する。なお、手売入園券の作成は、調査職員と協議の上、内容及び複製防止の対策を十分に施し印刷すること。
7. 事業者は、毎月15日及び月末日までの徴収済みの入園料等を集計し、徴収済みを証する書類を添えて九州地方整備局に書面により報告し、九州地方整備局の歳入徴収官の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
8. 国庫に納入する入園料等は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、公園利用者数、日々の売り上げた券及び入園料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理すること。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。
9. 入園料と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料については前項に掲げる事項に基づき適切に管理すること。



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年2回事業者から国に報告し、⑥～⑩の手続きを行う。

10. ドッグランの施設使用料は、ドッグランの受付にて必要な確認等を行った上で所定の施設使用料を徴収すること。又、松毬庵の施設使用料は、管理センターにて受付を行い所定の施設使用料を徴収すること。
11. 事業者は入園料等の収受等に際し、集金・集計の方法、手売入園券及び現金等の保管方法等について業務計画書に記載し契約締結の14日前までに九州地方整備局に提出し承諾を受けるものとする。

第7条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

第8条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（園内における保管・輸送を対象）に加入すること。

第9条 安全管理

1. 公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行に当たり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意すると共に、公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行う等、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。
なお、九州地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように重症化する恐れのある感染症等については、調査職員と協議の上、消毒液を設置する等、適切な措置・対応を行うこと。
3. 事業者は、本業務の履行に当たっては消防法に準拠すると共に、九州地方整備局が定める消防計画・危険物予防規定を遵守すること。
4. 事業者は、九州地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画・危険物予防規定を含めた危機管理マニュアルを作成し、契約締結の14日前までに九州地方整備局に提出し承諾を受けた上でその内容を遵守するものとする。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。
5. 事業者は、業務履行期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
6. 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第10条 安全確保

1. 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、速やかに調査職員に報告し、必要に応じ精密検査をおこなう等その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
なお、事故の第1報については、電話・メール・口頭のいずれかで行い、その後の対応については調査職員と綿密に打ち合わせを行うこと。併せて、後日遅滞なく、事故の詳細について書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。
5. その他公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故等が起こった場合、必要

な措置を取った上、速やかに調査職員に報告するものとする。なお、事故の第1報については、電話・メール・口頭のいずれかで行い、その後の対応については調査職員と綿密に打ち合わせを行うこと。併せて、後日遅滞なく、書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。

- 1) 事故発生日時
- 2) 事故発生場所
- 3) 事故発生の原因
- 4) 事故の程度
- 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果又は、本人及びその家族等から得られた情報
- 6) 被害者の氏名、性別、年齢、連絡先
- 7) 事故処理の概略
- 8) 再発防止等改善策等

第11条 救急対応

1. 事業者は、救急時の対応方法及びその報告方法を定めた危機管理マニュアルを作成し、契約締結の14日前までに九州地方整備局に提出し承諾を受け、その内容を遵守するものとする。
2. 事業者は、公園利用者の動向等を勘案し適切に救急施設を配置し、公開期間中は看護師を常駐し救急活動に当たらなければならない。また、臨機な救急活動に対応できる体制を整えるため、年1回以上は普通救命講習を開催し、スタッフが普通救命講習修了者（Ⅰ又はⅡ）の資格を有するように努めること。なお、目標とする普通救命講習修了者（Ⅰ又はⅡ）の職員数を業務計画書に示し、調査職員と承諾を受けること。
3. 事業者は、救急活動を要する事態を認めたときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行う等、最も適切と思われる措置を行わなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録すると共に、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。なお、事故の第1報については、電話・メール・口頭のいずれかで行い、その後の対応については調査職員と綿密に打ち合わせること。併せて、後日遅滞なく、事故の詳細について書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。
5. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第12条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。但し、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、速やかに調査職員に報告し、必要に応じ精密検査をおこなう等その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。なお、事故の第1報については、電話・メール・口頭のいずれかで行い、その後の対応については調査

職員と綿密に打ち合わせを行うこと。併せて、後日遅滞なく、事故の詳細について書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。

4. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
5. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
6. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずると共に、調査職員に速やかに報告する。なお、事故の第1報については、電話・メール・口頭のいずれかで行い、その後の対応については調査職員と綿密に打ち合わせること。併せて、後日遅滞なく、事案の詳細について書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。
7. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
8. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。また、九州地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
9. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事務所が定める「国営海の中道海浜公園防災計画書及び支部運営要領」及び「事業継続計画（BCP）マニュアル」に基づき、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、契約締結の14日前までに業務計画書として取りまとめ九州地方整備局に提出し承諾を受け、その内容を遵守しなければならない。
10. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
11. 事業者は、「国営海の中道海浜公園防災計画書及び支部運営要領」に基づき九州地方整備局が防災体制の発令を行った場合は、調査職員の指示に従い、園内の臨時巡視行うこと。又、巡視の結果については、公園の開閉園の判断要素となるため、速やかに調査職員又は「国営海の中道海浜公園防災計画書及び支部運営要領」に基づく国事務所出勤者に電話・メール・口頭のいずれかで連絡し、その後の対応については調査職員又は「国営海の中道海浜公園防災計画書及び支部運営要領」に基づく国事務所出勤者と綿密に打ち合わせること。併せて、後日遅滞なく、詳細について書面（様式は別途調査職員より指示する）により報告するものとする。

第13条 繁忙日対応

行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況の把握等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、調査職員や関係者との協議・調整、適切な人員配置等の事前準備を行う。

第14条 その他

この仕様書によるもののほか、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実施に当たり必要な事項は、調査職員と協議の上定めることとする。

H31-35

国営海の中道海浜公園運営維持管理業務

個別仕様書

【企画運営管理】

平成 31 年 4 月

国土交通省九州地方整備局

第1編 総則

第1条 適用

本仕様書は、H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務のうち、企画運営管理業務に適用する。

第2条 基本事項

1. 企画運営管理業務を総括する業務責任者の責任の下、実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めると共に、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。
なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者が、「国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱い要領」等に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を確保すると共に、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努めること。また、公園立入許可申請書の受付、許可書の発行業務及び申請者一覧の作成を行うこと。
8. 持込可能な車種及び車両の運行については、別添 13「国営海の中道海浜公園 園内業務車両入園における車両通行規則」に基づき発行する車両通行許可証を前面に提示し、別添 13「国営海の中道海浜公園園内業務車両入園における車両通行規則」及び「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。
9. 作業にかかる車両の持込は最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

第2編 行催事

第1章 行催事企画運営

第3条 目的

1. 事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる利用プログラム、イベント、競技会、展示会等から構成される行催事（以下「イベント」という。）について、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行うものとする。
2. 本仕様書が対象とする行催事は九州地方整備局が主催又は共催により行うものである。
3. 行催事とは、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一貫として通年的に提供されるサービスと公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供する定期及び不定期のサービスがある。
また、上記行催事のほか、九州地方整備局の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙12「H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務収益施設等設置管理運営規定書」参照）。

第4条 管理水準

事業者は、当公園の立地する地域性・空間特性、社会的要請に配慮し、別紙17を参考に行催事を適切に実施し、公園の設置主旨の達成及び利用の促進に寄与することとする。

第5条 年間行事計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行催事計画を作成する（共通仕様書第15条参照）。年間計画の作成の際は、調査職員と協議するものとする。

第6条 行催事の企画立案

1. 事業者は、行催事（以下「イベント」という。）を円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整するものとする。
2. 事業者は、イベントの展開に当たっては、当公園の立地する地域性・空間特性、社会的要請に配慮した主催・共催イベントの企画立案・開催、持込イベントの誘致及び対応、地域連携イベントの創出・開催、市民協働イベントの企画立案・開催を行うものとする。
3. 事業者は、別紙17に示すイベント等及び自主事業を参考にしつつ、広大な敷地面積、動物の森や海浜部等の特徴を活かして、都市緑化系イベント、スポーツ系イベント、自然環境系イベント、環境学習系イベント、文化系イベント、季節系イベント等を単独若しくは複合的に組み合わせながらイベント等を展開するものとする。また、イベント毎に効果を検証し効果的かつ効率的なイベントの企画立案を図るものとする。
4. 事業者は、効果的・効率的に利用促進を図ることを目的に開催される「野外コンサート」、「マラソン大会」、「ウォークラリー大会」、「サッカー大会」及び「各種レクリエーションイベント」等の持込イベントを年間通じて誘致すると共に、イベント開催時において公園利用者全体が安全かつ快適に公園を利用できるように主催者との調整をはかるものとする。

第7条 イベントの開催・運営

イベントの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する行催事の開催・運営を行うものとする。

また、イベントの開催に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

1. 官公署への連絡、届出

イベントの主催時には、必要に応じ、関係機関との協議のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2. 事故防止対策

参加者の誘導整理、救護、緊急連絡等、事故防止対策には特に注意する。

また、大型のイベントの主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。

なお、けが人、病人等が発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告すること。

3. 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、迅速に必要な人員を確保し、イベントの開催の可否の判断を行うと共に、イベントの参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行うこと。

4. 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

第8条 提出書類

1. 事業者は、イベントについて、企画書や実施工程表等の書類、その他指示する図書をイベント実施の14日前までに九州地方整備局に提出し、承諾を受けるものとする。

2. 事業者は、翌月に開催する予定イベント（主催・共催等）について、前月末までに調査職員に協議の上、その指示に従うものとする。また、持込イベントも含めて開催結果（参加者数等）についてイベント開催月の翌月10日までに、調査職員に提出するものとする。

第9条 行為の許可申請の調整等

1. 主催以外で、都市公園法第12条に基づき第3者が本公園内で実施を希望する持込イベントの開催に際しては、共通仕様書第31条に示す協議・報告を行う等、調査職員の指示に従い、必要な調整を行うものとする。

1) 事業者は、利用者からの持込イベントの相談窓口として、日時、規模、内容、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するものとする。

2) 他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて事業者と国事務所間で確認・調整するものとする。なお、必要に応じて、国事務所も入りイベント主催者と調整を行う。

3) 事業者は、イベント主催者から公園管理者宛に提出される必要書類を窓口として受けるものとする。

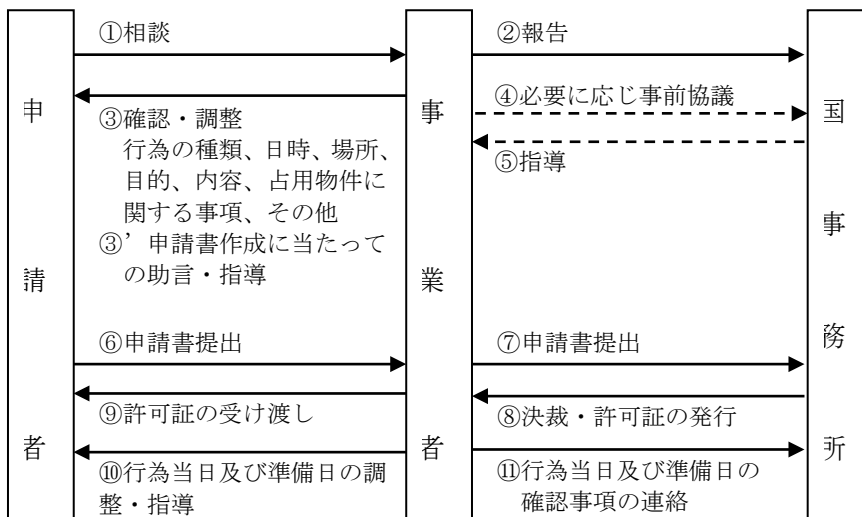
4) 国事務所において都市公園法等に基づく許認可（許可書の受け渡しは事業者で実施）と、建物使用料及び土地使用料の徴収等を行う。

5) 事業者は、申請者に対し「国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領」等の規則や許可申請に必要な資料及び提出期限（原則としてイベントを行おうとする日の14

日前迄)等について丁寧に説明すること。

2. 第3者がイベントにより本公園を利用する場合等の行為については、都市公園法第12条に基づく九州地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は下記に示す手続きフローに従い適切に対応すること。

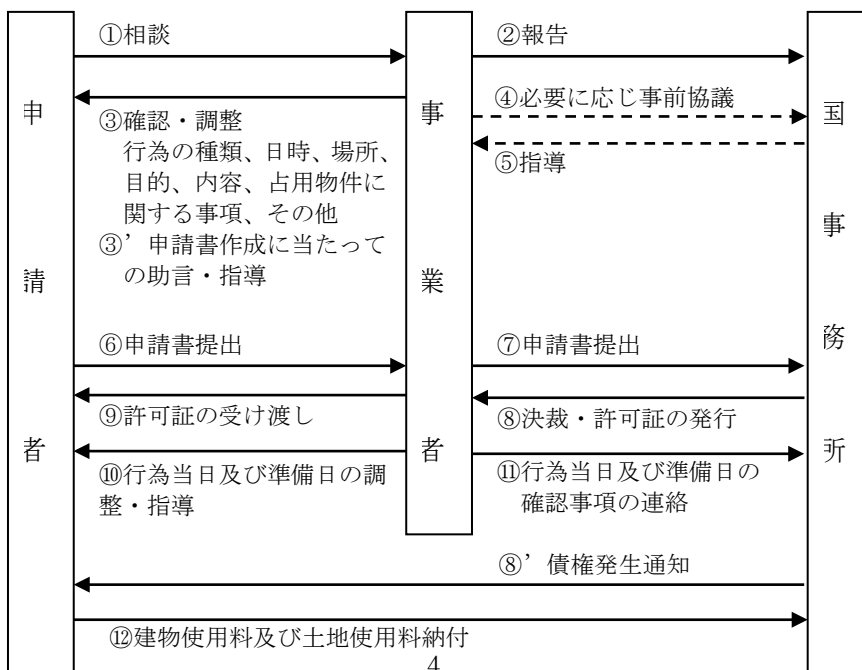
＜都市公園法第12条に基づく占用の許可に関する手続きフロー＞



※占用物件が発生する場合は、別途、都市公園法6条に基づく許可申請と建物使用料及び土地使用料徴収が発生する。(建物使用料及び土地使用料の徴収事務は国事務所で行う。)

3. 第3者がイベントにより本公園の全部又は一部を独占して利用する場合及び仮設物等の占有物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく九州地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。

＜都市公園法第6条に基づく行為の許可に関する手続きフロー＞



※原則として、都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする。
(例外有り)

第10条 その他

1. イベント開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行うこと。また、イベント終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。
2. イベントの実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意すること。また、イベントの実施中は、服装、言動等に注意し、入園者に不快感を与えないよう留意すること。
3. 常に入園者の迷惑とならないよう十分注意すると共に、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理者の注意をもって運営等にあたらなければならないものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従うものとする。
4. イベントの実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
5. 入園者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
6. イベントを開催する関係者については、アルバイト等を含むスタッフ全員が名札を着用すること。
7. 本仕様書に定めるイベントの実施にあたり、必要な原材料費等の実費相当の料金を参加者より徴収することは妨げない。但し、実施に当たっては、公園管理者に事前に了解を得た上で、実施するものとし、その徴収額と経費については、本業務委託の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、年度終了毎に調査職員に報告するものとする。
8. 主催・共催以外で、持込のイベントの開催に際しては、本仕様書第2編第1章第9条に示す行為の許可申請の調整等を行う等、公園管理者の指示に従い、必要な調整を行うものとする。

第2章 公園ボランティア活動の支援・調整

第11条 管理水準

市民のボランティア活動（以下「活動」という。）を促進すること。なお、既存のボランティア活動の実態については、第12条に示す通りであるが、活動の継続等についてはボランティア団体又は個人の意思を尊重すること。なお、継続するボランティア及び新規登録ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援すると共に、活動の調整を行うものとする。

第12条 ボランティア活動の内容

1. 既存のボランティアの活動の内容は以下の表の通りである。

ボランティア名	活動内容	登録者数 (H30. 11. 1現在)
海の中道フラワーボランティア	○シンフォニーガーデン、フラワーミュージアム等の花壇管理作業 ○フラワーボランティア講習会に関する活動 ○園内花壇のガトツアーに関する活動 等	39名
バラアレンス	○バラまつりのイベントサポート ○花落としや摘蕾、剪定、土づくり等の活動 ○公園イベントへの協力 等	20名
海の中道サポートクラブ	○遊具（昔あそび道具）の製作に関する活動 ○昔遊びの指導・実技に関する活動 ○公園イベントへの協力 等	38名
動物の森ZOOボランティア	○飼育動物の管理作業全般に関する活動 ○動物愛護に関する活動 ○公園イベントへの協力 等	22名
共生の森サポートボランティア	○環境共生の森等での環境学習活動のサポート ○森林育成・田畑活動のサポート ○共生の森サポートボランティア研修に関する活動	33名
野鳥ボランティア	○月1回の野鳥観察及び調査報告書の作成 ○本公園に生息する野鳥の保護に関する活動 ○公園イベントへの協力 等	4名
紙ヒコキボランティア	○主催行催事「紙ヒコキ教室」における参加者への指導・その他運営に関する活動 ○紙ヒコキの普及に関する活動 ○公園イベントへの協力 等	12名
ディスクゴルフボランティア	○主催行催事「ディスクゴルフチャレンジ」における参加者への指導及びその他運営に関する活動 ○ディスクゴルフコースの管理に関する活動 ○ディスクゴルフコースの利用促進・普及に関する活動	19名
公園見守り隊	○園内全域における月1回の巡回 ○来園者へのガイド・サポート ○ボランティア活動の運営に関すること 等	4名
森の池ボランティア（仮称）	○既存林の保全のための活動 ○野草保全育成のための活動 ○学校・団体や企業のCSR活動などの要望に対応し、受入れによる既存林保全活動 ○イベントやプログラム等の企画運営に関わるボランティアによる企画運営活動	※森の池エリア供用開始後、活動予定

2. 上記、登録ボランティア団体以外に、海岸清掃イベントとしてのボランティア活動や企業の短日ボランティア等

幅広くボランティアを受け入れている。

第13条 ボランティア団体及び個人の誘致について

1. 事業者は、ボランティア団体及び個人の誘致に努めなければならない。
2. 事業者は、本公園でボランティア活動の実施希望を実現しやすいよう受け入れ等の環境を整備すること。なお、環境づくりについては、調査職員と協議しその指示に従うものとする。

第14条 ボランティア活動の実施に関わる規約案等の作成

1. ボランティア活動を行う場合には、事業者は、本公園において、活動を希望する個人又は団体を対象とした公園ボランティア規約案（別添 18「国営海の中道海浜公園〇〇ボランティア規約ひな形」参照）を作成し、調査職員と協議し承諾を受けること。

第15条 調査職員との協議等

1. 事業者は、ボランティアの募集、調整及び窓口等の業務を行うものとする。
2. 事業者は、第 14 条において承諾を受けた、各々のボランティア規約に基づき、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理、年間活動計画の策定、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第16条 ボランティア登録の抹消

事業者は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、速やかに調査職員に報告すると共に、登録抹消その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行うほか、貸与した被服及びボランティア証の回収を行うものとする。

1. 登録者より登録取消しの申出があったとき
2. 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
3. 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第17条 ボランティアへの支援内容

状況に応じ、ボランティアへ次の各号に掲げる支援を行うことができるものとする。

1. 被服の貸与
2. 駐車料、入園料等の免除
3. その他、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援

第3章 広報

第18条 管理水準

1. 公園の利用促進や適正な利用の確保のため、公園利用者の動向を把握しながらホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、効果的・積極的かつ計画的に各種広報を適切に行う。
2. 費用対効果を常に検証しながらよりよい広報に努めるものとする。
3. 個別の広報の企画に当たっては、調査職員と協議の上その指示に従うものとする。
4. 広報に用いる媒体については、ユニバーサルデザイン検討委員会（外部有識者会議）にて承認されている「情報提供ガイドライン」「ネットワークルートガイドライン」「Web情報提供改善手引き」に適合するものとする。

第19条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ等の広報の展開に関する年間広報計画を契約締結の14日前迄に九州地方整備局に業務計画書として提出し、承諾を受けなければならない。

第20条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット等を作成し、園内外で配布や掲示等を行うものとする。なお、作成する前に必ずその内容等について、調査職員と協議し、承諾を得るものとする。

第21条 広報展開

1. パブリシティ活動

広く効果的に当公園の魅力やイベントについて知らせることを目的にTV・ラジオ・新聞等のマスメディアへ積極的かつ計画的に情報を提供するものとする。

2. 大型イベント開催時の広報展開

- 1) 必要に応じイベントのチラシを作成し幼稚園児、小学校児童等、に配布を行うほか、道の駅、交通機関、福岡県・市の関係機関へ配布する等適切な対応を行うものとする。
- 2) 必要に応じ、折り込み広告・雑誌・情報誌・DM等を利用した広報活動を展開するものとする。
- 3) イベントや利用促進のための広報活動の一環としてキャンペーン等を必要に応じ展開するものとする。

3. 公園ガイド等の活用

公園の魅力を伝える広報媒体として、来園後の公園情報提供に資する公園ガイド等、既存媒体の内容充実、広報展開の拡大等を図る。

4. 運営維持管理業務以外の施設管理者及び収益施設等運営者と連携した広報展開

チラシやポスター等の広報媒体を展開する際は公園内の各機関の情報等も出来るだけ盛り込むことにより、公園全体の魅力を知らせる事につながり大きな利用促進の効果を発揮するので、運営維持管理業務以外の施設管理者及び収益施設等運営者との連携・調整を密に図るものとする。

5. 広域から来園者を迎えるための広報展開

ポスター・チラシ・公園ガイド等について、公共交通機関ターミナルや観光案内所等掲示を行う等広域の居住者に公園の情報を知らせる広報展開を図るものとする。

6. 他の国営公園との連携による広報展開

全国にある国営公園と連携し、各公園の特色ある広報等を当公園の広報に取り入れる等、効果的かつ効率的な広報の充実に努めるものとする。

第22条 情報提供

1. 事業者は、本公園の自然や施設等の資源や行催事等について、ダイレクトメールによる広報活動や、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。なお、情報提供の内容と提供先は事前に調査職員と協議し、承諾を得るものとする。
2. マスコミへの情報の提供先は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
 - 1) 福岡県政記者クラブ
 - 2) 福岡市政記者クラブ
 - 3) その他、テレビ局等情報の提供が有意義であると認められる場合。

第23条 広報に係る素材等

1. 事業者は、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を入れた広報媒体を、調査職員と協議の上、作成することができる。本公園のロゴ（名称）等は「サインマニュアル」（別添 19）及び「グラフィックマニュアル」（別添 20）に従って使用するものとする。
なお、著作権（事業者に権利が帰属しないものを除く。）はすべて事業者に属する。但し、事業者は、九州地方整備局に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。
2. 事業者は、九州地方整備局から提供したパンフレット等の電子媒体を調査職員と協議の上、使用することができる。なお、提供した電子媒体について修正等を行った場合は、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出することとする。

第24条 取材・視察等への対応

1. 本公園の広報につながる取材の申し出があった場合は、事業者は取材者から取材内容等について確認し、別添 21「取材申込書」にて調査職員に報告すること。
2. 本条第 1 項以外のロケーション依頼については、事業者は事前に取材者から別添 16「園内におけるロケーション等の許可に関する取扱要領」に基づき、都市公園法第 12 条に基づく許可申請について必要な調整・申請書の受付・許可書の受け渡し等の業務を行うこと。
3. 取材及びロケーションを許可する場合は、国営海の中道海浜公園における禁止行為を伝え、節度ある取材行為を依頼すること。なお、別添 11「国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱い要領」等に規定された禁止行為又は許可条件に違反する行為が見られた場合は、直ちに取材を及びロケーションを中止させ、速やかに調査職員へ報告すること。
4. 行政機関等の視察については、調査職員と協議するものとする。

第25条 ホームページの公開場所

1. ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、原則として調査職員が指示するレンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払うものとする。

2. 現在、レンタルサーバー管理会社は「コアラ」を使用している。

第26条 ホームページ等による情報発信

1. 事業者は国営海の中道海浜公園に関する最新の情報を常に発信するために「国営公園 海の中道海浜公園 オフィシャルホームページ」（以下「本公園ホームページ」という。）を運用する。
2. 本公園ホームページの内容は、利用者のアクセス数の向上が図られるよう創意工夫に努めると共に、常に最新の情報となるよう努めること。その内容については、ユニバーサルデザインを考慮した内容の充実や見やすさの向上を図るものとする。また、公園の魅力をリアルタイムに伝える手法として各種 SNS を活用する。その他の手法については事前に調査職員と協議するものとする（現行は、ブログ、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブにより配信）。なお、手法の策定に当たっては、掲載内容、更新回数についても考慮するものとする。
3. 事業者は、本公園ホームページ及び SNS 上で発信する情報について共通仕様書第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び九州地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
4. ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
5. 他人の著作物を本公園ホームページ及び SNS に掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
6. 本公園ホームページ及び SNS は原則として各々一つとし、収益施設や自主事業における行催事等で作成したホームページ等は本公園ホームページや SNS よりアクセスできるようリンクを貼るものとする。但し、これによりがたい場合は、別途協議によるものとする。

第27条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 事業者は、本公園ホームページ等について、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。なお、データ作成により生じる全ての権利は事業者に属する。但し、事業者は、九州地方整備局に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させることができる。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 事業者は、本公園ホームページ等であるとの誤解を与える内容の他のホームページ等を発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。

第28条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ等（ブログ、プロフ、ツイッター、その他 SNS を含む）は、本公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮すると共に、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
2. 事業者は、月毎に SNS による情報発信回数を集計し、原則翌月7日迄に調査職員へ報告するものとする。
3. 本公園ホームページ等の運用に当たっては、この仕様書によるもののほか、必要な事項は事業者

が調査職員と協議の上定めることとする。

第3編 利用サービス等

第1章 公園利用者への利用指導

第29条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図ること共に、安全快適な利用のため、利用上の注意等の公園利用者への利用指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の公園利用者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、公園利用者への利用サービスに関する業務全般を行う。

第30条 一般事項

1. 公園利用者へ受付であることが容易に理解されるよう必要な表示や案内を行うこと。
2. 事業者は、公園利用者への利用指導及び利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。
3. 遊具が正しく利用されているか、巡視及び利用指導等を行うこと。
4. 自転車利用者がサイクリングコース外を走行していないか、また歩行者がサイクリング専用コース内に立ち入っていないか、巡視及び利用指導を行うこと。
5. 公園規則から逸脱している者、他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については、必要に応じて調査職員の承諾を得て、総括責任者が退園を命じることができるものとし、事業者の業務責任者を通じて調査職員に報告するものとする。
6. ペット随伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット随伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導を行うこと。

第31条 特段の配慮が必要な施設

空気膜構造遊具（くじらぐも“ふわんポリン”）及び移動式遊具（スナッグ）については、スタッフの配置等特段の配慮が必要であるので、管理運営要領（案）を作成し、調査職員と協議の上、承諾を受けるものとする。

第2章 公園利用者等へのサービス業務

第32条 管理水準

1. 公園利用者等に直接接する業務であり、公園利用者等が快適に楽しめるよう心掛け、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

第33条 公園利用者等への利用サービス

1. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、管理センター及びゲート等にて公園利用者の問い合わせに対応すること。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応すること。なお、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこととする。
2. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知、防災情報等の園内放送を行うこと。
4. 運営管理業務において作成する「公園ガイド」及び「おすすめルートマップ」を希望する公園利用者等に配布すること。
5. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
6. 障がい者及び高齢者等の補助を行うこと。
7. 公園利用者の利便性向上のために車椅子、電動カート、ベビーカー、リヤカー等の無料貸出を行うこと。また、障がい者への利用サービスの一環として筆談器等をゲートに常備すること。

第34条 団体利用調整

1. 社会福祉団体等の公園利用に際しては、視察の受け入れ対応、利用当日の誘導、バス等車両の停車場への誘導等の必要な調整業務を行う。
2. 団体での広場使用について、調整を行うものとする。

第35条 拾得物、残置物の処理

事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、利用サービスの観点から一定期間保管しそれでも持ち主が現れない場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。又、遺失物の発見及び届出があった場合の行動マニュアルを作成し、調査職員に提出し承諾を受けた上で、それを遵守しなければならない。なお、行動マニュアルには下記の事項等は必ず記載すること。

1. 拾得物の保管期間
2. 保管場所
3. 保管方法
4. 遺失物保管責任者の選任
5. 拾得物台帳の作成に関すること
6. 遺失物法に規定する報労金について一切の権利を放棄すること。

第3章 園内巡視

第36条 管理水準

事業者は開園区域について、利用者の安全利用の確保及び公園施設の維持管理を効果的かつ能率的に行う事を目的として、定期的に園内巡視（以下「巡視」という。）を実施するものとする。併せて、利用者指導及び利用者サービスを行うと共に災害・事故等不測の事態に備え、緊急の処置を取ること。

第37条 巡視の内容

巡視は、日常巡視、時間外巡視、異常時巡視の3種類とする。

1. 日常巡視とは、開園時間中に公園内の安全を確認するために実施する
2. 時間外巡視とは、閉園後の不法侵入者の取り締まり、事故及び災害の予防並びに器物、施設（管理棟等）の破損の有無等を点検すると共に盗難防止等についても十分に注意を払って行うものとする。
3. 異常時巡視とは、園内で災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、公園内の状況を把握するための巡視を行う。

第38条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は「利用指導及び巡視計画書」を作成し、契約締結の14日前までに業務計画書として、九州地方整備局に提出し承諾を受け、その内容を遵守しなければならない。
2. 事業者は、適正な巡視業務を実施するため、以下の要領にて巡視員にて巡視業務を行うものとする。また、巡視に先立ち関係書類等により、巡回に必要な事項を把握しておくものとする。
 - 1) 巡視ルートは、1回当たり1時間程度で終了するようルート設定し、これに従って巡視するものとする。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
 - 3) 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
 - 4) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条、都市公園法施行令第18条、第19条及び別添12「国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領」等に定める違反行為を発見した場合には適切な利用指導をするものとする。また、利用指導に応じない場合は必要に応じ調査職員の承諾を得て、総括責任者が退園を命じることができるものとし、事業者の業務責任者を通じて調査職員に報告するものとする。
 - 5) 巡視員は遊戯施設における危険行為等を発見した場合には、適切な指導を行うものとする。

第39条 日常巡視

事業者は、日常巡視として、次の事項について、原則としてB地区は1日2回以上、C・D地区は1日6回以上点検確認を行い、必要に応じ利用指導及び作業を行うものとする。

1. 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠又は施錠
2. 園内における公園利用者への案内・誘導・整理及び利用指導
3. 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
4. 迷子、負傷者、病人等の発見、通報及び申し出を受けた場合には、速やかに業務責任者を通じ口

頭・電話・メール等により調査職員に報告しその後の指示を受けるものとする。併せて、後日遅滞なく書面により九州地方整備局に報告するものとする。

5. 事件、事故又は災害等が発生した場合の適切な処置と報告
6. 園内不審物の有無の確認
7. 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
8. 植物、施設及び清掃状況等の点検
 - 1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
 - 2) 園路、広場の路面、路側、法面、護岸、排水柵、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
 - 3) 門扉、サイン・標識・看板、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無
 - 4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無
 - 5) 清掃の状況
 - 6) 落石、災害、倒木、落枝、事故等不測の事態発生の有無
 - 7) 園内で工事等を実施している際は安全対策等が適切に行われているか
 - 8) 喫煙場所以外で喫煙している利用者等を発見した場合の利用者指導
 - 9) 園内で禁止事項又は持込禁止物品を確認した場合及び通報を受けた場合の利用者指導
9. 救急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）
10. 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した巡視と報告、関係者への連絡。

第40条 時間外巡視

事業者は、時間外巡視として、次の事項について、原則すべての地区について開園前と閉園後の1日2回実施するものとする。なお、必要に応じて別途臨時巡視（夜間等）を実施するものとする。

1. 公園の閉園時におけるゲート及び休憩所施設の施錠確認
2. 事故及び災害の予防のため、公園開園前に開園上問題になる支障の有無
3. 不法侵入者の有無及び侵入者の排除
4. 器物及び売店等の施設等破損の有無
5. その他盗難防止措置

第41条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で台風や大雨等による災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行うものとする。

なお、異常時巡視の結果については、公園の閉・開園の判断要素となるため、巡視終了後速やかに詳細について業務責任者等を通じて調査職員又は「国営海の中道海浜公園防災計画書及び支部運営要領」に示された体制のための出勤者へ報告するものとする。

1. 園内の被害状況
2. 利用障害等の状況

第42条 管理事務所内警備

管理事務所の（1階・2階等）を適正に管理するための夜間警備については、国事務所で別途発注する。

第43条 報告等

1. 事業者は、巡視員に対して、巡視の結果を毎日巡視日誌に記録し、業務責任者に報告させるものとする。また、巡視日誌の様式及び添付資料については、調査職員の指示に従うものとする。
2. 事業者は、1週間分の巡視日誌を取りまとめ翌週金曜日までに調査職員へそのコピーを提出するものとする。但し、提出期限が祝日に該当する場合は、翌開庁日とし、契約完了年度の業務最終月の提出期限は契約完了日までとする。
3. 巡視員が重大な事件・事故・災害等を発見した場合及び異常事象を発見した場合には、業務責任者を通じ、速やかに第1報を口頭・電話・メール等により調査職員に報告しその後の対応について調査職員と綿密に打ち合わせる。併せて、後日遅滞なく書面により九州地方整備局に報告するものとする。

第4章 繁忙日対応

第44条 管理水準

繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。

第45条 事前準備

行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況を把握し、事前に繁忙日や利用者数を予想し、繁忙日対応のための、調査職員や関係者との協議・調整も含めた事前準備を行う。

第46条 繁忙日に対応した運営体制の補強

繁忙日が予想される場合は、巡視・警備や案内・誘導、入園料徴収等が円滑に行われるよう、利用者数を想定し、適切に人員配置を行う。

1. 入園ゲート周辺及び公園利用者への案内・誘導・整理、利用指導を行う巡視・警備員、入園料徴収等の人材を配置する。
2. 利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等の流れを作成し、その体制を整える。

第47条 臨時施設等の設置・管理

不足が予想されるやトイレ、ごみ箱等の設置と開園中の適正運用と清掃等を行う。

1. トイレやごみ箱等の臨時設置を行うと共に常に美観を保ち、利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うと共に、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水やトイレットペーパー等備品の補給を行う。

第48条 エリア間連絡バスの運行

1. 繁忙日が予想される日には、エリア間連絡バスを運行する。
2. 事業者は、エリア間連絡バス運行計画を作成し、運行前に調査職員と協議し承諾を受けること。
3. 運行日は、次に挙げる日を原則とし、変更する場合は事前に調査職員と協議することとする。
 - 1) 実施要項 1.1.3 (1)入園料にある以下の無料入園日
 - ① 春の都市緑化推進運動期間中、みどりの日（2日間）
 - ② 秋の都市緑化月間における無料入園日（2日間）
 - 2) その他、繁忙が予想される日（2日間）
4. 運行時間は、公園開園時間とし、利用客数に応じた運行間隔とする。
5. 運行ルートは、以下のルートとする。
 - 1) 光と風の広場 ⇒ 海の中道駅（降車のみ） ⇒ 動物の森東門
 - 2)
6. 使用するバスは、事業者が用意することとし、定員約 80 人（立乗り含む）のバス 3 台を標準とする。

H31-35

国営海の中道海浜公園運営維持管理業務

個別仕様書

【施設・設備維持管理】

平成 31 年 4 月

国土交通省九州地方整備局

第1編 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、国営海の中道海浜公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書、国営海の中道海浜公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義が生じた場合は、調査職員と事前に協議するものとする。

第4条 施工体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により九州地方整備局から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第5条 基本事項

1. 施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任の下、実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めると共に、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。
なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが本業務で取得した物品類も含め修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。（別紙6「H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務共通仕様書」第35条参照）
6. 設備、提供物品及び本業務で取得した物品は事業者において、善良なる管理者の注意を持って維持保存すること。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員の許可を受けた上で、導入すること。
8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
9. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
10. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告すること。

第6条 安全管理等

1. 車両の運転については、「国営海の中道海浜公園 園内業務における車両通行規則」を遵守すること。併せて、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めると共に、「国営海の中道海浜公園 園内業務における車両通行規則」に基づき発行する車両通行許可証を前面に提示し、別添 13「国営海の中道海浜公園 園内業務における車両通行規則及び公園内車両通行及び作業心得」を遵守して走行するものとする。
2. 作業にかかる車両の持込は最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
3. 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、原則、別添 13「国営海の中道海浜公園 園内業務における車両通行規則」に基づくものとする。
4. 施工中は入園者の安全を十分確保するために、施工に当たり、作業区域を仮設物で囲む等安全管理を徹底すること。
5. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。
6. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第7条 保守点検

1. 事業者は建物及び工作物、設備等が正常に機能するように、日常あるいは定期的に点検を実施すると共に、機能を維持するための消耗部品等の取替等保守作業を行うものとする。
2. 点検時に異常や劣化が発見された場合には、調査職員に報告の上その指示に従うものとする。なお、保守点検の詳細については、第2編～第4編によるものとする。

第8条 補修及び修繕

事業者は保守・点検の結果、補修及び修繕が必要になった場合には、調査職員と協議するものとする。

第9条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行うこと。

第10条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には必要な措置をとった上で、速やかに電話・口頭・メールのいずれかで調査職員へ報告し、その後の対応について調査職員の指示に従うものとする。併せて、後日遅滞なく書面により調査職員へ報告すること。

第2編 建物維持修繕等

第11条 管理水準

1. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。
2. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意すると共に、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第12条 作成書類

事業者は、調査職員が指示する主要な建築物の修繕等については、次の各号に掲げる書類を作成し調査職員から提出依頼があった場合は、提出すること。

作成書類		
項目名	提出先	作成期限
竣工図書	調査職員	指示に従う
作業記録写真	調査職員	指示に従う
修繕履歴	調査職員	指示に従う
その他調査職員が指示する書類	調査職員	指示に従う

第13条 管理棟等修繕

管理事務所、西口管理棟、動物の森管理棟、子供の広場管理棟、森の家、海の中道駅口管理棟、ワンダーワールド口管理棟、光と風の広場口管理棟、カモ池口管理棟、ドッグラン管理棟、里の家（環境共生の森活動拠点施設）等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うと共に、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

1. 外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防腐、防錆等の点検を行う。
2. 管理棟及びレストハウスの自動ドアについては、原則年4回（四半期に1回）保守点検（フルメンテナンス）を実施するものとする。また、多目的トイレの自動ドアについては、原則年1回保守点検（普通メンテナンス）を実施するものとする。また、自動扉の故障等が発生した場合には、迅速に対応（復旧）出来るようメーカー並びに専門業者を含めた体制を整備しておくものとする。なお、対応後速やかに調査職員へ原因及び対応措置について報告するものとする。
3. 冬期は、必要に応じ凍結防止措置（水抜き）を実施するものとする。

第14条 休憩所等修繕

水辺のレストハウス、西戸崎レストハウス、動物の森レストハウス、港レストハウス、海の中道駅口休憩所、大芝生広場レストハウス、四阿、松毬庵、活動拠点施設（森の池エリアに設置予定）等について、公園利用者が直接かかわる施設であることに留意し、日常、適宜目視、触診、打診等による巡回点検を実施し、破損箇所については小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

第15条 車庫・倉庫等修繕

車庫、温室、作業棟、倉庫等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

また、動物獣舎、並びに繁殖棟、病理棟及び治療棟等の動物の森内施設についても、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

第16条 便所修繕

園内の便所について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、冬季は、必要に応じ凍結防止措置を実施し、配管・衛生器具の機能維持に努めること。なお、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

第17条 その他修繕

建物の維持修繕において、第13条から第16条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第3編 建物設備維持修繕

第18条 管理水準

空調設備及び昇降機の機能を常に安全かつ良好に維持するため軽微な修繕及び点検を行うものとする。

第19条 空調設備維持修繕等

園内の建物内に設置されている空調設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、公園利用者の使用に供する休憩施設等については夏前及び冬前の年2回、専門技術者による点検を行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

第20条 消防設備維持修繕等

園内の建物内に設置されている消防設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

第4編 園路広場維持修繕工

第21条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意すると共に、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第22条 園路・広場維持修繕等

園路・舗装、階段、サイン、イス・ベンチ・テーブル、手摺・柵等について、日常、適宜巡回点検し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

第5編 遊具維持修繕工

第23条 管理水準

1. 遊具について、劣化や国土交通省制定「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（以下、「施設業協会」という。）が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行うこと。
2. 点検業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。
 - 1) 安全性の確保
 - 2) 機能の保持
 - 3) 美観に配慮した形姿の維持

第24条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。
3. 前項の「同等と認めた者」とは、施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員が認めた者をいう。
4. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。一般的に鋼材では、発錆・腐食、木材ではカビ・腐朽・蟻害・割れ等をいう。（但し、地震、火災等の災害によるものを除く。）
5. 「日常点検」とは、目視診断、触手診断、聴音診断等により遊具の異常、劣化（部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等）等の有無を調べるために日常的に行う点検をいう。
6. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形並びに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
7. 「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で、点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP 表示認定企業が貼付することができるシールをいう。なお、「SP 表示認定企業」とは、施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、施設業協会が定めた規格「S：2014QMS-SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。

第25条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、劣化診断や JPFA-S：2014 に基づく規準診断（遊具の形状や安全領域等当該基準に対する妥当性を評価するもの）等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第26条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第27条 点検の種類

点検には、「日常点検－1」「日常点検－2」「定期点検」「臨時点検」「精密点検」がある。

事業者は各点検の内容とその必要性を正しく理解した上で業務計画書を立案し、調査職員に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

第28条 診断の方法

遊具の点検は、点検表を作成し、診断することで安全性を確認すること。

診断方法は、次の各号に掲げる通りとする。

1. 目視診断

遊具の外観・形状を観てその劣化状態を診断する方法

2. 触手診断

遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法

3. 聴音診断

遊具の可動部を動かし、発生する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法

4. 打音診断

遊具を点検ハンマー等で軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩み等を診断する方法

5. 揺動診断

遊具本体を揺り動かし、仕様に対応できるかを診断する方法（複合系遊具の場合は単体ごとに

6. JPFA 検査器具による判定

JPFA が開発した器具で遊具の規準（JPFA-S：2014）に適合しているかを調べる。

7. ノギスによる測定（JIS 認定商品を使用する）

8. メジャーによる測定（JIS 認定商品を使用する）

9. 傾斜計による測定

第29条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

作成書類			
項目名	内容	提出先	作成・提出期限
作業計画書	作業前に業務計画書に基づき、定期点検に関し、作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定める ・ 点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と処置方法、連絡手順について記載。	調査職員	点検実施前迄に提出、調査員等の承諾をうけること
定期・精密点検記録簿	・ 点検実施後、施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準JPFA-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき作成	調査職員	実施後速やかに作成
写真帳	・ 客観的な判断材料として、必要に応じて遊具	調査職員	点検実施後速やかに

	施設の劣化や破損状況を写真に記録 ・ 写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに整理		作成
その他調査職員が指示する書類		調査職員	指示に従う

第30条 遊具点検対象範囲

遊具点検（日常・日常－2、定期）の対象範囲は下表の通りとする。

設置場所	エリア名称	遊具名称	備考
ワンダーワールド	ちびっこ広場	タイヤトンネル	
		丸太越え	
		うんてい	
		複合遊具A	
		ゆらゆら丸太	
		平均台	
		複合遊具B	
		コンビネーション	
		ショップ・ホテル・汽車	
		アニマル滑り台	
		シーソー	
		ブランコ	
		ザイルクライム	
		マウンテンパーク	
ワンダーワールド	トリム広場	ネット渡り	
		円盤渡り	※
		クモの巣渡り	※
		バランスロープウェイ	※
		平均台①	
		平均台②	
		サークルバー	※
		猿渡り	※
		タイヤロープ	※
		ロッククライミング	日常点検のみ対象
ワンダーワールド	水辺のトリム	丸太橋	※
		ネット	※
		イカダ橋	※
		イカダ渡り	※
		タイヤ渡り	※
		パイプ吊り橋	※
		きね渡り	※
		うんてい	※
		丸太渡り①	※
		乱杭	※
		ぶらぶらタイヤ	※
		三角ネット	※
		壁渡り	※
		丸太渡り②	※
		ユラユラロープ渡り	※
		タイヤトンネル	※
		ロープ吊り橋	※
		ユラユラ丸太	※
		わんカロープウェイ	※
		複合遊具	
ロープウェイ	(使用中中止)		
ワンダーワールド	子供のとりで	子供の砦	
		棚サンゴネット	
		ネット&リングトンネル	
		チューブ滑り台&リングトンネル	
		ローラー滑り台	
		オオタコ本体・滑り台	
		オオタコ足①	
		オオタコ足②	
オオタコ足③			

		ウツボ	
		棚サンゴ砂場	
		フジツボ	
		砂場	
ワンダーワールド	くじらぐも“ふわんポリン”	空気膜遊具 5山	
		空気膜遊具 2山	
	健康器具系遊具	10種	
	移動式遊具（スナッグ）	8種	日常点検のみ対象
大芝生広場	スカイドルフィン	デッキ（板張り）	
		デッキ（パンチング）	
		ゆらりんネットゾーン	
		ジェットローラーライダー	
		ローラーライダー	
		フリーフォールライダー	
		アクアトンネル	
		ミラートンネル	
		ドルフィンタワー	
		V字吊り橋	
		くねくね棒	
		スイング遊具ポート	
		潜望鏡	
パネル遊具			

備考欄にて「※」を付記した遊具については、定期点検「基準診断」の適用外遊具ではあるが、参考としてこれを実施するものとし、可能な限り合否等を診断すること。平成30年4月1日現在。

第31条 遊具日常点検等

1. 「日常点検」とは、公園巡視時に行う目視診断・触手診断・聴音診断により遊具の異常・劣化（部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等）等の有無を確認する日常点検－1と、月1回以上日常点検担当者が行う目視診断・触手診断・聴音診断・打音診断・揺動診断により遊具の異常・劣化（部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等）等の有無を確認する日常点検－2を行うものである。また、設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。
2. 「日常点検－2の点検担当者」は、施設業協会が主催した「遊具の日常点検講習会」を受講したものである。なお、巡視時に日常点検－1を実施する者についても出来るだけ施設業協会が主催した「遊具の日常点検講習会」を受講するものとする。
3. 公園内巡視時に日常点検を行う者は、点検箇所や点検方法をよく理解したうえで、日常点検を実施すること。
4. 事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、日常点検記録簿を精査したうえで、保管しておく。
5. 点検履歴については、遊具履歴書を作成、追記、修正をすること。なお、遊具履歴書とは、遊具の名称、設置場所、設置年月、製造者、施工者、標準使用年数等を遊具毎に記載し、日常点検記録簿を活用して遊具の安全点検の実施状況や点検結果、遊具の修理・部材の交換、塗装の実施状況等遊具の維持管理上必要な情報について定期的に記録し、履歴として保管するものである。また、遊具履歴書には、必要に応じて施設の劣化や破損状況を写真記録し、点検実施後速やかに調査職員に報告し、その後の対応について協議するものとする。
6. 遊具履歴書については、調査職員より貸与するが、調査職員より提示を求められた場合はその指示に従い、業務完了後は速やかに提出するものとする。
7. 台風や豪雨等の異常気象時や震度5以上の地震発生により、遊具に異常箇所が生じるおそれのあ

る場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行うものとする。また、遊具の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も点検を行うものとする。

第32条 遊具定期点検

1. 定期点検を完了させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行う。
2. 事業者は、点検責任者を定め調査職員に届け出る。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
3. 点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。
4. 点検対象遊具は、第30条「遊具点検対象範囲」に準ずる。
5. 遊具の点検内容は、(社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。
6. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。
7. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることは出来ない。
8. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせで総合的な機能判定を行うこと。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員と協議しておくこと。
9. 定期点検は、年1回以上実施すること。
10. 点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP点検済みシール」を貼付出来る遊具には調査職員の承諾を受けて、点検実施時期を明記して添付する。

第33条 遊具維持修繕等

点検により確認された破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

第34条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者の遊具利用への影響が無いように十分な安全対策を講ずること。
2. 定期点検結果は、速やかに調査職員へ報告すること。
3. 点検で異常が発見された場合、若しくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用出来ないように処置すると共に、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員に速やかに連絡する。
4. 定期点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」等の携帯用認定証等を携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、施設業協会の「遊具の安全に関する基(JPFA-S:2014)」を参考にすること。

第6編 電気設備維持修繕

第35条 管理水準

本公園の全施設の使用電力量を計測すると共に、変電所、非常用発電所、常用発電機等の電気設備について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。

第36条 電気設備維持修繕等

1. 事業者は、月1回、公園内全施設の電気メーターの計測を行い、電気メーター検針結果の集計表を翌月の月初めに速やかに作成し、調査職員に報告すること。
2. 分電盤・配電盤等の施設について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行う。
3. 点検の結果に応じ清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うこと。
なお、法定点検、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。
4. 落雷があった場合には、翌日の開園までに電気設備の巡回点検を行うこととする。
5. 休園日に電気設備において異常が発生した場合は、法定点検の受託者等と連携して、適切な措置を講じること。

第7編 汚水・排水施設維持修繕

第37条 管理水準

1. 事業者は、汚水・排水施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため点検・補修を行うものとする。また、当公園内の汚水（下水）を福岡市の下水本管に流すための汚水ポンプは、各点検箇所
に、ポンプ2台と操作盤1面が存する。なお、平成32年度の森の池エリア開園後、箇所数は増加する予定。
 - 1) 汚水ポンプ室内 : 10箇所
 - 2) マンホールポンプ所 : 6箇所

第38条 汚水・排水施設維持修繕

1. 日常、適宜巡回点検し、分電盤のブザー音の確認等を行い、異常があれば小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。
2. 台風や大雨が予想される場合は、巡回点検を行うと共に、適切な対策を講じるものとする。
3. 事業者は、繁忙期においては、汚水・排水施設の稼動状況を確認すると共に、法定点検の受託者等と連携し、汚水・排水施設の処理能力に沿った調整を行うこと。
4. 汚水ポンプについては、年2回（夏季、冬季）別紙41「汚水ポンプ点検内容」の保守点検を実施するものとし、詳細は調査職員との協議によるものとする。

第8編 給水施設維持修繕

第39条 管理水準

本公園の全施設の使用水量を計測すると共に、給水施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。

第40条 給水施設維持修繕等

1. 受水槽、水道メーター、水道管、井水配管・ポンプ、仕切弁等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。
2. 事業者は、月1回公園内全施設の水道メーターの計測を行い、水道メーター検針結果の集計表を速やかに作成し、調査職員に報告すること。
3. 滅菌装置について、逆流止め玉弁及びサイホンブレーカーの動作や薬剤残量等の確認を行うこと。
4. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を行う。
5. 冬季の園内給水施設凍結による断水及び器具の破損を防止するため、必要に応じ水抜き等の凍結防止作業や一部の水飲み・手洗いの閉栓作業を行うものとする。
6. 夏季及び冬季においては、使用水量を調整する等の適切な措置を講じ機能の維持に努めること。
7. 事業者は、調査職員と協議し、必要に応じて給水管等の漏水調査を行うこと。

第9編 水景施設水質管理

第41条 管理水準

水景施設である水遊び場を常に安全かつ良好に維持するために、関係法令を遵守すると共に、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）に基づき、供用期間中は以下の水質を保つよう管理を行うこと。

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	pH値5.8以上8.6以下	毎月1回以上
濁度	2度以下	
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下	
大腸菌群	検出されないこと	
一般細菌	200CFU/ml以下	
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上（1.0mg/L以下が望ましい）	毎日午前中1回以上 及び午後2回以上
総トリハロメタン	0.2mg/L以下が望ましい	毎年1回以上

※利用者が多数である場合等汚染負荷量が高い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

第42条 作成書類

事業者は、調査職員が指示する主要な水景施設については、下記の書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は、提出すること。

作成書類		
項目名	提出先	作成期限
作業記録写真	調査職員	指示に従う
点検報告書	調査職員	指示に従う
適合確認検査簿	調査職員	指示に従う
その他調査職員が指示する書類	調査職員	指示に従う

第43条 水景施設の定義

本公園における水景施設は、「ワンダーワールド遊べる噴水」と「じゃぶじゃぶ池」とし、「水辺のトリム」や「冒険の池」等の他の水を満たした施設は水景施設に準ずる施設とする。

第44条 水景施設保守点検等

1. 運転前及び運転中に毎時1回、電気系統、バルブの開閉、水位、異音の確認等の点検を行う。
2. 巡視・点検結果は、点検報告書として取りまとめ、調査職員に報告する。
3. 水質検査の結果、残留塩素濃度が基準値を下回る場合は、固形塩素剤を投入する等、必要な措置を速やかに行うこと。
4. 福岡県東保健所等の水質検査等が実施される時は、協力すること。
5. その他、水景施設に準ずる施設のポンプ設備については、年1回、稼動時に専門技術者による点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

第10編 その他設備維持修繕

第45条 管理水準

本公園の水循環設備、放送設備、電話設備、防火設備等について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び修繕を行うものとする。

第46条 水循環設備維持修繕等

日常、園内の循環水ポンプ場、循環水配管等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は九州地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

第47条 放送設備保守点検等

日常、園内の放送設備、スピーカー、配線等について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を年1回行うこと。

第48条 防火設備保守点検等

日常、森の池エリアに設置予定の防火設備等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第11編 園内清掃、公園内建物清掃

第1章 基本事項

第49条 管理水準

1. 公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があるため、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討すると共に、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行うものとする。
2. 事業者は、施設の利用環境の快適性を維持向上させるために、日常的・定期的に清掃を実施するものとする。また、施設の清潔さを保つことのほかに、材料の劣化原因を取り除く、腐食の進行を遅らせる、性能を維持する等の重要な役割を持っていることに留意して清掃を行うものとする。

第50条 基本的事項

1. 事業者は清掃の実施に当たっては、季節や曜日、天候条件等によって大きく変動する来園者の動向に対応したきめ細かな人員配置、清掃箇所等の計画を立て調査職員と協議の上その指示に従うものとする。また、台風接近に伴う災害発生時や緊急時にも即応できる体制を確保するものとする。
2. 利用繁忙期や大型イベント実施日には、イベントの主催者や巡視実施者、現場配置スタッフ等との情報連絡を密にして、必要な場所への清掃員の配置を臨機に行うものとする。
3. 公園内のゴミの発生量や来園者動向に配慮してゴミ箱の設置方法や箇所数について、調査職員と協議するものとする。なお、状況に合わせて設置方法や箇所数については定期的に見直しを行うものとする。

第51条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、前公園管理運営業務受託者より業務完了時に引渡を受けた消耗品について支給するものとする。なお、本業務完了時に残った消耗品については、管理簿と現物を調査職員が確認した上で九州地方整備局に引き渡すものとする。

第52条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員に報告すること。

第2章 清掃

第53条 休憩所等清掃

1. 休憩所定期清掃

- 1) 床面シートの清掃（ポリッシャー又はスチーム洗浄後のスクイージーによる汚水除去、水モップによる拭き上げ、ワックス塗布、拭き上げ等）のほか、タイルや絨毯、窓、網戸等を対象とした室内清掃を行うこと。
- 2) 屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去すること。
- 3) 建物の周りに堆積した落ち葉、枯れ枝を除去すること。
- 4) 外壁、軒下、扉、窓等の汚れを除去すること。
- 5) 作業時間は調査職員の指示に従うこと。なお、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、必ず調査職員に報告し、その指示に従うこととする。
- 6) 清掃箇所及び実施頻度は下表を標準とするが、これにより難しい場合は調査職員と協議するものとする。

清掃箇所	実施頻度
シオヤ展示場	12回（1回／月）以上
森の家	2回（1回／半年）以上
動物の森レストハウス	1回以上
水辺のレストハウス	1回以上
子供の広場・管理棟	1回以上

※各ゲート管理棟等上記休憩所等以外の建物清掃については、植栽地（園内）清掃の雨天日等を活用して、床清掃及び窓拭上等を実施するものとし、年間の清掃計画について調査職員と事前に協議するものとする。

2. 管理事務所清掃

管理事務所の日常及び定期清掃は九州地方整備局で実施することとする。

第54条 便所清掃

1. 日常清掃

- 1) 事業者は便所の日常清掃の作業時間等について以下を標準とし配置計画を行うものとする。
なお、来園動向等の状況により、これにより難しい場合は調査職員と協議の上その指示に従うものとする。

[便所清掃]

種別	時期	時間	配置予定員数
清掃A	4～11月、3月の日曜・祝日	8:00～17:00	4人/日
清掃B	4～11月、3月の平日	8:00～17:00	2～3人/日
清掃C	12月～2月の全日	8:00～16:30	1～3人/日

- 2) 清掃箇所は、以下の表の通りとし、清掃中は、利用者の利便性に十分配慮するものとする
- 3) 衛生器具(便器、洗面所等)、床を水洗い又は拭き清掃を行い衛生的に保つものとする。
また、必要に応じて、壁、鏡、窓ガラス、照明器具、水洗タンク等を適切な方法で清掃し、清潔に保つと共に、詰まりやクモの巣除去等は速やかに対応するものとする。
- 4) トイレトペーパー及び石鹼水が常時あるように補充すること。
- 5) 汚物入れの清掃等を行うこと。
- 6) 実施頻度については、清潔を保てるように、調査職員と協議し決定する。

7) 大規模な行催事の開催等により、汚れが見込まれる際には必要に応じて配置員数を増やす等の臨機な対応とることにより衛生的な環境を保つこと。

番号	名称	男子		女子		多目的トイレ		大便器	小便器	手洗い	備考
		大	小	大	小	大	小	計	計	計	
1	西口便所 (内)	1	7	3	1	1		5	8	6	オストメイト (1)
2	西口便所 (外)	1	5	3	1			4	6	5	
3	水辺のレストハウス	1	3	3		1		5	3	11	
4	西口駐車場	2	6	6		1		9	6	9	
5	大芝生広場 (A)	1	3	3				4	3	10	
6	大芝生広場 (B)	1	3	3				4	3	10	
7	大芝生広場 (C)	1	3	3				4	3	10	
8	西戸崎レストハウス	2	8	5		1		8	8	9	
9	動物の森レストハウス	2	5	6		1		9	5	7	オストメイト
10	西サイクセンター	1	2	6	1	1		8	3	7	
11	近隣広場	1	3	3				4	3	6	
12	北管理棟	2	6	4		1		7	6	7	
13	子供の広場	1	3	3				4	3	10	
14	子供の広場管理棟	2	7	6	1	1		9	8	6	オストメイト
15	冒険の広場	1	3	3				4	3	10	
16	オリエンテーション入口	3	6	8				11	6	4	
17	テニスコート	1	2	2				3	2	2	
18	シオヤレストハウス	2	4	4		1		7	4	9	
19	運動広場	1	2	2				3	2	2	
20	休憩所 (海中駅口)	3	5	3				6	5	8	
21	文化施設エリア便所 (丸型)	2	4	4	1	1		7	5	9	
22	中央駐車場 (1)	1	3	2		1		4	3	5	
23	渡船場レストハウス	2	4	2				4	4	5	
24	大芝生休憩所	2	4	4		1		7	4	14	内シャワー (7)
25	ワンダーシャトル	7	13	15	1	1		23	14	15	
26	中央駐車場 (2)	1	3	4				5	3	5	
27	ワンダーワールド便所	2	5	6	1	1		9	6	8	
28	彫刻の森便所	1	3	3		1		5	3	5	
29	動物の森便所	2	2	2		1		5	2	3	
30	多目的ドルフィン遊具便所					1		1	0	1	
31	多目的西サイク入口便所					1		1	0	1	
32	ビジターセンター (森の家)	1	3	2		1		4	3	5	
33	フラワーミュージアム便所	4	4	5		2		11	4	10	オストメイト (2)
34	カナール横便所	2	3	4		2		8	3	12	オストメイト (2)
35	潮見台トイレ	3	3	4		2		9	3	12	オストメイト (2)
36	多目的管理車両口トイレ					1		1	0	2	オストメイト
37	光と風管理棟 (内)	4	8	10	1	2	2	16	11	10	
38	光と風管理棟 (外)	2	3	3	1	1	1	6	5	5	
39	光と風管理棟 (屋外)	1		1				2	0	2	
40	デイキャンプ場	2	3	5		1		8	3	7	
41	排水機場	1	1	1	1			2	2	2	
42	駐車場	2	5	5	1	1	1	8	7	5	
43	カモ池口管理棟					1	2	1	2	1	
44	環境共生の森拠点施設	2	3	3		1		6	3		
45	環境共生の森屋外便所	1	1	1		1		3	1		
46	D地区海浜部中央エリア便所	1	3	3		2	1	6	4	8	
47	ワンダーワールド駐車場便所	1	3	5	1	1	1	7	5	6	オストメイト
48	博多湾パノラマ広場トイレ	1	1	1		1		3	1	3	オストメイト
49	森の池エリアトイレ	1	1	1		1		3	1		
	合計	79	172	175	12	39	8	293	192	309	

※森の池エリアトイレはH32年度より供用開始

2. 定期清掃

- 1) 屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去すること。
- 2) 建物の周りに堆積した落ち葉、枯れ枝を除去すること。
- 3) 衛生器具 (便器、手洗い器等)、壁、軒下、天井、床、ブース、扉、窓、鏡、照明器具等の汚れを除去すること。

- 4) 作業時間は調査職員の判断による。なお、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、必ず調査職員に報告し、その指示に従うこととする。
- 5) 実施頻度等は原則年1回とする。

第55条 植栽地等清掃（園路広場、工作物一般、工作物特殊）

1. 日常清掃

- 1) 対象区域は開園区域とする。但し、収益施設は除く。
- 2) 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路（園地含む）や側溝、遊具等の工作物をきれいな状態に保つこと。
- 3) U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うと共に、溜まった落ち葉、土砂等を除去すること。
- 4) 低木内のゴミ等は、低木類を損傷しないように十分に注意して取り除くものとする。
- 5) 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。
- 6) サイン、標識、看板等は表示内容がきちんと識別されるようにすると共に、汚れが目立たないように随時清掃を行うものとする
- 7) くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行うこと。園内各所に存在するゴミ箱から別途指定する所定の集積箇所に運搬するものとする。ごみは、福岡市の分別区分に従って分別を行うこと。なお、繁忙日等、大量のごみの発生が予想される場合は、臨時ゴミ箱を設置し、公園利用者に対して分別指導を行う等、適切な措置を講じること。
本公園内で発生した植物性廃棄物についてはリサイクルするものとし、方法等は調査職員と協議すること。
空き缶類については、福岡市の分別区分に従って適切に処理すること。
- 8) 池、流れ、噴水等の水面に浮かんだゴミ、落ち葉等の美観を損ねるもの及び底に沈んだ空き缶、空き瓶ガラス等の危険物は発見次第直ちに除去するものとする。
- 9) 清掃により発生した落ち葉は、林地内等に還元するように努めるものとする。
- 10) 園路や縁石等から生えている雑草について除去するものとする。
- 11) 外灯、時計や監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行うこと。
- 12) 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて配置員数を増やす等の臨機な対応とすることにより衛生的な環境を保つこと。
- 13) 上記以外に調査職員が指示する作業を速やかに行うものとする。
- 14) 植栽地等（園内）清掃は毎日実施することとし、作業時間等については、以下を標準とし配置計画を行うものとする。なお、来園動向等の状況により、これにより難しい場合は調査職員と協議するものとする。

種 別	時 期	配置予定員数
巡回清掃A	2, 6, 9, 12, 1月の平日	3人/日
巡回清掃B	3, 4, 5, 7, 8, 10, 11月の平日、2, 6, 1月の土日祝日 4月、5月、10月の平日	5人/日
巡回清掃C	3, 4, 7, 8, 9, 10, 11, 12月の土日祝日	8人/日

巡回清掃D	5月の土日祝日		12人/日
-------	---------	--	-------

2. 定期清掃（工作物一般清掃）

- 1) ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、池の底部、側面部、景石等の高圧洗浄機を使用した洗浄作業及びブラッシングを行うこと。
- 2) 底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、池部への給水及びポンプを始動すること。
- 3) 清掃箇所、実施内容及び実施頻度等は、調査職員と協議の上その指示に従うものとする。

3. 工作物特殊清掃

週1回、汚水ポンプ室内の清掃及び自動スクリーンの汚泥受けから汚物を回収し、可燃物として処分すると共に、ポンプ等に異常があれば、速やかに調査職員に報告し、その指示に従うものとする。

第56条 災害時等臨時清掃

事業者は台風や豪雨等の異常気象発生後施設の汚れ等が通常よりも酷いことが、予想されるため、速やかに臨時清掃を実施・完了できる体制を構築するものとする。

第57条 海岸清掃

海岸沿いは、潮流によりゴミ、流木等が漂着するので事業者は開園区域内の海岸清掃にあたっては、調査職員より清掃の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

第58条 ゴミ処分工

事業者は、一般ゴミについては、福岡市の処分方法に従って適正に処分すること。また産業廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）及び関係法令に従って、適正に処理すること。

第59条 雑作業等

事業者は、使用機材等の改良・メンテナンス、使用車両の給油・メンテナンス、仮設トイレの設置、洗浄液補給、カラス・トビ・スズメバチ・イノシシ対策等、調査職員と協議しその指示に従い作業を行うこと。但し鳥類及びイノシシ等については「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等に基づき対応すること。

また、利用者がカラスやトビ等に危害を加えられないようにするため、利用者に対し留意すべき事項を適切に周知するものとする。

H31-35

国営海の中道海浜公園運営維持管理業務

個別仕様書

【植物管理】

平成 31 年 4 月

国土交通省九州地方整備局

第1章 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務のうち、植物管理業務に適用する。植物管理として、芝生管理、低木管理、高木管理、林地管理、花壇管理、草花管理、バラ園管理、特殊管理、田畑管理等について適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工に当たって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、国営海の中道海浜公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたること。

第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書、国営海の中道海浜公園の設計図書、平成 19 年度策定の「植栽更新・管理計画」、平成 21 年度「環境共生の森等の維持管理・運営計画策定外検討業務」報告書及び同資料編、平成 22 年度「松林保全再生調査その他業務」及び平成 26 年度「海の中道海浜公園松林育成管理計画策定外業務」報告書、平成 29 年度策定の「『森の池エリア』管理運営基本計画」及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、植物管理作業について業務計画書として九州地方整備局に提出し承諾を受けること。なお、本仕様書に記載無きもの又は疑義が生じた場合は、九州地方整備局及び調査職員と事前に協議するものとする。

また、業務期間中であっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員に提案し、協議の上、変更理由を明記の上、業務計画書の変更を行うこと。

第4条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 13 条 2 により九州地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第5条 基本事項

1. 植物管理業務を総括する業務責任者の指揮命令の下実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めると共に、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。
なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議することとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施すること。
4. 管理体制人員は円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置すること。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、本業務で取得した物品類も含めて修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。（別紙 6 「H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務共通仕様書」第 35 条参照）
6. 設備及び提供物品は事業者において善良なる管理者の注意をもって維持管理を行うこと。
7. 植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職

員の許可を受けた上で、導入すること。

8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

第6条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意すると共に、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うこと。
2. 車両の運転については、「国営海の中道海浜公園 園内業務車両入園における車両通行規則」を遵守すること。また、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めると共に、「国営海の中道海浜公園 園内業務車両入園における車両通行規則」に基づき発行する車両通行許可証を前面に提示し、「国営海の中道海浜公園 園内業務車両入園における車両通行規則」及び「公園内車両通行及び作業心得」を遵守して走行すること。
3. 作業にかかる車両の持込は最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、「国営海の中道海浜公園 園内業務車両入園における車両通行規則」に基づくものとする。
5. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去を行うこと。また、全ての作業実施に当たっては、作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。
6. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意すること。
7. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者には不快感を与えないよう留意すること。

第7条 利用サービス

1. 公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全ての作業従事者は調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
3. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けること。
4. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示すること。

第2章 芝生管理

第8条 管理水準

1. 芝生による良好な景観及び来園者が安心して利用できる空間の維持のため、芝生内にある石、ゴミ、実生木、つる性植物、外来種等の支障物を除去するとともに、以下に示す管理水準を満たす芝刈り等を行うこと。

ランク		A	B	C	D
管理目標		運動を行うための広場等主要な広場や施設周り等で修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となり、特に良好に管理すべき芝生	広場や施設周りなどのうち修景性が中程度で、芝生の緑が一景観要素となり、良好に管理すべき芝生	Bにランクされる芝生であるが、予算制約上、管理水準を下げ単一種を維持する最低限度の管理すべき芝生	主として法面など土壌保全あるいは、草地化を目的とした芝生地で緑を保持するために最小限の管理を行う芝生地
管理水準	刈高	2～3cm程度	2～3cm程度	2～3cm程度	2～3cm程度
	雑草混入	可能な限り混入なし	混入容認	混入容認	混入容認
標準実施回数	芝刈	7～10回程度	4～6回程度	3回程度	0～2回程度
対象地		パターゴルフ場、カナル、ばら園等	大芝生広場中央、動物の森、野外劇場、子供の広場、ホテル芝生等	大芝生広場外周、プール周辺、野外劇場外周等	シオヤ岬周辺、博多湾パノラマ広場、野鳥の森、光と風法面等

* 芝刈工については、上記を標準に、状況により業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

* 芝刈工以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

2. 施工場所は、別添 27「芝生管理図」を参照すること。

第9条 芝刈工

1. 事業者は芝刈工に当たっては、現地の状況等を照査し、適切な時期に適切な方法により実施すること。
2. 刈り取った芝は、原則、堆肥化等リサイクルすること。
3. 芝刈作業をする際は、利用エリアを避ける等、工夫に努めること。

第10条 芝生地除草工(人力除草)

事業者は芝生地除草工に当たっては、現地の状況等を照査し、適切な時期に適切な方法により実施すること。

第11条 芝生施肥工

事業者は芝生施肥に当たっては、現地の状況を照査し適切な材料を適切な量・方法により施用すること。

第12条 芝生目土掛工

事業者は芝生目土掛工に当たっては、現地の状況等を照査し、適切な時期に適切な方法により実施す

ること。

第13条 芝生エアレーション工

事業者は芝生エアレーション工に当たっては、現地の状況等を照査し、適切な時期に適切な方法により実施すること。

第14条 芝生雑工

1. 芝生雑工（普通作業員）については、部分的な養生、芝生保護材設置等を実施するものとする。
2. 芝生雑工（軽作業員）については、灌水補助、施肥散布補助、芝生保護材設置等を実施すること。
3. 芝の補植を行う際は、張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕転したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるように不陸整正を行うこと。

第15条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）

事業者は万が一病虫害被害が発生した場合においても、まずは被害を受けた部分の刈込や捕殺等による病虫害駆除をおこなう等最大限努力し、農薬は極力使用しないよう努める。やむを得ず農薬を使用する際は以下に示す事項に留意すること。

1. 薬剤の使用に当たっては、農薬取締法（昭和 23 年 7 月 1 日法律第 82 号、平成 19 年 3 月 30 日改定（以下「農薬取締法」という。））等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。
2. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し定めるものとし使用時刻は原則として、公園開園時間外とする。
3. 散布に際しては、対象物以外のものにかからないよう十分注意すること。

第16条 灌水

事業者は芝生灌水に当たっては、以下に示す要領に留意すること。

1. 所定の量が芝生全面にいき渡るよう均一に散水すること。
2. 灌水時刻は、夏季は日中を避け、朝又は夕方に、冬季は日中に行うこと。
3. 灌水は現地の状況等を照査し、ポンプ等を用いて適切に行うこと。

第17条 芝切り工（縁切、芝生カット）

事業者は芝刈り工（縁切、芝生カット）の作業に当たっては、以下の内容の通り行うものとする。

1. 植込地廻り（寄植地廻り）
低木地等寄植地に芝生のほふく茎が侵入しないよう、低木地等寄植地の垂直投影線から 5 cm 程度外側で垂直に切り込み、せん除すること。
2. 園路沿
園路に芝生のほふく茎が侵入しないよう園路から 5～10cm 幅程度をせん除すること。
3. 樹木廻り
樹木の根元廻りの芝生をせん除すること。

第18条 メリケントキンソウの除去

事業者は芝生に混在するメリケントキンソウを適時適切に除去すること。

第3章 低木管理

第19条 管理水準

1. 以下に示す管理水準を満たす低木管理を行うこと。

ランク		A	B
管理目標		花やその樹形が公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている比較的修景性が高い低木地	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた緩衝的役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ低木地
		鑑賞、遮蔽、境界	遮蔽、境界
標準 実施回数	刈 込	1～2回程度	適宜
対象地		大芝生、西口広場、動物の森、子供の広場、自転車園路、リゾート、光と風等	保全植林帯、補助幹線園路、野外劇場、共生の森等

*刈込以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

2. 主な花木類は、アジサイ、ツバキ、サザンカ、フジ、ムクゲ、サツキ、ユキヤナギ、ハギ及びそれらに準ずるもの等があり、事業者はそれぞれの植栽箇所にあった維持管理に努め年間を通じた花修景を展開すること。
3. 施工場所は、別添 28「中低木管理区域図」を参照すること。

第20条 低木剪定工

1. 一般事項

- 1) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 2) 刈り取った枝葉は速やかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃し、原則チップ化又は堆肥化しリサイクルすること。
- 3) 剪定に当たっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努めること。
- 4) 公園の景観維持及び樹木の生態等に支障があり、剪定だけでなく間伐の必要が生じた場合には、調査職員に報告すること。

2. 寄植剪定

事業者は低木刈込（寄植剪定 機械）作業に当たっては、樹種毎の特性及び生育状態に応じ、刈地原形に十分配慮しつつ、主に刈込機械を用いた刈り込み作業を行うこととし、枝すかし等については人力による刈り込み作業を行うこと。なお、刈り込み時期や目標樹形については花芽形成時期や育成状況に応じ設定することとし、必要に応じて調査職員と協議すること。

3. 生垣剪定(機械・人力)

枯枝・徒長枝等を人力により剪定し、枝の整理を行った上で、刈込機械を用いて両面を一定の幅で刈込み、天端を刈り揃えること。

第21条 低木地除草工

1. 抜根除草

- 1) 既存樹木及び地被植物をいためないよう除草器具等を用いて根ごとより取り除くか、鎌等を用いて地際から刈取る方法で行うこと。

2) 抜き取った雑草は、根に付着した土を除いた後、原則堆肥化しリサイクルすること。

2. 人力除草

1) 既存植物をいためないよう鎌等を用いて根際より刈り取る。

2) その他は抜根除草に準ずる。

第22条 低木施肥工（単木・小規模な寄植）

事業者は低木施肥（単木・小規模寄植）に当たっては、現地の状況を照査し、適切な材料を適切な量・方法によりを施用すること。

第23条 施肥工（列植、生垣施肥）

1. 事業者は低木施肥（列植及び生垣施肥）に当たっては、元肥及び追肥の二通りの方法で行うこと。

2. 元肥は、生垣の両側に所定の深さの縦穴を1箇所ずつ計2箇所、1本毎に掘り、底に粒状固形成肥料を、現地の状況を照査し適切な量を敷き込み覆土すること。

3. 追肥は、生垣の両側に所定の深さの溝を掘り、溝の底に粒状固形成肥料を、現地の状況を照査し適切な量を敷き込み覆土すること。

第24条 施肥工（群植、大規模な寄植）

事業者は低木施肥（群植、大規模な寄植）に当たっては、1㎡当たり3箇所の縦穴を所定の深さまで掘り、底に粒状固形成肥料を、現地の状況を照査し適切な量を敷き込み覆土すること。

第25条 病虫害等駆除

事業者は万が一病虫害被害が発生した場合においても、まずは被害を受けた部分の剪定や捕殺等による病虫害駆除をおこなう等最大限努力し、農薬は極力使用しないよう努める。なお、やむを得ず農薬を使用する際は以下に示す事項に留意すること。

1. 薬剤の使用に当たっては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。

2. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し定めるものとする。なお、使用時刻は原則として、公園開園時間外とする。

3. 散布に際しては、対象物以外のものにかからないよう十分注意すること。

第26条 低木灌土工

1. 事業者は低木灌水に当たっては、所定の量が全面にゆき渡るよう均一に散水するものとする。

灌水時刻は、夏季は日中を避け、朝又は夕方に、冬季は日中に行うこと。

2. 灌水は現地の状況を照査し、ポンプ等を用いて適切に行うこと。

第27条 ハギ取り

1. 事業者はハギ取り作業に当たっては、樹木、株物、棚等を損傷しないよう注意し刈残しがないように行うこと。

2. 作業の時期は、花が終わり株が休眠に入ってから、手刈りで行うこと。

第28条 低木雑工・低木巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 低木雑工については業務責任者の判断する作業（ササ刈等）を実施すること。
2. 低木巡回工（造園工）にて、植木手入れやその他管理作業を行う。
3. 低木巡回工（普通作業員・軽作業員）にて、害虫の捕殺駆除作業、低木地落葉除去、植木手入れ補助、支障木手入れ、枯損木及び支障枝撤去、その他管理作業を行う。
4. 低木の補植・移植を行う際は、現地の状況を照査し適切な作業（堀込・植付・土壌改良等）を行うこと。
5. マルチングを行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) マルチング材は、現地の状況を照査し適切な量をむらなく均一に敷き均すこと。
 - 2) マルチングに使用する材料は、公園内で発生した植生廃材をチップ化したものを原則として使用すること。

第4章 高木管理

第29条 管理水準

1. 以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと。

ランク		A	B
管理目標		花やその樹形を利用者に見せる役割を持ち、修景的要素が非常に高い高木	園路や広場、敷地の境界、遮蔽、防火帯となる植栽としての役割を持つ高木
		鑑賞	緑陰、遮蔽、境界
主な対象樹種		クロマツ、ソメイヨシノ、オオシマザクラ	クスノキ、イチョウ、マテバシイ等
標準 実施回数	剪定	適宜	適宜
対象地		リゾート、西口広場、海の中道口、補助幹線園路等	園内全域

*高木管理については、必要に応じて業務責任者が判断し、状況により適宜行うものとする。

2. 施工場所は別添 29「高木管理区域図」を参照すること。

第30条 高木剪定工

1. 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として枝おろし（大枝おろし）、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状等に応じてもっとも適切な方法により行う。
2. 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
3. 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
4. 花木等は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
5. 剪定に当たっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて望ましい樹形の確保に努める。
6. サイクリングロードや園路沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけが等ないように努めること。
7. 高木剪定に当たっては、樹種や現地の状況を照査し、弱剪定・強剪定・松剪定（みどり摘み剪定・もみあげ剪定）等適切な方法により実施すること。

第31条 ヤゴ取り工

ヤゴ取りは、やご（ひこばえ）、幹ぶき（胴ぶき）を適切に実施すること。

第32条 高木施肥工

事業者は高木施肥に当たっては、現地の状況を照査し、適切な材料を適切な量・方法により施用すること。

第33条 高木病虫害防除工

事業者は万が一病虫害被害が発生した場合においても、まずは被害を受けた部分の剪定や捕殺等による病虫害駆除をおこなう等の最大限の努力し、農薬は極力使用しないよう努める。やむを得ず農薬を使用する際は以下に示す事項に留意すること。

1. 薬剤の使用に当たっては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意すること。
2. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し定めるものとする。使用時刻は原則として、公園開園時間外とする。
3. 散布に際しては、対象物以外のものにかからないよう十分注意すること。

第34条 灌水

事業者は高木灌水に当たっては、以下に示す要領に留意すること。

1. 灌水時刻は、夏季は日中を避け、朝又は夕方に、冬季は日中に行うこと。
2. 灌水は現地の状況を照査し、ポンプ等を用いて適切に行うこと。

第35条 高木支柱結束直し工等

事業者は高木支柱工（結束直し）、高木支柱工（撤去）及び高木支柱工（設置）に当たっては、巡視等によりの確に状況を把握し適切な方法により対応すること。

第36条 支柱撤去工

事業者は高木支柱工（撤去）に当たっては、巡視等によりの確に状況を把握し適切な方法により対応すること。

第37条 支柱設置工

事業者は高木支柱工（設置）に当たっては、巡視等によりの確に状況を把握し適切な方法により対応すること。

第38条 高木枯損木処分工

事業者は公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木や倒木する恐れがある高木を発見した場合には速やかに処置対応するものとする。但し、大規模の対応等が発生した場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。また、伐採した樹木の幹及び枝葉については、原則チップ化若しくは堆肥化しリサイクルするものとする。

第39条 補植

事業者は高木補植に当たっては、現地の状況を的確に把握し適切な樹種を選定し、適切に作業（掘込・植付・土壌改良等）を行うこと。

第40条 松こも巻き

1. 事業者は松の単木（景観木等）の管理に当たっては、現地の状況を照査し適切な時期に適切な方法により松こも巻きを実施すること。
2. 取付け位置は、原則として、地際から 1.5m程度の幹部とし、取付け位置より下部に枝がある場合は当該下枝にも取り付けること。
3. 取付けは、こもを樹幹に巻きこみ、その上をわら縄で2ヶ所結束するものとする。結束は上方をやや緩く、下方を硬く結束すること。

第41条 高木雑工・高木巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 高木雑工については、倒木復旧作業、樹勢回復作業、サクラ伐採除根、資材運搬、堆肥切り返し等を実施すること。
2. 高木巡回工（造園工）にて、植木手入れやその他管理作業を行う。
3. 高木巡回工（普通作業員）にて、サクラの手入れ・生垣整理やその他管理作業を行う。
4. 高木の補植を行う際は、現地の状況を照査し適切な作業（掘込・植付・土壌改良等）を行うこと。

第5章 林地管理

第42条 管理水準

1. 事業者は、林地の持つ機能の維持・向上を目的として、「白砂青松100選」にも選定されている松林を中長期的視点に立って、永続的に維持・向上させていくための管理を適時・適切に行うと共に、松枯れ被害を抑制するために継続的な予防と駆除を実施すること。
2. 事業者は平成22年度「松林保全再生調査その他業務」及び平成26年度「海の中道海浜公園松林育成管理計画策定外業務」報告書を基準に、適切な林地の管理を実施すること。
3. その他の樹林については、利用者等の安全を確保するため、支障枝剪定や枯損木伐採等、適切な管理を行う。また、野鳥の森等では、生物の生息環境として適切な環境の維持に努めること。

第43条 林地除草工

1. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取るものとする。
2. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それにからんでいるつる性の雑草もきれいに除去すること。
3. サイン、標識、看板、消火栓、非常電話等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取る。
4. 刈草は、原則堆肥化しリサイクルすること。

第44条 伐採工

1. 事業者は、一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とし、巡視等により現地の状況を的確に把握し、適切な時期に適切な方法により生育不良木等の伐採を行うこと。
2. 防風・防砂及び景観という松林の機能を十分に発揮できるよう、平成22年度に策定したH-N曲線を用いた林地の密度管理手法により行うこと。
3. 作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、地際より切除すること。
4. 伐採した樹木の幹及び枝葉については、原則チップ化してリサイクルすること。

第45条 枯損木処分工

1. 事業者は林地枯損木処分工に当たっては、枯損木調査によりの確に状況を把握し、松食い虫による枯損木を発見した場合は速やかに特別伐倒駆除（伐倒・持ち出し・チップ化）を実施すること。

第46条 林地病虫害防除工

1. マツ林を松食い虫（マツノザイセンチュウ）の被害から守るための地上薬剤散布については、九州地方整備局で実施するが、マツ林以外のマツ（単木・景観木等）については、事業者において樹幹に直接薬剤を注入（以下「樹幹注入」という。）することとし、その実施に当たっては以下のとおりとする。
2. 樹幹注入は、マツ類のマツノザイセンチュウ等の予防のために行うものであり、対象樹木は主として景観的に重要なマツ類とし、過去の実績等を的確に把握し適切な作業を実施すること。
3. 樹幹注入を実施する樹木については、後日確認が出来るようマーキングを行う等工夫し、薬剤を投与すること。
4. 注入完了後は速やかに容器を回収し、関係法令に基づき、適正に処理すること。また、注入穴は

コルク、癒合剤等で埋めること。

第47条 林地雑工・林地巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 林地雑工については、園外支障木処理、枯枝除去等を実施すること。
2. 林地巡回工（普通作業員）にて、支障枝除去・若竹除去やその他管理作業を行う。
3. 林地の補植を行う際は、現地の状況を照査し適切な作業（掘込・植付・土壌改良等）を行うこと。
4. 松食い虫による松枯れについては、4月から9月末まで、10月から12月末まで、及び1月から3月末までの調査を実施し、その結果を調査職員に報告すること。
5. 調査を実施する際には、松食い虫によるものなのか、塩枯れ等によるものなのか専門的な判断が必要となるので樹木医等を活用すること。

第48条 森の池エリアにおける林地管理

1. 森の池エリア（平成32年度開園予定）における林地管理は、平成29年度策定の『森の池エリア』整備管理運営基本計画」（別添33『森の池エリア』整備管理運営計画及び森の池エリアゾーン図）を参考に、適切に維持管理を行う。

その他、森の池エリアでは安全面や景観面で支障となる外来種のハリエンジュやトウネズミモチ等の除去を行う。

第6章 草花管理

第48条 管理水準

当公園の草花は、下記のために実施しており、事業者は目的達成に向けて美観を損なわないよう花壇及び花畑の維持・向上と共に、以下に示す管理水準を満たす草花管理を行うものとする（別添31「草花管理区域図」参照）。なお、草花管理においては、特に公園の重要な季節ごとの行催事の開催時期等に花の見頃となるよう十分留意すること。

1. 季節ごとに広場の修景
2. フラワーピクニック等公園の催しに対応した花の演出

管理目標	対象地
季節ごとに花修景を実施し、利用者を迎えるシンボル空間として彩りを演出	カナル花壇
年間を通じて花を鑑賞するエリアとして美しい空間を維持	フラワーミュージアム
花の名所として、大規模な花修景で季節感あふれる風景を演出	花の丘

第49条 草花材料一般

1. 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

第50条 花壇植栽工（花苗植栽）

事業者は花壇植栽（花苗植栽）に当たっては、現地の状況等を照査し植え付ける花苗及び植え付け株数を決定し、適切な作業（前植栽の抜根・地ごしらえ・植え付け・土壌改良等）を行うこと。

第51条 花壇植栽工（球根植栽）

事業者は花壇植栽（球根植栽）に当たっては、現地の状況等を照査し植え付ける花種及び植え付け本数を決定し、適切な作業（地ごしらえ・植え付け・土壌改良等）を行うこと。

第52条 花壇除草工

1. 事業者は花壇除草に当たっては、人力により除草器具等を使用し雑草だけを抜根除草すること。
2. 乾燥日がつづいた場合は根が抜き難いので根の周りに注水するか降雨直後に行うこと。
3. 花壇除草工については、草花の生育等に支障をきたさないよう、草の繁茂状況にあった適切な除草方法で行うこと。

第53条 花壇施肥工

1. 事業者は花壇施肥に当たっては、元肥は、現地の状況を照査し適切な量を適切な方法により施用すること。
2. 追肥は、元肥の種類及び植物の生育状態に応じ、効果的な方法で行うこと。

第54条 花壇病害虫駆除

事業者は万が一病害虫被害が発生した場合においても、まずは捕殺等による病害虫駆除をおこなう等の最大限の努力し、農薬は極力使用しないよう努める。やむを得ず農薬を使用する際は以下に示す事項に留意すること。

1. 薬剤の使用に当たっては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。
2. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し定めるものとする。使用時刻は原則として、公園開園時間外とする。
3. 散布に際しては、対象物以外のものにかからないよう十分注意すること。

第55条 花壇造成工

事業者は花壇造成工に当たっては、現地の状況を照査し、適切な時期に適切な方法により実施すること。

第56条 花壇灌水

1. 事業者は花壇灌水に当たっては、全面にいき渡るよう均一に散水すること。
2. 灌水時刻は、夏季は日中を避け、朝又は夕方に、冬季は日中に行うこと。
3. 灌水は現地の状況を照査し、ポンプ等を用いて適切に行うこと。

第57条 花壇巡回工・管理工

1. 花壇巡回工（普通作業員）にて、耕耘、病中害防除やその他管理作業を行うこと。
2. 花壇巡回工（軽作業員）にて、花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引等）を実施すること。

第58条 花畑耕耘工

事業者は花畑耕耘工に当たっては、現地の状況を照査し、適切な時期に適切な方法により実施すること。

第59条 花畑播種工

事業者は花畑播種工に当たっては、現地の状況を照査し、適切な時期に適切な方法により実施すること。

第60条 花畑除草工

事業者は花畑除草工に当たっては、人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、原則堆肥化しリサイクルすること。

第61条 花畑病虫害防除工

事業者は万が一病虫害被害が発生した場合においても、まず捕殺等による病虫害駆除をおこなう等、最大限努力し農薬は極力使用しないよう努める。やむを得ず農薬を使用する際は以下に示す事項に留意すること。

1. 薬剤の使用に当たっては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意すること。
2. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し定めるものとする。使用時刻は原則として、公園開園時間外とする。
3. 散布に際しては、対象物以外のものにかからないよう十分注意すること。

第62条 花畑巡回工・花畑雑工

事業者は花畑巡回工に当たっては、花殻摘み、播種前の位置だし、間引き等を実施すること。花畑管理の際に必要と判断される作業を実施すること。

第63条 花畑施肥工

1. 事業者は花畑施肥に当たっては、元肥は、現地の状況を照査し適切な量を適切な方法により施用すること。
2. 追肥は、元肥の種類及び植物の生育状態に応じ、効果的な方法で行うこと。

第7章 バラ管理

第63条 管理水準

当公園のバラは、春と秋に見事な花を咲かせる品種を揃えており、観賞を目的とする催しも実施されている。事業者はこれらバラの観賞期に合わせた花観賞のためにバラ園の機能を維持・向上することを目的としてバラ管理を行うこと（別添 32「特殊管理区域図及びバラ管理図」参照）。

第64条 管理年間計画

事業者はバラ管理に当たっては、現地状況を把握し年間工程計画を契約締結の 14 日前までに作成し、九州地方整備局に提出し承諾を受けること。

第65条 剪定工

事業者はバラ剪定工に当たっては、現地の状況等を照査し適切な時期に適切な方法（強剪定・弱剪定）により作業を実施すること。

第66条 除草工

1. 事業者はバラ除草工に当たっては、植え込み部分の雑草を人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、原則堆肥化しリサイクルすること。
2. 除草に際しては、バラの根を損傷しないよう十分に配慮すること。

第67条 施肥

1. 事業者はバラ施肥に当たっては、原則配合肥料を使用するものとする。
なお、現地の状況を照査し、適切な量を適切な方法により配合すること。
2. 現地の状況を照査した結果、配合肥料以外に粒状固形化成肥料を使用する必要がある場合は適切な量を適切な方法により施用すること。

第68条 病虫害駆除

事業者はバラ管理に当たっては、病虫害、病原菌の対処又は予防的措置を講ずる必要があるが、それでも病虫害被害が発生した場合には、まずは被害を受けた部分の剪定や捕殺等による病虫害駆除をおこなう等最大限努力し、農薬は極力使用しないよう努めること。やむを得ず農薬を使用する際は以下に示す事項に留意すること。

1. 薬剤の使用に当たっては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意すること。
2. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し定めるものとする。使用時刻は原則として、公園開園時間外とする。
3. 散布に際しては、対象物以外のものにかからないよう十分注意すること。

第69条 花殻摘み

事業者はバラの花殻摘みに当たっては、現地の状況等を照査し適切時期に適切な方法により作業を行うこと。

第70条 補植

事業者はバラ補植に当たっては、現地の状況等を照査し、適切な箇所に適切な本数を適切な方法によ

り作業（掘取・植え付け・土壌改良等）を行うこと。

第71条 巡回工・雑工

1. 事業者はバラ巡回工に当たっては、散水栓からの灌水、芽かき、ブラインド枝の除去、病害虫の早期発見及び捕殺、病虫害枝等の整枝・撤去のほか、台風対策時の支柱設置等を行うこと。
2. 事業者はバラの摘蕾に当たっては、現地の状況等を照査し適切時期に適切な方法により作業を行うこと。
3. 事業者は雨水のはね返りによる、細菌類の拡大や雑草防止対策としてマルチングを行うこと。
4. マルチングの施工に当たっては、現地の状況等を照査し適切な材料を適切な方法により作業を行うこと。

第8章 特殊管理

第72条 対象

本章は、芝生管理、低木管理、高木管理、林地管理、草花管理、バラ管理、田畑管理が対象としないリサイクル工及び温室管理について適用する。

第73条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす特殊管理を行うこと。

1. 温室内において、公園内の希少植物や有用植物の増殖と、フラワーミュージアムやシンフォニーガーデン用の花を供給するための育成を適切に行うこと。
2. リサイクル工のうち堆肥づくりについては、植物管理で発生する枝葉や刈り草等を植栽地の土壌改良等を目的として堆肥化を行い、植栽地の土壌改良に使用できる品質を確保すること。

第74条 温室管理

事業者は温室内において、公園内の希少植物や有用植物を増殖すると共にフラワーミュージアムやシンフォニーガーデン用の花を供給するための管理を行うものとし、海浜植物及びフラワーミュージアム補植用の宿根草の増殖と冬季の養生、種子からの花壇植栽の育成を行うこと。

第75条 温室の規模

温室の規模は以下に示す通りである。

- ・ 1号室 21m × 9m=189.00㎡
 - ・ 2号室 26.25m× 9m=236.25㎡
 - ・ 3号室 26.25m× 9m=236.25㎡
 - ・ 4号室 26.25m× 7m=183.75㎡
- 合計=845.25㎡

第76条 チップづくり

1. 事業者はチップづくりに当たっては、植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等として使用するために行うこと。
2. 実施に先立ち、マルチング材やクッション材等、公園利用者が直接触れるチップについては、粒度や形状の安全性について留意すること。

第77条 堆肥づくり

1. 事業者は堆肥づくりに当たっては、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うこと。

第9章 田畑管理等

第78条 田畑管理等

事業者は「環境共生の森」の森づくり（植樹作業・管理作業）・田畑管理等（以下「森づくり」という。）に当たっては、平成21年度「環境共生の森等の維持管理・運営計画策定外業務」報告書及び同資料編を熟読した上で契約締結の14日前までに「環境共生の森」の森づくり等について年間作業計画等を作成し、業務計画書として九州地方整備局に提出し、承諾を受けそれを遵守すること。

第10章 特定外来生物の除去

第79条 特定外来生物の除去

特定外来生物（オオキンケイギク等）及びケシ等の法律で栽培等が制限されている植物については、調査職員と協議の上、適時・適切に除去すること。

H31-H35

国営海の中道海浜公園運営維持管理業務
個別仕様書
【動物管理】

平成 31 年 4 月

国土交通省九州地方整備局

第1章 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務のうち、動物管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工に当たって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、国営海の中道海浜公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書、国営海の中道海浜公園の設計図書、及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、各条に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義の生じた場合は、調査職員と事前に協議するものとする。

また、業務期間中であっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合並びに動物について異動を要する事態が生じたときは、調査職員に報告し、協議の上、変更理由を明記し、業務計画書の変更を行うことも可能である。

1. 動物の異動（飼育頭数等の変更）が生じたとき
2. 動物取扱責任者の変更が生じたとき
3. 獣医師に変更が生じたとき
4. その他、業務計画書の内容に変更が生じた場合

第4条 業務目的

1. 国営海の中道海浜公園内の動物の森で飼育される動物について、公園利用者の観覧に供するため事業者は動物の習性、生理、生態等を理解し、かつ愛情を持って飼育し健康な動物本来の姿を当公園に相応しい形で展示することを目的とする。
2. 社団法人日本動物園水族館協会（以下、「日動水協」という。）が発行する「新飼育ハンドブック」に準拠した飼育管理を行うものとする。
3. 生態学、動物学、栄養学、繁殖学、動物行動学、獣医学等に基づいた科学的な飼育方法を確立し、動物福祉も重視し、動物が心身共に健康で累代繁殖が可能な飼育技術の確立を目指すとともに、動物種毎の標準飼育管理マニュアルを作成し調査職員と協議するものとする。

第5条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、速やかに提出すること。なお、死亡動物がある場合は、獣医師の死亡診断書を添付のこと。

書類名	提出先	提出期限
動物異動報告書（別添35）	国事務所総務課経理係	月末締めで翌月の10日
その他調査職員が指示するもの	調査職員	指示に従う

第6条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により九州地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第7条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第8条 基本事項

1. 動物管理業務を総括する業務責任者の責任の下、実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めると共に、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。
なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の動物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、動物の健康状態等に基づき弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、本業務で取得した物品類も含め、修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備、提供物品及び本業務で取得した物品は事業者により善良なる管理者の注意をもって維持保存を行うこと。
7. 動物の健康状態等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員の承諾を受けた上で、導入すること。
8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
 - 1) 動物の健康状態を維持・継続できる資格・要件を兼ね備えた人員を配置すること。
 - 2) 清掃、施設点検を毎日実施し、異常が認められた場合は、速やかに対処すること。

第9条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意すると共に、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については、別添13「国営海の中道海浜公園 園内業務車両入園における車両通行規則」を遵守すること。また、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めると共に、別添13「国営海の中道海浜公園 園内業務車両入園における車両通行規則」に基づき発行する車両通行許可証を前面に提示し、別添13「国営海の中道海浜公園 園内業務車両入園における車両通行規則及び公園内車両通行及び作業心得」を遵守して走行するものとする。
3. 作業にかかる車両の持込は最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、原則、別添13「国営海の中道海浜公園 園内業務車両入園における車両通行規則」に基づくものとする。
5. 危険防止のため、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。

6. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。
7. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。
8. 動物管理に関わる作業員の全体安全教育を行い、安全管理を徹底すること。

第10条 利用サービス

1. 公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全ての作業従事者は調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
3. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示するものとする。

第2章 飼育管理・繁殖管理等

第11条 管理水準

事業者は、飼育動物が常に良好な健康状態を保持できるように飼育管理を行うと共に、施設の規模に対して適正な個体数となるよう繁殖管理を行うこと。

第12条 飼育管理（個体管理・群管理、調教等）

事業者は当公園に現在保有している各動物の飼育管理に当たっては、以下に示す内容に留意するものとする。

1. ポニー、ロバ、ラマ等

個体の健康状態を確認し、毛及び蹄等の手入れを行い、安全に展示できるようにするものとし、名前による個体識別を行なうものとする。

特に乗馬等の利用者サービスを行う個体については、健康状態を確認しブラッシング、蹄の手入れ等を行い、ホルダー、頭絡、鞍等を用い必要に応じてエリアを巡回運動させ、適当な調教を行うものとする。また、日々の状態を記録し、保管するものとする。

2. クモザル、フサオマキザル、リスザル

個体の健康状態を確認し、安定した群として展示できるよう心掛け、脱出や闘争を防ぐように努めるものとし、必要に応じて獣舎に収容できるよう調教を行うものとする。また、日々の状態を記録し、保管するものとし、マイクロチップによる個体識別を行なうものとする。

3. カンガルー、カピバラ、マーラ等

群飼している動物について個体の健康状態を確認し、安定した群として展示できるようにするものとし、血統に問題が出ないよう十分な管理と記録を行い、血統管理を行うものとする。カンガルー、マーラは耳タグによる個体識別を行なう。

4. 希少動物（マナヅル等）

日本動物園水族館協会で希少動物に指定されている動物（平成14年7月時点でマナヅル等）については血統登録を行ない、希少動物飼育に準じた適正な飼育を行い、その飼育データを記録、保管するものとし、雌雄の判別しにくい種については科学的な方法（DNAや内視鏡等による）で雌雄を判別し、積極的に繁殖育成に努めるものとする。

5. その他の飼育動物

安全で楽しい展示を心掛け、生態、血統や性質を熟知して手入れや調教を行い、適正な管理を行ない、利用者に十分なサービスができるようにするものとする。

第13条 繁殖管理

事業者は動物の健康管理及び展示効果の為に、適当な飼育頭数を維持しなければならない。そのため血統を考慮した飼育・繁殖計画を、調査職員と協議の上、作成し、適正な繁殖管理を実施するものとする。

1. 鳥類

繁殖時（営巢中、抱卵中）に攻撃性のあるものについては、安全性を配慮した適切な飼育管理を行うものとし、繁殖した幼鳥については適切な保護管理を行うものとする。

2. 哺乳類

発情期、交尾期、妊娠期等繁殖生理を熟知し、正確に観察記録を行い、獣医師の指導のもとに、計画的に繁殖させるものとする。出産前の母獣及び新生児については、十分な観察と保護を行うものとし、人工哺育を必要とする場合は獣医師の指示に従い、適切な哺育管理を行うものとする。

第14条 保護管理

事業者は傷害や疾病等を負った飼育動物は隔離し適正な治療を行うものとする。園内で保護された野生傷病動物については、一時的保護等適切な処置を行うものとする。但し、外部からの野生動物の保護は原則としては実施しないものとする。

なお、隔離においては、隔離舎を適切かつ有効に使用すること。

第15条 給餌管理

事業者は飼料計算に準じた動物種別の飼料を適正に調理し給餌するものとする。

なお、動物の摂食状態、排泄状態、繁殖、生態等を常に観察し、適正な分量の飼料を与えるものとする。また、状態に応じて、飼料添加剤を混飼するものとする。

第16条 環境管理

事業者は日々、動物の獣舎及び飼育エリアの清掃を行うものとする。その際、前日の残餌量、糞尿の状態をよく観察するものとし、獣舎は糞をとった後、水洗い、ブラシ清掃を行い、運動場等については糞の除去後、掃き掃除を行うものとする。なお、集積した糞尿は園内所定の場所へ運搬し、堆肥化させる。

第17条 医療管理、死体管理、実験

事業者は医療管理、死体管理等に当たっては、死亡個体について、獣医師が死亡確認を行い、解剖所見をもとに死亡診断書を作成し、調査職員へ報告するものとする。死体は感染性の廃棄物として、死体処理業者に依頼し速やかに焼却処分する。

また、薬剤管理については、獣医師法、獣医療法、薬事法に基づいた保管管理を行ない、記録等は保管するものとする。

第3章 展示・情報発信等

第18条 管理水準

事業者は飼育動物を常に良好な状態で展示できるように努めなければならない。また、公園利用者が安全かつ快適に観覧及びふれあいができるよう体制の整備、施設の管理及び適正な解説等を行なわなければならない。

第19条 動物の展示

事業者は各展示エリアにはその動物についての情報を掲示する等、公園利用者を楽しんでもらえるような情報提供を心掛けるものとする。また、情報更新はできるだけリアルタイムに実施するように努め、常に新しい情報を掲示するものとする。

第20条 ふれあい指導

事業者はウサギ、モルモット、ヒツジ、ヤギ、ロバ等と利用者とのふれあいを目的とし、公園利用者への安全性を十分配慮し、安全にふれあえる展示を心掛けるものとする。

また、ふれあいイベントも随時実施するものとする。

第21条 レストハウスの活用

事業者は動物の森レストハウスの活用に当たっては、休憩施設としての機能だけにとどまらず、インフォメーション施設として動物の森の拠点となるよう心掛ける。また、外観は動物の森らしさを感じられるような演出をし、公園利用者に動物の森に来たことを実感してもらえるような雰囲気作りを心掛ける。内部は動物の森の特徴をその場で把握できるよう、動物に関する情報提供を充実させるものとする。

第4章 衛生管理及び感染症対策等

第22条 管理水準

事業者は、常に安全で快適な動物の森とするために、適切な施設管理、動物の衛生管理、感染症対策、清掃等を行うこと。

第23条 飼養者等の教育・伝達

事業者は、飼育係員及び必要に応じて関係者に感染症に関する正確な情報とその防疫上必要な知識及び技術について教育・伝達するものとし、可能であれば、感染症発生を想定した訓練・演習を定期的実施するものとする。

第24条 感染症等の情報収集等

事業者は感染症の発生状況等の継続的な情報収集を努めると共に、必要に応じ、福岡市生活衛生課動物愛護管理係、筑紫保健福祉環境事務所及び家畜保健衛生所等と綿密な調整等を行うこと。また、適宜、公園スタッフ、調査職員、特定公園施設管理者及び運営者に必要な情報を提供するものとする。

第25条 定期的健康診断・予防接種

事業者は動物の管理・飼育に関わる従事者の健康診断及び予防接種等を定期的実施するものとし、健康診断の項目の種類については実情に合わせ選択するものとする。

第26条 防疫マニュアルの作成と遵守の徹底

事業者は、防疫対策マニュアル（標準作業及び感染症発生時）を作成し調査職員へ報告しその指示に従うものとする。また、本仕様書で定められた事項等が日常の作業で遵守されているか、また、感染症発生時必要な資材その他が整備されているか適宜チェックを行うものとする。

第27条 動物の衛生管理

事業者は動物の衛生管理に当たって、以下の要領に留意するものとする。

1. 定期的健康診断の実施

特定の感染症に罹患していないか定期的な検査を実施するものとする。

2. 適切な飼育管理

種々のストレスは免疫低下を招き感染症の発症率を上げるため、生理的・精神的に動物種に適した飼育管理につとめるものとし、日常、動物の食欲・栄養状態・行動等に留意し、異常があれば直ちに獣医師に連絡する。異常を感知するにはスタッフの知識と経験が重要であり、そのための教育・伝達の機会を積極的に与えるものとする。また、この種の情報の伝達が確実かつ迅速に行われるよう体制を整えておくものとする。

3. へい死動物の処置

へい死した動物が出た場合、第一義的に感染症を想定し処置を行うものとする。その動物種で起こりうる感染症を想定し、へい死現場で死体を十分観察したうえで、その後の処置を行うものとする。なお、上記の危害度評価に基づき、場合によっては必要な検査等が終了するまで現場への立入を制限し、運搬・解剖を見合わせるものとし、この場合、検体の採取は必要最低限にとどめるものとする。また、ウイルスを封じ込めるため必要な処置を死体等に施すものとする。

第28条 飼育施設等の適切な清掃等

事業者は各動物舎・飼育ケージ・その他動物の飼育管理に供する器具・作業時の着衣等に適切な清掃・

洗浄・消毒、滅菌を適宜実施するものとし、踏込消毒槽、手指用消毒液等については有効な濃度や鮮度が保持されているか管理を十分行うものとする。

第29条 救急用医薬品等の常備

事業者は動物による咬傷やその他動物の排泄物・体液等による汚染あるいは汚染された器物及び負傷時には受傷部を洗浄する水道等の施設や消毒液・無菌ガーゼ・包帯等の救急用医薬品を動物舎ごとに常備するものとする。上記危害度評価を勘案し、必要に応じ感染症発生時における処置も実施するものとする。

第30条 鼠族・昆虫等の駆除・防除

事業者は施設内外から病毒を持ちこむ、又は持ち出すおそれがあるため、ネズミ・ハエ・カ・ゴキブリ・ハト・スズメ等の駆除・防除を行うものとする。

第31条 作業動線の確立

事業者は飼育作業従事時の作業動線を確立し、動物舎内外の出入の際は必ず踏込槽等を用いて消毒するものとする。

第32条 立入制限措置

事業者は基本的に施設管理・飼育エリア内へは部外者の立入は禁止するものとし、見学等の場合には、適当な衣類・長靴等を着用させ、動線も制限し踏込槽等、適宜消毒を受けさせるものとする。

第33条 感染症発生時における推定/確認検査の実施

事業者は、疑似罹患動物が出た場合、自施設での検査可能範囲、外部検査機関の連絡先等を確認しておくものとする。危害度評価上重大な感染症である疑いのある場合、感染症に対する専門知識・技術を持たない者は専門家に委託しなければならないものとする。

第34条 感染症発生時における医療体制の確立

事業者は動物の治療に関しては想定される感染症に対し、検査・治療方針（安楽死を含む）を確立しておくものとし、死体の処理方法・処理委託機関等についても確立しておくものとする。

また、治療等に必要な抗生物質その他の薬剤等のうち特殊なもの・入手に時間を要するものについては備蓄しておくものとする。なお、人獣共通感染症については受診しうる医療機関を確認し、動物感染症等に関する情報を提供する等担当の専門医と連絡を密にしておくものとする。

第35条 感染症発生時の緊急連絡網の構築

事業者は感染症法に規定されている感染症については家畜保健衛生所、筑紫保健福祉環境事務所、福岡市生活衛生課動物愛護管理係、日動水協、関係官公署、関係園館等連絡網を構築しておくものとする。

第36条 感染症への対応

事業者は感染症等について家畜保健衛生所等より対応を求められた場合には、その指導・指示に基づき適切に対応しなければならない。又、関係法令等及び国事務所が作成している行動規範等に基づき感染症毎に対応するマニュアルを調査職員に提出するものとする。なお、マニュアルの作成に当たっては、調査職員と綿密な調整を行うものとする。

第5章 危機管理

第37条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、また、災害事故等不慮の事態に備えて、適切な危機管理体制及び行動規範等を取りまとめた危機管理マニュアルを契約締結の14日前までに九州地方整備局に提出し承諾を受け、その内容を遵守しなければならない。

第38条 動物の脱出時の対応

事業者は、動物の脱出時においては、以下に内容より適切に対応するものとする。

1. 動物の森の飼育動物の中で、法定による危険動物はクロクモザルのみであり、それ以外の動物は通常観客に危険を及ぼすことはないが、万が一の危険防止のための調教、馴致は日常的に行なうものとする。また、展示エリアから抜けて動物の森内にいる場合は飼育係員が捕獲を行なうものとする。
2. 万が一飼育動物が動物の森から脱出した場合は、必要に応じ関係機関等に協力を要請するものとする。
3. 動物の捕獲は網等によるものとするが、場合によっては獣医師の処方した睡眠薬及び獣医師による麻酔用吹き矢を用いるものとし、原則、麻酔銃は使用しないものとする。

第39条 動物の盗難について

事業者は動物の盗難防止に努めることとし、万が一、動物の盗難に気づいた際は、調査職員について速やかに報告するものとするが、盗難防止に努めるものとする。

第40条 火災及び地震発生時の動物の異常の確認

事業者は万が一火災や地震が発生した場合には、初期消火や利用者の避難誘導等必要な安全確保を行った後、速やかに動物の異常の有無を確認して調査職員に報告をするものとする。

第41条 薬剤管理

事業者は医薬品、動物用医薬品、放射線関係の管理に当たっては、「獣医師法（昭和24年6月1日法律第186号）」、「獣医療法（平成4年5月20日法律第46号）」、「薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）」、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年3月17日法律第14号）」に従った管理を行なうものとする。なお、保管時に異常が認められた場合には調査職員に報告するほか関係機関に届け出るものとする。

第42条 向精神薬、劇薬、劇毒物の保管

事業者は向精神薬、劇薬、劇毒物の保管に当たっては、獣医師により以下に従い適正に保管するものとする。

1. 夜間、閉園日及び保管者が不在の時は施錠するものとする。
2. 向精神薬、劇薬、劇毒物は他の物と区別して施錠し保管するものとする。
3. 薬品庫は用途別に分類して保管するものとする。
4. 薬剤を廃棄する場合は産業廃棄物の医療廃棄物処理業者による廃棄を行なうものとし、その場合はマニフェスト票を5年間保管するものとする。
5. 薬剤の使用は診療簿等に記録するものとする。

第43条 放射線関係の管理

事業者は放射線関係の管理に当たっては、以下に従い実施するものとする。

1. X線診療室である表示を行ない、X線装置については定期的に検査を行ないその結果は5年間保管するものとする。
2. X線を使用する時は十分な防護を行ない、被曝を防ぐものとする。
3. X線を使用する時は線量計を携帯し、使用線量の記録を行なうものとし、その記録は5年間保管する。
4. X線関係の物（現像液、フィルム等も含む）を廃棄する場合は産業廃棄物の医療廃棄物処理業者による廃棄を行なうものとする。その場合マニフェスト票は5年間保管するものとする。

第6章 雑則

第44条 法律等に基づく申請

事業者は動物愛護及び管理に関する法律及び施行規則に基づく申請が必要となる場合は、速やかに調査職員に必要な書類と記載すべき内容について報告するものとする。

第45条 動物管理センターの立入検査等の対応

事業者は動物管理センターへ特定飼養動物の保管についての申請を行った場合若しくは動物愛護及び管理に関する法律に基づき動物管理センターより立入検査の求めがあった場合には、事業者は真摯に対応するものとする

第46条 日動水協への加盟

事業者は動物の森を円滑に管理運営する為に日動水協へ加盟するものとする。

第47条 余剰動物の交換について

事業者は動物の森の動物を良好な状態に保つ為、繁殖しすぎた動物や喧嘩等を起こす動物について日動水協に加盟している団体又はそれに準じた団体と動物の交換の必要が生じた場合は、調査職員を通じ総括責任者より国事務所長に対しての協議文書を提出し同意を得た上で、交換を行うものとする。なお、交換する際の相手方から搬入される動物については、当動物の森の展示や繁殖に必要な動物とするものとする。但し、交換に当たっては、当動物の森より搬出する動物の評価額と等価交換を原則とする。

第48条 動物の繁殖貸与（ブリーディングローン）契約について

事業者は動物の種の保存の観点から、日動水協に加盟している団体又はそれに準じた団体より繁殖貸与契約の依頼があった場合又は「動物の森」で日動水協に加盟している団体又はそれに準じた団体の所有する動物が繁殖で必要となる場合は、繁殖貸与契約に必要な事項を取りまとめた繁殖貸与契約書（案）を作成の上、契約書（案）を付した協議書を調査職員を通じ総括責任者より国事務所長に対して提出し同意を得た上で相手方との契約を締結するものとする。

第49条 台帳登録動物以外の動物の導入について

事業者は国の台帳に登録され飼育を義務づけられている動物以外を動物の森に持ち込む際は、調査職員と協議するものとする。

H31-35

国営海の中道海浜公園運営維持管理業務
収益施設等設置管理運営規定書

平成 31 年 4 月

国土交通省九州地方整備局

目次

はじめに

第1編 国営海の中道海浜公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則	3
第2章 マネジメント（運営管理）	21
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	27
第4章 安全衛生管理	29
第5章 施設管理	38
第6章 財産管理	40

第2編 国営海の中道海浜公園収益施設等設置管理運営個別規定書 収益事業編

第1章 駐車場	43
第2章 レンタサイクル施設	48
第3章 飲食・物販施設	54
第4章 デイキャンプ場	59
第5章 サンシャインプール	65
第6章 自動販売機	80
第7章 小型遊戯施設	83
第8章 園内交通施設	88

第3編 国営海の中道海浜公園収益施設等設置管理運営個別規定書 自主事業編

第1章 自主事業	94
第2章 自主事業における行催事・広報	96
第3章 臨時駐車場	98
第4章 臨時飲食・物販施設の運営	101

はじめに

国営海の中道海浜公園収益施設等設置管理運営規定書（以下「本規定書」という。）は、国営海の中道海浜公園（以下「本公園」という。）の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、デイキャンプ場、サンシャインプール、自動販売機、小型遊戯施設、園内交通施設の管理運営業務及び自主事業（自主事業における行催事・広報、臨時駐車場、臨時飲食・物販施設等）の設置管理運営において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取りまとめたものである。

本公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領、安全衛生管理計画及び自主事業計画書の作成に際して、本規定書を参考されたい。

第1編 国営海の中道海浜公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営海の中道海浜公園

所在地 〒811-0321 福岡県福岡市東区大字奈多～大字西戸崎

敷地面積 539.4ha 注)

注) 対象地域は本公園の供用区域（臨時駐車場については、一部公園予定区域も含む。）

であり、その面積は、平成31年3月末現在297.7haである（うち収益施設許可面積25.1ha（予定））。

■対象となる収益施設

公園施設の名称		許可予定面積 (㎡)	備考	
1	駐車場	① 西駐車場A	34,825	
		② 西駐車場B	24,870	
		③ 西駐車場C	16,289	
		④ 海の中道駅口駐車場	18,464	
		⑤ ワンダーワールド口駐車場	14,000 (15,906 ※)	※平成31年度中に1,906㎡新規供用予定
		⑥ 光と風の広場駐車場	17,115	
2	レンタサイクル施設	① 西サイクリングセンター	785	
		② ワンダーワールド口サイクリングセンター	184	
		③ 駅口サイクリングセンター	142	
		④ 光と風の広場口サイクリングセンター	296	
		⑤ 港サイクリングセンター	295	
3	飲食・物販施設	① 子供の広場休憩所レストラン及び売店 (ワンダーシャトル)	2,310	業務用駐車場含む
		② 大芝生広場レストハウス内売店	146	
		③ マリンワールド駐車場横売店	38	バックヤード倉庫含む
		④ アニマルミュージアムショップ (動物の森レストハウス内)	11	
		⑤ プール内売店A	159	サンシャインプールの内数
		⑥ プール内売店B	80	
		⑦ プール内売店C	82	
4	デイキャンプ場	① デイキャンプ場	12,767	サイト 40区画 2,752m ² 炊事棟 2棟 115m ² /棟
		② デイキャンプ場受付及び資材倉庫 (光と風の広場管理棟内)	25	
		③ デイキャンプ場倉庫	43	
		④ デイキャンプ場駐車場	2,559	

5	サンシャインプール	①	プール、管理棟、ロッカー棟等	92,243	営業期間及びその前後の開設準備・撤去期間に限り収益施設として運営
6	自動販売機	①	清涼飲料水等 建物内 14台	15	
		②	清涼飲料水等 屋外 53台	83	
7	小型遊戯施設	①	F1バッテリーカー、ミニSL、エジプト迷路、ゴーカート、日本の名車歴史館	13,279	
8	園内交通施設	①	園内交通車両、車庫、停留所	177	

※小数点以下は、四捨五入。

※期間限定の運営をする施設については、運営しない期間においても本規定書第15条に定める当該施設に係る施設使用料を納める必要がある。また、当該施設の管理についても施設等運営者において通年で実施すること。

※サンシャインプールの営業期間は、原則として7月第2土曜日・日曜日、7月第3土曜日から8月末まで、9月の土曜日・日曜日・祝日（9月最終土曜日・日曜日は除く）の公園開園日とする。

※小型遊戯施設は、落札予定者の決定後に九州地方整備局と現施設を運営するか否かを協議する施設とする。

※許可予定面積は、あくまで現行の面積を示したものであり、実際に許可を受ける面積については、施設等運営者は九州地方整備局と綿密な打合せを行い決定すること。

※当該施設の運営を行わない場合も、本管理運営規定書第15条に定める当該施設に係る施設使用料を納める必要がある。

※現段階では未定であるが、別途検討中の官民連携事業の導入により、業務期間中に該当事業区域を対象施設から除外する場合がある。

2. 履行期限

管理運営期間は、平成32年2月1日から平成36年1月31日までとするが、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。但し、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、九州地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第2条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、デイキャンプ場、サンシャインプール、自動販売機、小型遊戯施設、園内交通施設の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条及び第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。なお、小型遊戯施設は、運営を行うか否かについて、落札者の決定後に九州地方整備局と協議を行うものとする（詳細は第7章第84条による。）。

第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算による行う行催事や繁忙期における臨

時物販施設、通年での飲食・物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、以下に掲げる本公園の設置目的や基本理念、計画理念、公園全体のゾーン構成、テーマを十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。また、収益施設運營業務及び自主事業においては、外国人を含めた公園利用者の利便性を図るため、電子マネー等のキャッシュレス化の導入に努めることが望ましい。

本公園の基本理念、計画理念、公園全体のゾーン構成、テーマ

1) 基本理念

本公園では、以下の5つの計画理念の下に総合的に整備、管理、運営を進めている。(別紙5「国営海の中道海浜公園運営維持管理基本方針」)

2) 計画理念

計画理念①広域生活圏居住者の日常及び週末あるいは滞在型のレクリエーション需要に対応するため、多様性、選択性に富んだ諸施設を配置する。

計画理念②レクリエーション施設としては、自然に親しみ、休養を目的とするパッシブなレクリエーション面と、運動を目的とするアクティブな施設を選択、配置し、設計に当たっては総合的な土地利用を配慮して、既存集落、産業との調整を図りつつ地域の開発に寄与するものとする。

計画理念③地区の風土を生かし、文化財の保護にも留意して特色ある設計を行う。

計画理念④自然保全については園内における利用施設との調和はもちろん、良好なレクリエーション環境の育成のためにレクリエーション拠点の周辺には保全区域を配置する。

計画理念⑤良好なレクリエーション環境を整備するため、街路、下水道等の基盤整備を配慮する。

3) 構成ゾーン

「樹林とスポーツの広場」、「樹林とピクニックの広場」、「樹林と文化・いこいの広場」、「海辺といこいの広場」

4) テーマ

下記の3つのテーマを基調に、全体的な調和を図りながら、新たなランドスケープを創造し、一貫した統一体として有機的に機能させることを目指している。

①緑の樹林

②碧い海

③輝く太陽

第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「九州地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、H28-31 国営海の中道海浜公園運

営維持管理業務の発注である地方整備局長及び国営海の中道海浜公園事務所長のこと。

2. 「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条に基づく許可を受けた上で都市公園法施行令（昭和31年政令第209号）第20条に基づき、施設使用料を納めることが必要となる場合がある。
3. 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、九州地方整備局及び調査職員と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料及び建物使用料を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設及び臨時駐車場、通年での飲食・物販施設等の設置運営、行催事（広報を含む）を実施する事業のこと。なお、利用者サービスの向上のため本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に限っては、本業務の実施期間を超えて10年を限度として、飲食物販施設を新設、又は指定する施設を改修し、管理運営することができる。この場合、実施期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。
4. 「収益施設等」とは、上記2)及び3)を総称したものである。
5. 「施設等運営者」とは、収益施設等の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のこと。
6. 「調査職員」とは、本規定書に定められた範囲内において、施設等運営者及び施設等運営者が指定する職員（施設担当責任者、収益施設等設置管理運営業務責任者及び同補助者）及び九州地方整備局と協議・調整等の職務を行う、九州地方整備局の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。なお、施設等運営者には主として主任調査員及び調査員が対応することとなる。
7. 「維持管理業務受託者」とは、H31-35 国営海の中道海浜公園の運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
8. 「収益施設等設置管理運営業務責任者」とは、施設等運営者として本規定書第2編及び第3編に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
9. 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者であり、主に各収益施設等の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。
10. 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。
11. 「施設利用者」とは、収益施設等を利用する者のこと。
12. 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。
13. 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
14. 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内もしくは建築施設内に設置されているもののこと。
15. 「特定施設・備品」とは、本業務の実施に必要な施設若しくは厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
16. 「スタッフ」とは、施設等運営者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。

17. 「管理物件」とは、別添 1 「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持込、又は、管理許可を受け、若しくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
18. 「国事務所」とは、国土交通省九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所のこと。
19. 「管理事務所」とは、別添 3 「提供建物一覧及び図面」のうち建築番号 21 に示す建築物を指す。
20. 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として国営海の中道海浜公園運営維持管理業務を遂行する組織のこと。
21. 「指示」とは、本規定書の定めに基づき、九州地方整備局及び調査職員が施設等運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
22. 「承諾」とは、施設等運営者が書面によって申し出た業務遂行上必要な事項について、九州地方整備局若しくは調査職員が書面により同意すること。
23. 「協議」とは、本規定書の協議事項及び九州地方整備局が指示する事項について、九州地方整備局若しくは調査職員と施設等運営者が対等の立場で合議し結論を得ること。
24. 「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。
25. 「提出」とは、施設等運営者が九州地方整備局若しくは調査職員に対し本業務に係る書面又はその他資料を説明し、差し出すこと。
26. 「報告」とは、施設等運営者が九州地方整備局若しくは調査職員に対し、事業の状況又は結果について知らせること。
27. 「書面」とは、定められた様式又は九州地方整備局若しくは調査職員が指示する様式による、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。
28. 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
29. 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設等運営者が九州地方整備局歳入徴収官に納める公園の土地又は建物の使用にかかる料金のこと。
30. 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地又は建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき九州地方整備局歳入徴収官から金額を通知し、施設等運営者が九州地方整備局歳入徴収官に納める料金のこと。但し、公共性の高い行催事を国事務所との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
31. 「修繕」とは、施設若しくは設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
32. 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
33. 「改修」とは、施設の性能若しくは機能を従前より向上させる措置を行うこと。
34. 「保守」とは、施設若しくは設備又は備品等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行

う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。

35. 「点検」とは、施設若しくは設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
36. 「有償」とは、現施設等運営者と施設運営者の間で決定するものであるが、個々の特定施設・備品の購入価格から減価償却分を差し引いた価格を超えてはならないものとする。
37. 「管理運営要領」とは、施設等運営者が九州地方整備局に対して業務内容（販売する商品、価格、サービス内容等）、詳細の営業期間・営業時間、業務の実施方針（料金等徴収の仕組み、臨時休業の判断等）、業務の実施工程（業務順序・手順等）、業務の実施体制、連絡体制（緊急時含む）等業務上必要と思われる内容を取りまとめたもの。
38. 「安全衛生管理計画書」とは、施設管理に関わる事項（保守・点検、修繕方法等）、設備管理に関わる事項（保守・点検、修繕方法等）、従業員の衛生管理に関わる事項（接遇、身だしなみ等）、食品の安全衛生に関わる事項（賞味期限や保存方法等）、危機管理マニュアル（事故対応等）等安全衛生上必要と思われる内容を取りまとめたもの。
39. 「必須」とは、原則として履行期間中は収益施設（場所・数含む）の管理・運営を義務付けるものである。
40. 「裁量」とは、公園の開園日時内で収益施設（場所・数含む）の運営日時を事業者が設定し営業できるものである。
41. 「関係機関」とは、本業務に関係する、警察、消防、行政等の機関を指す。
42. 「運営維持管理業務以外の施設等」とは、当公園内において九州地方整備局が PPP/PFI 事業者及び福岡市等に都市公園法 5 条に基づき設置及び管理を許可している公園施設のこと。該当する施設は、海の中道海浜公園海洋生態科学館（マリンワールド）、海の中道海浜公園研修宿泊施設等（ホテル：ザ・ルイガンズ.）、研修棟、マリナー、テニスコート、駐車場、シオヤ岬レストハウス）、及び海の中道青少年海の家である。
43. 「運営維持管理業務以外の施設管理者等」とは、運営維持管理業務以外の施設等の管理者及び運営者のこと。

第 5 条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、九州地方整備局に都市公園法第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には、「H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設運営計画書」及び本運営規程書に記載されている条件によるものとする。但し、申請された事業内容が本公園の利用に相応しくない場合等、その実施を許可しない場合がある。なお、臨時売店、臨時駐車場及び自主事業における行催事・広報等については、本規定書第 3 編に基づいて九州地方整備局より許可された内容（設置場所・設置期間・販売品目・価格等）に限り、営業できるものとする。
2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、九州地方整備局と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。なお、年度途中において管理

許可の面積が増えた場合においては、増えた面積分の使用料（日割り計算した額）を支払うこととなるが、年度途中で管理面積の減及び業務完了を行うこととなった場合は、使用料の返還は行わないものとする。

3. 施設等運営者は、収益施設等事業を円滑に運営するために管理施設とは別にセンター機能を管理事務所内に設置できるものとする。なお、設置に当たっては、九州地方整備局の許可を受けるものとし、必要な管理面積分の使用料等を支払わなければならない。また、設置する場所等により光熱水費等も支払うこととなる場合があるので、事前に調査職員と綿密に調整すること。
4. 施設等運営者は、施設の模様替え等を行う場合は、事前に調査職員と協議した上で、九州地方整備局に書面により届け出て許可を得ること。
5. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令に必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び九州地方整備局の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

第7条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

1. 都市計画法
2. 都市公園法
3. 自然公園法
4. 森林法
5. 森林病虫害等防除法、その他松くい虫防除に関する関係法令等
6. 景観法、屋外広告物条例
7. 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
8. 遺失物法
9. 個人情報の保護に関する法律
10. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
11. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
12. 労働基準法、労働安全衛生法、パートタイム労働法
13. 雇用保険法
14. 労働者災害補償保健法
15. 健康保険法
16. 施設維持、設備保守点検等に関する法律
 - 1) 建築基準法
 - 2) 電気事業法
 - 3) 水道法、下水道法

- 4) 消防法
- 5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び建築物環境衛生管理基準(厚生労働省)
- 6) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
以上のほか、施設維持管理及び設備保守点検等に関する関連法規
17. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針及び遊具の安全確保に関する規準(J P F A - S : 2 0 1 4)
18. 工事に係る法規及び規定
 - 1) 建設業法
 - 2) 建設産業における生産システム合理化指針(平成3年)
 - 3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
以上のほか、工事に係る関連法規。
19. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
20. 動物管理及び自然環境保護に関する法規・基準
 - 1) 動物の愛護及び管理に関する法律
 - 2) 博物館法
 - 3) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - 4) 文化財保護法
 - 5) 獣医師法
 - 6) 獣医療法
 - 7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 - 8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - 9) 家畜伝染病予防法
 - 10) 牛海綿状脳症対策特別措置法
 - 11) 口蹄疫対策特別措置法
 - 12) 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、口蹄疫防疫措置実施マニュアル
 - 13) 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン
 - 14) 動物由来感染症ハンドブック及び関係するガイドライン
 - 15) 薬事法
 - 16) 農薬取締法
 - 17) 麻薬及び向精神薬取締法
 - 18) 毒物及び劇物取締法
 - 19) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
 - 20) 「環境省レッドデータブック」ほか希少動植物に関する基準
 - 21) 水質汚濁防止法
 - 22) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - 23) 大気汚染防止法
 - 24) 騒音規制法
 - 25) 振動規制法

- 26)福岡県レッドデータブック
- 27) 新飼育ハンドブック
- 以上のほか、動物及び自然環境保護に関する関連法規
21. 公園のバリアフリー化に関する法規・基準
- 1)高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
 - 2)高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - 3)移動等円滑化促進に関する基本方針
 - 4)都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
 - 5)移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
 - 6)福岡市「福祉のまちづくり条例」
 - 7)公園のユニバーサルデザインマニュアル(財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編)
- 以上のほか、施設のユニバーサルデザインに関する法規・基準
22. 公共の施設として遵守すべき法規・基準
- 1)健康増進法
- 以上のほか公共の施設として遵守すべき関連法規
23. 公園運営の指針とすべき基準類
- 1)国営海の中道海浜公園整備・管理運営プログラム
 - 2)平成 21 年度 環境共生の森等の維持管理・運営計画策定外業務報告書及び資料編
 - 3)平成 22 年度 松林保全再生調査その他業務報告書
 - 4)平成 26 年度 海の中道海浜公園松林育成管理計画他業務報告書
 - 5)昭和 51 年度に策定した植栽計画の方針、平成 19 年度に策定した植栽更新・管理計画
 - 6)国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領
 - 7)国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細目
 - 8)園内におけるロケーション等の許可に関する要領
 - 9)国営海の中道海浜公園 野外劇場利用及びコンサート等の許可に関する要領
 - 10)国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則
 - 11)「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 19 年 5 月 28 日健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知)
- 以上のほか公園運営に関する指針及び基準類
24. 印紙税法、消費税法等税制に関する法律
25. プールの安全標準指針(文部科学省、国土交通省)
- . 旅館業法
 - . 風俗営業法
 - . 公園運営の指針とすべき関係仕様書類
- 施設の維持補修に当たり、利用者の安全な利用及び国有財産の適切な管理を行ううえで配慮が必要な施設については、以下の仕様等に基づき施工すること。
- 1)土木工事共通仕様書(九州地方整備局ホームページ・建設情報に掲載)
 - 2)公共建築工事標準仕様書 建築工事編

- 3) 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- 4) 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- 5) 電気通信設備工事共通仕様書
- 6) 機械設備工事標準仕様書
- 7) 設計業務等共通仕様書 (九州地方整備局ホームページ・建設情報に掲載)
- 8) 土木請負工事必携 (九州地方整備局ホームページ・建設情報に掲載)
- 9) 土木工事施工管理の手引き (九州地方整備局ホームページ・建設情報に掲載)
- 10) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 11) 建築保全業務共通仕様書及び同業務報告書作成の手引き
- 12) 国土交通本省委託契約取扱要領 (別添2)
- 13) 国営海の中道海浜公園マニュアル (調査職員より貸与)
- 14) 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針 (案)
- 15) その他国営海の中道海浜公園関連資料
- 16) 食品衛生法、福岡市食品衛生条例、福岡県食品衛生法施行条例、福岡県食品取扱条例及び同施行規則、特殊形態営業に関する取扱要領の改正について (福岡県通知)
- 17) 個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)
- 18) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 19) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(改訂版)(国土交通省住宅局住宅総合整備課)
- 20) その他、関係諸法令

第8条 施設等運営者の義務

1. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮すると共に、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに九州地方整備局に報告しその指示に従うものとする。
2. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、本公園設置の意義を踏まえて行動すること。
3. 収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めること。
4. 繁忙日及び行催事開催日等には、臨時駐車場の確保や駐車場の早期開場及び閉場時間の延長、プール送迎用等の臨時シャトルバスの運行等も含めて収益施設等の運営を行うこと。
5. 施設等運営者は、九州地方整備局が行う安全管理行為(例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等)への参加・協力・実施等、九州地方整備局の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
6. 施設等運営者は、九州地方整備局が行う各種会議等(例：別添5「海の中道海浜公園管理運営委員会規約」に基づく会議、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等)への参加・協力・実施、行催事開催時に営業時間の変更等を行うこと、要人案内等、九州地方整備局や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力すること。
7. 施設等運営者は、調査職員から公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、

迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

8. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、本公園内の運営維持管理業務以外の施設管理者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
9. 別添 11「国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領」、別添 12「国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細目」及び別添 13「国営海の中道海浜公園 園内業務における車両通行規則」を遵守し、収益施設等の運営にあたること。
10. 施設等運営者は、本業務の実施に当たって、常に九州地方整備局と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとする。
11. 本公園の整備・管理の工事等が収益施設等の運営に影響を及ぼす場合又は、影響を及ぼす恐れがある場合は調査職員と該当する収益施設等の運営について綿密に協議すること。

第9条 安全管理

1. 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
2. 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を調査職員に書面により報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止しなければならない。
3. 公園内での車両の運転については別添 13「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」に基づいた許可書を前面に掲示し、別添 13「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則及び公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。また、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
5. 作業中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

第10条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営、特に飲食施設や物販施設の運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

第11条 九州地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するに当たり、九州地方整備局と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担一覧」の通りとする。但し、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、九州地方整備局と施設等運営者の間で十分に協議の上決定するものとする。

九州地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	九州地方整備局	施設等運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設等設置管理	供用区域内の設置管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用及び特定施設・備品の修繕及び更新にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止する等して行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者へ損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第34条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
九州地方整備局又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、九州地方整備局又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理に当たり、必要のあるときは、九州地方整備局は施設等運営者に協力する。

※2 収益施設等に関する特定備品及び施設等運営者が用意した施設、設備等を対象とする。

第12条 公租公課

- 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
- 施設等運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について九州地方整備局に協力するものとする。

第13条 運営日時等

- 収益施設等の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては九州

地方整備局との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。(下記を参照)。

開園期間、開園時間

開園期間	開園時間
3月1日～10月31日	9:30～17:30 プール開園期間中(9月は除く)は9:00～18:30
11月1日～2月末日	9:30～17:00

※休園日は12月31日～1月1日、2月の第一月曜日及びその翌日。

※繁忙期、イベント開催時等においては、事業者が九州地方整備局に協議し、同意を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

なお、以下の通り無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

- 春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】
 - 秋の都市緑化月間／10月1日～10月31日【期間中2日】
 - みどりの日／5月4日【1日】
 - 敬老の日／9月第3月曜日【1日】 ※満65歳以上の者のみ無料
2. 九州地方整備局が、天変地異、社会的又は経済的環境の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることは出来ないものとする。
 3. 九州地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任は負わないものとする。

第14条 提供品目及び利用料金

1. 飲食・物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては公園利用者の要望等配慮して定めるものとする。
2. 各施設の利用料金については、駐車場は九州地方整備局の指定する料金とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。レンタサイクル施設は九州地方整備局の指定する料金を上限とし、社会的に理解が得られる料金設定とする。その他の収益施設の利用料金等については、九州地方整備局との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支バランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。
なお、施設等運営者は管理運営要領、安全衛生管理計画書及び自主事業計画書にて定めたサービス内容及びその価格等に関して変更を希望する場合は、事前に九州地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領、安全衛生管理計画書及び自主事業計画書を九州地方整備局及び調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
3. 施設等運営者が、本規定書に基づき収益施設等の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。但し、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

第15条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について

毎月の施設使用料については、歳入徴収官九州地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

九州地方整備局は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

なお、風水害その他の事業者の責に帰することが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、九州地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	税込み施設使用料（千円／年）
国営海の中道海浜公園収益施設 1式	約 37,000

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【施設使用料の定めがある施設】 ※施設使用料は千円単位（千円未満切り捨て）

公園施設の名称			施設使用料
1	駐車場	① 西駐車場A	8,411
		② 西駐車場B	
		③ 西駐車場C	2,317
		④ 海の中道駅口駐車場	3,437
		⑤ ワンダーワールド口駐車場	6,400
		⑥ 光と風の広場駐車場	4,260
2	レンタサイクル施設	① 西サイクリングセンター	384
		② ワンダーワールド口サイクリングセンター	590
		③ 駅口サイクリングセンター	111
		④ 光と風の広場口サイクリングセンター	1,171
		⑤ 港サイクリングセンター	982
3	飲食・物販施設	① 大芝生レストハウス内売店	166
		② マリンワールド駐車場横売店	6
		③ アニマルミュージアムショップ（動物の森レストハウス内）	7
		④ 子供の広場休憩所レストラン及び売店（ワンダーシャトル）	1,865
4	デイキャンプ場	① デイキャンプ場	1,609
		② 炊飯棟（2棟）	
		③ デイキャンプ場受付及び資材倉庫（光と風の広場管理棟内）	
		④ デイキャンプ場倉庫（1棟）	
		⑤ デイキャンプ場駐車場	
5	サンシャインプール	① プール、管理棟、ロッカー棟等	2,017
6	自動販売機	① 清涼飲料水等 建物内（14台）	3,156
		② 清涼飲料水等 屋外（53台）	
7	小型遊戯施設	① F1バッテリーカー、ミニSL、エジプト迷路、ゴーカート、日本の名車歴史館	1,757
8	園内交通施設	① 車庫、停留所	75

※施設利用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7蔵管第1号）に基づいて算定する。

※施設等運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合であっても、施設使用料の減額は行わない。

※小型遊戯施設は、落札者決定後の九州地方整備局との協議により運営することとなった場合に加算される。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地又は建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官九州地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から 20 日以内に納入しなければならない。期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年 5 % の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

九州地方整備局は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

【参考：平成30年度実績の施設使用料について】

税抜き土地使用料（円／日・㎡）	税抜き建物使用料（円／日・㎡）
1. 4 7	3 4. 4

※1 [建物の占有] 及び [土地の占有で占有期間が1ヶ月を超えない場合] は、別途消費税が課される。

※2 建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7蔵管第1号）に基ついて算定する。

第16条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 通常の飲食・物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備（プール付帯工作物含む）、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することは出来ない。
- 2) 施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については原則施設等運営者が点検を行うものとし、九州地方整備局が実施する法定点検との役割分担について協議の上、実施時期を九州地方整備局に報告すること。点検結果については遅滞なく九州地方整備局に書面により報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、九州地方整備局と協議を行い、協議録を保管すると共に書面をもって負担等を定めるものとする。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、公園全体の従量料金に対する収益施設の従量料金等から九州地方整備局が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置する等、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置出来ない場合は九州地方整備局と協議するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、

応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、九州地方整備局と協議するものとする。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に九州地方整備局又は維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、九州地方整備局と費用分担ルール及び費用分担結果の九州地方整備局との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第 17 条 コンプライアンス

1. 守秘義務

1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 54 条により罰則の適用がある。

2) 九州地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。

2. 個人情報保護

1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 18 条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。但し、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により九州地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない。但し、事柄の性格上、自主事業については再委託の概念からは除外するものとする。

2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくと共に、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から指名停止を受けていないこととする。

4. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。

5. 施設等運営者は、前項の規定により九州地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより九州地方整備局に損害を及ぼしたときは、九州地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。

6. 施設等運営者は、前項の規定により九州地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに九州地方整備局に報告すると共に、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により九州地方整備局に報告するものとする。

第 19 条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設を運営するに当たっては、許可した目的以外の使用は禁止する。但し、九州地方整備局が承諾したものについては、その限りではない。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設等運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、又は担保に供してはならない。但し、九州地方整備局に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第 20 条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。但し、九州地方整備局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書、管理運営要領、安全衛生計画書及び自主事業計画書を維持することとする。

第 21 条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合においては、九州地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、九州地方整備局は都市公園法第 5 条 2 項の許可を取り消すことがある。また、運営維持管理業務の事業者の契約が解除された場合においても同様とする。

第 22 条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、又は九州地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、九州地方整備局及び新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定施設・備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、九州地方整備局に引き渡すこと。但し、原状回復することが不可能若しくは不適當な場合、九州地方整備局の書面による承諾を受けて原状回復せずに引き渡すことができる。

- 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行う等、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項但し書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、九州地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するか又は施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
4. 不可抗力その他、九州地方整備局や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、九州地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、九州地方整備局が指示することとする。

第 23 条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、又は不可抗力の場合は、九州地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取又は立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することが出来ない。

第 24 条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む）、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第 25 条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、九州地方整備局の指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、九州地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第 26 条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項又は疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、九州地方整備局の指示により、決定することとする。

第2章 マネジメント（運営管理）

第27条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は許可を受けた後に、九州地方整備局が指定した様式による関係書類を九州地方整備局に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が九州地方整備局に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後九州地方整備局に了解を得て提出するものとする。
- 3) 業務報告書、経理状況に関する帳簿類及び九州地方整備局が指示する記録は、調査職員等の求めに応じて常に提出できるよう、個別に年度毎にファイルに取りまとめ、業務期間中は事業者において保存し、業務期間終了後は九州地方整備局へ引き渡すこと。なお、経理状況の帳簿類を引き渡した後に企業会計法上に基づく監査等で当該資料が必要となった場合に、書面（任意様式）により九州地方整備局に申し出た場合は、資料を貸与する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は、必要に応じて調査職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 調査職員と収益施設等設置管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、九州地方整備局と施設等運営者の間で書面により調整又は協議を行う。
- 4) 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、九州地方整備局に書面により報告するものとする。

項目名	提出先	提出期限
収益施設運営計画書	九州地方整備局	契約締結の14日前まで
収益施設運営実績書	九州地方整備局	業務完了時
管理運営要領及び安全衛生管理計画書	九州地方整備局	契約締結の14日前まで
管理運営報告書(月毎の売上高、施設利用者数等)	九州地方整備局	翌月の10日迄
自主事業計画書	九州地方整備局	業務履行開始日の14日前迄
収益施設等打合せ書	九州地方整備局	適宜・適切
施設保守定期点検等の実施結果報告	九州地方整備局	点検後速やかに
修繕履歴	九州地方整備局	指示に従う
その他九州地方整備局が指示するもの	九州地方整備局	指示に従う

第28条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置する等本業務を適切に実施する業務実施体制を構築しなけれ

ばならない。

2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の企画立案及びマネジメントを担当する収益施設等設置管理運営業務責任者を配置しなければならない。
4. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。
5. 営業期間中は、収益施設等設置管理運営業務責任者若しくはその補助者（業務に精通した者を補助者として定め）1名以上が勤務する体制とするものとし、緊急対応等を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる体制をとること。
6. 収益施設等設置管理運営業務責任者が、実施要項 3.3 表 8 で定められた収益施設等設置管理運営業務責任者の要件についてア)又はイ)のいずれか一方のみを満たしている場合、収益施設等設置管理運営業務責任者とは別に、その満たしていない方の要件を満たす者を「業務責任者を補佐する者」として配置することとし、予め九州地方整備局の承諾を受けなければならない。
7. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調整し、業務を遂行する。
 - 1) 調査職員について
 - ① 九州地方整備局は、業務における調査職員を定め施設等運営者に通知するものとする。
 - ② 調査職員は、本規定書に定められた範囲内において、九州地方整備局又は、施設等運営者及び施設等運営者が指定するスタッフ（施設担当責任者、収益施設等設置管理運営責任者及び同補助者）、収益施設等設置管理運営業務責任者に対し協議、調整等の職務を行う九州地方整備局が指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称するという。なお、収益施設等設置管理運営者には主として主任調査員及び調査員が対応する。
 - 2) 収益施設等設置管理運営業務責任者及び補助者について
 - ① 施設等運営者は、業務における収益施設等設置管理運営業務責任者及び補助者を定め、九州地方整備局に通知するものとする。
 - ② 収益施設等設置管理運営業務責任者及び補助者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。
 - 3) 適切な業務従事者の配置について
 - ① 収益施設等設置管理運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の手持ち業務量が適切となるよう配慮すること。
 - ② 調査職員は、必要に応じて収益施設等設置管理運営業務責任者及び補助者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができる。

第 29 条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、契約締結の14日前までに収益施設運営計画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領及び安全衛生管理計画書を九州地方整備局に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領及び安全衛生管理計画書は許可を受ける施設ごとに作成すること。なお、自主事業については、履行開始日の14日前までに管理運営要領及び安全衛生管理計画書と同様の内容を取りまとめた自主事業計画書を九州地方整備局に提出し承諾を得るものとする。

[管理運営要領の記載事項]

- ①業務内容（商品、価格及びサービス内容、行催事・広報等）
- ②詳細の営業期間・営業時間の設定
- ③業務の実施方針（料金等徴収の仕組み、臨時休業の判断等含む）
- ④業務の実施工程（業務の順序及び手順）
- ⑤業務の実施体制
- ⑥連絡体制（緊急時含む）
- ⑦その他（業務実施上必要と思われる事項）

[安全衛生管理計画書の記載事項]

- ①施設管理要領
 - ②設備管理要領
 - ③従業員衛生管理指導マニュアル（接遇、身だしなみ等を含む）
 - ④食品の安全衛生規定
 - ⑤危機管理マニュアル（災害・事故等発生時の行動マニュアル含む）
 - ⑥その他（安全衛生上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領及び安全衛生管理計画書の策定に当たっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
 - 3) 施設等運営者は、収益施設等の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、調査職員と協議の上、九州地方整備局に変更した管理運営要領及び安全衛生管理計画書を提出し、許可を得ること。

2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、九州地方整備局に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。
- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月10日までに書面により九州地方整備局に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、九州地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。
- 4) 九州地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3. 施設の修繕等

- 1) 施設等運営者が、収益施設等の模様替え等の工事を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に九州地方整備局に書面により届出て許可を受けるものとする。ただし、施設利用者の安全確保等の観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の間取りの変更や建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事等を実施する場合は、事前に九州地方整備局と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、九州地方整備局と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い九州地方整備局又は第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、九州地方整備局の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わないものとする。
- 6) 施設等運営者は、上記1)及び2)で修繕等を実施した場合には、施設毎に修繕履歴(修繕日、修繕内容、修繕費用等)を作成し、業務終了時又は調査職員から提出を求められた場合には速やかに提出しなければならない。

4. 価格・サービス内容の決定・変更

施設等運営者は、管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に九州地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を九州地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。

5. 施設等運営者の変更

新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくと共に、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

6. 広告物の掲出

施設等運営者は、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容及び掲出場所等についてあらかじめ九州地方整備局に書面により協議し承諾を得るものとする。

- 1) 収益施設等の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。併せて、本公園の施設であることを明示すること。

なお、企画商品等の企画名称等に本公園の名称・ロゴ等を使用する際は、事前に九州地方整備局の許可を得るものとする。

- 2) 収益施設等の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

- 3) 施設等運営者は、事前に九州地方整備局の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 4) 施設等運営者は、事前に九州地方整備局の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができる。
7. 施設等運営者のその他提出義務
- 施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を九州地方整備局に書面により提出しなければならない。
- 1) 施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
 - 2) 施設が損傷、破損又は滅失したとき。
 - 3) 施設内で事故等が発生したとき又はその恐れがあるとき。
 - 4) 施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
 - 5) 施設等運営者に対して破産の申立て、又は更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第30条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければならない。

1. 関係機関等との協議。
2. その他施設の運営者との協議。

第31条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは九州地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

第32条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事又は別途業務（法定点検業務等）の実施に当たり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、調査職員と調整すること。

第33条 記録の保存

業務報告書、経理状況に関する帳簿類及び九州地方整備局が指示する記録は、調査員等の求めに応じて常に提出できるよう、個別に年度毎にファイルに取りまとめ、業務期間中は事業者において保存し、業務期間終了後は九州地方整備局へ引き渡すこと。なお、経理状況の帳簿類を引き渡した後に企業会計法上に基づく監査等で当該資料が必要となった場合に、書面（任意様式）により九州地方整備局に申し出た場合は、資料を貸与する。

第 34 条 再調査等の依頼

九州地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼し、より詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第35条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接、接する業務であり施設利用者が快適に楽しめるよう心掛け不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心掛けるものとする。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、本公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。
5. 作業にかかる車両や商品納入車両の乗り入れについては、「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」を遵守すること。併せて公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めると共に、「国営海の中道海浜公園園内業務における車両通行規則」に基づき発行する車両通行許可証を前面に提示し、「国営海の中道海浜公園園内業務における車両通行規則」及び「公園内車両通行及び作業心得」を遵守して走行するものとする。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置すると共に、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

第36条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認又は引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すると共に書面をもって報告すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障がい者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 団体での施設利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

第37条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出ること。

第38条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見等の聴取や記録に取り組みなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文等の意見を季節毎（四半期毎）に集約し、その都度九州地方整備局に書面により報告し、その後の対応については調査職員等と協議すること。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページ及び本公園オフィシャルホー

ムページへの掲載、ポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に九州地方整備局と協議した上で策定し、それに基づき広報活動を行う。

4. 施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに掲載することは可能である。なお、本公園のホームページの運営管理及び更新等に係る費用については、維持管理業務受託者との間で費用按分を行う。
5. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、本公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取扱いについて」及び九州地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
6. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。但し、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。
8. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に九州地方整備局と協議すると共に、年度末に実施状況を報告するものとする。

第 39 条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページやポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、九州地方整備局に報告をした上で、当該ホームページ管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

第4章 安全衛生管理

第40条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行に当たり、適切な措置・対応を行う等、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、九州地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 3) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、九州地方整備局が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 4) 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
- 5) 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 6) 施設等運営者は、修繕の実施に際して、事前に調査職員と協議を行い、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 7) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。
- 8) 施設等運営者は、食の安全確保に万全を期すものとし、年に1回以上はフードコンサル等による点検を実施するものとする。なお、点検後速やかに点検報告並びに点検における指摘事項の是正内容について、調査職員に提出するものとする。

2. 安全確保

- 1) 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある傷害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を九州地方整備局に書面により報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止しなければならない。
- 3) 工事車両の運転については、入園者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置すると共に、「国営海の中道海浜公園園内業務における車両通行規則」に基づき発行する車両通行許可証を前面に提示し、「国営海の中道海浜公園園内業務における車両通行規則」及び「公園内車両通行及び作業心得」を遵守して走行するものとする。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置すると共に、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
- 4) 施設利用や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い、作業中であることを明示すること等、作業実施中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 5) 作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、安全衛生管理計画書及び自主事業計画書の「危機管理マニュアル」において救急時の対応方法を定める。
 - 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
 - 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置を通り、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請する等、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
 - 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録すると共に、その経過及び結果を速やかに調査職員に口頭、電話、メールのいずれかを用いて報告すること。
 - 5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。
4. 災害時、異常時等の対応
- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ九州地方整備局の書面による承諾を得なければならない。但し、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
 - 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに書面により報告する。但し、緊急上やむを得ない事情がある場合は、口頭、電話、メールのいずれかにより調査職員に報告し、その後の対応について調査職員と綿密に打ち合わせる。併せて、後日遅滞なく、書面にて九州地方整備局に報告すること。
 - 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
 - 4) 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
 - 5) 九州地方整備局は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
 - 6) 災害時、異常時等の緊急を要する場合は、調査職員の指示により、施設等運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。なお、九州地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
 - 7) 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、九州地方整備局に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
 - 8) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、又は休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編総則第6条に基づき適切な措置・対応を行うこと。
 - 9) 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、施設等運営者は調査職員の指示により立会等に協力する。

第41条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法、建築基準法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を九州地方整備局に提出の上、書面により承諾を受けること。
- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
- 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく九州地方整備局に書面により報告すること。

2. 定期点検

- 1) 施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。
- 2) 下記の表に掲げる施設の定期点検項目について、原則として施設等運営者が行うが、別途九州地方整備局が行う点検との役割分担について協議の上実施し、両者が不可分のものについては費用を按分する。協議内容については九州地方整備局が書面により残すものとする。
- 3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定するものとする。

■施設の定期点検項目①

中項目	小項目	法定点検	留意事項
外部	屋根	○	・周期は別に定める。
	外壁	○	・周期は別に定める。
	ひさし（車寄せ）・とい	○	・周期は別に定める。
	軒天井・ひさし下端	○	・周期は別に定める。
	外部床	○	・周期は別に定める。
	屋外階段	○	・周期は別に定める。
	バルコニー	○	・周期は別に定める。
	外部建具	○	・周期は別に定める。
	外部用自動ドア	○	・周期は別に定める。
	エキスパンションジョイント金物	○	・周期は別に定める。
内部	内壁・柱・はり	○	・周期は別に定める。
	内部天井	○	・周期は別に定める。
	内部床	○	・周期は別に定める。
	内部階段	○	・周期は別に定める。
	内部建具	○	・周期は別に定める。
	内部用自動ドア	○	・周期は別に定める。
構造部	構造体・基礎	○	・周期は別に定める。
電灯・動力設備	照明器具（蛍光灯）	○	
	分電盤・開閉器箱	○	
	制御盤	○	
	幹線	○	
受変電設備	配電盤等（内部機器を除く。）	○	
	変圧器	○	
	交流遮断機	○	
	断路器	○	
	計器用変成器	○	
	避雷器	○	
	高圧負荷開閉器	○	
	高圧カットアウト	○	
高圧電磁接触器	○		

中項目	小項目	法定点検	留意事項
	力率改善装置	○	
	指示計器・保護継電器	○	
	低圧開閉器類	○	
	特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (GIS、C-GIS)	○	
	その他の特別高圧関連機器	○	

■施設の定期点検項目②

中項目	小項目	法定点検	留意事項
自家発電設備	自家発電設備	○	
直流電源設備	共通事項	○	
	整流装置	○	
	蓄電池	○	
交流無停電電源設備	共通事項	○	
	交流無停電電源設備（簡易型を除く。）	○	
	交流無停電電源設備（簡易型）	○	
太陽光発電設備	太陽光発電設備	○	・周期は別に定める。
風力発電設備	風力発電設備	○	
通信・情報設備	構内情報通信網設備	○	
	構内交換設備	○	
	拡声設備	○	
	誘導支援設備	○	
	映像・音響設備	○	
	情報表示設備	○	
	テレビ共同受信設備	○	
	テレビ電波障害防除設備	○	
	監視カメラ設備	○	
	駐車上管制設備	○	
	入退室管理設備	○	
外灯	外灯	○	
航空障害灯	航空障害灯	○	
雷保護設備	雷保護設備	○	
構内配電線路・構内通信線路	構内配電線路・構内通信線路	○	
温熱源機器	鋳鉄製ボイラー・鋳鉄製簡易ボイラー	○	
	鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー	○	
	無圧式温水発生機・真空式温水発生機	○	・加圧能力が 174kW (150,000kcal/h) 以上：6M
	温風暖房機	○	・【周期 1M（運転期間中）】点検の実施如何は別に定める。
冷熱源機器	チリングユニット	○	
	空気熱源ヒートポンプユニット	○	
	遠心冷凍機	○	
	吸収冷凍機	○	

中項目	小項目	法定点検	留意事項
	直だき吸収冷温水器	○	
	小型吸収冷温水機ユニット	○	
	パッケージ形空気調和機	○	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	○	
	氷蓄熱ユニット	○	
空気調和等関連機器	オイルタンク	○	
	熱交換器・ヘッダー・密閉型隔膜式膨張タンク	○	・【周期 1M (小型及び第 2 種圧力容器)】点検の実施如何は別に定める。
	還水タンク・開放型膨張タンク	○	

■施設の定期点検項目③

中項目	小項目	法定点検	留意事項
空気調和等関連機器	冷却塔	○	・周期は別に定める。
	ユニット形空気調和機・コンパクト型空気調和機	○	
	ファンコイルユニット・ファンコンベクター	○	
	空気清浄装置	○	・ろ材の交換は別に定める。 ・【周期 1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	ポンプ	○	・【周期 1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	送風機	○	・【周期 1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	天井扇・有圧換気扇	○	
	全熱交換器	○	・【周期 1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
給排水衛生機器	受水タンク・高置タンク（高架タンク）	○	・【大地震時想定】長期点検の実施如何は別に定める。
	受水タンク・高置タンク（高架タンク）の清掃	○	・周期は別に定める。
	貯湯タンク	○	
	貯湯タンクの清掃	○	
	汚水槽・雑排水槽	○	
	汚水槽・雑排水槽の清掃	○	
	ポンプ	○	・【周期 1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	ガス湯沸器	○	・周期は別に定める。
	電気温水器	○	・周期は別に定める。
	循環ろ過装置	○	・周期は別に定める。（水質検査を除く）
衛生器具	○	・周期は別に定める。	
ダクト及び配管	ダクト	○	・周期は別に定める。
	配管	○	・【大地震時想定】長期点検の実施如何は別に定める。
水質管理	空調機器用水	○	
	ボイラー用水	○	
	飲料水（給水設備）	○	
浄化槽	点検・保守	○	
	清掃	○	
	水質に関する検査	○	

中項目	小項目	法定点検	留意事項
井戸	井戸	○	
雨水利用システム	雨水利用システム	○	
中央監視制御装置	中央監視制御装置		
	自動制御装置		
消防用設備等		○	・機器点検：6M
建築基準法関係防災設備	非常用照明装置	○	
	防火戸・防火シャッター	○	
	防火ダンパー	○	
	排煙設備	○	

■施設の定期点検項目④

中項目	小項目	法定点検	留意事項
エレベーター	点検共通事項	○	・稼動頻度に応じて、「高稼働」の周期を選択して別に定める。(油圧式、非常用を除く) ・【遠隔監視装置、遠隔点検装置】適用は別に定める。
	ロープ式エレベーター	○	
	油圧式エレベーター	○	
	機械室なしエレベーター	○	
	非常用エレベーター	○	
エスカレーター	エスカレーター	○	
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機	○	
工作物	鉄塔	○	
	設備架台・囲障（ルーバー等）	○	
	煙突	○	
外構	敷地	○	・周期は別に定める。
	へい		・周期は別に定める。
	門		・周期は別に定める。
	排水枡・マンホール・側溝・街きよ	○	・周期は別に定める。
植栽・緑地	植栽・緑地		
執務環境測定	空気環境測定	○	
ねずみ・昆虫等の防除		○	

■関係法令

法令名	参照条項	条件の有無	条件に関わる参照条項
建築基準法	第十二条	○	第六条、別表第一
			【令】第十四条の二、第十六条

官公庁施設の建設等に関する法律	第十一条、第十二条	○	官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令
消防法	第十四条の三の二	○	【危険物の規制に関する政令】 第七条の三、第八条の五
	第十七条、第十七条の三の二、第十七条の三の三	× (公共建築)	【令】 第六条、第七条、第三十五条、第三十六条、別表第一
人事院規則 10-4	第十五条、第三十二条、第三十四条	×	別表第七、別表第八
事務所衛生基準規則	第九条、第十条	×	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第四条	○	第二条
			【令】 第一条
高圧ガス保安法	第三十五条、第三十五条の二	○	【一般高圧ガス保安規則】 第七十九条、第八十三条
			【冷凍保安規則】 第四十条、第四十四条
水道法	第三十四条の二	○	第三条
			【令】 第二条
電気事業法	第三十九条、第四十二条	○	第三十八条
			【令】 第五十条
ガス事業法	第四十条の二	×	第二条
			【則】 第一百七条
浄化槽法	第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条	×	第二条
ボイラー及び圧力容器安全規則	第三十二条、第六十七条	○	第一条
			【労働安全衛生法施行令】 第一条

※ [条件の有無] ○：義務付けする施設、設備等について、規模等の条件が付されているもの

3. 自主点検

- 1) 自主点検は、下記の表に掲げる項目のうち該当するものについて、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

■施設の自主点検項目

大項目	中項目	小項目
建築	建築	建築
電気設備	電灯・動力設備	電灯・動力設備
	受変電設備	受変電設備
	自家発電設備	自家発電設備
	直流電源設備	直流電源設備
	交流無停電電源設備	交流無停電電源設備
機械設備	温熱源機器	運転・監視記録

		鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー
		真空式温水発生機・無圧式温水発生機
		温風暖房機
	冷熱源機器	運転・監視記録
		冷熱源機器
	空気調和等関連機器	空気調和等関連機器
	給排水衛生機器	給排水衛生機器
		循環ろ過装置
監視制御設備	中央監視制御設備	中央監視制御装置
搬送設備	昇降機	昇降機

4. 日常点検

- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこと。
- 2) 建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持するための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
- 3) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損又は滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに九州地方整備局に報告するものとする。

5. スタッフ管理・研修

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設等運営者は、九州地方整備局が実施又は要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。

第42条 危機管理

1. 事故・災害

1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、九州地方整備局に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2) 予防対策

- ① 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は九州地方整備局に書面により報告するものとする
- ② 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を九州地方整備局に報告の上、当該措置を講じ事故の発生を防止する。

3) 初期対応

- ① 施設等運営者は、九州地方整備局の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
- ② 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上で、速やかに口頭、電話、メールのいずれかにより調査職員に報告する。なお、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとること。
- ③ その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、速やかに口頭、電話、メールのいずれかにより調査職員に報告する。なお、九州地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
 - 一 事故発生日時。
 - 二 事故発生場所。
 - 三 事故発生の原因。
 - 四 事故の程度。
 - 五 人身事故の場合は、医師の診断結果又は被害者本人又はその家族等から得られた情報。
 - 六 被災者の氏名、性別、年齢、連絡先。
 - 七 事故処理の概略。
 - 八 再発防止等改善策等。

2. 異常事態対策

- 1) 施設等運営者は、九州地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設等運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに九州地方整備局へ報告すると共に、関係機関に連絡する。

第5章 施設管理

第43条 基本事項

1. 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、許可を受けた施設内及びその周辺の環境を良好に維持することを心掛けなければならない。
2. 施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
3. 設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理すること。

第44条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内並びにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設等運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者並びに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

第45条 工事等

1. 施設等運営者は、施設等運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に調査職員と協議を行ない、施工計画に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また施工計画に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者並びに公園利用者の安全確保に十分注意すると共に、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行ない、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その施工範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることに注意するものとする。

第46条 安全管理

1. 施設運営者は、収益施設に係る清掃や修繕工事を実施するに当たり、施設利用者の安全確保に十分注意をすると共に、施設運営者の責任において常に施設周辺の観察を行ない、善良なる管理を行なうものとする。
2. 施設運営者は、収益施設に係る清掃や修繕工事に関連する工事車両の運転については、入園者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置すると共に、「国営海の中道海浜公園園内業務における車両通行規則」に基づき発行する車両通行許可証を前面に提示し、「国営海の中道海浜公園園内業務における車両通行規則」及び「公園内車両通行及び作業心得」を遵守して走行するものとする。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置すると共に、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
3. 車両は「国営海の中道海浜公園園内業務における車両通行規則」及び「公園内車両通行及び作業心得」を遵守して走行するものとする。また、作業にかかる車両の持込みは最小に

とどめ、入園者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

4. 施設運営者は、公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に、作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等の安全管理を徹底するものとする。
5. 作業中は、園内の施設工作物並びに樹木等を破損しないように十分注意するものとする。
6. 作業従事者は、服装並びに言動に注意し、公園利用者並びに施設利用者には不快感を与えないよう留意するものとする。

第6章 財産管理

第47条 台帳管理

1. 施設等運営者が施行した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第48条 備品の取り扱い

1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。

但し、業務開始時に九州地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品として当該備品を九州地方整備局に引き渡す。但し、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、九州地方整備局が定める規定等による。

2. 特定施設・備品の取扱い

施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。但し、「本章 第22条 業務の完了・引継、原状回復等」に記載がある通り、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、九州地方整備局及び新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定施設・備品を撤去し速やかに管理物件を速やかに原状に回復して、九州地方整備局に引き渡すこと。但し、原状回復することが不可能若しくは不適當な場合、九州地方整備局の書面による承諾を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、「本章 第23条 立退料等の不請求」にある通り、九州地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。

<特定施設・備品に関する方針>

1) 自転車に関する方針

① 自転車引継に関する方針

現施設等運営者より、現在使用している自転車を全台有償で引継ぐものとする。また、次期施設等運営者に対しても同様に、自転車全台を有償で引継ぐものとする。

② 自転車購入に関する方針

施設等管理運営者は、耐用年数や使用状況を考慮して計画的に自転車の更新を行うものとする。但し、更新する自転車は自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたもの（JISマーク、SGマーク、BAAマーク等が表示されたもの）でなければならない。

また、自転車安全整備店における点検・整備後に貼られる TS マークの認定から外れた自転車又は故障や事故で安全性の確保が保てない自転車については随時更新をするものとする。

なお、特殊自転車（二人乗り自転車等）については、公的機関認定の対象外及び TS マーク認定の整備対象外であることから、九州地方整備局の承諾を得た上で購入をするものとする。

JIS マーク：＜JIS＞＝＜日本工業規格＞。一定の品質についてJISで規定し、製品等が当該JISの各要件に適合していることを証明するために、製品等に表示するマーク。

SG マーク：財団法人製品安全協会主催の制度。対象の製品毎に安全性品質に関する認定基準を定め、基準に適合した製品にのみに表示されるマーク。

BAA マーク：社団法人自転車協会の制定する制度。自転車安全基準に適合した自転車に貼付されるマーク。ブレーキテスト、制動性能テスト等を行い、製造時業者又は輸入事業者の名前、ブランド名、車体番号等も表示される。

TS マーク：公益財団法人日本交通管理技術協会が発行するマーク。年1回自転車安全整備士が点検・整備をすることで自転車の安全性が認定されるもの。1年間の付帯保険付。

③ 自転車の安全管理に関する方針

貸出自転車は、毎年自転車安全整備士による点検・整備を行い、TS マーク認定を受けなければならない。

④ 自転車管理台帳に関する方針

施設等運営者は、一台ごとの購入日、修繕履歴等を記載した自転車管理台帳を作成し管理を行うこととする。なお、自転車管理台帳は次期施設等運営者に引継ぐものとする。

2) 特定施設に関する方針

① 小型遊戯施設の引継ぎに関する方針※

現施設等運営者との協議により、現在使用している小型遊戯施設を有償又は無償で引継ぐものとする。また、次期施設等運営者に対しても同様の取り扱いとする。

※小型遊戯施設は落札者決定後の九州地方整備局との協議により運営することとなった場合に限る。

② 園内移動施設の停留所の引継ぎに関する方針

現施設等運営者との協議により、現在使用している停留所を有償又は無償で引継ぐものとする。また、次期施設等運営者に対しても同様の取り扱いとする。

3) その他の特定備品に関する方針

① 特定備品の引継ぎに関する方針

現施設等運営者が現在使用している特定備品の残置については、施設等運営者、九州地方整備局及び現施設等運営者による協議により決定することができる。なお、残置する特定備品についての有償・無償等協議については、現施設等運営者及び施設等運営者の協議において決定すること。また、次期施設等運営者に対しても同様の取り扱いとする。

② 特定備品台帳に関する方針

施設運営者は、施設毎に特定備品台帳を作成すること。作成に当たっては、備品毎に購入代金・購入日・修繕履歴等を記載すること。なお、引き継ぐ特定備品台帳は次期施設等運営者に引き継ぐものとする。

3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

第 49 条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、九州地方整備局及び新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、九州地方整備局に引き渡すこと。但し、原状回復することが不可能若しくは不適當な場合、九州地方整備局へ書面により承諾を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
2. 不可抗力その他、九州地方整備局や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、九州地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第 28 条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかなる場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

第2編 国営海の中道海浜公園収益施設等設置管理運営個別規定書 収益事業編

第1章 駐車場

第1条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は九州地方整備局及び調査職員と協議するものとする。

第2条 施設の利用目的

駐車場は、公園利用者の国営海の中道海浜公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを施設の目的とする。

第3条 運営対象施設

運営対象施設は次の通りとする。なお、許可範囲に関しては別途提示する。

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

施設名称	大 型	普 通	原付・自動二輪	必須／裁量
西駐車場A	—	722台	30台	必須
西駐車場B	—	422台	—	必須
西駐車場C	31台	490台 (12台)	—	必須
海の中道駅口駐車場	—	556台 (6台)	—	必須
ワンダーワールド口駐車場	5台	313台 (6台)	—	必須
光と風の広場駐車場	7台	586台 (10台)	—	必須

※()内は身障者用駐車台数

※ワンダーワールド口駐車場は、H31年度中に拡張により台数増加の予定。

第4条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任したうえで駐車場の管理運営にあたらせるものとする。

第5条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。
2. 施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とし、発券時間は周辺道路の渋滞や施設の利用状況により臨機に対応し、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。
3. 繁忙日等の対応及びイベント等開催のため、公園の公開日時を変更した場合には、調査職員又は維持管理業務受託者より変更内容を通知するので施設利用者へのサービス等適切に対応すること。

第6条 利用料金

利用料金は、九州地方整備局長の指定する料金とし、社会的に理解が得られる料金とする。
なお、消費税率が10%に改定された場合は下表の利用料金に変更になる可能性がある。

■利用料金の一覧

車種	利用料金		備考
	一般	パスポート提示	
大型（1日）	1,550円	—	車体総重量8t以上、最大積載量5t以上、又は乗車定員が30名以上の車両。
普通（1日）	520円	420円	上記以外の自動車。
二輪（1日）	260円	210円	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	運転手又は同乗者が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、駐車料金が免除。同乗者が11名以上の場合、2名の方の手帳の提示が必要。

第7条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 駐車場の運営（料金收受及び領収含む。）に関する事。
 - 2) 駐車場の維持管理に関する事。
 - 3) 駐車場の安全管理に関する事。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第8条 施設の運営

1. 駐車場の運営

- 1) 施設等運営者は、西駐車場ABC、海の中道駅口駐車場及びワンダーワールド口駐車場においては、料金ブースに必要な人員を配置し、駐車場利用料金の徴収及び領収書の発行等を行う。
- 2) 施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある光と風の広場駐車場においては、駐車場利用料金の徴収を駐車場管理機器の精算機において1日1回以上行うものとし、回収に当たっては十分注意を払い行うものとする。その際、つり銭を補充する等の金銭管理を行うこと。なお、施設利用者のうち身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示者には、デイキャンプ場受付にて駐車場無料券の発券をおこなうものとし、年間パスポート提示者には、デイキャンプ場受付にて年間パスポート提示時の駐車料金を徴収し、駐車場券を発券する等安定的な利用者サービスの提供をおこなうこと。
- 3) 原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場することとするが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することが出来ない場合は、残車両を確認し、記録すること。なお、残車両所有の施設利用者から、退出の申し出があった場合は、適切に対処すること。
- 4) 駐車場の混雑具合に応じて誘導員を配置する等、適切な運営を行うこと。
- 5) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて協議することとする。

2. 繁忙期の対応

- 1) 駐車場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、必要に応じ自主事業として本公園内に臨時駐車場を確保すると共に、警備、案内・誘導員を増員する等、事前に必要な措置を講じるものとする。
- 2) 施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。
- 3) 繁忙期においては、周辺道路の渋滞等が予想されるので、各駐車場への誘導・引き込み方法等について、あらかじめその対策をたて、調査職員に協議し承諾を得ること。また、施設利用者に対してホームページ等により各駐車場毎のリアルタイムな入庫状況等の情報を提供する等施設利用者に安定的なサービスを行うこと。

2. 利用制限等

- 1) 次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができるものとする。
 - ① 駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。
 - ② 危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

第9条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、西駐車場ABC、海の中道駅口駐車場、ワンダーワールド口駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。また、光と風の広場駐車場における繁忙期における対応も以下の通りとする。
 - 1) 施設等運営者は、西駐車場ABC、海の中道駅口駐車場及びワンダーワールド口駐車場においては、施設が有する機能を最大限に活用すると共に、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
 - 2) 施設等運営者は、駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないように、消防法等の関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。
2. 施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある光と風の広場駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。
 - 1) 駐車場管理機器については、九州地方整備局が施設等運営者に貸与するが、施設等運営者は、日常的な保守・点検を行うことで適切な維持管理を行うこと。
 - 2) 営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障・損傷等がないか、正常に作動するかを確認すると共に、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場機器の電源を確実に切る。
 - 3) 機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復する。
 - 4) 駐車場機器について万一故障が発生し、直ちに回復する見込のないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行う。このとき、料金計算は料金計算機を使用する等の方法により、迅速かつ確実にいき、入出場車両に支障をきたさないようにする。

- 5) その他の駐車場の施設・設備についても、施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用すると共に、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
 - 6) 施設等運営者は、その他の駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないように、消防法等の関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。
3. 駐車場内にある植栽地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙10「個別仕様書（植物）」に準じて実施すること。

第10条 安全管理

1. 駐車場運営における安全管理は、本規定書第1編第9条によるほか以下の事項に留意すること。
 - 1) 施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。
 - 2) 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、駐車場の全部又は一部を休止することができるものとする。
 - 3) 管理上必要があると認められるときは、駐車場の出入口の全部又は一部を閉鎖することができるものとする。
 - 4) 駐車場内において、災害や事故が発生し、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取ることとする。
 - 5) やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者への的確に告知すると共に調査職員に報告するものとする。
 - 6) 緊急車両等の入出場については適宜協力をすること。
 - 7) 施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施するものとする。また、事件、事故又は災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行うものとする。

第11条 緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、本規定書第1編第4章「安全衛生管理」を参照し対応することとする。

第12条 費用負担

1. 駐車場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 駐車場の満車表示等施設利用者の利便に資する移動式看板（既設の看板の更新も含む）他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、九州地方整備局に引き渡すこと

となること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、九州地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。

3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、管理備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
4. 九州地方整備局の職員や業務等で入園する業務入園者からは、駐車料を徴収することはできない。

第13条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、九州地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することの出来ない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。
 - 2) 車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。但し、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第14条 施設利用上の注意

1. 施設利用者に対し、以下の各号について看板等において注意を促すと共に、利用者に適切な利用指導を行うものとする。
 - 1) 場内での車両通行速度は、時速 20km/h を超えないこと。
 - 2) 場内での追い越しをしないこと。
 - 3) 喫煙又は火気の取り扱いをしないこと。
 - 4) 標識又は係員の指示に従うこと。
 - 5) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。
 - 6) 公害防止の為、エンジンを空ぶかししないこと。
 - 7) 施設、他の車両及びその取付物等への損害、又はその他の事故を目撃した時は施設等運営者へ速やかに連絡すること。
 - 8) 施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行うこと。
 - 9) 「車いす使用者用駐車スペース」は該当車両がいつでも利用できるよう、一般施設利用者は利用を控えること。
 - 10) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしないこと。
- 11) 九州地方整備局より指示された禁止行為等。

第2章 レンタサイクル施設

第15条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は九州地方整備局及び調査職員と協議するものとする。

第16条 施設の目的

レンタサイクル施設は、国営海の中道海浜公園において施設利用者への自転車の貸出を行うことを施設の目的とする。また、自動二輪車等を持ち込む等施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第17条 運営対象施設

運営対象施設は次の通りとする。

■運営対象施設一覧

施設名称	現行運営台数 (参考)	備考	必須/裁量
西サイクリングセンター	1,044台	車種別内訳は別添39参照	必須
ワンダーワールドロサイクリングセンター	256台	車種別内訳は別添39参照	必須
駅ロサイクリングセンター	217台	車種別内訳は別添39参照	必須
光と風の広場ロサイクリングセンター	193台	車種別内訳は別添39参照	必須
港サイクリングセンター	※保管及び自転車整備場として活用		裁量
計	1,748台		

第18条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任したうえでレンタサイクル施設の管理運営にあたらせるものとする。

第19条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。
2. 施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とし、発券時間は原則、本公園の開園時間から閉園時間の1時間前までとする。なお、発券終了時間については、施設利用の状況等から臨機に対応し、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。
3. 繁忙日等対応及びイベント等開催のため、公園の開園日時を変更した場合には、調査職員等より変更内容を通知するので施設利用者へのサービス等適切に対応すること。

第20条 利用料金

1. 施設利用者へ提供する自転車貸出の利用料金は、九州地方整備局長の指定する料金を上限とし、社会的に理解が得られる料金とする。ただし、3時間料金などの一定時間を対象とした利用料金については、利用者の動態等を踏まえて、九州地方整備局と協議の上で定め

ることが出来る。なお、消費税率が10%に改定された場合は下表の利用料金に変更になる可能性がある。

■現行利用料金一覧（九州地方整備局が定める上限）

種類	車種	利用料金（超過料金）
貸自転車	大人（15歳以上）	3時間…400円（30分ごとに70円） 1日券…700円
	小人（小・中学生）	3時間…250円（30分ごとに30円） 1日券…400円
	電動自転車	1日…2,000円（うち保証金1,000円） ※保証金は、返却後に返金する。

※身体障がい者手帳及び療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示された方は、本人及び介護の方1名について半額。

※超過料金については、季節により増減している。

第21条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 自転車の貸出（料金収受及び領収発行含む。）に関する事。
 - 2) レンタサイクル施設の維持管理に関する事。
 - 3) 自転車の利用に伴う苦情処理に関する事。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。
3. 自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えられと考えられる場合は、九州地方整備局と協議を行う。

第22条 施設の運営

1. サイクリングセンターの運営
 - 1) 施設等運営者は、各サイクリングセンターに必要人員を配置し、自転車貸出に伴う利用料金の徴収及び領収書の発行、自転車の貸出、自転車の整備等を行う。
 - 2) 施設等運営者は、自転車の貸出開始前にサイクリングコースに異常がないか確認を行うこととする。
 - 3) 施設等運営者は、レンタル自転車について第24条に基づく点検を行い、異常のないことを確認した上で貸し出すものとする。
 - 4) 施設等運営者は、閉園後全ての自転車が返却されているか台数確認を行い、不足している場合はサイクリングコース等の探索を行い、未返却車両がないか確認をするものとする。
 - 5) 施設等運営者は、待ち時間が長時間になることが予測される場合は、あらかじめその対

策をたて、待機場所を設置する等、事前に必要な措置を講じるものとする。

- 6) 施設等運営者は、貸し自転車及びサイクリングコース利用に当たっての注意事項やサイクリングコース図を施設利用者に配布する等安全かつ良好な施設利用がなされるよう努めなければならない。
- 7) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて調査職員と協議すること。

第 23 条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。
 - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
 - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第 24 条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用されるよう心掛け、常に自転車を正常な状態で維持するため、日常点検、定期点検、一斉点検を行う。
2. 日常点検、定期点検、一斉点検については、下記頻度等により実施する。
 - 1) 日常点検：自転車貸出時、及び返却時に毎回、車両及びその周辺等の点検を行い、良好な環境維持に努めること。
 - 2) 定期点検：概ね四半期ごとに 1 回、繁忙期前後で全保有車両を順次点検し、安全な環境整備に努めること。
 - 3) 一斉点検：年 1 回、自転車安全整備士の資格者により T S マークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限が切れないよう注意すること。なお、特殊自転車（二人乗り自転車等）については、公的機関認定の対象外、及び T S マーク認定の整備対象外であることから、自転車安全整備士が T S マーク認定自転車と同等の点検を行い、利用者の安全を確保すること。
3. 施設等運営者は、日常点検として、自転車を貸出時及び自転車返却時に次の各号をはじめ安全に関する項目について、点検を行うこととする。
 - 1) 貸出時
 - ①目視による車両の汚れの点検。
 - ②目視・触検によるタイヤの空気圧、スポークの不具合、ブレーキの動作確認、ハンドルの歪み、チェーンの緩み等の点検。
 - ③自転車の注意事項や操作方法等の説明を行う。特に、超過料金、ヘルメット着用及びスピード出しすぎ注意の安全走行についての案内は確実に伝えること。
 - ④サドルの高さ調整を行うこと。
 - ⑤施設利用者に不都合がないかを確認後、貸出を行うこと。
 - 2) 返却時
 - ①施設利用者から走行中に不都合がなかったかを確認すること。
 - ②施設利用者から指摘があった場合は、その部分及び関連部分を点検すること。

- ③「自転車業務日報」を定め、点検結果を転記すること。
4. 施設等運営者は、定期点検として、全保有車両を順次、次の各号に示す点検項目に従い点検を行うこととする。なお、点検の実施は、平日及び閑散期とする。
- 1) フレーム・前ホーク : 目視・打検による点検。
 - 2) ハンドル : 目視・触検・作動による点検。
 - 3) タイヤ・スポーク : 目視・触検による点検。
 - 4) ギヤクランク : 目視・触検による点検。
 - 5) ペダル : 目視・触検・作動による点検。
 - 6) ブレーキ : 目視・触検・作動による点検。
 - 7) チェーン : 目視・触検・作動による点検。
 - 8) サドル : 目視・触検・作動による点検。
 - 9) スタンド : 目視・触検・作動による点検。
 - 10) 鍵 : 目視・触検・作動による点検。
 - 11) 子供乗せ用かご : 目視・触検・作動による点検。
 - 12) ボルト : 目視・触検による点検。
 - 13) 変速機 : 作動による点検。
 - 14) その他 : その他、異常箇所があった場合に、異常箇所を追加点検。
5. 点検後は以下の各号に示す処理を行う。
- 1) 点検時に異常があった場合、自転車修理カードを添付し貸出禁止とする。また、異常のある車両は他の車両と分けて1箇所にとめておく。
 - 2) 異常箇所等の修繕については、軽微なものは担当者が行い、専門技術を要するものは自転車安全整備士の資格者が行うこと。
 - 3) 修理終了後、確認を行った後、貸出禁止を解除すること。
6. 点検の結果は、「自転車業務日報」を定めた上で、転記する。
7. その他、繁忙期においても、前項までに示す点検等項目を確実にを行うものとし、日常点検を担当する者の技術力向上のため、自転車安全整備士による点検講習を受講する。
8. 公園内の業務用車両の運転については、「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」を遵守すること。

第25条 緊急時の対応

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、貸出の一時中止・変更又は休止等について、調査職員と綿密な協議を行うものとする。協議の結果、貸出を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場ゲート、公園ゲート及びサイクリングセンター前に営業休止の掲示を行う等公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候又は自然災害のため、走行に危険が予想される時。
 - 2) 事故等の不測の事態が生じたとき。
 - 3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想される時。
 - 4) 公園の管理運営上、サイクリングコースの一部又は全部の利用中止の必要が生じたとき。
 - 5) 九州地方整備局より指示があったとき。

2. 施設等運営者は、前項の規定により自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。
3. サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取った上で次の各号について、速やかに口頭、電話、メールのいずれかにより調査職員に報告し、その後の対応について調査職員と綿密に打ち合わせることを併せて、後日書面により九州地方整備局に報告するものとする。

- 1) 事故発生日時。
- 2) 事故発生場所。
- 3) 事故発生の原因。
- 4) 事故の程度。
- 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果又は被害者本人及びその家族等から得られた情報。
- 6) 被災者の氏名、性別、年齢、連絡先。
- 7) 事故処理の概略。
- 8) 再発防止等改善策等。

第26条 費用負担

1. 貸出に供する自転車の購入費用。
貸出に供する自転車の購入についてはすべて施設等運営者の費用によるものとする。
なお、新規・更新購入に当たっては、普通自転車、子ども同乗機能付き自転車、子供用自転車、補助付き自転車、タンデム（2人乗り）自転車各々の利用状況等から適切な車種及び台数について調査職員と協議し書面をもって、九州地方整備局に承諾を受けて購入すること（現在の車種毎保有台数は、別添39参照）。
また、貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、購入後にT Sマーク（財団法人日本交通管理技術協会）の取得をした自転車は、T Sマーク取得基準に適合しなくなった時点で新車に更新を行うものとする。
2. レンタサイクル施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、券売機を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、ヘルメット、修理に必要な備品類（タイヤチューブ等）、空気入れ等本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で必要な数を準備すること。但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
4. 前項までに記載の設備・備品に関する修理や劣化等による交換費用についても、施設等運営者の負担とする。
5. 施設利用者の不適切な使用により、レンタル自転車を破損（パンクを含む）又は紛失した

- 場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
6. 施設等運営者は、業務終了時には本規定書第1編第6章「財産管理第46条」に記載の通り、保有する自転車に次期施設等運営者に引き継ぐものとする。

第27条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、九州地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することの出来ない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは貸出自転車の整備不良等に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。但し、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第28条 施設利用上の注意

施設運営者は、施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起及び利用者指導等を行うこと。

1. 自転車を使用しようとするときは、あらかじめ試乗し、ハンドル・ブレーキ・その他の装置が確実に操作でき整備が良好であることを確認すること。
2. 乗車中又は使用中に自転車の装置について不良箇所が発生したときは、直ちに乗車を停止すること。
3. 安全運転をすること。
4. 備え付けのヘルメットを着用するよう促すこと。
5. 乗車又は使用中に故意又は過失の有無にかかわらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を九州地方整備局に対して行わないこと。
6. 無謀運転（競い合う行為）、酒気帯び運転、その他施設利用者及び公園利用者等に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
7. 危険箇所、不適當な場所、サイクリングコース以外の場所での使用をしないこと。
8. 公園利用者等の通行障害となるような行為をしないこと。
9. 自転車の構造・装置等の改造及び変更をしないこと。
10. サイクルポケット（駐輪場）以外に駐輪しないこと。

第3章 飲食・物販施設

第29条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は九州地方整備局及び調査職員と協議するものとする。

第30条 施設の利用目的

飲食・物販施設は、国営海の中道海浜公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第31条 運営対象施設

運営対象施設は次の通りとする。なお、施設等運営者は利用の状況や施設利用者及び公園利用者の声等から当該施設以外で常設の飲食・物販施設を追加実施できるものとし、その際は事前に九州地方整備局に書面をもって許可を受けるものとする。なお、許可された場合には追加施設分の使用料（日割り計算）を支払うことと。

■運営対象施設一覧

<飲食・物販施設>

施設名称	営業場所	必須/裁量
子供の広場休憩所レストラン及び売店 (ワンダーシャトル)	ワンダーワールドエリア	必須
大芝生広場レストハウス内売店	芝生のエリア	必須
マリンワールド駐車場横売店	文化施設群エリア	必須
アニマルミュージアムショップ (動物の森レストハウス内)	動物の森	必須

第32条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

第33条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日、開園時間を営業時間とする。

■飲食・物販施設の営業日一覧

施設名称	営業日
子供の広場休憩所レストラン及び売店 (ワンダーシャトル)	原則として公園の開園日・開園時間
大芝生広場レストハウス内売店	原則として公園の開園日・開園時間
マリンワールド駐車場横売店	原則として公園の開園日・開園時間
アニマルミュージアムショップ (動物の森レストハウス内)	原則として公園の開園日・開園時間

2. 休園日以外に休業する場合や営業時間を短縮場合は、施設等運営者は原則、九州地方整備

局と事前に協議を行い、書面により承諾を受けるものとする。

3. 繁忙期等対応及び行催事の開催等により、公園の公開日時を変更した場合には調査職員より変更内容を通知するので適切に対応すること。

第34条 利用料金

施設利用者へ提供する商品の内容及び販売価格等は九州地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図る等、満足度の向上に努めること。見直しを行う際は、九州地方整備局と事前に協議し書面により承諾を受けるものとする。

■サービス内容等一覧（参考：現行の販売・貸出品目）

< 飲食・物販施設 >

施設名称	販売・貸出品目
子供の広場休憩所レストラン及び売店（ワンダーシャトル）	麺類、丼物等のご飯類、ファーストフード類、バーベキューセット、その他調理した料理品（軽食類）、氷菓類、飲物類（アルコール飲料を含む）、菓子類、ソフトクリーム、フィルム類、キーホルダー、クラフト、御土産等
大芝生広場レストハウス内売店	飲物類、調理した料理品（軽食类等）、ソフトクリーム、菓子類、雑貨類、雨具類、御土産等、パターゴルフ用品貸出、ディスクゴルフ用品貸出等
マリンワールド駐車場横売店	飲物類、ソフトクリーム、氷菓子類、菓子類、雑貨類、雨具類、御土産等
アニマルミュージアムショップ	飲物類、ソフトクリーム、氷菓子類、菓子類、雑貨類、雨具類、御土産等

第35条 繁忙期の対応

施設等運営者は繁忙期の管理運営に当たって、各飲食・物販施設のスタッフを適切に配置し安定的なサービスの提供に努めると共に、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、本規定書第3編第4章（18条2項及び4項の9を除く）に基づき自主事業として臨時飲食施設を設置することができる。

第36条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 飲食・物販施設の運営（販売・料金徴収等含む）に関すること。
 - 2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
 - 3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第37条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. 施設に係る清掃及び塵芥処理。
2. 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
3. その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第38条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書（本規定書第1編第28条）を作成し、九州地方整備局に提出し承諾を受けるものとする。また、安全衛生管理計画書作成に当たっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うと共に事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営にあたる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施すること。調理した料理品等を販売・提供する事業を行うスタッフは、健康診断検査の結果、安全衛生上問題となる異常がある場合は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。また、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく九州地方整備局に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うと共に、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
 - 3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。
 - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭等を確認すること。
 - 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
 - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、九州地方整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
 - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
 - 9) 運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととする等、二次感染の防止に努めること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取っ

た上で次の各号について、速やかに口頭、電話、メールのいずれかにより調査職員に報告し、その後の対応について調査職員と綿密に打ち合わせることを併せて、後日書面により九州地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、九州地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、九州地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、九州地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

- 1) 事故発生日時。
 - 2) 事故発生場所。
 - 3) 事故発生の原因。
 - 4) 事故の程度。
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果又は被害者本人及びその家族等から得られた情報。
 - 6) 被災者の氏名、性別、年齢、連絡先。
 - 7) 事故処理の概略。
 - 8) 再発防止等改善策等。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。
7. 公園内の業務用車両の運転については、「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」を遵守すること。

第 39 条 費用負担

1. 飲食・物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、九州地方整備局に引き渡すこと。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第 40 条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、九州地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することの出来ない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運

営者はその損害を賠償すること。

3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。但し、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第 41 条 施設利用上の注意

施設運営者は、施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起及び利用者指導等を行うこと。

1. 危険物を持込持込、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
2. 公園で定める制限事項に違反する者。
3. ペット等の動物。但し、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬については除く。
4. その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第4章 デイキャンプ場

第42条 総則

施設等運営者は、デイキャンプ場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は九州地方整備局及び調査職員と協議するものとする。

第43条 施設の目的

デイキャンプ場は、本公園において施設利用者へのサイト（バーベキューを行う区画）の予約受付、バーベキュー器具の貸出、食材等の販売・提供と施設利用者のための駐車場の運営を施設の目的とする。

第44条 運営対象施設

運営対象施設は次の通りである。

■運営対象施設一覧

施設名称	規模等	必須/裁量
デイキャンプ場	40サイト	必須
炊飯棟	2棟	必須
デイキャンプ場受付及び資材倉庫	—	必須
デイキャンプ場倉庫	—	必須
デイキャンプ場駐車場	普通72台(3台)	必須

※デイキャンプ場駐車場の（ ）書きは、身障者用駐車台数

第45条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、デイキャンプ場の管理運営にあたらせるものとする。

第46条 運営日時

1. 運営日時は以下のとおりとする。

運営日時

■営業日

原則として3月第3土曜日から11月第2日曜日

■営業時間

- 1) 7月第3土曜日から8月31日までの土・日・祝日及び8月13日から15日迄は、10時00分から18時30分
- 2) 上記①以外のサンシャインプール営業期間中は、10時00分から18時00分
- 3) 上記①②以外の営業期間中は、10時00分から17時00分

なお、運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に九州地方整備局に届け出る。

第 47 条 利用料金

施設利用者へ提供するサイト使用料、器具貸出品目及び価格、飲食品目及び価格は、提案された内容とするが、価格は九州地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、デイキャンプ場の収支バランス（使用料含む）を鑑みながら、市場価格に準じて定める。

<参考>

■公園入園料金（平成 30 年 4 月以降）※1

区分	一般	団体 ※2
大人（15 歳以上）	450 円	290 円
シルバー（65 歳以上）	210 円	210 円
中学生以下	無料	無料

※1：平成 30 年 4 月 1 日より入園料を改定

※2：団体料金は小学生以上の入園者 20 名以上で適用

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示者及び付添者 1 名は無料

※デイキャンプ場利用の際には、公園入園料金とサイト利用料が発生

■BBQサイト利用料（1区画あたり）

一般 2,000円

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示の場合1,000円

第 48 条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 利用に伴う受付・調整に関すること。
 - 2) 利用料金の徴収に関すること。
 - 3) バーベキュー器具の貸出に関すること。
 - 4) デイキャンプ場の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 5) デイキャンプ場駐車場の運営（料金徴収及び領収含む。）、維持管理及び安全管理に関すること。
 - 6) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、デイキャンプ場の全部又は一部の利用を中止することができるものとする。
3. デイキャンプ場の利用を中止することが、施設利用者へ影響が与えられられる場合は、九州地方整備局と協議を行う。
4. 施設利用者の利便を向上するため、食材等を販売・提供することができるものとし、食材等の販売・提供（現行の手ぶらDEうみなかセットと同様の事業含む。）を行う際には、事前に九州地方整備局に承諾を受けるものとする。

第 49 条 施設の運営

1. 予約受付
 - 1) 施設等運営者は、デイキャンプ場の利用について、2ヶ月前から利用日まで予約を受け付け、先着順で予約調整を行うこと。
 - 2) 施設等運営者は、予約受付のための専用の電話・FAXを用意すること。

2. 器材貸出、食材販売・提供

1) 施設等運営者は、デイキャンプ場利用者のために、器材貸出を行うこと。また、第48条4項で九州地方整備局に承諾を得た場合に行う食材等の販売・提供を行うこと。

3. 天候の変化に対応するためのサービスについて等、運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて調査職員と協議すること。

4. 利用制限等

1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。

- ① 危険物を持込、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者
- ② 公園で定める制限事項に違反する者
- ③ 付添者を伴わない中学生未満の者
- ④ その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

5. デイキャンプ場駐車場の運営に当たっては、以下の事項に留意すること。

1) 施設等運営者はデイキャンプ場受付に必要人員を配置し、駐車料金の徴収及び領収の発行を行う。(駐車場利用料金は本規定書第2編第6条に準ずる)

2) デイキャンプ場駐車場利用者のうち身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示者には、駐車場無料券の発券を行うものとする。また、年間パスポート提示者には、年間パスポート提示時の駐車料金を徴収し、駐車券を発券する等安定的な利用者サービスの提供を行うこと。

3) デイキャンプ場駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行うこと。

4) 繁忙期の対応については、本規定書第2編第1章第8条第2項によるものとする。

5) 運営条件に定めのない事項に関しては、必要に応じ協議すること。

第50条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理（掃き掃除は毎日、舗装面洗浄は月1回実施）
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

2. デイキャンプ場駐車場の維持管理については、本規定書第2編第1章第9条によるものとする。

第51条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。

2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、九州地方整備局に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うと共に事故防止に努めるものとする。

- 1) 運営にあたる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施すること。九州地方整備局の承諾を受け、直接食材を販売・提供する事業を行うこととなった場合には、健康診断検査の結果、安全衛生上問題となる異常がある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。また、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させてはならない。
- 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、期限切れ等不備なものは随時取り替えること。
- 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく九州地方整備局に報告すること。
4. 整備局の承認を受け、直接食材販売・提供を行う際は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、業務従事者の身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うと共に、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
 - 3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ゴミ箱の点検を行うこと。
 - 5) 九州地方整備局の承諾を受け、直接食材を販売・提供する事業を行うこととなった場合には、毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭等を確認すること。
 - 6) 九州地方整備局の承諾を受け、直接食材を販売・提供する事業を行うこととなった場合には、毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
 - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、九州地方整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
 - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
 - 9) 九州地方整備局の承諾を受け、直接食材を販売・提供する事業を行うこととなった場合には、運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととする等、二次感染の防止に努めること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取った上で、次の各号について、速やかに口頭、電話、メールのいずれかにより調査職員に報告し、その後の対応について調査職員と綿密に打ち合わせる。併せて、後日遅滞なく、書面により九州地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、九州地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、九州地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、九州地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
 - 1) 事故発生日時。

- 2) 事故発生場所。
 - 3) 事故発生の原因。
 - 4) 事故の程度。
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果又は被害者本人及びその家族等から得られた情報
 - 6) 被災者の氏名、性別、年齢、連絡先。
 - 7) 事故処理の概略。
 - 8) 再発防止等改善策等。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。
 7. デイキャンプ場駐車場の安全管理については、本規定書第2編第1章第10条によるものとする。

第52条 費用負担

1. デイキャンプ場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、貸出に供するバーベキュー器具を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、天候の変化に対応するためのサービス等に関わる費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、バーベキュー器具を破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
4. 費用負担のうちデイキャンプ場駐車場に関する事項については、本規定書第2編第1章第12条によるものとする。

第53条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、九州地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することの出来ない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失等に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。但し、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者には損害の賠償を求める。
4. デイキャンプ場駐車場における利用者に対する賠償等の責任の範囲については、本規定書

第2編第1章第13条によるものとする。

第54条 施設利用上の注意

施設等運営者は、施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起及び利用者指導を行うこと。

なお、利用者指導を行ってもルール等を守らない施設利用者については、強制的に退場させる事ができるものとする。

1. 指定された場所以外では、バーベキューを行わないこと。また、直火での利用は行わないこと。
2. 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす恐れのある行為は行わないこと。
3. 海浜部における事故等は公園管理者及び施設運営者は一切の責任を負わない。
4. バーベキュー終了後は、利用した場所及びレンタル器具を清掃の上、返却を行うこと。
5. 他の利用者の快適性を損なう音響等の発生を伴う行為は行わないこと。
6. 公園管理者が設置した喫煙所以外での喫煙は行わないこと。
7. 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす恐れのある行為
8. 以下の物品を持ち込まないこと。
 - 1) ゴルフクラブ、ゴルフボール
 - 2) 銃及び刃剣類（モデルガン・木刀・竹刀、その他これに類するもの）
 - 3) ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機、ドローン、その他これらに類するもの
 - 4) 花火、火薬、大量のガス
 - 5) 木製バット、金属製バット、野球のボール（キャッチボール専用球は除く）、ソフトボール
 - 6) スケートボード、キックボード
 - 7) その他、施設利用者及び公園利用者の安全かつ施設利用に支障を及ぼし、公園施設を毀損する恐れがあるもの
9. ペットの持込は、犬・猫・ウサギ・ハムスター・その他これらに類するものに限り、随伴者が引き綱（リード）又はカゴ（ゲージ）等によりペット類の行動を完全制御できる状態で随伴する場合に限る。なお、糞尿・ブラッシング等の処理及び他の利用者とのトラブルについては、随伴者自らの責任において対応すること。

第5章 サンシャインプール

第55条 総則

施設等運営者は、サンシャインプールの管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めると共に、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は九州地方整備局と協議するものとする。

第56条 施設の目的

サンシャインプールは、国営海の中道海浜公園において施設利用者への遊泳を目的としたプール施設の提供を行うことを施設の目的とする。

第57条 運営対象施設

運営対象施設は次の通りとする。

■運営対象施設一覧

<プール>

施設名称	営業場所	必須/裁量
サンシャインプール (管理棟、ロッカー棟、便所、機械棟、植栽地等の付帯施設含む)	パークエリア	必須

<プール内売店>

施設名称	営業場所	必須/裁量
プール内売店A	サンシャインプール内	必須
プール内売店B	サンシャインプール内	必須
プール内売店C	サンシャインプール内	必須

第58条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任したうえでサンシャインプールの管理運営にあたらせるものとする。

第59条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として7月第2土曜日・日曜日、7月第3土曜日から8月末まで、9月の土曜日・日曜日・祝日（9月最終土曜日・日曜日は除く）の公園開園日を運営期間とする。なお、運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に九州地方整備局と協議し、書面により提出するものとする。
2. 施設等運営者は、原則として以下の時間を営業時間とする。

■営業時間

- 1) 7月第2土曜日・日曜日、7月第3土曜日から8月末まで：9：00～18：00
- 2) 9月の土曜日・日曜日・祝日（9月最終土曜日・日曜日は除く）：9：00～17：00

第60条 利用料金

施設利用者へ提供するプールの利用料金は、九州地方整備局と協議の上、周辺類似事例及び収益施設全体のバランスを考慮し定めるものとする。

■＜参考＞現行利用料金一覧

区分	一般料金	団体・前売り料金	障害者割引料金※
大人（15歳以上）	1,900円	1,550円	850円
小人（小・中学生）	950円	820円	450円
幼児（3～5歳）	300円	240円	無料

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示者及び付添者1名は割引料金を適用

第61条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. プールの運営に関すること。
2. プールの各施設、設備等維持管理に関すること。
3. プールの安全衛生管理に関すること。
4. プールの利用に伴う苦情処理に関すること。
5. 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第62条 プール入場券の販売等

1. プール入場券の発券方法等は、原則として次の各号によるものとする。
 - 1) プール入場券は、公園入口において公園入園料を含む通し券として発行するものとする。
 なお、プールゲートにおいては、プール入場券のみの発行も行う。
 - 2) 団体券は、団体を構成する人数分の枚数を発行するものとする。
 - 3) 発券方法は、手売り又は自動券売機によるものとする。
2. プール入場券の前売りを行う場合は、次の各号によるものとする。
 - 1) 前売券は、プールの開設前及び開園期間中に施設等運営者が販売し、その代金を収納する。
 - 2) 前売券は、公園入園整理券代を含むものとし、プール利用料金は団体扱いとする。
 なお、前売券には、入園整理券（3才以上6才未満の者を除く。）を組みにしておき、利用者がこの券で入園できるようにする。
3. プールモニター券によるプール利用を行う場合は、次によるものとする。
 プールモニター券による利用者は、公園窓口で公園入園料を含むプール入場券を購入して入園し、プールを利用できるものとする。
4. 招待券によるプール利用を行う場合は、次によるものとする。
 招待券には、入園整理券を組みにしておき、利用者がこの券で入園できるようにする。
5. 企業等補助券によるプール利用を行う場合は、次の各号によるものとする。
 - 1) 利用券は、官庁、企業が福利厚生施設として利用する場合に限り、適宜、発行する。
 - 2) 利用券による場合は、団体扱いとする。
 - 3) 企業等補助券は、公園入園料を含む通し券として発行するものとする。
6. プール付属のロッカー利用料金は、第74条第2項によるものとし、使用中の鍵の保管は使用者の責任とする。

7. 上記の利用料金は、いずれも消費税を含むものとする。
8. 発行済みの入園（場）及び利用券は、原則として払戻しはしないものとする。
但し、天災その他の不可抗力により公園の利用が出来ない場合、又は止むを得ない理由があると認められるときは、払戻しすることができるものとする。
9. 施設利用者で、プール場外へ退場し、当日のうちに再入場を希望する者は、プールゲートで再入場券を指定の箇所で受けるものとする。施設利用者が再入場する場合は、再入場券をプール係員が確認し、再入場を認める。
10. プール入場券に含まれている公園の入園料は、利用者が公園に入園した日に国庫に振り替えるものとする。また、プールモニター券、招待券、企業等補助券で利用者が公園に入園した場合は、入園した日に集計した入園料相当額を国庫に納入する。

第 63 条 営業開始前後の対策

1. サンシャインプールの安全な管理運営を行うため、施設等運営者は安全衛生管理計画書を作成し、6 月末日までに九州地方整備局に提出するものとする。なお、作成に当たっては、「プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月文部科学省及び国土交通省）」、「遊泳用プールの衛生基準について（平成 19 年 5 月 28 日厚生労働省）」、並びにその他関係法令を参考にすること。
2. 施設等運営者は、下記に示す項目を盛り込んだ安全衛生管理計画書を基にプール安全衛生管理マニュアルを作成し、点検等を行うものとする。本点検において、異常が発見された場合は、直ちに九州地方整備局に報告し、修理、交換を行う等対応を協議する。
 - 1) 消防法に基づき定期点検等を実施し、消防設備の現状把握及び良好な状態の維持に努めると共に、不具合箇所が発生した場合には速やかに九州地方整備局に報告し、対策を協議すること。
 - ①自動火災報知機設備、消火器設備、誘導灯設備、非常警報設備の外観確認、動作等の確認等、外観・機能点検を年 2 回実施。（1 回目：毎年 3 月、2 回目：毎年プール営業前の 6 月に実施。）
 - ②自動火災報知機設備、消火器設備、誘導灯設備、非常警報設備の配線の絶縁抵抗等の確認のための総合点検を年 1 回実施。（毎年 3 月に実施。）
 - ③消防訓練をプール営業従事者対象に年 1 回実施。（毎年 6 月に実施。）
 - 2) 点検に関するチェックシートを作成し、プール施設・設備の使用期間前及び使用期間後の点検を行う。特に、次の事項については重点的に点検を行う。
 - ①排水口の蓋がネジやボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか。（蓋の重量による固定、針金による固定は不可。）
 - ②蓋等やこれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、緩み、亀裂、破損等の異常がないか。
 - ③配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。
 - ④プールが安全で快適に利用できるよう開園前清掃が確実に行われているか。
 - 3) 「遊泳用プールの衛生基準について（平成 19 年 5 月 28 日健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知）」、に従い水質検査を実施する。（詳細は、「本章 第 68 条 プールの水管理」

を参照のこと。)

- 4) プール営業期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落した場合に備え、ネジやボルト等の予備、必要な工具をプール管理棟に備えておく。
3. 施設等運営者は、プール安全衛生管理マニュアルに従い、プール管理体制の構築、監視員の教育、プール施設の点検を行うものとする。(監視員等の教育訓練についての詳細は、「本章 第 65 条 監視員等の教育」を参照のこと。)
4. 施設の点検に当たっては、九州地方整備局が立ち会うものとする。なお、給水口、排水口、吐出口については、専門業者と共に点検すること。また、点検の際には過去の点検結果との照合を行い、僅かでも異常がないか確認すること。
5. 点検の結果、施設の整備や改修を行う場合は、九州地方整備局と協議を行い、必要な措置を講じるものとする。
6. 施設等運営者は、営業開始前に、施設全体の一斉清掃を行うと共に、プールエリアを区切る外柵の設置等、必要な施設・設備の設営を行うものとする。なお、営業開始前の一斉清掃の内容は以下の通りである。
 - 1) 業務区域：プール水槽、プールサイド、プール管理棟、便所、腰洗い槽、足洗い槽、北管理棟、ロッカー棟及びその周辺、水遊び広場、売店等サンシャインプールエリア内全て
 - 2) 清掃内容は以下の項目を実施すること。
 - ①プール槽、プールサイド等(所定場所に応じてデッキブラシ、高圧洗浄、バキューム車、ワックス洗浄を行う)
 - ②ロッカー棟の床清掃
 - ③日よけ等仮設工作物の配置
 - ④プールエリア内の草刈り及びごみ拾い
 - ⑤プール開園準備及び諸行事の設営補助
 - ⑥テーブル、イス、ゴミ箱、灰皿、監視台、案内板、コースロープ等の配置
 - ⑦その他九州地方整備局又は管理責任者が指示する作業
7. 施設等運営者は、給水口、排水口、吐出口の蓋、ネジ、ボルト等について異常がないか確認するものとする。
8. 施設等運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から5年間保管するものとする。

第 64 条 プール監視体制の構築

1. プールの監視を円滑に遂行するため、下記の体制を構築する。
 - 1) 施設担当責任者：プールの管理及び運営の総括にあたる。なお、施設担当責任者を補佐する施設担当責任者代理も選任する。
 - 2) 管理責任者：現場に常駐し、プールについての管理上の権限を行使し、安全で衛生的なプールの現場統括にあたる。管理責任者には、プール施設管理士講習、プール衛生管理者、ウォータースライド講習、普通救命講習を受講した者をあてる。
 - 3) 衛生管理者：水質に関する基礎的知識、プール水の浄化消毒知識を有し、プール管理の

ための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたる。衛生管理者には、プール衛生管理者講習及び普通救命講習を受講した者をあてる。

- 4) 管理棟スタッフ：管理責任者の指示に従い、プールの利用案内、監視状況の確認、トイレの清掃状況の確認等を行う。管理棟に通常1名/日を配置し、土曜日、日曜日、祝日、お盆期間（8月13日～15日）については、1～2名/日を配置する。
 - 5) 監視員：施設利用者が安全に利用できるよう、施設利用者の監視及び指導等を行うと共に、事故等の発生時に救助活動を行う。監視員は次の4種類に分類し、配置する。
 - ①監視隊長：監視について経験豊富で、かつ高度な判断力並びに業務の総合的な指導等の能力を有する者をあてる。他の監視員を総括、指導すると共に、管理責任者や衛生管理者と連絡を密にして安全衛生管理につとめる。監視隊長には、6年以上の監視経験があり、日本赤十字社水上安全法救助員の資格を有する者をあてる。プール開園期間中1名/日を配置する。
 - ②監視副長：監視について経験豊富で、かつ的確な判断力を有する者をあてる。流水プール、森の湖プール、恐竜噴水プール、ウォータージャングルにそれぞれ1名（計4名/日）を配置し、担当エリアの監視を行うと共に、併せて、監視隊長の補佐、各プールの監視員を指導、監督する。監視副長には、3年以上の監視経験があり、日本赤十字社水上安全法救助員の資格を有する者をあてる。
 - ③監視員：監視隊長、監視副長の指示に従って担当エリアの監視を行い、安全衛生管理に努める。監視員は、「日本赤十字社水上安全法救助員短期講習」又はこれと同等の講習を受講した者で普通救命資格を有し、50m以上の泳力のある者をあてる。
 - ④巡回監視員：監視隊長の指示に従い、1時間に1回プール内を巡回し、プール内の巡回警備（刺青対応等）、各工作物（仮設日よけ、外柵、看板等）の点検及び清掃等を行う。また、ロッカー棟の出入口及びロッカー棟内に常駐し、安全管理に努める。
 - 6) 救護員：プール内にて傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。期間中、看護師を1名以上常駐させる。また、施設利用者が多くなる日曜、祝日、お盆期間（8月13日～15日）については、看護師2名以上を常駐させ応急救護にあたる。
 - 7) 施設維持管理員：プール内施設が常に安全快適に利用できるよう、機械室に4名常駐させ、主に電気・機械施設の維持管理を行う。
 - 8) クリーンスタッフ：原則として通常期は3名体制（2交代制）、繁忙期は6名体制（2交代制）にて、プール内が常に清潔に保たれるよう清掃・ごみ処理を行う。
 - 9) バス運行管理員：海の中道駅、西口、ワンダーワールド口から入園する施設利用者のためにバスによる園内送迎を行い、施設利用者の利便を図る。運行速度は時速20km以下の走行を徹底し、利用状況に応じてバス停留所に誘導員を適宜配置する等、安全管理の徹底を図る。
2. 施設等運営者は、施設利用者の安全を確保するため、プール営業期間中の監視員の配置については、一般的な監視の重点ポイントに加え、サンシャインプールの施設的な特徴や過去における利用状況を踏まえ、適正な箇所に適正な人数の監視員を配置する。また、利用状況に応じて、適宜監視員数を増員すること。監視員や管理棟スタッフは、盗難や痴漢等の犯罪防止及び刺青をしている者への注意喚起をする。

第 65 条 監視員等の教育

施設等運営者は、プール営業開始前に、監視員等に対して「日本赤十字社水上安全救助員短期講習」又はそれと同等の講習会を受講させると共に、監視員スタッフマニュアルを別に定めた上で、これに基づいて、以下の監視員等の教育・訓練を実施する。

1. すべての監視員に対して、次に示す事項を中心とした安全管理にかかる教育・訓練を実施する。また、プール営業期間中に新たに雇用した監視員へは、就業前に同様の教育・訓練を実施する。
 - 1) プールの施設概要
 - 2) プール施設内での事故防止対策
 - 3) 事故発生等緊急時の措置と救護
2. プール営業期間中においては、定期的に緊急事態の発生を想定した実地訓練を行う。また、毎日の始業及び終業において、ヒヤリハットの事例等について監視員に発表させ、翌日以降の安全管理に備える。
 - 1) 飛び込み事故や溺水事故を想定した、緊急連絡方法の周知、訓練を行う。
 - 2) 異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測を行う訓練を、毎週 1 回プール営業終了後に実施する。
 - 3) 毎日の始業及び終業時に「ヒヤリとしたこと」、「ハットしたこと」、「気がかりなこと」、「施設利用者からの苦情」等について、監視員より発表させ、即時、状況に応じた対策を講じる。
3. 教育・訓練の実施記録は、その記録を 5 年間保管する。

第 66 条 営業期間中のプール点検

1. 施設等運営者は、プール営業期間中において、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成 19 年 5 月 28 日健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知）に従い水質検査を実施するほか（詳細は、第 2 編 第 68 条「プールの水管理」を参照のこと。）、プール安全衛生管理マニュアルに従い、監視業務、施設利用者への指導、緊急時の対応、施設利用者への情報提供、衛生管理、電気機械設備管理等、下記に示す点検等を行うものとする。本点検において異常が発見された場合は、管理責任者は直ちにその対策を講じることとする。なお、各種点検表については、事前に定め、それに点検結果等を記録すると共に、5 年間保管する。

■点検項目

項目	主な内容	実施時期	報告のフロー
プール日誌 (施設担当 責任者用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の入場者数、最高気温、水温、スタッフ配置人数、迷子件数等の基本情報の記録。 ・ 事故、雷対応記録。 	毎営業日	管理責任者
救護日誌	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護者の基本情報及び発生場所、症状、処置方法、発生原因の記録。 	毎営業日	
安全巡視 報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視が適正に行われているかの確認及び指導。 ・ 清掃状況及び不審物の有無の確認及び指導。 ・ 巡回中の施設利用者への案内・利用制限等の臨機な対応。 	毎営業日	管理棟スタッフ ↓ 管理責任者

始業・終業報告書	<ul style="list-style-type: none"> 各種情報共有。 ヒヤリハットの事例及びその対策。事例については、監視員控室に常時掲示する。 クレームとその内容。 	毎営業日	監視隊長 ↓ 管理責任者
業務開始前点検表	<ul style="list-style-type: none"> 排水口等の点検。 水位、塩素濃度、救命具、表示物の確認 プールやスライダー本体及び足洗い槽等の付属施設の確認 	毎営業日	監視員 ↓ 監視副長 ↓ 監視隊長 ↓ 管理責任者
業務終了後点検表			
訓練報告書	<ul style="list-style-type: none"> 溺水等の事故を想定した訓練。 	毎日 ※吸い込み事故訓練実施日除く	監視隊長 ↓ 管理責任者
	<ul style="list-style-type: none"> 排水口等における吸い込み事故等を想定した訓練。 	毎週1回	監視隊長 ↓ 管理責任者
プール日誌 (監視員用)	<ul style="list-style-type: none"> 水質、気温、水温の測定。 清掃状況、異常個所の有無の確認。 	毎営業日	監視員 ↓ 監視副長 ↓ 監視隊長 ↓ 管理責任者
環(排)水口等点検表	<ul style="list-style-type: none"> 環水口、排水口、排水升の状況やボルト等の点検。 足洗い槽の管理や点検。 	毎営業日	監視員 ↓ 監視副長 ↓ 監視隊長 ↓ 管理責任者
巡回監視員日報	<ul style="list-style-type: none"> 置き引き、喫煙、迷子、違反・迷惑行為、清掃状況等の点検。 工作物(足洗い槽、仮設日よけ、外柵、看板等)の点検。 	毎営業日	巡回監視員 ↓ 監視隊長 ↓ 管理責任者
日々の点検結果の掲示	<ul style="list-style-type: none"> プール入口に看板を設置し、プールの安全性の確認状況を掲示。 日々点検結果、気温、水温、湿度を記録(9時、12時、14時)。 	毎営業日	管理棟スタッフ (看板記入者)

2. 九州地方整備局は、必要に応じ施設等運営者による業務の履行状況を検査するものとする。

なお、検査方法及び期間については、別途協議の上決定するものとする。

第67条 施設・設備の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

2. 施設等運営者は、営業開始前及び営業終了後、及び九州地方整備局が指示したときは、次

の各号に示す巡視・点検を行う。

- 1) 運転前には、電気系統、バルブの開閉、水位の確認等の点検を行う。
- 2) 美観や設備の機能回復等のため、定期的（3～4回/年）に設備の総点検を行う。なお、長期休止後の再運転前も同様に設備の総点検を行うものとする。
- 3) 損傷防止のため、点検の結果に基づき、調整、給油、部品交換、修理、清掃を行う。
- 4) 巡視・点検結果は、点検報告書として取りまとめ、九州地方整備局に報告する。
- 5) その他、ポンプ施設等の点検内容は次の通りである。

■点検項目

名称	点検内容
水中ポンプ	a) 電流計の指針のよる負荷状態 b) 絶縁抵抗 c) モーターの封水 d) 防錆状態 e) ケーブルの損傷
陸上ポンプ	a) ポンプの負荷状態 b) 軸受部の異音・振動 c) カップリングの点検 d) ドレインパイプの排水状態 e) ボトル・ナットの緩み f) 漏水発生の点検 g) 軸受部オイル点検 h) モーターの絶縁抵抗
ろ過設備	a) 動作確認 b) ろ材の状態 c) 配管、バルブの発錆、漏水状態 d) 池内の水の状態
滅菌・殺藻設備	a) 動作確認 b) 消毒・殺藻素材の状態 c) 配管、バルブの発錆、漏水状態 d) 消毒・殺藻濃度又は強度
水景制御盤	a) 箱体(塗装・損傷・扉の開閉・施錠・扉のパッキン) b) 盤面(電圧・電流計・表示灯・銘板・スイッチ動作) c) 盤内(端子のゆるみ・配線の変色・換気装置) d) タイマー(時刻修正・動作確認) e) 漏電ブレーカー(動作確認) f) サーマルリレー(動作確認・設定値の確認) g) 警報回路(動作確認) h) 絶縁測定

3. 施設等運営者は、営業期間外において、サンシャインプール内の施設を良好な状態に維持することに努めること。

第 68 条 プールの水管理

1. プールへの給水は、近隣地域等への影響のないよう、水道管理者である福岡市と事前に協議を行い、その協議結果に基づき行うこと。
2. 「遊泳用プールの衛生基準について」（平成 19 年 5 月 28 日健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、営業開始前及び月 1 回定期での水質管理を行うと共に、営業期間

中は毎日、1時間ごとに残留塩素濃度の検査を行い、記録すること。なお、その結果、遊離残留塩素が基準値を下回る等水質が悪化した場合には、速やかに塩素濃度調整や給水等による水質向上のための措置を行う。

- 1) プール等取締条例施行規則に基づき、毎時1回監視員が遊離残留塩素を計測。プール開園期間中、2回、専門機関により、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌の検査を実施。
- 2) 厚生労働省通知に基づき、年1回以上専門機関により、総トリハロメタン濃度の検査を実施。
3. 福岡市東区東保健所の水質検査等が実施されるときは、施設等運営者は協力すること。

■水質等基準

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	pH値5.8から8.6まで	1時間毎
濁度	2度を超えない	1時間毎
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/lを超えない	1回/月以上
大腸菌群	50ml中に検出されない	1回/月以上
一般細菌	1mlにつき200CFUを超えない	1回/月以上
遊離残留塩素	0.4mg/l以上1.0mg/l以下	1時間毎
総トリハロメタン濃度	おおむね0.2mg/l以下	1回/月以上

4. 営業期間中の清掃作業で以下の作業を実施する。
 - 1) 巡回清掃：営業期間中は利用状況等に応じてクリーンスタッフにより、プールサイドや床面他の掃き掃除、水洗い、ごみ拾い、ごみ箱のごみ回収等を行う。また、便所、ロッカー棟の建物清掃や水面の落ち葉等のごみ拾い等を適宜行う。
 - 2) プールクリーナー清掃：営業時間外においてプールクリーナーを使用し、監視員等により適宜プール内の砂等を除去する。
 - 3) 管理棟スタッフによる巡回：営業時間内において毎時1回、管理棟スタッフにより、各建物、プール、プールサイド等の清掃状態のチェックを行い、不具合があった場合には、速やかに不具合を解消する。

第69条 営業の休止

1. 施設利用者の健康管理及び安全管理の徹底を図るため、悪天候等により以下の基準のいずれかを満たす場合には、状況に応じてプールの営業を休止できるものとする。なお、プール営業休止の判断をする時刻を管理等運営者が変更したい場合には、九州地方整備局と協議するものとする。
 - 1) 午前9時の時点で、「プール水温が22℃以上」に満たない場合。なお、午後1時の時点で、再度判断を行うこととする。
 - 2) 午前9時の時点で、「プール水温と気温の合計が44℃未満」であり、「午後から水温と気温の大幅な上昇が見込まれない」場合。なお、午後1時の時点で、再度判断を行うこととする。
 - 3) 午前9時の時点で、「気温が水温よりも低く」、かつ、「午後から水温を上回る気温の上昇

が見込まれない」場合。なお、午後1時の時点で、再度判断を行うこととする。

- 4) 「雷における避難命令が発令されており、今後のプール運営が行えない」と判断される場合。
 - 5) 「午前7時における気象情報において台風の予想進路が九州地方を示している」場合。
2. 営業休止の基準が満たされた場合において、休止の最終判断は原則として管理責任者が行う。但し、管理責任者が不在の場合は、その他管理者が行う。営業を休止する場合には、直ちに九州地方整備局へ連絡を行い、調整を図るものとする。

第70条 緊急時の対応

1. 施設等運営者は、雷の発生に伴う適切な措置を組織的に行い、かつ、施設利用者を雷の被害から防護することを目的に、以下の手順に従って、対応する。
 - 1) プール営業中に雷の発生が予想される場合は、雷対策班を編成し、雷避難誘導體制により、施設利用者の避難誘導を的確に行う。
 - 2) 雷の発生が予想される場合は、管理責任者は、自ら又は職員を配置し、襲雷警報機及び落雷システムによる観測、雷雲による雷鳴、稲光を観測し、その状況を施設担当責任者に報告する。管理責任者は、プール営業期間中の雷情報を的確に収集するため、気象情報会社等と雷情報に関する気象情報提供を受けるものとする。
 - 3) 雷に関する発令は、予報及び避難の2種類として、管理責任者が発令し又は解除するものとする。発令は、雷避難誘導體制により実施する。発令の伝達は、プールエリア放送設備により行うと共に、メガホン等を使用して施設利用者に周知させる。
 - 4) 雷予報を発令した場合は、次の事項の措置を行うものとする。
 - ① スライダープールの滑走を中止し、滑走台から施設利用者を退場させること。
 - ② 各プールの遊泳者及び休憩中の施設利用者に、雷発生時の避難場所を周知させること。
 - ③ 休憩中の監視員は、速やかに避難場所へ配置につき避難命令に備えること。
 - ④ 発券及び改札については施設利用者に雷が発生し接近している旨を告げて発券及び改札を行うこと。
 - ⑤ 入場者が著しく多く、雑踏による不測の事故が発生する恐れがある場合、つとめて雷の接近前に退場を促すように配慮する。
 - 5) 避難を発令した場合は、次の事項の方法により施設利用者の安全確保を図る。
 - ① 発券及び出改札を中止すること。
 - ② 建物へ施設利用者を速やかに誘導すること。
 - ③ 雷情報を随時放送し施設利用者に状況を周知すること。
 - ④ 入場券を所持し入場しようとする施設利用者には、出改札係は事情を説明し、入場を一時中止すること。
 - 6) 落雷の恐れがなくなると判断された場合には、施設担当責任者の決定を受けて管理責任者が発令を解除する。発令解除は、避難した施設利用者に対し放送により行うものとする。また、不測の事態を防止するため、各監視員は監視場所に付いて施設利用者の誘導を行う。
 - 7) 管理責任者は、落雷によって施設利用者又はプール施設に被害が発生した場合は以下の

事項の措置をとるものとする。

- ①救急救護等、人命救助を最優先に行うこと。
 - ②二次被害を防止するため、プール利用の一時中止を行うこと。
 - ③混乱を防止するため、放送等を通じて施設利用者に適宜情報提供を行うと共に、安全な場所へ施設利用者を避難誘導する。
 - ④被害の状況、対応措置等について、速やかに所轄警察署、消防署に連絡すると共に、九州地方整備局あてに報告するものとする。
2. 施設等運営者は、前項の雷他災害や事故等、施設利用者の安全を確保するため、安全衛生管理計画書に加え、緊急時連絡体制を定めて、十分な安全衛生管理を行うと共に事故防止に努めるものとする。万一、人命に影響を及ぼす事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、人命の救助を最優先として施設等運営者は速やかに必要な措置をとるものとする。
- 1) 管理責任者は、事故発生 の報告を受けた時は、緊急時連絡体制に基づき、九州地方整備局をはじめ関係機関に連絡する。また、溺者発見時や環水口の異常発生時においては、それぞれに緊急伝達体制を事前に定め、これらに基づいて、適切な対応を行う。
 - 2) プールエリアの救護について、下記の体制を整えるものとする。
 - ①管理棟スタッフ、監視員、クリーンスタッフ等は事故発生 の連絡を受けたときは速やかに管理責任者に連絡すると共に負傷者の救護にあたる。
 - ②負傷者や急病人の発生に備え、プール管理棟に救護室を設置すると共に、救急器具や負傷者搬送用具を常備する。
 - ③看護師は平日1名、土曜日、日曜日、祝日、お盆期間（8月13日～15日）は、看護師2名体制で救急業務にあたること。
 - 3) 事故発生時には、以下の事項の措置を行うものとする
 - ①事故が発生し、さらに二次被害の恐れがある場合、施設担当責任者（施設担当責任者が不在の場合は、管理責任者）はプール施設の全部又は一部に使用を中止する等、必要な措置を講ずること。
 - ②救急車搬送の場合、管理責任者は医師への状況説明が必要な場合等、必要に応じてスタッフを同行させると共に、直ちに交代要員の手配を行うこと。
 - ③管理責任者は、プールに職員を派遣して事故対応に当たらせる他、搬送先の病院に職員を派遣して負傷の程度等、関連情報の収集にあたらせること。

第71条 費用負担

1. サンシャインプール運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、

契約が解除された場合、速やかに原状に回復すること。

3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第72条 施設利用上の注意

1. 施設等運営者は、施設利用者に対して、次の各号に掲げる禁止事項を始めとして、施設利用者の安全確保上必要な事項を遵守するよう看板等で注意を促すものとする。
 - 1) 潜水及び飛び込み。
 - 2) プール内でのたんはき、鼻かみ、放尿。
 - 3) ボール投げ等。(混雑の度合いによりチーフ監視員の指示により、制限しない場合もある。)
 - 4) プールサイド(水面隣接地。)での飲食。
 - 5) 定められた履物以外の使用。
 - 6) サンオイルを使用しての遊泳。(シャワー励行。)
 - 7) 喫煙所以外での喫煙。
 - 8) 水着を着用しない者の遊泳。(ラッシュガード、遊泳用パンツは除く。)
 - 9) プールを汚染するような不潔な行為。(乳児用のオムツ着用等。)
 - 10) 遊泳中における、時計、眼鏡類(競泳用ゴーグルを除く。)の着用。
 - 11) スライダープールにおける同一滑り台での2人同時滑走、又は逆走。
 - 12) 他人に危害を及ぼしたり、迷惑となるような行為。(悪ふざけ等)
 - 13) 飲酒しての遊泳。
2. 以下に示す物品については、持込をさせないよう、施設利用者に遵守するよう指導するものとする。
 - 1) プールエリア内への持込禁止物品は次の通りとする。
 - ①潜水用具一式。
 - ②オール又は動力機を備え付けて航行するもの又は搬送するもの。
 - ③波乗り用板又はこれに類するもの。
 - ④アルコール類及びプールを汚染する恐れのあるもの。
 - ⑤ビン類等危険物。
 - ⑥動物。(但し介助犬は可)
 - ⑦その他、その物の使用及び破損により遊泳者に危害を及ぼすと認められるもの。
 - 2) プール内への持込禁止物品は次の通りである。
 - ①飲食物、タオル、シャツ、オムツ(水遊び用オムツ含む。)等衛生上好ましくないもの。
 - ②ネックレス、イヤリング、ブレスレット等の装身用類。
 - ③その他、その物の使用及び破損により遊泳者に危害を及ぼすと認められるもの。
3. 施設等運営者は、施設利用者の安全を確保するため、次の各号に該当する者は、原則としてプール利用を禁止するものとする。
 - 1) 心身に異常があると思われる者。
 - 2) 伝染病の疾患があると思われる者。

- 3) 過度な酒気を帯びていると思われる者。
- 4) 保護者又は付き添い人のない幼児（6歳未満の者）。
- 5) 介添えが必要な者で、介添え者がいない者。
- 6) 暴力団関係者、刺青、タトゥー（シールを含む）をした者。
- 7) 他の施設利用者に危害を及ぼす恐れのある物品、迷惑となるような物品を携帯している者。
- 8) 管理責任者又は監視員の指導に従わない者。
- 9) その他特に遊泳上不適と思われる者。
- 10) 発熱や咳等の症状があり、インフルエンザ等の伝染性疾病感染の疑いのある者。

第73条 売店の管理運営

1. プールに附帯する売店の管理運営に当たっては、本規定書第2編第3章「飲食・物販施設」に準じ、適切な管理運営を行うものとする。
2. サンシャインプール内の売店はプール営業日に営業することとする。なお、定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に九州地方整備局と協議し、書面により提出するものとする。

■営業時間

プール営業時間と同様とする。

第74条 コインロッカーの管理運営

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面、景観及び防犯面に留意して適切な管理を行うこと。
2. 利用料金は、九州地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

■＜参考＞現行利用料金一覧

施設名称	利用料金
コインロッカー（サービス扉付）	200円（3,000口）
コインロッカー	100円（460口）

3. コインロッカー運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、コインロッカーの購入（国が貸与するコインロッカー3,460口を除く）、設置、交換、撤去並び保守・故障対応等に要する費用、コインロッカーの安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
4. コインロッカーの売上金回収等に要する経費は、施設等運営者の負担とする。
5. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、九州地方整備局及び新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面

をもって事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定施設・備品を撤去し速やかに原状に回復して、九州地方整備局に引き渡すこと。

但し、原状回復することが不可能若しくは不適當な場合、九州地方整備局の書面による承諾を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

なお、原状回復する際に新たな施設運営者が必要としなかった特定施設・備品に残存価値が残される場合であっても、九州地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することは出来ない。

6. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
7. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。
8. コインロッカーの清掃を実施すると共に、衛生管理については、関係法令を遵守すると共に徹底を図ること。
9. コインロッカーを設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで設置すること。
10. コインロッカーの安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
11. コインロッカーに関する事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取った上で、次の各号について、速やかに口頭、電話、メールのいずれかにより調査職員等に報告し、その後の対応について調査職員と綿密に打ち合わせる。併せて、後日遅滞なく書面により九州地方整備局に報告するものとする。
 - 1) 事故発生日時。
 - 2) 事故発生場所。
 - 3) 事故発生の原因。
 - 4) 事故の程度。
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果又は被害者本人及びその家族等から得られた情報。
 - 6) 被災者の氏名、性別、年齢、連絡先。
 - 7) 事故処理の概略。
 - 8) 再発防止等改善策等。
12. 公園内の業務用車両の運転については、「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」を遵守すること。
13. コインロッカーの設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
14. コインロッカーの設置に当たっては、事前に九州地方整備局と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
15. コインロッカーを第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
16. 忘れ物等残存物の発見をしたときは、所定の手続きを行いできる限りの便宜をはかること。

第 75 条 施設利用者送迎用園内バスの運行

施設利用者の利便を図るため、サンシャインプールの開業期間にあつては、施設利用者の送迎用園内バスとして海の中道駅口とサンシャインプールの間で、送迎用園内バスを運行するも

のとする。なお、運行に当たっては、施設等運営者は「プールシャトルバス運行計画」を作成し、九州地方整備局に提出した上で、計画に従って適切な管理運営を行うものとする。なお、運行は以下の各号により行う。

1. 運行コース：海の中道駅口とサンシャインプール間。（原則プールを基点に西口～プール入
ルルート及びワンダーワールド前～海の中道駅口～プール入ルルートの2ルートとする。
但し繁忙期は、光と風の広場入口～プール入ルルートも有り。）
2. 運行期間・間隔：プール開園期間、時間内で、約15分間隔。
3. 確保車両数：バス10～12台程度を確保し運行。
4. 料金：無料

第6章 自動販売機

第76条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 自動販売機での販売は、清涼飲料水、乳酸飲料及び乳製品、動物の餌等を考えている。
2. 自動販売機で酒類及びたばこの販売は行わないこと。
3. 自動販売機の大きさについては、市場にある一般的なものとする。
4. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面、景観及び防犯面に留意して適切な管理を行うこと。
5. 設置箇所及び設置台数は、別添 38「収益施設運営対象区域図（自動販売機〔清涼飲料水〕）」の通りとし、当該自動販売機について管理・運営は必須とする。なお、利用の状況や利用者の声等から追加設置出来るものとし、その際は事前に九州地方整備局に書面をもって許可を受けるものとする。なお、許可された場合には追加面積分の使用料（日割り計算）を支払うこと。
6. 自動販売機（プールエリアは除く）の外観については白色で統一し販売機前面には本公園のロゴを挿入すること。
7. 自動販売機は、出来るかぎりユニバーサルデザイン型自動販売機を導入すること。

第77条 費用負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等等）、自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、防犯対策に必要な費用（例：監視カメラ（画像が保存できるもの）、屋外自販機用防犯シャッター、夜間巡回等）、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に九州地方整備局と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の九州地方整備局との確認方法について決定すること。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、九州地方整備局に引き渡すこと。
5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第78条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意すると共に、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、選別回収タイプの回収ボックスを設置することとし、施設等運営者の責任で適切に管理すると共に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施すると共に、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守すると共に徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで設置すること。

第 79 条 安全管理

1. 自動販売機の安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 自販機に関する事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取った上で、次の各号について、速やかに口頭、電話、メールのいずれかにより調査職員に報告し、その後の対応について調査職員と綿密に打ち合わせること。併せて、後日遅滞なく書面により九州地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒・賞味期限切れ商品の販売等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、九州地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、九州地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、九州地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
 - 1) 事故発生日時。
 - 2) 事故発生場所。
 - 3) 事故発生の原因。
 - 4) 事故の程度。
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果又は被害者本人及びその家族等から得られた情報。
 - 6) 被災者の氏名、性別、年齢、連絡先。
 - 7) 事故処理の概略。
 - 8) 再発防止等改善策等。
3. 公園内の業務用車両の運転については、「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」を遵守すること。

第 80 条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置に当たっては、事前に九州地方整備局と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
3. 販売商品等については事前に九州地方整備局と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、九州地方整備局の指示に従うこと。
6. 自動販売機（プールエリアは除く）については、閉園時間帯の自販機荒らし等を防止する為に必要となる対策（例：監視カメラ（画像が保存できるもの）、屋外自販機用防犯シャッター）

ター、夜間巡視等)を講ずること。

第7章 小型遊戯施設

第81条 総則

施設等運営者は、小型遊戯施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は九州地方整備局及び調査職員と協議するものとする。

第82条 施設の目的

小型遊戯施設は、海の中道海浜公園において施設利用者への遊戯施設の提供を行うことを施設の目的とする。

第83条 運営対象施設

運営対象施設は次の通りとする。なお、これらの施設は、全て施設等運営者が設置し、管理する公園施設とする。

■運営対象施設一覧

施設名称	構造等	必須/裁量
F1 バッテリーカー	走路長 69m、コース幅 2.4m	裁量
ミニSL	線路長 360m、駅舎（鉄骨造、103 m ² ）	裁量
エジプト迷路	躯体木造、床コンクリート造	裁量
ゴーカート	走路長 640m（3コース）、ピット（鉄骨造、336 m ² ）、作業ヤード 468 m ²	裁量
日本の名車歴史館	建屋（鉄骨造2階建、1046.31 m ² ）	裁量

※上記施設以外の必要な備品等については、現所有者からの譲渡・貸与又は施設等運営者による用意とする。

第84条 運営の協議

1. 施設等運営者は、落札予定者の決定後に小型遊戯施設の運営日時を設定し、九州地方整備局と協議した上で、収益施設運営計画書により表示しなければならない。施設の運営日時の設定に当たっては、小型遊戯施設を一括として取り扱わなければならない。
2. 本業務において小型遊戯施設を収益施設としない場合は、当該施設は原状回復されるため、安全性・作業性の確保の観点から管理運営期間を含め当該施設の周辺区域の利用を著しく制限すると共に、施設撤去後は相当期間において更地となる場合がある。

第85条 運営日時

前条により小型遊戯施設を収益施設とする場合、運営日時は次の通りとする。

1. 施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。但し、発券時間及び施設利用受付時間は本公園の開園時間から閉園時間の30分前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。
2. 繁忙日等対応、及び冬期イベント等開催のため、営業日や運営時間を変更する場合は、事前に九州地方整備局と協議し、書面により提出することとする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、九州

地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第 86 条 本業務期間終了後の施設取扱

施設等運営者は、本業務期間終了後、次期施設等運営者が小型遊戯施設を収益施設とする場合には、当該施設を引き継ぐものとする。但し、次期施設等運営者が当該施設を収益施設としない場合には、施設等運営者は速やかに原状回復しなければならない。原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

第 87 条 本業務期間中の業務の解除

不可抗力その他、九州地方整備局や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合を除き、施設等運営者自らが業務を解除することは出来ない。但し、前条の本業務期間終了後の施設取扱による原状回復に係る経費を加味した上で、これ以上の業務実施が困難となった場合は、九州地方整備局と協議の上、管理許可の廃止に係る手続きを行うものとする。

この場合においても、施設等運営者は速やかに原状回復するものとし、原状回復に必要な経費は施設等運営者の負担とする。また、年度途中で管理許可の廃止となった場合は、使用料の返還は行わないものとする。

第 88 条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任したうえで小型遊戯施設の管理運営にあたらせるものとする。

第 89 条 利用料金

小型遊戯施設の利用料金は、九州地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

■＜参考＞現行利用料金一覧

名称	料金
ゴーカート	500 円/名 (3 歳児まで無料) ※1
ミニ SL 機関車	300 円/名 ※1
F1 バッテリーカー	200 円/名
迷路	300 円/名 (2 歳児まで無料) ※1
日本の名車歴史館	500 円 (5 歳児まで無料) ※1
その他の遊具	バッテリーカー (200 円)、サファリペット (200 円)、小型定置乗物 (100～200 円) ※2、クレーンゲーム (100～300 円) 等

※1：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示者及び付添者 1 名は半額

※2：平成26年度の利用料金（参考）。

第 90 条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 小型遊戯施設の運営に関すること。

- 2) 小型遊戯施設の維持管理に関すること。
 - 3) 小型遊戯施設の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、小型遊戯施設の利用の全部又は一部を中止することができるものとする。
 3. 小型遊戯施設の利用を中止することが、施設利用者へ影響を与えると考えられる場合は、九州地方整備局と協議を行う。

第91条 施設の運営

1. 施設等運営者は、小型遊戯施設に必要な人員を配置し、利用料金の徴収、小型遊戯施設乗降のサポート、利用中の小型遊戯施設の安全確認等を行うものとする。
2. 施設等運営者は、待ち時間が長時間になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、待機場所を設置する等、事前に必要な措置を講じるものとする。
3. 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて、導線を工夫する等円滑な誘導に努めること。
4. 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて九州地方整備局と協議すること。

第92条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 日常管理
 - ①施設に係る清掃
 - ②施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
 - ③その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等
 - 2) 定期点検（毎年6月と12月に実施）
 - ①施設の保守点検・補修・取替え等
2. 定期点検期間以外においても施設の異常を発見したときは、直ちに運営を中止し、点検・補修等の安全対策に必要な処置を講ずるものとする。

第93条 安全管理

小型遊戯施設における安全管理は、本規定書第1編第1章第9条によるほか以下の事項に留意すること。

1. 施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。
2. 修理、その他管理上やむを得ない理由があるときは、小型遊戯施設の全部又は一部を休止することができるものとする。
3. 小型遊戯施設において、災害や事故が発生し、又はその恐れがあるときには、速やかに必要な措置を取ることとする。
4. やむを得ず、小型遊戯施設の全部又は一部を休止・変更する際は公園利用者及び施設利用者 に的確に周知すると共に調査職員に報告するものとする。

第94条 緊急時の対応

1. 営業休止の基準は、以下の通りとする。
 - 1) 平均風速が15m/秒以上の悪天候等安全管理上支障をきたすおそれのあるとき（施設等運営者の判断による）。但し、日本の名車歴史館を除く。
 - 2) 近くで雷が発生し、落雷のおそれがあるとき。
 - 3) 雨天のとき。但し、施設利用客に迷惑のかからない程度の雨天時、日本の名車歴史館を除く。
 - 4) 有感地震のとき。
 - 5) その他、故障等の緊急事態が発生又は発生が予想されるとき。
2. 施設等運営者は、前項の規定により営業を休止したときは、再開の前に施設に異常のないことを確認しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設利用者の安全を確保するため利用制限規則等を定めて十分な安全指導を行い、事故防止に努めるものとする。
4. 施設等運営者は、事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取ると共に、書面により調査職員に報告するものとする。

第95条 費用負担

1. 施設等の譲渡・貸与に関わる一切の費用及び手続き等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 小型遊戯施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕等）及び各種保険料、さらには施設等運営者が自ら設置した工作物、施設等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、九州地方整備局に引き渡すこと。
4. 前項までに記載の設備・備品に関する修理や劣化等による交換費用についても、施設等運営者の負担とする。
5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第96条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、九州地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することの出来ない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは小型遊戯施設の整備不良等に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運

営者はその損害を賠償すること。

3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。但し、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第 97 条 施設利用上の注意

1. 施設等運営者は、施設利用者に対し、次の各号に該当する者は、原則として小型遊戯施設の利用を禁止すること。
 - 1) 酒気を帯びた者、その他身体に悪影響があると思われる者。
 - 2) 秩序を乱し、風俗を害する恐れのある者。
 - 3) 小型遊戯施設で定める規制事項に違反する者。
 - 4) その他運転に支障を及ぼす恐れのある者、係員の安全指導に従わない者。
2. 次の各号に該当する物は、原則として小型遊戯施設への持込を禁止すること。
 - 1) アルコール類（酒、ビール、ウイスキー等）及び飲み物、食べ物類。
 - 2) ビン類及び危険物類等。
 - 3) 小動物等のペット。但し、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬は除く。
 - 4) 運転に支障を及ぼす恐れのある過大な手回り品、その他小型遊戯施設で定める物。

第8章 園内交通施設

第98条 総則

施設等運営者は、園内交通施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分に確保した上で、園内交通施設の運営・運行管理について、その責任体制を明確にし、適正な運営と運行の安全を図るものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は九州地方整備局と協議するものとする。

第99条 施設の目的

園内交通施設は、高齢者や身体の不自由な方等公園利用者の公園内の移動を補助すると共に、海の中道海浜公園において施設利用者への遊戯施設を提供することを目的とする。

第100条 運営対象施設

運営対象施設は次の通りである。

なお、車両の仕様及び台数は、施設等運営者の提案によるものとし、九州地方整備局と協議した上で、車両の導入を行うこととする。

■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所	必須/裁量
園内交通車両、車庫、停留所9箇所	パークエリア	裁量

第101条 責任者の選任

施設等運営者は、園内交通施設の運行に当たり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内交通施設の運行にあたらせるものとする。

第102条 運営日時

1. 運営日時は、施設等運営者の提案によるものとし、九州地方整備局と協議した上で、収益施設運営計画書により表示しなければならない。但し、フラワーピクニック（3月～5月）及びうみなか☆はなまつり（9月～11月）の期間中は原則運営するものとする。
2. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。但し、公園の休園日及び車輛定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合は運休日とし、除くものとする。
3. 園内の運行は、原則として開園時間から閉園時間の30分前までに合わせた営業時間とする。
4. 繁忙日等対応、及び冬期イベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、九州地方整備局に書面により提出することとする。
5. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、九州地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第103条 利用料金

施設利用者へ提供する園内交通施設の利用料金は、九州地方整備局と協議の上、周辺類似事

例及び収益施設全体のバランスを考慮し定めるものとする。

■＜参考＞現行利用料金一覧

区分	料金
1日フリーパス券（3歳以上一律）	500円
1乗車毎（3歳以上一律）	200円

第104条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行うものとする。

1. 園内交通施設の運行及び利用料金の徴収、領収書の発行に関すること。
2. 園内交通施設の維持管理に関すること。
3. 園内交通施設利用の安全管理に関すること。
4. 園内交通施設の利用に伴う苦情処理に関すること。
5. 前各号に掲げる業務に付随すること。

第105条 施設の運営

1. 運行ルートは、施設等運営者の提案によるものとし、九州地方整備局と協議した上で、収益施設運営計画書により表示しなければならない。

■＜参考＞現行運行通常ルート・停留所

ルート	停留所	ルート図
通常ルート① （3月～11月）	ワンダーワールド前→海の中道駅前→潮見台→シーサイドヒルシオヤ前→動物の森（東門）→動物の森（正門）→森の家→スカイドルフィン→西口→西サイクリングセンター前→観覧車前→ワンダーワールド前	別途掲示する
通常ルート② （12月～2月）	ワンダーワールド前→海の中道駅前→動物の森（東門）→動物の森（正門）→森の家→スカイドルフィン→西口→西サイクリングセンター前→観覧車前→ワンダーワールド前	別途掲示する

2. 運行ルートの設定により、新たに停留所を設置又は現在の停留所を移設する必要がある場合には、事前に九州地方整備局と協議しなければならない。
3. 運行ルートにおいて、管理用園路は15km/h以内、園路は10km/h以内で走行する。公園の利用状況によっては、公園利用者の安全に万全を期するよう、さらに減速して走行する。

第106条 施設・設備等の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. 施設に係る清掃
2. 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
3. その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第107条 安全管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。

2. 営業開始前の準備

- 1) 園内交通施設の安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて九州地方整備局に提出するものとする。なお、作成に当たっては関係法令を遵守すること。
- 2) 施設等運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。

3. 営業期間中の管理運営

- 1) 施設等運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。

4. 営業終了後の対応

- 1) 施設等運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から5年間保存すること。

5. 運行管理者は、以下に示す点検検査等を行い、園内交通施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止並びに安全かつ快適な運行を図るよう努めるものとする。

- 1) 始業終業点検。
- 2) 身だしなみチェック。
- 3) 清掃チェック。
- 4) 1ヶ月点検。
- 5) 納品業者への指導管理。
- 6) 定期点検（1年次）。
- 7) 消防避難訓練。

6. 点検検査に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を守り安全作業に心掛けることとする。但し、毎日点検については安全作業に十分心掛け、下記にはよらない。

- 1) 作業服及び安全帽を必ず着用すること。
- 2) 靴は必要に応じ安全靴、又はこれと同等以上のものを着用すること。

7. 施設等運営者は点検表（又は運行日誌）の様式を作成し、運行予定日には、運転者及び車掌は毎日園内交通施設の運行開始前に試運転を行うと共に、点検表（又は運行日誌）により始業終業点検を行い、異常のないことを確認する。また、実施の記録を点検表（又は運行日誌）に記載する。点検の上、異常が発見された場合は速やかに運行管理者に報告の上、異常の処置を行う。なお、点検項目は以下の通りである。

- 1) 乗降口扉に破損はないか。座席、床、ボディー等に破損はないか。
- 2) エンジン音に異常はないか。
- 3) ブレーキの効きは十分か。
- 4) ハンドルのあそびに異常はないか。
- 5) タイヤの摩耗は正常範囲か。
- 6) バンパー等車体に損傷はないか。
- 7) ミラーその他機器に異常はないか。
- 8) 放送設備は正常に働くか。

8. 身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象

として、身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。

9. 運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（又は運行日誌）に記載する。
10. 運行管理者は標準検査項目及び1ヶ月点検表を作成し、それに基づいて1ヶ月点検を行い安全運行に努める。また、1ヶ月点検表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに九州地方整備局に報告し、異常の処置を行う。
11. 納品業者（修理業者含む）へ公園諸規則遵守の指導を行い、許可証の有無、許可証番号、氏名、納品経路の確認を適時行う。
12. 年1回、下記検査項目に基づき検査項目1ヶ年検査表を作成の上、これにより定期検査（1年次）を行う。また、1ヶ年検査表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに九州地方整備局に報告し、異常の処置を行う。

■ 1ヶ年検査の内容一覧

検査項目	検査内容	備考
構造物	1. シャーシー等のリベット、ボルトの弛み等の良否 2. 各取付部の摩耗、欠損等の有無 3. 消火器、報知機等作動の良否	
放送設備 信号・通信	1. 電線の腐食、支持物等の損傷の有無及び取付状態の良否	
車体・搬器	1. 軸取付部の各組立ボルトの弛み及び外部の状態、異常の有無 2. タイヤの摩耗、欠損の有無、作動の良否 3. 各車軸、取付部等の給油状態の良否	
駆動装置 制御装置	1. エンジン・プラグの異常の有無 2. 各軸受組立部の摩耗及び異常の有無 3. 制御片の摩耗及び制動片と制動輪の間隔等の良否 4. 接続部の摩耗作用の良否	必要により 油の取替
制御回路	1. バッテリーの接続状態、バッテリー液の状態、各端子の取付等 異常の有無 2. 各計器類の作用の良否	

13. 公園利用者及び施設利用者の安全な誘導と共に迅速に消火活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。
14. 次の各事項に該当する場合は、設備の一部、又は全般にわたりその状態及び作用について、臨時検査を行う。
 - 1) 製作又は購入したとき。
 - 2) 一時休止後仕様を再開したとき。
 - 3) 災害その他運転事故が生じたとき。
 - 4) 重要な改造又は、修理をしたとき。
 - 5) その他必要があるとき。
15. 次の各事項に該当する場合は、試運転を行う。
 - 1) 始業前。
 - 2) 諸点検をしたとき。
 - 3) その他必要があるとき。

16. 第6項に規定する点検検査等の実施の記録は、1ヶ月毎に取りまとめ九州地方整備局に提出し、確認を得るものとする。
17. 施設等運営者は、前項に規定する点検検査等の記録を3年以上保存するものとする。
18. 施設等運営者は、車輛ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第108条 研修

施設等運営者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を年1回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

1. 園内交通施設に関する一般知識。
2. 園内交通施設の運行及び点検の方法。
3. 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
4. 故障時に講ずべき措置。
5. 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
6. 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
7. 海の中道海浜公園についての一般知識。
8. 園内交通施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
9. 関係法令その他必要な事項。

第109条 緊急時の対応

施設等運営者は次の各号に該当するときは運行を一時中止・変更、又は休止するものとし、九州地方整備局に報告するものとする。また、施設等運営者は、園内交通施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者への的確に告知することとする。

1. 地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想される時。
2. 公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められる時。
3. 事故又は故障等により運転不能の時。
4. 緊急事態が発生し、又はその発生が予想される時。
5. その他九州地方整備局の指示があった時。

第110条 費用負担

1. 園内交通施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、園内交通施設への車両の導入、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用を始めとする運営に関する設備・備品等（建物除く）の費用、園内交通施設の安全対策に要する費用、停留所の設置又は移設に要する費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、九州地方整備局に引き渡すこと。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第 111 条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 運転手等の安全指示に従うこと。
2. 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。
3. 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
4. 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
5. 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
6. 手回り品・危険物（別途提示する。）を所持して乗車しないこと。

第3編 国営海の中道海浜公園収益施設等設置管理運営個別規定書 自主事業編

第1章 自主事業

第1条 総則

1. 施設等運営者は、収益施設運営のほか、本公園の利用促進並びに公園利用者の利便の向上のために、独立採算により行催事・広報の実施、臨時駐車場の運営及び臨時飲食施設の運営、通年での飲食・物販施設等の設置運営等、自主事業を実施することができる。なお、本規定書第3編には想定される、行催事・広報、臨時駐車場、臨時飲食施設、通年での飲食・物販施設等の設置運営についてのみ記載しているので、施設等運営者がその他の事業を行う場合は、その内容に沿った規定書を追加するものとする。
2. 施設等運営者は、自主事業を行う場合は原則14日前までに九州地方整備局に都市公園法第5条、第6条又は第12条の許可を受けなければならない。なお、都市公園法第5条又は第6条が許可された場合には、都市公園法施行令第20条の規定に基づき、使用料等を支払わなければならない。なお、利用者サービスの向上のため本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に限っては、本業務の実施期間を超えて10年間を限度として、飲食物販施設を新設、又は指定する施設を改修し、管理運営することができる。この場合、実施期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。
3. 施設等運営者は、自主事業を行う場合は事前に調査職員と協議した上で本規定書第1編第29条に基づき下記の内容を記した自主事業計画書を提出し九州地方整備局の承諾を得るものとし、その自主事業計画書に基づき善良な管理者の下運営・管理をおこなうこと。

[自主事業計画書（基本編）の記載事項]

- 1) 業務内容（事業の内容、価格及びサービス内容、行催事・広報の内容等）
- 2) 詳細の自主事業の期間・時間の設定
- 3) 業務の実施方針（料金等徴収の仕組み等含む）
- 4) 業務の実施工程（業務の順序及び手順）
- 5) 業務の実施体制
- 6) 連絡体制（緊急時含む）
- 7) その他（自主事業実施上必要と思われる事項）

[自主事業計画書（安全衛生管理計画編）の記載事項]

- 1) 従業員衛生管理指導マニュアル（接遇、身だしなみ等を含む）
 - 2) 食品の安全衛生規定
 - 3) 危機管理マニュアル（災害・事故等発生時の行動マニュアル含む）
 - 4) その他（安全衛生上必要と思われる事項）
4. 施設等運営者は、自主事業が許可期間を終了した場合は、自主事業を実施した管理物件を速やかに原状に回復し、九州地方整備局に引き渡すものとする。原状回復に当たり、九州地方整備局より不備を指摘された場合には、適切に対応すること。なお、指定する既存施設を改修して自主事業を行う場合、改修工事にあたっては、閑散期における改修工事や、代替の仮設施設によるサービス提要など、公園利用者へのサービス水準の維持に努めるこ

ととする。

第2章 自主事業における行催事・広報

第2条 総則

1. 施設等運営者は、本規定書第3編第1章第1条第1項及び第2項に基づき、自主事業として行催事・広報を実施することができる。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用者増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。又、施設等運営者が直接実施するだけでなく、九州地方整備局及び維持管理業務受託者が行う行催事・広報に資金等の協力を行うこともできる。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため施設等運営者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
4. 施設等運営者は、自主事業実施による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないよう、十分に調整を図って対応すること。
5. 施設等運営者は、自主事業により行催事・広報を実施する場合は、事前に調査職員と協議した上で、本規定書第3編第1章第1条第3項に基づき自主事業計画書を九州地方整備局に提出し、承諾を受けなければならない。
6. 施設等運営者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。
7. 施設等運営者は、自主事業の実施に当たり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用にあてることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 施設等運営者は、事前に九州地方整備局の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる。（はり紙、はり札等、広告旗、立て看板等、広告幕及びアドバルーン等への協賛企業名の表示。）。この場合、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。
 - 2) 施設等運営者は、事前に九州地方整備局の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 施設等運営者は、事前に九州地方整備局の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
8. 施設等運営者は、九州地方整備局及び調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

第3条 緊急時の対応

災害や事件・事故等が発生した際には、本規定書第1編第4章「安全衛生管理」を参照し対応すること。

第4条 費用負担

1. 自主事業により行催事・広報等に関わる一切の費用（実施に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入等）、運営に関する備品等の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、

施設等運営者の負担とする。

2. 本規定書第3編第1章第1条第4項に係る経費はすべて施設等運営者の負担とする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、管理備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第5条 安全管理

1. 施設等運営者は、自主事業による行催事参加者及び公園理利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。
2. 自主事業による行催事において、災害や事故が発生し、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取った上で、速やかに、調査職員に口頭、電話、メール等により報告し、その後の対応について調査職員と綿密に打ち合わせる。併せて、後日遅滞なく書面により九州地方整備局に報告すること。
3. 緊急車両等の入出場については適宜協力をすること。
4. 施設等運営者は、施設利用者及び公園利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施するものとする。また、事件、事故又は災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行うものとする。
5. 公園内の業務用車両の運転については、「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」を遵守すること。

第3章 臨時駐車場

第6条 総則

1. 施設等運営者は、繁忙日及び行催事開催日等駐車場が不足する事が予想される場合は、本規定書第3編第1章第1条第1項及び第2項に基づきに基づき自主事業として臨時駐車場を実施することができる。
2. 施設等運営者は、自主事業として臨時駐車場を実施する場合は、事前に調査職員と協議した上で、本規定書第3編第1章第1条第3項に基づき自主事業計画書を九州地方整備局に提出し、承諾を受けなければならない。
3. 臨時駐車場への案内は、臨時駐車場の使用時に限定して、看板を設置し、施設利用者の指導を行う。特に公園利用及び施設利用者の安全確保には細心の注意を行う。
4. 臨時駐車場の安全管理として、臨時駐車場の出入口部及び駐車スペース（駐車行為）等に安全誘導員を適宜配備する。
5. 臨時駐車場の使用時は、一般園地との範囲区分が明確となるよう、移動看板及び簡易柵等を設置する。
6. 施設利用者が全て退出することを確認し閉場することとする。なお、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することが出来ない場合は、残車両を確認し、記録すること。なお、残車両の所有者及び使用者から、退出の申し出があった場合は、適切に対処すること。
7. 臨時駐車場の利用料金は、常設駐車場と同一料金を基本とするが、これにより難しい場合は、九州地方整備局と協議するものとする。
8. 公園内に臨時駐車場を設置する場合の使用料は、本規定書第1編第15条の定めに従うものとする。
9. 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて九州地方整備局及び調査職員と協議することとする。

第7条 利用制限等

1. 次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができるものとする。
 - 1) 駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。
 - 2) 危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

第8条 臨時駐車場の運営上の注意点

臨時駐車場の運営に際して、駐車場利用料金の徴収及び領収証の発行、安全管理、緊急時の対応、費用負担、責任の範囲、利用者指導及び施設等運営者が行うべき事項については、本規定書第2編第1章駐車場の定めに基づき準ずるものとする。

第9条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、臨時駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。
 - 1) 施設等運営者は、臨時駐車場において、施設が有する機能を最大限に活用すると共に、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面等に留意して適切な管理を

行うこと。

- 2) 施設等運営者は、駐車場施設の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないように、消防法等の関係法令を遵守し、保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。
- 3) 施設等運営者は、臨時駐車場に使用する場所が臨時駐車場使用後、一般利用に支障等が生じる事のないよう万全を期すこと。なお、万一問題が生じた場合には施設利用者の責任において、原状回復を行うこと。

第10条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者及び公園利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。
2. 駐車場内において、災害や事故が発生し、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取った上で、速やかに、調査職員に口頭、電話、メール等により報告し、その後の対応について調査職員と綿密に打ち合わせること。併せて、後日遅滞なく書面により九州地方整備局に報告すること。
3. 緊急車両等の入出場については適宜協力をする事。
4. 施設等運営者は、施設利用者及び公園利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施するものとする。また、事件、事故又は災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行うものとする。
5. 公園内の業務用車両の運転については、「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」を遵守すること。

第11条 緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、本規定書第1編第4章「安全衛生管理」を参照し対応すること。

第12条 費用負担

1. 臨時駐車場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入等）、運営に関する備品等の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 臨時駐車場の満車表示等施設利用者の利便に資する移動式看板（既設の看板の更新も含む）他、本業務を実施するのに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
3. 本規定書第3編第3章第1条第4項に係る経費はすべて施設等運営者の負担とする。
4. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、管理備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第13条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、九州地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することの出来ない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。
 - 2) 車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。但し、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第14条 施設利用上の注意

1. 施設利用者に対し、以下の各号について看板等において注意を促すと共に、利用者に適切な利用指導を行うものとする。
 - 1) 場内での車両通行速度は、時速 20km/h を超えないこと。
 - 2) 場内での追い越しをしないこと。
 - 3) 喫煙又は火気の取り扱いをしないこと。
 - 4) 標識又は係員の指示に従うこと。
 - 5) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。
 - 6) 公害防止の為、エンジンを空ぶかししないこと。
 - 7) 施設、他の車両及びその取付物等への損害、又はその他の事故を目撃した時は施設等運営者へ速やかに連絡すること。
 - 8) 施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行うこと。
 - 9) 「車いす使用者用駐車スペース」は該当車両がいつでも利用できるよう、一般施設利用者は利用を控えること。
 - 10) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしないこと。
 - 11) 九州地方整備局より指示された禁止行為等。

第4章 臨時飲食・物販施設の運営

第15条 総則

1. 施設等運営者は、本規定書第3編第1章第1条第1項及び第2項に基づき自主事業として臨時飲食・物販施設を実施することができる。
2. 施設等運営者は、自主事業として臨時飲食・物販施設を実施する場合は、本規定書第3編第1章第1条第3項に基づき自主事業計画書を調査職員に提出し、承諾を受けなければならない。
3. 臨時飲食・物販施設の名称や販売品目・販売価格を表示した看板等を設置する場合は公園利用者の安全確保には細心の注意を行う。
4. 提供する商品の内容及び販売価格等は九州地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図る等、満足度の向上に努めること。
5. 公園内に臨時飲食・物販施設を設置する場合の使用料は、本規定書第1編第1章第14条に定める従うものとする。
6. 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて九州地方整備局及び調査職員と協議すること。

第16条 臨時飲食施設の運営上の注意点

臨時飲食施設の運営に際して、責任者の選任、利用料金、業務の内容、施設・設備の維持管理、安全衛生管理、費用負担、責任の範囲、施設利用上の注意については、本規定書第2編第3章飲食・物販施設の定めに基づき準ずるものとする。

第17条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. 施設及び施設周辺に係る清掃及び塵芥処理。
2. 施設の点検整備又は故障の修理。
3. その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第18条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書（本規定書第1編第2章第28条）を作成し、九州地方整備局の承諾を受けるものとする。安全衛生管理計画書作成に当たっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うと共に事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営にあたる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施すること。調理した料理品等を販売・提供する事業を行うスタッフは、健康診断検査の結果、安全衛生上問題となる異常がある場合は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。また、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させてはならない。

- 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
- 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく九州地方整備局に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うと共に、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業事に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
 - 3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ゴミ箱の点検を行うこと。
 - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭等を確認すること。
 - 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
 - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、九州地方整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
 - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
- 8) 運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととする等、二次感染の防止に努めること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取った上で次の各号について、速やかに口頭、電話、メールのいずれかにより調査職員に報告し、その後の対応について調査職員と綿密に打ち合わせること。併せて、後日遅滞なく書面により九州地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、九州地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、九州地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、九州地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
 - 1) 事故発生日時。
 - 2) 事故発生場所。
 - 3) 事故発生の原因。
 - 4) 事故の程度。
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果又は被害者本人及びその家族等から得られた情報。
 - 6) 被災者の氏名、性別、年齢、連絡先。
 - 7) 事故処理の概略。
 - 8) 再発防止等改善策等。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

7. 公園内の業務用車両の運転については、「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」を遵守すること。

第19条 費用負担

1. 臨時飲食・物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く。）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 本規定書第3編第1章第1条第4項に係る経費はすべて施設等運営者の負担とする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第20条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、九州地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することの出来ない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。但し、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第21条 施設利用上の注意

施設運営者は、施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起及び利用者指導等を行うこと。

1. 危険物を持込、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
2. 公園で定める制限事項に違反する者。
3. ペット等の動物。但し、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬については除く。
4. その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第5章 飲食・物販施設等の新設、指定する既存施設の改修

第22条 総則

1. 施設等運営者は、本規定書第3編第1章第1条第1項及び第2項に基づき自主事業として飲食・物販施設等の新設、指定する既存施設の改修を実施することができる。
2. 施設等運営者は、自主事業として飲食・物販施設等の新設、指定する既存施設の改修を実施する場合は、本規定書第3編第1章第1条第3項に基づき自主事業計画書を調査職員に提出し、承諾を受けなければならない。
3. 飲食・物販施設等の新設、指定する既存施設の改修を行い、管理運営する場合の使用料は、本規定書第1編第1章第15条に定めに従うものとする。
4. 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて九州地方整備局及び調査職員と協議すること。

第23条 対象範囲又は対象施設

1. 施設等運営者が、新たに飲食・物販施設等の設置を行う場合、別添40「自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲」において指定した箇所を実施するものとする。
2. 指定する既存施設とは、別添41「指定する既存施設」に示した施設とする。

第24条 運営上の注意点

1. 施設等運営者は、独立採算により、許可された自主事業を実施する。
2. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため、施設等運営者は事前に公園管理者と協議を行うこと。

第25条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. 施設及び施設周辺に係る清掃及び塵芥処理。
2. 施設の点検整備又は故障の修理。
3. その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第26条 安全衛生管理

1. 施設等運営者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないように、十分に調整を図って対応すること。
2. 公園内の業務用車両の運転については、「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」を遵守すること。

第27条 費用負担

1. 臨時飲食・物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く。）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕等）及び各種保険料、さらには施設等運

営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2. 本規定書第3編第1章第1条第4項に係る経費はすべて施設等運営者の負担とする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
4. 自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容に支出するものとする。

第28条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、九州地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することの出来ない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。但し、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

従来の実施状況に関する情報の開示

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	664,466	814,082	822,906
		成果報酬等			
旅費その他					
計 (a)		664,466	814,082	822,906	
参考値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a) + (b)		664,466	814,082	822,906	

(注意事項)

- ・ 委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。
- ・ 平成 29 年 3 月 25 日に 4.2ha 供用している。
- ・ 業務毎の委託費は精算報告書 (別紙 14) を参照。

運営維持管理業務 (収益施設等管理業務に係る費用を除く)

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
植物管理	170,787	249,186	253,434
動物管理	55,885	61,956	63,059
施設・設備維持管理費	75,913	86,653	87,232
公園管理費	256,731	287,467	288,960
一般管理費	56,507	64,293	58,514
消費税	49,266	60,302	60,956
合計	664,466	809,857	812,155

- ・ 平成 19 年度から平成 21 年度は公募、平成 22 年度から平成 24 年度は企画競争、平成 25 年度からは一般競争 (総合評価落札方式) により特定された事業者との契約により業務を実施。

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)	
	平成 28 年度		平成 29 年度
常勤職員	36		39
非常勤職員	15		13

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 知識、経験に関する要件
 - 同種又は類似業務の経験
- 技術力に関する要件

植物管理業務

 - 1級造園施工管理技士

本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	企画運営管理業務の業務責任者	施設・設備維持管理業務の業務責任者	植物管理業務の業務責任者	動物管理業務の業務責任者	収益施設等設置管理運営業務の業務責任者【原則としてア)及びイ)の両方を満たす必要がある。】 10
					ア)収益施設等(イ)を除く)の運営 イ)プールの運営
下記に示す同種又は類似業務(平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成32年1月31日までに完了するもの)					
下記の1)又は2)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)~カ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、企画運営管理業務に関する下記のイ)又はロ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のイ)又はロ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のイ)又はロ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした動物管理業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績を有し、かつ、動物管理業務に関する下記のイ)又はロ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.6参照)に関する業務の実績(レジャープール7を除く収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務(レジャープール7の運営)に関する下記のイ)又はロ)のいずれかの経験を有すること
1)都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している10ha以上の都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など) 2)レクリエーション施設 4又は観光・商業施設 5で、2ha以上の園地管理 6を行っている施設					3)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園)で、レジャープール7を含む都市公園 4)レクリエーション施設 4又は観光・商業施設 5で、レジャープール7を含む2ha以上の園地6管理を行っている施設
ア)延べ2年以上の総括責任者 2の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者 3の経験 ロ)総括責任者 2又は業務責任者 3の経験を有し、かつ技術士(建設部門：都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門：建設)の資格を有する者	イ)延べ2年以上の業務責任者 3の経験 ロ)延べ3年以上の業務経験				

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

- 運営維持管理業務の人員のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員は除く。)
- 平成28年度では委託企業の職員19名、臨時職員15名、常勤パート12名
- 平成29年度では委託企業の職員19名、臨時職員13名、常勤パート16名
- 従事者にもとめられる知識や技術は、平成28年時の資格要件である

3 従来の実施に要した施設及び設備(委託事業者に対して供与した施設・設備)

- 別紙2 主要公園施設一覧、別紙3 主要建築物一覧、別紙22 提供施設一覧表及び提供機械器具一覧表、別紙34 建物及び工作物に関する修繕履歴の記録を参照

(注記事項)

- 運営維持管理業務の施設・設備のみ(収益施設等管理運営業務に係る施設・設備は除く。)

4 従来の実施における目的の達成の程度				
年間指標				
	平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標計画	実績	目標計画	実績
公園全体の年間利用者数 1	2,045,000 人	1,963,643 人	2,045,000 人	2,613,717 人
パークエリアの年間利用者数 2	1,041,000 人	1,083,316 人	1,041,000 人	1,098,252 人
利用実態調査アンケートの「非常に満足」「まあまあ満足」の合計回答比率 3	95.0	98.7	95.0	97.2
大規模花修景に関する「非常に満足」の平均回答比率 4	67.0	63.9	67.0	66.6
主催・共催イベント開催回数 5	174 回	194 回	174 回	200 回
主催・共催イベント参加人数 5	647,000 人	648,841 人	647,000 人	695,822 人

四半期毎の指標								
	平成 28 年度							
	4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園全体の年間利用者数 1	544 千人	599,133 人	797 千人	885,788 人	393 千人	285,974 人	311 千人	192,748 人
パークエリアの年間利用者数 2	322 千人	340,573 人	406 千人	418,706 人	194 千人	191,573 人	118 千人	132,464 人
利用実態調査アンケートの「非常に満足」「まあまあ満足」の合計回答比率 3	95.0	98.7	95.0	98.1	95.0	99.3	95.0	98.5

四半期毎の指標								
	平成 29 年度							
	4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園全体の年間利用者数 1	544 千人	750,885 人	797 千人	999,856 人	393 千人	466,976 人	311 千人	396,000 人
パークエリアの年間利用者数 2	322 千人	376,465 人	406 千人	406,669 人	194 千人	169,760 人	118 千人	145,358 人
利用実態調査アンケートの「非常に満足」「まあまあ満足」の合計回答比率 3	95.0	96.9	95.0	98.6	95.0	95.9	95.0	98.0

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)
運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。
運営管理の重点事項を選定している。
2. (目標値・計画値の設定根拠)
現在は設定しない。
3. (実績の計算・把握の方法)
実施要項1.3.4.モニタリング方法による。
管理者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。
4. 表中の注記は以下のとおり。
 - 1:公園利用者数の集計方法は別紙 15 による。
 - 2:パークエリアとは、本公園の利用に際し、入園料を徴収する区域のこと(別紙1参照。)
 - 3:「海の中道海浜公園利用実態調査」(別紙 16)のQ9「本日公園には満足されましたか」における「非常に満足」「まあまあ満足」の回答比率。
 - 4:フラワーピクニック(3月下旬から5月上旬)期間中に7日間実施する「花修景満足度調査」(別紙 16)において「非常に満足」の平均回答比率。
 - 5:主催・共催等イベントの延べ参加人数のカウントは、イベント期間中入園者数やイベント期間中の入園者数に過去の実績等から便宜的に割合を乗じて算出しているものについては、カウントの対象としない。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法

- ・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ・地域特性を生かした植物管理、当公園の施設特性を生かした動物管理、多様な利用プログラムの提供、情報の受発信の充実を一元的に検討し、利用者数及び満足度を目標としている。

(注記事項)

- ・別紙 15・入園者数、別紙・16 公園利用に関するアンケート調査、別紙 17 イベント一覧表を参照。

【業務区分表】

	業務内容	業務細目	民間競争入札(28-31年度)				備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国 土 交通省	国土 交通省	B(受 託者)	B以外の 業者	
国 営 海 の 中 道 海 浜 公 園 運 営 維 持 管 理 業 務	本業務全体のマ ネジメント及び企 画立案業務	マネジメント					
	企画運営管理業 務の業務責任者	企画運営管理					
	施設・設備維持管 理業務	維持修繕・保守点 検					
		清掃					
	植物管理業務	植物管理					
	動物管理業務	動物管理					
収益施設等管理 運営業務	収益施設運営						
	自主事業						

精算報告書

別紙 14

【平成 28 年度】

【国営海の中道海浜公園運営維持管理業務】

（単位：円）

項目	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (C)=(A)-(B)	増減率(%) (D)=(C)/(A)
業務全体のマネジメント及び企画立案業務				
業務運営費	147,134,176	145,524,968	1,609,208	1.10%
人件費	132,894,173	133,632,054	737,881	0.56%
連絡旅費	367,768	632,402	264,634	71.96%
研修旅費	99,893	174,150	74,257	74.34%
会議費	118,247	66,143	52,104	44.07%
厚生経費	393,549	564,840	171,291	43.53%
管理雑費	13,260,546	10,455,379	2,805,167	21.16%
出改札等補助	67,244,800	73,371,175	6,126,375	9.12%
企画運営管理業務				
市民参加活動費	2,100,000	2,095,090	4,910	0.24%
園内バス	1,470,000	294,015	1,175,985	80.00%
巡視等	17,719,020	10,391,058	7,327,962	41.36%
諸材料購入費	3,800,863	6,435,199	2,634,336	69.31%
自動車維持費	5,372,346	4,247,774	1,124,572	20.94%
広報宣伝費	30,200,000	32,723,250	2,523,250	8.36%
行事費	12,600,000	12,384,883	215,117	1.71%
施設・設備維持管理業務				
建物維持修繕	3,500,000	5,048,049	1,548,049	44.23%
建物設備維持修繕	1,000,000	1,443,900	443,900	44.39%
工作物管理工	16,800,000	22,453,171	5,653,171	33.65%
設備維持修繕	9,800,000	8,572,386	1,227,614	12.53%
清掃工	55,024,734	49,135,493	5,889,241	10.71%
植物管理業務				
芝生管理工	59,237,352	66,531,770	7,294,418	12.32%
低木管理工	31,699,534	26,437,680	5,261,854	16.60%
バラ園管理工	11,902,396	12,280,796	378,400	3.18%
高木管理工	18,578,941	14,977,975	3,600,966	19.39%
林地管理工	3,630,153	2,482,330	1,147,823	31.62%
花壇管理工	57,022,999	48,501,923	8,521,076	14.95%
花畑管理工	33,291,869	39,004,712	5,712,843	17.16%
田畑管理工	1,463,164	832,000	631,164	43.14%
特殊(温室)管理工	13,349,600	12,235,319	1,114,281	8.35%
特殊管理工	18,879,971	25,901,957	7,021,986	37.20%
動物管理業務				
動物管理業務	62,441,265	61,956,310	484,955	0.78%
直接業務費	685,263,183	685,263,183	0	
一般管理費	68,516,817	64,292,854	4,223,963	
付加利益	0	4,223,963	4,223,963	
消費税相当額	60,302,400	60,302,400	0	
合 計	814,082,400	814,082,400	0	

【平成29年度】

【国営海の中道海浜公園運営維持管理業務】

(単位：円)

項目	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (C)=(A)-(B)	増減率(%) (D)=(C)/(A)
業務全体のマネジメント及び企画立案業務				
業務運営費	149,259,736	144,548,526	4,711,210	3.16%
人件費	136,225,237	133,654,552	2,570,685	1.89%
連絡旅費	367,768	870,981	503,213	136.83%
研修旅費	99,893	0	99,893	100.00%
会議費	118,247	95,576	22,671	19.18%
厚生経費	393,549	549,726	156,177	39.69%
管理雑費	12,055,042	9,377,691	2,677,351	22.21%
出改札等補助	67,517,600	69,817,982	2,300,382	3.41%
企画運営管理業務				
市民参加活動費	2,100,000	2,077,000	23,000	1.10%
園内バス	1,470,000	1,098,098	371,902	25.30%
巡視等	17,783,240	16,046,880	1,736,360	9.77%
諸材料購入費	3,455,330	5,133,318	1,677,988	48.57%
自動車維持費	5,372,346	4,375,769	996,577	18.56%
広報宣伝費	31,500,000	31,572,216	72,216	0.23%
行事費	13,400,000	14,289,976	889,976	6.65%
施設・設備維持管理業務				
建物維持修繕	3,500,000	4,489,626	989,626	28.28%
建物設備維持修繕	1,000,000	1,881,270	881,270	88.13%
工作物管理工	16,800,000	18,861,798	2,061,798	12.28%
設備維持修繕	9,800,000	11,145,597	1,345,597	13.74%
清掃工	55,024,734	50,853,975	4,170,759	7.58%
植物管理業務				
芝生管理工	60,244,637	55,634,184	4,610,453	7.66%
低木管理工	29,125,538	24,786,000	4,339,538	14.90%
ハコブシ管理工	11,702,396	11,591,555	110,841	0.95%
高木管理工	16,402,771	17,643,520	1,240,749	7.57%
林地管理工	3,630,153	2,186,000	1,444,153	39.79%
花壇管理工	63,207,014	61,551,151	1,655,863	2.62%
花畑管理工	33,317,455	32,068,631	1,248,824	3.75%
田畑管理工	1,463,164	780,000	683,164	46.70%
特殊(温室)管理工	13,349,600	13,544,398	194,798	1.46%
特殊管理工	18,879,971	33,648,537	14,768,566	78.23%
動物管理業務				
動物管理業務	63,379,616	63,059,294	320,322	0.51%
直接業務費	692,685,301	692,685,301	0	
一般管理費	69,264,699	58,514,014	10,750,685	
付加利益	0	10,750,685	10,750,685	
消費税相当額	60,956,000	60,956,000	0	
合計	822,906,000	822,906,000	0	

公園利用者数

(団体、パスポート、無料区を含めた入園者数及びその計測方法)

入園者数(団体、パスポート利用者数、平均入園者数)

【平成 28 年度】

(単位:人)

	有料区			無料区	合計		
	団体	パスポート	有料区合計			平日平均	休日平均
4月	16,893	1,245	113,605	77,679	191,284	1,742	7,877
5月	31,223	1,095	193,786	104,956	298,742	1,527	13,731
6月	8,292	833	33,182	75,925	109,107	637	2,397
7月	26,934	775	137,406	122,234	259,640	1,393	9,959
8月	14,490	543	229,595	207,613	437,208	5,940	10,991
9月	8,149	680	51,705	137,235	188,940	537	4,097
10月	12,097	930	88,147	45,510	133,657	1,279	5,688
11月	9,584	898	54,617	24,579	79,196	1,008	3,716
12月	20,524	838	48,809	24,312	73,121	384	4,528
1月	1,565	697	19,644	18,732	38,376	503	959
2月	8,928	704	31,145	17,042	48,187	452	2,876
3月	9,399	1,000	81,675	24,510	106,185	1,006	6,616
年計	168,078	10,238	1,083,316	880,327	1,963,643	16,408	73,435

【平成 29 年度】

(単位:人)

	有料区			無料区	合計		
	団体	パスポート	有料区合計			平日平均	休日平均
4月	22,478	1,216	138,346	84,734	223,080	2,568	8,700
5月	35,143	1,131	190,021	155,278	345,299	1,824	13,958
6月	7,443	896	48,098	134,408	182,506	790	3,839
7月	45,755	532	138,488	160,103	298,591	1,383	10,076
8月	7,512	560	190,812	258,045	448,857	4,639	9,862
9月	8,940	861	77,369	175,039	252,408	670	6,398
10月	15,034	759	75,523	129,355	204,878	1,307	4,808
11月	14,001	954	60,047	89,130	149,177	707	4,591
12月	16,380	699	34,190	78,731	112,921	582	2,440
1月	1,690	731	20,626	76,776	97,402	364	1,441
2月	8,136	681	26,256	69,225	95,481	375	2,209
3月	8,239	1,276	98,476	104,641	203,117	1,544	6,604
年計	190,751	10,296	1,098,252	1,515,465	2,613,717	16,753	74,926

【平成 30 年度】

(単位：人)

	有料区			無料区	合計		
	団体	パスポート	有料区合計			平日平均	休日平均
4月	18,778	1,083	169,642	97,719	267,361	2,944	11,706
5月	26,952	996	156,631	118,488	275,119	1,706	10,351
6月	5,300	908	56,319	95,305	151,624	740	5,005
7月	21,531	535	117,282	116,132	233,414	1,491	7,952
8月	/						
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
年計	72,561	3,522	499,874	427,644	927,518	6,881	35,014

入口別入園者数

〔平成28年度〕

(人)

入園者数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
有料	西入口	35,032	44,521	11,019	51,151	67,364	12,643	23,925	17,758	6,860	3,741	12,822	23,356	310,192
	西リウ入口	17,966	11,457	4,547	9,898	15,181	8,565	13,281	9,247	3,621	3,509	4,062	11,553	112,887
	海の中道駅入口	14,120	10,134	4,793	15,025	27,502	6,795	9,499	5,655	3,852	2,753	3,116	10,958	114,202
	ワグワールド入口	14,168	11,079	4,375	8,839	12,412	5,927	9,067	5,947	21,975	3,137	3,284	10,011	110,221
	光と風に広場入口	2,452	4,796	1,531	2,949	2,691	3,592	3,187	2,388	912	1,562	884	2,231	29,175
	カモ池入口	169	433	127	113	105	133	167	159	144	129	109	140	1,928
	1ﾌｰﾙ管理棟入口				16,458	51,603	407							
有料計		83,907	82,420	26,392	104,433	176,858	38,062	59,126	41,154	37,364	14,831	24,277	58,249	747,073
無料	西入口	13,408	36,849	1,711	12,021	14,736	3,939	11,045	4,442	1,683	1,014	2,139	7,203	110,190
	西リウ入口	7,013	26,584	1,823	4,046	4,620	2,941	7,727	4,025	1,506	1,272	2,011	7,687	71,255
	海の中道駅入口	3,524	19,501	1,201	3,459	4,178	1,943	3,364	1,398	1,133	689	696	3,097	44,183
	ワグワールド入口	4,951	16,916	1,696	3,558	3,177	2,556	5,408	2,794	6,764	1,463	1,742	4,702	55,727
	光と風に広場入口	779	10,646	346	801	728	2,168	1,362	788	342	367	276	731	19,334
	カモ池入口	23	870	13	21	6	39	115	16	17	8	4	6	1,138
	1ﾌｰﾙ管理棟入口				9,067	25,292	57							
無料計		29,698	111,366	6,790	32,973	52,737	13,643	29,021	13,463	11,445	4,813	6,868	23,426	336,243
合計		113,605	193,786	33,182	137,406	229,595	51,705	88,147	54,617	48,809	19,644	31,145	81,675	1,083,316

入園者数		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	累計					
有料	西入口		90,572		131,158		48,543		39,919		310,192
	西リウ入口		33,970		33,644		26,149		19,124		112,887
	海の中道駅入口		29,047		49,322		19,006		16,827		114,202
	ワグワールド入口		29,622		27,178		36,989		16,432		110,221
	光と風に広場入口		8,779		9,232		6,487		4,677		29,175
	カモ池入口		729		351		470		378		1,928
	1ﾌｰﾙ管理棟入口		0		68,468		0		0		68,468
有料計		192,719		319,353		137,644		97,357		747,073	
無料	西入口		51,968		30,696		17,170		10,356		110,190
	西リウ入口		35,420		11,607		13,258		10,970		71,255
	海の中道駅入口		24,226		9,580		5,895		4,482		44,183
	ワグワールド入口		23,563		9,291		14,966		7,907		55,727
	光と風に広場入口		11,771		3,697		2,492		1,374		19,334
	カモ池入口		906		66		148		18		1,138
	1ﾌｰﾙ管理棟入口		0		34,416		0		0		34,416
無料計		147,854		99,353		53,929		35,107		336,243	
合計		340,573		418,706		191,573		132,464		1,083,316	

有料内訳		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
大人	西入口	26,117	38,036	5,453	37,476	43,936	7,484	14,834	11,354	4,666	2,629	10,002	17,940	219,927
	西リウ入口	12,032	7,966	3,276	6,216	9,379	5,980	8,938	6,350	2,448	2,185	2,850	7,427	75,047
	海の中道駅入口	9,866	8,444	4,109	9,352	16,992	5,556	6,602	4,506	3,141	2,139	2,683	8,230	81,620
	ワグワールド入口	9,841	8,483	3,258	5,884	7,928	4,408	6,445	4,228	18,731	2,166	2,507	7,010	80,889
	光と風に広場入口	1,899	4,225	1,289	2,526	2,250	2,872	2,585	1,895	736	1,385	710	1,753	24,125
	カモ池入口	128	403	102	99	92	111	146	130	115	110	92	115	1,643
	1ﾌｰﾙ管理棟入口				8,659	28,817	271							
シルバー	西入口	1,573	1,784	374	421	857	201	1,574	795	212	271	241	1,039	9,342
	西リウ入口	1,085	893	221	232	320	212	1,026	550	186	228	177	540	5,670
	海の中道駅入口	895	819	217	215	291	176	778	340	147	149	102	433	4,562
	ワグワールド入口	584	590	365	221	257	139	465	213	324	144	115	377	3,794
	光と風に広場入口	99	140	37	45	27	108	99	96	68	76	69	104	968
	カモ池入口	26	18	18	14	11	15	18	25	24	18	17	18	222
	1ﾌｰﾙ管理棟入口				9	45	2							
小人	西入口	7,342	4,701	5,192	13,254	22,571	4,958	7,517	5,609	1,982	841	2,579	4,377	80,923
	西リウ入口	4,849	2,598	1,050	3,450	5,482	2,373	3,317	2,347	987	1,096	1,035	3,586	32,170
	海の中道駅入口	3,359	871	467	5,458	10,219	1,063	2,119	809	564	465	331	2,295	28,020
	ワグワールド入口	3,743	2,006	752	2,734	4,227	1,380	2,157	1,506	2,920	827	662	2,624	25,538
	光と風に広場入口	454	431	205	378	414	612	503	397	108	101	105	374	4,082
	カモ池入口	15	12	7	0	2	7	3	4	5	1	0	7	63
	1ﾌｰﾙ管理棟入口				7,790	22,741	134							

【平成29年度】

(人)

入園者数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
有料	西入口	43,783	56,824	14,862	55,602	48,571	19,406	27,447	18,331	9,086	3,598	10,247	25,164	332,921
	西サウナ入口	19,184	24,724	6,777	6,933	14,202	11,032	10,306	8,382	2,490	3,587	2,752	18,308	128,677
	海の中道駅入口	15,222	22,477	6,520	19,414	29,921	11,889	8,131	9,550	7,496	3,322	3,193	13,791	150,926
	ワグネルワールド入口	12,925	16,181	5,149	6,903	12,110	7,223	6,544	6,734	6,312	3,723	2,511	14,383	100,698
	光と風に広場入口	3,451	19,217	2,594	4,403	2,771	5,719	2,968	2,785	2,509	1,263	952	3,089	51,721
	カモ池入口	157	171	144	145	118	93	133	105	114	67	67	132	1,446
	1 プール管理棟入口				14,639	44,984	1,837							
有料 計		94,722	139,594	36,046	108,039	152,677	57,199	55,529	45,887	28,007	15,560	19,722	74,867	827,849
無料	西入口	17,442	22,233	3,713	12,316	11,330	6,263	8,590	5,021	1,683	1,173	2,457	7,157	99,378
	西サウナ入口	11,210	12,278	2,701	2,844	4,066	4,390	5,170	3,457	859	1,358	1,503	6,844	56,680
	海の中道駅入口	5,369	5,897	1,842	3,510	4,810	3,100	2,070	1,447	1,200	460	662	2,745	33,112
	ワグネルワールド入口	8,102	7,325	2,459	3,399	3,772	3,176	3,161	3,303	2,174	1,792	1,591	6,099	46,353
	光と風に広場入口	1,373	2,642	1,320	845	686	1,768	980	909	250	268	306	756	12,103
	カモ池入口	128	52	17	47	7	30	23	23	17	15	15	8	382
	1 プール管理棟入口				7,488	13,464	1,443							
無料 計		43,624	50,427	12,052	30,449	38,135	20,170	19,994	14,160	6,183	5,066	6,534	23,609	270,403
合計		138,346	190,021	48,098	138,488	190,812	77,369	75,523	60,047	34,190	20,626	26,256	98,476	1,098,252

入園者数		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	累計		
有料	西入口		115,469		123,579	54,864	39,009	332,921
	西サウナ入口		50,685		32,167	21,178	24,647	128,677
	海の中道駅入口		44,219		61,224	25,177	20,306	150,926
	ワグネルワールド入口		34,255		26,236	19,590	20,617	100,698
	光と風に広場入口		25,262		12,893	8,262	5,304	51,721
	カモ池入口		472		356	352	266	1,446
	1 プール管理棟入口		0		61,460	0	0	61,460
有料 計			270,362		317,915	129,423	110,149	827,849
無料	西入口		43,388		29,909	15,294	10,787	99,378
	西サウナ入口		26,189		11,300	9,486	9,705	56,680
	海の中道駅入口		13,108		11,420	4,717	3,867	33,112
	ワグネルワールド入口		17,886		10,347	8,638	9,482	46,353
	光と風に広場入口		5,335		3,299	2,139	1,330	12,103
	カモ池入口		197		84	63	38	382
	1 プール管理棟入口		0		22,395	0	0	22,395
無料 計			106,103		88,754	40,337	35,209	270,403
合計			376,465		406,669	169,760	145,358	1,098,252

有料内訳		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
大人	西入口	32,469	44,519	8,186	45,387	28,611	11,967	16,674	11,094	6,485	2,529	7,764	18,530	234,215
	西サウナ入口	12,171	17,094	4,829	4,464	8,803	7,464	6,635	5,614	1,553	2,323	1,992	11,840	84,782
	海の中道駅入口	11,122	18,134	5,346	14,396	19,358	9,524	5,634	8,162	6,684	2,807	2,756	10,031	113,954
	ワグネルワールド入口	8,852	11,835	3,960	4,609	7,542	5,311	4,496	4,762	4,991	2,616	1,924	9,689	70,587
	光と風に広場入口	2,751	17,109	2,209	3,824	2,369	4,628	2,437	2,315	2,336	1,077	778	2,428	44,261
	カモ池入口	120	136	132	111	98	79	113	83	99	45	44	87	1,147
	1 プール管理棟入口				7,600	24,551	1,133							
シルバー	西入口	2,321	2,779	614	387	896	488	1,955	710	240	283	211	1,653	12,537
	西サウナ入口	1,298	1,375	310	168	359	269	908	419	164	203	138	950	6,561
	海の中道駅入口	962	1,088	319	213	373	266	681	338	135	87	106	581	5,149
	ワグネルワールド入口	576	707	276	172	284	161	350	220	142	165	109	524	3,686
	光と風に広場入口	127	272	74	71	50	129	89	83	47	73	55	119	1,189
	カモ池入口	27	23	6	27	19	9	13	18	11	21	19	26	219
	1 プール管理棟入口				11	37	0							
小人	西入口	8,993	9,526	6,062	9,828	19,064	6,951	8,818	6,527	2,361	786	2,272	4,981	86,169
	西サウナ入口	5,715	6,255	1,638	2,301	5,040	3,299	2,763	2,349	773	1,061	622	5,518	37,334
	海の中道駅入口	3,138	3,255	855	4,805	10,190	2,099	1,816	1,050	677	428	331	3,179	31,823
	ワグネルワールド入口	3,497	3,639	913	2,122	4,284	1,751	1,698	1,752	1,179	942	478	4,170	26,425
	光と風に広場入口	573	1,836	311	508	352	962	442	387	126	113	119	542	6,271
	カモ池入口	10	12	6	7	1	5	7	4	4	1	4	19	80
	1 プール管理棟入口				7,028	20,396	704							

「パークエリア」入園者数のカウント方法

パークエリア入園者	西入口入園者数			西サイウ入口入園者数			海の中道駅入口入園者数			ワグワールド入口入園者数			光と風に広場入口入園者数			カモ池入口入園者数			1 プール管理棟入口入園者数		
	重複無	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料
=A+D+G+J+M+P+S	A=B+C	B	C	D=E+F	E	F	G=H+I	H	I	J=K+L	K	L	M=N+O	N	O	P=Q+R	Q	R	S=T+U	T	U

注 1 開設期間は、プールオープン時のみ

「無料エリア」入園者数のカウント方法

無料エリア入園者	リゾートエリア										近隣広場	
	マリンワールド入館者			ザ・リゾーツ			マリナ			茶室	無料	無料
重複無	重複無			重複有			重複無					
	計	有料	無料	計	宿泊者数	レストラン等	計	マリナ	テニス			
=ア+イ+キ+コ+サ+シ	ア=イ+ウ	イ	ウ	イ=オ+カ	オ	カ	キ=ク+ケ	ク	ケ	コ	サ	シ

国営海の中道海浜公園 利用実態調査アンケート

本日は国営海の中道海浜公園をご利用いただき誠にありがとうございます。当公園では、よりよい公園づくりのために、ご利用いただいた方々のご意見・ご要望をお伺いしております。何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2018年 国営海の中道海浜公園事務所

Q1. ご年齢と性別をお知らせ下さい(○印は1つのみ)

■性別						
1. 男性	3. 30代	5. 50代	7. 65歳以上			
2. 女性	4. 40代	6. 60～64歳				

Q2. お住まいのご住所をお知らせ下さい

都・道・府・県 _____ 市・郡 _____ 区・町・村 _____

Q3-1. 本日はどなたと海浜公園に来られましたか。(○印は1つのみ)

1. 一人で	7. 地域の団体で	10. その他
2. 友人・知人と	8. 職場の団体で	()
3. カップルで	9. 旅行会社の団体ツアーで	()

Q3-2. 「Q3-1で5.ご家族連れで」と答えられた方へは、本日の同伴者(ご自身含む)の人数を教えてください。

シルバー (65歳以上) [] 名 大人 [] 名 小中学生 [] 名 未就学児 [] 名

Q4. 本日はどの交通機関で来られましたか。(○印はいくつでも)

1. 鉄道	9. ペイサイドからの船
2. 路線バス	10. シーサイドももちからの船
3. 貸切バス	11. その他
4. 自家用車	()

Q5. 海浜公園に来園されるのにかかった所要時間はどれくらいでしたか。(○印は1つのみ)

1. 30分未満	3. 1時間～1時間30分未満	5. 2時間以上
2. 1時間未満	4. 1時間30分～2時間未満	

Q6. 本日の来園時間と退園時間をお知らせください。(24時間表記でご記入ください)

来園時間	退園時間
時 分頃	時 分頃
～	

Q7. 本公園にいらしゃったのは何回目ですか。(○は1つのみ)

1. はじめて 2. 2回目 3. 3回目 4. 4回目 5. 5回目以上

Q8. 本日、海浜公園でどのようなことをされましたか。(○印はいくつでも)

1. 散歩	4. 食事	7. 運動した	10. 動物と触れ合った
2. 花を見た	5. 子どもを遊ばせた	8. 催し物を楽しんだ	11. 海の風景を眺めた
3. のんびりした	6. 自然を満喫した	9. 遊園地で遊んだ	12. その他
()			()

Q9. もし海浜公園でできるとしたらどんなことをしてみたいですか。(○印はいくつでも)

1. ペットと遊ぶ	6. 野球(キャッチボール等)	11. 海水浴(シルバートツ含む)	16. 屋内遊具で遊ぶ
2. キャンプ	7. 風揚げ	12. フロントキャンプ	17. その他
3. たき火	8. 砂浜で遊ぶ	13. VRを使った体験	()
4. 花火	9. オートキャンプ	14. グランピング	
5. 木登り	10. 自作作品の発表会(コサト含む)	15. フィールドアスレチック	

Q10. 海浜公園に関する情報は得られましたか。(○印はいくつでも)

1. 新聞記事	8. 新聞折込	16. 公園のホームページ
2. テレビ(情報番組)	9. リビング誌などのフリーペーパー	17. 公園以外のホームページ
3. テレビ(CM)	10. その他雑誌・情報誌()	18. SNS(Facebook, ツイッター等)
4. ラジオ	11. チラシ(学校配布分)	19. 個人のブログ
5. 市政だよりなどの市町村広報紙	12. チラシ(新聞折込)	20. 毎年来ている
6. まつぶる・るなぶなどの旅行本	13. チラシ(その他)	21. 商業施設でのPR活動
7. じゃらん・九州お出かけ九州	14. ホスター	22. その他
州などのイベント情報誌	15. 友人・知人から聞いて	()

Q11. 本日ご利用された、またはご利用予定の施設及びサービスをお知らせください。(○印はいくつでも)

【出入口】	14. スカイドルフィン	29. ホテル ザ・ルイガンズ
1. 海の中道駅	15. 花の丘	30. マリンワールド(水族館)
2. ワンダーワールド	16. 森の家	31. 環境共生の森
3. 西口	17. いこいの森	32. シーサイドビル ショー
4. 西サイクリングセンター	18. 野鳥の池	33. 潮見台
5. 光と風の広場	19. 動物の森	34. うみなみかみらい橋 北側広場
【施設】	20. 野外劇場	35. 博多港パノラマ広場
6. おもちゃ箱花壇	21. あじさいの小径	【サービス】
7. 虹の花壇	22. ワンダーワールド(遊園地)	36. ランニングコース
8. フラワーミュージアム	23. ワンダーシャトル(レストラン)	37. パターゴルフ
9. バラ園	24. サンシャインプール	38. デイスクゴルフ
10. シンフォニーガーデン/花枝敷	25. ちびっこ広場/じゃぶじゃぶ池	39. 貸し自転車
11. 子供の広場 管理棟	26. 森のトリム	40. 園内交通施設(園内バス)
12. 彩りの花壇	27. 水辺のトリム	41. その他()
13. 大芝生広場	28. くじらもふわわボリン	

Q12. 本日、公園には満足されましたか。また、百点満点では何点になりましたか。(○印は1つのみ)

1. 非常に満足 2. まあまあ満足 3. やや不満 4. 非常に不満

100点 / 100点

Q13. 本日、公園のお花(花修景)には満足されましたか。また、百点満点では何点になりましたか。(○印は1つのみ)

1. 非常に満足 2. まあまあ満足 3. やや不満 4. 非常に不満

100点 / 100点

Q14-1. その他の感想について、該当するものにレ点をつけてください(本日利用した場所や施設についてのみレ点)。

【利用後の感想】	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満
1. 自然や緑の豊かさ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 芝生や樹木の手入れの良さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 子どもの遊び場としての安心感、安全性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 高齢者・障がい者の利用への配慮の良さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. レンタサイクルのつかいやすさ・安全性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 公園内の清潔さ、清掃状態の良さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. イベントの楽しさ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. スタッフの対応、サービスの良さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 動物とのふれあいや動物をみる楽しさ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. レストラン・売店の良さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 園内の移動しやすさ・移動時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. おすすめ施設マップの利用しやすさ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q14-2. <13. おすすめ施設マップを利用した方へ> おすすめ施設マップに対する意見をお聞かせください。(自由記入欄)

()

Q14-3. 園内の移動で困ったことや気づいたことがあれば、具体的な場所や内容と一緒に教えてください。(○印はいくつでも)

1. 移動しにくいところがあった	3. 目的地までの時間がかなり過ぎた
()	()
2. 目的地の場所がわかりにくかった	4. その他
()	()

→ ウラ面のご記入もお願いいたします。

Q15-1. 海浜公園のイベントでご存じのものをお知らせください。(O印はいくつでも)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. プラワーベイクニック | 11. ディスクゴルフ大会 |
| 2. うみなが☆はなまつり | 12. 新春餅つき大会 |
| 3. パラまつり | 13. 動物の森1日飼育員 |
| 4. 列バス・キヤド 何十 | 14. プールのイベント |
| 5. 海の中道はるかぜマラソン | 15. コンサート |
| 6. トライアスロン大会 | 16. 森づくり・農体験 |
| 7. 海の中道リレーマラソン | 17. 森の家の木工作 |
| 8. 県民さわやかマラソン | 18. 海と森のエコツアー |
| 9. 国際クロスカントリー大会 | 19. その他 () |
| 10. マウンテンバイク選手権 | 20. 特になし |

- Q15-2. これらのイベントの中で実際に参加されたことがあるものを番号ですべてお知らせください。
- | | |
|--|--|
| | |
|--|--|

Q16. 今後、海浜公園で行ってほしいイベントをお知らせください。(O印はいくつでも)

- | | | | | |
|--------------|------------|-------------|----------|------------|
| 1. コンサートや演劇 | 3. 各種ゲーム大会 | 5. 園芸教室や植木市 | 7. 花火大会 | 9. その他 () |
| 2. スポーツ大会・教室 | 4. 自然観察会 | 6. 地域の祭り | 8. 野鳥観察会 | 10. 特になし |

Q17. 当園を利用して、お気づきの点がありましたらお聞かせください。(O印はいくつでも)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 公園内の案内標識がわかりにくい | 8. 広すぎて移動が大変 |
| 2. 駐車場が少ない・混雑している | 9. レンタサイクルが混雑している |
| 3. 公園内の係員の対応がよくない | 10. 坂や段差が歩きにくい |
| 4. 飲食店が少ない | 11. 公園までの交通が不便 |
| 5. トイレが少ない・混雑している | 12. 特になし |
| 6. 休憩所が少ない・日陰が少ない | 13. その他 () |
| 7. レストラン・売店が混雑している | |

Q18. 当園は、年齢や国政、文化、言語、障がいの有無に関わらず、すべての人が安心して楽しく利用いただける公園づくりに取り組んでいます。ご存知でしたか。(O印は1つのみ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

Q19. 当園は「地域に開かれた公園」を目指して多くの市民の方々に公園ボランティアとして受け入れています。ご存知でしたか。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

Q20. 当園で受け入れている公園ボランティアには、花や動物、自然、遊びに関するものなどがありますが、参加してみたいボランティアはありますか。(O印はいくつでも)

- | | | |
|------------|------------|------------------|
| 1. 草花管理 | 3. 植樹や農業体験 | 5. 遊びや学びイベントへの協力 |
| 2. 動物飼育の補助 | 4. 野鳥観察や調査 | 6. 特に参加したいと思わない |

Q21-1. 本公園では、平成30年4月から入園料の改定を行っていますが、来園前にご存知でしたか。(O印は1つのみ) 【入園料改定内容: 小人料金の無料化(80円→無料)、大人料金の見直し(410円→450円)等】

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

Q21-2. 前問(Q21-1)で「1. 知っていた」と回答した方にお聞きします。小人料金の無料化、大人料金の見直し等は来園のきっかけになりましたか(O印は1つのみ)。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. きっかけとなった | 3. きっかけにはなっていない |
| 2. どちらかといえばきっかけになった | 4. 該当しない(例: 他の同伴者が決めた等) |

Q21-3. 小人料金の無料化及び大人料金の見直しについてどう思いますか(O印は1つのみ)。

- | | | |
|-----------------|------------------|----------|
| 1. 支持する | 3. どちらともいえない | 5. 支持しない |
| 2. どちらかといえば支持する | 4. どちらかといえば支持しない | |

Q21-4. 小人料金の無料化及び大人料金の見直しにあたり、大人料金450円の水準についてはどう思いますか(O印は1つのみ)。

- | | | |
|---------|--------------|-------|
| 1. 高い | 3. どちらともいえない | 5. 安い |
| 2. やや高い | 4. やや安い | |
- 上記を選択した理由を教えてください(最も近いもの1つに○をつけてください)。
 ア 提供されるサービスの内容(自然環境、修景、遊具、遊具、スポーツ施設等)で判断
 イ 近隣の類似レクリエーション施設(公園、動物園、遊園地、博物館等)の入園料等と比べて判断
 ウ これまでの入園料(410円)と比べて判断

Q22. 海浜公園に関するご意見・ご要望をご自由に記入ください。(良い点や改善点など)

--

～ご協力 誠にありがとうございました～

海の中通海浜公園 大規模花修景に関する満足度調査票

本日は国営海の中通海浜公園にご来園頂き誠にありがとうございます。
 国営海の中通海浜公園では、3月24日～5月6日の期間『フラワーピクニック2018』を開催しています。『フラワーピクニック2018』は「福岡の春を彩る、花いっぱいみながをテーマ」として、公園のスケールメントを活かした大規模花修景を実施しています。

【花修景】

- ①フラワーミュージアム ②虹の池・彩りの池（チューリップ花壇） ③菜の花畑

問1. 本日、公園のお花（大規模花修景）には満足されましたか。また、百点満点では何点になりますか。（一つに○）

1. 非常に満足	2. まあまあ満足	3. やや不満	4. 非常に不満
/ 100点			



問2：あなたの性別、年齢、居住地についてお聞かせください。

性別	1. 男性	2. 女性		
年代	1. 10代	2. 20代	3. 30代	4. 40代
	5. 50代	6. 60～64歳	7. 65～69歳	8. 70歳以上
お住まい	() 県 () 市・町・村			

問3：本日の人数構成についてお聞かせください。（一つに○）

1. ひとり	2. 夫婦・カップル	3. 家族	4. 友人・知人	5. 修学旅行	6. その他	団体
→ 3～6を選択された方は人数をご記入下さい () 人						

問4：本日の来園目的はなんですか？（いくつでも○）

1. 花鑑賞	2. 観光	3. 散策	4. イベント参加・見学	5. 子どもを遊ばせに	6. 学習	7. 写真撮影・スケッチ
8. 食事	9. 休憩	10. 動物とふれあう	11. マンワールド利用のため			
12. その他 ()						

問5：フラワーピクニックにいらっしゃったのは何回目ですか？（一つに○）

1. はじめて	2. 2回目	3. 3回目	4. 4回目	5. 5回目以上
---------	--------	--------	--------	----------

問6：「フラワーピクニック2018」に関する情報は何から得ましたか。（いくつでも○）

1. 新聞記事	8. 新聞折込	16. 公園のホームページ
2. テレビ（情報番組）	9. リビング誌などのフリーペーパー	17. 公園以外のホームページ
3. テレビ（CM）	10. その他雑誌・情報誌 ()	18. 毎年来ている
4. ラジオ	11. チラシ（学校配布分）	19. 商業施設等でのPR活動
5. 市政たよりなどの市町村広報紙	12. チラシ（新聞折込）	20. 駅等の公共交通機関での案内
6. まっぴるるふるなどの旅行本	13. チラシ（その他）	21. その他 ()
7. じゃらん・九州ウォーカー・おでかけ九州などのイベント情報誌	14. ポスター	
	15. 友人・知人から聞いて	

問7：今回のフラワーピクニック2018をご覧になって、お気づきの点がありましたらお聞かせ下さい。（いくつでも○）

1. 花が少ない、咲いていない	2. 花の種類、配置、バランスが気になる	3. 花の広がりが少ない
4. 人が多くてみづらい	5. 利用者マナーが気になる（具体的に：)	
6. 解説版・案内板が少ない	7. 事前情報と異なる（HPの写真と異なる等）	8. 特になし（満足）
9. その他 ()		

問8：本日の利用施設（予定含む）をお聞かせ下さい。（いくつでも○）

1. 海の中道青少年海の家	2. 森の家	3. 大芝生広場レストハウス	4. 動物の森
5. シーサイドレジャヤ	6. パラ園・フラワーミュージアム	7. ワンダーワールド	
8. 子供の広場管理棟（ちびっこすくすくスペース）	9. インフォメーション	10. ワンダーシャトル（レストラン）	
11. マンワールド海の中道	12. 港レストハウス	13. ホテル ザ・イルガンズ	14. マリーナ
15. その他 ()			

問9：その他、お気づきの事がありましたら、お聞かせ下さい。

--

ご協力ありがとうございました。

イベント実績

【平成28年度】
件数

(回)

	主催		共催		後援		持込	小計
	参加費無料	参加費徴収	参加費無料	参加費徴収	参加費無料	参加費徴収		
イベント・行事	136	47	2	9	0	0	21	215
環境学習プログラム	22	10	1	0	0	0	0	33

参加者数

(人)

	主催		共催		後援		持込	小計
	参加費無料	参加費徴収	参加費無料	参加費徴収	参加費無料	参加費徴収		
イベント・行事	594,910	34,051	2,244	17,636	0	0	49,494	698,335
環境学習プログラム	16,675	396	556	0	0	0	0	17,627

展示系イベントでイベント期間中入園者数やイベント期間中の入園者数に過去の実績等から便宜的に割合を乗じて算出しているものについては、カウントの対象としない。

【平成29年度】
件数

(回)

	主催		共催		後援		持込	小計
	参加費無料	参加費徴収	参加費無料	参加費徴収	参加費無料	参加費徴収		
イベント・行事	135	55	2	8	0	0	25	225
環境学習プログラム	26	10	1	0	0	0	0	37

参加者数

(人)

	主催		共催		後援		持込	小計
	参加費無料	参加費徴収	参加費無料	参加費徴収	参加費無料	参加費徴収		
イベント・行事	645,342	22,045	1,174	27,261	0	0	50,461	746,283
環境学習プログラム	18,672	270	595	0	0	0	0	19,537

展示系イベントでイベント期間中入園者数やイベント期間中の入園者数に過去の実績等から便宜的に割合を乗じて算出しているものについては、カウントの対象としない。

【平成28年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	4月1日	4月10日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	199	参加者	子どもの広場管理棟	無料
主催	4月1日	5月8日	FP2016 海の中道フラワービクニック2016	来園者	福岡の春を彩る、花いっぱいみなかをテーマに、福岡を代表する春まつりとして、花や緑に関連した様々なイベントを開催した。	232,067	期間中 来園者	園内全域	無料
主催	4月1日	5月8日	FP2016 うみなかフラワーガーデン・コンテスト 市民参加部門 花壇展示	来園者	「海の中道フラワービクニック」のメインテーマである「花いっぱい、うみなか」をテーマとしたフラワーガーデン・コンテストに応募された地域市民による創作花壇を展示した。	-	-	彩りの花壇	無料
主催	4月1日	5月8日	FP2016 うみなかフラワーガーデン・コンテスト プロフェッショナル部門 花壇展示	来園者	「海の中道フラワービクニック」のメインテーマである「花いっぱい、うみなか」をテーマとしたフラワーガーデン・コンテストに応募されたプロの創作花壇を展示した。	-	-	彩りの花壇	無料
主催	4月1日	5月8日	FP2016 みんなでつくる花物語～ふくおかワイワイ花壇～ 展示	来園者	福岡市緑のコーディネーターの皆さんがデザインし、県民ボランティアの皆さんが作成する市民参加による花壇を展示した。	-	-	彩の花壇	無料
主催	4月1日	5月8日	FP2016 花時計花壇 展示	来園者	西日本短期大学の協力により、「海の中道フラワービクニック」のメインテーマである「福岡の春を彩る、花いっぱいみなか」を表現した花壇を展示した。	-	-	花時計	無料
主催	4月1日	5月8日	FP2016 ハンギングバスケット展	来園者	日本ハンギングバスケット協会福岡県支部の協力により、「ハンギングバスケットマスター」が作るハンギングバスケット作品を展示した。	-	-	花時計広場	無料
主催	4月1日	5月8日	F P2016 あなたの花さがし	一般希望者	設置されたボックスから花の名前の書かれたカードを選んで、その花を探セルフガイドプログラムを開催した。	3,569	参加者	フラワーミュージアム	無料
主催	4月1日	5月8日	F P2016 ヤギ駅長「九太郎」動物の森プログラム	来園者	「海の中道フラワービクニック」の期間中、海の中道駅でヤギの駅長「九太郎」を展示し、お迎えをした。	-	-	海/中道駅前広場	無料
主催	4月1日	6月15日	FP2016 春の思い出フォトコンテスト	申込み参加者	146点の作品の募集があり、昨年よりも応募者数・作品数ともに増えている。	98	参加者	園内全域	無料
主催	4月1日	3月31日	森の楽校	一般希望者	森の家において親子で楽しめる木の実等を使ったクラフト体験を開催した。	13,300	参加者	森の家工作室	無料
主催	4月1日	3月31日	うみなか海と森の学びナビ いこいの森トレジャーハンティング 環境学習プログラム	一般希望者	森の家を拠点に、動物や植物などにまつわるクイズを解きながら、環境について学ぶことができるセルフガイドプログラムを開催した。	423	参加者	森の家ほか	無料
主催	4月1日	3月31日	海と森の学びナビ うみなか情報ギャラリー 環境学習プログラム	一般希望者	シーサイドヒルシオヤにて、海浜公園や周辺の歴史、海の環境について学ぶことが出来るセルフガイドプログラムを実施した。	2,000	参加者	シーサイドヒルシオヤ	無料
主催	4月1日	3月31日	「環境共生の森」セルフガイドプログラム	一般希望者	環境共生の森(みらいの森)を散策しながら、エリアの見どころや、みらいの森での取り組みなどを紹介するセルフガイドプログラムを実施した。	335	参加者	環境共生の森	無料
主催	4月2日	5月8日	F P2016 ポニー乗馬体験 動物の森プログラム	一般希望者	テングロンハットやバンダナを身に付け、ウエスタンカウボーイ気分乗馬できる、ポニー乗馬体験を開催した。	1,383	参加者	動物の森ふれあい広場	有料
主催	4月2日	5月8日	F P2016 動物餌やり体験 動物の森プログラム	一般希望者	動物たち(カビバラやリスザル等)への餌やりを体験するプログラムを実施した。	2,430	参加者	動物の森	無料
主催	4月2日	5月8日	F P2016 動物ふれあい広場 動物の森プログラム	一般希望者	ヤギ、ヒツジ、リクガメ等の動物たちと自由に触れ合うことができる場所として、ふれあい広場を開催した。	22,441	参加者	動物の森ふれあい広場	無料
主催	4月2日	6月26日	昔遊びの広場	一般希望者	海の中道サポータークラブの協力により、竹馬や竹とんぼなど昔懐かしい遊びを体験できるプログラムを開催した。	6,700	参加者	子供の広場	無料
主催	4月3日	4月10日	FP2016 チューリップガイド	一般希望者	チューリップの品種や育て方などについてご紹介するガイドツアーを行った。	14	参加者	虹の花壇	無料
主催	4月3日		FP2016 花とふれあう園芸体験・ものづくり教室 お絵かき皿体験	一般希望者	花や緑とふれあう、園芸やものづくりの体験教室としてお絵かき皿体験教室を実施した。	30	参加者	水辺のレストハウス	有料
主催	4月3日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント「ディスクゴルフチャレンジ」を開催した。	30	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	4月9日	4月16日	FP2016 お花畑*演奏会	来園者	お花畑でのんびりとピクニックをしながら、素敵な音楽を楽しめるミニ演奏会を開催した。	183	参加者	花棧敷前広場	無料
主催	4月9日		みらいの森体験塾～春色の万華鏡づくり～ 環境学習プログラム	申込み参加者	春の素材を使って万華鏡づくりを行った。	68	参加者	花棧敷広場前	有料
主催	4月10日	3月26日	動物ガイドツアー 動物の森プログラム	一般希望者	担当飼育員だからこそ知り得る動物の特徴や性格などをお客様に楽しくお伝えするガイドツアーを開催した。	753	参加者	動物の森	無料
主催	4月10日		FP2016 親子カッター体験教室	申込み参加者	海の魅力やマリンスポーツの楽しさを知っていただくことを目的として、初心者親子でも楽しめるカッター体験を開催した。	22	参加者	博多湾、(海の中道マリーナ)	有料

【平成28年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	4月16日	5月8日	つくろう！あそぼう！	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	195	参加者	子どもの広場管理等	無料
主催	4月16日		FP2016 ペットボトルでハンギングバスケット	申込み参加者	花や緑に親しむ機会を通じて子どもたちの心を育むプログラムとして、ペットボトルを使ったハンギングバスケットづくりを開催した。	14	参加者	花時計広場イベント	有料
主催	4月16日		FP2016 花とふれあう園芸体験・ものづくり教室 さしめポットづくり	一般希望者	花や緑とふれあう園芸やものづくりの体験教室として、フラワーボランティアにご協力いただき、園内の植物を使った挿し芽ポット作りイベントを実施した。	50	参加者	花棧敷前広場	有料
主催	4月16日		うみなか海と森の学びナビ 森のファミリー探検隊 ～春の自然探検と若葉の団子づくり～ 環境学習プログラム	申込み参加者	葉っぱを使った団子作りや五感を使って自然を楽しめる体験プログラムを開催した。	30	参加者	森の家レクチャールーム他	無料
主催	4月17日		FP2016 樹木のお医者さんに聞いてみよう！	申込み参加者	樹木に親しみと関心を持つきっかけ作りとし、樹木の特徴や観察するポイントについて学びます。樹木医の仕事体験できる子供向けのプログラムを実施した。	8	参加者	水辺のレストハウス	無料
主催	4月23日		紙ヒコーキ教室	一般希望者	紙ヒコーキ(ペーパーエアクラフト)を作って飛ばす紙飛行機教室を開催した。	13	参加者	大芝生広場	有料
主催	4月23日		FP2016 花とふれあう園芸体験・ものづくり教室 さしめポットづくり	一般希望者	花や緑とふれあう園芸やものづくりの体験教室として、フラワーボランティアにご協力いただき、園内の植物を使った挿し芽ポット作りイベントを実施した。	23	参加者	花棧敷前広場	有料
主催	4月23日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント“ディスクゴルフチャレンジ”を開催した。	17	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	4月29日	5月5日	ヒツジの毛刈り体験 動物の森プログラム	一般希望者	ヒツジの毛をはさみで切る毛刈り体験と、飼育スタッフによる羊用バリカンでの毛刈り実演が楽しめる体験イベントを開催した。	140	参加者	動物の森飼育管理棟前	無料
主催	4月29日	5月5日	フェルトボール作り体験 動物の森プログラム	一般希望者	刈ったばかりのヒツジの毛を使ってフェルトボールを作る体験プログラムを開催した。	1,200	参加者	動物の森飼育管理棟前	無料
主催	4月29日		FP2016 うみなかファミリーステージ～ワンワンとあそぼうショー～	来園者	人気のワンワンがやってくる「うみなかファミリーステージ」を開催した。	4,200	参加者	大芝生広場 特設ステージ	無料
主催	4月30日		FP2016 うみなかキッズコンサート	来園者	小学生以下を対象に出演者を一般公募し、元気いっぱい歌やダンスなどのパフォーマンスを披露していただくステージイベントを開催した。	1,200	参加者	大芝生広場 特設ステージ	無料
主催	5月1日		FP2016 福岡市消防音楽隊ふれあいコンサート	来園者	福岡市消防音楽隊とカラーガード隊によるパレードとコンサートを開催した。	3,700	参加者	大芝生広場 特設ステージ	無料
主催	5月1日		FP2016 うみなか吹奏楽コンサート	来園者	近隣の大学や高校などの協力により、花いっぱい会場の場で、吹奏楽が楽しめるイベントを開催した。	1,700	参加者	大芝生広場 特設ステージ	無料
主催	5月4日	5月5日	FP2016 園芸福祉プログラム 癒しのこけ玉体験教室	一般希望者	土と緑に触れて、季節を感じるこけ玉体験教室を開催した。	113	参加者	花時計広場イベントテント	有料
主催	5月4日		うみなか海と森の学びナビ 森のファミリー探検隊 ～海辺の観察と天然塩づくり～ 環境学習プログラム	申込み参加者	玄界灘側の松林や海岸の散策をしながら、植物や漂着物等の観察を行う観察プログラムを実施した。	44	参加者	森の家レクチャールーム他	無料
主催	5月7日		FP2016 みんなで森をつくろう！～苗木の植樹～ファミリーボランティア活動 環境学習プログラム	申込み参加者	一般の来園者とともに、50年後に向けた森づくりのための植樹イベントを開催した。	22	参加者	環境共生の森	無料
主催	5月8日		FP2016 ふくこいまつりinうみなか	来園者	フラワーピクニック開催最終日の締めくくりとして、各地で活動しているよさこいチームによる「ふくこい」の競演を披露するイベントを開催した。	3,100	参加者	子どもの広場特設ステージ	無料
主催	5月8日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント“ディスクゴルフチャレンジ”を開催した。	23	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	5月14日	5月21日	うみなかバラまつり バラガイドツアー	一般希望者	バラの品種やその特徴、フラワーミュージアム内にある他の植物なども含めご紹介するガイドツアーを行った。	10	参加者	花時計広場(受付)	無料
主催	5月14日	6月5日	うみなかバラまつり2016	来園者	香りの良いバラを集めたフレグランスローズエリアなど、バラ園を中心に約240品種2,200株の色とりどりのバラをお楽しみいただけるイベントを開催した。	73,267	期間中来園者	バラ園・フラワーミュージアム・西口カナル	無料
主催	5月14日	6月5日	うみなかバラまつり あなたのバラ探しゲーム	一般希望者	設置されたボックスからバラの名前の書かれたカードを選んで、おすすめのバラを探しに行く、どなたでも参加可能なセルフガイドプログラムを実施した。	4,119	参加者	バラ園	無料
主催	5月14日	6月5日	うみなかバラまつり 香りのバラ選抜総選挙	一般希望者	バラ園に咲くバラで特に香りの強い品種を選抜して、来場者の好みの香りのバラに投票してもらってバラの人気投票を開催した。	2,676	参加者	バラ園	無料
主催	5月15日		うみなかバラまつり バラのフラワーアレンジメント教室	一般希望者	バラを使用したフラワーアレンジメント教室を開催した。	28	参加者	子供の広場管理棟	有料
主催	5月15日		みらいの森体験塾 ～ちまき作り体験～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、みらいの森の自然や農作業を学ぶ体験プログラムを開催した。	21	参加者	環境共生の森	有料

【平成28年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	5月15日		動物のお医者さんに聞いてみよう ～小学生編～ 動物の森プログラム	申込み参加者	小学生を対象に、動物園の獣医師の仕事を知ってもらおう体験プログラム「動物のお医者さんに聞いてみよう!」を実施した。	12	参加者	動物の森	有料
主催	5月21日	6月12日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	231	参加者	子どもの広場管理等	無料
主催	5月21日		紙ヒコーキ教室	一般希望者	紙ヒコーキ(ペーパーエアクラフト)の作り方や遊び方の体験教室を行なった。	6	参加者	大芝生広場	有料
主催	5月21日		うみなかバラまつり 香りのローズセミナー	申込み参加者	ガーデンローズの世界では言わずと知れた名アドバイザー「有島薫」氏を講師に迎えてのローズセミナーを開催した。	25	参加者	森の家レクチャールーム	無料
主催	5月21日		うみなかバラまつり 有島薫氏と巡るバラ園ツアー	申込み参加者	バラ園をロズアドバイザー有島薫氏と一緒に巡るガイドツアーを開催した。	35	参加者	バラ園	無料
主催	5月21日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント「ディスクゴルフチャレンジ」を開催した。	38	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	5月22日		うみなかバラまつり オリジナルバッジづくり	一般希望者	写真や絵からオリジナルのバッジを制作するワークショップを開催した。	81	参加者	バラ園内東屋	有料
主催	5月22日		ファミリーボランティア活動～チューリップ球根の掘り取り作業～	申込み参加者	チューリップの球根掘り取り体験イベントを開催した。作業体験を通して、公園の花壇管理の重要さと大変さを体験していただいた。活動後には、掘り取った球根の一部をプレゼントした。	181	参加者	虹・彩りの池 チューリップ花壇	無料
主催	5月22日		夏鳥コアジサシの子育て応援隊	申込み参加者	「コアジサシ」の繁殖支援と、一般市民への啓発を目的に、コアジサシのデコイ(鳥の模型)を園内の砂浜に設置するワークショップを開催した。	24	参加者	玄界灘海浜部	無料
主催	5月28日		うみなかバラまつり ヒマラヤスギでアクセサリーづくり うみなか海と森の学びナビ 自然学び体験教室 環境学習プログラム	一般希望者	ヒマラヤスギの松ぼっくりなどの自然素材を使って、バラをモチーフにしたブローチなどのアクセサリーを作るクラフト教室を実施した。	41	参加者	バラ園内東屋	無料
主催	6月5日		大人のための一日飼育員体験 動物の森プログラム	申込み参加者	大人の癒しをテーマとした体験プログラム「大人のための一日飼育体験」を実施しました。	13	参加者	動物の森	有料
主催	6月11日	6月26日	オウム・インCO DAY 動物の森プログラム	来園者	動物の森で飼育している希少種のオウムについて、紙芝居やパネル展示を通して学びイベントを開催します。	208	参加者	動物の森	無料
主催	6月12日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント「ディスクゴルフチャレンジ」を開催した。	17	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	6月18日	7月7日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	121	参加者	子どもの広場管理等	無料
主催	6月18日		みんなで森をつくろう! ～森の草刈り～ ファミリーボランティア活動 環境学習プログラム	申込み参加者	苗木の健全な成長のための下草刈りを体験するボランティアイベントを開催した。	34	参加者	環境共生の森	無料
主催	6月25日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント「ディスクゴルフチャレンジ」を開催した。	19	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	7月3日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント「ディスクゴルフチャレンジ」を開催した。	40	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	7月16日	8月16日	クワガタ・カブトムシハウス 動物の森プログラム	一般希望者	カブトムシやクワガタを見て、触って、楽しめるクワガタ・カブトムシハウスを設置した。	6,170	参加者	動物の森	無料
主催	7月16日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント「ディスクゴルフチャレンジ」を開催した。	19	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	7月17日	8月31日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	503	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	7月17日		みらいの森体験塾 ～水辺の生き物かんさつ会～ 環境学習プログラム	申込み参加者	「いのちの池」に生息する生き物を観察するプログラムを開催した。また、環境学習プログラム(プロジェクトワイルド)を使って環境や外来生物について学ぶことの出来るミニゲームも実施した。	30	参加者	環境共生の森	無料
主催	8月3日	8月4日	動物の森1日飼育員体験 ～小・中学生編～ 動物の森プログラム	申込み参加者	小学生4・5・6年生及び中学生を対象に、動物の森での飼育作業を通して動物に関する知識や飼育員の仕事を学ぶことができるプログラムを開催した。	49	参加者	動物の森	有料
主催	8月6日	8月7日	うみなか海と森の学びナビ サマーナイトキャンプ 環境学習プログラム	申込み参加者	小学生を対象とした1泊2日のプログラムを開催します。自然観察、野外調理、マリンワールドでは夜のバノナマ水槽の観察など様々なプログラムを実施した。	44	参加者	環境共生の森	有料

【平成28年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	8月6日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント「ディスクゴルフチャレンジ」を開催した。	15	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	8月21日		動物のお医者さんに聞いてみよう～親子編～ 動物の森プログラム	申込み参加者	小学生とその親を対象に、動物園の獣医師の仕事を知ってもらう体験プログラム「動物のお医者さんに聞いてみよう！」を実施した。	10	参加者	動物の森	有料
主催	8月27日		みんなで森をつくろう！ ～森の草刈り～ ファミリーボランティア活動 環境学習プログラム	申込み参加者	苗木の健全な成長のための下草刈りを体験するボランティアイベントを開催した。	3	参加者	環境共生の森	無料
主催	8月27日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント「ディスクゴルフチャレンジ」を開催した。	28	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	9月3日	11月6日	昔遊びの広場	一般希望者	海の中道サポートクラブの協力により、竹馬や竹とんぼなど昔懐かしい遊びの体験イベントを開催した。	3,250	参加者	子供の広場	無料
主催	9月10日	10月2日	つくろう！あそぼう！	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	222	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	9月11日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	29	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	9月18日		動物の森一日飼育員体験 ～親子編～ 動物の森プログラム	申込み参加者	親子を対象に、動物の森での飼育作業を通じて動物に関する知識や飼育員の仕事を学ぶことができるプログラムを開催した。	19	参加者	動物の森	有料
主催	9月24日	9月25日	動物ふれあいDAY 動物の森プログラム	一般希望者	ポニー、ラマ、ウサギ、ヤギ、ヒツジなどの動物たちの息を感じるくらいまで近寄って、触れて「いのちの輝き」を感じてもらえるイベントを開催した。	2,874	参加者	動物の森	無料
主催	9月24日		うみなかタグラグビーフェスタ	申込み参加者	初めてタグラグビーを体験する方の参加も可能な個人参加から、タグラグビーのチーム参加まで、幅広く参加いただくことが可能なタグラグビーの交流ゲームを開催した。	114	参加者	大芝生広場	有料
主催	9月24日		紙ヒコーキ教室	一般希望者	紙ヒコーキ（ペーパーエアクラフト）を作って飛ばす紙飛行機教室を開催した。	12	参加者	大芝生広場	有料
主催	9月24日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	18	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	9月25日		うみなか海と森の学びナビ 自然学体験教室 ～森のスプーン作り～ 環境学習プログラム	申込み参加者	自然学ボランティアが主体となり、公園で採集した木の枝を材料にしたスプーン作りのクラフト教室を実施した。	76	参加者	光と風の広場（アウトドアパーク会場内）	有料
主催	9月25日		みらいの森体験塾 ～カモ池の生き物かんさつ会～ 環境学習プログラム	申込み参加者	カモ池にすむ生き物を採取し観察するプログラムを開催した。	30	参加者	カモ池（アウトドアパーク会場内）	無料
主催	10月1日	11月6日	コリウス、ケイトウ品種コレクション展示	来園者	バリエーション豊かなコリウス、ケイトウ約50品種を展示紹介した。	-	-	フラワーミュージアム企画展示室	無料
主催	10月1日	11月6日	九州バラ回廊パネル展示	来園者	九州各地のバラ園をつなぐ「九州バラ回廊」の取り組みやバラの香り・食・文化などをわかりやすくするパネル展示を行った。	-	-	バラ園内東屋	無料
主催	10月1日	11月6日	うみなか＊はなまつり ポニー乗馬体験 動物の森プログラム	一般希望者	テンガロンハットやバンダナを身に付け、ウエスタンカウボーイ気分でも乗馬できる、ポニー乗馬体験を開催した。	1,014	参加者	動物の森ふれあい広場	有料
主催	10月1日	11月6日	うみなか＊はなまつり ヤギ駅長「九太郎」 動物の森プログラム	来園者	「うみなか はなまつり」の期間中、海の中道駅口でヤギの駅長「九太郎」を展示し、お迎えをした。	-	-	海/中道駅前広場	無料
主催	10月1日	11月13日	うみなか＊はなまつり	来園者	地域・市民との協働により、花に関するイベントや芸術・文化の香る様々な催しを通じ、秋の公園の魅力発信するイベントを開催した。	125,766	期間中 来園者	園内全域	無料
主催	10月1日	11月27日	うみなか＊はなまつり 動物餌やり体験 動物の森プログラム	一般希望者	動物たち（カピバラやリスザル等）への餌やりを体験するプログラムを実施した。	1,732	参加者	動物の森	無料
主催	10月1日	11月27日	うみなか＊はなまつり 動物ふれあい広場 動物の森プログラム	一般希望者	ヤギ、ヒツジ、リクガメ等の動物たちと自由に触れ合うことができる場所として、ふれあい広場を開催した。	15,508	参加者	動物の森ふれあい広場	無料
主催	10月1日		陶芸体験	申込み参加者	陶芸用の粘土を使って本格的な陶芸体験をお楽しみいただいた。	30	参加者	水辺のレストハウス	有料
主催	10月2日		親子カッター体験教室	申込み参加者	海の魅力やマリンスポーツの楽しさを知っていたくことを目的として、初心者親子でも楽しめるカッター体験を開催した。	23	参加者	博多湾（海の中道マリーナ）	有料
主催	10月2日		みらいの森体験塾 ～草木染め体験～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、みらいの森の秋の植物を使い染め物体験を開催した。	15	参加者	環境共生の森	有料
主催	10月2日		うみなか＊はなまつり 樹木のお医者さんに聞いてみよう！	申込み参加者	樹木に親しみと関心を持つきっかけ作りとし、樹木の特徴や観察するポイントについて学びます。樹木医の仕事体験できる子供向けのプログラムを実施した。	10	参加者	水辺のレストハウス	無料

【平成28年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	10月9日	10月10日	健康いきいきフェスタ	来園者	楽しみながら心と体の健康づくりができるワークショップを実施した。	6,000	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月9日	10月10日	うみなか*はなまつり園芸福祉プログラム癒しのこけ玉体験教室	一般希望者	土と緑に触れて、季節を感じるこけ玉体験教室を開催した。10/9...64名、10/10...50名	114	参加者	大芝生広場広場イベントテント	有料
主催	10月9日	11月13日	つくろう!あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	316	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	10月9日		うみなか*はなまつり花とふれあう園芸体験・ものづくり教室 多肉植物の寄せ植え	申込み参加者	花や緑とふれあう園芸やものづくりの体験教室を開催した。	30	参加者	花棧敷前広場	有料
主催	10月9日		うみなか*はなまつり福岡市消防音楽隊コンサート	来園者	福岡市消防音楽隊によるパレードやコンサートを開催した。	1,600	参加者	子供の広場特設ステージ	無料
主催	10月9日		造園フェスティバル	一般希望者	樹木名当てウォークラリー、植木鉢カラーイベント、園芸相談、花苗、花の種のプレゼント、パネル展示など緑に親しむ普及啓発に関わるイベントを実施した。	500	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月9日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	20	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	10月10日		スロージョギング体験教室	一般希望者	日頃あまり運動をしていない方でも、安心して取り組むことができる、スロージョギングの体験教室を開催した。	6	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月10日		うみなか*はなまつり九州大学吹奏楽団オクタームコンサート	来園者	九州大学吹奏楽団によるコンサートを開催した。	500	参加者	大芝生広場特設ステージ	無料
主催	10月15日		おやこフェスタin海の中道海浜公園	来園者	広大な大芝生広場で、「親子であそぶ」「親子でまなぶ」をテーマとして、「スポーツ」「エコ」「食育」等にちなんだ様々なイベントを開催した。	6,200	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月15日		うみなかファミリーステージ~ワンワンとあそぼうショー~	来園者	人気のワンワンがやってくる「うみなかファミリーステージ」を開催します。	2,800	参加者	大芝生広場 特設ステージ	無料
主催	10月15日		おやこフェスタ2016 わくわく!食育ワークショップ	一般希望者	おやこで「食育」を学んでもらうことを目的に、「環境共生の森」で収穫した里芋やサツマイモ・落花生の振る舞(芋煮汁)やクッキングワークショップ(さつま芋の黒糖蒸しパン)を実施した。	400	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月15日		おやこフェスタ2016 紙ヒコーキ教室	一般希望者	「おやこフェスタ」会場内にて、紙ヒコーキ教室を開催した。来場者も多く、たくさんの家族連れに楽しんでいただけた。	46	参加者	大芝生広場	有料
主催	10月15日		おやこフェスタ2016 ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	おやこフェスタ会場内にて、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	101	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	10月15日		おやこフェスタ2016 昔あそび体験	一般希望者	「おやこフェスタ」会場内にて、竹トンボつくりや竹馬などの昔ながらの遊びを体験できるイベントを実施した。	500	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月15日		秋の貝殻細工~貝殻でカメラ花をつくろう~	一般希望者	NPO法人志賀島歴史研究会の協力により、近隣の砂浜で集めた貝殻を使ったクラフト体験を行った。	50	参加者	大芝生広場	有料
主催	10月15日		うみなか*はなまつり花とふれあう園芸体験・ものづくり教室 さしめポット	一般希望者	花や緑とふれあう園芸やものづくりの体験教室として、フラワーボランティアにご協力いただき、園内の植物を使った挿し芽ポット作りイベントを実施した。	103	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月15日		おやこフェスタ2016 みらいの森体験塾~どんぐりポットづくり~環境学習プログラム	一般希望者	おやこフェスタ会場内にて、どんぐりを育てて苗木にするための「どんぐりポット」作りを実施した。来場者も多く予定以上のどんぐりポットが作成できた。	58	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月15日		おやこフェスタ2016 Growing Up WILD(グロウイングアップワイルド)体験ブース環境学習プログラム	一般希望者	幼児向けの環境学習プログラム「Growing Up WILD」を活用した「葉っぱスタンプ」などのクラフト体験イベントを実施した。	34	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月15日		おやこフェスタ2016 自然学び体験教室~森のクラフトづくり~うみなか海と森の学びナビ環境学習プログラム	一般希望者	「おやこフェスタ」会場内にて、公園で採集した松ぼっくりを使ったクラフト教室を実施した。	49	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月22日	11月13日	うみなか*はなまつりうみなかバラみくじ	一般希望者	バラの名前の書かれたカードを設置されたボックスから引き、実際に咲くバラを探し出すセルフガイドプログラムを開催した。	2,580	参加者	バラ園	無料
主催	10月22日	11月13日	うみなか*はなまつり 香りのバラ選抜総選挙	一般希望者	バラ園に咲くバラで特に香りの強い品種をピックアップして、来場者の好みの香りのバラに投票してもらうバラの人気投票を実施した。	2,024	参加者	バラ園	無料
主催	10月22日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催したが、降雨のため、11時頃に中止とした。	0	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	10月23日	11月6日	うみなか*はなまつり ハンギングバスケットコンテスト	申込み参加者	日本ハンギングバスケット協会福岡県支部の協力によるハンギングバスケットの作品展示とコンテストを開催した。	24	参加者	花時計広場	無料
主催	10月23日		うみなか*はなまつりオリジナルバッジづくり	一般希望者	好きな絵や文字を描いてオリジナルのバッジを制作するワークショップを開催した。	33	参加者	子供の広場管理棟	有料

【平成28年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	10月23日		みらいの森体験塾 ～秋の収穫祭～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、サツマイモや落花生などの秋の実りを収穫し、味わうプログラムを行った。	87	参加者	環境共生の森	有料
主催	11月6日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント“ディスクゴルフチャレンジ”を開催した。	32	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	11月6日		うみなか*はなまつり 春の花とハーブで作るハンギングバスケット	申込み参加者	花や緑に親しむ機会を通じて心を育む花育プログラムとして、ペットボトルを使ったハンギングバスケットづくりを実施した。	25	参加者	花時計広場	有料
主催	11月6日		秋バラのアレンジメント	一般希望者	秋バラやキクといった、季節の花を使ったアレンジメントづくりを行った。福岡バラ会の方々のご協力のもと、多くのお客様にご参加いただいた。	29	参加者	花栈敷前広場	有料
主催	11月6日		うみなか*はなまつり コスモス抜き取りボランティア ファミリーボランティア活動	申込み参加者	一般より募集した市民ボランティアの皆様と一緒に、花栈敷のコスモス・ケイトウの抜き取り作業を行った。	109	参加者	花の丘	無料
主催	11月12日		紙ヒコーキ教室	一般希望者	紙ヒコーキ(ペーパーエアクラフト)を作って飛ばす紙飛行機教室を開催した。	52	参加者	大芝生広場	有料
主催	11月12日		スロージョギング教室in海の中道	申込み参加者	日頃あまり運動をしていない方でも、安心して取り組むことができる「スロージョギング教室」を開催した。	10	参加者	光と風の広場レクチャールーム、カモ池周辺	有料
主催	11月13日		うみなか*はなまつり コスモス花摘み体験	一般希望者	はなまつりの開催期間延長にあわせて、イベント最終日にコスモスの花摘みを楽しんでいただく、今年限りのスペシャルイベントを開催した。	250	参加者	花の丘	無料
主催	11月19日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント“ディスクゴルフチャレンジ”を開催した。	19	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	11月20日	12月25日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。参加者数は11月末日時点での人数を入れていきます。	58	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	11月20日	12月25日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	198	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	11月20日		動物のお医者さんに聞いてみよう ～小学生編～ 動物の森プログラム	申込み参加者	小学生を対象に、動物園の獣医師の仕事を知ってもらおう体験プログラム「動物のお医者さんに聞いてみよう!」を実施した。	12	参加者	動物の森	有料
主催	11月27日		大人のための一日飼育員体験 動物の森プログラム	申込み参加者	大人の癒しをテーマとした体験プログラム「大人のための一日飼育体験」を実施した。	8	参加者	動物の森	有料
主催	12月4日		みらいの森体験塾 ～たくわんを漬けよう～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、昔ながらのたくわん漬けを開催した。	5	参加者	環境共生の森	無料
主催	12月10日		スロージョギング教室in海の中道	申込み参加者	日頃あまり運動をしていない方でも、安心して取り組むことができる「スロージョギング教室」を開催した。	7	参加者	光と風の広場レクチャールーム、カモ池周辺	有料
主催	12月10日		ファミリーボランティア活動 ～チューリップ球根植付作業～	申込み参加者	公園内の花修景づくりを一般のお客様と共同で育て、公園への愛着をより深めていただくことを目的に、春の園内を彩るチューリップ花壇に、チューリップ球根約8,000球を植付けた。	72	参加者	彩りの花壇・虹の花壇	無料
主催	12月11日		うみなか海と森の学びナビ 自然学び体験教室～クリスマスリースづくり～ 環境学習プログラム	一般希望者	みらいの森で採取した“クス”や、松ぼっくり・ドングリなどの自然素材を使ってクリスマスリースを作るクラフトイベントを実施した。	41	参加者	森の家	有料
主催	12月23日	12月25日	うみなかクリスマスキャンドルナイト	来園者	ボランティアの協力のもとに、野外劇場に10,000本のキャンドルを並べて光の地上絵を描く夜間開園対応のクリスマスイベントを開催した。	29,418	期間中 来園者	ワンダーワールド及び野外劇場	有料
主催	12月23日	12月25日	うみなかクリスマスキャンドルナイト～メッセージキャンドル	一般希望者	灯明に家族や恋人、大切な人に向けて「幸せ」への願いを込めたメッセージを描き、各々でキャンドルを灯すアートイベントを実施した。	678	参加者	ワンダーワールド	有料
主催	12月23日	12月25日	うみなかクリスマスキャンドルナイト～冬の花火	来園者	期間中は毎日、冒険の池付近から約300発のクリスマスイメージした冬の花火を打ち上げ、冬の夜空に浮かぶ花火とキャンドルアートのコラボレーションを実施した。	-	-	ワンダーワールド	無料
主催	12月23日	12月25日	うみなかクリスマスキャンドルナイト～キャンドルボランティア～ ファミリーボランティア活動	申込み参加者	12/23～25の3日間、一般より募集した市民ボランティアと共に、1万本のキャンドルで描く巨大な地上絵を作成した。また、イベント終了後の12/26は、地上絵の片付けも市民ボランティア活動として作業を行い、総勢436名もの市民ボランティアの力を借りて、イベントを実施することができた。	436	参加者	ワンダーワールド及び野外劇場	無料
主催	12月23日	12月25日	うみなかクリスマスキャンドルナイト～クリスマス・ミニコンサート	来園者	クリスマスの雰囲気にあったミニコンサートを開催した。	1,050	参加者	ワンダーワールド(シェルター内)	無料
主催	12月24日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベント“ディスクゴルフチャレンジ”を開催した。	14	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	12月24日		うみなかクリスマスキャンドルナイト～うみなか灯りコンテスト	申込み参加者	創作灯明作品の市民参加型のコンテストイベントを開催した。	16	参加者	ワンダーワールド入口付近	無料

【平成28年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	1月2日	1月3日	お正月イベント「ダルマ絵付け体験」	一般希望者	お正月ならではのだるまの絵付け体験を行います。お正月らしい遊びをご家族で楽しんでいただけました。	80	参加者	子供の広場管理棟	有料
主催	1月2日	1月15日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	150	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	1月8日		豚汁のふるまい&サッカー大会	一般希望者	アビスパ福岡の協力のもと、豚汁のふるまいやサッカー体験が楽しめるイベントを開催した。	510	参加者	ワンダーワールド	無料
主催	1月9日		みらいの森体験塾 ~里のお正月を楽しもう~ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって里のお正月を楽しむプログラムを開催した。	27	参加者	環境共生の森	有料
主催	1月21日	1月29日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	42	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	1月21日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	12	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	1月22日		みらいの森体験塾 ~カモの観察をしよう~ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、カモ池に飛来するカモの観察会やクラフトづくりを行った。また、環境学習プログラムプロジェクトワイルドを用いて環境学習を体験していただいた。	4	参加者	環境共生の森	無料
主催	2月4日	2月28日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	135	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	2月12日		みらいの森体験塾 ~春のじゃがいもを植えよう~ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、春じゃがの植付けを行う農体験プログラムを行った。	2	参加者	環境共生の森	有料
主催	2月18日		みんなで森をつくろう! ~森の草刈り~ ファミリーボランティア活動 環境学習プログラム	申込み参加者	環境共生の森の植樹地にて、苗木の健全な成長のための下草刈り作業を実施した。	5	参加者	環境共生の森	無料
主催	2月26日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	20	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	3月4日	3月26日	動物餌やり体験 動物の森プログラム	一般希望者	動物たち(カピバラやリスザル等)への餌やりを体験するプログラムを実施した。	925	参加者	動物の森	無料
主催	3月4日	3月31日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	510	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	3月4日		FP2017 みんなでつくる花物語 ~ふくおかワイワイ花壇~ 植え付けボランティア体験	申込み参加者	福岡市緑のコーディネーターの皆さんがデザインした花壇を、県民ボランティアの皆さんで植え付けを行った。	124	参加者	彩の花壇	無料
主催	3月11日		スロージョギング教室in海の中道	申込み参加者	日頃あまり運動をしていない方でも、安心して取り組むことができ、健康づくりはもちろん、これからマラソンを始めたいという方にもおすすめの「スロージョギング教室」を開催した。	4	参加者	光と風の広場/カナル・ム、カモ池周辺	有料
主催	3月12日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	31	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	3月25日	3月26日	昔遊びの広場	一般希望者	海の中道サポートクラブの協力により、竹馬や竹とんぼなど昔懐かしい遊びの体験できるイベント「昔遊び広場」を実施した。	400	参加者	子供の広場	無料
主催	3月25日	3月26日	FP2017 福岡城さくらまつり招待券プレゼント	一般希望者	福岡市のFUKUOKA Flowershipとの連携企画として、3/25と3/26の二日間、花時計広場特設テントにおいて福岡城さくらまつり招待券をプレゼントした。	502	参加者	花時計広場	無料
主催	3月25日	3月26日	F P2017 動物ふれあい広場 動物の森プログラム	一般希望者	ヤギ、ヒツジ、リクガメ等の動物たちと自由に触れ合うことができる場所として、ふれあい広場を開催した。	891	参加者	動物の森ふれあい広場	無料
主催	3月25日	3月31日	F P2017 みらいに届け! こいのぼり30:h	申込み参加者	近隣の幼稚園の子どもたちが描いたこいのぼりを展示した。	941	参加者	ワンダーワールド	無料
主催	3月25日	3月31日	海の中道フラワーピクニック 2017	来園者	「福岡の春を彩る、花いっぱいみなか」をテーマに、福岡を代表する春まつりとして、花や緑に関連した様々なイベントを開催し、花いっぱいの公園を楽しんでいただいた。	22,532	期間中来園者	園内全域	無料
主催	3月25日	3月31日	FP2017 うみなかフラワーガーデン・コンテスト ファミリーガーデン部門 花壇展示	申込み参加者	「海の中道フラワーピクニック」のメインテーマである「花いっぱい、うみなか」をテーマとしたフラワーガーデン・コンテストに応募された地域市民による創作花壇の展示を行った。	12	参加者	彩りの花壇	無料
主催	3月25日	3月31日	FP2017 うみなかフラワーガーデン・コンテスト プロフェッショナル部門 花壇展示	申込み参加者	「海の中道フラワーピクニック」のメインテーマである「花いっぱい、うみなか」をテーマとしたフラワーガーデン・コンテストに応募されたプロの創作花壇の展示を行った。	15	参加者	彩りの花壇	無料
主催	3月25日	3月31日	F P2017 あなたの花さがし	一般希望者	設置されたボックスから花の名前の書かれたカードを選んで、その花を探しに行くセルフガイドプログラムを開催した。	220	参加者	フラワーミュージアム	無料
主催	3月25日	3月31日	FP2017 ハンギングバスケット展示	来園者	日本ハンギングバスケット協会福岡県支部の協力により、「ハンギングバスケットマスター」が作るハンギングバスケット作品を展示した。	-	-	花時計広場	無料

【平成28年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	3月25日	3月31日	FP2017 花時計花壇 展示	来園者	西日本短期大学と西日本新聞社による共同制作の取組みで、花時計花壇の植栽を行った。	-	-	花時計花壇	無料
主催	3月25日	3月31日	FP2017 BIG FLOWER ART	来園者	紙で作られたフラワーアートに囲まれて、記念撮影ができるフォトスポットを設置した。	-	-	水辺のレストハウス	無料
主催	3月25日	3月31日	FP2017 祝開催30回花の種プレゼント	一般希望者	フラワービクニックの期間中ご来園のお客様先着3,000名に花の種をプレゼントした。	3,000	参加者	各ゲート	無料
主催	3月25日	3月31日	FP2017 なつかしのポスター展	来園者	過去に開催されたフラワービクニックのなつかしいポスターを展示した。	-	-	水辺のレストハウス	無料
主催	3月25日	3月31日	FP2017 ヤギ駅長「九太郎」動物の森プログラム	来園者	「海の中道フラワービクニック」の期間中、海の中道駅口でヤギの駅長「九太郎」がお迎えした。	-	-	海ノ中道駅前広場	無料
主催	3月25日		FP2017 ガーデニング講習会	申込み参加者	フラワーガーデンコンテストの出展花壇を巡りながら、藤原良治さんにワンポイントアドバイスをしていただく講習会を開催した。	40	参加者	花時計広場、彩の花壇	無料
主催	3月25日		みらいの森体験塾 ~おいしい春を探しにいこう~ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、春の環境共生の森で自然素材を使った様々な体験をして、よもぎ団子を作成するプログラムを行った。	15	参加者	環境共生の森	有料
主催	3月26日		うみなかぼうけんツアー	一般希望者	子どもたちを対象にチェックポイントが記された地図をもとに、謎解きを楽しみながら園内を巡るセルフプログラムを開催した。	180	参加者	園内全域	無料
主催	3月26日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	27	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	3月26日		ハンドサイクルツアー	申込み参加者	NPO法人はぁとスペースの協力により、公園内をハンドサイクルで巡るツアーを開催した。	8	参加者	ワンダーワールド~西駐車場	無料
主催	3月26日		FP2017 ビーチクリーンボランティア ファミリーボランティア活動	申込み参加者	きれいな海や海岸を取り戻すため、一般より公募した市民ボランティアと企業ボランティアによる海岸清掃活動を実施した。	186	参加者	玄界灘側海岸	無料
年間合計						183件	628,961人		

【平成28年度 共催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
共催	9月10日	9月11日	リレー・フォー・ライフin福岡	申込み参加者	リレー形式で24時間歩き、みんなでタスキをつなげることによって、生きる希望や勇気が生まれることを目指すがん啓発チャリティイベントを開催した。	1,296	参加者	光と風の広場	有料
共催	9月17日	9月18日	福岡トライアスロンフェスタ2016	申込み参加者	小中学生を対象としたキッズトライアスロンと、1チーム3名で構成する団体戦のトライアスロンEKIDENとスーパースプリント九州・沖縄選手権大会の各競技を行った。	1,833	参加者	サンシャインプール前及び園内特設コース	有料
共催	9月22日		ディスカウントドラッグコスモスクリーンキャンペーン	申込み参加者	抽選で500名の参加者を募り、海浜公園内で海岸清掃を開催した。	556	参加者	玄界灘海浜部	無料
共催	10月16日		土木の日ファミリーフェスタ	来園者	「土木の日」にちなみ、ブルドーザー等のはたらく乗り物の展示・試乗体験や、その他土木にちなんだ様々な体験イベントを実施した。	1,688	参加者	大芝生広場	無料
共催	11月5日	11月6日	第9回ユニバーサルキャンプin九州2016	申込み参加者	自然の中でのキャンプ体験を通じ、お互いがサポートし合うことで、障害の有無に関わらず、一人一人が尊厳を持つ対等な関係であることを学んだ。	40	参加者	光と風の広場デイキャンプ場	有料
共催	11月20日		チャリティラン&ウォーク in うみのなかみち	申込み参加者	難病の子どもたちの夢を実現するためのチャリティイベントとして、10kmラン、5kmラン、3kmウォークを開催した。	314	参加者	光と風の広場	有料
共催	11月27日		福岡県民さわやかマラソン大会	申込み参加者	福岡県民の健康アップを目的に、1キロ～10キロまでの様々なクラスを設けたマラソン大会を開催した。	1,501	参加者	大芝生広場及び園内特設コース	有料
共催	12月3日	12月4日	ディスクゴルフ競技会第30回九州オープン	申込み参加者	日本ディスクゴルフ協会が主催する、ディスクゴルフの公式戦を大芝生広場特設コースにおいて実施した。	72	参加者	大芝生広場	有料
共催	2月25日		福岡クロスカントリー大会	申込み参加者	国内トップアスリートによるクロスカントリーの日本選手権と一般参加が可能な市民クロカンを行った。	5,844	参加者 応援者	大芝生広場及び園内特設コース	有料
共催	3月5日		全国スイーツマラソンin福岡	申込み参加者	スイーツとマラソンが楽しめるイベントとして、10kmラン、リレーマラソン、シャッフルマラソンにエントリー可能なマラソン大会を開催した。	2,538	参加者	大芝生広場及び園内特設コース	有料
共催	3月19日		海の中道はるかぜマラソン大会	申込み参加者	3km、5km、10km、ハーフマラソンの4部門の市民マラソンを開催した。	4,198	参加者	大芝生広場及び園内特設コース	有料
年間合計						11件	19,880人		

【平成28年度 持込イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
持込	5月14日	5月15日	野外コンサートCIRCLE'16	申込み参加者	野外劇場を会場として、オムニバス形式のコンサートを行った。	8,785	参加者	野外劇場	有料
持込	5月21日	5月22日	第41回アルティメット選手権大会	申込み参加者	フライングディスク競技アルティメットの普及と競技者の交流を目的に、全日本アルティメット競技大会の九州・沖縄地区予選大会を行った。	312	参加者	大芝生広場	有料
持込	5月28日		Color Me Rad FUKUOKA	申込み参加者	3kmコースの中で、4ヶ所に設置する「カーステーション」で撒かれるカラーパウダーを纏いながら走るランニングイベントを開催した。	5,940	参加者	野外劇場ほか特設コース	有料
持込	6月19日		ぎんなんリトルリーグ	申込み参加者	大芝生広場にて少年ラグビーの練習試合を開催した。	187	参加者	大芝生広場	無料
持込	7月2日	7月3日	リベルタサッカーフェスティバル	申込み参加者	リベルタサッカースクール主催による幼児、小学生対象のサッカー大会を開催した。	714	参加者	大芝生広場	無料
持込	7月18日		キッズ時計撮影会	申込み参加者	アイキッズ株式会社による子供とその家族を対象とした写真撮影会を実施した。	27	参加者	カナル付近	無料
持込	7月23日	7月24日	野外コンサート Number Shot2016	申込み参加者	野外劇場を会場として、オムニバス形式のコンサートを開催した。7月23日(土) 9,182人 7月24日(日) 9,416人	18,598	参加者	野外劇場	有料
持込	8月6日	8月7日	第26回福岡オープンアルティメット競技大会	申込み参加者	フライングディスク競技アルティメットの普及と競技者の交流を目的に、全日本アルティメット競技大会の九州・沖縄地区予選大会を行った。	272	参加者	大芝生広場	有料
持込	8月27日		野外コンサート C&K	申込み参加者	野外劇場を会場としてアーティストによる単独コンサートを行った。	7,938	参加者	野外劇場	有料
持込	10月30日		トラック協会ファミリーウォークラリー	申込み参加者	福岡県トラック協会福岡支部主催のウォーキング大会を実施した。	614	参加者	大芝生広場及び園内全域	有料
持込	10月30日		よかウォーク2016	申込み参加者	ダウン症の理解と普及を目的とし、ダウン症児の方を対象にウォーキングやアクティビティを実施した。	467	参加者	子どもの広場及び園内全域	有料
持込	11月3日		凸版印刷株式会社 あるけあるけ大会	申込み参加者	社員および家族を対象に外部講師を招いてのウォーキングやストレッチを実施した。	132	参加者	光と風の広場及びカモ池周回	無料
持込	11月3日		青葉会 運動会	申込み参加者	ボランティアグループ青葉会メンバーおよび家族を対象にした運動会を実施した。	90	参加者	大芝生広場	無料
持込	11月20日		第21回国営海の中道海浜公園 トレマソン	申込み参加者	42.195キロを10名以内のチームでつなぐ「トレマソン」を行った。	1,298	参加者	大芝生広場及び園内特設コース	有料
持込	11月26日	11月27日	愛犬写真撮影会	申込み参加者	愛犬と参加者が公園内を散歩している様子をプロのカメラマンが撮影を行った。	20	参加者	園内各所	有料
持込	12月18日		第9回福岡FUNラン リレマソン大会	申込み参加者	福岡市におけるスポーツ振興と多世代に渡るマソンイベント参加を促進することによる健康づくりを目的として、42.195kmを4～5名のリレマソン大会を開催した。	695	参加者	大芝生広場	有料
持込	1月22日		第10回福岡FUNラン リレマソン大会	申込み参加者	福岡市におけるスポーツ振興と多世代に渡るマソンイベント参加を促進することによる健康づくりを目的として、42.195kmを4～5名のリレマソン大会を開催した。	747	参加者	光と風の広場	有料
持込	2月5日		蹴-1GP 第1回福岡大会	申込み参加者	地域内に限らず地域外の方々を含め全世代(老若男女)の人々が参加できるPK大会を開催した。	380	参加者	大芝生広場	有料
持込	2月8日		第14回城東高校全校マソン大会	申込み参加者	生徒の健全な心身育成の為、自己の可能性を試すとともに、クラスの団結を図ることを目的とし、全校生徒が完走を目指すマソン大会を開催した。	1,380	参加者	大芝生広場園内全域	無料
持込	2月12日		チョコラン2017福岡大会	申込み参加者	大芝生広場をメイン会場とし「チョコ」と「ランニング」を組み合わせた子ども・女性のスポーツのきっかけ作りを提供するマソン大会を実施した。	282	参加者	大芝生広場及び園内通路	有料
持込	3月12日		第11回福岡FUNラン リレマソン大会	申込み参加者	福岡市におけるスポーツ振興と多世代に渡るマソンイベント参加を促進することによる健康づくりを目的として、42.195kmを4～5名のリレマソン大会を開催した。	616	参加者	大芝生広場	有料
年間合計						21件	49,494人		

【平成28年度 環境学習プログラム】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数 計上根拠	備考	イベント 種別
主催	4月1日	3月31日	森の楽校	一般希望者	森の家において親子で楽しめる木の実等を使ったクラフト体験を開催した。	13,300	参加者	森の家工作室	無料
主催	4月1日	3月31日	うみなか海と森の学びナビ いこいの森トレジャーハンティング 環境学習プログラム	一般希望者	森の家を拠点に、動物や植物などにまつわるクイズを解きながら、環境について学ぶことができるセルフガイドプログラムを開催した。	423	参加者	森の家ほか	無料
主催	4月1日	3月31日	海と森の学びナビ うみなか情報ギャラリー 環境学習プログラム	一般希望者	シーサイドヒルシオヤにて、海浜公園や周辺の歴史、海の世界について学ぶことができるセルフガイドプログラムを実施した。	2,000	参加者	シーサイドヒルシオヤ	無料
主催	4月1日	3月31日	「環境共生の森」 セルフガイドプログラム	一般希望者	環境共生の森(みらいの森)を散策しながら、エリアの見どころや、みらいの森での取り組みなどを紹介するセルフガイドプログラムを実施した。	335	参加者	環境共生の森	無料
主催	4月9日		みらいの森体験塾～春色の万華鏡づくり～ 環境学習プログラム	申込み参加者	春の素材を使って万華鏡づくりを行った。	68	参加者	花棧敷広場前	有料
主催	4月16日		うみなか海と森の学びナビ 森のファミリー探検隊～春の自然探検と若葉の団子づくり～ 環境学習プログラム	申込み参加者	葉っぱを使った団子作りや五感を使って自然を楽しめる体験プログラムを開催した。	30	参加者	森の家レクチャールーム他	無料
主催	4月17日		FP2016 樹木のお医者さんに聞いてみよう!	申込み参加者	樹木に親しみと関心を持つきっかけ作りとし、樹木の特徴や観察するポイントについて学びます。樹木医の仕事を経験できる子供向けのプログラムを実施した。	8	参加者	水辺のレストハウス	無料
主催	5月4日		うみなか海と森の学びナビ 森のファミリー探検隊～海辺の観察と天然塩づくり～ 環境学習プログラム	申込み参加者	玄界灘側の松林や海岸の散策をしながら、植物や漂着物等の観察を行う観察プログラムを実施した。	44	参加者	森の家レクチャールーム他	無料
主催	5月7日		FP2016 みんなで森をつくろう! ～苗木の植樹～ ファミリーボランティア活動 環境学習プログラム	申込み参加者	一般の来園者とともに、50年後に向けた森づくりのための植樹イベントを開催した。	22	参加者	環境共生の森	無料
主催	5月15日		みらいの森体験塾～ちまき作り体験～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、みらいの森の自然や農作業を学ぶ体験プログラムを開催した。	21	参加者	環境共生の森	有料
主催	5月22日		夏鳥コアシサシの子育て応援隊	申込み参加者	“コアシサシ”の繁殖支援と、一般市民への啓発を目的に、コアシサイのデコイ(鳥の模型)を園内の砂浜に設置するワークショップを開催した。	24	参加者	玄界灘海浜部	無料
主催	5月28日		うみなかハラまつりヒマラヤスギでアクセサリづくり うみなか海と森の学びナビ 自然学び体験教室 環境学習プログラム	一般希望者	ヒマラヤスギの松ぼっくりなどの自然素材を使って、ハラをモチーフにしたブローチなどのアクセサリを作るクラフト教室を実施した。	41	参加者	ハラ園内東屋	無料
主催	6月18日		みんなが森をつくろう! ～森の草刈り～ ファミリーボランティア活動 環境学習プログラム	申込み参加者	苗木の健全な成長のための下草刈りを体験するボランティアイベントを開催した。	34	参加者	環境共生の森	無料
主催	7月17日		みらいの森体験塾 ～水辺の生き物かんさつ会～ 環境学習プログラム	申込み参加者	“いのちの池”に生息する生き物を観察するプログラムを開催した。また、環境学習プログラム(プロジェクトワイルド)を使って環境や外来生物について学ぶことの出来るミニゲームも実施した。	30	参加者	環境共生の森	無料
主催	8月6日	8月7日	うみなか海と森の学びナビ サマーナイトキャンプ 環境学習プログラム	申込み参加者	小学生を対象とした1泊2日のプログラムを開催します。自然観察、野外調理、マリンスポーツでは夜のハラマ水槽の観察など様々なプログラムを実施した。	44	参加者	環境共生の森	有料
主催	8月27日		みんなが森をつくろう! ～森の草刈り～ ファミリーボランティア活動 環境学習プログラム	申込み参加者	苗木の健全な成長のための下草刈りを体験するボランティアイベントを開催した。	3	参加者	環境共生の森	無料
主催	9月25日		うみなか海と森の学びナビ 自然学び体験教室 ～森のスプーンづくり～ 環境学習プログラム	申込み参加者	自然学びボランティアが主体となり、公園で採集した木の枝を材料にしたスプーン作りのクラフト教室を実施した。	76	参加者	光と風の広場(アウトドアパーク会場内)	有料
主催	9月25日		みらいの森体験塾 ～カモ池の生き物かんさつ会～ 環境学習プログラム	申込み参加者	カモ池にすむ生き物を採取し観察するプログラムを開催した。	30	参加者	カモ池(アウトドアパーク会場内)	無料
主催	10月2日		みらいの森体験塾 ～草木染め体験～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、みらいの森の秋の植物を使い染め物体験を開催した。	15	参加者	環境共生の森	有料
主催	10月2日		うみなか*はなまつり 樹木のお医者さんに聞いてみよう!	申込み参加者	樹木に親しみと関心を持つきっかけ作りとし、樹木の特徴や観察するポイントについて学びます。樹木医の仕事を経験できる子供向けのプログラムを実施した。	10	参加者	水辺のレストハウス	無料
主催	10月15日		おやこフェスタ2016 みらいの森体験塾 ～どんぐりポットづくり～ 環境学習プログラム	一般希望者	おやこフェスタ会場内にて、どんぐりを育てて苗木にするための「どんぐりポット」作りを実施した。来場者も多く予定以上のどんぐりポットが作成できた。	58	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月15日		おやこフェスタ2016 Growing Up WILD(グロウイングアップワイルド)体験ブース 環境学習プログラム	一般希望者	幼児向けの環境学習プログラム“Growing Up WILD”を活用した“葉っぱスタンプ”などのクラフト体験イベントを実施した。	34	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月15日		おやこフェスタ2016 自然学び体験教室 ～森のクラフトづくり～ うみなか海と森の学びナビ 環境学習プログラム	一般希望者	“おやこフェスタ”会場内にて、公園で採集した松ぼっくりを使ったクラフト教室を実施した。	49	参加者	大芝生広場	無料

【平成28年度 環境学習プログラム】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	10月23日		みらいの森体験塾 ～秋の収穫祭～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、サツマイモや落花生などの秋の実りを収穫し、味わうプログラムを行った。	87	参加者	環境共生の森	有料
主催	12月4日		みらいの森体験塾 ～たくわんを漬けよう～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、昔ながらのたくわん漬けを開催した。	5	参加者	環境共生の森	無料
主催	12月11日		うみなか海と森の学びナビ 自然学び体験教室 ～クリスマスリース作り～ 環境学習プログラム	一般希望者	みらいの森で採取した“クス”や、松ぼっくり・ドングリなどの自然素材を使ってクリスマスリースを作るクラフトイベントを実施した。	41	参加者	森の家	有料
主催	1月9日		みらいの森体験塾 ～里のお正月を楽しもう～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって里のお正月を楽しむプログラムを開催した。	27	参加者	環境共生の森	有料
主催	1月22日		みらいの森体験塾 ～カモの観察をしよう～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、カモ池に飛来するカモの観察会やクラフトづくりを行った。また、環境学習プログラムプロジェクトワイルドを用いて環境学習を体験していただいた。	4	参加者	環境共生の森	無料
主催	2月12日		みらいの森体験塾 ～春のじゃがいもを植えよう～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、春じゃがの植付けを行う農体験プログラムを行った。	2	参加者	環境共生の森	有料
主催	2月18日		みんなで森をつくろう！～森の草刈り～ ファミリーボランティア活動 環境学習プログラム	申込み参加者	環境共生の森の植樹地にて、苗木の健全な成長のための下草刈り作業を実施した。	5	参加者	環境共生の森	無料
主催	3月25日		みらいの森体験塾 ～おいしい春を探しにいこう～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、春の環境共生の森で自然素材を使った様々な体験をして、よもぎ団子を作成するプログラムを行った。	15	参加者	環境共生の森	有料
主催	3月26日		FP2017 ビーチクリーンボランティア ファミリーボランティア活動	申込み参加者	きれいな海や海岸を取り戻すため、一般より公募した市民ボランティアと企業ボランティアによる海岸清掃活動を実施した。	186	参加者	玄界灘海岸	無料
年間合計						32件	17,071人		

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
共催	9月22日		ディスカウントドラッグコスモス クリーンキャンペーン	申込み参加者	抽選で500名の参加者を募り、海浜公園内で海岸清掃を開催した。	556	参加者	玄界灘海浜部	無料
年間合計						1件	556人		

【平成29年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	4月1日	5月7日	FP2017 海の中道フラワービクニック2017	来園者	福岡の春を彩る、花いっぱいみなかをテーマに、福岡を代表する春まつりとして、花や緑に関連した様々なイベントを開催した。	238,901	期間中 来園者	園内全域	無料
主催	4月1日	5月7日	FP2017 あなたの花さがし	来園者	設置されたボックスから花の名前の書かれたカードを選んで、その花を探しに行くセルフガイドプログラムを開催した。	2,900	参加者	フラワーミュージアム	無料
主催	4月1日	5月7日	FP2017 うみなかフラワーガーデン・コンテスト ファミリーガーデンコンテスト部門 花壇展示	来園者	「海の中道フラワービクニック」のメインテーマである「花いっぱい、うみなか」をテーマとしたフラワーガーデン・コンテストに応募された地域市民による創作花壇を展示した。	-	-	彩りの花壇	無料
主催	4月1日	5月7日	FP2017 うみなかフラワーガーデン・コンテスト プロフェッショナル部門 花壇展示	来園者	「海の中道フラワービクニック」のメインテーマである「花いっぱい、うみなか」をテーマとしたフラワーガーデン・コンテストに応募されたプロの創作花壇を展示した。	-	-	彩りの花壇	無料
主催	4月1日	5月7日	FP2017 みんなでつくる花物語～ふくおかワイワイ花壇～ 展示	来園者	福岡市緑のコーディネーターの皆さんがデザインし、県民ボランティアの皆さんが作成する市民参加による花壇を展示した。	-	-	彩の花壇	無料
主催	4月1日	5月7日	FP2017 花時計花壇 展示	来園者	西日本短期大学の協力により、「海の中道フラワービクニック」のメインテーマである「福岡の春を彩る、花いっぱいみなか」を表現した花壇を展示した。	-	-	花時計	無料
主催	4月1日	5月7日	FP2017 ハンギングバスケット展示	来園者	日本ハンギングバスケット協会福岡県支部の協力により、「ハンギングバスケットマスター」が作るハンギングバスケット作品を展示した。	-	-	花時計広場	無料
主催	4月1日	5月7日	FP2017 ヤギ駅長「九太郎」動物の森プログラム	来園者	「海の中道フラワービクニック」の期間中、海の中道駅口でヤギの駅長「九太郎」を展示し、お迎えをした。	-	-	海/中道駅前広場	無料
主催	4月1日	5月7日	FP2017 ポニー乗馬体験 動物の森プログラム	一般希望者	デンガロンハットやバンダナを身に付け、ウエスタンカウボーイ気分に乗馬できる、ポニー乗馬体験を開催した。	1,143	参加者	動物の森ふれあい広場	有料
主催	4月1日	5月7日	FP2017 動物ふれあい広場 動物の森プログラム	一般希望者	ヤギ、ミニブタ、リクガメ等の動物たちと自由に触れ合うことができる場所として、ふれあい広場を開催した。	19,821	参加者	動物の森ふれあい広場	無料
主催	4月1日	5月28日	FP2017 動物餌やり体験 動物の森プログラム	一般希望者	動物たち(カピバラやリスザル等)への餌やりを体験するプログラムを実施した。	1,990	参加者	動物の森	無料
主催	4月1日	6月25日	昔遊びの広場	一般希望者	海の中道サポータークラブの協力により、竹馬や竹とんぼなど昔懐かしい遊びの体験プログラムを開催した。	7,350	参加者	子供の広場	無料
主催	4月1日	3月31日	海と森の学びナビ 森の楽校 環境学習プログラム	一般希望者	木の実等を使ったクラフト体験を通じて、環境や自然について学ぶことが出来る環境学習プログラムを開催した。	15,073	参加者	森の家工作室	無料
主催	4月1日	3月31日	海と森の学びナビ いこいの森トレジャーハンティング 環境学習プログラム	一般希望者	森の家を拠点に、動物や植物などにまつわるクイズを解きながら、環境について学ぶことができるセルフガイドプログラムを開催した。	494	参加者	森の家ほか	無料
主催	4月1日	3月31日	海と森の学びナビ うみなか情報	一般希望者	シーサイドビルシオヤにて、海浜公園や周辺の歴史、海の世界について学ぶことが出来るセルフガイドプログラムを実施した。	2,000	参加者	シーサイドビルシオヤ	無料
主催	4月1日	3月31日	「環境共生の森」セルフガイドプログラム	一般希望者	環境共生の森(みらいの森)を散策しながら、エリアの見どころや、みらいの森での取り組みなどを紹介するセルフガイドプログラムを実施した。	300	参加者	環境共生の森	無料
主催	4月2日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	27	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	4月2日		FP2017 環境共生の森「みんなで森をつくろう！」環境学習プログラム ファミリーボランティア活動	申込み参加者	一般の来園者とともに、50年後に向けた森づくりのための植樹イベントを開催した。	57	参加者	環境共生の森	無料
主催	4月9日	3月25日	動物ガイドツアー 動物の森プログラム	一般希望者	担当飼育員だからこそ知り得る動物の特徴や性格などをお客様に楽しくお伝えするガイドツアーを開催した。	418	参加者	動物の森	無料
主催	4月9日		海と森の学びナビ 森のファミリー探検隊 環境学習プログラム	申込み参加者	五感を使って、自然の中での出会いを家族で楽しめる体験プログラムを開催した。	31	参加者	森の家レクチャールーム他	無料
主催	4月9日		FP2017 親子カッター体験教室	申込み参加者	海の魅力やマリンスポーツの楽しさを知っていただくことを目的として、初心者親子でも楽しめるカッター体験を開催した。	19	参加者	博多湾(海の中道マリーナ)	有料
主催	4月9日		チューリップガイドツアー	一般希望者	チューリップを見ながら、専門スタッフがチューリップについて解説した。	30	参加者	虹の花壇	無料
主催	4月15日	5月5日	つくる！あそぼう！	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	380	参加者	子どもの広場管理等	無料
主催	4月15日		FP2017 花とふれあう園芸体験・ものづくり教室 さし芽ポット作り	一般希望者	花や緑とふれあう園芸やものづくりの体験教室を開催した。	103	参加者	花時計広場	無料
主催	4月15日		うみなかキッズクラブ「謎解き宝探し」	申込み参加者	子どもたちの仲間づくりのきっかけとなるような、グループで力をあわせて謎解きをおこなうコミュニケーションイベントを開催した。	15	参加者	西口～フラワーミュージアム	有料

【平成29年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	4月16日		FP2017 お花畑*演奏会	来園者	お花畑でのんびりとピクニックをしながら、素敵な音楽を楽しめるミニ演奏会を開催した。	72	参加者	花畑敷前広場	無料
主催	4月16日		FP2017 花とふれあう園芸体験・ものづくり教室 ペットボトルでハンギングバスケット作り	申込み参加者	花や緑に親しむ機会を通じて心を育む花育プログラムとして、ペットボトルを使ったハンギングバスケット作りを実施した。	15	参加者	花畑敷前広場	有料
主催	4月22日		紙ヒコーキ教室	一般希望者	紙ヒコーキ(ペーパーエアクラフト)の作り方や遊び方の体験教室を行なった。	39	参加者	大芝生広場	有料
主催	4月22日		FP2017 花とふれあう園芸体験・ものづくり教室 さしめポット作り	一般希望者	園内の植物を使った、挿し芽ポットづくりを体験していただきました。	53	参加者	花畑敷前広場	無料
主催	4月22日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	40	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	4月23日		みらいの森体験塾～森のクラフトづくり～環境学習プログラム	一般希望者	ボランティアのガイドによって、みらいの森の間伐材を使用した、オリジナルのクラフトづくりを開催した。	28	参加者	花畑敷前広場	有料
主催	4月23日		FP2017 樹木のお医者さんに聞いてみよう!	申込み参加者	樹木医の仕事体験できるプログラムを開催した。	9	参加者	森の家・いこいの森	無料
主催	4月23日		FP2017 お花畑*演奏会	来園者	お花畑でのんびりとピクニックをしながら、素敵な音楽を楽しめるミニ演奏会を開催した。	210	参加者	花畑敷前広場	無料
主催	4月29日	4月30日	博多織伝統工芸プログラム	申込み参加者	博多織をモチーフとした花修景「フラワービスタ」にあわせて、博多織のクラフト体験など子どもから海外の方まで誰もが気軽に伝統工芸を体験できるプログラムを開催した。	40	参加者	カナル	有料
主催	4月29日	5月5日	ヒツジの毛刈り体験 動物の森プログラム	一般希望者	ヒツジの毛をはさみで切る毛刈り体験と、飼育スタッフによる羊用バリカンでの毛刈り実演を楽しめる体験イベントを開催した。	110	参加者	動物の森飼育管理棟前	無料
主催	4月29日	5月5日	フェルトボール作り体験 動物の森プログラム	一般希望者	刈ったばかりのヒツジの毛を使ってフェルトボールを作る体験プログラムを開催した。	597	参加者	動物の森飼育管理棟前	無料
主催	4月29日		FP2017 環境共生の森「みんなで森をつくろう!」環境学習プログラム ファミリーボラン	申込み参加者	一般の来園者とともに、50年後に向けた森づくりのための植樹イベントを行った。	70	参加者	環境共生の森	無料
主催	4月29日		陶芸体験	申込み参加者	陶芸用の粘土を使って本格的な陶芸体験をお楽しみいただけました。	40	参加者	水辺のレストハウス	有料
主催	4月30日		FP2017 スプリングパレード	来園者	華やかなマーチングバンドのパレードとコンサートを開催した。	1,200	参加者	カナル～子供の広場 特設ステージ	無料
主催	4月30日		春の貝殻細工&紙芝居「金印物語」	一般希望者	NPO法人志賀島歴史研究会の協力の下、貝殻を使ったクラフトの体験や紙芝居「金印物語」の上演を行った。	63	参加者	花時計広場	有料
主催	5月3日		海と森の学びナビ 森のファミリー探検隊 環境学習プログラム	申込み参加者	五感を使って、自然の中の出会いを家族で楽しめる体験プログラムを開催した。	12	参加者	大芝生広場	無料
主催	5月3日		春の貝殻細工&紙芝居「金印物語」	一般希望者	NPO法人志賀島歴史研究会の協力の下、貝殻を使ったクラフトの体験や紙芝居「金印物語」の上演を行った。	108	参加者	花時計広場	有料
主催	5月4日	5月5日	FP2017 園芸福祉プログラム 癒しのこけ玉体験教室	一般希望者	土と緑に触れて、季節を感じるこけ玉体験教室を開催した。	134	参加者	花時計広場イベントテント	有料
主催	5月5日		FP2017 うみなかキッズコンサート	来園者	小学生以下を対象に出演者を一般公募し、元氣いっぱい歌やダンスなどのパフォーマンスを披露していただくステージイベントを開催した。	1,300	参加者	大芝生広場 特設ステージ	無料
主催	5月5日		博多織伝統工芸プログラム	一般希望者	博多織をモチーフとした花修景「フラワービスタ」にあわせて、博多織のクラフト体験など子どもから海外の方まで誰もが気軽に伝統工芸を体験できるプログラムを開催した。	20	参加者	カナル	有料
主催	5月6日		FP2017 うみなかファミリーステージ～ワンワンとあそぼうショー～	来園者	人気のワンワンがやってくる「うみなかファミリーステージ」を開催した。	3,200	参加者	大芝生広場 特設ステージ	無料
主催	5月7日		FP2017 ふくこいまつりinうみなか	来園者	フラワーピクニック開催最終日の締めくくりとして、各地で活動しているよさこいチームによる「ふくこい」の競演を披露するイベントを開催した。	2,100	参加者	子どもの広場特設ステージ	無料
主催	5月7日		ファミリーボランティア活動 チューリップボランティア～球根の掘り取り作業～	申込み参加者	チューリップの球根掘り取り体験イベントを開催した。参加者には掘り取った球根の一部をプレゼントした。	173	参加者	虹・彩りの池 チューリップ花壇	無料
主催	5月13日	6月4日	うみなかバラまつり2017	来園者	香りの良いバラを集めたフレグランスローズエリアなど、バラ園を中心に約240品種2,200株の色とりどりのバラをお楽しみいただけるイベントを開催した。	95,693	期間中 来園者	バラ園・フラワードミュージアム・西口カナル	無料
主催	5月13日	6月4日	うみなかバラまつり うみなかバラみくじ	一般希望者	設置されたボックスからバラの名前の書かれたカードを選んで、おすめのバラを探しに行く、どなたでも参加可能なバラ探しゲームを開催した。	6,167	参加者	バラ園	無料
主催	5月13日	6月4日	うみなかバラまつり 香りのバラ選抜総選挙	一般希望者	バラ園に咲くバラで特に香りの強い品種をピックアップして、来場者の好みの香りのバラに投票してもらったバラの人気投票を開催した。	3,449	参加者	バラ園	無料
主催	5月14日	5月28日	うみなかバラまつり バラガイドツアー	一般希望者	フラワードミュージアムのフラワーガイドツアーを開催しました。	34	参加者	花時計広場(受付)	無料
主催	5月14日		うみなかバラまつり 母の日フラワーアレンジメント教室	申込み参加者	バラを使用したフラワーアレンジメント教室を開催した。(事前申込)	40	参加者	子供の広場管理棟	有料

【平成29年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数 計上根拠	備考	イベント 種別
主催	5月14日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	22	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	5月14日		動物のお医者さんに聞いてみよう～小学生編～(予定) 動物の森プログラム	申込み参加者	小学生を対象に、動物園の獣医師の仕事を知ってもらおう体験プログラム「動物のお医者さんに聞いてみよう!」を実施した。	12	参加者	動物の森	有料
主催	5月16日		チューリップ球根掘り取り体験(UDプログラム)	申込み参加者	地域の福祉施設の協力により、障がいを持つ方々を対象としてチューリップの球根を掘り取るイベントを開催した。	5	参加者	虹・彩りの池 チューリップ花壇	無料
主催	5月17日		チューリップ球根掘り取り体験(UDプログラム)	申込み参加者	地域の福祉施設の協力により、障がいを持つ方々を対象としてチューリップの球根を掘り取るイベントを開催した。	30	参加者	虹・彩りの池 チューリップ花壇	無料
主催	5月20日	6月11日	つくろう!あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	268	参加者	子どもの広場管理等	無料
主催	5月20日		海と森の学びナビ うみなかバラまつり ヒマラヤスギでアクセサリーづくり うみなか海と森の学びナビ 自然学び体験教室 環境学習プログラム	一般希望者	ヒマラヤスギの松ぼっくりなどの自然素材を使ったクラフト体験を実施した。	32	参加者	バラ園内東屋	無料
主催	5月23日		チューリップ球根掘り取り体験(UDプログラム)	申込み参加者	地域の福祉施設の協力により、障がいを持つ方々を対象としてチューリップの球根を掘り取るイベントを開催した。	14	参加者	虹・彩りの池 チューリップ花壇	無料
主催	5月24日		チューリップ球根掘り取り体験(UDプログラム)	申込み参加者	地域の福祉施設の協力により、障がいを持つ方々を対象としてチューリップの球根を掘り取るイベントを開催した。	5	参加者	虹・彩りの池 チューリップ花壇	無料
主催	5月27日		夏鳥コアジサシの子育て応援隊	申込み参加者	“コアジサシ”の繁殖支援と、一般市民への啓発を目的に、コアジサシのデコイ(鳥の模型)を作成するワークショップを開催した。	18	参加者	光と風の広場レクチャールーム	無料
主催	5月27日		紙ヒコーキ教室	一般希望者	紙ヒコーキ(ペーパーエアクラフト)の作り方や遊び方の体験教室を行ないます。作った紙ヒコーキを使っての滞空時間トライアルも14時から開催した。	20	参加者	大芝生広場	有料
主催	5月27日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	31	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	5月27日		うみなかキッズクラブ「ふれあい福祉イベント」	申込み参加者	子どもたちが視覚障がい体験や、障がい者とのふれあいを通じて、思いやりや気遣い、障がいについての知識を学べる福祉イベントを開催した。	16	参加者	西口～子供のとりで	有料
主催	5月27日		チューリップ球根掘り取り体験(UDプログラム)	申込み参加者	地域の福祉施設の協力により、障がいを持つ方々を対象としてチューリップの球根を掘り取るイベントを開催した。	4	参加者	虹・彩りの池 チューリップ花壇	無料
主催	5月28日		みらいの森体験塾～ちまきづくり体験～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、みらいの森の自然や農作業を学ぶ体験プログラムを開催した。	24	参加者	環境共生の森	有料
主催	5月28日		うみなかバラまつり バラとハーブのバスソルトづくり体験	一般希望者	フラワーボランティアの皆様との協力による、ハーブを使ったバスソルト作り体験教室を行いました。	50	参加者	バラ園内東屋	有料
主催	6月4日		うみなかバラまつり オリジナルバッジづくり	一般希望者	写真や絵からオリジナルのバッジを制作するワークショップを開催した。	100	参加者	バラ園内東屋	有料
主催	6月4日		みらいの森体験塾～海の小さないきものと防ぎの森の観察ツアー～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、海の中道における森と海のつながりについて学ぶプログラムを行った。	12	参加者	環境共生の森	無料
主催	6月4日		大人のための一日飼育員体験 動物の森プログラム	申込み参加者	大人の癒しをテーマとした体験プログラム「大人のための一日飼育体験」を実施した。	12	参加者	動物の森	有料
主催	6月4日		うみなかバラまつり オリジナルバッジづくり	一般希望者	写真や絵からオリジナルのバッジを制作するワークショップを開催した。	100	参加者	バラ園内東屋	有料
主催	6月10日	6月18日	オウム・インコDAY 動物の森プログラム	一般希望者	動物の森で飼育している希少種のオウムについて、紙芝居やパネル展示を通して学ぶイベントを開催した。	190	参加者	動物の森	無料
主催	6月10日	7月1日	アーリーサマーフェスタ	来園者	「あじさいの小径」や「レインガーデン」など、初夏の花の見頃に合わせて、雨傘の貸し出しサービスなど、梅雨時期の公園を楽しめるイベントを開催した。	31,952	期間中 来園者	レインガーデン・あじさいの小径	無料
主催	6月10日	7月1日	雨傘の貸し出しサービス	一般希望者	雨の日の散策が楽しくなる、雨傘の貸し出しを行った。	7	参加者	海の中道駅口	無料
主催	6月10日	7月1日	雨の日アメちゃんプレゼント	一般希望者	雨の降った日の来園者に飴の無料配布を行った。	572	参加者	園内の全ゲート	無料
主催	6月11日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	12	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	6月11日		みんなで森をつくろう!～森の草刈り～ 環境学習プログラム ファミリーボランティア活動	申込み参加者	苗木の健全な成長のための下草刈りを体験するボランティアイベントを開催した。	25	参加者	環境共生の森	無料
主催	6月11日		バラソルペイント体験	一般希望者	傘に好きな絵や模様を描いてオリジナルの傘を作りました。	40	参加者	ふわんぼりん横シエルト(内)	有料

【平成29年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	6月17日	6月30日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	99	参加者	子どもの広場管理等	無料
主催	6月17日	7月8日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	164	参加者	子どもの広場管理等	無料
主催	6月17日		陶芸でシーサーづくり	申込み参加者	粘土をこねてオリジナルシーサーを作った。	10	参加者	水辺のレストハウス	有料
主催	6月18日		みらいの森体験塾～春じゃがの収穫体験～環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、春のじゃがいも収穫体験や新じゃがの試食体験プログラムを開催した。	26	参加者	環境共生の森	有料
主催	6月24日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	10	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	6月24日		植物の殖やし方講座「挿し木教室」	申込み参加者	さし木の方法について講座と体験で学ぶ教室を行った。	26	参加者	森の家レクチャールーム	無料
主催	6月24日		レインガーデンツアー	一般希望者	アジサイ、スライレンやハスなど観賞しながら、フラワーミュージアムの新たな見どころ「水辺の小径」を巡るガイドツアーを行った。	3	参加者	フラワーミュージアム	無料
主催	7月15日	8月31日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	475	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	7月22日	8月20日	クワガタ・カブトムシハウス動物の森プログラム	一般希望者	カブトムシやクワガタを見て、触って、楽しめるクワガタ・カブトムシハウスを設置した。	4,916	参加者	動物の森	無料
主催	7月22日		みらいの森体験塾～水辺のいきものさがし～環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、いのちの池にすむ生き物を観察するプログラムを開催した。また、環境学習プログラム(プロジェクトワイルド)を用いて環境について学んだ。	21	参加者	環境共生の森	無料
主催	8月3日	8月4日	動物の森1日飼育員体験～小中学生編～動物の森プログラム	申込み参加者	小学生4・5・6年生及び中学生を対象に、動物の森での飼育作業を通して動物に関する知識や飼育員の仕事を学ぶことができるプログラムを開催した。	62	参加者	動物の森	有料
主催	8月5日	8月6日	サマーナイトキャンプ環境学習プログラム	申込み参加者	小学生を対象とした1泊2日のプログラムを開催した。自然観察、クラフト、野外調理、マリワールドでは夜のバノラマ水槽の観察など様々なプログラムを行った。	47	参加者	環境共生の森	有料
主催	8月20日		動物のお医者さんに聞いてみよう～親子編～動物の森プログラム	申込み参加者	小学生とその親を対象に、動物園の獣医師の仕事を知ってもらう体験プログラム「動物のお医者さんに聞いてみよう!」を実施した。	15	参加者	動物の森	有料
主催	8月26日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	34	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	8月27日		アニマル English School 動物の森プログラム	申込み参加者	英語と動物たちの生態を学ぶ、動物の森の動物たちを題材にした環境学習プログラム実施した。	14	参加者	動物の森	無料
主催	8月27日		みんなで森をつくろう!～森の草刈り～環境学習プログラムファミリーボランティア活動	申込み参加者	環境共生の森の生育の為、下草刈りを体験するボランティアイベントを開催した。	14	参加者	環境共生の森	無料
主催	9月2日	11月5日	昔遊びの広場	一般希望者	海の中道サポートクラブの協力により、竹馬や竹とんぼなど昔懐かしい遊びの体験プログラムを開催した。	5,700	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	9月3日		みらいの森体験塾～秋のじゃがいもを植えよう～環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、ダイコンや秋じゃがを植付けける農体験プログラムを行った。	8	参加者	環境共生の森	無料
主催	9月9日	10月9日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	557	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	9月9日		マツ林ボランティア	申込み参加者	市民ボランティアを募集し、玄界灘側海浜部のクロマツ林の松葉かきや清掃等を行うボランティア作業を行った。	50	参加者	玄界灘側海浜部	無料
主催	9月10日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催します。	47	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	9月18日		うみなかキッズクラブ 子ども職業体験「謎解き宝探しプロデューサー」	申込み参加者	子どもたちが、みんなで力を合わせてイベントを作り上げるイベントプロデューサー体験を開催した。	4	参加者	西戸崎レストハウス	無料
主催	9月23日	9月24日	動物ふれあいDAY 動物の森プログラム	一般希望者	ポニー、ウサギ、ヤギ、ヒツジなどの動物たちの息を感じるぐらいまで近寄って、触れて「いのちの輝き」を感じてもらえるイベントを開催した。	5,095	参加者	動物の森	無料
主催	9月23日		紙ヒコーキ教室	一般希望者	紙ヒコーキ(ペーパーエアクラフト)の作り方や遊び方の体験教室を行ないます。作った紙ヒコーキを使っての滞空時間トライアルも14時から開催した。	39	参加者	大芝生広場	有料
主催	9月23日		ハンドサイクル&公園ガイドツアー	一般希望者	一般を対象に、ハンドサイクルの操作方法などについて学び海の中道海浜公園の景色を眺めながら園内を試乗する体験ツアーを行った。	46	参加者	光と風の広場	無料

【平成29年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	9月23日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	24	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	9月24日		海と森の学びナビ 自然学び体験教室 ~森のスプーンづくり~ 環境学習プログラム	一般希望者	自然学びボランティアが主体となり、公園で採集した間伐材を使用してオリジナルのスプーンづくりを実施した。	60	参加者	光と風の広場(アウトドアパーク会場内)	有料
主催	9月24日		みらいの森体験塾 ~カモ池の生き物かんさつ会~ 環境学習プログラム	一般希望者	ボランティアのガイドによって、いのちの池にすむ生き物を観察するプログラムを開催した。	21	参加者	カモ池(アウトドアパーク会場内)	無料
主催	9月30日	10月1日	うみなか芸術展2017	一般希望者	公園の自然豊かな景色を絵画・版画・書道で表現した芸術作品の展示を行った。	360	参加者	森の家レクチャールーム	無料
主催	9月30日	10月1日	お絵かき教室	一般希望者	うみなか芸術展で作品を描いていた先生による絵の描き方教室を実施した。	40	参加者	森の家レクチャールーム	無料
主催	9月30日	11月5日	うみなか*はなまつり	来園者	地域・市民との協働により、花に関するイベントや芸術・文化の香る様々な催しを通じ、秋の公園の魅力発信するイベントを開催した。	109,900	期間中 来園者	園内全域	無料
主催	9月30日	11月5日	うみなか*はなまつり 動物館やり体験 動物の森プログラム	一般希望者	動物たち(カピバラやリスザル等)への餌やりを体験するプログラムを実施した。	775	参加者	動物の森	無料
主催	9月30日	11月5日	うみなか*はなまつり ヤギ駅長展示 動物の森プログラム	来園者	「うみなか*はなまつり」の期間中、海の中道駅口でヤギの駅長を展示し、お迎えをした。	-	-	海/中道駅前広場	無料
主催	9月30日	11月5日	うみなか*はなまつり ポニー乗馬体験 動物の森プログラム	一般希望者	テンガロンハットやバンダナを身に付け、ウエスタンカウボーイ気分に乗馬できる、ポニー乗馬体験を開催した。	756	参加者	動物の森ふれあい広場	有料
主催	9月30日	11月5日	うみなか*はなまつり 動物ふれあい広場 動物の森プログラム	一般希望者	ヤギ、ミニブタ、リウガメ等の動物たちと自由に触れ合うことができる場所として、ふれあい広場を開催した。	9,690	参加者	動物の森ふれあい広場	無料
主催	10月1日		親子カッター体験教室	申込み参加者	海の魅力を親子で体験できる「カッター教室」を開催した。	23	参加者	海の中道マリナー	有料
主催	10月8日	10月9日	園芸福祉プログラム 癒しのこけ玉体験教室	一般希望者	土と緑に触れて、季節を感じるこけ玉体験教室を開催した。	58	参加者	花時計広場イベントテント	有料
主催	10月8日	10月28日	ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフの投げ方やルールを指導し、実際にコースをまわった。	87	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月8日		福岡市消防音楽隊ふれあいコンサート	来園者	福岡市消防音楽隊とカラーガード隊によるパレードと、楽しいコンサートを開催した。	1,100	参加者	カナル~花時計~こどもの広場	無料
主催	10月9日		森のファミリー探検隊	一般希望者	落ち葉や木の実などの自然観察や、採取した落ち葉でしおりを作るクラフト等、親子で楽しみながら自然を学べるプログラムを実施した。	70	参加者	森の家レクチャールーム	無料
主催	10月9日		うみなかキッズクラブ「謎解き宝探しプロデューサー」	申込み参加者	公園でできるイベントを参加者の自由な発想をもとに企画するワークショップを開催した。	5	参加者	園内随所	無料
主催	10月14日	10月15日	パパ&ママ スマイルデー	来園者	大芝生広場で「親子で遊ぶ」「親子で学ぶ」をテーマとして「スポーツ」「エコ」「食育」等にちなんだ様々なイベントを行った。	4,721	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月14日	11月5日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	315	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	10月14日		ワンワンとあそぼうショー	来園者	人気のワンワンがやってくる「うみなかファミリーステージ」を開催した。	1,500	参加者	大芝生広場 特設ステージ	無料
主催	10月14日		わくわく! 食育ワークショップ	一般希望者	「環境共生の森」で収穫した農作物を通して、おやこで「食育」を学べるイベントを実施した。環境共生の森で収穫した里芋・サツマイモ・落花生の振る舞い(芋煮汁・団子・茹で落花生)を行った。	150	参加者	大芝生広場	無料
主催	10月14日		紙ヒコーキ教室	一般希望者	紙ヒコーキ(ペーパーエアクラフト)の作り方や遊び方の体験教室を行ないます。作った紙ヒコーキを使っての滞空時間トライアルも14時から開催した。	30	参加者	大芝生広場	有料
主催	10月14日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	47	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	10月14日		海と森の学びナビ 自然学び体験教室 ~森のクラフトづくり~ (予定) 環境学習プログラム	一般希望者	ドングリや松ぼっくりを使ったクラフトづくりに挑戦した。	51	参加者	森の家	無料
主催	10月14日		さし芽ポットづくり	一般希望者	園内花壇の草花を用いて、さし芽のポット苗づくりを行った。	79	参加者	大芝生広場(親子フェスタ会場内)	無料
主催	10月14日		博多織クラフト体験	一般希望者	福岡の伝統工芸品「博多織」を使ったクラフト体験を行った。	33	参加者	大芝生広場(親子フェスタ会場内)	有料
主催	10月14日		貝殻細工 & 金印紙芝居	一般希望者	玄界灘の砂浜で拾った貝殻を使ったクラフト体験や、志賀島に伝わる金印の紙芝居の上演を行った。	67	参加者	大芝生広場(親子フェスタ会場内)	有料
主催	10月14日		みらいの森体験塾 ~どんぐりポットづくり~	一般希望者	植物の生育を学び、また環境共生の森に植樹する苗木を育てるためにどんぐりポット作りを行った。	34	参加者	大芝生広場(親子フェスタ会場内)	無料
主催	10月15日		秋のJRウォーキング in 海の中道海浜公園	一般希望者	JR海/中道駅をスタート・ゴールとして、潮見台・うみなかみらい橋や花の丘などの秋の見どころを巡る約5kmと8kmのウォーキングイベントを開催した。	178	参加者	公園全域	無料

【平成29年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	10月21日	11月5日	うみなかバラみくじ	一般希望者	設置されたボックスからバラの名前の書かれたカードを選んで、あなたにおすすめのバラを探しに行く、バラ探しゲームを開催した。	1,673	参加者	バラ園	無料
主催	10月21日	11月5日	香りのバラ選抜総選挙	一般希望者	バラ園に咲くバラで特に香りの強い品種をピックアップして、来場者の好みの香りのバラに投票してもらってバラの人気投票を開催した。	1,372	参加者	バラ園	無料
主催	10月21日		陶芸絵付け体験	一般希望者	コップや茶碗、皿やマグネットに陶芸用クレヨンなどで行う絵付け体験を行った。	29	参加者	ふわんボリン横シエルト内	有料
主催	10月22日		樹木のお医者さんに聞いてみよう	一般希望者	樹木医の仕事体験できる子供向けのイベント。樹木の生理生態や観察ポイントについて学び、診断方法を実際に体験した。	5	参加者	水辺のレストハウス	無料
主催	10月22日		ハンドメイド・レザークラフト体験	一般希望者	レザー素材を使い誰でも簡単に作れるオリジナルキーホルダーや小物作りを開催した。	16	参加者	森の家レクチャールーム	有料
主催	10月28日		テラリウムづくり体験	一般希望者	ガラス瓶等の容器を使って、鑑賞・植栽ができるアート作品づくりイベントを開催した。	15	参加者	森の家レクチャールーム	有料
主催	11月3日		秋から春まで楽しめる寄せ植え作り	一般希望者	秋から春まで長い期間楽しめる、コンテナの寄せ植え作りの教室を行った。	16	参加者	子供広場管理棟	有料
主催	11月3日		うみなかキッズクラブ「謎解き宝探しプロデューサー」	申込み参加者	公園でできるイベントを参加者の自由な発想をもとに企画するワークショップを開催した。	5	参加者	園内随所	無料
主催	11月5日		みらいの森体験塾～草木染め体験～環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、みらいの森の秋の植物を使い染め物体験を行った。	12	参加者	環境共生の森	有料
主催	11月5日		秋バラのフラワーアレンジメント	一般希望者	福岡バラ会の協力により、バラの魅力をより多くの方に知っていただくことを目的として、バラを中心とした生花のオーナメント(置物)づくり体験イベントを開催した。	30	参加者	バラ園	有料
主催	11月11日		博多湾トレイル体験スロージョギング教室	申込み参加者	「博多湾パノラマ広場」を活かして博多湾の眺めが楽しめるトレイルコースを設定し、「スロージョギング」の体験プログラムを開催した。	2	参加者	博多湾パノラマ広場	有料
主催	11月12日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	24	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	11月12日		うみなかキッズクラブ「謎解き宝探し」	一般希望者	子どもたちの仲間づくりのきっかけとなるような、グループで力をあわせて謎解きをおこなうコミュニケーションイベントを開催した。	27	参加者	西口～フラワーミュージアム	有料
主催	11月19日		動物のお医者さんに聞いてみよう～小学生編～動物の森プログラム	申込み参加者	小学生を対象に、動物園の獣医師の仕事を知ってもらって体験プログラム「動物のお医者さんに聞いてみよう!」を実施した。	7	参加者	動物の森	有料
主催	11月23日	12月23日	つくろう! あそぼう!	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	200	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	11月23日		みらいの森体験塾～じゃがいも収穫体験～環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、じゃがいも・里芋収穫、玉ねぎの植え付け体験を行った。	25	参加者	環境共生の森	有料
主催	11月25日		自然学び体験教室～リースづくり体験～環境学習プログラム	申込み参加者	自然学びボランティア主体となり、みらいの森の自然素材を使いオリジナルのリース作り体験プログラムを行います。	17	参加者	森の家	無料
主催	11月25日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	13	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	11月26日		大人のための一日飼育員体験動物の森プログラム	申込み参加者	大人の癒しをテーマとした体験プログラム「大人のための一日飼育体験」を実施した。	19	参加者	動物の森	有料
主催	11月26日		動物観察会動物の森プログラム	申込み参加者	長期療養中の方や障がいをお持ちの方たちを対象に、動物とのふれあいを楽しんでいただくプログラムを開催した。	13	参加者	動物の森	無料
主催	12月2日		博多湾トレイル体験スロージョギング教室	申込み参加者	「博多湾パノラマ広場」を活かして博多湾の眺めが楽しめるトレイルコースを設定し、「フルディックウォーキング」や「スロージョギング」などの体験プログラムを開催した。	7	参加者	博多湾パノラマ広場	有料
主催	12月2日		みらいの森体験塾～大根収穫体験～環境学習プログラム	申込み参加者	秋に植付けただいこん・里芋収穫と豌豆の播種を行った。	8	参加者	環境共生の森	有料
主催	12月9日		ファミリーボランティア活動チューリップボランティア～球根植付作業～	申込み参加者	公園内の花修景づくりを一般のお客様と共同で育て、公園への愛着をより深めていただくことを目的に、春の園内を彩るチューリップ花壇の植付体験を開催した。	13	参加者	彩りの花壇・虹の花壇	無料
主催	12月23日	12月25日	うみなかクリスマスキャンドルナイト	来園者	野外劇場の地形を利用して、一般参加のボランティアの協力によって、10,000本のキャンドルを利用したグラウンドアートを制作する夜間開園イベントを開催した。	18,143	期間中 来園者	ワンダーワールド及び野外劇場	有料
主催	12月23日	12月25日	うみなかクリスマスキャンドルナイト～冬の花火	来園者	期間中は毎日、冒険の池付近から約300発のクリスマスをイメージした冬の花火を打ち上げ、冬の夜空に浮かぶ花火とキャンドルアートのコラボレーションを楽しんでいた。また、	-	-	ワンダーワールド	無料

【平成29年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	12月23日	12月25日	うみなかクリスマスキャンドルナイト～キャンドルボランティアファミリーボランティア活動	申込み参加者	12/23～25の3日間、一般募集したボランティアと共に1万本のキャンドルアートの作成を行いました。イベントの片付けボランティアも併せて募集して、開催しました。	226	参加者	ワンダーワールド及び野外劇場	無料
主催	12月23日	12月25日	うみなかクリスマスキャンドルナイト～メッセージキャンドル	一般希望者	家族や恋人...大切な人に向けて「幸せ」への願いを込めて、紙袋にメッセージを記入していただき、参加者の方々にキャンドルを灯していただきました。	239	参加者	ワンダーワールド	有料
主催	12月23日	12月25日	うみなかクリスマスキャンドルナイト～クリスマス・ミニコンサート	来園者	クリスマスの雰囲気にあったミニコンサートを開催した。	480	参加者	ワンダーワールド(シェルター内)	無料
主催	12月23日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	19	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	1月2日	1月3日	お正月イベント「だるまの絵付け体験」	一般希望者	縁起物のだるまの絵付け体験を行います。お正月らしい遊びをご家族で楽しんでいただくイベントを開催した。	82	参加者	子供の広場管理棟	有料
主催	1月2日	1月28日	つくろう！あそぼう！	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	184	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	1月7日		みらいの森体験塾～里のお正月体験～環境学習プログラム	申込み参加者	コマ回しや書初めなど正月遊びを行い、光と風の広場口に飾っていた門松を解体し、ミニどんど焼きを行った。	22	参加者	環境共生の森	有料
主催	1月21日		みらいの森体験塾～カモの観察をしよう～環境学習プログラム	申込み参加者	カモ池に飛来するカモの観察会やクラフトづくりを行った。	6	参加者	環境共生の森	無料
主催	1月21日		博多湾トレイル体験 ノルディックウォーキング	申込み参加者	「博多湾パノラマ広場」を活かして博多湾の眺めが楽しめるトレイルコースを設定し、「ノルディックウォーキング」の体験プログラムを開催した。	2	参加者	博多湾パノラマ広場	無料
主催	1月27日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	4	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	2月3日	3月3日	つくろう！あそぼう！	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	149	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	2月7日	3月14日	恋愛成就祈願フラミンゴ絵馬&フォスポット	一般希望者	動物の森のフラミンゴの池で記念撮影ができるフォスポットの設置と願い事を祈願する絵馬のサービスを行うイベントを開催した。	145	参加者	動物の森	無料
主催	2月10日		博多湾トレイル体験 スロージョギング教室	申込み参加者	「博多湾パノラマ広場」を活かして博多湾の眺めが楽しめるトレイルコースを設定し、「スロージョギング」の体験プログラムを開催した。	16	参加者	博多湾パノラマ広場	有料
主催	2月18日		みんなで森をつくろう！～森の草刈り～環境学習プログラムファミリーボランティア活動	申込み参加者	「環境共生の森」のマテバシ16年度エリアで、苗木の健全な成長のための下草刈りを体験するボランティアイベントを開催しました。	15	参加者	環境共生の森	無料
主催	2月25日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	3	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	3月1日	3月31日	FP2018 あなたの花さがし	一般希望者	設置されたボックスから花の名前の書かれたカードを選んで、その花を探しに行くセルフガイドプログラムを開催します。	140	参加者	フラワーミュージアム	無料
主催	3月4日	3月31日	つくろう！あそぼう！	一般希望者	子どもの広場管理等において、保育士スタッフによる人気のワークショップを開催した。	766	参加者	子供の広場管理棟	無料
主催	3月10日		FP2018 みんなでつくる花物語～ふくおかワイワイ花壇～植え付けボランティア体験	申込み参加者	福岡市緑のコーディネーターの皆さんがデザインした花壇を、県民ボランティアの皆さんで植え付けを行った。	145	参加者	彩の花壇	無料
主催	3月10日		博多湾トレイル体験 スロージョギング教室	申込み参加者	「博多湾パノラマ広場」を活かして博多湾の眺めが楽しめるトレイルコースを設定し、「ノルディックウォーキング」や「スロージョギング」などの体験プログラムを開催した。	8	参加者	博多湾パノラマ広場	有料
主催	3月11日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	38	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	3月24日	3月25日	昔遊びの広場	一般希望者	海の中道サポータークラブの協力により、竹馬や竹とんぼなど昔懐かしい遊びの体験ができた。	300	参加者	子供の広場	無料
主催	3月24日	3月25日	FP2018 福岡城さくらまつり招待券プレゼント	一般希望者	福岡市の「一人一花」運動との連携企画として、3/24&25の各日先着1,000名に福岡城さくらまつり招待券をプレゼントを行った。	1,500	参加者	花時計広場	無料
主催	3月24日	3月31日	海の中道フラワーピクニック2018	来園者	「福岡の春を彩る、花いっぱいうみなか」をテーマに、福岡を代表する春まつりとして、花や緑に関連した様々なイベントを開催し、花いっぱいの公園を楽しんでいただいた。	48,941	期間中 来園者	園内全域	無料
主催	3月24日	3月31日	FP2018 うみなかフラワーガーデン・コンテスト ファミリーガーデン部門 花壇展示	申込み参加者	「海の中道フラワーピクニック」のメインテーマである「花いっぱい、うみなか」をテーマとしたフラワーガーデン・コンテストに応募された地域市民による創作花壇の展示を行いました。	12	参加者	彩りの花壇	無料

【平成29年度 主催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	3月24日	3月31日	FP2018 うみなかフラワーガーデン・コンテスト プロフェッショナル部門 花壇展示	申込み参加者	「海の中道フラワーピクニック」のメインテーマである“花いっぱい、うみなか”をテーマとしたフラワーガーデン・コンテストに応募されたプロの創作花壇の展示を行った。	13	参加者	彩りの花壇	無料
主催	3月24日	3月31日	FP2018 花時計花壇 展示	申込み参加者	西日本短期大学の協力により、「海の中道フラワーピクニック」のメインテーマである“福岡の春を彩る、花いっぱいうみなか”を表現した花壇を演出した。	20	参加者	花時計花壇	無料
主催	3月24日	3月31日	FP2018 ヤギ駅長展示 動物の森プログラム	来園者	「海の中道フラワーピクニック」の期間中、海の中道駅口でヤギの駅長がお迎えした。	-	-	海/中道駅前広場	無料
主催	3月24日	3月31日	FP2018 動物ふれあい広場 動物の森プログラム	一般希望者	ヤギ、ミニブタ、リクガメ等の動物たちと自由に触れ合うことができる場所として、ふれあい広場を開催した。	4,204	参加者	動物の森ふれあい広場	無料
主催	3月24日	3月31日	FP2018 動物餌やり体験 動物の森プログラム	一般希望者	動物たち(カピバラやリスザル等)への餌やりを体験するプログラムを実施した。	400	参加者	動物の森	無料
主催	3月24日		FP2018 ガーデニング講習会	申込み参加者	フラワーガーデンコンテストの出展花壇を巡りながら、藤原良治さんにワンポイントアドバイスなどをしていただくガーデニング講習会を開催した。	44	参加者	花時計広場、彩の花壇	無料
主催	3月24日		みらいの森体験塾 ~おいしい春を探しに行こう~ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、春の環境共生の森で採取できる自然素材を使った、よもぎ団子づくりを行った。	18	参加者	環境共生の森	有料
主催	3月24日		ディスクゴルフチャレンジ	一般希望者	ディスクゴルフボランティアの協力により、ディスクゴルフのルールやマナーを楽しみながら体験できるイベントを開催した。	31	参加者	大芝生広場ディスクゴルフコース	無料
主催	3月25日		FP2018 ビーチクリーンボランティア ファミリーボランティア活動	申込み参加者	きれいな海や海岸を取り戻すため、一般公募ボランティアならびに企業ボランティアによる海岸清掃活動を実施した。	227	参加者	玄界灘側海岸	無料
年間合計						190件	667,387人		

【平成29年度 共催イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
共催	5月13日		海の中道芸術花火2017	申込み参加者	新たに開園する博多湾パノラマ広場において、博多湾海上から打ち上げる花火を楽しむ花火イベントを開催した。	11,809	参加者	博多湾パノラマ広場	有料
共催	9月9日	9月10日	リレー・フォー・ライフin福岡	申込み参加者	リレー形式で24時間歩き、みんなでタスキをつなげることによって、生きる希望や勇気が生まれることを目指すがん啓発チャリティイベントを開催した。	1,284	参加者	光と風の広場	有料
共催	9月23日		ディスカウントドラッグコスモス クリーンキャンペーン	申込み参加者	抽選で500名の参加者を募り、海浜公園内で海岸清掃を開催した。	595	参加者	玄界灘海浜部	無料
共催	10月5日		障がい者グラウンドゴルフ大会	申込み参加者	大芝生広場において、障がい者対象としたグラウンドゴルフ大会を開催した。	263	参加者	大芝生広場	有料
共催	10月15日		土木の日ファミリーフェスタ2017	来園者	「土木の日」にちなみ、ブルドーザー等のはたらき乗物の展示・試乗体験や、その他土木にちなんだ様々な体験イベントを実施した。	579	参加者	大芝生広場	無料
共催	11月19日		チャリティラン&ウォーク in うみのなかみち	申込み参加者	難病の子どもたちの夢を実現するためのチャリティイベントとして、10kmラン、5kmラン、3kmウォークを開催した。	359	参加者	光と風の広場	有料
共催	11月26日		福岡県民さわやかマラソン大会	申込み参加者	福岡県民の健康アップを目的に、0.5キロ～10キロまでの様々なクラスを設けたマラソン大会を開催した。	2,058	参加者	大芝生広場及び園内特設コース	有料
共催	12月2日	12月3日	ディスクゴルフ競技会第31回九州オープン	申込み参加者	日本ディスクゴルフ協会が主催する、ディスクゴルフの公式戦を大芝生広場特設コースにおいて実施した。	120	参加者	大芝生広場	有料
共催	2月24日		福岡クロスカントリー大会	申込み参加者	国内トップアスリートによるクロスカントリーの日本選手権と一般参加が可能な市民クロカンを行いました。	6,696	参加者 応援者	大芝生広場及び園内特設コース	有料
共催	3月18日		海の中道はるかぜマラソン大会	申込み参加者	3km、5km、10km、ハーフマラソンの4部門の市民マラソンを開催した。	4,672	参加者	大芝生広場及び園内特設コース	有料
年間合計						10件	28,435人		

【平成29年度 持込イベント】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
持込	5月20日		野外コンサートCIRCLE'17	申込み参加者	野外劇場を会場として、オムニバス形式のコンサートを行った。	6,160	参加者	野外劇場	有料
持込	5月28日		九州大学吹奏楽連盟ウォークラリー	申込み参加者	九州内の大学吹奏楽連盟の親睦を目的としたウォークラリーを実施した。	320	参加者	園内全域	無料
持込	6月4日		ラグビー練習試合	申込み参加者	小学生から高校生までを対象としたラグビーの練習試合を開催した。	180	参加者	大芝生広場	無料
持込	6月10日	6月11日	全日本アルティメット大会	申込み参加者	フライングディスク競技アルティメットの普及と競技者の交流を目的に、全日本アルティメット競技大会を行なった。	339	参加者	大芝生広場	無料
持込	6月10日		東芝グループ「歩け歩け大会」	申込み参加者	東芝九州支社の社員を対象としたウォーキングや大縄跳びなどのレクリエーションの開催した。	105	参加者	園内全域	無料
持込	6月18日		ゆかたモデル撮影会	申込み参加者	公園の植物や風景、女性モデルを被写体とした写真撮影会を開催した。	120	参加者	園内全域	無料
持込	7月2日		福岡トライアスロン	申込み参加者	海の中道海浜公園の玄界灘海岸をスイム会場、西戸崎～志賀島をバイクコースにしたオリンピックディスタンスのトライアスロン大会を開催した。	1,677	参加者	園内全域	有料
持込	7月15日	7月16日	第27回 福岡オープンアルティメットーナメント	申込み参加者	九州各県を中心とした全国と海外から参加者を募るアルティメット競技大会を開催した。	323	参加者	大芝生広場	無料
持込	7月22日	7月23日	野外コンサート Number Shot2017	申込み参加者	野外劇場を会場として、オムニバス形式のコンサートを行った。	31,897	参加者	野外劇場	有料
持込	9月3日		2017海の中道エンジョイマラソン	申込み参加者	福岡市におけるスポーツ振興と多世代に渡るマラソンイベント参加を促進することによる健康づくりを目的として、42.195kmを4～5名のリレーで走るリレーマラソン大会を開催した。	267	参加者	光と風の広場	有料
持込	9月10日		ラグビー練習試合	申込み参加者	筑紫丘ラグビークラブジュニアスクールの生徒同士での試合とその練習を行った。	220	参加者	大芝生広場	無料
持込	10月1日		第18回西九州ブロックミニ・タグラグビー交流大会	申込み参加者	九州ラグビーフットボール協会登録の西九州ブロックに所属するラグビースクールの幼児、小学1年生～6年生を対象とした交流試合を開催した。	1,821	参加者	大芝生広場	無料
持込	10月7日		YUYUウォーク	申込み参加者	悠悠ホームのオーナーおよび一般参加者を対象とした、5km、10kmのウォーキング大会を開催した。	1,042	参加者	大芝生広場	有料
持込	10月28日		第15回ふれあい健康ウォーク	申込み参加者	西口広場をスタート・ゴールとして5km、11km、17km3コースのウォーキング大会を開催した。	925	参加者	西口広場	有料
持込	11月3日		よかウォーク2017	申込み参加者	ダウン症の理解と普及を目的とし、ダウン症児の方を対象にウォーキングやアクティビティを実施した。	621	参加者	子供の広場	有料
持込	11月3日	11月5日	U24アルティメット合同練習会	申込み参加者	フライングディスク競技アルティメットの普及と九州地区のレベルアップを目的に、U24ウイメン日本代表チームとの合同練習会を行った。	64	参加者	博多湾パノラマ広場	無料
持込	11月5日		第22回国営海の中道海浜公園リレーマラソン	申込み参加者	42.195kmを10名以内のチームでつなぐリレーマラソンを行った。	1,257	参加者	大芝生広場及び園内特設コース	有料
持込	11月19日		おやこレクリエーション	申込み参加者	おやこ体操、じゃんけんゲームなどの親子レクリエーション大会を開催した。	132	参加者	大芝生広場	無料
持込	12月9日		福岡市職員厚生会 局対抗駅伝大会	申込み参加者	福岡市職員厚生会による1周約1.5kmの駅伝大会を実施した。	1,791	参加者	カモ池周回	無料
持込	12月10日		ラグビー練習試合	申込み参加者	筑紫丘ラグビークラブジュニアスクールの生徒同士での試合とその練習を行った。	480	参加者	大芝生広場	無料
持込	12月17日		第1回 海の中道エンジョイリレーマラソン大会	申込み参加者	福岡市におけるスポーツ振興と多世代に渡るマラソンイベント参加を促進することによる健康づくりを目的として、42.195kmを4～5名のリレーで走るリレーマラソン大会を開催した。	192	参加者	大芝生広場	有料
持込	1月14日		ラグビー練習試合	申込み参加者	筑紫丘ラグビークラブジュニアスクールの生徒同士での試合とその練習を行った。	242	参加者	大芝生広場	無料
持込	1月28日		玄海灘30キロマラソン&リレー祭りin海の中道2018	申込み参加者	福岡市におけるスポーツ振興と多世代に渡るマラソンイベント参加を促進することによる健康づくりを目的として、42.195kmを4～5名のリレーで走るリレーマラソン大会を開催した。	171	参加者	カモ池周回	有料
持込	2月25日		デュアスロン練習会	申込み参加者	博多湾パノラマ広場の利活用のプログラム誘致として、子供向けのバイクとランの競技を行うデュアスロン練習会を行った。	81	参加者	博多湾パノラマ広場、光と風の広場	有料
持込	3月4日		第18回天然記念物柴犬保存会九州支部展覧会	申込み参加者	天然記念物柴犬保存会九州支部が保存すべき柴犬の紹介・周知するために、大芝生広場にて展覧会を開催した。	34	参加者	大芝生広場	有料
年間合計						25件	50,461人		

【平成29年度 環境学習プログラム】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	4月1日	3月31日	海と森の学びナビ 森の楽校 環境学習プログラム	一般希望者	木の実等を使ったクラフト体験を通じて、環境や自然について学ぶことが出来る環境学習プログラムを開催した。	15,073	参加者	森の家工作室	無料
主催	4月1日	3月31日	海と森の学びナビ いこいの森トレジャーハンティング 環境学習プログラム	一般希望者	森の家を拠点に、動物や植物などにまつわるクイズを解きながら、環境について学ぶことができるセルフガイドプログラムを開催した。	494	参加者	森の家ほか	無料
主催	4月1日	3月31日	海と森の学びナビ うみなか情報ギャラリー 環境学習プログラム	一般希望者	シーサイドヒルシオヤにて、海浜公園や周辺の歴史、海の環境について学ぶことが出来るセルフガイドプログラムを実施した。	2,000	参加者	シーサイドヒルシオヤ	無料
主催	4月1日	3月31日	「環境共生の森」セルフガイドプログラム	一般希望者	環境共生の森(みらいの森)を散策しながら、エリアの見どころや、みらいの森での取り組みなどを紹介するセルフガイドプログラムを実施した。	300	参加者	環境共生の森	無料
主催	4月2日		FP2017 環境共生の森「みんなで森をつくろう！」 環境学習プログラム ファミリーボランティア活動	申込み参加者	一般の来園者とともに、50年後に向けた森づくりのための植樹イベントを開催した。	57	参加者	環境共生の森	無料
主催	4月9日		海と森の学びナビ 森のファミリー探検隊 環境学習プログラム	申込み参加者	五感を使って、自然の中の出会いを家族で楽しめる体験プログラムを開催した。	31	参加者	森の家レクチャールーム他	無料
主催	4月23日		みらいの森体験塾～森のクラフトづくり～ 環境学習プログラム	一般希望者	ボランティアのガイドによって、みらいの森の間伐材を使用した、オリジナルのクラフトづくりを開催した。	28	参加者	花棧敷前広場	有料
主催	4月23日		FP2017 樹木のお医者さんに聞いてみよう!	申込み参加者	樹木医の仕事体験できるプログラムを開催した。	9	参加者	森の家・いこいの森	無料
主催	4月29日		FP2017 環境共生の森「みんなで森をつくろう！」 環境学習プログラム ファミリーボランティア	申込み参加者	一般の来園者とともに、50年後に向けた森づくりのための植樹イベントを行った。	70	参加者	環境共生の森	無料
主催	5月3日		海と森の学びナビ 森のファミリー探検隊 環境学習プログラム	申込み参加者	五感を使って、自然の中の出会いを家族で楽しめる体験プログラムを開催した。	12	参加者	大芝生広場	無料
主催	5月20日		海と森の学びナビ うみなかパラまつり ヒマヤスギでアクセサリーづくり うみなか海と森の学びナビ 自然学び体験教室 環境学習プログラム	一般希望者	ヒマヤスギの松ぼっくりなどの自然素材を使ったクラフト体験を実施した。	32	参加者	パラ園内東屋	無料
主催	5月27日		夏鳥コアジサシの子育て応援隊	申込み参加者	“コアジサシ”の繁殖支援と、一般市民への啓発を目的に、コアジサイのデコイ(鳥の模型)を作成するワークショップを開催した。	18	参加者	光と風の広場レクチャールーム	無料
主催	5月28日		みらいの森体験塾～ちまきづくり体験～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、みらいの森の自然や農作業を学ぶ体験プログラムを開催した。	24	参加者	環境共生の森	有料
主催	6月4日		みらいの森体験塾～海の小さないきものと防ぎの森の観察ツアー～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、海の中道における森と海のつながりについて学ぶプログラムを行った。	12	参加者	環境共生の森	無料
主催	6月11日		みんなで森をつくろう!～森の草刈り～ 環境学習プログラム ファミリーボランティア活動	申込み参加者	苗木の健全な成長のための下草刈りを体験するボランティアイベントを開催した。	25	参加者	環境共生の森	無料
主催	6月18日		みらいの森体験塾～春じゃがの収穫体験～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、春のじゃがいも収穫体験や新じゃがの試食体験プログラムを開催した。	26	参加者	環境共生の森	有料
主催	7月22日		みらいの森体験塾～水辺のいきものさがし～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、いのちの池にすむ生き物を観察するプログラムを開催した。また、環境学習プログラム(プロジェクトワイルド)を用いて環境について学んだ。	21	参加者	環境共生の森	無料
主催	8月5日	8月6日	サマーナイトキャンプ 環境学習プログラム	申込み参加者	小学生を対象とした1泊2日のプログラムを開催した。自然観察、クラフト、野外調理、マリワールドでは夜のバノラマ水槽の観察など様々なプログラムを行った。	47	参加者	環境共生の森	有料
主催	8月27日		みんなで森をつくろう!～森の草刈り～ 環境学習プログラム ファミリーボランティア活動	申込み参加者	環境共生の森の生育の為、下草刈りを体験するボランティアイベントを開催した。	14	参加者	環境共生の森	無料
主催	9月3日		みらいの森体験塾～秋のじゃがいもを植えよう～ 環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、ダイコンや秋じゃがを植付ける農体験プログラムを行った。	8	参加者	環境共生の森	無料
主催	9月9日		マツ林ボランティア	申込み参加者	市民ボランティアを募集し、玄界灘側海浜部のクロマツ林の松葉かきや清掃等を行うボランティア作業を行った。	50	参加者	玄界灘側海浜部	無料
主催	9月24日		海と森の学びナビ 自然学び体験教室～森のスプーンづくり～ 環境学習プログラム	一般希望者	自然学びボランティアが主体となり、公園で採集した間伐材を使用してオリジナルのスプーンづくりを実施した。	60	参加者	光と風の広場(アウトドアパーク会場内)	有料
主催	9月24日		みらいの森体験塾～カモ池の生き物かんさつ会～ 環境学習プログラム	一般希望者	ボランティアのガイドによって、いのちの池にすむ生き物を観察するプログラムを開催した。	21	参加者	カモ池(アウトドアパーク会場内)	無料
主催	10月9日		森のファミリー探検隊	一般希望者	落ち葉や木の実などの自然観察や、採取した落ち葉でしおりを作るクラフト等、親子で楽しみながら自然を学べるプログラムを実施した。	70	参加者	森の家レクチャールーム	無料
主催	10月14日		海と森の学びナビ 自然学び体験教室～森のクラフトづくり～(予定) 環境学習プログラム	一般希望者	ドングリや松ぼっくりを使ったクラフトづくりに挑戦した。	51	参加者	森の家	無料
主催	10月14日		みらいの森体験塾～どんぐりポットづくり～	一般希望者	植物の生育を学び、また環境共生の森に植樹する苗木を育てるためにどんぐりポット作りを行った。	34	参加者	大芝生広場(親子フェスタ会場内)	無料

【平成29年度 環境学習プログラム】

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
主催	10月22日		樹木のお医者さんに聞いてみよう	一般希望者	樹木医の仕事体験できる子供向けのイベント、樹木の生理生態や観察ポイントについて学び、診断方法を実際に体験した。	5	参加者	水辺のレストハウス	無料
主催	11月5日		みらいの森体験塾～草木染め体験～環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、みらいの森の秋の植物を使い染め物体験を行った。	12	参加者	環境共生の森	有料
主催	11月23日		みらいの森体験塾～じゃがいも収穫体験～環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、じゃがいも・里芋収穫、玉ねぎの植え付け体験を行った。	25	参加者	環境共生の森	有料
主催	11月25日		自然学び体験教室～リースづくり体験～環境学習プログラム	申込み参加者	自然学びボランティア主体となり、みらいの森の自然素材を使いオリジナルのリース作り体験プログラムを行います。	17	参加者	森の家	無料
主催	12月2日		みらいの森体験塾～大根収穫体験～環境学習プログラム	申込み参加者	秋に植付けただいこん・里芋収穫と豌豆の播種を行った。	8	参加者	環境共生の森	有料
主催	1月7日		みらいの森体験塾～里のお正月体験～環境学習プログラム	申込み参加者	コマ回しや書初めなど正月遊びを行い、光と風の広場に飾っていた門松を解体し、ミニどんど焼きを行った。	22	参加者	環境共生の森	有料
主催	1月21日		みらいの森体験塾～カモの観察をしよう～環境学習プログラム	申込み参加者	カモ池に飛来するカモの観察会やクラフトづくりを行った。	6	参加者	環境共生の森	無料
主催	2月18日		みんなで森をつくろう！～森の草刈り～環境学習プログラム ファミリーボランティア活動	申込み参加者	「環境共生の森」のマテバシ16年度エリアで、苗木の健全な成長のための下草刈りを体験するボランティアイベントを開催しました。	15	参加者	環境共生の森	無料
主催	3月24日		みらいの森体験塾～おいしい春を探しに行こう～環境学習プログラム	申込み参加者	ボランティアのガイドによって、春の環境共生の森で採取できる自然素材を使った、よもぎ団子づくりを行った。	18	参加者	環境共生の森	有料
主催	3月25日		FP2018 ビーチクリーンボランティアファミリーボランティア活動	申込み参加者	きれいな海や海岸を取り戻すため、一般公募ボランティアならびに企業ボランティアによる海岸清掃活動を実施した。	227	参加者	玄界灘側海岸	無料
年間合計						36件	18,942人		

イベント区分	開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
共催	9月23日		ディスカウントドラッグコスモスクリーンキャンペーン	申込み参加者	抽選で500名の参加者を募り、海浜公園内で海岸清掃を開催した。	595	参加者	玄界灘海浜部	無料
年間合計						1件	595人		

開園時間延伸状況

開園時間の変更状況

【平成 28 年度】

期間	平成 28 年 5 月 1 日(日)、5 月 3 日(火)～5 日(木)
内容	ゴールデンウィーク期間中の閉園時刻延長
現行	9:30～17:30
変更	9:30～18:30(パークエリア)

期間	平成 28 年 5 月 14 日(土)～15 日(日)
内容	野外コンサート
現行	9:30～17:30
変更	9:30～21:00(パークエリア)

期間	平成 28 年 7 月 23 日(土)～24 日<日>
内容	野外コンサート
現行	9:00～18:30
変更	9:00～22:00(パークエリア)

期間	平成 28 年 8 月 6 日(土)～7 日<日>
内容	サマーナイトキャンプ
現行	9:00～18:30
変更	9:00～翌 9:00(光と風の広場エリア)

期間	平成 28 年 8 月 27 日(土)
内容	野外コンサート
現行	9:00～18:30
変更	9:00～21:00(パークエリア)

期間	平成 28 年 9 月 10 日(土)～11 日(日)
内容	リレー・フォー・ライフ in 福岡
現行	9:00～18:30
変更	9:00～翌 9:00(光と風の広場エリア)

期間	平成 28 年 11 月 5 日(土)～6 日(日)
内容	ユニバーサルキャンプ
現行	9:30～17:30
変更	9:30～翌 9:30(光と風の広場エリア)

期間	平成 28 年 12 月 23 日(金)～25 日(日)
内容	うみなかクリスマスキャンドルナイト
現行	9:30～17:00
変更	9:30～21:30(パークエリア)

【平成 29 年度】

期間	平成 29 年 5 月 3 日(水)～7 日(日)
内容	ゴールデンウィーク期間中の閉園時刻延長
現行	9:30～17:30
変更	9:30～18:30(パークエリア)

期間	平成 29 年 5 月 13 日(土)
内容	海の中道芸術花火
現行	9:30～17:30
変更	9:30～22:00(パークエリア)

期間	平成 29 年 5 月 20 日(土)
内容	野外コンサート
現行	9:30～17:30
変更	9:30～22:00(パークエリア)

期間	平成 29 年 7 月 2 日(日)
内容	福岡トライアスロン
現行	9:00～17:30
変更	5:30～17:30(光と風の広場エリア)

期間	平成 29 年 7 月 22 日(土)～23 日(日)
内容	野外コンサート
現行	9:00～18:30
変更	9:00～22:00(パークエリア)

期間	平成 29 年 8 月 5 日(土)～6 日<日)
内容	サマーナイトキャンプ
現行	9:00～18:30
変更	9:00～翌 9:00(光と風の広場エリア)

期間	平成 29 年 9 月 9 日(土)～10 日(日)
内容	リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2014 福岡
現行	9:00～18:30
変更	9:00～翌 9:00(光と風の広場エリア)

期間	平成 29 年 12 月 23 日(土)～25 日(月)
内容	うみなかクリスマスキャンドルナイト
現行	9:30～17:00
変更	9:30～21:30(パークエリア)

混雑時の状況

入園者数・駐車台数・貸自転車比較

H28		H29		入園者数(人)		駐車台数(台)		貸自転車(台)	
				H28	H29	H28	H29	H28	H29
4月25日	月	4月25日	火	2,769	2,314	293	305	645	543
4月26日	火	4月26日	水	2,122	771	184	29	157	12
4月27日	水	4月27日	木	685	3,065	22	387	3	439
4月28日	木	4月28日	金	645	7,818	19	741	11	670
4月29日	金	4月29日	土	18,239	10,195	3,584	2,600	2,624	2,557
4月30日	土	4月30日	日	14,918	11,600	3,397	3,370	2,592	2,814
5月1日	日	5月1日	月	35,913	3,285	5,202	664	2,906	945
5月2日	月	5月2日	火	6,003	4,409	1,050	1,099	1,732	1,038
5月3日	火	5月3日	水	320	19,456	990	4,141	27	2,594
5月4日	水	5月4日	木	40,032	24,967	6,087	6,217	3,071	3,098
5月5日	木	5月5日	金	21,799	22,369	4,527	5,959	2,978	3,103
5月6日	金	5月6日	土	483	10,628	139	3,995	76	2,442
計				143,928	120,877	25,494	29,507	16,822	20,255



リース物品(リスト)

種別	物件名	単位	数量
車両	ダ イハツハイセ ットラック	台	1
	トヨタ ノア	台	1
	トヨタレジ アスエース	台	2
	トヨタタウンエーストラック	台	4
	ダ イハツハイセ ットダ ンプ	台	2
	ダ イハツハイセ ットカーゴ	台	1
運営用機器			
事務用機器	パソコン	台	43
	プロジェクター	台	1
	プリンター	台	4
	カラープリンター	台	1
	ストレージサーバー	台	1
	モデム	台	9
	衛星携帯電話	台	5
	複写機	台	2
	複写機 (FAX機能付)	台	1
	大型印刷機	台	1
	硬貨選別機	台	2
	紙幣選別機	台	3
	硬貨計算機	台	2

支給品一覧（備品以外の残存物品リスト）

【平成30年度】

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
	総務課			
1	付箋紙(小)	個	18	
2	付箋紙(中)	個	21	
3	付箋紙(大)	個	25	
4	付箋紙(特大)	個	8	
5	ノート(B5)	冊	7	
6	レベルブック	冊	2	
7	キングファイル(3cm)	冊	2	
8	キングファイル(5cm)	冊	3	
9	キングファイル(6cm)	冊	0	
10	フラットファイル	冊	51	
11	蛍光ペン	本	92	
12	ボールペン	本	54	
13	ボールペン(替え芯)	本	68	
14	マジック(細)	本	50	
15	マジック(太)	本	42	
16	鉛筆	本	20	
17	ホワイトボードマーカー	本	28	
18	ホワイトボードマーカー(詰め替え用)	本	33	
19	消しゴム	個	38	
20	砂消し	個	14	
21	修正テープ	個	2	
22	修正テープ(カートリッジ)	個	12	
23	テブラ	個	136	
24	ガムテープ	巻	5	
25	布テープ	巻	8	
26	セロテープ	巻	9	
27	両面テープ	巻	18	
28	のり	本	24	
29	メンディングテープ	巻	7	
30	インデックス(大)	袋	18	
31	インデックス(中)	袋	16	
32	ホッチキス針	箱	22	
33	乾電池(単1)	本	16	
34	乾電池(単2)	本	19	
35	乾電池(単4)	本	26	
36	コピー用紙(A3)	冊	2	
37	コピー用紙(A4)	冊	25	
38	レターボックス	個	22	
39	ポロシャツ	着	602	
40	ブルゾン	着	177	
41	防寒着	着	193	
42	コミュニケーションボード	枚	6	

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
43	高齢者疑似体験セット	個	1	
45	ヘルメット	個	105	
	企画課(企画係)			
1	長机	本	26	企画
2	折りたたみテーブル(軽量タイプ1800×450)	台	35	企画
3	折りたたみイス	個	140	企画
4	A型看板(小)	基	12	企画
5	テント用ウエイト(20kg,10kg,5kg)	個	83	企画
6	拡声器	個	3	企画
7	加湿器	個	1	企画
9	ハンマー(大)	個	2	企画
10	ハンマー(小)	個	2	企画
11	折りたたみ式コンテナ	個	14	企画
17	丸椅子	個	140	企画 H28追加購入(30個)
18	コードリール 50m	個	10	企画
19	コードリール 30m	個	5	企画
20	鉄ピン 大(テント等固定)	本	24	企画
21	鉄ピン 小(テント等固定)	本	50	企画
22	パーティション 900×1800	枚	20	企画
23	パーティション 900×900	枚	18	企画
24	パーティション用 足	本	40	企画
25	イーゼル	個	7	企画
26	空気入れ	台	1	企画
28	スピーカーケーブル 20m	本	2	企画
32	ポスターパネル(B1、防水タイプ)	枚	12	展示イベント用
33	パンフレットスタンド	台	1	展示イベント用
34	A型ポスタースタンド(B1サイズ)	台	8	イベント情報表示用
35	ポスタースタンド用保持パイプ(B1用)	台	8	イベント情報表示用
36	看板用ウエイト(11kg)	個	16	イベント情報表示用
37	ポスト	個	1	広報
38	DVDプレーヤー(東芝SD310J)	基	1	企画(動物ふれあいいいのちの輝き展)
39	外付ハードディスク(HDLS1.OTU2J(F1.0))	個	2	イベントデータ整理
40	デジタルカメラ(ペンタックス、OPTIOWG1PL(PL))	個	1	イベントデータ記録
41	デジタルカメラ用メディア(東芝、SDE016G4)	個	2	イベントデータ記録
42	デジタルカメラバッテリー(ソニー、NPF G1(SSS))	個	3	イベントデータ記録
43	ブロンズランタン(74410000)	個	17	企画(つみながクリスマスキャンドルナイト)
44	中国製ホワイトラティス(1800×900mm)	枚	81	企画(ハンギングバスケット展)
45	セーフティーコーン(2.8kg)青	本	450	スポーツイベント等
46	コーン用バー(2m)	本	353	スポーツイベント等
47	ミニコーン(別名:マーカー、橙色)	個	390	スポーツイベント等
48	ラインカー(プラスチック製、黒)	台	1	スポーツイベント等
49	回転灯(12/24V兼用)	個	20	持込イベント用(ガードマン口)
50	車両マグネット(園内作業中)	枚	60	持込イベント用 H26購入(ガードマン口)
51	胴長	着	1	環境イベント用 H26購入、昨年購入した3着のうち、2着は市民交流(里の家)へ
52	クーラーボックス	個	1	スポーツイベント用 H26購入
53	テント横幕(2間)	枚	20	H26購入
54	テント横幕(4間)	枚	20	H26購入
55	折りたたみベンチ	脚	20	ステージイベント用 H26購入
56	自転車	台	10	持込イベント用 H26購入
57	巻尺	個	4	H26購入
58	タープテント(サーカスTC)	個	5	H29購入
59	タープ(aozoraタープ)	個	5	H29購入

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
60	ヨガマット	個	15	H29購入
61	ガーデンテーブルセット	個	15	H29購入
62	ハンモック	個	15	H29購入
63	和傘	個	20	H29購入 H30追加購入(10本)
64	色が変わる傘(子供用)	個	10	H29購入
	企画課(市民交流係)			
1	書籍「新訂図解植物観察辞典」	冊	1	環境学習プログラム
2	書籍「図説植物用語事典」	冊	1	環境学習プログラム
3	書籍「樹に咲く花-合弁花単子葉・裸子植物」	冊	1	環境学習プログラム
4	書籍「樹に咲く花-離弁花」	冊	1	環境学習プログラム
5	書籍「野に咲く花」	冊	2	環境学習プログラム H30年度1冊追加記載
6	書籍「樹皮ハンドブック」	冊	2	環境学習プログラム H30年度1冊追加記載
7	書籍「紅葉ハンドブック」	冊	1	環境学習プログラム
8	書籍「冬芽ハンドブック」	冊	1	環境学習プログラム
9	書籍「コウモリ識別ハンドブック」	冊	1	環境学習プログラム H30年度追加記載
10	書籍「昆虫の食草・食樹ハンドブック」	冊	1	環境学習プログラム
11	書籍「野鳥の羽ハンドブック」	冊	3	環境学習プログラム H30年度追加記載
12	書籍「野鳥と木の実ハンドブック」	冊	1	環境学習プログラム H30年度追加記載
13	書籍「種子たちの知恵-身近な植物に発見！」	冊	1	環境学習プログラム
14	書籍「どんぐりハンドブック」	冊	1	環境学習プログラム
15	カラー竹馬(適応身長110cm以下)	個	9	昔遊び広場 H30年度数量6本廃棄
16	カラー竹馬(適応身長120~140cm)	個	9	昔遊び広場 H29年度2本追加購入
17	カラー竹馬(適応身長150cm以上)	個	3	昔遊び広場
18	三本備中鍬	本	7	環境共生の森
19	唐鍬	本	1	環境共生の森 H30年度平鍬に訂正6本
20	平鍬	本	6	環境共生の森 H30年度唐鍬から訂正6本
21	刈払用カマ	本	3	環境共生の森
22	集草用レーキ	本	3	環境共生の森 H26年度2本追加購入
23	三角ホー鍬	本	5	環境共生の森 H29年度1本追加購入
24	かき板(大)	本	3	環境共生の森 H29年度購入
25	すき鍬(草削り)	本	3	環境共生の森 H29年度購入
26	八角木槌	本	5	環境共生の森 H29年度4本追加購入
27	剣スコ大	本	12	環境共生の森 H30年度追加記載
28	剣スコ小	本	9	環境共生の森 H30年度追加記載
29	太枝きり	本	5	環境共生の森 H29年度購入
30	太枝きり(アルミ)	本	4	環境共生の森 H29年度購入
31	一輪車	台	1	環境共生の森 H30年度追加記載
32	台車	台	2	環境共生の森 H29年度2台購入
33	胴長	本	2	環境共生の森
34	ジョウロ	本	1	環境共生の森
35	7段脚立	基	1	環境共生の森 H30年度追加記載
36	貯水タンク	個	1	環境共生の森 H30年度追加記載
37	金グライ	個	6	環境共生の森
38	タープテント 3m×3m	基	1	環境共生の森 H30年度購入
39	携帯顕微鏡	個	5	環境共生の森 H29年度1台廃棄
40	紙芝居台	台	1	環境共生の森 H30年度追加記載
41	電子レンジ	台	1	環境共生の森 H29年度購入
42	ワゴンカート	基	1	環境共生の森
43	折りたたみテーブル(軽量タイプ1800×450)木目天板	台	10	環境共生の森 H29年度5台追加購入
44	ホームベンチ	基	13	イベント用 H26年度購入 H28年度6基追加購入
45	業務用扇風機(オレンジの羽)	基	2	環境共生の森 H30年度追加記載
46	パンフレットスタンド	基	2	環境共生の森

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
47	連結棚(スチール製)	台	3	環境共生の森
48	IH段付鍋	個	5	環境共生の森
49	卓上IH調理器	個	4	環境共生の森
50	電気ケトル	個	2	環境共生の森 H29年度1個追加購入
51	アルミ 大型鍋(大1、中1、小3)	個	5	環境共生の森 H30年度(小3)追加記載
52	木蓋(アルミ 大型鍋用、中1、小3)	個	4	環境共生の森 H30年度(小3)追加記載
53	料理用大鍋(金アルミ)大1、小4	個	1	環境共生の森 H30年度(小4)追加記載
54	羽釜の蓋	個	2	イベント用 H26年度購入
55	羽釜	個	1	環境共生の森 H30年度追加記載
56	飯ごう	個	20	環境共生の森
57	ダッチオーブン 12インチ	個	2	環境共生の森 H29年度購入
58	もち箱(四角いプラスチック製、クリーム色)	個	4	環境共生の森 H30年度追加記載
59	せいろ2段	個	1	環境共生の森 H28年度購入
60	電動ドリル	個	1	環境共生の森
61	焼印	本	2	環境共生の森
62	検測竿	本	1	環境共生の森 H29年度購入
63	サウンドリーダー(野鳥の声の読み取り用)	個	8	イベント用 H30年度追加記載
64	ポルトスラック(木製)	基	1	環境共生の森
65	折りたたみコンテナ	個	23	環境共生の森
66	デジタルカメラ(PENTAX WG-50)黒色	個	1	イベント用 H29年度購入
67	コルクボード(600mm×900mm)	枚	5	環境共生の森
68	ステップ踏み台	基	2	ボランティア活動用 H26年度購入 H29年度1台廃棄
69	テーブル	台	6	西戸崎レストハウス H26年度購入
70	椅子	脚	24	西戸崎レストハウス H26年度購入
71	キャスター付パネル	台	10	西戸崎レストハウス5台、森の家レクチャー5台 H26購入
72	パンフレットスタンド	台	2	国倉庫 H26購入
	企画課(広報係)			
1	パンフレットスタンド	基	1	キャンペーン用(広報室)
6	台車	基	1	(広報室)
7	コルクボード(600mm×900mm)	枚	1	事務所内掲示板
8	花瓶	個	2	キャンペーン用(広報室)
9	コンパクトメガホン	個	2	キャンペーン用(広報室)
10	パンフレットスタンド(卓上)	基	2	キャンペーン用(広報室/西サロ)
11	デジタルカメラ カシオIXY630 シルバー	個	1	記録撮影用 H26購入(センター)
12	SDカード 8G(上記カメラ用)	個	1	記録撮影用 H26購入(センター)
13	イレバネB1サイズ	基	5	海中駅口 港レストハウス 広報室 H26購入
15	うみなかはなまつり横断幕	基	1	香椎駅設置用 H26購入
16	フラワーピクニック横断幕	基	1	香椎駅設置用 H25購入
18	カメラスタンド	基	1	記録撮影用 H24購入(センター)
	植物管理課			
1	アーチ(バラ2人掛けベンチ囲い)	個	1	ファニチャー FM用
2	エクセレントフラワーアーチ 1740*490*2020mmグリーン	基	2	ファニチャーバラ園用
3	オベリスク	個	4	ファニチャー FM用
4	折込式のこぎり PM-21	本	11	作業道具 センター用、温室用
5	剪定鋸 210mm	本	10	作業道具、H25購入
6	ノコギリ TL-30	本	1	作業道具 FV用
7	ノコギリ シルズバット	本	2	作業道具
8	剪定鋸 ズバット300	本	1	作業道具
9	刈込ばさみ アルミ柄 MS-4	本	1	作業道具FV用

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
10	剪定ばさみ 岡恒 200mm	本	3	作業道具
11	花切バサミ 165mm	本	6	作業道具 温室・ゲート用
12	花切バサミ 165mm	本	3	作業道具 FV用
13	花切ハサミ 180mm	本	3	作業道具
14	花切ハサミ 180mm	本	8	作業道具 FV用
15	花切バサミ チカサ T-550	本	1	作業道具 直管用
16	花切バサミ 岡恒 200mm	本	2	作業道具 直管用
17	花切バサミ 近正ｽﾀﾝ 200mm	本	2	作業道具 直管用
18	花切り鋏 180mm	本	5	作業道具 花壇、ハフ園花殻摘み用、H25購入
19	太丸高枝切りばさみ 1000mm N-153	本	5	作業道具 FV2本、直管3本
20	太丸高枝切りばさみ 2000mm N-155	本	1	作業道具FV用
21	高枝切 3.0-5D	本	1	作業道具 高木枝切り用
22	高枝切 HAYAUCHI4段	本	1	作業道具 高木枝打ち用
23	高枝切ノコギリ シルキﾞﾊﾞｯﾄ2段	本	1	作業道具
24	高枝切ノコギリ シルキﾞ はやうち 2段	本	1	作業道具 高木枝打ち用 H26購入
25	軽量剪定鋏 K-1000	本	1	作業道具 低木剪定用
26	脚立 3段ｽｯﾌﾟ	脚	2	作業道具 直管用
27	アルミ園芸三脚 240	本	1	作業道具 剪定用
28	レーキ	本	2	作業道具 FV用
29	三本クワ 1050mmタモ柄付	本	1	作業道具
30	移植ゴテ	本	15	作業道具 FV用
31	浅型一輪車	台	1	作業道具 直管用
32	台車 金象印ｷﾞャｰﾗｯｸ	台	1	作業道具 ボランティア用
33	工業用扇風機 YKS-A45	台	2	作業道具 温室用(2基は共生の森で使用)
34	工場用扇風機 HX-450	台	8	作業道具 温室用
35	扇風機 FS-30LW	台	1	作業道具 直管・節電用
36	ポット土詰め器(スピードポッター) L30P 標準穴	台	1	作業道具 温室用
37	無地ホワイトボード 横型 600*900	枚	4	作業道具 作業道具 温室用
38	人力噴霧機 MH9D-1	台	3	作業道具 薬剤散布用、H25購入
39	噴霧器 9L	台	1	作業道具 温室薬剤散布用、H25購入
40	乾湿両用集塵機 VC-1100(掃除機)	台	2	作業道具 メリケントキンソウ種子取り用、H25購入
41	ライン引きA型 EFA-003	台	1	作業道具 花壇、花畑デザイン用、H25購入
42	生垣バリカン マキタ MUH406	台	1	作業道具 H26購入
43	刈払機 BIGM BC23CSN	台	1	作業道具
44	手押し芝刈り機 トラッドモア 20	台	1	作業道具 ドックラン用 H26購入
45	チェーン目立機 ニシガキ N-820 充電式	個	1	作業道具 チェーンソー刃研ぎ
46	ワンタッチ計量器	個	1	計量機器 薬剤散布用、H25購入
47	照度チェッカー SK-10LX	個	1	計量機器 樹林地内の明るさを表示
48	小型農薬保管庫	台	1	収納庫 温室用、H25購入
49	ジョウロ 8L	個	3	灌水機器 センター用
50	ジョウロ 6L	個	1	灌水機器 H26購入
51	キリコ巻取り器リール 巻幅65mm	個	1	灌水機器
52	キリコ巻取り器台座 据置型	個	1	灌水機器
53	スプリンクラー カクダイ 546-010	個	17	灌水機器 FM用
54	スプリンクラー カクダイ 5470-13	個	8	灌水機器
55	インパクトスプリンクラー	個	24	灌水機器、H25購入
56	トリブルスプリンクラー	個	12	灌水機器、H25購入
57	バルススプリンクラー	個	3	灌水機器、H25購入
58	ホース 内径15mm×50m	巻	14	灌水機器、H26追加購入
59	ホース 内径15mm×30m	巻	2	灌水機器、H26追加購入
60	消防ホース(散水用) 40A×20m	本	2	灌水機器、H25購入
61	灌水用ホース(網入り、15mm×50m)	巻	10	灌水機器 H26年度購入
62	灌水用ホース(網入り、18mm×50m)	巻	4	灌水機器

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
63	灌水用ホース(リール付 30m)	個	1	灌水機器 温室用
64	タンク用ホース 20m	本	1	灌水機器 H26購入
65	ホースリール(金象 プロ用 メタルL)	基	2	灌水機器 H26年度購入
66	台車(ハラス)ホースリール運搬用	基	2	灌水機器 H26年度購入
67	500 タンク タマローリーLT-500	個	1	灌水機器 H26購入
68	散水ノズル(噴霧ノズル付) 40A	個	1	灌水機器、H25購入
69	散水ノズル B A-2 330mm	個	2	灌水機器
70	鉄ピン 長さ1000mm×径12mm	本	800	安全措置用 花畑管理(ローピング等)
71	プラスチック擬木 60*700 12 *1穴	本	300	安全措置用 花畑周辺囲い用
72	キャスター付草刈飛散ガード(HBE-1521Kガーネット)	台	1	安全措置用、H26購入
73	カラーコーン	個	20	安全措置用、H25購入
74	カラーコーン(耐劣化タイプ)	個	20	安全措置用
75	矢印板	個	7	安全措置用
76	コーンバー	個	10	安全措置用、H25購入
77	コ-ンウェイト 2kg	個	40	安全措置用、H25購入
78	大自タイヤスタッパー(2個1セット)	セット	1	安全措置用 1tトラック用
79	タイヤスタッパー ゴム製	セット	1	安全措置用 軽トラック用
80	KTファイバーマット(W2m 3等分×10m)	巻	8	資材 花畑散策路工留の工資材 H26年度購入
81	デジタルカメラ キヤノンIXY220F シルバー	台	1	記録用
82	デジタルカメラ canon IXY630SL	台	1	記録用 H26購入
83	デジタルカメラ 加茂 EX-ZR1300	台	1	記録用 H27購入
84	書籍(造園安全衛生管理の手引き)	冊	1	センター用
85	ヤマトプラスチック ツリー 黒 12号	個	30	作業道具 温室用
86	デジタルカメラ カシオEX-ZS29(SV)	台	2	記録用 H29購入
87	書籍(「ハーバルガーデン香りを空間にデザインする」)	冊	1	センター用
88	赤レンガ	個	300	資材 花壇管理用
89	剪定&鋸ケース ES-37	個	1	作業道具 直営用
90	赤白剪定鋸 200mm	丁	5	作業道具 センター直営用
91	ヌメ皮剪定・折込鋸ケース	個	14	作業道具 センター直営用
92	オーロラゼ口20m(ホース) R220ZEN	本	1	作業道具 ボランティア用
93	SDカード SD2GB	本	2	記録用 H29購入
94	赤白剪定鋸 200mm	丁	5	作業道具 センター直営用
95	アルミスタンド工業扇 YAS-455T	台	5	作業道具 温室用
96	アルミホースリール 553-031	台	7	灌水機器 草花用
97	防藻 エコグリーンホース 15mm×50m	巻	3	灌水機器 草花用
98	スタンド工業扇 NYS-455T/K	台	1	作業道具 温室用
施設設備管理課				
1	カラーコーン	個	100	立入規制等安全管理用
2	カラーコーンバー	本	50	立入規制等安全管理用
3	カラーコーン用サインポケット	枚	20	立入規制等安全管理用
4	カラーコーンバー(白黄色ゴム輪タイプ2m)	本	20	立入規制等安全管理用
5	カラーコーン用ウエイト 光るコーンリングGOR-D4	個	15	立入規制等安全管理用
6	カラーコーン用ウエイト コーンベース(2kg)	個	200	立入規制等安全管理用
7	TRコーン	個	50	立入規制等安全管理用
8	ビューティージョイント	個	10	立入規制等安全管理用
9	ビューティーフェンス H1180*W1000	枚	18	立入規制等安全管理用
10	ビューティーベース角型13.5kg 255mm*225m	個	18	立入規制等安全管理用
11	置き型柵 パネル・デ・スクリーン	基	10	立入規制等安全管理用
12	二方向矢印板(樹脂製 緑白450*900)	台	4	立入規制等安全管理用
13	置き型柵 ウエイト(溶融亜鉛メッキ)	基	20	立入規制等安全管理用
14	置き型柵 ウエイト(溶融亜鉛メッキ7.5kg/個)	個	20	立入規制等安全管理用
15	二方向矢印板(緑、矢印無)	枚	6	立入規制等安全管理用

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
16	矢印板SR型 AR-14S	台	2	立入規制等安全管理用
17	打込み丸カン 12 × 1,000mm 人止めロープ柵用杭	本	80	立入規制等安全管理用
18	サインスタンド(注水タイプ)小	台	31	園路広場等案内看板用
19	サインスタンド(注水タイプ)大	台	25	園路広場等案内看板用
20	メッセージボード	台	30	園路広場等案内看板用
21	ハーリンテーブル(TB-036 グリーン)	台	20	休憩スペース用(移動式)
22	ハーリンチェア-2 (グリーン)	脚	50	休憩スペース用(移動式)
23	ハーリンチェア-2(ホワイト)	脚	50	ふわんボリン休憩スペース用
24	ハーリンテーブル(ホワイト)	台	10	ふわんボリン休憩スペース用
25	アルミ円形テーブル	台	11	こどもの皆ウッドデッキ用
26	アルミパイプチェア	脚	44	こどもの皆ウッドデッキ用
27	ダブルアームベンチ	脚	1	カナル休憩スペース用
28	シングルアームベンチ	脚	1	カナル休憩スペース用
29	テーブル140*72	台	1	西口スカイシェルター用
30	スクエアテーブル60角	台	1	ふわんボリン休憩スペース用
31	ダブルアームチェア	脚	4	ふわんボリン休憩スペース用
32	3芯LED用Y字延長コード(白コード)	個	2	冬季夜間開園時装飾用
33	3芯LED用コントローラー(黒コード)	個	4	冬季夜間開園時装飾用
34	3芯LED用コントローラー(白コード)	個	5	冬季夜間開園時装飾用
35	ジョイントLED用コントローラー	個	6	冬季夜間開園時装飾用
36	LEDネットライト 180球 1.2m×2.4m	枚	10	冬季夜間開園時装飾用
37	LEDライト 白色 ストレート	個	4	冬季夜間開園時装飾用
38	LEDライト(3芯・ゴールド・ストレート・黒コード 10m)	本	20	冬季夜間開園時装飾用
39	LEDライト(3芯・白・ストレート・クリアコード 10m)	本	27	冬季夜間開園時装飾用
40	LEDライト(ゴールド・ストレート・クリアコード 10m)	本	40	冬季夜間開園時装飾用
41	LEDライト(桜色・ストレート・クリアコード 11m)	本	10	冬季夜間開園時装飾用
42	LEDライト(ジョイントタイプ・ゴールド・ストレート・黒コード 10m)	本	30	冬季夜間開園時装飾用
43	LEDライト(ジョイントタイプ・白・ストレート・黒コード 10m)	本	60	冬季夜間開園時装飾用
44	LEDライト(白・ストレート・クリアコード 10m)	本	10	冬季夜間開園時装飾用
45	LEDフラワーライト	個	2	冬季夜間開園時装飾用
46	LEDスノーフレークライト(100球、青白)	個	3	冬季夜間開園時装飾用
47	LEDストレートライト(5連、青白)	個	1	冬季夜間開園時装飾用
48	イルミネーションホワイト100球 6m	個	3	冬季夜間開園時装飾用
49	イルミネーションホワイト96球 1.2m	個	3	冬季夜間開園時装飾用
50	イルミネーション(200級ストレート・シャンパンゴールド)	本	20	冬季夜間開園時装飾用
51	LEDモチーフ・ビッグスター	個	2	冬季夜間開園時装飾用
52	LEDストリングライト 40球4.3m	本	2	冬季夜間開園時装飾用
53	LEDストリングライト 100球	本	8	冬季夜間開園時装飾用
54	LEDストリングライト 50cm	本	8	冬季夜間開園時装飾用
55	水中LED照明	個	12	冬季夜間開園時装飾用
56	LEDネットライト300球	枚	6	冬季夜間開園時装飾用
57	LEDプログラムネットライト W225*H65	枚	8	冬季夜間開園時装飾用
58	LEDランタン	個	2	冬季夜間開園時装飾用
59	LED投光器 赤	個	4	冬季夜間開園時装飾用
60	トナカイ	個	2	冬季夜間開園時装飾用
61	防雨型LEDチューブライト	本	2	冬季夜間開園時装飾用
62	クリスマスツリー イルミネーション	本	4	冬季夜間開園時装飾用 企画係から移行
63	カンガルー台座 イルミネーション	個	2	冬季夜間開園時装飾用 企画係から移行
64	ウサギ(壁掛けタイプ) イルミネーション	体	2	冬季夜間開園時装飾用 企画係から移行
65	ウサギ(LEDタイプ) イルミネーション	体	1	冬季夜間開園時装飾用 企画係から移行
66	青い鳥(LEDタイプ) イルミネーション	体	2	冬季夜間開園時装飾用 企画係から移行
67	鳥(LEDタイプ) イルミネーション	体	2	冬季夜間開園時装飾用 企画係から移行
68	白鳥(LEDタイプ) イルミネーション	体	2	冬季夜間開園時装飾用 企画係から移行

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
69	白鳥(台座つき) イルミネーション	体	2	冬季夜間開園時装飾用 企画係から移行
70	インバーター発電機	個	1	
71	胴付長靴(K型) 26	足	2	噴水等工作物清掃用
72	3段切替ノズル(消防ホース用40A)	個	1	噴水等工作物清掃用
73	ストレートノズル(40A)	個	1	噴水等工作物清掃用
74	消防ホース 40A×20m	本	2	噴水等工作物清掃用
75	消防ホース(オスメス金具付40A)	本	2	噴水等工作物清掃用
76	耐圧ホース(15×17)	m	70	噴水等工作物清掃用
77	サクションホース	m	50	噴水等工作物清掃用
78	水中ポンプ(工新ボンディ S M-625 X)	台	1	噴水等工作物清掃用
79	水中ポンプ	台	1	噴水等工作物清掃用
80	高圧用スプレーホース	本	1	噴水等工作物清掃用
81	ホースリール 50m巻用	個	2	噴水等工作物清掃用
82	ローボンプスーパープラス	個	1	噴水等工作物清掃用
83	デジタル計り	個	1	噴水等工作物清掃用
84	リョービ掃除機(VC-23)	台	2	カモの糞清掃用
85	集じん機	台	2	カモの糞清掃用
86	手押芝刈機(180ml)	台	1	ドッグラン用
87	モップ絞り器S	個	4	建物清掃用
88	掃除用具入れ(ダスコット) W455*D525*H1790	台	2	建物清掃用
89	衛生容器 12L、ペダルボックス	個	10	建物清掃用
90	衛生容器 5L、ペダルボックス	個	10	建物清掃用
91	鎌	本	20	園路広場除草等清掃作業用
92	電動バリカン	本	1	園路広場除草等清掃作業用
93	スクレーパー	本	10	遊具・工作物等清掃作業用
94	山芋堀り	本	1	汚水樹外清掃用
95	玄関マット	枚	2	子供の広場管理棟設置用
96	ジョイントマット 60cm	枚	180	子供の広場管理棟設置用
97	塩素・PH測定器	個	2	じゃぶじゃぶ池塩素測定用
98	塩素測定用キット	個	2	遊べる噴水塩素測定用
99	のぼり用ポール	本	80	案内誘導用
100	消火器	本	10	消防設備
101	消防ホース(65A×20mアルミカブラ付)	本	2	消防設備
102	アキュカーブレーキ 574-c p t	本	2	ふわんボリン等遊具管理用
103	バンカーレーキミズノ 573	本	2	ふわんボリン等遊具管理用
104	スマートロードポップサイン SSW-9G	個	2	ふわんボリン等遊具管理用
105	ソフトスコッチコーン GSU-70W	本	30	ふわんボリン等遊具管理用
106	フォーサインスタン ドFSS-45Y	個	4	ふわんボリン等遊具管理用
107	リングバー 34 ×2m	本	30	ふわんボリン等遊具管理用
108	放射温度計	本	1	ふわんボリン等遊具管理用
109	アルミローラー 20テーパー	本	10	ローラー滑り台用
110	アルミローラー 20ストレート	本	10	ローラー滑り台用
111	アルミローラー 203連アルミ	本	10	ローラー滑り台用
112	単管パイプ 1.8厚 1mピン付	本	30	夏季西口ゲート等日除け用
113	日除け用シェード (2m×3m)	枚	6	夏季西口ゲート等日除け用
114	グラインダ	台	1	電動工具
115	インパクトドライバー	台	1	電動工具
116	丸鋸	台	1	電動工具
117	ミニルーター(EM RT-100)	個	1	電動工具
118	ジグソー	個	1	電動工具
119	ネジザウルス	個	2	工具
120	ハンマードリル	台	1	工具
121	トリマ	台	1	工具

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
122	ウォーターブライヤー	本	2	工具
123	テストハンマー	本	1	工具
124	ニッパー	本	2	工具
125	モンキーレンチ	本	3	工具
126	マルチレンチ8-21	本	2	工具
127	スイブルレンチ	本	2	工具
128	石頭ハンマー	本	1	工具
129	電工用ドライバー	本	3	工具
130	ショートラチェットドライバー(超薄型22mm)	個	2	工具
131	ニッパー(斜150mm)	個	1	工具
132	パール(小)	本	2	工具
133	ベンチ工具(175mm)	個	1	工具
134	ホームツールセット(工具55ピース)	個	1	工具
135	モーターレンチ(280mm)	個	1	工具
136	モンキーレンチ(200mm)	個	1	工具
137	ラジオベンチ(150mm)	個	3	工具
138	ラチェット	個	2	工具
139	タップ・ダイスセット	個	1	工具
140	ヒーターキット	個	1	工具
141	ラチェットドライバー	個	1	工具
142	メガネラチェットスパナ	個	1	工具
143	バーナー(パートFRZ-730)	個	1	工具
144	バイスブライヤー(250mm)	個	1	工具
145	小型バイス(60mm)	個	15	工具
146	圧着ベンチ	個	3	工具
147	斜ニッパー	個	2	工具
148	はさみ	個	2	工具
149	ハンディタッカー	個	1	工具
150	アスファルトタンパー5kg	本	1	工具
151	ケーブルカッター	本	1	工具
152	パーツケース	個	4	工具箱
153	パーツストッカー	個	3	工具箱
154	ユニットケース	個	5	工具箱
155	コンテナ(ブルー)	個	15	工具箱
156	コンテナ(クリア)	個	5	工具箱
157	工具箱	個	1	工具箱
158	安全帯	個	4	作業安全管理用
159	懐中電灯	本	1	作業安全管理用
160	台車 TRUSCOピンク色	台	1	作業安全管理用
161	二輪車(ノーパンクタイヤ仕様)	台	1	作業安全管理用
162	アルミ製脚立(MR210S)	台	1	作業安全管理用
163	工業用扇風機	基	4	作業安全管理用
164	家庭用扇風機	基	2	作業安全管理用
165	誘導ライト	個	4	作業安全管理用
166	ラチェット式荷締め機(25*5m 2P)	個	1	作業安全管理用
167	スチール棚(5段 グレー)	個	22	記録文書等保管用
168	メタルラック(5段 60W)	個	8	記録文書等保管用
169	網目コンテナ	個	10	記録文書等保管用
170	ホームラック4段	個	1	記録文書等保管用
171	カラーボックス	個	3	西口資機材収納用
172	動物捕獲用檻H1,000×W1,000×L2,000	基	1	イノシシ捕獲用檻
173	ウオーキングメジャー	個	1	タイヤ回転式作業距離測定用
174	デジタルカメラ CASIO	台	4	記録業務用

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
175	外付けハードディスク BUFFALO	台	1	記録業務用
176	SDカード	枚	4	記録業務用
177	日置デジタルカードテスター	個	1	電気設備保守用
178	クランプテスター	個	1	電気設備保守用
179	電波時計	個	1	管理センター温湿度計兼用
180	サイクロン掃除機	個	1	建物清掃用
181	井戸用仮設水中ポンプ	個	1	散水外緊急時用
	動物管理課			
1	インパクトドライバー	個	2	補修等
2	ドライバービット(10本入り)	個	1	補修等
3	ソケットレンチセット	セット	1	補修等
4	ペンチ	本	4	補修等
5	ラジオペンチ	本	2	補修等
6	ニッパー	本	2	補修等
7	鋸	本	2	補修等
8	金切り鋸	本	1	補修等
9	プラスドライバー	本	2	補修等
10	マイナスドライバー	本	2	補修等
11	金槌	本	3	補修等
12	ヤスリ	本	2	補修等
13	デジタルノギス	個	1	補修等
14	ジグソー	台	2	補修等
15	ジグソー替刃	組	1	補修等
16	携帯用工具	個	5	補修等
17	電動丸のこ	台	1	補修等
18	肩掛け式草刈り機	台	2	動物エリア草刈用
19	折りたたみ式リアカー	台	3	動物餌運搬用
20	チェーンソー	台	1	動物エリア用
21	除湿機	台	1	飼料庫用
22	水中ポンプ	台	1	動物エリア排水用
23	ヘッジトリマー	台	1	動物エリア用
24	高圧洗浄機	台	1	消毒マット洗浄用
25	チップソー刃	枚	1	肩掛け式草刈り機替刃
26	高枝切鋏	本	2	樹木剪定用
27	管理作業用自転車	台	8	飼育用
28	角スコップ	本	5	飼育用
29	剣スコップ	本	2	飼育用
30	フォーク4本爪	本	2	飼育用
31	鍬	本	2	飼育用
32	一輪車	台	2	飼育用
33	灯光器	個	2	飼育用
34	懐中電灯	個	4	飼育用
35	胴長靴	個	3	飼育用
36	安全帯	個	2	安全器具
37	プースターケーブル	本	1	ホイルローダー用
38	カセットコンロ	台	1	イベント用
39	ヒーターマット	個	4	飼育用
40	消毒マット	枚	20	各ゲート用
41	動物用カーボンヒーター	個	10	飼育用
42	動物用コルツヒーター	個	5	飼育用
43	ドライヤー	個	2	飼育用
44	蓋付容器(200)	個	4	野菜入れ

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
45	ふれあい舎用エプロン	枚	300	お客様用
46	ボランティア用スタッフジャンパー	着	30	ZOOボランティア用
47	包丁	本	10	調餌用
48	動物ケージ(465mm×465mm×650mm)	個	4	動物運搬用
49	キャリーケース	個	2	動物運搬用
50	蓋つきバケツ	個	5	飼料保管用
51	ミルミキサー	個	1	調餌用
52	捕獲網	本	10	動物捕獲用
53	捕獲用ネット	張	1	動物捕獲用
54	ジョウロ(10)	個	1	動物捕獲用
55	ワイヤレスアンブ用電池ケース	個	1	イベント用
56	タライ(75)	個	3	イベント用
57	メタルミニワゴン(900mm)	台	3	資料整頓用
58	インサイドワゴン	台	1	ファイル保管用
59	靴棚	台	1	作業靴整頓用
60	ミニ食器棚	個	1	ボランティア用
61	デスク(120)	台	1	レストハウス展示用
62	書棚	台	3	レストハウス展示用
63	ラック	台	1	レストハウス展示用
64	タイトルプレーン	台	1	ラベル印刷機
65	バリアポップサイン	台	5	案内看板掲示用
66	パイバリケード	台	25	イベント用
67	カラーコーン	個	30	イベント用
68	コーンバー	本	20	イベント用
69	コーンベース	個	30	イベント用
70	床置き式扇風機	台	2	獣舎乾燥・熱中症対策用
71	壁掛け扇風機	台	2	ふれあい舎お客様用
72	デジタルカメラ	台	5	写真管理用
73	デジタルカメラ(360度)	台	1	写真管理用
74	ビデオカメラ	台	1	写真管理用
75	液晶ディスプレイ	台	1	レストハウス動物映像放映用
76	DVDプレーヤー	台	1	レストハウス動物映像放映用
77	ラミネーター	台	1	案内看板用
78	仕上げサンダー(布ペーパー対応用)	台	2	補修用
79	コンプレッサー	機	1	補修用
80	ハンディブロアー	台	1	園内清掃用
81	背負い式ブロアー	台	1	園内清掃用
82	小型動力噴霧器	台	1	消毒用
83	自動噴霧器	台	1	消毒用
84	イベント用折りたたみ長机	台	10	イベント用
85	折りたたみ椅子	台	20	イベント用
86	メガホン(拡声器)	台	4	イベント用
87	ハンズフリー拡声器	台	1	イベント用
88	ポータブルナビ	個	1	移動動物園用
89	洗濯機	台	1	動物タオル、軍手用
90	掃除機	台	2	レストハウス清掃用
91	冷蔵庫(小)	台	1	ボランティア休憩用
92	電気ポット	個	1	ボランティア休憩用
93	電子レンジ	台	1	ボランティア休憩用
94	デジタルキッチン秤	個	2	飼料計量用
95	秤(50kg)	個	1	飼料計量用
96	秤(20kg)	個	1	飼料計量用
97	秤(4kg)	個	1	飼料計量用

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
98	体重計	台	3	動物計測用
99	電波掛時計	個	1	ふれあい舎設置用
100	電気削蹄器	台	1	動物手入れ用
101	ホワイトボード(1800×900)	枚	1	スタッフ情報共有用
102	ホワイトボード(850×500)	枚	3	スタッフ情報共有用
103	ポスターグリッパ	枚	3	スタッフ情報共有用
104	イーゼル	台	3	イベント用
105	USB(4GB)	個	3	データ整理用
106	外付けHDD	台	1	パソコンデータ整理用
107	書籍「新飼育ハンドブック No.5」	冊	5	飼育用
108	書籍「動物園学」	冊	1	飼育用
109	書籍「逐条解説 家畜伝染病予防法」	冊	1	飼育用
110	書籍「世界動物大図鑑-ANIMAL」	冊	1	飼育用
111	書籍「小学館ネオポケット 動物」	冊	1	レストハウス休憩用
112	書籍「小学館ネオポケット 植物」	冊	1	レストハウス休憩用
113	書籍「小学館ネオポケット 昆虫」	冊	1	レストハウス休憩用
114	書籍「小学館ネオポケット 魚」	冊	1	レストハウス休憩用
115	書籍「小学館の図鑑NEO-本物の大きさ絵本原寸大つづき版」	冊	1	レストハウス休憩用
116	書籍「ニューワイド学研の図鑑 一生の図鑑」	冊	1	レストハウス休憩用
117	書籍「ほんのおおきさ・なかよし動物園」	冊	1	レストハウス休憩用
118	書籍「くらべる図鑑」	冊	1	レストハウス休憩用
119	書籍「もっとくらべる図鑑」	冊	1	レストハウス休憩用
120	書籍「動物園動物管理学」	冊	1	飼育用
121	書籍「ウサギ・フェレット・げっ歯類の内科と外科」	冊	1	飼育用
122	書籍「エキゾチックアニマルのための薬物投与ハンドブック」	冊	1	飼育用
123	書籍「EXOTIC ANIMAL FORMULARY」	冊	1	飼育用
124	書籍「エキゾチック臨床vol.1～15」	冊	15	教科書
125	書籍「小学校国語」	冊	4	教科書
126	書籍「小学校生活科」	冊	2	教科書
127	書籍「小学校社会」	冊	6	教科書
128	書籍「小学校理科」	冊	4	教科書
129	書籍「犬と猫の毒物ガイド」	冊	2	飼育用
130	書籍「小学館の図鑑NEO 動物」	冊	1	レストハウス休憩用
131	書籍「小学館の図鑑NEO 危険生物」	冊	1	レストハウス休憩用
132	書籍「小学館の図鑑NEO まどあけ図鑑いきもの」	冊	1	レストハウス休憩用
133	書籍「どうぶつの赤ちゃん」	冊	10	レストハウス休憩用
134	書籍「進化のはなし」	冊	1	レストハウス休憩用
135	書籍「どうぶつのことば」	冊	1	レストハウス休憩用
136	書籍「どうぶつ、いちばんはだあれ？」	冊	1	レストハウス休憩用
137	書籍「動物たちは、お医者さん！」	冊	1	レストハウス休憩用
138	書籍「なぜ？ どうして？ ペットのなぞにせまる」	冊	1	レストハウス休憩用
139	書籍「環境破壊図鑑」	冊	1	レストハウス休憩用
140	書籍「ニューワールドなるほど図鑑 どっちがどっち！？」	冊	1	レストハウス休憩用
141	書籍「ざんねんないきもの事典」	冊	1	レストハウス休憩用
142	書籍「ほんとの大きさ動物園」	冊	1	レストハウス休憩用
143	書籍「もっと！ほんのおおきさ動物園」	冊	1	レストハウス休憩用
144	書籍「動物の知っている世界」	冊	1	レストハウス休憩用
145	書籍「なぜ？の図鑑 動物」	冊	1	レストハウス休憩用
146	書籍「学研の図鑑LIVE 動物」	冊	1	レストハウス休憩用
147	書籍「学研の図鑑LIVE 鳥」	冊	1	レストハウス休憩用
148	書籍「学研の図鑑LINE 爬虫類・両生類」	冊	1	レストハウス休憩用
149	書籍「動物のクイズ図鑑」	冊	1	レストハウス休憩用
150	書籍「ポプラディア大図鑑WONDA 動物」	冊	1	レストハウス休憩用

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
151	書籍「ボラディア大図鑑WONDA 鳥」	冊	1	レストハウス休憩用
152	書籍「ボラディア大図鑑WONDA Dセット両生類・爬虫類」	冊	1	レストハウス休憩用
153	書籍「ボラディア大図鑑WONDA 大昔の生きもの」	冊	1	レストハウス休憩用
154	書籍「ボラディア大図鑑WONDA Dセット 昆虫」	冊	1	レストハウス休憩用
155	書籍「ボラディア大図鑑WONDA 植物」	冊	1	レストハウス休憩用
156	書籍「ボラディア大図鑑WONDA 魚」	冊	1	レストハウス休憩用
157	書籍「動物の飼育管理」	冊	1	レストハウス休憩用
158	書籍「動物の栄養」	冊	1	レストハウス休憩用
159	書籍「動物の飼料」	冊	1	レストハウス休憩用
160	書籍「動物園を魅力的にする方法」	冊	1	レストハウス休憩用
161	書籍「動物行動の観察入門」	冊	1	レストハウス休憩用
162	書籍「動物行動図説」	冊	1	レストハウス休憩用
163	書籍「野生動物の行動観察法」	冊	1	レストハウス休憩用
164	書籍「行動研究入門」	冊	1	レストハウス休憩用
165	書籍「両生類・はちゅう類」	冊	1	レストハウス休憩用
166	書籍「鳥」	冊	1	レストハウス休憩用
167	書籍「小学館の図鑑NEO 最新セット全9巻 飼育と観察」	冊	1	レストハウス休憩用
168	書籍「もっくらべる図鑑 クイズブック」	冊	1	レストハウス休憩用
169	書籍「グレートネイチャー 生きもの不思議 大図鑑」	冊	1	レストハウス休憩用
170	書籍「小動物外科診療ガイド」	冊	1	飼育用
171	書籍「プライマリ・ケアのための診療指針」	冊	1	飼育用
172	ディスボ注射針 18G×1 1/2	箱	1	医療器材
173	ディスボ注射針 18G×1	箱	1	医療器材
174	ディスボ注射針 18G×5/8	箱	3	医療器材
175	ディスボ注射針 19G×1 1/2	箱	2	医療器材
176	ディスボ注射針 19G×5/8	箱	2	医療器材
177	ディスボ注射針 20G×1 1/2	箱	2	医療器材
178	ディスボ注射針 21G×5/8	箱	4	医療器材
179	ディスボ注射針 22G×1 1/4	箱	3	医療器材
180	ディスボ注射針 22G×1	箱	1	医療器材
181	ディスボ注射針 22G×5/8	箱	3	医療器材
182	ディスボ注射針 23G×1	箱	3	医療器材
183	ディスボ注射針 23G×5/8	箱	2	医療器材
184	ディスボ注射針 24G×1	箱	1	医療器材
185	ディスボ注射針 25G×5/8	箱	2	医療器材
186	ディスボ注射針 25G×1	箱	1	医療器材
187	ディスボ注射針 26G×1/2	箱	2	医療器材
188	翼付針25G	箱	1	医療器材
189	翼付針23G	箱	1	医療器材
190	翼付針21G	箱	1	医療器材
191	ディスボシリンジ ツベルクリン用	箱	1	医療器材
192	ディスボシリンジ 1ml	箱	0	医療器材
193	ディスボシリンジ 2.5ml	箱	2	医療器材
194	ディスボシリンジ 2.5ml針付き	箱	0	医療器材
195	ディスボシリンジ 5ml	箱	2	医療器材
196	ディスボシリンジ 10ml	箱	1	医療器材
197	ディスボシリンジ 30ml	箱	0	医療器材
198	ディスボシリンジ(カテーテルチップ) 30ml	箱	2	医療器材
199	ディスボシリンジ 50ml	箱	1	医療器材
200	ディスボシリンジ(カテーテルチップ) 50ml	箱	1	医療器材
201	ディスボシリンジ(カテーテルチップ) 100ml	箱	1	医療器材
202	外科用強弯角針 5	袋	9	医療器材
203	外科用強弯角針 4	袋	5	医療器材

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
204	外科用強弯角針 3	袋	4	医療器材
205	外科用強弯角針 2	袋	2	医療器材
206	外科用強弯角針 1	袋	5	医療器材
207	外科用強弯角針 0	袋	1	医療器材
208	酸素マスクゴム小	個	2	医療器材
209	酸素マスクゴム中	個	2	医療器材
210	酸素マスクゴム大	個	2	医療器材
211	麻酔器蛇管	個	3	医療器材
212	ディスポーザブル麻酔用バッグ	個	2	医療器材
213	フェザー替刃メス	箱	2	医療器材
214	フェザー替刃メスハンドル	本	5	医療器材
215	ディスポーザブルstapleリムーバー	個	4	縫合用ステープラー用リムーバー
216	エリザベスカラー	個	3	医療器材
217	ハイレンドール	パック	7	レントゲン現像液
218	ハイレンフィックス	パック	10	レントゲン定着液
219	ディスボ メス 10	箱	2	医療器材
220	ディスボ メス 11	箱	2	医療器材
221	ディスボ メス 15	箱	1	医療器材
222	ディスボ メス 21	箱	3	医療器材
223	ディスボ メス 23	箱	2	医療器材
224	酸素ボンベ7m3	本	1	医療器材
225	酸素ボンベ1.5m3	本	3	医療器材
226	酸素ボンベ0.5m3	本	2	医療器材
227	マイクロチップ	個	10	医療器材
228	スライドガラス	箱	1	医療器材
229	カバーガラス (18mm×18mm)	箱	1	医療器材
230	カバーガラス (22mm×22mm)	箱	3	医療器材
231	カバーガラス (18mm×24mm)	箱	5	医療器材
232	動物用体温計	本	2	医療器材
233	バリカン	個	2	医療器材
234	ネックガード	枚	2	X線防護用
235	耳鏡	個	1	医療器材
236	マイクロエンジン	台	1	医療器材
237	ポリエチレンサージカルテープ (25mm×9m)	箱	2	医療器材
238	ポリエチレンサージカルテープ (50mm×9m)	箱	2	医療器材
239	不織布サージカルテープ (12.5mm×9m)	箱	1	医療器材
240	スズランサージカルテープ (50mm×9m)	箱	1	医療器材
241	フィクソルムストレッチ (5cm×10m)	箱	1	医療器材
242	ハイドロコロイドテープ (2.5cm×2m)	箱	1	医療器材
243	伸縮包帯 (7.5cm×9m)	巻	6	医療器材
244	ベトラップ (5cm×4.5m)	箱	1	自着性包帯
245	ベトラップ (7.5cm×4.6m)	巻	9	自着性包帯
246	セラオビ (25mm×5m)	巻	3	自着性包帯
247	スパンテックス (2.5cm×5m)	巻	1	粘着性包帯
248	スパンテックス (3.75cm×5m)	巻	5	粘着性包帯
249	スパンテックス (7.5cm×5m)	箱	2	粘着性包帯
250	エラテックス (2.5cm×5m)	箱	5	粘着性包帯
251	ベトフィックス	箱	1	粘着性包帯
252	クリーンネット (0.8cm×25m)	巻	1	チューブ包帯
253	クリーンネット (2cm×25m)	巻	1	チューブ包帯
254	クリーンネット (2.5cm×25m)	巻	1	チューブ包帯
255	ストックネット (2.8cm×18m)	巻	1	チューブ包帯
256	ストックネット (5.1cm×23m)	巻	1	チューブ包帯

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
257	プレスネット(7.5cm×20m)	巻	1	チューブ包帯
258	スコッチキャストTM3J(7.6cm×3.6m)	箱	1	キャスト材(ギブス)
259	スコッチキャストTMプラス-J(5.0cm×3.6m)	箱(巻)	1(4)	キャスト材(ギブス)
260	キャストパッド(7.5cm×3.6m)	袋	2	ギブス用下巻き材
261	キャストパッドプラス(5.0cm×3.6m)	袋	1	ギブス用下巻き材
262	オルテックス	箱	1	ギブス用下巻き材
263	コーバン(25mm×4.5m)	箱	1	自着性包帯
264	サムスプリント	巻	1	副木材
265	エムソープ	箱	1	合成吸収糸
266	テラマイシンL A注射液	箱	1	抗生物質
267	バクテロン散5%	箱	4	抗生物質
268	カナマイシン注NZ	箱	1	抗生物質
269	スペルゾン静注用0.5g	管	7	抗生物質
270	ケフレックスシロップ用細粒	本	1	抗生物質
271	ホスミシンドライシロップ	本	3	抗生物質
272	ネオテラミックス	袋	2	抗生物質
273	子宮内膜炎用ホーミングマイシン	本	4	抗生物質
274	バイトリル2.5%HV液	本	1	抗生物質
275	バイトリル10%注射液	本	1	抗生物質
276	バイトリル15mg錠	箱	0	抗生物質
277	バイトリル50mg錠	箱	3	抗生物質
278	バイトリル150mg錠	箱	2	抗生物質
279	マイシリンゾル	本	1	抗生物質
280	ピブラマイシン錠50mg	箱	1	抗生物質
281	パチリオン錠100	錠	20	抗生物質
282	モダケミン静注	箱	1	抗生物質
283	モダシン	箱	1	抗生物質
284	アマカマイシン	箱(管)	1(7)	抗生物質
285	ラセナゾリン注射用1g	管	9	抗生物質
286	ロセフィン静注用	箱	1	抗生物質
287	セファクリア錠75	箱	1	抗生物質
288	セファクリア錠300	箱	1	抗生物質
289	セファクリア錠600	本	1	抗生物質
290	レボフロキサシン	箱	1	抗生物質
291	インダスト点滴・静注用	箱	2	抗生物質
292	ハリゾン錠	箱	1	抗生物質
293	クロロマイセチン錠	箱	2	抗生物質
294	ピクシリン	箱	1	抗生物質
295	アブシードシロップ	本	1	合成抗菌薬
296	ダイメトンB注20%	本	9	合成抗菌薬
297	ダイメトン粒状	本	1	合成抗菌薬
298	シノラル散	袋	1	合成抗菌薬
299	グリセチンV錠	箱	3	抗真菌薬
300	ナイスタチン錠	錠	30	抗真菌薬
301	フルコナゾール	錠	20	抗真菌薬
302	イトコラゾール錠100「MEEK」	錠	15	抗真菌薬
303	リマダイル100	本	0	抗炎症薬
304	フルニキシン10%	本	1	抗炎症薬
305	メタカム0.5%注射液	箱	0	抗炎症薬
306	メタカムチュアブル錠1.0mg	箱	1	抗炎症薬
307	水性デキサメサゾン注A	本	5	抗炎症薬
308	ブレドニゾロン	箱	2	抗炎症薬
309	ブレドニゾロン錠	袋	2	抗炎症薬

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
310	ダーマキット	箱	1	真菌培養
311	エスブラインインフルエンザA&B-N	セット	1	ウイルス検査キット
312	ディフクイック	セット	1	染色液
313	ハマカラー	セット	1	染色液
314	ギムザ液	セット	1	染色液
315	グラム染色液	セット	1	染色液
316	エンテランニュー	本	1	封入剤
317	エマージョンオイル	本	1	顕微鏡用油浸オイル
318	バイコックス	箱	1	駆虫薬
319	イベルメック散	袋	1	駆虫薬
320	アイボメクトピカル	本	1	駆虫薬
321	エブリネクトピカル	本	1	駆虫薬
322	フラジール錠	箱	1	駆虫薬
323	フルモキサール散	箱	1	駆虫薬
324	ドロンタルプラス	箱	3	駆虫薬
325	フライガードスプレー	本	5	駆虫薬
326	レボリューション0.5m l	箱	0	駆虫薬
327	レボリューション1.0m l	箱	1	駆虫薬
328	ピカシンボアオン	箱	1	駆虫薬
329	フロントラインスプレー	本	5	駆虫薬
330	フロントライン	箱	1	駆虫薬
331	ミヤリサン	箱	2	消化器剤
332	プロテアーゼ「アマノ」	箱	1	消化器剤
333	エリーテン注	箱	1	消化器剤
334	ブラミール錠	箱	1	消化器剤
335	グリセリン浣腸「オヨダ」120	箱	3	消化器剤
336	スバシメントラル	本	1	消化器剤
337	モーサン	箱	1	消化器剤
338	加香ひまし油	本	9	消化器剤
339	ガスモチン	箱	1	消化器剤
340	硫酸マグネシウム	箱	8	消化器剤
341	炭酸水素ナトリウム	箱	1	消化器剤
342	フェロベリンA	箱	1	消化器剤
343	ブスコパン錠	錠	80	消化器剤
344	ベルバリン	本	3	消化器剤
345	シンラック	本	6	消化器剤
346	コンスーベン内用液	箱	2	消化器剤
347	人工カルス塩「ヤマゼン」	箱	4	消化器剤
348	アチバメ	本	1	麻酔薬
349	ハルシオン0.25mg	錠	70	麻酔薬
350	ハルシオン0.125mg	錠	70	麻酔薬
351	アネトカインゼリー	本	0	麻酔薬
352	キシロカインゼリー	本	4	麻酔薬
353	ピタメジン静注	管	19	ビタミン剤
354	メイロング	箱	3	ビタミン剤
355	パンカルG酸	袋	10	ビタミン剤
356	アスコルピン酸	本	1	ビタミン剤
357	レバチオ液	箱	1	ビタミン剤
358	デュファファラルフォルテ	本	2	ビタミン剤
359	アニピタン100注射液	箱	2	ビタミン剤
360	カルチコール注射液	管	34	カルシウム
361	トンキー	本	3	鉄剤
362	フェロステック	箱	1	鉄剤

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
363	ソルラクトD	箱	2	補液
364	5%ブドウ糖 500ml	本	18	補液
365	5%ブドウ糖 250ml	本	6	補液
366	50%ブドウ糖 20ml	本	40	補液
367	ソリタ T-1	本	10	補液
368	生理食塩水	箱	1	補液
369	デキストラン	本	9	補液
370	酢酸鉛	本	1	劇薬
371	テルペラン	箱	1	劇薬
372	エクイバランゴールド	本	3	劇薬
373	エクイマックス	本	1	劇薬
374	キモチーム	箱	2	劇薬
375	ヨードチンキ	本	6	劇薬
376	硝酸銀	本	2	劇薬
377	抱水クロラル	本	1	劇薬
378	フェノバルビタール	本	1	劇薬
379	ボログルコン酸カルシウム	本	2	劇薬
380	強力OSM	管	2	劇薬
381	ボスミン注	箱	2	劇薬
382	ブスコパン注	箱	1	劇薬
383	ドルベネ	本	2	劇薬
384	セラクター2%	本	2	劇薬
385	牛用セラクター	本	1	劇薬
386	馬用セラクター	本	7	劇薬
387	ケタラー500mg	本	3	劇薬
388	動物用ケタラー50	本	1	劇薬
389	塩酸ケタミン原末	g	37.5	劇薬
390	塩酸ケタミン5%溶液	本	1	劇薬
391	アトロピン「フソー」	箱	1	劇薬
392	イソフル	本	2	劇薬
393	キシロカイン0.5%	本	1	劇薬
394	キシロカイン1%	本	1	劇薬
395	キシロカインスプレー	本	2	劇薬
396	テラブチク	箱	1	劇薬
397	ペリアクチン散1%	本	1	劇薬
398	硫酸ゲソマイソ点眼液	箱	1	劇薬
399	3種混合ワクチン	本	3	劇薬
400	馬インフルエンザワクチン	本	14	劇薬
401	ND・OEワクチン	本	1	劇薬
402	ツベルクリン	本	1	劇薬
403	ホルマリン	本	21	劇薬・劇物
404	苛性ソーダ	本	4	劇物
405	メタノール	本	1	劇物
406	キシレン	本	1	劇物
407	アンモニア水	本	2	劇物
408	水酸化カリウム	本	1	劇物
409	硝酸ストリキニーネ	本	1	劇物
410	エンドックス	缶	1	毒物
411	コロソブロック	箱	1	殺鼠剤
412	ホリゾン	箱	1	向精神薬
413	ドルミカム	箱	1	向精神薬
414	セルシン100倍散	缶	1	向精神薬
415	ソムノベンチル	本	1	向精神薬

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
416	ベノキシール	箱	1	点眼薬
417	D.E.X	本	10	点眼薬
418	ファルキサシン点眼液	箱	1	点眼薬
419	オフロキサシン眼軟膏	箱	1	点眼薬
420	フルオロメトロン点眼液	箱	1	点眼薬
421	アズレン点眼液	本	4	点眼薬
422	復方ヨードグリセリン	本	1	消毒薬
423	ラボテック液	本	2	消毒薬
424	ステリクロン液	本	5	消毒薬
425	クリアキル 1 l	本	1	消毒薬
426	クリアキル200	缶	1	消毒薬
427	消毒用イソプロパノール50%	箱	4	消毒薬
428	消毒用イソプロパノール70%	箱	1	消毒薬
429	スクラベイン4%液	本	1	消毒薬
430	希ヨードチンキ	本	1	消毒薬
431	クリンナップA	本	9	消毒薬
432	クレンテ	箱	4	消毒薬
433	フェノール水	本	1	消毒薬
434	オキシドール	本	12	消毒薬
435	アクリノール	本	6	消毒薬
436	クレゾール	本	1	消毒薬
437	ネオヨジン、PVPヨード液L(イソジン液)	本	6	消毒薬
438	PVPヨード液10%	本	1	消毒薬
439	ベースサン	箱	1	消毒薬
440	バルバスター液	缶	2	消毒薬
441	ソルコセリル軟膏	本	9	外用薬
442	プロメライン軟膏	本	4	外用薬
443	ドルバロン	本	7	外用薬
444	フロリードD液	本	18	外用薬
445	フロリードDクリーム	本	9	外用薬
446	パナログ軟膏	本	5	外用薬
447	オキナゾールクリーム	本	4	外用薬
448	エンシエントクリーム	本	5	外用薬
449	アラントロックス軟膏	本	1	外用薬
450	アンドレス軟膏	個	1	外用薬
451	クラーゲン	個	2	外用薬
452	ハイセチンP軟膏	本	3	外用薬
453	オイラックス	本	3	外用薬
454	オキシテトラサイクリン乳房炎用液	箱	1	外用薬
455	ピルスー	本	1	外用薬
456	キャピロン非アルコール性皮膚膜スプレー	本	1	外用薬
457	フランセチンT パウダー	本	0	外用薬
458	外科用アロンアルファ	箱	1	外用薬
459	ボスミン外用液	本	1	外用薬
460	テラ・コートリルスプレー	本	1	外用薬
461	ダーマボンド	箱	1	外用薬
462	ダーマバリア	本	5	外用薬
463	エアーサロンパス	本	1	外用薬
464	MS冷シップ	袋	34	外用薬
465	キチバックP	箱	1	外用薬
466	グラニュゲル	本	5	外用薬
467	イントラサイトジェル	箱	1	外用薬
468	オキシセル 4つ折り	本	1	外用薬

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
469	オキシセル 8つ折り	本	1	外用薬
470	スポンゼル	箱	2	外用薬
471	ベテキチン 10cm×10cm	箱	2	外用薬
472	ハイドロサイトADプラス	枚	3	外用薬
473	ハイドロサイトプラス	箱	2	外用薬
474	オリーブ油	本	3	外用薬
475	ノルバックレンズ	本	2	外用薬
476	クロルヘキシジンシャンプー	本	0	外用薬
477	セボゾールシャンプー	本	2	外用薬
478	ノルバサンシャンプー	本	3	外用薬
479	ゲンタシン軟膏	本	5	外用薬
480	ゲーベンクリーム	個	4	外用薬
481	タウリン	箱	4	強肝剤
482	ネオヘキサメチオニン	箱	1	強肝剤
483	ニチファーゲン注	箱	1	強肝剤
484	キョウミノチン	箱	1	強肝剤
485	グリチロン配合錠	箱	1	強肝剤
486	デトキソール	箱	1	解毒剤
487	ブライアン点滴静注	箱	1	解毒剤
488	ムコフィリン	箱	2	去痰薬
489	ネオフィリン(注射)	箱	1	気管支拡張薬
490	ネオフィリン(経口)	箱	1	気管支拡張薬
491	ラシックス	箱	1	利尿薬
492	フルバミド	箱	1	利尿薬
493	トランサミン注	箱	1	抗プラスミン剤
494	トランサミン錠250ml	箱	1	抗プラスミン剤
495	アドナ	箱	0	止血剤
496	ヘパリンNa	箱	1	血液凝固抑制薬
497	アトニン-0	箱	1	オキシトシン製剤
498	ウロストン	包	11	尿路結石排泄促進剤
499	パム静注500mg	箱	1	有機リン剤中毒解毒剤
500	プロサポ	包	8	産道粘滑薬
501	尿素	本	1	試薬
502	ヤバシライム	箱	1	試薬
503	塩化ナトリウム	本	1	試薬
504	グリセリン	本	3	試薬
505	流動バラフィン	本	2	試薬
506	プロピレングリコール	本	1	試薬
507	四ホウ酸ナトリウム	本	1	試薬
508	アセトカルミン溶液	本	1	試薬
509	無水エタノール	本	1	試薬
510	ジメチルスルホキシド	本	1	試薬
511	ジエチルエーテル(1FLI-7IL)	本	1	試薬
512	リン酸一ナトリウム	本	1	試薬
513	リン酸二ナトリウム	本	1	試薬
514	ホウ酸	本	1	試薬
515	塩化マグネシウム	本	2	試薬
516	ゲンタシン軟膏	本	3	外用薬
517	ゲーベンクリーム	個	4	外用薬
518	タウリン	箱	2	強肝剤
519	ネオヘキサメチオニン	箱	1	強肝剤
520	タチオン	管	28	強肝剤
521	強力ネオミノファーゲンシー	箱	2	強肝剤

番号	物品名	単位	数量 (園内各所)	備考
522	ネオファーゲンC配合錠	箱	1	強肝剤
523	ランデールチオンS	錠	90	解毒剤
524	デトキソール	箱	1	解毒剤
525	ブライアン点滴静注	箱	1	解毒剤
526	ネオアスシロップ	本	1	鎮咳薬
527	ムコフィリン	箱	2	去痰薬
528	ネオフィリン(注射)	箱	1	気管支拡張薬
529	ネオフィリン(経口)	箱	1	気管支拡張薬
530	フェニラミン注	管	48	抗ヒスタミン薬
531	ラドン	箱	3	抗ヒスタミン薬
532	ラシックス	箱	1	利尿薬
533	フルバミド	箱	1	利尿薬
534	ダイアモックス錠	錠	70	利尿薬
535	ラドンナ注	箱	1	利尿薬
536	ピタカンファー	箱	1	中枢神経興奮薬
537	ソルコセリル注	箱	1	組織呼吸賦活剤
538	トランサミン注	管	1	抗プラスミン剤
539	トランサミン錠250ml	箱	1	抗プラスミン剤
540	アドナ	箱	1	止血剤
541	ボスミン	箱	2	血管収縮薬
542	ヘパリンNa	箱	1	血液凝固抑制薬
543	A T P 注	箱	1	アデノシン三リン酸Na製剤
544	ジースインプラント2本入り	箱	1	発情抑制剤
545	ジースインプラント5本入り	箱	1	発情抑制剤
546	アトニン-0	箱	2	オキシトシン製剤
547	ウロストン	包	14	尿路結石排泄促進剤
548	パム静注500mg	箱	1	有機リン剤中毒解毒剤
549	プロサボ	包	8	産道粘滑薬
550	尿素	本	1	試薬
551	ヤバシライム	箱	1	試薬
552	塩化ナトリウム	本	1	試薬
553	グリセリン	本	3	試薬
554	流動パラフィン	本	2	試薬
555	プロピレングリコール	本	1	試薬
556	四ホウ酸ナトリウム	本	1	試薬
557	アセトカルミン溶液	本	1	試薬
558	無水エタノール	本	1	試薬
559	ジメチルスルホキシド	本	1	試薬
560	ジエチルエーテル(1fl-E-フィル)	本	1	試薬
561	リン酸一ナトリウム	本	1	試薬
562	リン酸二ナトリウム	本	1	試薬
563	ホウ酸	本	1	試薬
564	塩化マグネシウム	本	2	試薬

貸与車両の使用状況・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書
28年 1月分 (自 1日)
(至 31日)(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	23	2	0.40			22,332
散水車	イスズ 17-18	作業用	0	0	0.00			12,167
ホイルローダー		作業用		1	1.00			総作業時間 1,086時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイルローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 1月分 (自 1日)
(至31日)(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	43	3	2.50			11,564
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	29	2	2.00			14,653
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	5	0	0.30			15,934
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	0	0	0.00			22,666
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	12	1	0.50			20,130
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	345	27	21.40			40,405
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	448	36	4.00			36,182
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	323	25	20.20			42,243
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	319	25	20.00			59,640
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	4	0	0.20			18,829

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 2月分 (自 1日)
(至 29日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33・76	作業用	79	4	2.30			22,411
散水車	イスズ 17・18	作業用	50	2	1.30			12,217
ホイールローダー		作業用		7	10.00			総作業時間 1,096時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイールローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 2月分 (自 1日)
(至29日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	33	3	2.10			11,597
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	115	9	7.20			14,768
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	23	2	1.30			15,957
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	0	0	0.00			22,666
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	18	1	1.10			20,148
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	401	32	1.10			40,806
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	547	44	10.20			36,729
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	271	21	17.00			42,515
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	322	25	20.10			59,962
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	1	0	0.10			18,830

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 3月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33・76	作業用	103	8	3.10			22,514
散水車	イズ 17・18	作業用	34	8	1.05			12,251
ホイルローダー		作業用	.	3	5.00			総作業時間 1,101時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイルローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 3月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	26	2	1.40			11,623
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	154	12	9.40			14,922
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	123	10	7.50	15,595	バッテリー交換	16,080
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	0	0	0.00			22,666
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	46	4	3.00			20,194
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	467	37	5.20			41,273
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	535	43	9.30			37,264
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	381	31	0.00	3,240	バンク修理	42,896
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	381	31	0.00			60,343
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	3	0	0.20			18,833

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

【平成 28 年度】

提供施設等使用実績報告書
28年 4月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニット付)	33・76	作業用	57	6	1.50			22,571
散水車	イスズ 17・18	作業用	0	0	0.00			12,251
ホイロローダー		作業用	-	3	1.00			総作業時間 102時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイロローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 4月分 (自 1日)
(至30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	5	0	0.30			11,628
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	197	15	12.30			15,119
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	244	19	15.20			16,324
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	34	3	2.10			22,700
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	47	4	3.00			20,241
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	390	31	0.30			41,663
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	345	27	21.40			37,609
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	492	39	6.50	3,240	パンク修理	43,388
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	363	28	22.50			60,706
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	1	0	0.10			18,834

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 5月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33・76	作業用	118	4	3.40			22,689
散水車	イズズ 17・18	作業用	0	0	0.00			12,251
ホイロローダー		作業用	.	2	1.00			総作業時間 1103時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイロローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 5月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	67	5	4.20			11,695
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	332	26	20.50			15,451
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	180	14	11.20			16,504
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	14	1	1.00			22,714
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	176	14	11.00			20,417
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	366	29	23.00			42,029
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	305	24	19.40			37,914
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	570	44	35.40	1,850	スプリング交換	43,958
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	255	20	16.00			60,961
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	7	1	0.30			18,841

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 6月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33・76	作業用	24	2	0.40			22,713
散水車	イスズ 17・18	作業用	0	0	0.00			12,251
ホイロローダー		作業用		2	2.00			総作業時間 1105時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイロローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 6月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	6	0	0.30			11,701
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	102	8	6.30			15,553
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	116	9	7.20			16,620
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	16	1	1.00			22,730
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	37	3	2.30			20,454
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	433	35	3.10			42,462
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	421	34	2.30			38,335
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	286	22	18.00			44,244
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	302	24	19.00			61,263
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	7	1	0.30			18,848

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 7月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33・76	作業用	46	5	1.30			
散水車	イズ 17・18	作業用	113	6	3.30			
ホイロローダー		作業用	.	6	4.00			総作業時間 1109時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示
ホイロローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 7月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	8	1	0.30			
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	165	13	10.20			
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	173	13	11.00			
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	13	1	1.00			
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	164	13	10.20			
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	470	37	29.30			
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	320	25	20.00			
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	459	36	28.50			
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	344	27	21.30	18,889	パンク修理	
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	4	0	0.20			

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 8月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33・76	作業用	28	4	0.50			
散水車	イズズ 17・18	作業用	149	10	4.40			
ホイロローダー		作業用	-	0	0.00			総作業時間 1109時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイロローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 8月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	86	7	5.30			
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	278	22	17.30			
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	175	14	11.00			
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	6	0	0.30			
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	6	0	0.30			
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	469	37	29.20			
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	340	26	21.20			
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	542	42	34.00			
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	244	19	15.20			
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	3	0	0.20			

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 9月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	69	4	2.10			
散水車	イズ 17-18	作業用	122	4	3.50			
ホイルローダー		作業用	.	2	2.00			総作業時間 1111時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイルローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 9月分 (自 1日)
(至30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	60	0	3.50			
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	129	10	8.40			
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	152	12	9.30			
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	2	0	0.10	26,384	バッテリー・プラグ・フィルター メッシュ・フロアマット 交換	
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	0	0	0.00			
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	470	37	29.30			
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	302	24	15.00			
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	500	39	31.20			
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	277	22	17.30			
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	4	0	0.20			

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 10月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	76	8	2.20			
散水車	イズ 17-18	作業用	0	0	0.00			
ホイルローダー		作業用		4	12.00			総作業時間 1123時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイルローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 10月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	33	3	2.40			
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	226	18	14.10			
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	190	15	12.00			
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	19	1	1.20			
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	0	0	0.00			
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	539	42	33.50	10,087	タイヤ、左フロントウインカー、 マフラー、スロットル、バルブ交換	
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	341	27	21.30	18,727	バッテリー交換	
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	491	38	30.50	4,396	ヘッドライト球 ソケット交換	
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	264	21	16.30			
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	3	0	0.20			

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書

28年 11月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)

現場監督の認印

印

借受人

作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニット付)	33-76	作業用	62	8	2.00			
散水車	イズ 17-18	作業用	0	0	0.00			
ホイルローダー		作業用	.	2	0.30			総作業時間 時間1123

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイルローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書

28年 11月分 (自 1日)
(至30日)

(共用区域)

現場監督の認印

印

借受人

作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	31	2	2.00			
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	179	14	11.20			
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	87	7	5.30			
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	5	1	0.30			
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	0	0	0.00			
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	546	43	34.10			
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	346	27	21.40			
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	268	21	16.50			
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	286	22	18.00			
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	5	1	0.30			

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 12月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印
印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘 要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	72	7	2.10			
散水車	イスズ 17-18	作業用	0	0	0.00			
ホイロローダー		作業用		3	6.00			総作業時間 時間1129

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイロローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
28年 12月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印
印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘 要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自 転 車	スズキ 402	連絡用	11	1	0.50			
原動機付 自 転 車	スズキ 4475	連絡用	47	4	3.00			
原動機付 自 転 車	スズキ 4476	連絡用	99	8	6.20			
原動機付 自 転 車	スズキ 362	連絡用	16	1	1.00			
原動機付 自 転 車	スズキ 364	連絡用	0	0	0.00			
原動機付 自 転 車	スズキ 401	パトロール用	426	33	26.40			
原動機付 自 転 車	スズキ 4473	パトロール用	320	25	20.00			
原動機付 自 転 車	スズキ 4474	パトロール用	262	20	16.30			
原動機付 自 転 車	スズキ 410	パトロール用	290	23	18.10			
原動機付 自 転 車	スズキ 367	業務用	3	1	0.20			

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書

29年 1月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印
印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	29	5	1.00			
散水車	イスズ 17-18	作業用	0	0	0.00			
ホイールローダー		作業用		1	0			総作業時間 時間1129

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイールローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書

29年 1月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印
印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	0	0	0.00			
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	38	3	2.30			
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	54	4	3.30			
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	5	1	0.30			
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	0	0	0.00			
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	371	29	23.20			
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	328	26	20.30			
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	356	28	22.20			
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	218	17	13.40	17,442	リビルトキャブ・レタ・オイル・ 2017-2018交換・EP910-1-10	
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	2	1	0.10			

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 2月分 (自 1日)
(至 28日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘 要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	72	4	2.10			23,167
散水車	イスズ 17-18	作業用	9	1	0.20			12,644
ホイロローダー		作業用	.	1	1.00			総作業時間 1130時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイロローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 2月分 (自 1日)
(至29日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘 要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自 転 車	スズキ 402	連絡用	8	1	0.30			11,938
原動機付 自 転 車	スズキ 4475	連絡用	39	3	2.30			16,654
原動機付 自 転 車	スズキ 4476	連絡用	129	10	8.10			17,679
原動機付 自 転 車	スズキ 362	連絡用	21	2	1.20			22,817
原動機付 自 転 車	スズキ 364	連絡用	0	0	0.00			20,624
原動機付 自 転 車	スズキ 401	パトロール用	324	25	20.20	8,478	カバー・ハンドル 左ウインカーレンズ交換	46,077
原動機付 自 転 車	スズキ 4473	パトロール用	342	27	21.30	6,998	ステアリング調整 ヘッドライト球交換	40,974
原動機付 自 転 車	スズキ 4474	パトロール用	393	31	24.40			47,515
原動機付 自 転 車	スズキ 410	パトロール用	278	22	17.30			63,464
原動機付 自 転 車	スズキ 367	業務用	2	1	0.10			18,874

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 3月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘 要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	78	8	2.30			23,245
散水車	イスズ 17-18	作業用	63	2	2.00			12,707
ホイロローダー		作業用	.	2	2.00			総作業時間 1132時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイロローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 3月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘 要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	23	2	1.30	16,815	フロントタイヤ及びチューブ リヤタオヤ交換	11,961
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	104	8	6.30	8,640	フロントタイヤ 交換	16,758
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	187	15	11.50			17,866
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	11	1	0.50			22,828
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	0	0	0.00			20,624
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	538	42	33.40	13,770	ヘッドライト球 キーセット交換	46,615
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	444	35	16.50	4,320	スペアキー	41,418
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	574	45	36.00			48,089
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	323	25	20.20			63,787
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	2	1	0.10			18,876

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

【平成 29 年度】

提供施設等使用実績報告書
29年 4月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	51	4	1.30			22,296
散水車	イズ 17-18	作業用	0	0	0.00			12,707
ホイルローダー		作業用	-	2	4.00			総作業時間 1136時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイルローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 4月分 (自 1日)
(至30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	4	1	0.20			11,965
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	68	5	4.20			16,826
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	126	10	8.00			17,992
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	11	1	0.50			22,839
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	0	0	0.00			20,624
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	436	34	27.20			47,051
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	357	28	22.30			41,775
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	413	32	26.00			48,502
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	345	27	21.40			64,132
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	3	1	0.20			18,879

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書

29年 5月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33・76	作業用	66	4	2.05			23,362
散水車	イズ 17・18	作業用	0	0	0.00			12,707
ホイルローダー		作業用		0	0.00			総作業時間 1136時間

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイルローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書

29年 5月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	59	5	3.50			
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	203	16	12.50			
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	243	19	15.20			
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	19	1	1.20			
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	13	1	1.00			
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	521	42	8.40			
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	449	36	4.10			
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	552	44	10.30			
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	353	27	22.10			
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	3	0	0.20			

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 6月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33・76	作業用	8	1	0.10			23,370
散水車	イズ 17・18	作業用	0	0	0.00			12,707
ホイルローダー		作業用	3	1	0.05			総作業時間 1,139

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

ホイルローダーは、走行距離メーターがない為、作業時間数を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 6月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	0	0	0.00			12,024
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	94	7	6.00			17,123
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	170	13	10.40			18,405
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	9	1	0.40			22,867
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	34	3	2.10			20,671
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	740	59	22.20			48,312
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	404	32	1.20			42,628
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	538	43	9.40	18,295	カーボン除去 バッテリー交換	49,592
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	481	38	6.10			64,966
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	6	0	0.30			18,888

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 9月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33・76	作業用	49	5	1.30			23,494
散水車	イスズ 17・18	作業用	52	3	1.30			12,880
ホイロローダー		作業用	2	3	0.05			1,143

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 9月分 (自 1日)
(至30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	0	0				
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	98	8	6.10			17,572
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	90	7	5.40			18,854
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	22	2	1.30			22,894
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	46	4	3.00			20,745
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	595	47	13.20			50,135
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	465	37	5.10			44,129
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	420	34	2.20			50,745
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	405	33	1.30			66,294
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	44	3	2.50			19,069

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 10月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	77	7	2.30			23,571
散水車	イズ 17-18	作業用	0	0	0.00			12,880
ホイロローダー		作業用	4	4	0.05			1,147

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
29年 10月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	0	0	0.00			12,028
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	116	9	7.20			17,688
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	183	14	11.30			19,037
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	13	1	1.00			22,907
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	39	3	2.30			20,784
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	509	41	8.00			50,644
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	484	39	6.20			44,613
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	285	22	18.00			51,030
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	275	21	17.20			66,569
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	75	6	4.50			19,144

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書

29年 11月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	46	2	1.30			23,617
散水車	イズ 17-18	作業用	12	2	0.20			12,892
ホイロローダー		作業用	5	3	0.10			1,152

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書

29年 11月分 (自 1日)
(至30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	0	0	0.00			12,028
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	58	5	3.40			17,746
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	129	10	8.10			19,166
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	0	0	0.00			22,907
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	7	1	0.30			20,791
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	600	48	13.30	8,170	フロントタイヤ チューブ交換	51,244
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	584	46	12.30	4,301	右ヘッドライト 球交換	45,197
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	463	37	5.00	8,200	Rタイヤ交換 オイル交換	51,493
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	327	25	20.30			66,896
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	64	5	4.00			19,208

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書

29年 12月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)

現場監督の認印

印

借受人

作成者氏名

印

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	101	6	3.10			23,718
散水車	イズ 17-18	作業用	0	0	0.00			12,892
ホイルローダー		作業用	5	1	0.10			1,157

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書

29年 12月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)

現場監督の認印

印

借受人

作成者氏名

印

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	0	0	0.00			12,028
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	51	4	3.20			17,797
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	53	4	3.30			19,219
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	0	0	0.00			22,907
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	14	1	1.00	20,671	タイヤ交換	20,805
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	566	45	11.30			51,810
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	415	33	2.00			45,612
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	292	23	18.20			51,785
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	260	20	16.20			67,156
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	15	1	1.00			19,223

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書

30年 1月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	16	2	0.30			23,734
散水車	イズ 17-18	作業用	0	0	0.00			12,892
ホイロローダー		作業用	1	1	0.05			1,158

提供施設等使用実績報告書

30年 1月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	0	0	0.00			12,028
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	16	1	1.00			17,813
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	40	3	2.30			19,259
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	0	0	0.00			22,907
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	5	0	0.30			20,810
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	495	40	7.00			52,305
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	531	42	9.20			46,143
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	423	34	2.30			52,208
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	228	18	14.20			67,384
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	6	0	0.30			19,229

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書

30年 2月分 (自 1日)
(至 28日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	36	2	1.05			23,770
散水車	イスズ 17-18	作業用	0	0	0.00			12,892
ホイロローダー		作業用	0	0	0.00			1,158

提供施設等使用実績報告書

30年 2月分 (自 1日)
(至29日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	6	0	0.30	3,024	ヘッドライト 球交換	12,034
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	3	0	0.20			17,816
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	38	3	2.30			19,297
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	18	1	1.10			22,925
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	5	0	0.30			20,815
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	409	33	1.40			52,714
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	496	40	7.00			46,639
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	371	29	23.20			52,579
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	130	10	8.10			67,514
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	17	0	1.10			19,246

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書

30年 3月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	107	8	3.20			23,877
散水車	イズ 17-18	作業用	31	1	1.00			12,923
ホイロローダー		作業用	6	1	0.10			1,164

提供施設等使用実績報告書

30年 3月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	209	16	13.10			12,243
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	63	5	4.00			17,879
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	101	8	6.30			19,398
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	4	0	0.20			22,929
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	466	37	5.10			21,281
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	364	28	22.50			53,078
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	350	27	22.00			46,989
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	294	23	18.30			52,873
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	182	14	11.30			67,696
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	21	2	1.30			19,267

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
30年 4月分 (自 1日)
(至30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33・76	作業用	82	3	2.30			23,959
散水車	イズズ 17・18	作業用	0	0	0.00			31
ホイロローダー		作業用	0	0	0.00			1,164

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
30年 4月分 (自 1日)
(至30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	91	7	5.50			12,334
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	171	13	11.50			18,050
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	112	9	7.00			19,510
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	33	3	2.10			22,962
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	547	44	10.20			21,828
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	347	27	21.50			53,425
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	168	13	10.30			47,157
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	354	28	22.10			53,227
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	270	21	17.00			67,966
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	46	4	3.00			19,313

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
30年 5月分 (自 1日)
(至 31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	16	3	0.30			23,975
散水車	イズ 17-18	作業用	39	2	1.10			70
ホイロローダー		作業用	9	1	0.20			1,173

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
30年 5月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	289	23	18.10			12,623
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	269	21	17.00			18,319
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	197	15	12.30			19,707
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	18	1	1.10			22,980
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	486	39	6.30			22,314
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	475	38	5.50			53,900
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	258	20	16.10			47,415
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	106	8	6.40			53,333
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	228	18	14.20			68,194
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	28	2	1.50			19,341

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
30年 6月分 (自 1日)
(至 30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
2トトラック (ユニック付)	33-76	作業用	3	1	0.05			23,978
散水車	イスズ 17-18	作業用	0	0	0.00			70
ホイルローダー		作業用		0	0.00			1,173

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
30 6月分 (自 1日)
(至30日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自転車	スズキ 402	連絡用	490	39	6.40			13,113
原動機付 自転車	スズキ 4475	連絡用	65	5	4.10			18,384
原動機付 自転車	スズキ 4476	連絡用	69	5	4.30			19,776
原動機付 自転車	スズキ 362	連絡用	24	2	1.30			23,004
原動機付 自転車	スズキ 364	連絡用	296	23	18.30			22,610
原動機付 自転車	スズキ 401	パトロール用	387	31	0.20			54,287
原動機付 自転車	スズキ 4473	パトロール用	315	25	19.50			47,730
原動機付 自転車	スズキ 4474	パトロール用	230	18	14.30			53,563
原動機付 自転車	スズキ 410	パトロール用	232	18	14.30			68,426
原動機付 自転車	スズキ 367	業務用	57	4	3.40			19,398

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

提供施設等使用実績報告書
30年 7月分 (自 1日)
(至31日)

(共用区域)
現場監督の認印

印

借受人
作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	おもな作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘 要
				運転日数 (日)	運転日数 (時間)			
原動機付 自 転 車	スズキ 4 0 2	連 絡 用	517	41	8.30			13,630
原動機付 自 転 車	スズキ 4 4 7 5	連 絡 用	116	9	7.20			18,500
原動機付 自 転 車	スズキ 4 4 7 6	連 絡 用	107	8	6.50			19,883
原動機付 自 転 車	スズキ 3 6 2	連 絡 用	35	3	2.20			23,039
原動機付 自 転 車	スズキ 3 6 4	連 絡 用	327	25	20.30			22,937
原動機付 自 転 車	スズキ 4 0 1	パトロール用	468	37	5.20			54,755
原動機付 自 転 車	スズキ 4 4 7 3	パトロール用	1,010	81	15.10			48,740
原動機付 自 転 車	スズキ 4 4 7 4	パトロール用	252	20	15.50			53,815
原動機付 自 転 車	スズキ 4 1 0	パトロール用	283	22	17.50			68,709
原動機付 自 転 車	スズキ 3 6 7	業 務 用	69	5	4.30			19,467

稼働状況の運転日数の時間の小数点以下は分を表示

[H28]

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	車両事故	その他	計
4月	101		2	2			105
5月	119	1	3	1		1	125
6月	11		1				12
7月	21		3			1	25
8月	20		5				25
9月	20			1			21
10月	41		2				43
11月	12	1	2				15
12月	6						6
1月	4						4
2月	11				1		12
3月	41		1				42
計	407	2	19	4	1	2	435

[H29]

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	車両事故	その他	計
4月	61		3				64
5月	69		3	2			74
6月	21			1			22
7月	14		5				19
8月	14		1	3	1		19
9月	18			1			19
10月	22			1			23
11月	8				1		9
12月	4	1					5
1月	4						4
2月	4						4
3月	29			1			30
計	268	1	12	9	2	0	292

危機管理対応実績（事故対応）

【平成28年度】

場所	原因	病状	件数
大芝生広場、スカイドルフィン	他人との接触による転倒等	擦過傷、熱中症、打撲、捻挫	14
子供の広場（アスレチックも含む）	バランスを崩して転落	擦過傷、裂傷、打撲、切傷、刺傷	126
園路	歩行中に転倒等	骨折、打撲、切傷、意識障害	1
サイクリングコース	不注意による転倒	擦過傷、捻挫、打撲、切傷、裂傷	68
動物の森	不注意による怪我	擦過傷、咬傷、刺傷	21
駐車場	車酔いなどによる体調不良等	熱中症、車酔い	4
デイキャンプ	不注意による怪我（火傷など）	擦過傷、火傷、刺傷	0
ドッグラン	飼犬同士のケンカによる怪我	擦過傷、咬傷	0
プール	プールサイドでの転倒等	擦過傷、熱中症	1
園内（各ゲート、森の家）	不注意による怪我等	擦過傷、刺傷、切傷、出血	22
ワンダーワールド周辺	不注意による遊具等での怪我	擦過傷、熱中症、挟傷、裂傷、打撲	80
ふわんぼりん	不注意による遊具等での怪我	擦過傷、裂傷、打撲、切傷、捻挫	62
その他（不明、園外含む）		頭痛 歯痛 発熱 腹痛 生理痛 下痢	36
合計			435

救急車依頼件数 15件、巡回連絡車による病院への搬送 0件、物損事故 0件、盗難 0件、その他 0件

【平成29年度】

場所	原因	病状	件数
大芝生広場、スカイドルフィン	他人との接触による転倒等	擦過傷、熱中症、打撲、捻挫	9
子供の広場（アスレチックも含む）	バランスを崩して転落	擦過傷、裂傷、打撲、切傷、刺傷	76
園路	歩行中に転倒等	骨折、打撲、切傷、意識障害	12
サイクリングコース	不注意による転倒	擦過傷、捻挫、打撲、切傷、裂傷	61
動物の森	不注意による怪我	擦過傷、咬傷、刺傷	9
駐車場	車酔いなどによる体調不良等	熱中症、車酔い	2
デイキャンプ	不注意による怪我（火傷など）	擦過傷、火傷、刺傷	0
ドッグラン	飼犬同士のケンカによる怪我	擦過傷、咬傷	1
プール	プールサイドでの転倒等	擦過傷、熱中症	2
園内（各ゲート、森の家）	不注意による怪我等	擦過傷、刺傷、切傷、出血	11
ワンダーワールド周辺	不注意による遊具等での怪我	擦過傷、熱中症、挟傷、裂傷、打撲	56
ふわんぼりん	不注意による遊具等での怪我	擦過傷、裂傷、打撲、切傷、捻挫	41
その他（不明、園外含む）		頭痛 歯痛 発熱 腹痛 生理痛 下痢	12
合計			292

救急車依頼件数 15件、巡回連絡車による病院への搬送 0件、物損事故 0件、盗難 0件、その他 0件

H28事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
			内容	部位							
2016/4/1	事故	負傷	穴に指を入れて無理やり引っ張ったとのこと。	右示指	ワンダーワールド	お客様		3男			
2016/4/1	事故	負傷	走行中、転倒し受診す。	右膝	サイクリングコース	お客様		8女			
2016/4/1	事故	負傷	走行中、転倒し受診す。	右側腹部	サイクリングコース	お客様		7女			
2016/4/1	事故	負傷	転倒時に他の子が上から誤って乗ってきたとのこと。	右膝	ふわんボリン	お客様		7女			
2016/4/1	事故	負傷	ジャンプの着地時に足を捻る。	左足関節部	ふわんボリン	お客様		7女			
2016/4/1	事故	負傷	遊具うんでいて遊戯中に落ちる	左第5指	子供の広場	お客様		9女			
2016/4/1	事故	負傷	つまずき、転倒す。	両膝	動物の森	お客様		67女			
2016/4/2	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	左前腕	サイクリングコース	お客様		11女			
2016/4/2	事故	負傷	転倒し受診す	両膝	ワンダーワールド	お客様		5女			
2016/4/2	事故	負傷	遊戯中に捻って受傷す。受診動める	左足関節部	ワンダーワールド	お客様		15男			
2016/4/2	事故	負傷	ボランテア作業中に道具で受傷する。	右第1指	子供の広場	ボランテア		77女			
2016/4/2	事故	負傷	遊具の手すりを握ったところ受傷する。	右第1指	子供の広場	お客様		33女			
2016/4/2	事故	負傷	走っていた子供とぶつか。30分安静臥床。	右側頭部	子供の広場	お客様		8女			
2016/4/2	事故	負傷	ボルゲーノスライダより裸足で滑り落ち受傷。	左足底部	子供の広場	お客様		7女			
2016/4/2	事故	負傷	つまずいて転倒し受傷す	右第1趾	子供の広場(水辺のトリム)	お客様		8女			
2016/4/2	事故	負傷	遊戯中、気付かないうちに受傷す。	左第1趾	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		7男			
2016/4/2	事故	負傷	転倒し受傷す。	左膝	動物の森	お客様		2女			
2016/4/3	事故	負傷	1時間安静臥床後、気分良好となり帰宅される。		ワンダーワールド	お客様		28女			
2016/4/3	事故	負傷	着地時受傷	右足第1趾	ふわんボリン	お客様		9女			
2016/4/3	事故	負傷	着地時受傷		ふわんボリン	お客様		9女			
2016/4/3	事故	負傷		左肘	ふわんボリン	お客様		3女			
2016/4/3	事故	負傷	原因虫不明のため受診動める。	右手掌	ワンダーワールド(たこのあし前木道)	お客様		3女			
2016/4/3	事故	負傷	転倒により受傷する。	左頬	子供の広場(ローラー滑り台)	お客様		4男			
2016/4/3	事故	負傷	ベビーカーより転落 様子をみて受診をすすめる	頭	駐車場	お客様		3男			
2016/4/4	事故	負傷	走行中にバランスを崩し転倒する	右膝	ワン口付近のサイクリングコース	お客様		10男			

H28事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2016/4/4	事故	負傷	裸足で遊戯中に受傷する	左足底部	皮膚剥離	お客様		6男	お客様		
2016/4/4	事故	負傷	遊具平均台で遊戯中に足を滑らし落ちる	左下腿	擦過傷 打撲	お客様		5女	お客様		
2016/4/5	事故	負傷	遊戯中に反動で転ぶ	左膝	捻挫	お客様		5男	お客様		
2016/4/5	事故	負傷	走って転ぶ	両膝	擦過傷	お客様		2女	お客様		
2016/4/5	事故	負傷	平均台を渡っていて踏み外し落ちる	両足脛	擦過傷 裂傷	お客様		43女	お客様		
2016/4/5	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左膝	擦過傷	お客様		7女	お客様		
2016/4/5	事故	負傷	遊戯中、気が付かないうちに受傷す。	左手掌部	異物刺入 捻挫	お客様		8女	お客様		
2016/4/5	事故	負傷	転倒し、受傷す。	鼻	打撲	お客様		4女	お客様		
2016/4/5	事故	負傷	遊戯中に	左第1趾	爪剥離	お客様		10男	お客様		
2016/4/7	事故	負傷	遊戯中に転ぶ	口唇	打撲	お客様		5男	お客様		
2016/4/8	事故	負傷	階段から滑って転倒す	左膝	擦過傷	お客様		16女	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	兄弟が乗っていた自転車近づいてきて挟まったとのこと。	左小指	打撲(腫脹あり、発赤なし、動作可能)	お客様		5男	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	転倒し受傷	右膝	擦過傷	お客様		4男	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	ふわんぼりんを滑り落ちた時の摩擦で受傷。	右足底部	切傷	お客様		4女	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	着地時に捻る	左足関節部	捻挫	お客様		12女	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	遊具から落ちた	左膝	打撲	お客様		4女	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	走っていて転ぶ	両肘	擦過傷	お客様		6男	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	滑って転ぶ	左肘	擦過傷	お客様		6男	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	裸足で遊んでいるときに受傷す	右足底部	異物刺入	お客様		6女	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	走って転ぶ	両膝	擦過傷	お客様		9女	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	自転車走行中転倒する。	両膝	擦過傷 出血あり	お客様		12男	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	ジャンプの着地時に捻り、受傷す。	右足関節部	捻挫	お客様		6男	お客様		
2016/4/9	事故	負傷	後から子供が乗った自転車追突してきたとのこと。	右下腿部	打撲 擦過傷	お客様		34女	お客様		
2016/4/10	事故	負傷	滑り落ちた時の摩擦で受傷。	右足部	擦過傷	お客様		5男	お客様		
2016/4/10	事故	負傷	滑り落ちた時の摩擦にて受傷。	右足部	擦過傷	お客様		4男	お客様		

H28事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
			事由	部位							
2016/4/10	事故	負傷	滑り落ちた時の摩擦で受傷。	左膝	ふわんボリン	お客様		8女			
2016/4/10	事故	負傷	食べ物を狙ってきたトンビがぶつかってきて受傷。	右頬部	ふわんボリン	お客様		11女			
2016/4/10	事故	負傷	遊戯中、気付かないうちに受傷	左足底部	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		5女			
2016/4/10	事故	負傷	遊戯中に刺さる	右示指	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		5男			
2016/4/10	事故	負傷	つまずき転倒し受傷す	両手掌	子供の広場	お客様		34女			
2016/4/10	事故	負傷	椅子より落ちる。	額部	子供の広場	お客様		7女			
2016/4/10	事故	負傷	遊戯中に受傷す	右足背部	子供の広場	お客様		5男			
2016/4/10	事故	負傷	遊戯中に受傷す	両手掌	子供の広場	お客様		5女			
2016/4/11	事故	負傷	持ち込み自転車で行行中にバランスを崩し転倒する。	右肩	サイクリングコース	お客様		70男			
2016/4/14	事故	負傷	走行中バランスを崩し転倒し受傷す。	両大腿部	サイクリングコース	お客様		17女			
2016/4/16	事故	負傷	走っていて転倒す	左手掌	子供の広場	お客様		4女			
2016/4/16	事故	負傷	走っていて転倒す	左手首	子供の広場	お客様		5女			
2016/4/16	事故	負傷	裸足で遊んでいて	左第1趾	子供の広場	お客様		4女			
2016/4/19	事故	負傷	遊戯中に	左手掌	子供の広場	お客様		5男			
2016/4/19	事故	負傷	遊戯中に	右手第3指	子供の広場	お客様		48女			
2016/4/22	事故	負傷	気付かないうちに痛みで泣いていたと母親。	右膝	ふわんボリン	お客様		2女			
2016/4/24	事故	負傷	自転車のタイヤを触った時に受傷したとのこと。	右中指	ワンダーワールド	お客様		45男			
2016/4/24	事故	負傷		左手掌	ワンダーワールド	お客様		1女			
2016/4/24	事故	負傷	友達と走行中、スピードを出し過ぎてバランスを崩し転倒す。	右顔面	子供の広場	お客様		9男			
2016/4/24	事故	負傷	段差につまづき転倒、受傷す。	鼻	大芝生広場(スカイドルフィン)	お客様		2男			
2016/4/26	事故	負傷	食事中に唾まれる	左足首	ワンダーワールド(レストラ)	お客様		74女			
2016/4/26	事故	負傷	遊戯中に	右手第3指	子供の広場	お客様		2男			
2016/4/29	事故	負傷	自転車の前カゴに乗せていて、父親が目を確認して際に自転車が倒れ受傷す。	左額部	サイクリングコース	お客様		4男			
2016/4/29	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	左手背、左肘	サイクリングコース	お客様		7男			
2016/4/29	事故	負傷	転倒し受傷。	左第1趾	ふわんボリン	お客様		8男			

H28事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2016/4/29	事故	負傷	木のベンチを触った時に刺さったとの事。	異物刺入				お客様	5女	
2016/4/29	事故	負傷	転倒し受傷	左前腕				お客様	4男	
2016/4/29	事故	負傷	転倒し受傷	左腰部				お客様	4男	
2016/4/29	事故	負傷	転倒し受傷。	左手掌				お客様	5女	
2016/4/29	事故	負傷	つまつき、転倒す	右膝				お客様	6女	
2016/4/29	事故	負傷	うんていから落ち受傷す。	陰部				お客様	7男	
2016/4/29	事故	負傷	裸足で遊んでいる時に受傷す。	右第5趾				お客様	12男	
2016/4/29	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	右中指				お客様	7女	
2016/4/29	事故	負傷	遊具より滑り落ちて受傷す。	背部				お客様	2女	
2016/4/29	事故	負傷	マウンテンパークの穴の中に落ちて受傷。	右足関節部				お客様	1男	
2016/4/29	事故	負傷	送迎車にて子供の広場へ、転倒した際に、動物の森の入口の扉にぶつけ受傷。	顔部				お客様	3男	
2016/4/30	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	右膝				お客様	9男	
2016/4/30	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	左膝				お客様	9男	
2016/4/30	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	左第1趾				お客様	3女	
2016/4/30	事故	負傷	裸足で遊んでいて、	右第1趾				お客様	9女	
2016/4/30	事故	負傷	友達とぶつかって受傷す。	右4指				お客様	6男	
2016/4/30	事故	負傷	滑り落ちた時に受傷したとのこと。	左5指				お客様	6女	
2016/4/30	事故	負傷	石にぶつけたとのこと。歩行できないため、送迎車にて西口へ。	右第1、2趾				お客様	8女	
2016/4/30	事故	負傷	マウンテンパークの穴の中に落ち、受傷、病院受診するとの事で送迎車にて入口へ。	左足関節部				お客様	31女	
2016/4/30	事故	負傷	つまづいて転倒し受傷す。	右手掌				お客様	4女	
2016/4/30	事故	負傷	裸足で遊んでいて、	右第1趾				お客様	2男	
2016/4/30	事故	負傷	走っていて転倒す。	両肘、左膝				お客様	7男	
2016/4/30	事故	負傷	裸足で遊んでいて、	左第2趾				お客様	2男	
2016/4/30	事故	負傷	遊戯中に受傷。	左足底部				お客様	6女	
2016/4/30	事故	負傷	つまづき転倒し受傷す。	鼻下				お客様	2女	

H28事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
			事由	部位							
2016/4/30	事故	負傷	自分の車から落ちる。	右顔面	駐車場	お客様		1女			
2016/5/1	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒し受傷す。	左下腿部	サイクリングコース	お客様		8女			
2016/5/1	事故	負傷	飛び跳ねている時に着地に失敗し受傷。	右足関節部	ふわんボリン	お客様		6男			
2016/5/1	事故	負傷	つまずいて転倒す	右膝	ワンダーワールド	お客様		2女			
2016/5/1	事故	負傷	転倒し受傷。	両膝	ワンダーワールド	お客様		4女			
2016/5/1	事故	負傷	ベンチに爪楊枝が落ちていのに気付かず、座ったら刺さったとの事。	左下腿	ワンダーワールド	お客様		5女			
2016/5/1	事故	負傷	斜面を走りながら下っている時につまずき転倒す。	右頬部、右手掌	ワンダーワールド(くじら山)	お客様	45男				
2016/5/1	事故	負傷	遊戯中に。	右手背	子供の広場	お客様	11男				
2016/5/1	事故	負傷	裸足で遊戯中に。	右足底部	子供の広場	お客様	8男				
2016/5/1	事故	負傷	遊戯中に。	右踵骨	子供の広場	お客様	6女				
2016/5/1	事故	負傷	裸足で遊戯中に。	右足底部	子供の広場	お客様	8女				
2016/5/1	事故	負傷	裸足で遊戯中に。	右足底部	子供の広場	お客様	12女				
2016/5/1	事故	負傷	バランスボールで遊戯中に転倒す。	顔部	子供の広場(マウンテンパーク)	お客様	9男				
2016/5/1	事故	負傷	転倒し受傷。	右手掌	子供の広場(水辺のトリム)	お客様	6男				
2016/5/1	事故	負傷	転倒し受傷す	左膝	子供の広場(水辺のトリム)	お客様	7男				
2016/5/1	事故	負傷	遊戯中に。	左肘、左側腹部	大芝生広場	お客様	15男				
2016/5/1	事故	負傷	裸足で遊戯中に。	左足底部	大芝生広場	お客様	10男				
2016/5/1	事故	負傷	送迎車にて子供の広場へ、柵に座っていて転落す。縫合の可能性があるため受診勧める。	顔部	動物の森	お客様	8男				
2016/5/2	事故	負傷	遊戯中に首を捻る	右頸部	ふわんボリン	お客様	9男				
2016/5/2	事故	負傷	遊戯中に	左足裏	ふわんボリン	お客様	11男				
2016/5/2	事故	負傷	遊戯中に	左肘	ふわんボリン	お客様	5女				
2016/5/2	事故	負傷	遊戯中に	左足甲	ふわんボリン	お客様	5女				
2016/5/2	事故	負傷	躓いて転ぶ	両膝右肘	ワンダーワールド	お客様	2男				
2016/5/2	事故	負傷	躓いて転ぶ	右膝	子供の広場	お客様	1男				
2016/5/2	事故	負傷	躓いて転ぶ	鼻	子供の広場	お客様	2男				

H28事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
			事由	被害の程度							
2016/5/4	事故	負傷	木のベンチに手をついた時に刺さったとの事。	右示指	異物刺入	お客様		4女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	遊戯中に、念のために受診勧める。	右頸部	捻挫	お客様		8男	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	ムカデに刺される。駐車場まで送迎車使用す。	左1指	咬傷	お客様		11男	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	気付かないうちに受傷していたとのこと。	右手掌	異物刺入	お客様		3男	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	飛び跳ねて遊んでいる時に着地に失敗し受傷す。	左足関節部	捻挫	お客様		5男	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	飛び跳ねて遊んでおり着地時に捻ったとのこと。	右足関節部	捻挫	お客様		8女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	遊戯中に他の人の足の足に踏まれたとのこと。	左第1趾	皮膚剥離	お客様		10男	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	両足背	摩擦傷	お客様		4女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	ゴーカートのハンドルに挟んでしまったとのこと。	左4指	切傷	お客様		10女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	歩行中になにかにぶつかかり受傷。	左第1趾	皮膚剥離	お客様		7男	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	転倒し受傷。	左膝	擦過傷	お客様		2女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	つまずき転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お客様		2女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	転倒し受傷す。	左肘	擦過傷	お客様		4女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	気付かないうちに受傷す。	左手掌	擦過傷	お客様		3男	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お客様		6女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	気付かないうちに受傷す。	左足底部	異物刺入	お客様		2男	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	虫に刺される。	左下肢	虫刺され	お客様		6女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	走っていて転倒す。	下顎	裂傷	お客様		2女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	うんでいで遊戯中に、	左手掌	皮膚剥離	お客様		5女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	走って転倒し受傷。	左膝	擦過傷	お客様		2男	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	つまずいて転倒し受傷す。	左肘	擦過傷	お客様		3女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	右膝	擦過傷	お客様		8女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	ロープで遊戯中に、	左2指	摩擦傷	お客様		5女	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	ロープで遊戯中に、	右3,4,5指	摩擦傷	お客様		42男	お客様		
2016/5/4	事故	負傷	木から落ちて受傷す。	右足関節部	疑骨折(腫脹あり)	お客様		1女	お客様		

H28事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
			事由	部位							
2016/5/5	事故	負傷	当園センター職員。バイク走行中に転倒す。	右肘	ガードマン口	お客様		男			
2016/5/5	事故	負傷	走行中転倒す。縫合の必要あるため受診勧める。両親要望し、救急車要請、和日病院搬送となる。	顔部、下顎	サイクリングコース	お客様	7	男			
2016/5/5	事故	負傷	走行中転倒す	左膝	サイクリングコース	お客様	4	女			
2016/5/5	事故	負傷	走行中、転倒す。	左膝	サイクリングコース	お客様	9	女			
2016/5/5	事故	負傷	遊戯中に。	両膝	ふわんボリン	お客様	9	男			
2016/5/5	事故	負傷	遊戯中に。	右第4、5趾	ふわんボリン	お客様	5	女			
2016/5/5	事故	負傷	飛び跳ねていて着地時に捻って受傷す。	左足部	ふわんボリン	お客様	9	女			
2016/5/5	事故	負傷	アクアローラーで遊戯中に。	顔部	ワンダーワールド	お客様	5	女			
2016/5/5	事故	負傷	転倒し受傷。	右膝	ワンダーワールド	お客様	5	男			
2016/5/5	事故	負傷	遊戯中に。	両膝	子供の広場	お客様	5	女			
2016/5/5	事故	負傷	遊戯中に。	右4指	子供の広場	お客様	8	女			
2016/5/5	事故	負傷	遊戯中に。	左足底部	子供の広場	お客様	9	男			
2016/5/5	事故	負傷	うんていで遊戯中に。	右手首	子供の広場	お客様	4	男			
2016/5/5	事故	負傷	遊戯中に。	両第5趾	子供の広場	お客様	6	女			
2016/5/5	事故	負傷	遊戯中に。	右第2趾	子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	1	女			
2016/5/5	事故	負傷	遊戯中に。	右膝	子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	7	女			
2016/5/5	事故	負傷	走っていて転倒す。	左膝	子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	6	男			
2016/5/5	事故	負傷	ムカデに刺される。	左足関節部	動物の森	お客様	39	女			
2016/5/5	事故	負傷	つまずいて転倒す。	左膝	動物の森	お客様	3	女			
2016/5/7	事故	負傷	自転車にまたがって止まっていたら後ろから子供に追突され受傷す。	左肋骨部、左肩	サイクリングコース	お客様	43	女			
2016/5/7	事故	負傷	転倒時に手について受傷す。	左前腕部	ワンダーワールド	お客様	2	男			
2016/5/8	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	右肘	サイクリングコース	お客様	6	男			
2016/5/8	事故	負傷	気付かないうちに刺さっていたとのこと。	両手掌	ふわんボリン	お客様	3	男			
2016/5/8	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	右第1趾	ふわんボリン	お客様	11	男			
2016/5/8	事故	負傷	目元に飛来してきた蜂を払い飛ばすつもりで刺さる。(なんの蜂かはよくわからないが、スズメバチではないと母親)	右2指	ワンダーワールド	お客様	3	男			

H28事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
			事由	部位							
2016/5/8	事故	負傷	つまずいて転倒し受傷す。	両膝	花棧敷	お客様		3女			
2016/5/8	事故	負傷	走っていて転倒す。	右肘	子供の広場	お客様		10女			
2016/5/8	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	左4指	子供の広場	お客様		2女			
2016/5/8	事故	負傷	遊戯中に受傷。	左4指	子供の広場	お客様		7男			
2016/5/12	事故	負傷	転倒し受傷	両膝	ワンダーワールド	お客様		3男			
2016/5/13	事故	負傷	海中口から送迎車にて子供の広場へ。走行中、バランスを崩し転倒し受傷したとのこと。	左小指	サイクリングコース	お客様		45男			
2016/5/13	事故	負傷	ムカデに刺された可能性有。	左足関節部	子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様		33女			
2016/5/14	事故	負傷		右足背部		お客様		26女			
2016/5/14	事故	負傷	走行中、転倒す。	右肘	サイクリングコース	お客様		5女			
2016/5/14	事故	負傷	転倒し受傷す。	左膝	ワンダーワールド	お客様		7女			
2016/5/14	事故	負傷	何の虫かはわからないとのこと。	左耳後部	子供の広場	お客様		1女			
2016/5/15	事故	負傷	縫合の必要性あるため受診勧める。	下顎		お客様		3男			
2016/5/15	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	右膝	サイクリングコース	お客様		5男			
2016/5/15	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	左膝	サイクリングコース	お客様		6女			
2016/5/15	事故	負傷	着地時に捻る。	右膝裏	ふわんボリン	お客様		5男			
2016/5/15	事故	負傷	転倒し受傷す。	右膝	ワンダーワールド	お客様		4女			
2016/5/15	事故	負傷	転倒し受傷す	左膝	ワンダーワールド	お客様		4男			
2016/5/15	事故	負傷	アシレチックで擦る	右第1趾	子供の広場	お客様		6女			
2016/5/15	事故	負傷	遊戯中に	右鼻	子供の広場	お客様		8女			
2016/5/15	事故	負傷	マウンテンパークで遊戯中に	右4.5指	子供の広場	お客様		2男			
2016/5/15	事故	負傷	遊戯中に	左足底部	子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様		6男			
2016/5/15	事故	負傷	前を見ておらず、遊具にぶつけ受傷す。	左額部(眉上)	子供の広場(水辺のトリム)	お客様		8男			
2016/5/15	事故	負傷	駅のホーム清掃中看板にぶつける	額部	西口	お客様		76女			
2016/5/19	事故	負傷	自転車で走行中、バランスを崩し転倒す。	左下腿部	サイクリングコース	お客様		61女			
2016/5/21	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	右大腿部	サイクリングコース	お客様		6男			

H28事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別	
2016/5/21	事故	負傷	バランスを崩し転倒す	左膝	擦過傷			サイクリングコース	お客様	6女	
2016/5/21	事故	負傷	バランスを崩し転倒す	両肘	擦過傷			サイクリングコース	お客様	6女	
2016/5/21	事故	負傷	走っていてつまづき転倒す	両手掌	擦過傷			ワンダーワールド	お客様	5女	
2016/5/21	事故	負傷	右につまづき転倒す	左肘	擦過傷			ワンダーワールド	お客様	9女	
2016/5/21	事故	負傷	段差にひっかかって転倒す	両膝	擦過傷			子供の広場(水辺のトリム)	お客様	10女	
2016/5/21	事故	負傷	リスザルに噛まれる	右示指	咬傷(2箇所咬傷痕あり)			動物の森	お客様	4女	
2016/5/22	事故	負傷	バランスを崩し転倒す。歯科受診希望し帰宅される。	口腔内	裂傷(乳歯ぐらつきあり)			サイクリングコース	お客様	6男	
2016/5/22	事故	負傷	走っていて転倒す	左膝	擦過傷			花時計前(子供の広場)	お客様	3男	
2016/5/23	事故	負傷	サンダルを履いて走行中足を地面で摩擦する	左足第1指	皮膚剥離			ガードマン詰所前サイクリングコース	お客様	10男	
2016/5/23	事故	負傷	ふわんポリンを清掃中タオルを取ろうとしたら手袋使用していた上から咬む東部グリーンスタップ	右手第3指	咬傷(ムカデ)			ふわんポリン	公園スタッフ	77男	
2016/5/23	事故	負傷	ふわんポリンで遊戯中に兄とぶつかり兄の前歯で受傷する	顎部	裂傷			ふわんポリン	お客様	4女	
2016/5/23	事故	負傷	犬の散歩をしていて走って転ぶ	右膝	擦過傷			子供の広場	お客様	6女	
2016/5/23	事故	負傷	ボールで遊戯中に	右手掌	皮膚剥離			子供の広場	お客様	6女	
2016/5/23	事故	負傷	二人乗り自転車にの後ろに乗って走行中にバランスを崩し転倒する	左肘頬膝頭	擦過傷			動物の森裏付近サイクリングコース	お客様	13女	
2016/5/26	事故	負傷	毛虫に刺されたとのこと。	左頬部	虫さされ(発赤あり、疼痛なし)			ちびっこ広場	お客様	8男	
2016/5/26	事故	負傷	くじらの丘の段差で転倒し受傷す。	左肘	擦過傷			ワンダーワールド	お客様	56女	
2016/5/27	事故	負傷	走っていて転ぶ。	両手掌	擦過傷			動物の森	お客様	5男	
2016/5/28	事故	負傷	走行中、兄弟と競争しておりスピードを出しすぎて転倒す。	左膝	擦過傷 打撲			サイクリングコース	お客様	6男	
2016/5/30	事故	負傷	補助車付の自転車で走行中に転倒する	左膝	擦過傷			ワン口付近サイクリングコース	お客様	6男	
2016/5/30	事故	負傷	遊戯中に走って転ぶ	右膝	擦過傷			子供の広場	お客様	14女	
2016/6/1	事故	負傷	走っていてつまづき転倒す。	左手掌	擦過傷			子供の広場	お客様	5女	
2016/6/11	事故	負傷	ベビーカーから落ち受傷す。念のため受診勧める。	左額部	打撲(軽度腫脹あり、発赤軽度あり、内出血あり)			ワンダーワールド	お客様	2女	
2016/6/11	事故	負傷	走っていて転倒し受傷す。	両膝	擦過傷			子供の広場	お客様	1男	
2016/6/11	事故	負傷	自転車(本人の自転車)にまたがろうとして転倒す。	後頭部	打撲 裂傷			大芝生広場(スカイドファイブ)	お客様	5男	
2016/6/18	事故	負傷	毛虫に刺される。	左前腕	虫さされ(軽度腫脹あり、発赤あり、経度疼痛あり)			子供の広場	お客様	12男	

H28事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別	
2016/6/18	事故	負傷	気付かないうちに受傷していたとのこと。	両大腿部	擦過傷			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	5男	
2016/6/18	事故	負傷	気付かないうちに受傷していたとのこと。	両第1趾	擦過傷			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	3女	
2016/6/18	事故	負傷	気付かないうちに受傷していたとのこと。	左第1趾	擦過傷			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	5女	
2016/6/26	事故	負傷	気付かないうちに受傷す。	右第3趾	切傷				お客様	7男	
2016/6/26	事故	負傷	バランスを崩し転倒す。	左膝	擦過傷			サイクリングコース	お客様	7男	
2016/6/26	事故	負傷	西口の前の地面のタイル(1cm弱段差)にひっかかり転倒す。受診勧める。	左足部	打撲(腫脹あり、内出血あり)			西口	お客様	64女	
2016/7/2	事故	負傷	自転車の前乗せに乘せており、目を離したときに自転車が倒れ受傷す。	左額部	裂傷			サイクリングコース	お客様	4男	
2016/7/2	事故	負傷	遊戯中に気付かないうちに受傷す。	右示指	擦過傷			子供の広場	お客様	1男	
2016/7/2	事故	負傷	遊泳中に気付かないうちに受傷す。	両手指	火傷症			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	5女	
2016/7/3	事故	負傷	子供の広場のテラスにある木のベンチに引っかかり転倒す。	左膝	擦過傷			子供の広場	お客様	4男	
2016/7/3	事故	負傷	目を離した際に、ベビーカーから転落し受傷す。念のため受診勧める。	右額部	擦過傷、打撲(内出血軽度あり、腫脹軽度あり)			子供の広場	お客様	1女	
2016/7/3	事故	負傷	じゃぶじゃぶ池に飛び込んだ時、床で擦ったとのこと。	左第1趾	擦過傷			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	6男	
2016/7/8	事故	負傷	当園職員。車のハッチバックを開めるときに誤って頭をぶつける。	左頭部	裂傷			管理センター	お客様	69男	
2016/7/9	事故	負傷	遊戯中、気付かないうちに受傷。	右第1趾	切傷			ワンダーワールド	お客様	6男	
2016/7/16	事故	負傷	体調不良にて送迎車で子供の広場へ。1時間半安静臥床		スライディングPT=97.5 BP=95/67、P=107 倦怠感あり、 熱感なし			ワンダーワールド	お客様	6男	
2016/7/17	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。念のため受診勧める	左後頭部	打撲			サイクリングコース	お客様	9女	
2016/7/17	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	左膝	擦過傷			サイクリングコース	お客様	7女	
2016/7/17	事故	負傷	走っていて転倒し受傷す。	右膝	擦過傷			ワンダーワールド	お客様	6女	
2016/7/17	事故	負傷	走っていてつまずき転倒す。	両肘	擦過傷			ワンダーワールド	お客様	6女	
2016/7/17	事故	負傷	木に向かって走り、勢い余ってぶつかり受傷す。	左第1、2趾	切傷			ワンダーワールド	お客様	5男	
2016/7/17	事故	負傷	遊戯中に気付かないうちに受傷す。	左側腹部	擦過傷			子供の広場	お客様	7女	
2016/7/18	事故	負傷	亀の遊具より落ちる	鼻下唇	出血 切傷			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	3男	
2016/7/18	事故	負傷	遊戯中に滑って転ぶ縫合の必要がある為受診をすすめる	後頭部	裂傷			遊べる噴水	お客様	2男	
2016/7/22	事故	負傷	滑り台を滑っているときに足を巻き込み受傷す。受診勧める。	左足関節	捻挫(腫脹あり、発赤なし)			大芝生広場(スカイドリーム)	お客様	4女	
2016/7/23	事故	負傷	遊戯中に気付かないうちに受傷す。	右第1趾	爪剥離			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	4女	

H28事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別	
2016/7/26	事故	負傷	遊戯中気がないうちに	刺傷(とげ)	左手第3指			子供の広場	お客様	5女	
2016/7/30	事故	負傷	ふわんぼりんを囲っている柵に筆禍って転倒す。	擦過傷	右肘			ふわんぼりん	お客様	3男	
2016/8/4	事故	負傷	走っていつまづき転倒す	擦過傷	右下腿部			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	11男	
2016/8/7	事故	負傷	遊戯中に滑って転倒し受傷す。	裂傷	下顎			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	4男	
2016/8/11	事故	負傷	遊びながら歩いていつまづき転倒す。	擦過傷	左肘			子供の広場	お客様	7女	
2016/8/12	事故	負傷	親が目を離している際に受傷していたとの事	裂傷	左後頭部			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	2女	
2016/8/14	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	擦過傷	左膝			サイクリングコース	お客様	5男	
2016/8/16	事故	負傷	二人乗り自転車で行く途中シオヤ付近で段差に気付きよけようとして転倒する	擦過傷	右膝			サイクリングコース	お客様	13女	
2016/8/16	事故	負傷	二人乗り自転車で行く途中にシオヤ付近で段差に気付きよけようとして転倒する	擦過傷	右膝			サイクリングコース	お客様	13女	
2016/8/20	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	擦過傷	両膝			サイクリングコース	お客様	7男	
2016/8/20	事故	負傷	噴水で遊んでいるところ、足を滑らし転倒し受傷す	裂傷	後頭部			ワンダーワールド	お客様	3男	
2016/8/21	事故	負傷	子どもを抱いて歩いていて痛む	痛み	腰			子供の広場	お客様	46男	
2016/8/21	事故	負傷	アルティメットfrisビー練習中勢い良く走って転び手をつく	疑骨折 腫脹(+) 変形(+) 疼痛(+)	右手首			大芝生広場	お客様	23女	
2016/8/23	事故	負傷	マウンテンパーク内のバランスポールで遊戯中に受傷する	摩擦症	両手指			子供の広場	お客様	7男	
2016/8/23	事故	負傷	歩いていて転ぶ、巡視カー使用	擦過傷	両側腹部			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	5男	
2016/8/23	事故	負傷	歩いていて転ぶ、巡視カー使用	裂傷	顔部			西口	お客様	5女	
2016/8/25	事故	負傷	森の家で工作中に受傷す。	刺傷	左手掌			森の家	お客様	7女	
2016/8/27	事故	負傷	遊戯中に刺さったとのこと。	異物刺入	左足底部			ワンダーワールド(たこのあし前木道)	お客様	6女	
2016/8/27	事故	負傷	遊戯中、気がないうちに受傷す。	擦過傷	右第1趾			子供の広場	お客様	6男	
2016/8/29	事故	負傷	動物の森付近のサイクリングコースを走行中にバランスを崩し転倒する	擦過傷 捻挫	右手首 右手第3指			サイクリングコース	お客様	8女	
2016/8/30	事故	負傷	遊戯中に転んで	刺傷(とげ)	右手第3指			子供の広場	お客様	7女	
2016/8/31	事故	負傷	転倒時に手をついて受傷す、受診勧める	捻挫	左手関節部			子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	8男	
2016/9/7	事故	負傷	職場体験中の学生、ミニブタに餌をあげている時に噛まれる。	咬傷	右4指			動物の森	お客様	14女	
2016/9/8	事故	負傷	ボランティア作業中に、虫に刺されたとのこと。(何の虫かは、わからない)	虫さされ(軽度発赤あり、疼痛極軽度あり、腫脹なし)	右手背部			ワンダーワールド	お客様	69女	
2016/9/10	事故	負傷	子供と遊戯中に。	挫傷	左下腿			子供の広場(マウンテンパーク)	お客様	41男	

H28事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2016/9/10	事故	負傷	つまづき転倒し受傷す。	右膝	打撲			大芝生広場	お客様	4男
2016/9/11	事故	負傷	転倒し受傷する	左膝	擦過傷			子供の広場	お客様	11女
2016/9/13	事故	負傷	サイクリングコース走行中にバランスを崩し転倒	右肩右肘膝足	擦過傷 裂傷			サイクリングコースワゴン口付近の坂道	お客様	33男
2016/9/13	事故	負傷	草取りの作業中に刺される 受診をすめぬ	右手3カ所	刺傷(足長蜂)			シンフォニーガーデン	お客様	67女
2016/9/17	事故	負傷	姉と自転車で行中、急に姉が止まり後ろからぶつかって転倒し受傷す。	後頭部	打撲 擦過傷			サイクリングコース(海中口付近)	お客様	6男
2016/9/22	事故	負傷	走行中、よそ見をしておりバランスを崩し転倒す。	両膝	擦過傷			サイクリングコース	お客様	11男
2016/9/22	事故	負傷	家族でバターゴルフで遊んでいたところ、打球が当たったこと。	背部	打撲			大芝生広場	お客様	11女
2016/9/24	事故	負傷	走行中に転ぶ	左膝	擦過傷			サイクリングコース	お客様	7男
2016/9/24	事故	負傷	走行中に転ぶ	右膝	擦過傷			サイクリングコース	お客様	4女
2016/9/24	事故	負傷	走行中に転ぶ	左膝	擦過傷			サイクリングコース	お客様	6女
2016/9/24	事故	負傷	歩いていて躓いて転ぶ	額部	打撲 腫脹(+)			ワンダーワールド	お客様	2女
2016/9/24	事故	負傷	走行中にバランスを崩し転倒する	左膝	擦過傷 打撲 腫脹(+++) 疼痛(+++)			ワゴン口付近のサイクリングコース	お客様	43女
2016/9/24	事故	負傷	ラクビーの試合中に相手チームの選手の膝が額にあたる	額部	打撲 腫脹(+)	痛み(+)		大芝生広場	お客様	9男
2016/9/24	事故	負傷	モルモットを抱いた後で痒くなる	首回り両腕	湿疹 掻痒感(+)			動物の森	お客様	11男
2016/9/25	事故	負傷	走行中、よそ見をしていてバランスを崩し転倒す。	右肘、右膝	擦過傷			サイクリングコース	お客様	8女
2016/9/25	事故	負傷	つまづいた時に手をつき受傷す。病院受診のためガートマン口まで送迎す。	左手関節部	骨折疑い(疼痛あり、腫脹あり、発赤あり、内出血あり)			子供のとりで	お客様	8男
2016/9/26	事故	負傷	走行中に靴で摩擦する	左足趾	皮膚剥離			サイクリングコース	お客様	11男
2016/10/2	事故	負傷	遊戯中に。	左足底部	皮膚剥離			ふわんぼリン	お客様	7女
2016/10/2	事故	負傷	躓き転ぶ。	両膝	皮膚剥離			ふわんぼリン	お客様	2女
2016/10/2	事故	負傷	遊戯中に。	両膝	皮膚剥離			ふわんぼリン	お客様	9女
2016/10/3	事故	負傷	裸足で遊んでいるときに、ふわんぼりん付近のテープ	右足部	刺傷(とげ)			ワンダーワールド	お客様	2女
2016/10/3	事故	負傷	父親と二人乗り自転車に乗り転倒する。 未来橋付近のサイクリングコース	頭部、背部、右	擦過傷			光と風の広場	お客様	6男
2016/10/3	事故	負傷	二人乗り自転車に子供を乗せてサイクリング中に転倒する。未来橋付近のサイクリングコース	額 右手掌	擦過傷			光と風の広場	お客様	26男
2016/10/9	事故	負傷	自転車走行中、前にいた親子を追い越そうとしてバランスを崩し転倒する。	額部 右肘	擦過傷			サイクリングコース	お客様	8男
2016/10/9	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す	右肘	擦過傷			サイクリングコース	お客様	8女

H28事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
			事由	部位							
2016/10/9	事故	負傷	裸足で遊戯中に受傷す。	右第1趾	ワンダーワールド	お客様		5男			
2016/10/9	事故	負傷	裸足で遊戯中に受傷す	左足底部	ワンダーワールド	お客様		5女			
2016/10/9	事故	負傷	転倒し受傷す。	両膝	子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様		5女			
2016/10/9	事故	負傷	スカイドルフィンの滑り台で転倒する。	顔部	大芝生広場(スカイドルフィン)	お客様		52女			
2016/10/10	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	左膝	サイクリングコース	お客様		7男			
2016/10/10	事故	負傷	転倒し受傷す。	左手掌	ワンダーワールド	お客様		5男			
2016/10/10	事故	負傷	転倒し受傷す。	左下腿	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		5男			
2016/10/10	事故	負傷	散策中に蜂に刺されたとのこと。	右第1指	花の丘	お客様		48女			
2016/10/10	事故	負傷	滑り台の手すりですり受傷す。	右肘	子供の広場	お客様		6女			
2016/10/10	事故	負傷	ポラントエア中に道具で強打する。	右第1指	子供の広場	ポラントエア		77女			
2016/10/10	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	左母指	子供の広場(水辺のトリム)	お客様		9男			
2016/10/10	事故	負傷	自転車走行中バランスを崩し転倒する。	右膝	西口	お客様		9男			
2016/10/10	事故	負傷	追い越そうとして転倒する。	右肘 右膝	野外劇場付近	お客様		3男			
2016/10/11	事故	負傷	自転車でバランスを崩し転倒する。	顔部	西サイク口	お客様		5男			
2016/10/12	事故	負傷	ハチ(スズメバチではない)に刺されたとのこと。	右1指	ワンダーワールド	お客様		1女			
2016/10/15	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	右3,4,5指	サイクリングコース	お客様		72男			
2016/10/15	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	両膝	サイクリングコース	お客様		68女			
2016/10/15	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	左肘	サイクリングコース	お客様		7男			
2016/10/16	事故	負傷	滑り台遊戯中に受傷する。	右足趾	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		4男			
2016/10/19	事故	負傷	転倒し受傷す。念のため受診勧める。	下顎部	西口	お客様		2女			
2016/10/23	事故	負傷	自転車走行中、前タイヤに左足を巻き込み受傷する。	左膝	サイクリングコース	お客様		11男			
2016/10/23	事故	負傷	ベンチで休憩中おやつを食べているときにバランスを崩し受傷する。	口の中	動物の森	お客様		1男			
2016/10/29	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	顔部	サイクリングコース	お客様		7女			
2016/10/30	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	両膝	サイクリングコース	お客様		13女			
2016/10/30	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	両膝	サイクリングコース	お客様		42女			

H28事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2016/10/30	事故	負傷	ふわんボリン遊戯中に受傷する。	捻挫	ふわんボリン			お客様		
2016/10/30	事故	負傷	木のベンチに座って手をついた瞬間トゲが刺さり受傷する。	右手拳	ワンダーワールド			お客様		
2016/10/30	事故	負傷	自転車でバランスを崩し転倒し受傷する。	左頬	ワンダーワールド			お客様		
2016/10/30	事故	負傷	走っている時、足をからませ転倒し受傷する。	右膝	ワンダーワールド			お客様		
2016/10/30	事故	負傷	走っていてバランスを崩し転倒する。	右膝	ワンダーワールド			お客様		
2016/10/30	事故	負傷	ベンチに手をついた時に刺さったとのこと。	右示指	ワンダーワールド(たこのあし)			お客様		
2016/10/30	事故	負傷	自転車の前かごに乗せており目を離れた際に倒れて受傷する。	口唇部	西口			お客様		
2016/10/30	事故	負傷	走っていて転倒する。	左膝	西口			お客様		
2016/11/3	事故	負傷	子供が自転車走行中に転倒しそうになり、支えようとしたところ一緒に転倒してしまい、足を捻って受傷する。	右足部	サイクリングコース			お客様		
2016/11/3	事故	負傷	転倒し受傷する。	左頬部	子供の広場			お客様		
2016/11/3	事故	負傷	滑り台から滑り落ちて地面で打ったとのこと。	右頬部	大芝生広場(スカイドルフィン)			お客様		
2016/11/6	事故	負傷	ボールフェスタにて遊戯中に、受傷する。	右示指	大芝生広場			お客様		
2016/11/6	事故	負傷	走っていて転倒する。	左手背	動物の森			お客様		
2016/11/7	事故	負傷	子供乗せ自転車で乗せていて母親が自転車より離れ、倒れる	額部	西サイクリングセンター			お客様		
2016/11/12	事故	負傷	バランスを崩し転倒し受傷する。	鼻	サイクリングコース			お客様		
2016/11/12	事故	負傷	遊戯中に受傷する。	右第1趾	ふわんボリン			お客様		
2016/11/12	事故	負傷	青少年海の家宿泊研修の生徒。安静臥床、腰痛軽減し海の家スタッフと共に退室す。		動物の森			お客様		
2016/11/13	事故	負傷	遊戯中に足を捻り受傷する。	右足部	ふわんボリン			お客様		
2016/11/20	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒する。	左膝	サイクリングコース			お客様		
2016/11/20	事故	負傷	転倒し受傷する。	左膝	動物の森			お客様		
2016/12/10	事故	負傷	友達の飼っている犬に噛まれたとのこと。	左母指	子供の広場			お客様		
2016/12/11	事故	負傷	野外劇場前のサイクリングコースにて、走行中バランスを崩し転倒する。	鼻	サイクリングコース			お客様		
2016/12/18	事故	負傷	転倒し受傷する。	右膝	子供の広場			お客様		
2016/12/26	事故	負傷	倉庫作業中に指を挟む。		海中口			お客様		
2016/12/30	事故	負傷	幼児用の乗り物に乗ろうとして、段差に足が引っかかり転ぶ。	鼻、唇	ワンダーワールド			お客様		

H28事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2016/12/30	事故	負傷	木のベンチに座って食事をしてい	左第2指	異物刺入	お客様	7	女			
2017/1/4	事故	負傷	遊戯中、ジャンプの着地時にボキッ	右足関節部	捻挫(腫脹なし、発赤なし、内出血なし)	お客様	10	男			
2017/1/4	事故	負傷	遊戯中、ジャンプの着地時に痛めた	左膝	捻挫(腫脹なし、発赤なし、内出血なし)	お客様	5	男			
2017/1/14	事故	負傷	ジャンプの着地時に痛める。送迎	左足関節部	捻挫	お客様	8	女			
2017/1/28	事故	負傷	転倒し受傷す。	額部	擦過傷	お客様	4	男			
2017/2/3	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	鼻	擦過傷	お客様	15	女			
2017/2/4	事故	負傷	走行中、友達の自転車とぶつかり	左第1指	擦過傷	お客様	7	男			
2017/2/4	事故	負傷	走行中、友達の自転車とぶつかり	左肘	擦過傷	お客様	7	男			
2017/2/4	事故	負傷	転倒し受傷す。	左手背	擦過傷	お客様	1	男			
2017/2/4	事故	負傷	気付いた時には刺さっていたこと	右手掌	異物刺入	お客様	9	女			
2017/2/4	事故	負傷	走っている時につまづき、ワンダ	右額部	裂傷	お客様	5	男			
2017/2/15	事故	負傷	転倒し、受傷す。受診すすめる。	口腔内	裂傷	お客様	2	男			
2017/2/19	事故	負傷	転倒、受傷す。	右前額部	打撲 擦過傷	お客様	4	女			
2017/2/25	事故	負傷	走っていて転倒し受傷す。	右足第1趾	擦過傷	お客様	1	女			
2017/2/25	事故	負傷	遊戯中、バランスボールがバウ	右頬部	擦過傷	お客様	6	女			
2017/2/26	事故	負傷	自転車の前乗せに乗っており、保	額部	擦過傷 打撲	お客様	3	女			
2017/3/4	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	額部	擦過傷 打撲	お客様	8	男			
2017/3/4	事故	負傷	遊戯中、気付かないうちに受傷	両第4指	皮膚剥離	お客様	5	男			
2017/3/5	事故	負傷	気付かないうちに受傷す。	右手掌	異物刺入	お客様	2	男			
2017/3/5	事故	負傷	走っている時に転倒し、受傷	右手背、右手掌	擦過傷	お客様	6	男			
2017/3/10	事故	負傷	気付かないうちに、何かに刺され	右小指	虫さされ(腫脹あり、発赤あり、気分不良なし)	お客様	30	女			
2017/3/11	事故	負傷	気付かないうちに受傷す。	右手掌	異物刺入	お客様	1	女			
2017/3/11	事故	負傷	飛び跳ねて遊んでおり、着地に	左膝	捻挫(発赤なし、腫脹なし)	お客様	4	男			
2017/3/11	事故	負傷	転倒し受傷す。	額部	擦過傷	お客様	1	男			
2017/3/12	事故	負傷	子供と衝突し受傷す。受診勧	右下腿部	肉離れ疑い	お客様	41	女			

H28事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
			名	程度							
2017/3/12	事故	負傷	転倒し受傷す。	右下腿部	ふわんボリン	お客様		8女			
2017/3/12	事故	負傷	ジャンプの着地時に痛めたとのこと。	左足部	ふわんボリン	お客様		4男			
2017/3/12	事故	負傷	転倒し受傷す。	顔部	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		5男			
2017/3/17	事故	負傷	後ろから自転車を追突し受傷す。受診すめ。	両下腿部	サイクリングコース	お客様		41女			
2017/3/17	事故	負傷	気付かないうちに受傷す。	右足部	ふわんボリン	お客様		2女			
2017/3/18	事故	負傷	自転車より転倒	右顔部	サイクリングコース	お客様		6男			
2017/3/19	事故	負傷	他の子に誤って足を踏まれ、受傷す。	右第1趾	ふわんボリン	お客様		10男			
2017/3/19	事故	負傷	砂場で遊んでいたら気付かないうちに受傷す。	両手掌	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		5男			
2017/3/19	事故	負傷	気付かないうちに受傷す。	右第1趾	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		2男			
2017/3/19	事故	負傷	砂場で遊んでおり、気付かないうちに受傷す。	右第1指	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		2女			
2017/3/19	事故	負傷	気付かないうちに受傷す。	右第2指	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		15女			
2017/3/19	事故	負傷	気付かないうちに受傷す。	右第1趾	ワンダーワールド(たこのあし)	お客様		4女			
2017/3/19	事故	負傷	滑り台で遊んでいた時に受傷す。	左第2指	子供の広場(ローラー滑り台)	お客様		4女			
2017/3/19	事故	負傷	落ちていた木を触って遊んでいた時に受傷す。	右第2指	西口	お客様		7男			
2017/3/19	事故	負傷	歩行中に躓き転倒し受傷す。	左膝	西口	お客様		20女			
2017/3/20	事故	負傷	遊戯中、手をついたときに痛める。	右肘	ふわんボリン	お客様		13男			
2017/3/22	事故	負傷	ハラのトゲで怪我したとのこと。	左小指	フラワーミュージアム	お客様		2男			
2017/3/24	事故	負傷	子供と遊んでいる時、誤ってバランスボールが入っている穴に落ち、受傷す。	右足関節部	子供の広場(マウンテンパーク)	お客様		39女			
2017/3/25	事故	負傷	病院受診を勧め、西口駐車場まで利用サービスにて園内搬送依頼する。	右足部	ふわんボリン	お客様		3男			
2017/3/25	事故	負傷	植物の棘が数か所に刺さる	右手指	駐車場	お客様		8男			
2017/3/26	事故	負傷	転倒し受傷す。	両膝	ワンダーワールド	お客様		1女			
2017/3/26	事故	負傷	転倒し受傷す。	両膝	ワンダーワールド	お客様		8女			
2017/3/26	事故	負傷	転倒で受傷す。	両膝	ワンダーワールド	お客様		10女			
2017/3/27	事故	負傷	遊戯中に捻る	右足首	ふわんボリン	お客様		12男			
2017/3/27	事故	負傷	歩行中に転ぶ	口唇	動物の森(もぎる付近)	お客様		60女			

H28事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2017/3/28	事故	負傷	走って転ぶ	右膝 右膝 擦過傷 刺傷(とげ)	シオヤ		6男	お客様		
2017/3/28	事故	負傷	遊戯中に	左手首 捻挫	ワンダーワールド(たこのあし)		6女	お客様		
2017/3/28	事故	負傷	遊戯中に	左第2指 刺傷(とげ)	ワンダーワールド(たこのあし前木道)		8男	お客様		
2017/3/28	事故	負傷	遊戯中に	左足首 捻挫	子供の広場		7男	お客様		
2017/3/28	事故	負傷	遊戯中に	顔部 打撲	子供の広場		6	お客様		
2017/3/30	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。海中口まで送迎す。	左足関節部 打撲	サイクリングコース		67女	お客様		
2017/3/30	事故	負傷	ジャンプの着地時に捻る。	左足関節部 捻挫	ワンダーワールド(たこのあし前木道)		9女	お客様		

H28事件

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2016/5/13	事件	死亡	車両内練炭自殺と推定	管理センター-来客用駐車場						
2016/11/28	事件	その他	水死体発見	マリーナ前海岸						

H28急性症病

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2014/4/2	病気(急性症状)	発症	気分不良 嘔吐	子供の広場	お客様		6男	お客様		
2016/4/29	病気(急性症状)	発症	安静臥床30分後、帰宅の為送迎車にて海中駐車場へ。	ワンダーワールド	お客様		8女	お客様		
2016/5/5	病気(急性症状)	発症	様子観察す。		お客様		6女	お客様		
2016/5/7	病気(急性症状)	発症	ホッチキスで間違えて挟む、その後ショックから気分不良になる。	森の家	お客様		9男	お客様		
2016/5/20	病気(急性症状)	発症	高に気分が悪いと言ひ、2回ほど嘔吐あったと母親、15分程安静臥床し気分良好となり帰宅す。	大芝生広場	お客様		4女	お客様		
2016/6/4	病気(急性症状)	発症	当園職員、気分不良にて2時間安静臥床す。KT=36.8 になり気分不良軽減したため職務に戻る。	海中口	お客様		25女	お客様		
2016/7/3	病気(急性症状)	発症	遊戯中に気分不良になり嘔吐す。(1回)その後嘔気消失。1時間ほど安静臥床	ふわんポリン	お客様		8男	お客様		
2016/7/10	病気(急性症状)	発症	西口受付に並んでいる時に気分不良、嘔吐1回あり。送迎車にて子供の広場へ、安静臥床	西口	お客様		7男	お客様		
2016/7/23	病気(急性症状)	発症	気分不良にてライブ会場内の医務室にて点滴す。その後回復し移動するも再び気分不良にて子供の広場へ。	野外劇場	お客様		39女	お客様		

H28事故		事件・被害の程度				発生場所		負傷者		相手方	
発生日時	事故の大分類	事故の種類	事件・被害の程度	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2016/8/4	病気(急性症状)	発症	動物の森にて1日飼育員活動を行っている途中に気分不良。20分安静臥床し気分良好	スワイヤロ(BP=104/59)(頭痛軽度あり、嘔気軽度あり) P=89	動物の森	お客様	11	男			
2016/8/7	病気(急性症状)	発症	当園職員。勤務中にふらつきあり。安静臥床後、消失し退室す。	熱中症疑い(KT=35.7 BP=121/82 P=53)	西口	お客様	68	男			
2016/8/26	病気(急性症状)	発症	熱感があるとの母親。倦怠感ある様子見られず活気あり。	熱感(KT=38.1)	子供の広場	お客様	1	男			
2016/8/27	病気(急性症状)	発症	コンサートで来園。列に並んでいる時に気分不良になる。安静臥床15分後、気分不良軽減し退室される。	スワイヤロ(BP=126/91、P=87)嘔吐1回、胃疼あり。嘔吐あり。 P=55.2	子供の広場	お客様	51	女			
2016/8/27	病気(急性症状)	発症	歩行中、気分不良になる。安静臥床20分後、気分不良軽減し送迎車にて海中口まで送迎す。	気分不良(KT=36.7 BP=102/62、P=82、嘔気あり)	動物の森	お客様	21	男			
2016/10/4	病気(急性症状)	発症	約一時間程睡眠する	発熱KT38.4 嘔吐2回		お客様	3	男			
2016/10/19	病気(急性症状)	発症	精神疾患あり。30分安静臥床し気分不良解消し退室される。	気分不良	子供の広場	お客様	23	女			
2016/11/3	病気(急性症状)	発症	突然原因不明の蕁麻疹。	蕁麻疹	子供の広場	お客様	4	女			
2016/11/7	病気(急性症状)	発症	持参の葛根湯を服用されていたので様子観察	発熱KT39.6 悪寒(+) 頭痛(+)		お客様	41	女			
2017/3/26	病気(急性症状)	発症	30分安静後、受診を勧める。	インフルエンザ疑い(KT=39.4)	ワンダーワールド	お客様	12	女			

H28既往症悪化

H28既往症悪化		事件・被害の程度				発生場所		負傷者		相手方	
発生日時	事故の大分類	事故の種類	事件・被害の程度	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2016/4/25	既往症悪化	発症	二日酔いの為の吐気 様子観察	吐気(+) 嘔吐数回	マリナーワールド駐車場	お客様	28	男			
2016/4/26	既往症悪化	発症	構になっていて眠っているのか 倒れているのかわからないとお客様から連絡がある	薬物中毒?(レモロン)	花畑敷	お客様	58	女			
2016/5/25	既往症悪化	発症	今日の午前より気分が悪かったとのこと。2時間安静臥床し気分不良軽減。	気分不良KT=36.5 P=56 BP=126/56 眩暈あり 嘔気なし		お客様	18	男			
2016/9/17	既往症悪化	発症	持病の逆流性食道炎の症状が出たと本人。安静臥床後、気分不良軽減。	気分不良(嘔吐3回あり、眩暈あり、KT=36.4)	子供の広場	お客様	18	女			

H28車両事故

H28車両事故		事件・被害の程度				発生場所		負傷者		相手方	
発生日時	事故の大分類	事故の種類	事件・被害の程度	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2017/2/15	車両事故	施設等破壊	運転操作の誤りにより、動物の森管理棟玄関雨どいの支柱を破壊。		動物の森管理棟						

H28その他

H28その他		事件・被害の程度				発生場所		負傷者		相手方	
発生日時	事故の大分類	事故の種類	事件・被害の程度	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2016/5/2	その他	負傷	靴擦れ			お客様	3	男			
2016/7/25	その他	負傷	靴擦	両足		お客様	9	女			

H29事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2017/4/1	事故	負傷	走行中、転倒し受診す。	右膝	擦過傷	お登様		8女			
2017/4/1	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	右側腹部	擦過傷	お登様		7女			
2017/4/1	事故	負傷	転倒時に他の子が誤って乗ってきたこと。	右膝	捻挫	お登様		7女			
2017/4/1	事故	負傷	ジャンプの着地時に足を捻る。	左足関節部	捻挫	お登様		7女			
2017/4/1	事故	負傷	遊具うんでいて遊戯中に落ちる	左第5指	切傷	お登様		9女			
2017/4/1	事故	負傷	つまずき、転倒す。	両膝	擦過傷	お登様	67女				
2017/4/2	事故	負傷	遊戯中、気づかないうちに受傷す。	左第1趾	異物刺入	お登様		7男			
2017/4/2	事故	負傷	転倒し受傷す。	左膝	擦過傷	お登様		2女			
2017/4/3	事故	負傷	着地時受傷	右足第1趾	爪剥離	お登様		9女			
2017/4/3	事故	負傷	着地時受傷		捻挫	お登様		9女			
2017/4/3	事故	負傷		左肘	捻挫	お登様		3女			
2017/4/3	事故	負傷	原因不明のため受診勧める。	右手掌	虫さされ 発赤 腫脹あり	お登様		3女			
2017/4/3	事故	負傷	転倒により受傷す。	左頬	擦過傷	お登様		4男			
2017/4/3	事故	負傷	ベビーカーより転落。	頭	裂傷 出血	お登様		3男			
2017/4/4	事故	負傷	走行中にバランスを崩し転倒す。	右膝	擦過傷	お登様		10男			
2017/4/4	事故	負傷	裸足で遊戯中に受傷す	左足底部	皮膚剥離	お登様		6男			
2017/4/4	事故	負傷	遊具平均台で遊戯中に足を滑らし落ちる	左下腿	擦過傷 打撲	お登様		5女			
2017/4/5	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左膝	擦過傷	お登様		7女			
2017/4/5	事故	負傷	遊戯中、気付かないうちに受傷す	左手掌部	異物刺入 捻挫	お登様		8女			
2017/4/5	事故	負傷	転倒し、受傷す。	鼻	打撲	お登様		4女			
2017/4/5	事故	負傷	遊戯中に	左第1趾	爪剥離	お登様		10男			
2017/4/7	事故	負傷	遊戯中に転ぶ	口唇	打撲	お登様		5男			
2017/4/9	事故	負傷	自転車走行中に転倒す。	両膝	擦過傷 出血あり	お登様		12男			
2017/4/9	事故	負傷	ジャンプの着地時に捻り、受傷す。	右足関節部	捻挫	お登様		6男			
2017/4/9	事故	負傷	後ろから子供が乗った自転車が追突してきたこと。	右下腿部	打撲 擦過傷	お登様		34女			
2017/4/15	事故	負傷	遊戯中に転ぶ	右膝	擦過傷	お登様		2女			

H29事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2017/4/15	事故	負傷	遊戯中に転ぶ	両足甲	擦過傷	お春様		4男			
2017/4/15	事故	負傷	遊戯中に走って転ぶ	口腔内	切傷	お春様		2女			
2017/4/15	事故	負傷	遊戯中にテーブルを触って	左手掌	異物刺入(トゲ)	お春様		4男			
2017/4/16	事故	負傷	転倒し受傷。	腰部	擦過傷	お春様		12男			
2017/4/16	事故	負傷	転倒にて受傷す	左膝	擦過傷	お春様		6男			
2017/4/16	事故	負傷	遊戯中受傷する。	右足関節部	捻挫	お春様		9男			
2017/4/16	事故	負傷	前日の橋からの再出血	右第1趾	擦過傷	お春様		7女			
2017/4/16	事故	負傷	遊戯中受傷する。	右足関節	捻挫	お春様		8男			
2017/4/16	事故	負傷	遊戯中転倒し受傷	右膝	擦過傷 出血	お春様		8女			
2017/4/16	事故	負傷	遊戯中滑って受傷	右足趾	擦過傷 軽度の出血	お春様		8男			
2017/4/18	事故	負傷	裸足で遊戯中に受傷する	右足第1趾	切傷	お春様		5男			
2017/4/19	事故	負傷	転倒し受傷す。	右顔部	擦過傷	お春様		5男			
2017/4/22	事故	負傷	自転車から降りようとしてバランスを崩し転倒する	右手掌左膝	擦過傷	お春様		70女			
2017/4/22	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	右第3趾	切傷	お春様		7男			
2017/4/22	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	左手関節部	擦過傷	お春様		5男			
2017/4/22	事故	負傷	転倒し、受傷す。	右膝	擦過傷	お春様		5女			
2017/4/22	事故	負傷	転倒し、受傷す。	右手掌	擦過傷	お春様		5女			
2017/4/22	事故	負傷	転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お春様		2男			
2017/4/22	事故	負傷	裸足で遊戯中に受傷する	左足第1指	切傷	お春様		5女			
2017/4/23	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	左第1趾	爪剥離	お春様		8女			
2017/4/23	事故	負傷	ゴーカート運転中壁にぶつけ受傷する。	左膝	擦過傷	お春様		21女			
2017/4/23	事故	負傷	遊具より転落し、受傷す。	後頭部	裂傷	お春様		6男			
2017/4/23	事故	負傷	自転車の練習中に、転倒し受傷す。	左肘	擦過傷	お春様		5女			
2017/4/27	事故	負傷	転倒し受傷す。受診勧める。	後頭部	裂傷	お春様		3男			
2017/4/28	事故	負傷	学校の遠足で来園。走行中、転倒し受傷す。	左膝	裂傷	お春様		15女			
2017/4/28	事故	負傷	遠足で来園。遊戯中に壁にぶつかり受傷したとのこと	後頭部	裂傷(気分不良なし)	お春様		2男			

H29事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2017/4/29	事故	負傷	気づかないうちに受傷す。	左手掌	異物刺入	お客様		8女			
2017/4/29	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	右肘	擦過傷	お客様		9男			
2017/4/29	事故	負傷	自転車走行中転倒受傷す。	右手	擦過傷	お客様		7女			
2017/4/29	事故	負傷	ジャンプの着地時に捻る。	左足関節部	捻挫	お客様		12男			
2017/4/29	事故	負傷	遊具(ブランコ)で遊んでいて人にぶつかりそうになり避けて捻る。	右膝	捻挫	お客様		8男			
2017/4/29	事故	負傷	遊戯中いつの間にか受傷していた。		切傷	お客様		7女			
2017/4/30	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左肘	擦過傷 打撲	お客様		8女			
2017/4/30	事故	負傷	遊戯中に、受傷す。	左第1趾	捻挫	お客様		7女			
2017/4/30	事故	負傷	遊戯中受傷。	左耳後部	裂傷	お客様		6女			
2017/5/1	事故	負傷	遊戯中に走って転ぶ	右膝	擦過傷	お客様		5男			
2017/5/2	事故	負傷	平均台で遊戯中着地した際に捻る 巡視カーにて駐車場まで搬送する、	右足首	疑骨折 腫脹(+++)疼痛(+)	お客様		34女			
2017/5/3	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左膝	擦過傷	お客様		8男			
2017/5/3	事故	負傷	着地時受傷する。痛みや腫れ増強あれば受診をするようにと説明する。	右足趾	捻挫	お客様		3女			
2017/5/3	事故	負傷	遊戯中すべり受傷する。		擦過傷	お客様		7男			
2017/5/3	事故	負傷	他利用者とはぶつかり受傷する。	口唇	切傷	お客様		9女			
2017/5/3	事故	負傷	ロープに気がつかず転倒する。	後頭部	打撲	お客様		4女			
2017/5/3	事故	負傷	転倒により受傷	右肘	擦過傷	お客様		4女			
2017/5/3	事故	負傷	転倒し受傷す。	両手掌	擦過傷	お客様		3男			
2017/5/4	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お客様		10女			
2017/5/4	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左肩	擦過傷	お客様		7男			
2017/5/4	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お客様		7女			
2017/5/4	事故	負傷	走行中にバランスを崩し転倒する 巡視カー使用	後頭部	切傷	お客様		6男			
2017/5/4	事故	負傷	遊戯中、手をついた時に捻る。	右肘	打撲	お客様		8男			
2017/5/4	事故	負傷	遊戯中に着地をした際に捻る	左足首	捻挫	お客様		12男			
2017/5/4	事故	負傷	転倒し受傷す。念のため受診勧める。	左肘	打撲	お客様		2男			
2017/5/4	事故	負傷	つまずき、転倒す。受診勧める。	右手関節部	骨折疑い(腫脹あり、内出血あり)	お客様		64女			

H29事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2017/5/4	事故	負傷	転倒し、受傷す。	左肩	擦過傷	お客様		5男			
2017/5/4	事故	負傷	屈んで遊具の下を通っている時に誤ってぶつける。	左側頭部	裂傷	お客様	39	男			
2017/5/4	事故	負傷	遊戯中に転ぶ	左肘	擦過傷	お客様	5	男			
2017/5/4	事故	負傷	裸足で遊戯中に受傷する	右膝右足第1指	擦過傷	お客様	6	男			
2017/5/4	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	右手掌	擦過傷	お客様	10	男			
2017/5/4	事故	負傷	遊戯中に受傷する	右膝	擦過傷	お客様	6	男			
2017/5/4	事故	負傷	遊戯中に受傷する	右第3指	擦過傷	お客様	6	男			
2017/5/5	事故	負傷	走行中、落ちたタオルを拾おうとして転倒受傷する。	両膝	擦過傷 裂傷	お客様	9	男			
2017/5/5	事故	負傷	母親が目を離れたとき自転車がいれ受傷する。	額部	裂傷	お客様	5	女			
2017/5/5	事故	負傷	ジャンプの着地時に捻る。	左足関節部	捻挫	お客様	6	男			
2017/5/5	事故	負傷	ジャンプの着地時に捻る。	右足関節部	捻挫	お客様	12	女			
2017/5/5	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お客様	6	男			
2017/5/5	事故	負傷	転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お客様	2	男			
2017/5/5	事故	負傷	走っていて他者とぶつかり受傷する。	左頸部	打撲 切傷	お客様	7	男			
2017/5/5	事故	負傷	遊具(滑り台)で受傷する。10分程度で止血する。	左鼻	出血	お客様	5	女			
2017/5/5	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	右上腕	擦過傷	お客様	10	男			
2017/5/5	事故	負傷	歩行時転倒する。	額部	打撲 切傷	お客様	4	男			
2017/5/5	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	右第1趾	切傷	お客様	10	女			
2017/5/6	事故	負傷	走行中、スピードを出しすぎて転倒す。	左肘	擦過傷	お客様	9	女			
2017/5/6	事故	負傷	転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お客様	2	女			
2017/5/6	事故	負傷	転倒し受傷す。	両膝	擦過傷	お客様	1	女			
2017/5/6	事故	負傷	転倒し受傷す。	右肘	擦過傷	お客様	6	女			
2017/5/6	事故	負傷	ベビーカーから落ち、受傷す。	鼻	擦過傷 打撲	お客様	0	女			
2017/5/6	事故	負傷	歩いていて転ぶ	右膝	擦過傷	お客様	7	女			
2017/5/6	事故	負傷	遊戯中に走って転ぶ	右肘	擦過傷	お客様	7	女			
2017/5/7	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	右手掌	擦過傷	お客様	12	男			

H29事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2017/5/7	事故	負傷	走行中転倒し受傷する。	右膝	擦過傷	お容様		7男	お容様		
2017/5/7	事故	負傷	走行中転倒し受傷する。	右膝	擦過傷	お容様		6女	お容様		
2017/5/7	事故	負傷	いつの間にか刺さっていた。	右手	異物刺入	お容様		3男	お容様		
2017/5/7	事故	負傷	歩行中石につままず転倒する。	右足第1趾	爪剥離(一部)	お容様		6男	お容様		
2017/5/7	事故	負傷	歩行中転倒し受傷する。	左膝	擦過傷	お容様		3女	お容様		
2017/5/7	事故	負傷	椅子より前向きに転倒し受傷する。	顔部	打撲 左鼻出血	お容様		1女	お容様		
2017/5/7	事故	負傷	歩行中子供自転車を避けようとして転倒し受傷する。	左膝	擦過傷	お容様		67男	お容様		
2017/5/7	事故	負傷	松ぼっくりを拾ったときに受傷する。	右手掌	異物刺入	お容様		4男	お容様		
2017/5/10	事故	負傷	歩いていたところ、虫に刺され痛みが出たこと、念のため受診勧める。	耳	虫さされ(虫の種類は不明)	お容様		12男	お容様		
2017/5/13	事故	負傷	遊戯中に受傷す	右手掌	異物刺入	お容様		8男	お容様		
2017/5/13	事故	負傷	遊戯中に受傷す	両3指	異物刺入	お容様		5男	お容様		
2017/5/14	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左肘	擦過傷	お容様		7男	お容様		
2017/5/14	事故	負傷	遊戯中に走って転ぶ	両手掌 右肘	擦過傷	お容様		4男	お容様		
2017/5/15	事故	負傷	転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お容様		5男	お容様		
2017/5/19	事故	負傷	転倒し受傷す。	左膝	擦過傷	お容様		20女	お容様		
2017/5/20	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左膝	擦過傷	お容様		8男	お容様		
2017/5/21	事故	負傷	気づかないうちに受傷す。	右1指	切傷	お容様		5男	お容様		
2017/5/21	事故	負傷	転倒し受傷す。	左肘	擦過傷	お容様		5女	お容様		
2017/5/23	事故	負傷	滑り台で遊戯中に受傷する	右肘	擦過傷	お容様		5女	お容様		
2017/5/23	事故	負傷	走って転ぶ	両膝	擦過傷	お容様		3女	お容様		
2017/5/27	事故	負傷	転倒し受傷す。	右肘	擦過傷	お容様		6女	お容様		
2017/5/28	事故	負傷	転倒し受傷。	右2指	擦過傷	お容様		5男	お容様		
2017/5/28	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	左膝	擦過傷	お容様		7男	お容様		
2017/5/28	事故	負傷	歩行中つままず転倒、受傷する。	右膝	擦過傷	お容様		40女	お容様		
2017/5/29	事故	負傷	走行中スピードを出しすぎ転倒、受傷する。	右膝	挫傷 擦過傷	お容様		10男	お容様		
2017/5/30	事故	負傷	走って転ぶ	左膝	擦過傷	お容様		4女	お容様		

H29事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2017/6/3	事故	負傷	つまずき、受傷す。	左第1趾	切傷	お客様		7女			
2017/6/3	事故	負傷	遊具から落ち、受傷す。	両手掌	擦過傷	お客様	20男				
2017/6/4	事故	負傷	停止していた自転車に倒れ受傷す。	額部	打撲 軽度腫脹	お客様	3男				
2017/6/4	事故	負傷	転倒し石にぶつかかり受傷。止血はしていたが嘔吐2回あり。転倒時の状況が不確かで頭部打撲不明。	左口角部	裂傷 頭部打撲?	お客様	6男				
2017/6/4	事故	負傷	遊具(ザイムクライム)より転落受傷す。	右大腿	擦過傷	お客様	10男				
2017/6/4	事故	負傷	ラグビー競技中に受傷す。念のため受診を勧める。	左手小指	突き指	お客様	13男				
2017/6/5	事故	負傷	遊具より滑り落ち受傷す。	右足部	捻挫	お客様	6男				
2017/6/10	事故	負傷	転倒し受傷す。	左前腕	擦過傷	お客様	2女				
2017/6/11	事故	負傷	兄弟とぶつかかり受傷す。	左第1指	捻挫	お客様	9男				
2017/6/12	事故	負傷	二人乗り自転車で行く中、野鳥の糞付近のコースに園芸作業の為敷かれたマット上で転倒、受傷す。	左足第1趾	裂傷 出血 疼痛のため歩行困難	お客様	14男				
2017/6/14	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左膝	擦過傷	お客様	5女				
2017/6/15	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お客様	10男				
2017/6/17	事故	負傷	遊戯中に、摩擦により受傷す。	右足底部	皮膚剥離	お客様	6男				
2017/6/17	事故	負傷	遊戯中、滑って転落した際、遊具にぶつける。	下顎部	裂傷	お客様	5男				
2017/6/17	事故	負傷	走っていて転倒す。	左膝	擦過傷	お客様	5男				
2017/6/18	事故	負傷	走行中、よそ見をしていたら転倒し受傷す。	右膝	擦過傷	お客様	12男				
2017/6/18	事故	負傷	遊戯中、他の子の手が当たったとのこと。	右目蓋	打撲	お客様	7男				
2017/6/18	事故	負傷	気がないうちに刺されていたとのこと。	右足関節部	虫さされ(痒みあり、発赤あり)	お客様	2男				
2017/6/21	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左膝	擦過傷	お客様	5女				
2017/6/23	事故	負傷	つまずいて転倒する	右膝	擦過傷	お客様	2男				
2017/6/25	事故	負傷	バランスをくずし転倒、受傷す。	右肘	擦過傷	お客様	5女				
2017/7/1	事故	負傷	自転車の前カゴに掛けており、母親がバランスを崩し転倒し、受傷す。	下顎	裂傷	お客様	2男				
2017/7/2	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。念のため受診勧める。	左側頭部	打撲(内出血軽度あり、腫脹軽度あり)	お客様	9男				
2017/7/8	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	右肘	擦過傷	お客様	9女				
2017/7/11	事故	負傷	遊具で遊んでいる最中に蜂にさされる 吸引処置行うも異物排出できず	左第4指	虫さされ	お客様	4女				
2017/7/12	事故	負傷	遊具(滑り台)より転落し受傷す。	両膝	擦過傷	お客様	5女				

H29事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2017/7/15	事故	負傷	前かごに乗せており、目を離した際に自転車が倒れ受傷す。	切傷	サイクリングコース	お春様	2女			
2017/7/15	事故	負傷	誤ってブランコから落ち、受傷す。	擦過傷 打撲	子供の広場	お春様	7男			
2017/7/16	事故	負傷	転倒し受傷す。	擦過傷	子供の広場	お春様	4男			
2017/7/17	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	擦過傷 打撲	サイクリングコース	お春様	9女			
2017/7/17	事故	負傷	遊戯中、転倒し受傷す。	擦過傷	子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お春様	6男			
2017/7/21	事故	負傷	滑り台から滑っている時に受傷す。	擦過傷	子供の広場(ローラー滑り台)	お春様	6女			
2017/7/24	事故	負傷	簡易ウォーカーの座席に座っていて車輪が段差でひっかかり転倒、受傷する。	打撲	ワンダーワールド	お春様	74女			
2017/7/24	事故	負傷	足を滑らせ転倒、受傷する。	擦過傷	子供の広場(水辺のトリム)	お春様	8男			
2017/7/30	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。念のため受診勧める。	擦過傷 打撲	サイクリングコース	お春様	15女			
2017/8/6	事故	負傷	走行中、バランスを崩し転倒す。	擦過傷	サイクリングコース	お春様	14男			
2017/8/8	事故	負傷	ふわんぼりんで父親と遊んでいる時に、ぶつかりそうになって右手をついた際に第五指を突く	突き指	ふわんぼりん	お春様	6男			
2017/8/12	事故	負傷		擦過傷	ワンダーワールド近くの県道	お春様	22男			
2017/8/13	事故	負傷	前かごに乗せていて目を離した際に自転車が倒れ受傷す。	打撲 擦過傷	サイクリングコース	お春様	4男			
2017/8/13	事故	負傷	カビバラを撫でていた時に、歯に接触し受傷す。	擦過傷	動物の森	お春様	6女			
2017/8/14	事故	負傷	子供をおんぶしていて転倒し受傷す。	鼻出血 気分不良なし	西口	お春様	43女			
2017/8/15	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	裂傷 擦過傷	サイクリングコース	お春様	7女			
2017/8/16	事故	負傷	走行中転倒、受傷する。	捻挫	サイクリングコース	お春様	16男			
2017/8/16	事故	負傷	走行中転倒、受傷する。	擦過傷、打撲	サイクリングコース	お春様	15女			
2017/8/17	事故	負傷	母親とふわんぼりんであそんでいる最中に右足の着地に失敗して打撲する	打撲	ふわんぼりん	お春様	7女			
2017/8/19	事故	負傷	工作中、ホットボンドで受傷す。	熱傷	森の家	お春様	9男			
2017/8/20	事故	負傷	転倒し受傷す。	裂傷	子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お春様	3女			
2017/8/23	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	皮膚剥離	子供の広場(ローラー滑り台)	お春様	3男			
2017/8/27	事故	負傷	転倒し受傷す。	擦過傷	子供の広場	お春様	5男			
2017/9/2	事故	負傷	遊戯中に気付かないうちに刺さる。	異物刺入	子供の広場	お春様	8男			
2017/9/2	事故	負傷	転倒し受傷す。	擦過傷	子供の広場	お春様	5男			
2017/9/3	事故	負傷	走行中、姉の自転車でぶつかり受傷す。	裂傷 擦過傷	サイクリングコース	お春様	7男			

H29事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者 の分類	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2017/9/3	事故	負傷	遊戯中、友達とぶつかり受傷す。	左耳	擦過傷 打撲		ふいわんボリン	お客様	4男
2017/9/12	事故	負傷	走行中に転倒し受傷す。	左膝	擦過傷		ワンダーワールド付近の県道	お客様	22男
2017/9/18	事故	負傷	転倒し受傷す。	右手掌	擦過傷		ワンダーワールド	お客様	7男
2017/9/19	事故	負傷	抱いて歩行中道路に降ろした際にバランスを崩して体全体後ろに転倒打撲する	後頭部	打撲		子供の広場前の道路	お客様	3男
2017/9/23	事故	負傷	子供と遊戯中に挫く。	左足部	捻挫		ふいわんボリン	お客様	44男
2017/9/23	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	右足	捻挫		ふいわんボリン	お客様	6女
2017/9/23	事故	負傷	遊戯中に受傷す。	左手関節部	捻挫		ふいわんボリン	お客様	6女
2017/9/23	事故	負傷	母親が手を引っ張った時に痛み出現。受診のため送迎車で西口まで送迎す。	右肘	脱臼疑い		ワンダーワールド	お客様	3女
2017/9/23	事故	負傷	喘息の持病あり。安静臥床し発作軽減し退室す。		喘息発作		ワンダーワールド	お客様	6女
2017/9/23	事故	負傷	自転車教室で走行中、受傷す。	左手掌	擦過傷		光と風の広場	お客様	7女
2017/9/23	事故	負傷	遊戯中、転倒し受傷す。	後頭部	裂傷		子供の広場(じゃぶじゃぶ池)	お客様	3男
2017/9/24	事故	負傷	転倒し受傷す。骨折疑いあるため受診すため。	口腔、右手指	擦過傷 骨折疑い(腫脹あり、発赤あり)		サイクリングコース	お客様	40女
2017/9/24	事故	負傷	父が抱っこ中、手を滑らして誤って落ちて落し、受傷す。転倒し受傷す。直後気分不良になったが安静にし症状軽減し帰宅す。念のため受診すため。	後頭部	擦過傷 打撲		ワンダーワールド	お客様	6女
2017/9/24	事故	負傷	走行中転倒し受傷す。	右膝	擦過傷 気分不良(ぶらつき BP=89/55)		ワンダーワールド	お客様	12女
2017/9/26	事故	負傷	走行中転倒し受傷す。	左膝	擦過傷		サイクリングコース	お客様	6男
2017/10/1	事故	負傷	走行中転倒、受傷す。	右膝	擦過傷		サイクリングコース	お客様	6女
2017/10/1	事故	負傷	子供同士で自転車衝突、乗車のまま下半身をねじり負傷する。出血あり		裂傷		バラ園	お客様	5男
2017/10/1	事故	負傷	いつの間にか刺さっていたと。	左手掌	異物刺入		ワンダーワールド	お客様	7男
2017/10/1	事故	負傷	走っていて転倒、受傷す。	右膝	擦過傷		ワンダーワールド	お客様	8男
2017/10/1	事故	負傷	遊具で遊んでいた時木片のような異物が刺さる。除去終了	右第2指	異物刺入		子供の広場	お客様	5女
2017/10/1	事故	負傷	遊具で遊んでいる時に疼痛あり異物に気づく。除去終了	右第5指	異物刺入		子供の広場	お客様	4男
2017/10/3	事故	負傷	つまずき転倒、受傷す。	左膝	擦過傷		子供の広場	お客様	5女
2017/10/5	事故	負傷	遊戯中、着地に失敗し受傷す。	左足関節部	捻挫		ワンダーワールド(たこのあし前木道)	お客様	9女
2017/10/7	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左頬部	擦過傷		サイクリングコース	お客様	8女
2017/10/7	事故	負傷	自転車乗車中、段差につまずき転倒負傷する	左膝	擦過傷		サイクリングコース	お客様	9男
2017/10/7	事故	負傷	乗車の際に転倒受傷する	右膝	擦過傷		ワンダーワールド入口付近	お客様	60女

H29事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2017/10/7	事故	負傷	転倒し受傷す。	額部	打撲	お客様		3女			
2017/10/8	事故	負傷	自転車より飛び降り転倒、受傷する。	左膝	擦過傷	お客様		5男			
2017/10/8	事故	負傷	膝に持病あり。つまずき捻挫す。	左膝	捻挫	お客様		55女			
2017/10/8	事故	負傷	親子アウトドアクッキング中に、お湯がかかり受傷す。	両足部	熱傷	お客様		12女			
2017/10/8	事故	負傷	遊具からジャンプして降りた時に手をつき、受傷す。	右手指関節部	骨折疑い(腫脹あり、内出血あり)	お客様		6男			
2017/10/9	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	下顎部	打撲 擦過傷	お客様		6男			
2017/10/9	事故	負傷	走行中転倒、受傷する。	両膝	擦過傷	お客様		10女			
2017/10/9	事故	負傷	滑り台横の手すりでトゲが刺さる。	右第2指	異物刺入	お客様		8男			
2017/10/30	事故	負傷	遊戯中転倒、受傷する。経度腫脹あるため患部安静を勧める。	左足関節	捻挫	お客様		8女			
2017/10/30	事故	負傷	歩行中転倒し受傷する。もし、嘔吐等あれば受診をすよう説明する。	右前額部	打撲、擦過傷	お客様		1男			
2017/10/31	事故	負傷	遊戯中つまずく		捻挫	お客様		4男			
2017/11/3	事故	負傷	ボールフェスタにて遊戯中、捻って受傷す。	右足関節部	捻挫	お客様		9男			
2017/11/3	事故	負傷	リス猿に餌をあげようとしてひっつかれる。	右第4指	擦過傷	お客様		2女			
2017/11/5	事故	負傷	工作中、ホットバンドで火傷する。	右第4指	火傷	お客様		3男			
2017/11/10	事故	負傷	地面を触ったとき受傷す。	左第3、4指	異物刺入	お客様		19女			
2017/11/12	事故	負傷	気付かないうちに受傷す。	右足部	異物刺入	お客様		3男			
2017/11/12	事故	負傷	転倒し受傷す。	額部	擦過傷	お客様		2男			
2017/11/23	事故	負傷	遊具に挟まれ、舌になり転倒受傷する。2cm程度の裂傷。	額部	裂傷	お客様		3男			
2017/11/28	事故	負傷	走行中転倒、受傷する。	左膝	擦過傷	お客様		26女			
2017/12/2	事故	負傷	勢いがつきすぎ縁にぶつかる。前歯ぐらつき出血す。	前歯	出血	お客様		7女			
2017/12/3	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	右額部	打撲 擦過傷	お客様		74女			
2017/12/3	事故	負傷	走行中、転倒し受傷す。	左手指	擦過傷	お客様		78男			
2017/12/23	事故	負傷	キャンドルライトのボランティアで米團。膝汁に誤って手を入れ受傷す。	右第1指	熱傷	お客様		7女			
2018/1/21	事故	負傷	走行中転倒、受傷する。	左肘	擦過傷	お客様		7男			
2018/1/21	事故	負傷	落ちていた木を触り受傷する。	左第5指	異物刺入	お客様		6女			
2018/1/21	事故	負傷	落ちていた木を触り受傷する。	右手掌	異物刺入	お客様		9女			

H29事故

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 の性別	相手方 の分類	相手方 の年齢	相手方 の性別
2018/1/30	事故	負傷	室内で遊んでいる時にトゲに気付く。	左第指	異物刺入	お客様		4男			
2018/2/8	事故	負傷	滑り台を滑っていて受傷する。	左第2指	異物刺入	お客様		2女			
2018/2/8	事故	負傷	滑り台を滑っていて受傷する。	左第3指	異物刺入	お客様		2男			
2018/2/17	事故	負傷	潮見展望台に行く所の手すりを触り、トゲが刺さる。	左第指	異物刺入	お客様		5男			
2018/2/17	事故	負傷	動物の森にてリスザルに噛まれる。	右第指	切傷	お客様		2男			
2018/3/4	事故	負傷	テーブルにつままずき受傷する。	左第1指	切傷	お客様		7男			
2018/3/4	事故	負傷	滑り台の手すりで行打撲。外傷なく30分ほど安静にて疼痛消失する。	前頭部	打撲	お客様		5女			
2018/3/4	事故	負傷	工作中ホットポンドで火傷する。	右第2指	火傷	お客様		6男			
2018/3/4	事故	負傷	砂利道で転倒し受傷する。	額部	擦過傷	お客様		1男			
2018/3/11	事故	負傷	走行中転倒、受傷する	右膝	擦過傷 出血(+)	お客様		10女			
2018/3/11	事故	負傷	工作中ホットポンドで受傷する。	左示、小指	火傷 水泡(+)	お客様		8女			
2018/3/11	事故	負傷	走っていて転倒、受傷する。	両手掌	擦過傷 出血(+)	お客様		12女			
2018/3/11	事故	負傷	転倒し受傷する。	頭	裂傷(3cm) 顔色良好、バイタル問題なし	お客様		6男			
2018/3/17	事故	負傷	ふわんポリン横の木のベンチで転倒し、頭部を受傷する。	頭	裂傷 出血少量、意識明瞭	お客様		4男			
2018/3/17	事故	負傷	入口付近でトゲが刺さる。詳細は不明。	左手掌	異物刺入	お客様		4女			
2018/3/17	事故	負傷	遊具で遊んでいてトゲが刺さる。	右手掌	異物刺入	お客様		8男			
2018/3/18	事故	負傷	遊戯中他利用者に足を踏まれ受傷する。	左足部	打撲	お客様		3女			
2018/3/18	事故	負傷	木に触り棘が刺さる。[3か所]	両手掌	異物刺入	お客様		2男			
2018/3/18	事故	負傷	走っていて転倒、受傷する。	額部	擦過傷 出血あり	お客様		4男			
2018/3/18	事故	負傷	木の椅子に座ったときに刺さる。	右手掌	異物刺入	お客様		5女			
2018/3/18	事故	負傷	遊具で足を滑らせ転倒する。	額部	打撲	お客様		2男			
2018/3/18	事故	負傷	転倒し受傷する。	右膝	擦過傷 出血あり	お客様		8男			
2018/3/24	事故	負傷	椅子に座った時に受傷する。	右手掌	異物刺入	お客様		5女			
2018/3/25	事故	負傷	ふわんぼりんの上で左足をくじいた様子。	左足部	捻挫	お客様		4女			
2018/3/25	事故	負傷	道で転倒し、擦りむく	左第指	擦過傷	お客様		7男			
2018/3/28	事故	負傷	自転車でサイクリング中に転倒し、擦りむく。	左膝 左手掌	擦過傷	お客様		12女			

H29事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2018/3/28	事故	負傷	遊んでいて転倒し、遊具で打つ。軽度の腫脹あり。	右足部	打撲	お客様	10	男			
2018/3/29	事故	負傷	自転車に挟まれ受傷する。	右第4指	擦過傷 打撲	お客様	7	女			
2018/3/29	事故	負傷	遊戯中転倒受傷する。	左手	打撲	お客様	6	女			
2018/3/29	事故	負傷	転倒し受傷する。	左眉間部	アイシング	お客様	7	女			
2018/3/31	事故	負傷	木製の椅子座り受傷する。	右手掌	異物刺入	お客様	5	男			
2018/3/31	事故	負傷	遊戯中(ザイルクライム)転落、左肘関節部腫脹、変形あり。骨折の疑いあり。	左肘	打撲、骨折の疑い	お客様	12	女			
2018/3/31	事故	負傷	遊具ですべり受傷する。	右手	擦過傷	お客様	5	男			
2018/3/31	事故	負傷	詳細不明	右足部	捻挫?	お客様	5	男			

H29事件

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2017/12/5	事件	その他	光と風の広場ドッグラントイレで、首を切られたカモの死骸を発見	ドッグラン						

H29急性症病

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2017/4/15	病気(急性症状)	発症	冷却シート使用1時間ほど睡眠を取り帰宅す							
2017/4/15	病気(急性症状)	発症	冷却シート使用。							
2017/4/30	病気(急性症状)	発症	保護者が元気がないと来室。帰宅される。	子供の広場						
2017/5/3	病気(急性症状)	発症	2時間ほど安静後帰宅する。	ワンダーワールド						
2017/5/3	病気(急性症状)	発症	クーティングカーにて、作業中に気分不良になる。安静臥床後、気分不良軽減。	大芝生広場						
2017/5/7	病気(急性症状)	発症	1時間半安静臥床し、帰宅される。	子供の広場						
2017/7/15	病気(急性症状)	発症	開園前から並んでおり、暑さで気分不良になったとのこと。安静臥床後、気分良好となり戻られる。	ワンダーワールド						
2017/7/21	病気(急性症状)	発症	整備員で公園内作業中に気分不良になる。安静臥床し、気分不良軽減す。	大芝生広場						
2017/7/22	病気(急性症状)	発症	コンサートで来園しており、並んでいる間に気分不良になる。1時間半安静臥床し、気分不良消失。	西口						
2017/7/22	病気(急性症状)	発症	コンサート中に気分不良になる。30分安静臥床し、気分不良消失。	野外劇場						
2017/7/31	病気(急性症状)	発症	気分不良で歩行困難	動物の森						

H29事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度		発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2017/8/10	病気(急性症状)	発症	件名・被害の程度 食後嘔吐あるが徐々に活気が出て笑顔みられる。水分補給後も嘔吐(-)		熱中症?嘔吐 体熱感(-)	ワンダーワールド		1.5男			

H29既往症悪化

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2017/5/4	既往症悪化	発症	今朝より気分不良あり。1時間ほど安静臥床し受診のため帰宅される。	気分不良(KT=39.1)	ワンダーワールド	お客様		2女			
2017/5/14	既往症悪化	発症	以前なにかの虫に刺され、そこをかきむしり赤く腫れたこと。	虫さされ(掻痒感あり、発赤あり)		お客様		1女			
2017/6/4	既往症悪化	発症	元来、片頭痛あり。時々同症状あり。しばらく安静でよくなる。	頭痛、嘔吐 BP97-56mmHg P66 KT35.2		お客様		37女			
2017/8/4	既往症悪化	発症	遠足で来園。昨日より気分が悪かったとのこと。安静臥床し気分不良軽減し帰宅す。	気分不良(頭痛あり、嘔気なし)	子供の広場	お客様		7男			
2017/8/12	既往症悪化	発症	てんかん持ち。サンシャインプールに向かっている途中、発作がおき転倒し受傷す。気分良好	擦過傷	子供の広場	お客様		13女			
2017/8/29	既往症悪化	発症	朝から食事未摂取で来園。倦怠感を訴えるため来室あり。時々、食事をせず低血糖のようになる。	倦怠感(+)頭痛[-]吐き気(-) KT36.7	海中口	お客様		8男			
2017/9/4	既往症悪化	発症	風邪気味だったが一時間くらい前から発熱する。KT38.8あり。	発熱	西口	お客様		3男			
2017/10/1	既往症悪化	発症	陥入爪で治療中。リバテープが外れたため再出血す。	陥入爪からの再出血	ふわんボリン	お客様		11女			
2018/3/25	既往症悪化	発症	朝から気分不良あり。公園到着後、嘔吐下痢症状出現。帰りの新幹線の時間まで安静臥床とする。	嘔吐、下痢	ワンダーワールド	お客様		12男			

H29車両事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2017/8/8	車両事故	物損	駐車場出庫直後(後方発進後の停車中)に、右後方側面に、後退してきた車両に接触された。	公園外						
2017/11/8	車両事故	人身	自動二輪車で通勤途上に三叉路で自転車と接触	公園外						

H29その他

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
なし										

危機管理対応実績（自然災害、火災）

【平成 2 8 年度】

場所	原因	災害、火災状況	件数
園内全域	震度 4 の地震による園内点検（4/15）	なし	
園内全域	震度 4 の地震による園内点検（4/16）	なし	
カモ池デッキ	集中豪雨<6/22～23）	冠水	2
サイクリング道路	集中豪雨<6/22～23）	一部冠水	3
カモ池デッキ	集中豪雨<9/19）	一部冠水	2
彩の池	集中豪雨<9/29）	増水	1
虹の池	集中豪雨<9/29）	増水	1
サイクリング道路	集中豪雨<9/29）	一部冠水	5
園路	集中豪雨<9/29）	一部冠水	4
合 計			18

消防車要請件数 0件、その他 0件

【平成 2 9 年度】

場所	原因	災害、火災状況	件数
サイクリング道路	大雨警報（4/18）	一部冠水	1
サイクリング道路	集中豪雨（8/16）	一部冠水	2
園路	集中豪雨（8/16）	一部冠水	6
子供の広場	台風接近（10/21）	倒木	2
フラワーミュージアム	台風接近（10/21）	倒木	2
西口	台風接近（10/21）	倒木	1
花の丘	台風接近（10/21）	コスモス全壊	1
園路全般	台風接近（10/21）	枝等の散乱	1
園内全域	大雨警報による園内点検 2 回	異常なし	
園内全域	台風接近に伴う園内点検 1 回	異常なし	
合 計			16

消防車要請件数 0件、その他 0件

危機管理対応実績（野生動物）

【平成28年度】

場所	原因	災害、火災状況	件数
園内全域	カラス・トンビ	利用者への注意喚起サインの設置	1
海の中道駅口トイレ出入口（屋根裏部）	アシナガバチ	巣を発見し駆除を実施。8/14	1
カナル植栽部	スズメバチ	巣を発見し駆除を実施。9/8	1
合計			3

救急車要請件数 0件、その他 0件

【平成29年度】

場所	原因	災害、火災状況	件数
園内全域	カラス・トンビ	利用者への注意喚起サインの設置	1
合計			1

救急車要請件数 0件、その他 0件

【平成30年度】8月末まで

場所	原因	災害、火災状況	件数
園内全域	カラス・トンビ	利用者への注意喚起サインの設置	1
合計			1

救急車要請件数 0件、その他 0件

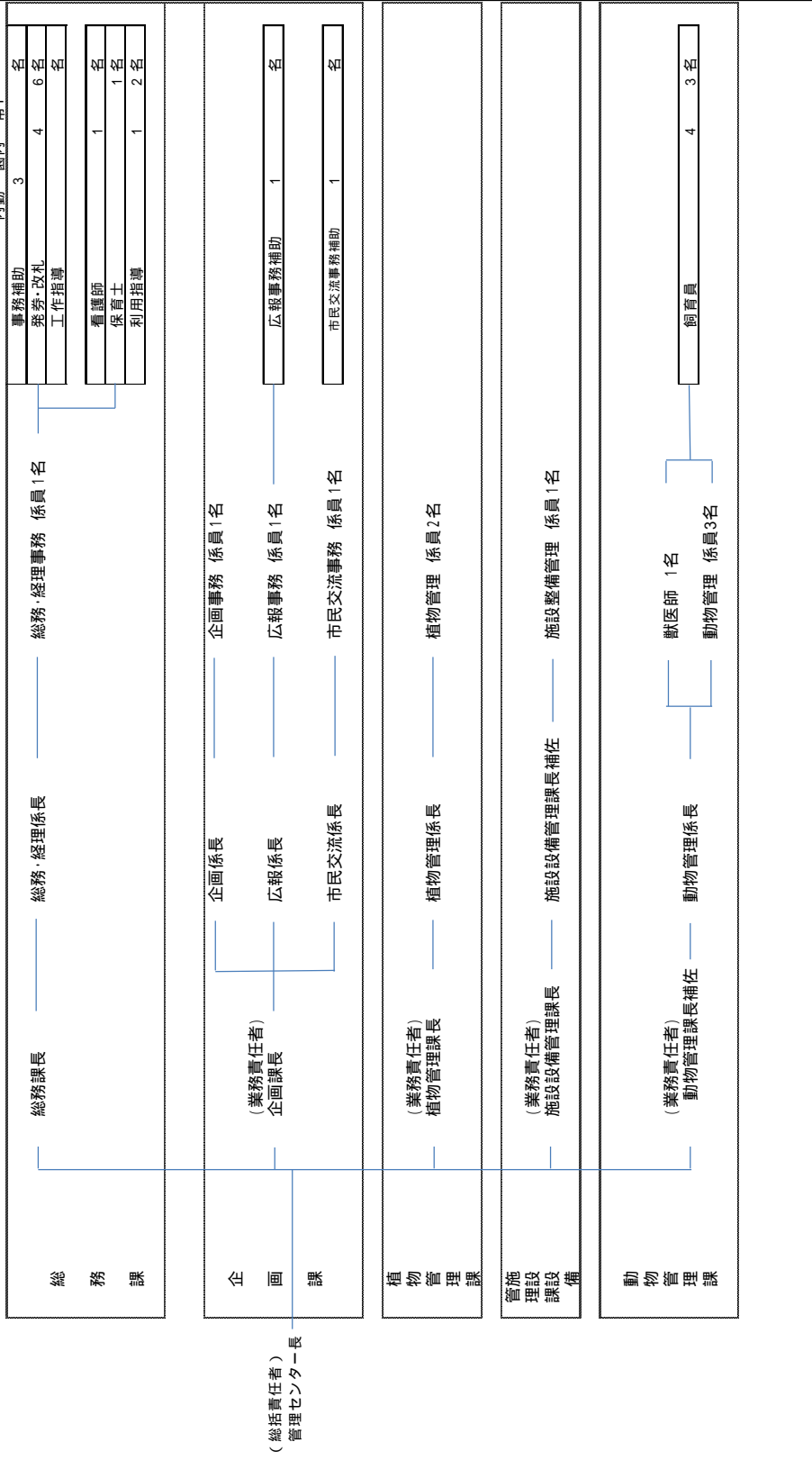
職員・臨時職員・常勤パート等の配置

職員・臨時職員・常勤パート等の配置 (H28年度)

臨時内勤とは管理センター従事者でありそれ以外を園内として整理
これ以外に期間パート（アルバイト）が存在する。

運営管理職員	動物管理職員	園内内勤	園内臨時	常勤パート
19	5	5	10	12

【臨時職員・常勤パート】
内勤 園内 常P

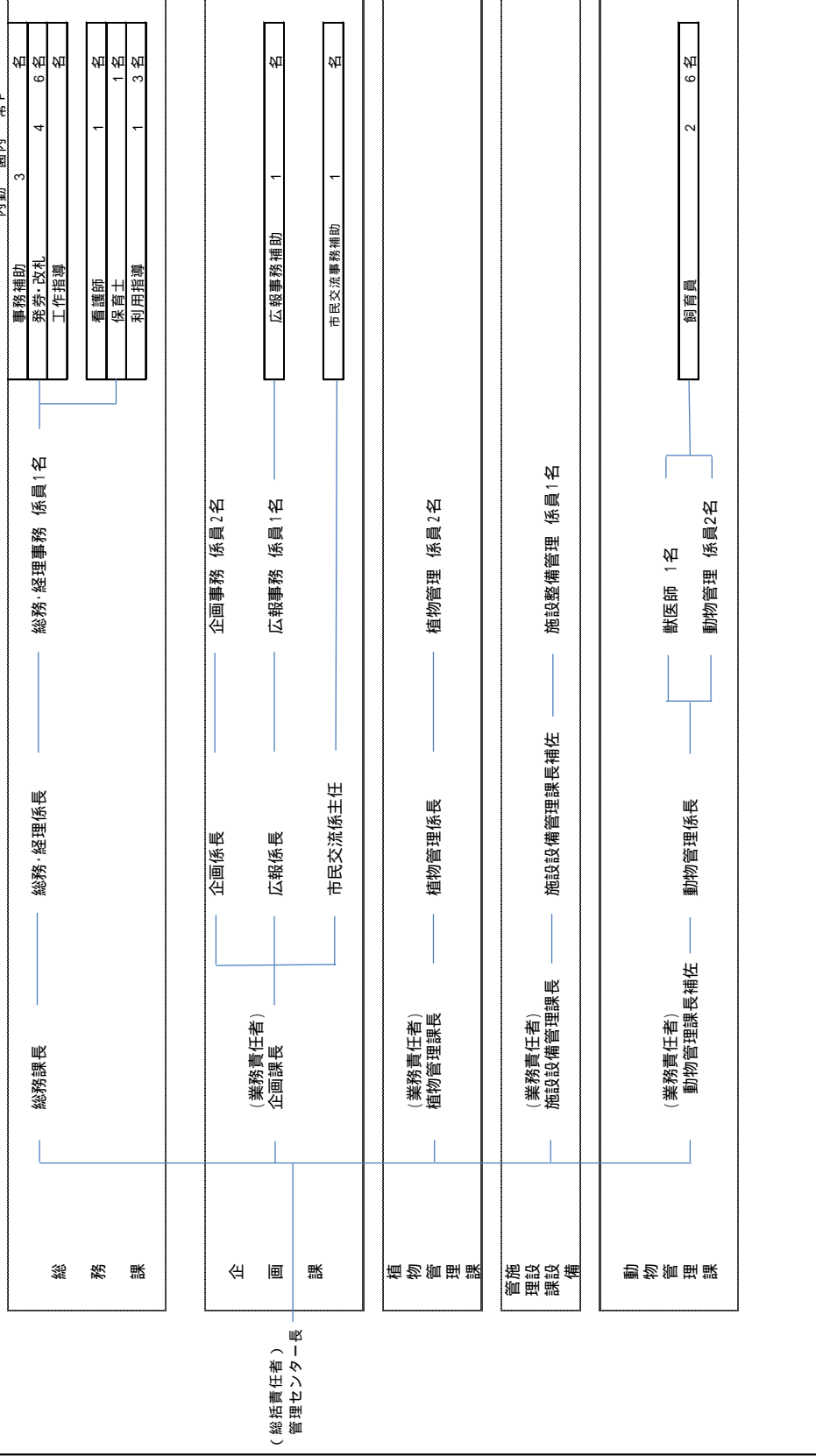


職員・臨時職員・常勤パート等の配置 (H29年度)

運営管理職員	19	4	5	8	16
動物管理職員					
臨時職員					
常勤パート					

臨時内勤とは管理センター従事者でありそれ以外を圏内として整理
これ以外に期間パート（アルバイト）が存在する。

【臨時職員・常勤パート】
内勤 圏内 常P

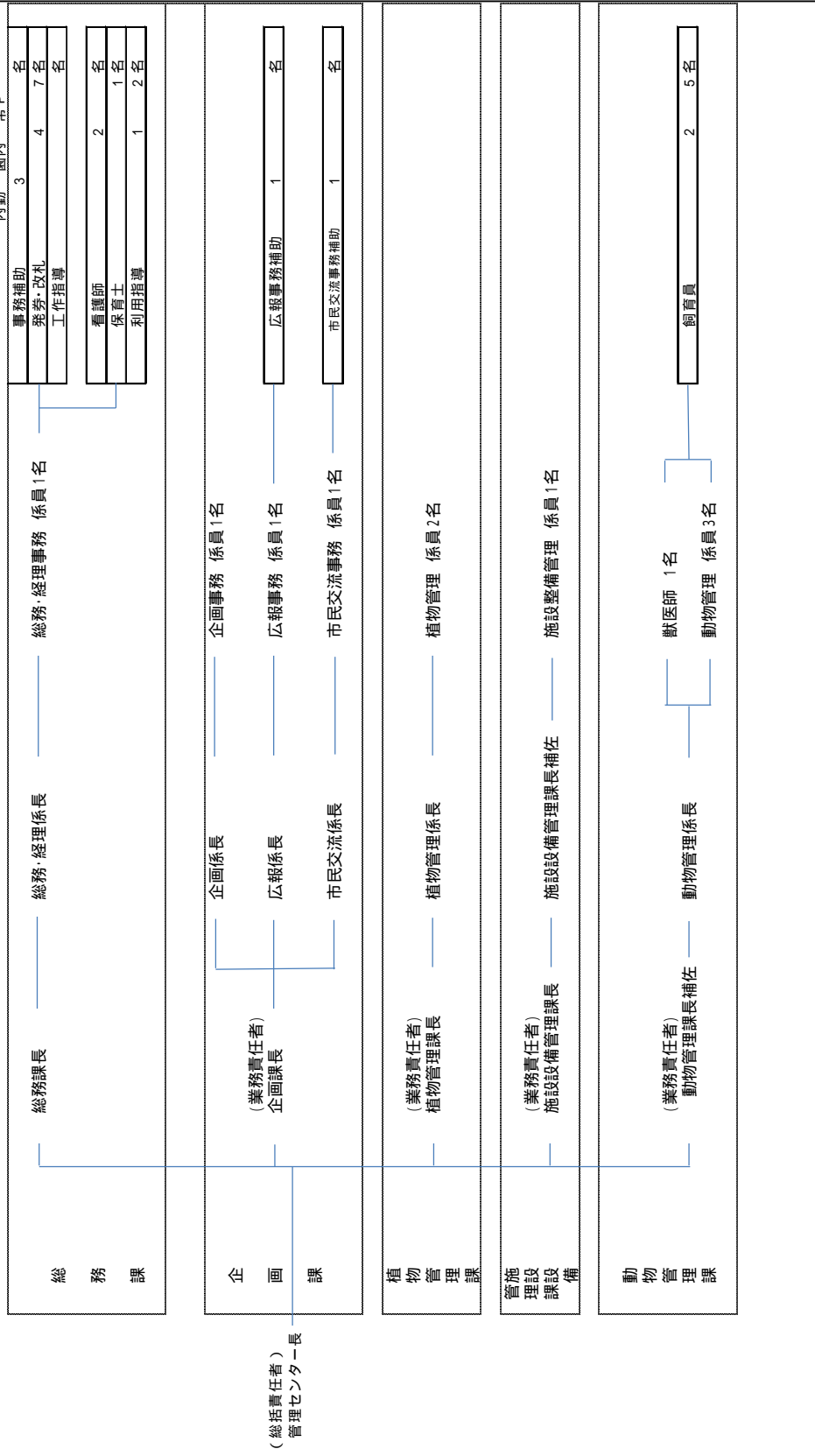


職員・臨時職員・常勤パート等の配置(H30年度)

臨時内勤とは管理センター従事者でありそれ以外を圏内として整理
これ以外に期間パート(アルバイト)が存在する。

運営 管理 職員	動物 管理 職員	臨時 職員	常勤 パート	合計
19	5	5	9	15

【臨時職員・常勤パート】
内勤 圏内 常P



総括責任者による外部会議への出席

【平成 28 年度】

センター長の挨拶の実績

平成 28 年度	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	24 日 うみなかタグラクビーフェスタ(開会挨拶)
10月	
11月	20 日 リレーマラソン国営海の中道海浜公園大会(開会挨拶)
12月	
1月	
2月	
3月	19 日 はるかぜマラソン大会(開会挨拶) 26 日 ビーチクリーンキャンペーン(開会挨拶)
合計回数	4 回

センター長が参加する会合等

会合名	主催者	
管理運営委員会	国営海の中道海浜公園事務所	2 回/月
連絡調整会議	国営海の中道海浜公園事務所	1 回/月
UD 連絡調整会議	国営海の中道海浜公園事務所	2 回/年
日本動物園水族館協会九州・沖縄ブロック園館長会議	同左	2 回/年
日本動物園水族館協会総会	同左	1 回/年
福岡県観光連盟総会	同左	1 回/年
福岡国際クロスカントリー実行委員会	同左	1 回/年
東福岡沿岸警備協力会総会	同左(福岡県東警察署)	1 回/年

【平成 29 年度】

センター長の挨拶の実績

平成 29 年度	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	9日 松林を守ろう！ マツ林のお手入れ作業(開会挨拶) 16日 うみなかタグラクビーフェスタ(開会挨拶)
10月	
11月	5日 リレーマラソン国営海の中道海浜公園大会(開会挨拶)
12月	
1月	
2月	
3月	18日 はるかぜマラソン大会(開会挨拶)
合計回数	4回

センター長が参加する会合等

会合名	主催者	
管理運営委員会	国営海の中道海浜公園事務所	2回/月
連絡調整会議	国営海の中道海浜公園事務所	1回/月
UD 検討委員会及び連絡調整会議	国営海の中道海浜公園事務所	3回/年
日本動物園水族館協会九州・沖縄ブロック園館長会議	同左	2回/年
日本動物園水族館協会総会	同左	1回/年
福岡県観光連盟総会	同左	1回/年
福岡国際クロスカントリー実行委員会	同左	1回/年
東福岡沿岸警備協力会総会	同左(福岡県東警察署)	1回/年

問い合わせメール及びご意見箱 処理件数

別紙 28

【苦情、要望等集計(平成28年度)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	5	13	6	4	11	6	9	9	4	4	3	5	79
お気づきの点	5	27	9	5	3	9	7	9	4	1	0	5	84
合計	10	40	15	9	14	15	16	18	8	5	3	10	163

【よい点、お気づきの点の内訳】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般		6	5		5	5	8	2	7	1	1	5	45
	行事・広報	3				2		1	2		1			9
	指導関係										1			5
	施設関係		2	1	1									2
	植物管理関係		2											2
	特定公園施設	3			1	2	1		4		1	2		14
	収益関係													
	利用者サービス													
ハットドッグラン関係		3		2	2			1					8	
計	6	13	6	4	11	6	9	9	7	4	3	5	83	
お気づきの点	公園全般		7	2	1	1	3	2	2	1	1			20
	行事・広報	1	3											10
	指導関係								4	2				7
	施設関係	1	2	1						1			2	7
	植物管理関係		1				2	1	1					5
	特定公園施設	2	11	4	3	2	1	4	1				3	31
	収益関係													
	利用者サービス	1	3	2	1		3		1					11
ハットドッグラン関係														
計	5	27	9	5	3	9	7	9	4	1	0	5	84	

【投書場所内訳】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
西口	1	4	4		1	2	2	2		1			17
西サイク口													0
港サイク													0
海中口			1		2	2	1	5	2	1		1	15
ワンダーワールド口	1	7	2				1	2					13
子供の広場	1	6		1		1	1		1				11
動物の森		1	1		2	2			1			1	8
インフォメーションセンター						1							1
森の家	2	2	2	1	6	2	3	1		2		3	24
プール(夏期のみ)													0
大芝生売店													0
光と風の広場									1				1
カモ池口		1											1
シオヤ	2	6	2			1	3	5	1		2	2	24
ドッグラン													0
不明	1	11	2	6	3	3	5	3	1	1	1	2	39
管理センター	2	2	1	1		1			1				9
計	10	40	15	9	14	15	16	18	8	5	3	10	163

問い合わせメール及びご意見箱 処理件数

【苦情、要望等集計(平成29年度)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	11	16	5	11	9	7	4	2		4	4	5	78
お気づきの点	12	17	5	7	5	6	8	16	3	2		11	92
合計	23	33	10	18	14	13	12	18	3	6	4	16	170

【よい点、お気づきの点の内訳】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般	5	10	4	11	8	5	2	2		3	4	3	57
	行事・広報 指導関係													0
	施設関係	4	2					1						7
	植物管理関係	1	2											3
	特定公園施設 収益関係	1	1	1		1	2	1			1			8
	利用者サービス ペットドッグラン関係		1											2
	計	11	16	5	11	9	7	4	2	0	4	4	5	78
	お気づきの点	12	17	5	7	5	6	8	16	3	2	0	11	92
公園全般	4	6	2	1	1	3	2	3	2	1			8	33
	行事・広報 指導関係		2							1			1	4
	施設関係	4	2	1	1			1	11					20
	植物管理関係				2			3	1					6
	特定公園施設 収益関係	2	5	2	1	3	2	1	1		1		2	20
	利用者サービス ペットドッグラン関係	2	2		2	1	1	1						9
	計	12	17	5	7	5	6	8	16	3	2	0	11	92

【投書場所内訳】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
西口	2	7		3	1		3					2	18
西サイク口													0
港サイク 海中口													0
ワンダーワールド口	2	9		2	1	1	3	1			1	6	26
子供の広場	1			1	2			8	2				14
動物の森													1
インフォメーションセンター	4				3	2	1						10
森の家	1		2					1					4
プール(夏期のみ)	1	7	3	7	4	1		2		3		2	30
大芝生売店		1								2			3
光と風の広場			1										1
カモ池口													0
シオヤ	5	3	2		1	3	2	1				2	19
ドッグラン		1	1					1					4
不明	6	2	1	3		5	2	2		1	3	3	28
管理センター	1	3		1	2		1	2	1				12
計	23	33	10	18	14	13	12	18	3	6	4	16	170

【行事開催時の広報(紙媒体)実績】

H30年は7月まで (単位:枚数)

イベント名	形態区分		H28	H29	H30	備考/配布先
バラまつり	ポスター	B2縦	200	200	200	自治体・公共機関・交通機関等配布
	チラシ	B4縦	130,000	120,000	115,000	新聞折込、公共機関・交通機関等配布
アーリーサマーフェスタ	チラシ	A4縦		10,000	10,000	ホテル等周辺施設配布
夏休みチラシ	チラシ	B4縦	510,000	570,000	570,000	小学校・幼稚園・公共機関・交通機関等配布
うみなか*はなまつり	ポスター	B2縦	500	500	500	自治体・公共機関・交通機関等配布
	チラシ	B3折	600,000	900,000	600,000	新聞折込、小学校・幼稚園・公共機関・交通機関等配布 H28は、B4サイズのみを折込 H30は、新聞折込を実施せず。
健康いきいきフェスタ	チラシ	B4縦	350,000	-	-	新聞折込
おやこフェスタ	チラシ	A4縦	25,000	25,000		幼稚園配布
クリスマスキャンドルナイト	ポスター	B2縦	200	200		自治体・公共機関・交通機関等配布
	チラシ	B4縦	220,000	220,000		新聞折込、小学校・幼稚園・公共機関・交通機関等配布
フラワーピクニック	ポスター	B2縦	500	500		自治体・公共機関・交通機関等配布
	チラシ	B3折	1,100,000	920,000		新聞折込、小学校・幼稚園・公共機関・交通機関等配布
C-1 CUP in UMINAKA	チラシ	A4縦	560,000	560,000		小学校・幼稚園等配布

プレリリース実績

【平成28年度】

NO	日付	内容
1	H28.4.13	平成27年度の入園者数、初の110万人超で過去最高を記録！
2	H28.4.13	九州最大級ケーダリングカーグランプリ 第5回 C-1 cup in Uminaka開催
3	H28.4.18	ネモフィラ約200万本の花の海、間もなく見頃！
4	H28.4.26	ゴールデンウィークは、うみなかで決まり！ グルメイベント「C-1 cup in Uminaka.&ヒツジの毛刈り体験 香りのバラにつつまれる...
5	H28.4.26	“うみなかバラまつり2016”開催！
6	H28.5.6	5月14日(土)より“うみなかバラまつり2016”スタート 約240品種のカラフルなバラ、間もなく見頃！
7	H28.5.6	トカラヤギの赤ちゃん、誕生！
8	H28.5.12	5月22日うみなかファミリーバザー開催
9	H28.5.19	コバクチョウのヒナが今年も生まれました
10	H28.5.31	「大人のための1日飼育員体験」開催します
11	H28.6.7	復活！オウム・インコDAY！
12	H28.6.7	約1万株のアジサイ、見頃です
13	H28.7.6	子ども向けスペシャルイベント開催 この夏、海の中道海浜公園でたくましくなろう！
14	H28.7.6	『海の中道サンシャインプール』 7月16日、オープニングセレモニー開催！
15	H28.7.12	飼育数日本一！108頭に！ ポリアリスザルの赤ちゃん誕生！
16	H28.7.12	新しい発見がいっぱい！クワガタ・カブトムシハウス
17	H28.8.18	アウトドアを満喫！Outdoor Park IN UMINAKA
18	H28.8.18	公園で婚活イベント！？第4回園コン in UMINAKA開催
19	H28.8.24	～ゆらゆら揺れる～ 巨大ススキ「バンパスグラス」見頃です。
20	H28.8.31	「Fukuoka City Wi-Fi」9月1日より、 海の中道海浜公園でサービス提供開始します
21	H28.9.8	うみなか＊はなまつり2016開催
22	H28.9.8	うみなかキッズコンサートー出演者募集中！ー
23	H28.9.8	真っ赤なヒガンバナ、約4万本が見頃！
24	H28.9.16	ふわふわもこもこ！？動物ふれあいDAY開催！
25	H28.9.23	色鮮やかな秋の景、ケイトウが見頃を迎えました！
26	H28.10.6	うみなかクリスマスキャンドルナイト2016 灯りで描く巨大アート・デザイン大募集
27	H28.10.12	“おやこフェスタ2016in海の中道海浜公園、開催！
28	H28.10.21	花の丘のコスモス約150万本、まもなく見頃！
29	H28.10.24	コスモス約150万本見頃を迎えました うみなか＊はなまつり、11/13まで延長
30	H28.10.24	香りの秋バラ、間もなく見頃を迎えます
31	H28.11.7	うみなかクリスマスキャンドルナイト開催 日本最大級！1万本のキャンドルアートが彩ります
32	H28.11.15	「うみなかクリスマスキャンドルナイト」 ボランティアスタッフ大募集
33	H28.11.15	キャンドルナイトの会場を彩る創作灯明作品大募集！ “うみなか灯りコンテスト”初開催
34	H28.11.30	うみなかクリスマスキャンドルナイトデザイン決定！ ～ボランティアの手で作る10,000本の壮大なキャンドルアート～
35	H28.12.5	チューリップ花壇を、ボランティアさんの手でつくる
36	H28.12.14	1月2日より開園します海の中道海浜公園のお正月

NO	日付	内容
37	H28.12.14	～うみなかクリスマスキャンドルナイト間もなく開催～ 高所作業車からの取材用撮影の予約開始！
38	H29.12.27	お正月イベント内容変更のお知らせ
39	H29.1.6	冬に楽しめる花々、あなたはどっち派!? カラフルな冬咲きチューリップ&気品あるニホンスイセン
40	H29.1.13	「うみなかフラワーガーデンコンテスト」作品募集！
41	H29.1.27	春を予感させてくれる 黄色の絨毯、ナノハナが間もなく見ごろを迎えます
42	H29.2.27	海の中道フラワーピクニック2017
43	H29.3.21	海のフラワーリレーが始まりました 海の中道フラワーピクニック今週末より、スタートします
44	H29.3.21	3月26日うみなかファミリーバザー開催！ ～おやこで学べて、楽しめるコーナーもたくさん～
45	H29.3.28	チューリップが5分咲き！ アイランドポピーも見頃を迎えています
46	H29.3.28	第6回 うみなかフラワーガーデンコンテスト結果発表！

プレリリース実績

【平成29年度】

NO	日付	内容
1	H29.4.11	ネモフィラの花の海、見頃を迎えました
2	H29.4.18	花 食の祭典第6回c-1 CUP in Uminaka開催！
3	H29.4.18	福岡の伝統工芸・博多織をモチーフにした新規花壇、見頃
4	H29.4.26	GW特別イベント ヒツジの毛刈り体験
5	H29.4.26	トカラヤギの赤ちゃん、誕生！
6	H29.4.26	うみなかバラまつり、5 / 13より開催
7	H29.5.11	さながら秘密の花園！？バラが見頃です うみなかバラまつり5月13日より開幕
8	H29.5.11	大人のための1日飼育員体験開催！
9	H29.5.19	可愛いプレーリードッグの赤ちゃん、生まれました！
10	H29.5.31	梅雨でも公園を楽しもう！ 「アーリーサマーフェスタ」初開催！
11	H29.6.6	06(オウム)15(インコ)DAY！ 期間：平成29年6月10日(土)～25日(日)
12	H29.6.20	雨が待ち遠しい...アジサイ、間もなく見頃です
13	H29.7.5	夏休みは「うみなか」におまかせ！ イベント盛りだくさん！！
14	H29.7.5	海の中道サンシャインプール 7/15、オープニングセレモニー開催！
15	H29.7.19	リスザルの赤ちゃん、出産ラッシュです
16	H29.7.19	クワガタ・カブトムシハウス7/22(土)～8/20(日)
17	H29.7.31	子どもたちが動物の飼育員に挑戦！
18	H29.8.22	夏休み最終日は英語で動物の森を探検！
19	H29.8.25	秋の気配、パンパスグラスが見頃です！
20	H29.8.25	海の中道海浜公園×JR香椎線デザイン列車プロジェクト開始！
21	H29.8.31	気軽にアウトドア体験Outdoor Park in UMINAKA
22	H29.8.31	続々と秋の気配、4万本のヒガンバナ見頃
23	H29.9.6	海の中道海浜公園でコスモスを楽しむ9/30(土)～11/5(日) うみなか*はなまつり2017開催
24	H29.9.15	2日間だけの特別イベント！動物ふれあいDAY開催
25	H29.9.27	ケイトウが見頃を迎えています
26	H29.10.2	まんまるコキア、赤く色づいています
27	H29.10.11	“四国VS九州フードファイト”開催！
28	H29.10.11	秋桜-コスモス-見頃！秋のお花見をうみなかで
29	H29.10.16	1万本のキャンドルアートデザイン募集中！
30	H29.10.16	秋の博多織文様花壇、見頃となりました
31	H29.10.30	【広域リリース】うみなかクリスマスキャンドルナイト開催 日本最大級！1万本のキャンドルアートが彩ります
32	H29.11.8	うみなかクリスマスキャンドルナイト開催 日本最大級！1万本のキャンドルアートが彩ります
33	H29.11.21	みんなで作る1万本のキャンドルアート キャンドルナイトボランティア大募集！
34	H29.11.21	11/26(日) “大人のための1日飼育員体験”開催します
35	H29.11.29	うみなかクリスマスキャンドルナイト2017 日本最大級！光の地上絵「キャンドルアート」のデザイン決定！
36	H29.12.13	1月2日より開園いたします海の中道海浜公園で過ごすお正月

NO	日付	内容
37	H29.12.13	～うみなかクリスマスキャンドルナイト間もなく開催～ 高所作業車からの取材用撮影の予約開始！
38	H29.1.5	冬咲きチューリップが見頃を迎えています
39	H29.1.5	海の中道海浜公園で、庭づくりに挑戦してみませんか！ 第7回うみなかフラワーガーデンコンテスト参加者募集！
40	H30.2.1	初開催！動物の森 DE 恋愛成就祈願 2月7日(水)～3月14日(水)開催
41	H30.2.27	海の中道フラワービクニック2018 うみなかのフォトジェニックをめぐるう！
42	H30.3.5	春到来！ナノハナの黄色の絨毯
43	H30.3.20	海の中道海浜公園デザイン列車を走行します
44	H30.3.27	70品種11万本のカラフルチューリップ、次々と開花！
45	H30.3.27	趣向を凝らした作品が一堂に集う 第7回うみなかフラワーガーデンコンテスト結果発表！！

プレリリース実績

【平成30年度】 H30年度は7月まで

NO	日付	内容
1	H30.4.6	ヒツジの双子、すくすく成長！
2	H30.4.11	ネモフィラの花の海、まもなく見頃
3	H30.4.11	華やかな博多織文様花壇、見頃を迎えました
4	H30.4.11	かわいい雑貨など30ブースが出店！4/14・15口ハスピクニック開催！
5	H30.4.18	花 食の祭典第7回C-1 CUP in Uminaka開催！
6	H30.4.26	GW特別イベント ヒツジの毛刈り体験
7	H30.4.26	うみなかバラまつり、5/12より開催
8	H30.5.8	今週末より「うみなかバラまつり」開幕！ 220品種1,800株のバラ、まもなく見頃です
9	H30.5.16	トカラヤギ・ポニーの赤ちゃん、誕生！
10	H30.5.16	大人のための1日飼育員体験開催！
11	H30.6.1	「アーリーサマーフェスタ2018」6月16日より開催
12	H30.6.1	動物の森ベビーラッシュ！ プレーリードッグの赤ちゃんも生まれています
13	H30.6.7	オウム・インコデー開催！ 期間：6/9(土)～6/24(日)
14	H30.6.27	数十年かけて咲く！？ 幻の花！？アオリリュウゼツラン間もなく開花！
15	H30.7.10	夏休みは“うみなか”におまかせ！ イベント盛りだくさん！！
16	H30.7.10	海の中道サンシャインプール7/14、オープニングセレモニー開催！
17	H30.7.17	“みる„ と “さわる„ は大違い！クワガタ・カブトムシハウス、開催中！
18	H30.7.30	ヒマワリ7,000本、見頃を迎えています
19	H30.7.30	夏休み限定！子どもたちが動物の飼育員に挑戦します

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

【平成28年度】

西口

(単位:台)

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
車椅子	17	28	5	2	3	1	17	4	4	2	1	8	
電動カート	21	28	8	0	0	0	6	6	0	0	0	1	
ベビーカー	234	292	64	71	54	67	141	88	46	37	49	115	
計	272	348	77	73	57	68	164	98	50	39	50	124	
一日平均	車椅子	0.57	0.9	0.17	0.06	0.1	0.03	0.55	0.13	0.13	0.06	0.03	0.26
	電動カート	0.7	0.9	0.27	0	0	0	0.19	0.2	0	0	0.03	
	ベビーカー	7.8	9.42	2.13	2.29	1.74	2.23	4.55	2.93	1.48	1.19	1.69	3.71
一日最大	車椅子	3	5	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1
	電動カート	3	4	2	0	0	0	2	2	0	0	0	1
	ベビーカー	25	38	12	17	7	11	25	15	6	8	13	20

西サイクロ

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
車椅子	47	64	11	2	4	6	69	37	5	7	4	11	
電動カート	51	48	7	2	1	7	41	18	1	3	4	15	
ベビーカー	97	90	31	22	25	37	68	43	18	17	19	64	
計	195	202	49	26	30	50	178	98	24	27	27	90	
一日平均	車椅子	1.57	2.06	0.37	0.06	0.13	0.2	2.23	1.23	0.16	0.23	0.14	0.35
	電動カート	1.7	1.55	0.23	0.06	0.03	0.23	0.6	0.03	0.1	0.14	0.48	
	ベビーカー	3.23	2.9	1.03	0.71	0.81	1.23	2.19	1.43	0.58	0.55	0.66	2.06
一日最大	車椅子	9	14	2	1	1	2	6	8	3	2	2	2
	電動カート	8	5	2	2	1	2	4	3	1	2	1	3
	ベビーカー	21	15	5	8	4	8	12	10	5	2	5	12

海中口

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
車椅子	9	16	2	0	0	3	8	7	2	0	1	1	
電動カート	10	13	11	2	1	5	1	1	0	0	0	3	
ベビーカー	48	71	27	29	31	19	28	18	4	10	5	35	
計	67	100	40	31	32	27	37	26	6	10	6	39	
一日平均	車椅子	0.3	0.52	0.07	0	0	0.1	0.26	0.23	0.06	0	0.03	0.03
	電動カート	0.33	0.42	0.37	0.06	0.03	0.17	0.03	0.03	0	0	0	0.1
	ベビーカー	1.6	2.29	0.9	0.94	1	0.63	0.9	0.6	0.13	0.32	0.17	1.13
一日最大	車椅子	2	3	1	0	0	1	2	4	2	0	1	1
	電動カート	2	2	2	1	1	1	1	1	0	0	0	2
	ベビーカー	13	15	4	4	5	3	8	4	1	1	2	8

ワンダーワールド口

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
車椅子	6	22	5	2	1	5	9	0	2	3	0	4	
電動カート	8	11	2	1	0	0	6	1	0	3	1	5	
ベビーカー	103	132	42	40	31	50	84	40	29	26	22	85	
計	117	165	49	43	32	55	99	41	31	32	23	94	
一日平均	車椅子	0.2	0.71	0.17	0.06	0.03	0.17	0.29	0	0.06	0.1	0	0.13
	電動カート	0.27	0.35	0.07	0.03	0	0	0.19	0.03	0	0.1	0.03	0.16
	ベビーカー	3.43	4.26	1.4	1.29	1	1.67	2.71	1.33	0.94	0.84	0.76	2.74
一日最大	車椅子	2	5	1	1	1	1	3	0	1	2	0	2
	電動カート	2	2	1	1	0	0	2	1	0	2	1	2
	ベビーカー	14	18	10	8	5	5	16	10	9	9	6	12

光と風の広場口

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
車椅子	1	7	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	
電動カート	0	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	
ベビーカー	0	8	0	2	3	0	1	4	0	0	1	3	
計	1	17	0	2	4	1	1	6	1	0	1	4	
一日平均	車椅子	0.03	0.23	0	0	0	0.03	0	0.03	0	0	0	0.03
	電動カート	0	0.06	0	0	0.03	0	0	0.03	0.03	0	0	0
	ベビーカー	0	0.26	0	0.06	0.1	0	0.03	0.13	0	0	0.03	0.1
一日最大	車椅子	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
	電動カート	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0
	ベビーカー	0	1	0	1	2	0	1	2	0	0	1	1

カモ池口

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
車椅子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電動カート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ベビーカー	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
一日平均	車椅子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電動カート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ベビーカー	0	0	0	0.03	0	0	0	0	0	0	0	0
一日最大	車椅子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電動カート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ベビーカー	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

【平成29年度】

西口

(単位:台)

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
車椅子	38	37	6	1	4	1	31	4	2	4	1	11	
電動カート	7	7	3	0	4	3	1	2	0	1	0	1	
ベビーカー	207	234	78	45	33	59	125	58	18	19	24	123	
計	252	278	87	46	41	63	157	64	20	24	25	135	
一日平均	車椅子	1.27	1.19	0.2	0.03	0.13	0.03	1	0.13	0.06	0.13	0.03	0.35
	電動カート	0.23	0.23	0.1	0	0.13	0.1	0.03	0.07	0	0.03	0	0.03
	ベビーカー	6.9	7.55	2.6	1.45	1.06	1.97	4.03	1.93	0.58	0.61	0.83	3.97
一日最大	車椅子	5	5	1	1	1	1	5	1	1	1	2	
	電動カート	3	2	1	0	2	1	1	0	1	0	1	
	ベビーカー	25	27	13	10	4	9	30	11	7	3	4	22

西サイクロ

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
車椅子	68	56	16	1	8	15	78	18	2	5	4	49	
電動カート	53	46	8	0	3	5	25	15	3	4	3	21	
ベビーカー	91	102	30	21	27	42	44	22	2	13	13	58	
計	212	204	54	22	38	62	147	55	7	22	20	128	
一日平均	車椅子	2.27	1.81	0.53	0.03	0.26	0.5	2.52	0.6	0.06	0.16	0.14	1.58
	電動カート	1.77	1.48	0.27	0	0.1	0.17	0.81	0.5	0.1	0.13	0.1	0.68
	ベビーカー	3.03	3.29	1	0.68	0.87	1.4	1.42	0.73	0.06	0.42	0.45	1.87
一日最大	車椅子	10	7	2	1	3	3	7	3	1	2	10	
	電動カート	4	4	2	0	1	1	4	4	1	2	2	
	ベビーカー	12	18	8	3	4	7	8	5	1	4	6	15

海中口

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
車椅子	8	6	5	1	2	1	4	4	2	0	0	4	
電動カート	12	12	7	2	1	5	8	3	1	0	1	10	
ベビーカー	57	57	9	13	17	19	26	14	7	4	6	38	
計	77	75	21	16	20	25	38	21	10	4	7	52	
一日平均	車椅子	0.27	0.19	0.17	0.03	0.06	0.03	0.13	0.13	0.06	0	0.13	
	電動カート	0.4	0.39	0.23	0.06	0.03	0.17	0.26	0.1	0.03	0	0.32	
	ベビーカー	1.9	1.84	0.3	0.42	0.55	0.63	0.84	0.47	0.23	0.13	0.21	1.23
一日最大	車椅子	1	2	1	1	1	2	1	1	0	0	1	
	電動カート	2	2	2	1	1	1	1	1	0	1	2	
	ベビーカー	7	10	2	3	3	3	4	5	2	2	5	

ワンダーワールド口

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
車椅子	10	15	5	3	2	5	3	4	1	0	0	9	
電動カート	2	7	2	2	0	1	3	1	0	4	0	4	
ベビーカー	103	80	39	34	41	39	43	35	14	11	21	59	
計	115	102	46	39	43	45	49	40	15	15	21	72	
一日平均	車椅子	0.33	0.48	0.17	0.1	0.06	0.17	0.1	0.13	0.03	0	0.29	
	電動カート	0.07	0.23	0.07	0.06	0	0.03	0.1	0.03	0	0.13	0.13	
	ベビーカー	3.43	2.58	1.3	1.1	1.32	1.3	1.39	1.17	0.45	0.35	0.72	1.9
一日最大	車椅子	4	3	2	2	1	2	1	1	0	0	3	
	電動カート	2	2	1	1	0	1	1	0	2	0	1	
	ベビーカー	11	10	4	4	4	6	8	10	2	3	4	8

光と風の広場口

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
車椅子	1	5	2	1	0	1	2	1	0	0	0	1
電動カート	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
ベビーカー	5	3	2	2	0	2	3	2	1	0	1	0
計	6	8	4	3	1	3	6	3	1	0	1	1
一日平均	車椅子	0.03	0.16	0.07	0.03	0	0.03	0.06	0.03	0	0	0.03
	電動カート	0	0	0	0	0.03	0	0.03	0	0	0	0
	ベビーカー	0.17	0.1	0.07	0.06	0	0.07	0.1	0.07	0.03	0	0.03
一日最大	車椅子	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	1
	電動カート	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	ベビーカー	2	1	1	2	1	1	1	1	0	1	0

カモ池口

貸与品	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
車椅子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電動カート	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
ベビーカー	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一日平均	車椅子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電動カート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ベビーカー	0	0.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一日最大	車椅子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電動カート	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	ベビーカー	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

建物・工作物に係る修繕等履歴

平成30年度は7月末まで

< 建物 >

単位:円(税抜)

規模	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平均	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大規模(50万円以上)	3	1,737,000	2	1,165,000	1	565,000	2	1,451,000
中規模(10～50万円未満)	17	3,190,387	19	3,690,980	6	1,721,200	14	3,440,684
小規模(10万円未満)	35	1,433,026	40	1,853,114	15	557,732	30	1,643,070
計	55	6,360,413	61	6,709,094	22	2,843,932	46	6,534,754

平均はH28・29年の平均

< 工作物 >

単位:円(税抜)

規模	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平均	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大規模(50万円以上)	12	7,669,376	14	10,464,582	5	3,652,886	10	9,066,979
中規模(10～50万円未満)	71	17,114,163	61	13,997,558	24	5,349,418	52	15,555,861
小規模(10万円未満)	60	3,049,010	61	2,722,910	22	981,850	48	2,885,960
計	143	27,832,549	136	27,185,050	51	9,984,154	110	27,508,800

平均はH28・29年の平均

< 建物及び工作物の合計 >

単位:円(税抜)

規模	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平均	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大規模(50万円以上)	15	9,406,376	16	11,629,582	6	4,217,886	12	10,517,979
中規模(10～50万円未満)	88	20,304,550	80	17,688,538	30	7,070,618	66	18,996,544
小規模(10万円未満)	95	4,482,036	101	4,576,024	37	1,539,582	78	4,529,030
計	198	34,192,962	197	33,894,144	73	12,828,086	156	34,043,553

平均はH28・29年の平均

【平成28年度 建物管理】

番号	連番	契約日	年度	工種	細別	件名	金額：円（税抜）	規模
1	1	H28.4.2	28	建物維持修繕	管理棟修繕	平成28年度自動扉保守点検(管理棟修繕)	58,000	3
2	2	H28.7.1	28	建物維持修繕	管理棟修繕	大芝生広場管理棟外鋼製建具修繕	209,600	2
3	3	H28.6.15	28	建物維持修繕	管理棟修繕	海の中道駅口管理棟樋清掃・屋根劣化状況調	257,000	2
4	4	H28.9.10	28	建物維持修繕	管理棟修繕	ドッグラン管理棟鋼製建具修繕	8,000	3
5	5	H28.10.20	28	建物維持修繕	管理棟修繕	ワンダーワールド口管理棟電動シャッター修繕	266,387	2
6	6	H29.1.25	28	建物維持修繕	管理棟修繕	カモ池口事務所勝手口ドア取替	95,000	3
7	7	H28.4.2	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	平成28年度自動扉保守点検(休憩所等修繕)	186,500	2
8	8	H28.5.17	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	港レストハウス玄関内部排水溝設置工事	632,000	1
9	9	H28.7.14	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	森の家ポーチ雨漏り修繕	74,000	3
10	10	H28.6.15	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	シオヤレストハウス雨漏り修繕	43,000	3
11	11	H28.7.27	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	大芝生広場レストハウスドア外修繕	213,000	2
12	12	H28.9.3	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	フラワーミュージアム東屋根仕上げ材撤去	38,400	3
13	13	H28.9.20	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	水辺のレストハウスロールスクリーン修繕	39,000	3
14	14	H28.9.25	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	水辺のレストハウススロープタイル修繕	118,000	2
15	15	H28.10.20	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	フラワーミュージアム四阿屋根金属板仕上げ	224,600	2
16	16	H28.11.5	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	動物の森レストハウス授乳室庫修繕	20,000	3
17	17	H29.12.10	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	アニマルショップ入口段差解消	20,000	3
18	18	H29.12.10	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	ワンダーワールドシェルターカーテン設置	50,000	3
19	19	H29.2.10	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	森の家2階窓外転落防止措置	100,000	2
20	20	H28.10.20	28	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	D地区倉庫ルーファン撤去・笠木設置	204,000	2
21	21	H28.11.6	28	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	D倉庫内 廃材解体分別作業	113,400	2
22	22	H28.4.2	28	建物維持修繕	便所修繕	平成28年度自動扉保守点検(便所修繕)	265,000	2
23	23	H28.4.13	28	建物維持修繕	便所修繕	森の家女子トイレ修繕	7,848	3
24	24	H28.5.18	28	建物維持修繕	便所修繕	カナル横便所フラッシュバルブ 駆動部外修繕	85,400	3
25	25	H28.5.29	28	建物維持修繕	便所修繕	西駐車場Aトイレ 外床タイル滑り止め塗装	138,000	2
26	26	H28.6.15	28	建物維持修繕	便所修繕	ワンダーワールド便所屋根修繕	242,000	2
27	27	H28.7.20	28	建物維持修繕	便所修繕	海の中道駅口女子トイレ窓目隠し設置	75,000	3
28	28	H28.7.22	28	建物維持修繕	便所修繕	大芝生広場トイレ外床タイル滑り止め塗装	187,000	2
29	29	H28.8.1	28	建物維持修繕	便所修繕	大芝生広場外便所修繕	246,000	2
30	30	H28.9.7	28	建物維持修繕	便所修繕	バラ園女子便所漏水修繕	24,888	3
31	31	H28.10.10	28	建物維持修繕	便所修繕	子供の広場便所壁樋修繕	43,000	3
32	32	H28.10.10	28	建物維持修繕	便所修繕	デイキャンプ場トイレ倉庫鍵設置	8,000	3
33	33	H28.12.2	28	建物維持修繕	便所修繕	西口管理棟便所修繕	17,900	3
34	34	H28.12.16	28	建物維持修繕	便所修繕	バラ園男子便所出水不良修繕	16,400	3
35	35	H28.12.20	28	建物維持修繕	便所修繕	カモ池口便所修繕	3,690	3
36	36	H29.1.10	28	建物維持修繕	便所修繕	バラ園男子便所大便器修繕	15,700	3
37	37	H28.4.2	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	ワンダーワールド口入園券売機(10号)修理	24,600	3
38	38	H28.4.27	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	ワンダーワールド口入園券売機(9号機)外修理	36,000	3
39	39	H28.5.30	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	光と風の広場外自動券売機修繕	55,800	3
40	40	H28.7.20	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	西口入園券売機(3号機)外修理	72,000	3
41	41	H28.8.18	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	西口入園券売機(2号機)部品交換	64,000	3
42	42	H28.8.27	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	汚水ポンプ室P1-6ドア錠修繕	60,000	3
43	43	H28.9.27	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	ドッグラン券売機修理	37,000	3
44	44	H28.10.1	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	ワンダーワールド口外券売機修理	31,800	3
45	45	H28.10.21	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	西口券売機(2,3号機)修繕	39,600	3
46	46	H28.11.5	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	光と風の広場汚水ポンプ室ドア錠修繕	65,000	3
47	47	H28.12.6	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	ドッグラン券売機修繕	34,000	3
48	48	H29.1.2	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	ワンダーワールド口入園券売機(9号機)修理	24,000	3
49	49	H29.1.5	28	建物維持修繕	建物維持その他修繕	中央受電所排気口網外修繕	47,000	3
50	50	H28.4.10	28	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	空調設備保守点検	565,000	1
51	51	H28.4.6	28	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	森の家空調機修繕	540,000	1
52	52	H28.7.9	28	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	光と風の広場(事務室・休憩室)空調機修繕	114,600	2
53	53	H28.7.14	28	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	子供の広場管理棟外エアコン修繕	85,000	3
54	54	H28.7.20	28	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	ドッグラン管理棟エアコン取替	105,300	2
55	55	H28.8.10	28	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	動物の森レストハウス空調機ドレン漏水修繕	14,000	3
							6,360,413	

【平成28年度 工作物管理】

番号	連番	契約日	年度	工種	細別	件名	金額：円（税抜）	規模
1	1	H28.4.20	28	工作物管理工	園路広場修繕	雨水調整池掘削工事	148,350	2
2	2	H28.5.17	28	工作物管理工	園路広場修繕	海の家散策路舗装修繕	921,296	1
3	3	H28.5.18	28	工作物管理工	園路広場修繕	光と風の広場 湧水排水素掘り工事	199,200	2
4	4	H29.5.18	28	工作物管理工	園路広場修繕	スカイドルフィン横ゴムチップ舗装修繕	354,000	2
5	5	H28.5.21	28	工作物管理工	園路広場修繕	カピバラエア雨水樹設置工事	270,652	2
6	6	H28.6.13	28	工作物管理工	園路広場修繕	動物の森西側園路外路面補修工事	453,704	2
7	7	H28.6.15	28	工作物管理工	園路広場修繕	子供の砦床ガラスブロック修繕	64,000	3
8	8	H28.6.19	28	工作物管理工	園路広場修繕	子供の砦床排水改修工事	280,000	2
9	9	H28.6.23	28	工作物管理工	園路広場修繕	ワンダーワールド口付近園路ガードパイプ修繕	7,800	3
10	10	H28.6.27	28	工作物管理工	園路広場修繕	水辺のトリム整地	161,460	2
11	11	H28.7.22	28	工作物管理工	園路広場修繕	海の中道駅～ルイガンズ歩道縁石切削	462,000	1
12	12	H28.8.17	28	工作物管理工	園路広場修繕	海の松原海岸アクセス路側溝蓋交換作業	23,100	3
13	13	H28.9.20	28	工作物管理工	園路広場修繕	光と風の広場ゲート前レンガ修繕	200,000	2
14	14	H28.10.1	28	工作物管理工	園路広場修繕	共生の森トイレ付近雨水枘修繕	70,000	3
15	15	H28.10.12	28	工作物管理工	園路広場修繕	マリナーインターロッキング不陸補修作業	182,000	2
16	16	H28.10.19	28	工作物管理工	園路広場修繕	園内ロープ柵修繕作業	149,600	2
17	17	H28.10.25	28	工作物管理工	園路広場修繕	幹線園路舗装修繕	800,000	1
18	18	H28.10.26	28	工作物管理工	園路広場修繕	彩の池ロープ柵設置作業	110,900	2
19	19	H28.11.25	28	工作物管理工	園路広場修繕	サイクリング道外舗装修繕	500,000	1
20	20	H28.12.1	28	工作物管理工	園路広場修繕	ガードマンロカーブミラー設置外	500,000	1
21	21	H29.1.27	28	工作物管理工	園路広場修繕	砂利舗装増設工事	389,000	2
22	22	H29.2.1	28	工作物管理工	園路広場修繕	フラワーピクニック2017誘導看板外設置	463,000	2
23	23	H28.4.1	28	工作物管理工	遊具維持修繕	水辺のトリムぶらぶらタイヤ渡り修繕	61,000	3
24	24	H28.4.1	28	工作物管理工	遊具維持修繕	スカイドルフィンローラー及びゆらりんネット修繕	333,375	2
25	25	H28.4.2	28	工作物管理工	遊具維持修繕	ロープ吊り橋ロープ張替工事	599,000	1
26	26	H28.6.8	28	工作物管理工	遊具維持修繕	遊具砂場土留め及び砂補充作業	146,400	2
27	27	H28.7.9	28	工作物管理工	遊具維持修繕	子供の広場遊具(丸木越え)修繕	107,000	2
28	28	H28.7.23	28	工作物管理工	遊具維持修繕	園内遊具施設修繕	163,000	2
29	29	H28.8.17	28	工作物管理工	遊具維持修繕	子供砦ローラー滑り台サイン修繕	56,900	3
30	30	H28.9.1	28	工作物管理工	遊具維持修繕	ザイルクライム砂場耕耘	49,000	3
31	31	H28.10.8	28	工作物管理工	遊具維持修繕	複合遊具A修繕	198,000	2
32	32	H29.10.10	28	工作物管理工	遊具維持修繕	園内遊具施設修繕(その2)	277,000	2
33	33	H29.10.16	28	工作物管理工	遊具維持修繕	コンパン遊具修繕	463,000	2
34	34	H29.11.5	28	工作物管理工	遊具維持修繕	水辺のトリム遊具(ワンカロープウェイ)修繕	93,000	3
35	35	H28.12.5	28	工作物管理工	遊具維持修繕	遊具定期点検	1,476,686	2
36	36	H28.12.5	28	工作物管理工	遊具維持修繕	ふわんボリン小手摺保護材取付	40,700	3
37	37	H29.1.15	28	工作物管理工	遊具維持修繕	ふわんボリン空気圧計修繕	68,000	3
38	38	H29.1.29	28	工作物管理工	遊具維持修繕	子供の砦伝声管補修外作業	271,250	2
39	39	H29.2.6	28	工作物管理工	遊具維持修繕	イカダ橋フロート交換	555,600	1
40	40	H29.2.8	28	工作物管理工	遊具維持修繕	子供の砦ローラー滑り台ローラー交換	84,000	3
41	41	H29.2.15	28	工作物管理工	遊具維持修繕	コンパンコンビネーション外壁修繕	73,000	3
42	42	H28.4.2	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	仮設休憩用テントレンタル	226,000	2
43	43	H28.4.6	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	B地区外工作物点検(4月)	55,500	3
44	44	H28.4.9	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	パークトレインバス停シェルター撤去・解体作業	103,800	2
45	45	H28.4.13	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	ディスクゴルフポスト支柱交換作業	46,250	3
46	46	H28.4.20	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	動物の森 雨水樹切込工事	214,600	2
47	47	H28.5.8	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	ばらまつり2016看板設置	105,000	2
48	48	H28.5.18	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	サイクリングコース野鳥の池横集水樹設置	153,600	2
49	49	H28.5.21	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	光と風の広場ターボリン幕サイン更新	87,100	3
50	50	H28.6.3	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	夏休み期間大型テントレンタル	858,480	1
51	51	H28.6.19	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	園内消火栓設備点検作業	162,000	2
52	52	H28.7.12	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	B地区外工作物点検(7月)	55,500	3
53	53	H28.7.6	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	西口ゲートテント製作設置	520,000	1
54	54	H28.7.9	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	ドックランベンチテント修繕	103,500	2
55	55	H28.7.9	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	自転車進入禁止サイン製作	162,000	2
56	56	H28.7.9	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	カモ池展望デッキ破損テントシート撤去外	50,600	3
57	57	H28.7.22	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	大型テント移設	88,000	3
58	58	H28.7.25	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	水辺のトリム縁台外修繕	286,000	2
59	59	H28.8.5	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	冒険の池前ボール時計修繕	170,000	2
60	60	H28.8.25	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	うみなかはなまつり看板設置	228,000	2
61	61	H28.10.1	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	仮設休憩用テントレンタル	258,400	2
62	62	H28.10.1	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	B地区外工作物点検(10月)	55,500	3
63	63	H28.10.12	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	海中駅口バス停前横断幕製作設置	40,000	3
64	64	H28.10.12	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	西駐車場誘導サイン修繕	246,000	2

番号	連番	契約日	年度	工種	細別	件名	金額：円(税抜)	規模
65	65	H28.10.15	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	海の中道駅口ゲート前外喫煙所フェンス修繕	274,400	2
66	66	H28.10.16	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	バラ園鉄ピンサイン製作	50,000	3
67	67	H28.10.19	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	駐車場誘導看板他製作設置	186,500	2
68	68	H28.11.1	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	セアコケグモ調査・駆除作業	55,500	3
69	69	H29.11.15	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	動物の森治療室外ガスコンロ交換	29,600	3
70	70	H28.11.20	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	キャンドルナイト会場設営撤去	270,150	2
71	71	H28.11.20	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	キャンドルナイト電飾模型製作および設置撤去	234,750	2
72	72	H28.11.30	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	高所作業車クローラ式レンタル	96,300	3
73	73	H28.12.1	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	ピクニックテーブル試作品製作	110,000	2
74	74	H28.12.10	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	キャンドルナイト電気配線・電飾設置撤去	396,000	2
75	75	H28.12.20	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	キャンドルナイト電飾撤去用高所作業車レンタル	40,000	3
76	76	H29.1.15	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	海の中道駅口外顔出しパネル木枠修繕	58,500	3
77	77	H29.1.15	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	ワンロ入口案内板塗装	204,750	2
78	78	H29.1.19	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	パラソル型テント補修	385,500	2
79	79	H29.2.2	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	旗ポール移設工事	217,000	2
80	80	H29.2.24	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	冒険の池清掃用分水溝設置	351,000	2
81	81	H29.2.26	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	ワンダーワールド口誘導看板製作設置	270,000	2
82	82	H29.3.1	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	テニスコート前標識外修繕	300,000	2
83	83	H29.3.10	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	花時計針機構修繕	146,500	2
84	84	H29.3.12	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	西口誘導看板製作設置	223,000	2
85	85	H29.3.15	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	園内各所掲示板修繕	112,000	2
86	86	H28.7.8	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	温室漏電ブレーカー交換	30,800	3
87	87	H28.7.13	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	棧橋レストハウス 蛍光管LED取替工事	120,000	2
88	88	H28.8.3	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	棧橋レストハウス 蛍光管LED取替工事(2)	268,000	2
89	89	H28.8.15	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	動物の森事務所洗濯機修繕	30,460	3
90	90	H28.8.8	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	タイマー交換作業	81,000	3
91	91	H28.9.9	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	光と風の広場 浮橋仮設照明設置	80,000	3
92	92	H28.9.10	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	ワンダーワールド口外灯盤鍵交換	7,000	3
93	93	H28.11.16	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	海中駅口蛍光灯LED取替工事	120,000	2
94	94	H28.11.23	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	管理センター周り外灯修繕	130,000	2
95	95	H28.12.1	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	デイキャンプ場マンホール修繕	92,000	3
96	96	H28.12.10	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	キャンドルナイト灯光器レンタル	147,800	2
97	97	H29.1.8	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	光と風の広場外灯改修工事	255,000	2
98	98	H29.1.8	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	光と風の広場電気設備補修工事	240,000	2
99	99	H28.5.18	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	ワンダーワールド水飲み外水道設備修繕	85,000	3
100	100	H28.6.6	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	子供の広場水栓外修繕	85,000	3
101	101	H28.6.8	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	量水器用ケーブル防水コネクタ設置	110,000	2
102	102	H28.7.6	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	ワンダーワールドドミスト設置撤去作業	111,500	2
103	103	H28.8.10	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	ワンダーワールドドミスト発生機ストレーナー漏水修	47,000	3
104	104	H28.8.15	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	大芝生広場便所横上水管外修繕	145,000	2
105	105	H28.9.1	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森 洗濯機用水栓取替	12,000	3
106	106	H28.9.1	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	リゾートエリア漏水調査	204,372	2
107	107	H28.9.9	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	リゾートエリアテニスコート前漏水修繕	174,684	2
108	108	H28.9.11	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	リゾート・光風 水道メーター隔測表示器取付	172,080	2
109	109	H29.1.10	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森ロータック及びシャワー修繕	21,000	3
110	110	H29.1.21	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森ポニー舎立水栓修繕	32,000	3
111	111	H29.1.20	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	西駐車場埋設給水管漏水修繕	67,000	3
112	112	H29.2.1	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森埋設給水管漏水調査・修繕	95,000	3
113	113	H29.2.6	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森レストハウス浄水器フィルター交換	22,000	3
114	114	H28.4.9	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	冒険の池井戸ポンプ給水ユニット修繕	170,000	2
115	115	H28.4.20	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(開始前)	68,000	3
116	116	H28.5.11	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(5月)	24,000	3
117	117	H28.5.18	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	フラワーミュージアム循環ポンプNo1更新	185,000	2
118	118	H28.6.8	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	冒険の池循環ポンプ制御盤修繕	73,400	3
119	119	H28.6.18	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(6月)	24,000	3
120	120	H28.6.26	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	彩の池朝顔噴水点検清掃	67,000	3
121	121	H28.7.7	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(7月)	24,000	3
122	122	H28.8.10	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	光と風の広場外ポンプ制御盤鍵交換	14,000	3
123	123	H28.8.20	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(8月)	24,000	3
124	124	H28.9.20	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	遊べる噴水水質分析測定(9月)	18,000	3
125	125	H28.10.1	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	遊べる噴水水質再分析測定(9月)	9,000	3
126	126	H28.10.20	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	遊べる噴水水質分析測定(10月)	18,000	3
127	127	H28.12.15	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	彩の池横散水栓外修繕	72,000	3
128	128	H29.1.18	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	渡船場排水ポンプ更新	220,000	2
129	129	H29.1.26	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	遊べる噴水制御盤タッチパネル修繕	673,000	1

番号	連番	契約日	年度	工種	細別	件名	金額：円（税抜）	規模
130	130	H29.2.1	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	動物の森西埋設中水管修繕	174,700	2
131	131	H29.2.21	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	遊べる噴水 御影石取替	58,000	3
132	132	H28.7.8	28	設備維持修繕	放送設備維持修繕	西サイクリングセンター園内放送設備修繕	38,000	3
133	133	H28.10.10	28	設備維持修繕	放送設備維持修繕	園内放送設備点検	310,000	2
134	134	H29.3.10	28	設備維持修繕	放送設備維持修繕	園内放送設備点検(2)	55,000	3
135	135	H28.4.6	28	設備維持修繕	電話設備維持修繕	管理センター内線電話移設外工事	25,000	3
136	136	H28.4.13	28	設備維持修繕	電話設備維持修繕	内線電話機設定変更及び障害修理	16,000	3
137	137	H29.11.17	28	設備維持修繕	電話設備維持修繕	園内非常電話設備及び身障者トイレ警報設備点検	150,000	2
138	138	H28.4.20	28	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	汚水ポンプ室脱臭装置活性炭入れ替え作業	388,000	2
139	139	H28.5.10	28	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	平成28年度汚水ポンプ設備保守点検	770,000	1
140	140	H28.5.29	28	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	子供の広場系統埋設污水管詰り修繕	420,000	2
141	141	H28.6.10	28	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	おもちゃ箱花壇付近污水樹嵩上げ工事	510,000	1
142	142	H28.10.25	28	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	動物の森西埋設管詰り修繕	68,500	3
143	143	H29.3.12	28	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	冒険の池付近污水管詰り除去	67,000	3
							27,832,549	

【平成29年度 建物管理】

番号	連番	契約日	年度	工種	細別	件名	金額：円(税抜)	規模
1	56	H29.4.1	29	建物維持修繕	管理棟修繕	動物の森調理室プレハブ冷蔵庫保守点検	35,000	3
2	57	H29.4.3	29	建物維持修繕	管理棟修繕	平成29年度自動庫保守点検(管理棟修繕)	58,000	3
3	58	H29.4.5	29	建物維持修繕	管理棟修繕	動物の森調理室プレハブ庫冷蔵庫修繕	12,500	3
4	59	H29.5.1	29	建物維持修繕	管理棟修繕	動物の森ポニー舎硝子窓外修繕	41,600	3
5	60	H29.6.10	29	建物維持修繕	管理棟修繕	森の家網戸設置外修繕	117,500	2
6	61	H29.7.11	29	建物維持修繕	管理棟修繕	子供の広場管理棟屋内壁塗装	15,000	3
7	62	H29.7.1	29	建物維持修繕	管理棟修繕	動物の森治療室換気扇設置	33,500	3
8	63	H29.7.11	29	建物維持修繕	管理棟修繕	インフォメーション授乳室建具錠取付外修繕	87,000	3
9	64	H29.7.26	29	建物維持修繕	管理棟修繕	里の家引戸鍵取替外鋼製建具修繕	66,000	3
10	65	H29.9.8	29	建物維持修繕	管理棟修繕	子供の広場管理棟床タイル外修繕	600,000	1
11	66	H29.12.10	29	建物維持修繕	管理棟修繕	汚水ポンプ室P1-5外鋼製建具修繕	78,000	3
12	67	H30.1.10	29	建物維持修繕	管理棟修繕	インコ舎スチールドア修繕	15,000	3
13	68	H30.1.20	29	建物維持修繕	管理棟修繕	動物の森照明器具交換外修繕	277,000	2
14	69	H30.3.4	29	建物維持修繕	管理棟修繕	光風管理棟シャッターボタン取替え	20,000	3
15	70	H30.3.10	29	建物維持修繕	管理棟修繕	子供の広場管理棟片引き戸調整	8,000	3
16	71	H29.4.3	29	建物維持修繕	休憩所等修繕	平成29年度自動庫保守点検(休憩所等修繕)	186,500	2
17	72	H29.7.1	29	建物維持修繕	休憩所等修繕	シオヤレストハウス窓修繕	218,000	2
18	73	H29.7.20	29	建物維持修繕	休憩所等修繕	森の家排煙窓修繕	56,000	3
19	74	H29.9.1	29	建物維持修繕	休憩所等修繕	森の家の入口ドア修繕	14,000	3
20	75	H29.10.13	29	建物維持修繕	休憩所等修繕	おもちゃ箱花壇四阿外修繕	124,000	2
21	76	H29.10.20	29	建物維持修繕	休憩所等修繕	森の家工作室網戸設置	63,000	3
22	77	H30.1.10	29	建物維持修繕	休憩所等修繕	大芝生レストハウスRC外壁爆裂部補修	33,000	3
23	78	H30.3.21	29	建物維持修繕	休憩所等修繕	森の家玄関ドア外修繕	20,000	3
24	79	H29.6.3	29	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	ユーティリティ倉庫軒天修繕	78,000	3
25	80	H29.7.15	29	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	動物の森隔離舎給湯器修繕	14,800	3
26	81	H30.1.17	29	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	車庫電動シャッター修繕	120,000	2
27	82	H30.3.5	29	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	温室天窗開閉機修繕	275,000	2
28	83	H30.3.7	29	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	運搬リフトタイヤ交換外作業	269,200	2
29	84	H30.3.7	29	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	D処理場倉庫オーバースライダー修繕	470,000	2
30	85	H29.4.3	29	建物維持修繕	便所修繕	平成29年度自動庫保守点検(便所修繕)	265,000	2
31	86	H29.4.1	29	建物維持修繕	便所修繕	動物の森外便所洗面台修繕	3,000	3
32	87	H29.5.1	29	建物維持修繕	便所修繕	D地区旧焼却炉棟便所給水切替外修繕	73,974	3
33	88	H29.7.27	29	建物維持修繕	便所修繕	デイキャンプ場トイレ手洗い台外修繕	116,000	2
34	89	H29.8.20	29	建物維持修繕	便所修繕	トイレ装飾用造花更新	81,250	3
35	90	H29.9.20	29	建物維持修繕	便所修繕	共生の森トイレ次亜注入配管修繕	67,000	3
36	91	H29.10.1	29	建物維持修繕	便所修繕	海の中道駅口外便所水栓修繕	56,000	3
37	92	H29.10.3	29	建物維持修繕	便所修繕	光と風の広場および森の家便所修繕	131,000	2
38	93	H29.10.15	29	建物維持修繕	便所修繕	動物の森トイレ警報装置修繕	37,000	3
39	94	H29.10.25	29	建物維持修繕	便所修繕	ドッグラン身障者用便所ドア修繕	18,000	2
40	95	H29.12.15	29	建物維持修繕	便所修繕	ワンワールド仮設トイレイルミネーション製作設置	115,000	2
41	96	H30.2.7	29	建物維持修繕	便所修繕	便器便座取替え	80,000	3
42	97	H29.4.17	29	建物維持修繕	建物維持その他修繕	光と風の広場外入園券売機修繕	48,000	3
43	98	H29.4.30	29	建物維持修繕	建物維持その他修繕	西口入園券売機(2号機、3号機)修繕	59,000	3
44	99	H29.5.11	29	建物維持修繕	建物維持その他修繕	海の中道駅口入園券売機(8号機)修繕	24,000	3
45	100	H29.7.3	29	建物維持修繕	建物維持その他修繕	西口入園券売機(4号機)外修繕	63,000	3
46	101	H29.9.1	29	建物維持修繕	建物維持その他修繕	光と風の広場入園券売機(11号機)外修繕	72,000	3
47	102	H29.10.1	29	建物維持修繕	建物維持その他修繕	西口入園券売機(4号機)外修繕(2)	89,000	3
48	103	H29.12.4	29	建物維持修繕	建物維持その他修繕	西口入園券売機(2号機)修繕	24,000	3
49	104	H29.4.25	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	空調設備保守点検	565,000	1
50	105	H29.6.1	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	大芝生レストハウス外空調機修繕	148,000	2
51	106	H29.8.1	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	光と風の広場事務室空調機修繕	36,740	3
52	107	H29.8.27	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	光と風の広場事務室空調機修繕(2)	64,900	3
53	108	H29.10.20	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	ガードマン口空調機修繕	28,800	3
54	109	H30.12.6	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	動物の森外空調機修繕	140,000	2
55	110	H30.1.7	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	カモ池口エアコン交換	81,300	3
56	111	H30.1.10	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	光と風の広場事務所空調修繕および冷媒漏れ検査	170,540	2
57	112	H30.2.28	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	光と風の広場管理棟パッケージエアコン修理	357,440	2
58	113	H29.5.20	29	建物設備維持修繕	消防設備維持修繕	動物の森レストハウス外自動火災報知器警戒区域図作成	2,000	3
59	114	H29.9.1	29	建物設備維持修繕	消防設備維持修繕	くじら山横破損消火ホース格納箱交換	99,750	3
60	115	H29.10.1	29	建物設備維持修繕	消防設備維持修繕	共生の森消火栓漏水修繕	14,000	3
61	116	H30.2.5	29	建物設備維持修繕	消防設備維持修繕	園内屋外消火栓設備点検	172,800	2
							6,709,094	

【平成29年度 工作物管理】

番号	連番	契約日	年度	工種	細別	件名	金額：円（税抜）	規模
1	144	H29.4.20	29	工作物管理工	園路広場修繕	ワン口駐輪場不陸整正外	66,550	3
2	145	H29.4.26	29	工作物管理工	園路広場修繕	園内標識ポール外修繕	580,000	1
3	146	H29.5.11	29	工作物管理工	園路広場修繕	動物の森管理棟前雨水浸透枡修繕	192,912	2
4	147	H29.6.2	29	工作物管理工	園路広場修繕	水辺のトリム渡り通路整地	56,800	3
5	148	H29.6.3	29	工作物管理工	園路広場修繕	カモ池周辺ロープ柵設置・移設作業	163,100	2
6	149	H29.6.18	29	工作物管理工	園路広場修繕	園内歩道不陸ヶ所補修作業	160,000	2
7	150	H29.6.20	29	工作物管理工	園路広場修繕	子供の広場床整地	244,000	2
8	151	H29.8.1	29	工作物管理工	園路広場修繕	いこいの森西駐輪場外舗装修繕	77,000	3
9	152	H29.8.5	29	工作物管理工	園路広場修繕	園内各所不陸整正外作業	120,000	2
10	153	H29.8.12	29	工作物管理工	園路広場修繕	うみなかはなまつり2017看板設置撤去	240,000	2
11	154	H29.9.6	29	工作物管理工	園路広場修繕	シオヤ岬通り交差点舗装修繕	919,476	1
12	155	H29.9.15	29	工作物管理工	園路広場修繕	いこいの森デッキ外修繕	169,550	2
13	156	H29.9.17	29	工作物管理工	園路広場修繕	管理センター前床タイル外補修	78,000	3
14	157	H29.10.15	29	工作物管理工	園路広場修繕	側溝グレーチング設置外諸修繕	200,000	2
15	158	H29.10.25	29	工作物管理工	園路広場修繕	西口スカイシェルター床外修繕	40,000	3
16	159	H29.11.22	29	工作物管理工	園路広場修繕	子供の若木不陸ヶ所補修外作業	48,350	3
17	160	H30.1.10	29	工作物管理工	園路広場修繕	動物の森北門門扉修繕	226,600	2
18	161	H30.2.3	29	工作物管理工	園路広場修繕	動物の森正門およびカンガルー舎門扉修繕	241,600	2
19	162	H30.2.18	29	工作物管理工	園路広場修繕	光と風の広場入り口バリカー修繕	123,220	2
20	163	H30.3.7	29	工作物管理工	園路広場修繕	フラワービクニック2018看板制作設置	452,000	2
21	164	H30.3.9	29	工作物管理工	園路広場修繕	園内タイル補修工事	480,000	2
22	165	H29.4.5	29	工作物管理工	遊具維持修繕	コンパシ自動車修繕	244,000	1
23	166	H29.4.12	29	工作物管理工	遊具維持修繕	じゃぶじゃぶ池シーリング外修繕	363,000	2
24	167	H29.4.15	29	工作物管理工	遊具維持修繕	スカイドルフィンローラー交換外修繕	260,300	2
25	168	H29.4.20	29	工作物管理工	遊具維持修繕	ディスクゴルフボールポストNo.10修繕	86,850	3
26	169	H29.5.1	29	工作物管理工	遊具維持修繕	イカダ橋フロート修繕	80,000	3
27	170	H29.5.3	29	工作物管理工	遊具維持修繕	ディスクゴルフボールポストNo.8修繕	28,350	3
28	171	H29.5.17	29	工作物管理工	遊具維持修繕	水辺のトリム安全領域整地作業	113,000	2
29	172	H29.7.1	29	工作物管理工	遊具維持修繕	園内各所遊具修繕(1)	560,000	1
30	173	H29.7.9	29	工作物管理工	遊具維持修繕	水辺のトリム安全領域整地作業(第2回)	189,000	2
31	174	H29.8.2	29	工作物管理工	遊具維持修繕	コンビネーション外遊具修繕	487,000	2
32	175	H29.8.20	29	工作物管理工	遊具維持修繕	水辺のトリム安全領域整地作業(第3回)	170,600	2
33	176	H29.9.2	29	工作物管理工	遊具維持修繕	園内各所遊具修繕(2)	88,000	3
34	177	H29.9.6	29	工作物管理工	遊具維持修繕	ふわんボリン看板製作・設置	186,700	2
35	178	H29.10.11	29	工作物管理工	遊具維持修繕	園内各所遊具修繕(3)	390,950	2
36	179	H29.10.18	29	工作物管理工	遊具維持修繕	スカイドルフィン修繕	770,000	1
37	180	H29.10.25	29	工作物管理工	遊具維持修繕	子供の若木砂場砂補充および整正	180,000	2
38	181	H29.12.6	29	工作物管理工	遊具維持修繕	遊具定期点検	1,469,026	1
39	182	H30.1.7	29	工作物管理工	遊具維持修繕	スカイドルフィン階段外補修	37,000	3
40	183	H30.1.10	29	工作物管理工	遊具維持修繕	円盤渡り外修繕	489,150	2
41	184	H30.1.17	29	工作物管理工	遊具維持修繕	水辺のトリム玉砂利すき取り工事	700,000	1
42	185	H30.2.21	29	工作物管理工	遊具維持修繕	じゃぶじゃぶ池足洗い場床外補修	227,000	2
43	186	H30.3.5	29	工作物管理工	遊具維持修繕	水辺のトリム「イカダ橋」フロート更新	773,600	1
44	187	H29.4.2	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	B地区外工作物点検(4月)	55,500	3
45	188	H29.4.5	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	仮設休憩用テントレンタル	226,000	2
46	189	H29.5.24	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	ベンチ座面補修外作業	207,500	2
47	190	H29.6.2	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	光と風の広場車両検知器支柱外修繕	157,500	2
48	191	H29.6.28	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	夏休み期間大型テントレンタル	858,480	1
49	192	H29.7.9	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	ドッグラン単管日除け設置作業	147,500	2
50	193	H29.7.12	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	パラソル型テント補修	390,000	2
51	194	H29.7.15	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	大芝生広場サッカーゴールポスト運搬	31,200	3
52	195	H29.8.1	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	子供の大広場単管日除け設置作業	113,000	2
53	196	H29.8.5	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	大型テント台風対策及び作業員待機費	189,000	2
54	197	H29.8.22	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	B地区外工作物点検(8月)	55,500	3
55	198	H29.9.1	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	パラソル型テント補修(2)	261,500	2
56	199	H29.9.27	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	うみなかはなまつり大型テントレンタル	258,400	2
57	200	H29.10.18	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	スカイドルフィン横フラワーボックス修繕	290,000	2
58	201	H29.10.18	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	バラ園シェルター補強および床下土台調査	125,000	2
59	202	H29.11.1	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	B地区外工作物点検(11月)	55,500	3
60	203	H29.11.8	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	キャンドルナイト展示物LED等照明取付及び設置撤去作業	273,000	2
61	204	H29.11.15	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	ステンレスパイプ外購入	6,920	3
62	205	H29.12.14	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	キャンドルナイト避雷針イルミネーション設置撤去作業	167,400	2

番号	連番	契約日	年度	工種	細別	件名	金額：円（税抜）	規模
63	206	H29.12.15	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	3tユニックレンタル	38,000	3
64	207	H29.12.15	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	キャンドルナイト準備作業用高所作業車レンタル	67,800	3
65	208	H29.12.24	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	高所作業車レンタル	26,400	3
66	209	H30.1.10	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	バラ園シェルター床板・床下補修	64,500	3
67	210	H30.1.24	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	D地区ユーティリティ施設整理外作業	214,200	2
68	211	H30.2.5	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	B地区外工作物点検(2月)	55,500	3
69	212	H30.3.5	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	マリン売店横ベンチテーブル補修および塗装	38,400	3
70	213	H30.3.10	29	工作物管理工	工作物維持その他修繕	じゃぶじゃぶ池床舗装修繕	102,400	2
71	214	H29.5.6	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	ふわんボリン監視カメラ用PC修繕	35,000	3
72	215	H29.5.17	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	森の家キッズコーナー監視カメラ設備設置	175,000	2
73	216	H29.5.24	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	シオライトレナ感センサ取替	50,000	3
74	217	H29.5.25	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	売電用電気メーター外計器更新	750,000	1
75	218	H29.7.5	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	動物の森受電所換気扇外交換	244,000	2
76	219	H29.7.5	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	森の家呼出装置設置および監視モニター増設	90,000	3
77	220	H29.7.6	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	動物の森飼育員詰所洗濯機修繕	16,190	3
78	221	H29.9.1	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	動物の森飼育員詰所洗濯機修繕	15,580	3
79	222	H29.9.19	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	光と風の広場入口交差点信号機球替工事	50,668	3
80	223	H29.10.1	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	監視モニター用PC修繕	28,000	3
81	224	H29.10.1	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	動物の森洗濯機修繕	15,580	3
82	225	H29.12.10	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	キャンドルナイト灯光器レンタル	187,100	2
83	226	H29.12.14	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	イルミネーション設置及び撤去作業	275,000	2
84	227	H30.1.28	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	動物の森管理棟洗濯機修繕	8,900	3
85	228	H30.2.5	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	動物の森洗濯機修繕(2)	15,160	3
86	229	H29.4.2	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	バラ園系統バルブ交換外工事	104,544	2
87	230	H29.7.9	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	ワンダーワールドミスト設置撤去作業	124,000	2
88	231	H29.7.20	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	温室井戸ポンプ修繕	25,800	3
89	232	H29.8.20	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森外散水栓修繕	9,600	3
90	233	H29.8.30	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森漏水調査用バルブ設置	266,616	2
91	234	H29.9.6	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森漏水調査用バルブ設置	173,364	2
92	235	H29.9.20	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森漏水修繕(一部配管替え)	277,152	2
93	236	H29.10.1	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森上水道バルブハンドル交換外修繕	10,800	3
94	237	H29.10.6	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	ふれあい舎横水栓外修繕	123,500	2
95	238	H29.12.14	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	テニスコート水道管漏水修繕補佐	5,000	3
96	239	H29.12.21	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	大芝生広場トイレ横水飲み場行き給水管漏水修繕	24,000	3
97	240	H30.1.7	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	ルイガンズ駐車場横水道管漏水修繕補佐	10,000	3
98	241	H30.1.10	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森レストハウス浄水器フィルター交換	22,000	3
99	242	H30.2.7	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	動物の森・大芝生C漏水修繕	79,000	3
100	243	H30.3.8	29	設備維持修繕	水道設備維持修繕	ワンダーワールド水道設備修繕	41,000	3
101	244	H29.4.12	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	バラ園中水管試掘調査・砂濾し器撤去	94,512	3
102	245	H29.4.15	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(開始前)	68,000	3
103	246	H29.4.19	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	冒険の池散水ポンプ制御装置修繕工事	277,400	2
104	247	H29.5.20	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(5月)	24,000	3
105	248	H29.6.1	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池薬注設備及び操作盤修繕	185,000	2
106	249	H29.6.2	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	彩の池噴水ポンプ(No1)取替工事	705,000	1
107	250	H29.6.10	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(6月)	24,000	3
108	251	H29.7.20	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(7月)	24,000	3
109	252	H29.8.2	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	フラワームュージウム水中ポンプ更新	90,000	3
110	253	H29.8.9	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	フラワームュージウム池ごみ取り器設置	151,000	2
111	254	H29.8.10	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(8月)	24,000	3
112	255	H29.8.12	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	彩の池噴水ポンプ清掃	90,000	3
113	256	H29.9.1	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(9月)	24,000	3
114	257	H29.9.13	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	ワクワク池井戸水質検査	23,000	3
115	258	H29.9.20	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	動物の森滝ポンプ交換	490,000	2
116	259	H29.10.1	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	遊べる噴水水質分析測定(10月)	18,000	3
117	260	H29.10.1	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	大芝生井水管外修繕	276,000	2
118	261	H29.10.11	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	ワクワク池およびフラミンゴ舎井戸ポンプ移設外	190,800	2
119	262	H30.1.7	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	井戸ポンプ散水栓漏水修繕	49,000	3
120	263	H30.2.24	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池循環ポンプNo1取替え作業	815,000	1
121	264	H29.6.21	29	設備維持修繕	放送設備維持修繕	大芝生広場スピーカー調査修繕	92,000	3
122	265	H29.6.28	29	設備維持修繕	放送設備維持修繕	大芝生広場スピーカーケーブル外修繕	95,000	3
123	266	H30.1.7	29	設備維持修繕	放送設備維持修繕	シーサイドヒルソヤ外スピーカー調査・修繕	150,000	2
124	267	H30.2.14	29	設備維持修繕	放送設備維持修繕	シーサイドヒルソヤ放送アンプ改修工事	35,000	3
125	268	H30.3.4	29	設備維持修繕	放送設備維持修繕	園内放送設備点検	450,000	2
126	269	H29.5.20	29	設備維持修繕	電話設備維持修繕	西サイクリングセンター内線電話機交換	19,000	3

番号	連番	契約日	年度	工種	細別	件名	金額：円（税抜）	規模
127	270	H29.7.15	29	設備維持修繕	電話設備維持修繕	動物の森電話機取替・FAX回線接続	78,000	3
128	271	H29.7.19	29	設備維持修繕	電話設備維持修繕	動物の森電気室～管理棟間 通信ケーブル張替	550,000	1
129	272	H30.1.26	29	設備維持修繕	電話設備維持修繕	園内非常電話設備点検	100,000	2
130	273	H30.3.14	29	設備維持修繕	電話設備維持修繕	非常電話設備等修繕	116,000	2
131	274	H30.3.16	29	設備維持修繕	電話設備維持修繕	電話交換機修繕	27,000	3
132	275	H29.4.5	29	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	汚水ポンプP1-6脱臭塔ファン修繕	239,000	2
133	276	H29.4.13	29	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	平成29年度汚水ポンプ設備保守点検	770,000	1
134	277	H29.8.16	29	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	汚水ポンプP1-5No2引き上げ点検	230,000	2
135	278	H29.10.3	29	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	海の中道駅口裏汚水管詰り除去	65,000	3
136	279	H30.2.7	29	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	クモザル池排水管洗管	25,000	3
							27,185,050	

【平成30年度 建物管理】

番号	連番	契約日	年度	工種	細別	件名	金額・円(税抜)	規模
1	116	H30.4.4	30	建物維持修繕	管理棟等修繕	動物の森調理室プレハブ冷蔵庫保守点検	31,500	3
2	117	H30.4.4	30	建物維持修繕	管理棟等修繕	平成30年度自動扉保守点検	497,000	2
3	118	H30.4.24	30	建物維持修繕	管理棟等修繕	子供の広場管理棟ドア修繕	85,000	3
4	119	H30.5.2	30	建物維持修繕	管理棟等修繕	光と風の広場シャッタースポット点検	80,000	3
5	120	H30.6.7	30	建物維持修繕	管理棟等修繕	水辺のレストハウス管理室スチールドア調整その他工事	220,000	2
6	121	H30.7.14	30	建物維持修繕	管理棟等修繕	海中駅日除け・のれん設置工事	250,200	2
7	122	H30.7.29	30	建物維持修繕	管理棟等修繕	森の家雨漏り修繕	64,000	3
8	123	H30.6.20	30	建物維持修繕	休憩所等修繕	大芝生レストハウス一部床材張替え工事	144,000	2
9	124	H30.7.14	30	建物維持修繕	休憩所等修繕	子供の広場管理棟扉修繕	15,000	3
10	125	H30.4.4	30	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	D処理場倉庫オーバースライダー修繕	470,000	2
11	126	H30.4.30	30	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	キャスト外購入	10,710	3
12	127	H30.6.20	30	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	西サイクアクリドーム周りコーキング補修	49,000	3
13	128	H30.4.4	30	建物維持修繕	便所修繕	穴あきゴムマット外購入	3,284	3
14	129	H30.4.8	30	建物維持修繕	便所修繕	光と風の広場便所修繕	30,000	3
15	130	H30.7.21	30	建物維持修繕	便所修繕	光と風の広場管理棟便所漏水修理	60,000	3
16	131	H30.5.11	30	建物維持修繕	建物維持その他修繕	トリカルネット外購入	16,238	3
17	132	H30.5.9	30	建物維持修繕	建物維持その他修繕	海の中道駅口入園券売機修繕	24,000	3
18	133	H30.6.11	30	建物維持修繕	建物維持その他修繕	光と風の広場入園券売機修繕	24,000	3
19	134	H30.6.13	30	建物維持修繕	建物維持その他修繕	カモ池口入園券売機修繕	41,000	3
20	135	H30.7.11	30	建物維持修繕	建物維持その他修繕	西口入園券売機修繕	24,000	3
21	136	H30.4.4	30	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	空調設備保守点検	565,000	1
22	137	H30.7.3	30	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	海中駅空調機修繕	140,000	2
							2,843,932	

【平成30年度 工作物管理】

番号	連番	契約日	年度	工種	細別	件名	金額：円（税抜）	規模
1	280	H30.4.6	30	工作物管理工	園路広場修繕	光と風の広場雨水管敷設工事	489,264	2
2	281	H30.4.4	30	工作物管理工	遊具維持修繕	園内遊具修繕(1)	277,000	2
3	282	H30.5.30	30	工作物管理工	遊具維持修繕	コンパン遊具修繕	500,000	1
4	283	H30.6.6	30	工作物管理工	遊具維持修繕	水辺のトリム遊具修繕	550,000	1
5	284	H30.6.13	30	工作物管理工	遊具維持修繕	サークルパー外遊具修繕	123,000	2
6	285	H30.6.20	30	工作物管理工	遊具維持修繕	コンパソビネーション遊具滑り台更新	227,000	2
7	286	H30.6.27	30	工作物管理工	遊具維持修繕	ローラー滑り台ローラー交換	55,000	3
8	287	H30.4.5	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	仮設休憩用テントレンタル	241,000	2
9	288	H30.4.13	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	パークエリア・B・D地区・リゾートエリア工作物等	55,500	3
10	289	H30.4.13	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	西口管理棟通用門扉修繕	21,000	3
11	290	H30.4.16	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	単管日除け天幕設置作業	79,200	3
12	291	H30.5.6	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	カモ池侵入防止柵一部撤去及び設置作業	48,600	3
13	292	H30.5.18	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	D処理場砂利敷き均し作業	85,000	3
14	293	H30.5.30	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	施設設備現場技術補助業務(6月)	148,500	2
15	294	H30.6.6	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	冒険の池排水ドレン管詰り清掃	42,000	3
16	295	H30.6.6	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	光と風の広場外構フェンス修繕	53,750	3
17	296	H30.6.9	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	夏休み期間大型テントレンタル	918,810	1
18	297	H30.6.11	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	D処理場砕石敷き均し重機転圧作業	150,000	2
19	298	H30.6.27	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	施設設備現場技術補助業務(7月)	16,200	3
20	299	H30.7.1	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	管理センター駐車場排水管詰り清掃	27,000	3
21	300	H30.7.11	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	動物の森正門門扉補修	75,600	3
22	301	H30.7.25	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	大型テント台風12号対策設置・撤去	176,000	2
23	302	H30.7.29	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	ワンダーワールドシェルター日除け設置	169,440	2
24	303	H30.7.29	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	施設設備現場技術補助業務(8月)	162,000	2
26	305	H30.4.12	30	設備維持修繕	電気設備維持修繕	污水ポンプP2-1制御用バッテリー交換	55,000	3
27	306	H30.4.18	30	設備維持修繕	電気設備維持修繕	水銀灯交換及び警報回線切替作業	35,000	3
28	307	H30.5.9	30	設備維持修繕	電気設備維持修繕	光と風の広場外灯不点調査他修繕作業	75,000	3
29	308	H30.5.23	30	設備維持修繕	電気設備維持修繕	管理事務所外灯照明盤 絶縁不良調査他修繕作	36,000	3
30	309	H30.7.4	30	設備維持修繕	電気設備維持修繕	マリッジ周辺外灯不点調査及び西口足元灯修繕	125,000	2
32	311	H30.6.9	30	設備維持修繕	水道設備維持修繕	ワンダーワールド漏水調査	12,000	3
33	312	H30.6.10	30	設備維持修繕	水道設備維持修繕	ゴーカート付近漏水調査	5,000	3
34	313	H30.6.13	30	設備維持修繕	水道設備維持修繕	ワンダーワールドミスト設置撤去作業	124,000	2
35	314	H30.7.8	30	設備維持修繕	水道設備維持修繕	テニスコート裏上水道漏水修繕	169,000	2
36	315	H30.4.25	30	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(開始前)	68,000	3
37	316	H30.5.17	30	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(5月)	24,000	3
38	317	H30.5.23	30	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	遊べる噴水加圧給水ユニット更新	363,000	2
39	318	H30.6.4	30	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	バラ園 空気抜き弁取付工事	197,520	2
40	319	H30.6.6	30	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	花の丘散水栓設置工事	249,194	2
41	320	H30.6.6	30	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(6月)	24,000	3
42	321	H30.6.20	30	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	バラ園給水管仮設配管工事	914,076	1
43	322	H30.7.11	30	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池外水質分析測定(7月)	24,000	3
44	323	H30.7.16	30	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	彩の池横中水管漏水修繕	160,000	2
45	324	H30.4.4	30	設備維持修繕	放送設備維持修繕	園内スピーカー及び外灯修繕	190,000	2
46	325	H30.4.5	30	設備維持修繕	污水处理設備維持修繕	平成30年度污水ポンプ設備保守点検	770,000	1
47	326	H30.4.8	30	設備維持修繕	污水处理設備維持修繕	污水ポンプP1-6脱臭装置活性炭入替作業	265,000	2
48	327	H30.4.8	30	設備維持修繕	污水处理設備維持修繕	動物の森横汚水管詰り修繕	65,000	3
49	328	H30.4.12	30	設備維持修繕	污水处理設備維持修繕	污水ポンプP1-5No2吐出配管改修	270,000	2
50	329	H30.5.18	30	設備維持修繕	污水处理設備維持修繕	ふれあい舎污水ポンプ制御盤修繕	180,000	2
51	330	H30.5.17	30	設備維持修繕	污水处理設備維持修繕	污水ポンプP1-5脱臭装置活性炭入替作業	265,000	2
52	331	H30.5.23	30	設備維持修繕	污水处理設備維持修繕	污水ポンプP1-1フロートスイッチ交換	136,500	2
53	332	H30.6.6	30	設備維持修繕	污水处理設備維持修繕	污水ポンプP1-1No2ポンプ交換	492,000	2
							9,984,154	

H28 設修繕（建物位置図）

【平成 28 年度 建物管理】

主要修繕及び実施位置図

番号	連番	年度	工種	細別	件名	金額：円（税抜）
5	5	28	建物維持修繕	管理棟修繕	ワンダーワールド口管理棟電動シャッター修繕	266,387
8	8	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	港レストハウス玄関内部排水溝設置工事	632,000
11	11	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	大芝生広場レストハウスドア外修繕	213,000
14	14	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	水辺のレストハウススロープタイル修繕	118,000
15	15	28	建物維持修繕	休憩所等修繕	フラワーミュージアム四阿屋根金属板仕上げ	224,600
20	20	28	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	D地区倉庫ルーファン撤去・笠木設置	204,000
28	28	28	建物維持修繕	便所修繕	大芝生広場トイレ外床タイル滑り止め塗装	187,000
51	51	28	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	森の家空調機修繕	540,000
52	52	28	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	光と風の広場【事務室・休憩室】空調機修繕	114,600
54	54	28	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	ドッグラン管理棟エアコン取替	105,300



H28 設修繕（工作物位置図）

【平成 28 年度 工作物管理】

主要修繕及び実施位置図

番号	連番	年度	工種	細別	件名	金額：円 （税抜）
17	17	28	工作物管理工	園路広場修繕	幹線園路舗装修繕	800,000
21	21	28	工作物管理工	園路広場修繕	砂利舗装増設工事	389,000
24	24	28	工作物管理工	遊具維持修繕	スカイトフィンローラー及びゆらりんネット修繕	333,375
25	25	28	工作物管理工	遊具維持修繕	ロープ吊り橋ロープ張替工事	599,000
50	50	28	工作物管理工	工作物維持その他修繕	夏休み期間大型テントレンタル	858,480
97	97	28	設備維持修繕	電気設備維持修繕	光と風の広場外灯改修工事	255,000
104	104	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	大芝生広場便所横上水管外修繕	145,000
107	107	28	設備維持修繕	水道設備維持修繕	リゾートエリアテニスコート前漏水修繕	174,684
129	129	28	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	遊べる噴水制御盤タッチパネル修繕	673,000
138	138	28	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	汚水ポンプ室脱臭装置活性炭入れ替え作業	388,000



H29 施設修繕（建物位置図）

【平成 29 年度 建物管理】

主要修繕及び実施位置図

番号	連番	年度	工種	細別	件名	金額：円 (税抜)
10	65	29	建物維持修繕	管理棟修繕	子供の広場管理棟床タイル外修繕	600,000
17	72	29	建物維持修繕	休憩所等修繕	シオヤレストハウス窓修繕	218,000
20	75	29	建物維持修繕	休憩所等修繕	おもちゃ箱花壇四阿外修繕	124,000
27	82	29	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	温室天窓開閉機修繕	275,000
29	84	29	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	D 処理場倉庫オーバースライダー修繕	470,000
33	88	29	建物維持修繕	便所修繕	デイキャンプ場トイレ手洗い台外修繕	116,000
39	94	29	建物維持修繕	便所修繕	ドッグラン身障者用便所ドア修繕	18,000
50	105	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	大芝生レストハウス外空調機修繕	148,000
54	109	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	動物の森外空調機修繕	140,000
57	112	29	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	光と風の広場管理棟パッケージエアコン修理	357,440

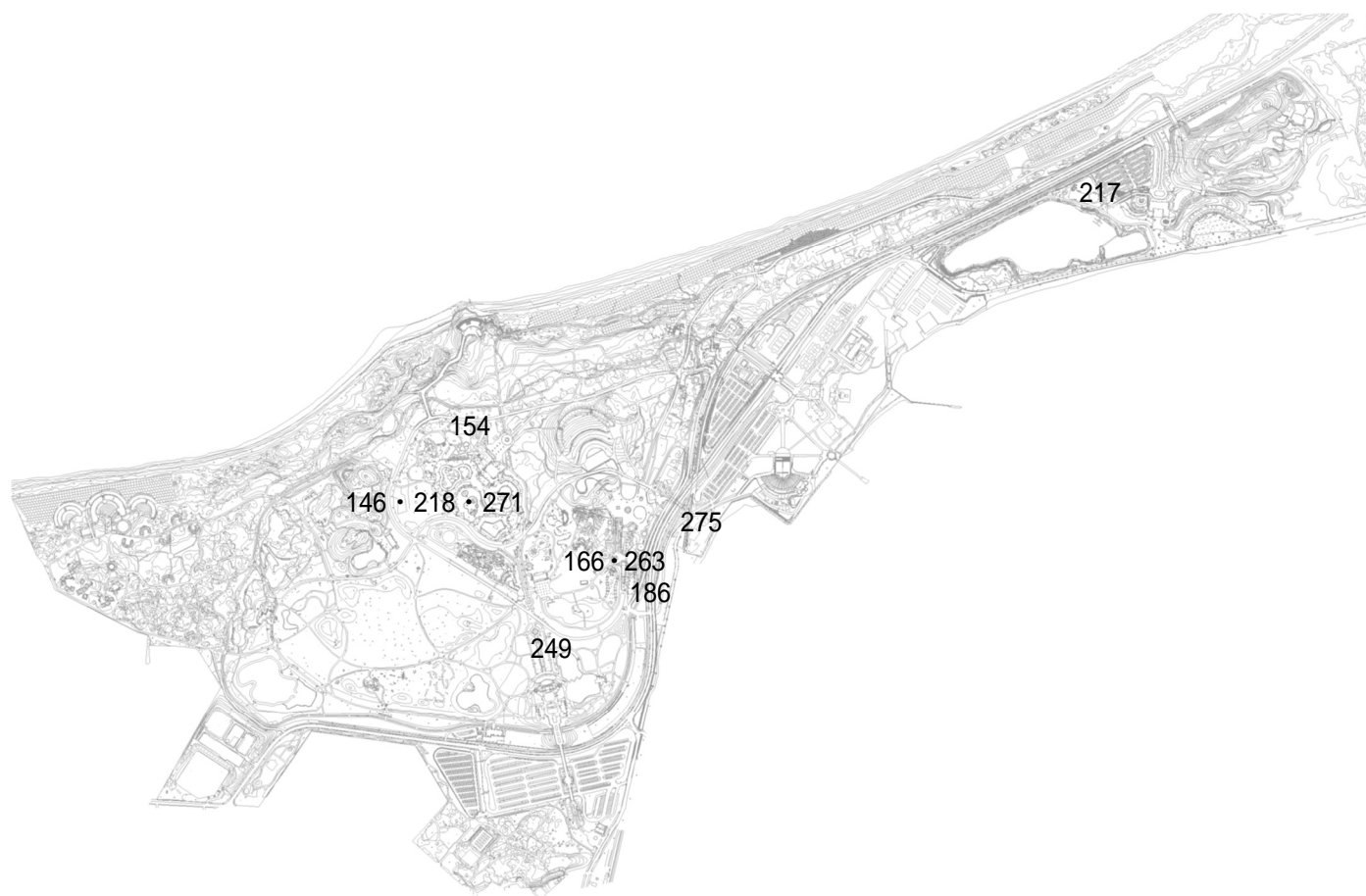


H29 施設修繕（工作物位置図）

【平成 29 年度 工作物管理】

主要修繕及び実施位置図

番号	連番	年度	工種	細別	件名	金額：円 (税抜)
3	146	29	工作物管理工	園路広場修繕	動物の森管理棟前雨水浸透枡修繕	192,912
11	154	29	工作物管理工	園路広場修繕	シオヤ岬通り交差点舗装修繕	919,476
23	166	29	工作物管理工	遊具維持修繕	じゃぶじゃぶ池シーリング外修繕	363,000
43	186	29	工作物管理工	遊具維持修繕	水辺のトリム「イカダ橋」フロート更新	773,600
74	217	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	売電用電気メーター外計器更新	750,000
75	218	29	設備維持修繕	電気設備維持修繕	動物の森受電所換気扇外交換	244,000
106	249	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	彩の池噴水ポンプ(No1)取替工事	705,000
120	263	29	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	じゃぶじゃぶ池循環ポンプ No1 取替え作業	815,000
128	271	29	設備維持修繕	電話設備維持修繕	動物の森電気室～管理棟間 通信ケーブル張替	550,000
132	275	29	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	汚水ポンプ P1-6 脱臭塔ファン修繕	239,000



H30 設修繕（建物位置図）

【平成 30 年度 建物管理】

主要修繕及び実施位置図

番号	連番	年度	工種	細別	件名	金額：円 (税抜)
5	120	30	建物維持修繕	管理棟等修繕	水辺のレストラン管理室スチールドア調整その他工事	220,000
6	121	30	建物維持修繕	管理棟等修繕	海中駅日除け・のれん設置工事	250,200
8	123	30	建物維持修繕	休憩所等修繕	大芝生レストラン一部床材張替え工事	144,000
10	125	30	建物維持修繕	車庫・倉庫等修繕	D 処理場倉庫オーバースライダー修繕	470,000
22	137	30	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	海中駅空調機修繕	140,000



H30 設修繕（工作物位置図）

【平成 30 年度 工作物管理】

主要修繕及び実施位置図

番号	連番	年度	工種	細別	件名	金額：円 (税抜)
1	280	30	工作物管理工	園路広場修繕	光と風の広場雨水管敷設工事	489,264
3	282	30	工作物管理工	遊具維持修繕	コンパン遊具修繕	500,000
4	283	30	工作物管理工	遊具維持修繕	水辺のトリム遊具修繕	550,000
17	296	30	工作物管理工	工作物維持その他修繕	夏休み期間大型テントレンタル	918,810
30	309	30	設備維持修繕	電気設備維持修繕	マリン駐周辺外灯不点調査及び西口足元灯修繕工事	125,000
35	314	30	設備維持修繕	水道設備維持修繕	テニスコート裏上水道漏水修繕	169,000
42	321	30	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	バラ園給水管仮設配管工事	914,076
45	324	30	設備維持修繕	放送設備維持修繕	園内スピーカー及び外灯修繕	190,000
51	330	30	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	汚水ポンプ P1-5 脱臭装置活性炭入替作業	265,000
53	332	30	設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕	汚水ポンプ P1-1No2 ポンプ交換	492,000



廃棄物の取扱

対象物	種別	単位	平成28年度	平成29年度	予定数量
事業系一般 廃棄物	可燃ゴミ	kg	38,108	45,472	
	不燃ゴミ	kg	1,468	2,000	
	混合ゴミ	kg	30,000	70,000	
	金属くず類	kg	8,170	6,820	
	空きビン ガラスくず類	kg	2,880	3,620 75	
	段ボール	kg	3,045	2,265	
	古紙		810	1,620	
	ペットボトル	kg	4,890	6,290	
	空き缶	kg	170	4,690	
合 計		kg	89,541	142,852	

農薬、肥料、土壌改良剤リスト

[平成28年度]

<主な薬剤>

品名	年間使用量	単位
スミチオン乳剤	11,000	ml
スプラサイド乳剤	1,000	ml
トレボン乳剤	5,500	ml
カスケード乳剤	1,250	ml
トップジン水和剤	1,000	g
ジマンダイセン	2,000	g
ダコニール水和剤	9,500	ml
ベンレート水和剤	4,500	g
オーソサイド水和剤	5,000	g
石灰硫黄合剤	162	L
マッチ乳剤	7,750	ml
アファーム乳剤	3,500	ml
トリフミン水和剤	6,000	g
サプロール乳剤	5,500	ml
ダニカット乳剤	3,000	ml
ダニトロンフロアブル	1,250	ml
マラソン乳剤	1,500	ml
グリーンガードネオ	68,310	ml

<主な肥料>

品名	年間使用量	単位
バーディグリーン	80.00	kg
バーディラージ	1,007	kg
ちから3号	300.00	kg
VSあかきん	230	kg
VSTリコ	230	kg
VS34	230	kg
油粕	880	kg
硫酸カリ	130	kg
溶性燐肥	887.5	kg
ハイ苦土リン	240	kg
米ヌカ	60	kg
化成肥料(8-8-8)	100	kg
住友液肥2号	20	L

<主な土壌改良剤>

品名	年間使用量	単位
バーク堆肥	6,000	L
花と野菜の土	10,000	L
培養土	2,000	L
腐葉土	8,000	L
赤玉土	5,600	L
苦土石灰	290.2	kg
ホワイトローム	1000	L
パーミキュライト	3300	L
ピートモス	1070	L
リサイクル堆肥	252.5	m ³

【平成29年度】

<主な薬剤>

品名	年間使用量	単位
スミチオン乳剤	14,500	ml
トレボン乳剤	4,500	ml
カスケード乳剤	500	ml
カルホス乳剤	1,500	ml
マッチ乳剤	2,500	ml
トリフミン水和剤	2,500	g
ユニフォーム粒剤	6,000	g
オルトラン粒剤	21,000	g
ダントツ	750	ml
ベンレート水和剤	2,500	g
アフアーム乳剤	1,500	ml
プレバソン	1,000	ml
サブロール乳剤	6,500	ml
ダコニール水和剤	12,000	ml
ダニカット乳剤	1,500	ml
石灰硫黄合剤	162	L
ラウンドアップマックスロード	1,000	ml
マラソン乳剤	1,500	ml
グリーンガードネオ	70,200	ml

<主な肥料>

品名	年間使用量	単位
バーディラージ	500	kg
ちから3号	1,396	kg
VSあかきん	120	kg
VSTリコ	120	kg
VS34	120	kg
油粕	3460	kg
硫酸カリ	540	kg
溶性燐肥	520	kg
ハイ苦土リン	1200	kg
まるやま3号	436.1	kg
化成肥料(8-8-8)	260	kg
ペレット鶏糞	400	kg
ペレット有機	300	kg
住友液肥2号	40	kg
ハイポネクス	2250	ml
微粉ハイポネックス	5	kg

<主な土壌改良剤>

品名	年間使用量	単位
ネオコール	200	kg
苦土石灰	100	kg
腐葉土	10,000	L
バーミキュライト	1,500	L
パーライト	5,000	L
培養土	13,000	L
赤玉土	7700	L
鹿沼土	320	L
リサイクル堆肥	490.5	m ³

【平成30年度】

<主な薬剤>

品名	年間使用量	単位
ベンレート水和剤	1,500	g
トレボン乳剤	10,000	ml
マッチ乳剤	1,750	ml
サプロール乳剤	4,500	ml
ダコニール水和剤	6,000	ml
アフーム乳剤	1,500	ml

<主な肥料>

品名	年間使用量	単位
パーディーグリーン	80	kg
グリーンパイル	11,400	g
熔性燐肥	200	kg
ちから3号	75	kg
ペレット鶏糞	1,000	kg
硫酸カリ	200	kg
油粕	1,600	kg
ハイ苦土リン	600	kg
ハイポネックス微粉	36	kg
リキダス	2,500	ml

<主な土壌改良剤>

品名	年間使用量	単位
腐葉土	2,000	L
ホワイトローム	1,980	L
バーミキュライト	500	L
培養土	2,400	L
赤玉土	1,400	L
リサイクル堆肥	42	m ³

農 薬 散 布

〔平成28年度〕

区分	場所	樹木名	使用薬剤	使用量	単位	備考
高木	動物の森・チャレンジ・自転車園路・西駐車場	シンジュ・アメリカフウ・プラタナス	トレボンEW乳剤	2,000	ml	ヒロヘリアオイラガ
バラ	バラ園	バラ	サブロー乳剤	1,000	ml	灰色カビ病・オオタバコガ・ホソオビアシブトクチハ
			カスケード乳剤	500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	灰色カビ病・オオタバコガ・マメコガネ
			マラソン乳剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	灰色カビ病・黒点病
	バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	サブロー乳剤	1,500	ml	灰色カビ病・黒点病・オオタバコガ
			カスケード乳剤	750	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	ダニトロンフロアブル	1,250	ml	黒点病・ハダニ
			トリフミン水和剤	500	g	
	バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	ダニカット乳剤	1,500	ml	黒点病・ハダニ
			サブロー乳剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	トレボン乳剤	1,500	ml	黒点病・オオタバコガ・チュウレンジハバチ
			ダコニール水和剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	マッチ乳剤	750	ml	黒点病・オオタバコガ
			ベンレート水和剤	1,500	g	
	バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	サブロー乳剤	1,500	ml	灰色カビ病・黒点病・オオタバコガ
			トレボンEW乳剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	ダニカット乳剤	1,500	ml	黒点病・ハダニ
			ベンレート水和剤	1,500	g	
	バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	スミチオン乳剤	1,500	ml	黒点病・オオタバコガ・マメコガネ
		トリフミン水和剤	1,500	g		
バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	灰色カビ病・黒点病	
バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	マッチ乳剤	1,000	ml	黒点病・オオタバコガ・ヨトウガ	
		ベンレート水和剤	1,500	g		
バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	ジマンダイセン水和剤	2,000	g	黒点病・うどんこ病予防	
バラ園・フラワーミュージアム・西口(西)	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	黒点病・オオタバコガ・ヨトウガ	
		アフーム乳剤	1,500	ml		
バラ園	バラ	石灰硫黄合剤	162		殺菌殺虫	
低木	西駐車場周辺・西口(西)	ボックスウッド	スミチオン乳剤	2,500	ml	ツゲノメイガ
	西駐車場周辺・西口(西)	ボックスウッド	スミチオン乳剤	2,500	ml	ツゲノメイガ
	西駐車場周辺・西口(西)	ボックスウッド	スミチオン乳剤	2,500	ml	ツゲノメイガ
	リゾート	カンツバキ・サツキツツジ・ハマヒサカキ	スミチオン乳剤	1,000	ml	チャドクガ・ホタルガ・チュウレンジハバチ
	リゾート	カンツバキ・サザンカ・ハマヒサカキ	トレボン乳剤	500	ml	チャドクガ・ホタルガ
花壇	虹の花壇・彩の花壇	チューリップ・ピオラ	トップジンM水和剤	1,000	g	褐色斑点病
	虹の花壇・彩の花壇	チューリップ球根殺菌	オーソサイド水和剤	2,500	g	球根腐敗病・リゾクニア
	花栈敷	ケイトウ	スミチオン乳剤	1,000	ml	シロオビノメイガ
	花栈敷	ケイトウ・コスモス	マッチ乳剤	1,000	ml	ヨトウガ・シロオビノメイガ・うどんこ病
			ダコニール水和剤	2,000	ml	
花栈敷	ケイトウ	アフーム乳剤	2,000	ml	オオタバコガ・ヨトウガ・うどんこ病	
		トリフミン水和剤	1,000	g		
花畑	花の丘	コスモス	マッチ乳剤	3,000	ml	オオタバコガ
	花の丘	コスモス	マッチ乳剤	3,000	ml	ヨトウガ・オオタバコガ・うどんこ病
			トリフミン水和剤	1,000	g	
	花の丘	コスモス	トリフミン水和剤	2,000	g	うどんこ病

農薬散布

【平成29年度】

区分	場所	樹木名	使用薬剤	使用量	単位	備考
高木	フラワーミュージアム	フヨウ・シルバープリペット他ア ブチロン他	サブロール乳剤	1,000	ml	うどんこ病・フタトガリコヤガ
			カスケード乳剤	500	ml	
	動物の森・チャレンジ外周・ 西口・自転車園路・西駐車場 場	シンジュ・プラタナス・アメリカフ ウ	スミチオン乳剤	1,000	ml	ヒロヘリアオイラガ
	子供の広場	アメリカフウ	トレボン乳剤	500	ml	イラガ
	子供の広場	アメリカフウ	スミチオン乳剤	500	ml	カクモンハマキガ
バラ	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	灰色カビ病・黒点病・マメコガネ・アブラムシ
			マラソン乳剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	サブロール乳剤	1,500	ml	灰色カビ病・黒点病
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	黒点病・うどんこ病・マメコガネ・アブラムシ
			スミチオン乳剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	サブロール乳剤	1,500	ml	黒点病・うどんこ病、マメコガネ
			カルボス乳剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	黒点病・ハダニ
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	サブロール乳剤	1,500	ml	黒点病・うどんこ病
	バラ園・フラワーミュージア ム・西口(西)	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	黒点病・オオタバコガ・チュウレンジハバチ
			ダニカット乳剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	灰色カビ病・黒点病・オオタバコガ
			トレボン乳剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	マッチ乳剤	1,500	ml	灰色カビ病・黒点病・オオタバコガ
トリフミン水和剤			1,500	g		
バラ園・フラワーミュージア ム・西口(西)	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	灰色カビ病・黒点病・オオタバコガ	
		アフーム乳剤	1,500	ml		
バラ園	バラ	石灰硫黄合剤	162		殺菌殺虫	
低木	西駐車場周辺・西口(西)	ボックスウッド	スミチオン乳剤	2,500	ml	ツゲノメイガ
	西駐車場周辺・西口(西)	ボックスウッド	スミチオン乳剤	2,500	ml	ツゲノメイガ
	アジサイ園	アジサイ	ダコニール水和剤	1,000	ml	うどんこ病
	西駐車場周辺・西口(西)	ボックスウッド	スミチオン乳剤	2,500	ml	ツゲノメイガ
	西駐車場周辺・西口(西)	ボックスウッド	トレボン乳剤	2,500	ml	ツゲノメイガ
	西駐車場周辺・西口(西)	ボックスウッド	スミチオン乳剤	2,500	ml	ツゲノメイガ
	アジサイ園	アジサイ	ダコニール水和剤	1,000	ml	うどんこ病
	リゾート	ツバキ・カンツバキ・サ ザンカ	スミチオン乳剤	1,000	ml	チャドクガ
花壇	虹・彩りの花壇	チューリップ・ピオラ	ユニフォーム粒剤	6,000	g	リゾクトニア
	彩りの花壇	コキア・センニチコウ	オルトラン粒剤	9,000	g	ヨトウガ
	虹・彩り・おもちゃ箱花壇	チューリップ・ニホンス イセン球根殺菌	ベンレート水和剤	2,500	g	球根腐敗病・リゾクトニア
	花棧敷	ケイトウ	プレバソン	1,000	ml	ヨトウガ・オオタバコガ
	フラワーミュージアム	花壇地全般	ラウンドアップマック スロード	1,000	ml	スギナ
	温室	育苗苗全般	ダントツ	500	ml	ヨトウガ・マメコガネ・うどんこ病
			トリフミン水和剤	500	g	
	フラワーミュージアム	スモークツリーほか	スミチオン乳剤	500	ml	虫害・立ち枯れ病
			サブロール乳剤	500	ml	
	フラワーミュージアム	センニチコウ・ジニア	オルトラン粒剤	12,000	g	ヨトウガ
フラワーミュージアム	花壇地全般	ダントツ	250	ml	ヨトウガ・うどんこ病	
		サブロール乳剤	500	ml		
花畑	花棧敷	コスモス	トリフミン水和剤	500	g	うどんこ病
	彩の花壇	センニチコウ・コキア	マッチ乳剤	500	ml	ヨトウガ・シロオビノメイガ
	花の丘	コスモス	マッチ乳剤	500	ml	ヨトウガ・うどんこ病
		ダコニール水和剤	1,000	ml		

農 薬 散 布

[平成30年度 7月未まで]

区分	場所	樹木名	使用薬剤	使用量	単位	備考
高木	動物の森・チャレンジ・西口(東)・西駐車場周辺・自転車園路	シンジュ・アメリカカフウ・ウバメガシ・ブラタナス	トレボン乳剤	1,500	ml	イラガ・モンクロシャチホコ
	子供の広場	アメリカカフウ	トレボン乳剤	500	ml	イラガ
バラ	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	アフーム乳剤	1,500	ml	オオタバコガ・エダシャク
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	灰色カビ病・黒点病
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	ベンレート水和剤	1,500	g	灰色カビ病・黒点病
			サブロー乳剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	ダコニール水和剤	1,500	ml	オオタバコガ・灰色カビ病・黒点病
			トレボン乳剤	1,500	ml	
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	マッチ乳剤	500	ml	オオタバコガ・黒点病
	バラ園・フラワーミュージアム	バラ	サブロー乳剤	1,500	ml	黒点病
バラ園・フラワーミュージアム	バラ	ダコニール水和剤	2,000	ml	黒点病・うどんこ病・オオタバコガ・マメコガネ	
		トレボン乳剤	2,000	ml		
低木	西駐車場周辺・西口(西)	ボックスウッド	トレボン乳剤	2,500	ml	ツゲノメイガ
	西駐車場周辺・西口(西)	ボックスウッド	マッチ乳剤	1,250	ml	ツゲノメイガ
	アジサイ園	アジサイ	ダコニール水和剤	1,000	ml	うどんこ病
	リゾート	ツバキ・カンツバキ・サザンカ	トレボン乳剤	1,000	ml	チャドクガ
	リゾート	ツバキ・カンツバキ・サザンカ	トレボン乳剤	1,000	ml	チャドクガ
草花						
花畑						

樹 幹 注 入

【平成28年度】

樹幹注入実績

<実績本数、回数>

グリーンガードNEO本数(マツ本数)

場所	本/年	回/年
リゾートエリアNo.7	536(71)	1回/年
リゾートエリアNo.8	223(26)	1回/年
計	759(97)	

【平成29年度】

樹幹注入実績

<実績本数、回数>

グリーンガードNEO本数(マツ本数)

場所	本/年	回/年
リゾートNo.1	183(31)	1回/年
リゾートNo.4	200(31)	1回/年
リゾートNo.6	165(19)	1回/年
リゾートNo.8	232(43)	1回/年
計	780(124)	

植物性廃棄物の取り扱い

年度	月	草本 (m ³)					木本 (m ³)				
		発生量	処分量	完成量	利用量	備考	発生量	処分量	完成量	利用量	備考
28	4	224.75					64.50	734			
	5	476.75					90.25				
	6	529.50					128.00				
	7	934.50					312.00	925			
	8	874.00					138.50				
	9	752.00					241.50				
	10	860.50					76.75	966			
	11	406.50					278.30		464	423	花の丘マルチング他
	12	42.00					200.25		375	40	花の丘マルチング
	1	0.00					25.00			40	アジサイ園土壌改良
	2	154.50					28.50			87.5	カナル花壇土壌改良他
	3	373.00					89.50				
			5,628.00				1,673.05	2,625	839	590.5	
29	4	647.50					97.50	844			
	5	434.00					288.75			116	バラ園植栽地マルチング他
	6	423.50					192.00		472	156	アジサイ園植栽地一部マルチング他
	7	597.50					173.75	904		268	花の丘マルチング
	8	631.50					66.00				
	9	1,073.50					143.25			36	虹の花壇マルチング
	10	421.25					214.50				
	11	165.75					63.25	1,116		301	花の丘マルチング
	12	206.00					105.75		439		
	1	30.25					33.00				
	2	32.75					124.00	977		387	バラ園土壌改良他
	3	146.50					254.00			4.5	【イベント】ガーデンコンテスト花壇植栽土作り他
			4,810.00				1,755.75	3,841	911	1,268.5	
30	4	704.25					123.00		380		
	5	457.25					380.00	950		6	彩りの花壇土壌改良
	6	422.00					160.50			84	アジサイ園植栽地マルチング他
	7	454.50					541.25		300		
	8									148	花の丘マルチング
	9										
	10										
	11										
	12										
	1										
	2										
	3										
			2,038.00				1,204.75	950	680	238	

H30年度は、7月末までの実績
 処理量とは、破碎(チップ化)した量
 完成量(堆肥)は、草・木混合

作業手順
堆肥化作業

材料	園内の植物発生材 刈芝・剪定枝・松枯損木等
破碎	材料を破碎。材料の破碎機 への投入はバックホウで行 う。
畝(台形)形成	破碎後の材料をホイール ローダー等で、高さ2m程度 の台形に積み上げる。
切り返し・灌水	バックホウを使用し、台形の 層の内側と外側を攪拌、切り 返しし発酵を均等化させる。
熟成・水分調整	材料を屋根のある場所、もし くはシート等で雨を避け、堆 肥を熟成させ同時に水分を 調整する。
ふるい分け	約20mmメッシュのふるい分け 機でふるい分ける。
堆肥	景観木や樹林地、花畑や花 壇などの土壌改良材、園内 の植物栽培用堆肥として活 用。

収益施設利用者数、売上等

収益施設利用者数

【平成 28 年度】

< 飲食・物販施設利用客数 >

(単位:人)

	大芝生広場売店	マリワールド駐車場売店	アニマルショップ	ワンダーシャトルレストラン	月計
4月	5,277	2,559	3,479	14,142	25,457
5月	5,660	4,106	4,567	21,042	35,375
6月	1,137	3,835	1,110	6,944	13,026
7月	1,462	3,908	1,170	11,390	17,930
8月	1,442	5,655	1,464	11,064	19,625
9月	1,283	3,458	1,338	6,777	12,856
10月	4,052	860	2,853	11,236	19,001
11月	2,575	60	1,642	7,782	12,059
12月	847	0	643	7,567	9,057
1月	619	0	549	4,378	5,546
2月	1,364	0	800	4,399	6,563
3月	3,270	0	3,105	15,225	21,600
合計	28,988	24,441	22,720	121,946	198,095

【平成 29 年度】

< 飲食・物販施設利用客数 >

(単位:人)

	大芝生広場売店	マリワールド駐車場売店	アニマルショップ	ワンダーシャトルレストラン	月計
4月	6,946	4,100	4,550	19,043	34,639
5月	6,556	8,026	4,627	22,984	42,193
6月	1,571	5,829	1,837	9,878	76,832
7月	1,530	6,858	1,229	11,870	21,487
8月	1,415	9,598	2,030	9,714	22,757
9月	1,903	4,369	1,916	10,249	18,437
10月	4,078	3,200	1,977	9,315	18,570
11月	2,014	1,755	1,600	7,948	13,317
12月	640	737	418	6,691	8,486
1月	721	960	558	4,901	7,140
2月	1,081	776	695	4,082	6,634
3月	4,501	3,091	3,909	8,427	19,928
合計	32,956	49,299	25,346	125,102	290,420

【平成 30 年度】

< 飲食・物販施設利用客数 >

(単位:人)

	大芝生広場売店	マリノワールド駐車場売店	アニマルショップ	ワンダーシャトルレストラン	月計
4月	9,026	3,889	5,128	20,788	42,625
5月	5,060	4,295	3,547	18,625	33,694
6月	1,719	4,334	1,862	11,668	15,638
7月	1,295	3,795	1,159	14,468	10,457
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計	17,100	16,313	11,696	65,549	110,658

平成 30 年度は 7 月まで

【平成 28 年度】

< レンタサイクル施設 >

(単位:台)

	西サイクル			海の中道駅サイクル			ワンダーワールドロサイクル		
	大人	子供	計	大人	子供	計	大人	子供	計
4月	9,403	4,932	14,335	3,029	1,138	4,167	3,674	2,307	5,981
5月	9,616	4,997	14,613	3,318	1,136	4,454	3,706	2,090	5,796
6月	3,065	1,243	4,308	1,515	340	1,855	1,346	539	1,885
7月	2,932	1,516	4,448	2,267	897	3,164	1,451	758	2,209
8月	3,019	1,762	4,781	2,813	1,043	3,856	1,572	1,000	2,572
9月	3,995	1,967	5,962	1,918	474	2,392	1,720	922	2,642
10月	7,046	3,582	10,628	2,508	628	3,136	2,627	1,599	4,226
11月	5,200	2,848	8,048	1,980	506	2,486	1,824	1,191	3,015
12月	2,208	1,216	3,424	1,094	375	1,469	1,069	663	1,732
1月	2,099	1,378	3,477	1,043	400	1,443	914	707	1,621
2月	2,522	1,271	3,793	1,314	326	1,640	1,090	577	1,667
3月	7,230	4,389	11,619	3,322	1,273	4,595	3,290	2,267	5,557
合計	58,335	31,101	89,436	26,121	8,536	34,657	24,283	14,620	38,903

(単位:台)

	光と風の広場サイクル			うちー輪車			貸し自転車合計
	大人	子供	計				
4月	372	192	564				25,047
5月	603	366	969				25,832
6月	144	55	199				8,247
7月	169	78	247				10,068
8月	85	53	138				11,347
9月	267	135	402				11,398
10月	463	213	676				18,666
11月	262	157	419				13,968
12月	110	63	173				6,798
1月	52	32	84				6,625
2月	110	47	157				7,257
3月	323	177	500				22,271
合計	2,960	1,568	4,528				167,524

【平成 29 年度】

< レンタサイクル施設 >

(単位:台)

	西サイクル			海の中道駅サイクル			ワンロサイクル		
	大人	子供	計	大人	子供	計	大人	子供	計
4月	11,918	6,332	18,250	4,220	1,488	5,708	4,614	2,709	7,323
5月	11,887	5,788	17,675	4,944	1,317	6,261	4,826	2,216	7,042
6月	5,118	2,089	7,207	2,848	675	3,523	1,933	752	2,685
7月	2,411	1,148	3,559	2,371	838	3,209	1,197	549	1,746
8月	3,952	2,556	6,508	3,615	1,357	4,972	1,808	957	2,765
9月	6,888	3,342	10,230	2,871	704	3,575	2,506	1,220	3,726
10月	5,543	2,641	8,184	2,632	544	3,176	2,185	1,066	3,251
11月	5,143	2,859	8,002	2,109	536	2,645	2,114	1,201	3,315
12月	1,448	855	2,303	968	313	1,281	838	575	1,413
1月	2,215	1,273	3,488	962	336	1,298	1,167	733	1,900
2月	1,835	793	2,628	1,126	280	1,406	911	424	1,335
3月	10,419	6,016	16,435	3,796	1,691	5,487	4,328	2,857	7,185
合計	68,777	35,692	104,469	32,462	10,079	42,541	28,427	15,259	43,686

(単位:台)

	光と風の広場サイクル			うちー輪車			貸し自転車合計
	大人	子供	計				
4月	609	331	940				32,221
5月	801	466	1,267				32,245
6月	255	115	370				13,785
7月	133	78	211				8,725
8月	165	78	243				14,488
9月	434	264	698				18,229
10月	341	197	538				15,149
11月	258	160	418				14,380
12月	47	36	83				5,080
1月	85	49	134				6,820
2月	82	32	114				5,483
3月	485	287	772				29,879
合計	3,695	2,093	5,788				196,484

【平成 30 年度】

< レンタサイクル施設 >

(単位:台)

	西サイクル			海の中道駅サイクル			ワンロサイクル		
	大人	子供	計	大人	子供	計	大人	子供	計
4月	12,783	6,418	19,201	5,342	1,658	7,000	4,939	2,812	7,751
5月	8,452	3,669	12,121	4,281	964	5,245	3,340	1,634	4,974
6月	5,857	2,541	8,398	3,301	671	3,972	2,317	1,054	3,371
7月	2,829	1,183	4,012	2,568	915	3,483	1,185	562	1,747
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
合計	29,921	13,811	43,732	15,492	4,208	19,700	11,781	6,062	17,843

平成 30 年度は 7 月まで

(単位:台)

	光と風の広場サイクル			うちー輪車			貸し自転車合計
	大人	子供	計				
4月	686	411	1,097				35,049
5月	693	360	1,053				23,393
6月	323	179	502				16,243
7月	143	61	204				25,689
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計	1,845	1,011	2,856				100,374

平成 30 年度は 7 月まで

< 駐車場 >

【平成 28 年度】

個別満車回数

月	大型車	小型車	二輪車	計	最大日	最大日の 駐車台数	最大日における 満車になった時間	満車になった 回数	西駐	中央駐	光風駐
4月	191	21980	66	22237	5月28日(金祝)	3584	12:00～14:30に 満車 15:00に満車解消	3	2	1	
5月	182	34157	137	34476	5月4日(水祝)	6087		7	3	2	2
6月	29	8640	29	8698	6月26日(日)	2360					
7月	47	24366	122	24535	7月18日(月祝)	3396					
8月	30	48566	170	48766	8月21日(日)	3667		6	4	2	
9月	7	13692	43	13742	9月11日(日)	3105					
10月	117	18013	58	18188	10月30日(日)	2747					
11月	55	11646	42	11743	11月6日(日)	2023					
12月	11	10668	44	10723	12月26日(月)	2863					
1月	8	4332	9	4339	1月3日(火)	621					
2月	24	6631	16	6671	2月25日(土)	1654					
3月	28	17038	78	17144	3月19日(日)	4408		1	1		
年度計	729	219719	814	221262							

【平成 29 年度】

個別満車回数

月	大型車	小型車	二輪車	計	最大日	最大日の 駐車台数	最大日における 満車になった時間	満車になった 回数	西駐	ワ ン 海 駐	光風駐
4月	254	29827	88	30169	4月23日(日)	3605	12:00～14:30に 満車 15:00に満車解 消	2	2		
5月	191	43946	122	44259	5月4日(木祝)	6217		9	3	4	2
6月	21	13748	40	13809	6月4日(日)	2224					
7月	28	25257	84	25369	7月17日(月祝)	3509		1		1	
8月	11	51473	131	51615	8月27日(日)	3989		3	2	1	
9月	11	20020	58	20089	9月10日(日)	3682					
10月	159	16395	58	16612	10月8日(日)	3205					
11月	41	11691	47	11779	11月5日(日)	2268					
12月	6	8112	90	8208	12月24日(日)	2637					
1月	0	5505	2	5507	1月21日(日)	1002					
2月	24	6357	19	6400	2月24日(土)	2046					
3月	45	21094	99	21238	3月25日(日)	2732					
年度計	791	253425	838	255054							

【平成 30 年度】

個別満車回数

月	大型車	小型車	二輪車	計	最大日	最大日の 駐車台数	最大日における 満車になった時間	満車になった 回数	西駐	ワ ン 海 駐	光 風 駐
4月	299	34621	178	35098	4月29日(日祝)	5032	12:00 ~ 14:30 に 満車 15:00 に満車解消	5	2	2	1
5月	219	32658	104	32981	5月5日(土祝)	5874		8	3	3	2
6月	14	13357	41	13412	6月24日(日)	2347					
7月	31	18830	65	18926	7月15日(日)	3344					
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
1月											
2月											
3月											
年度計	563	99466	388	100417		100417		13	5	5	3

平成 30 年度は 7 月まで

デイキャンプ場利用者数

	平成 28 年度			
	団体件数	大人	子供	計
4 月	7	839	370	1209
5 月	19	3096	952	4048
6 月	9	727	196	923
7 月	12	1988	498	2486
8 月	22	1887	523	2410
9 月	3	683	137	820
10 月	17	1296	424	1720
11 月	4	592	269	861
3 月	4	352	167	519
合計	97	11460	3536	14996

	平成 29 年度			
	団体件数	大人	子供	計
4 月	9	1154	377	1531
5 月	15	2346	761	3107
6 月	13	1189	254	1443
7 月	22	1634	339	1973
8 月	14	2099	439	2538
9 月	13	1264	249	1513
10 月	20	1127	439	1566
11 月	3	523	234	757
3 月	4	545	265	810
合計	113	11881	3357	15238

	平成 30 年度			
	団体件数	大人	子供	計
4 月	25	1978	546	2524
5 月	11	1586	532	2118
6 月	14	1156	405	1561
7 月	24	1684	412	2096
8 月				
9 月				
10 月				
11 月				
3 月				
合計	74	6404	1895	8299

平成 30 年度は 7 月まで

小型遊戯施設利用者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
4 月	17,075	19,728	24,582	
5 月	24,457	27,261	20,792	
6 月	4,188	7,884	7,723	
7 月	6,209	2,951	4,208	
8 月	7,659	8,473		
9 月	5,637	8,984		
10 月	10,085	7,970		
11 月	6,787	7,814		
12 月	7,816	5,588		
1 月	4,260	4,573		
2 月	4,077	3,454		
3 月	14,945	19,215		
合計	113,195	123,895		57,305

園内交通施設利用者

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
4 月	2,923	2,817	3,323	
5 月	3,966	4,813	2,727	
6 月		1,157	1,025	
7 月				
8 月				
9 月				752
10 月				2,562
11 月	370	945		
12 月				
1 月				
2 月				
3 月	739	1,509		
合計	10,560	13,673	7,075	

平成 30 年度は 7 月まで

国営海の中道海浜公園施設修繕履歴 (H28-29)

飲食・物販施設

期間	項目	回数/年	年間金額(円)	主な修繕	備考
H28年度	修繕	5	787,075	ワンダーシャトル重量シャッター修繕 等	
	清掃	2	19,800		
H29年度	修繕	5	228,700	ワンダーシャトル冷蔵庫修繕 等	
	清掃	2	9,000		

デイキャンプ場

期間	項目	回数/年	年間金額(円)	主な修繕	備考
H28年度	修繕	2	59,900	倉庫シャッター修繕 等	
	除草	年間管理	392,480	芝生管理 等	
	清掃				
H29年度	修繕	2	41,000	給水管漏水修繕 等	
	除草	年間管理	937,877	芝生管理 等	
	清掃				

駐車場

期間	項目	回数/年	年間金額(円)	主な修繕	備考
H28年度	修繕	11	593,840	光と風の広場駐車場精算機修繕 等	
	除草	年間管理	3,192,320		
	清掃		1,602,807		
	巡視		6,067,812		
H29年度	修繕	9	1,045,400	駐車場ブース塗装 等	
	除草	年間管理	3,515,960		
	清掃		1,528,311		
	巡視		7,791,062		

サイクリング施設

期間	項目	回数/年	年間金額(円)	主な修繕	備考
H28年度	修繕	年間管理	1,085,482	自転車修繕 他	
H29年度	修繕	年間管理	1,291,705	自転車修繕 他	

小型遊戯施設

期間	項目	回数/年	年間金額(円)	主な修繕	備考
H28年度	修繕	5	1,637,501	ゴーカート修理 他	
H29年度	修繕	6	2,041,100	日本の名車歴史館・看板等破損修理 他	

園内交通施設

期間	項目	回数 / 年	年間金額(円)	主な修繕	備考
H28 年度	修繕	5	1,379,177	車庫シャッター修繕工事 他	
H29 年度	修繕	1	280,000	園内バス点検修理工事 他	

サンシャインプール

期間	項目	回数 / 年	年間金額(円)	主な修繕	備考
H28 年度	修繕	34	11,887,947	流水プール補修工事 他	
H29 年度	修繕	37	15,696,540	プール機械設備補修工事 他	

器具備品	冷凍庫	一式	テナント	
	製氷機	一式	テナント	
	電子レンジ	一式	テナント	
	冷凍冷蔵庫	一式	テナント	
	厨房機器	一式	テナント	
	エアコン	一式	テナント	
	監視カメラシステム	一式	テナント	
	木製カウンター・コーナーカウンター・レジ台	一式	テナント	
	エスプレッソマシーン	一式	テナント	
	AED	一式	テナント	
	POS システム	一式	テナント	
	ソフトクリームサーバー	一式	テナント	
	コンテナ冷凍庫	一式	テナント	
	硬貨選別収納機	一式	テナント	
	硬貨包装機	一式	テナント	
	大判プリンター	一式	テナント	
	ゆで麺機	一式	テナント	
	プール看板	一式	テナント	
	管理棟空調機	一式	テナント	
	コインロッカー	一式	テナント	
	ガス自動炊飯器	一式	テナント	
	プールクリーナー	一式	テナント	
	メニュー看板	一式	テナント	
	カート看板	一式	テナント	
	手動油圧プレス機	一式	テナント	
	オンロードゴーカート	一式	テナント	
	オフロードゴーカート	一式	テナント	
	歴史館カーリフト	一式	テナント	
	遊戯機関車看板	一式	テナント	
	歴史館サイン工事	一式	テナント	
構築物	丸太ガード	一式	テナント	
	フェンス	一式	テナント	
	コンクリートガード	一式	テナント	
	SL 舗装	一式	テナント	
	SL ビット	一式	テナント	
	オンオフゴーカート舗装	一式	テナント	

		歴史館外構工事	一式	テナント	
	車輛	冷凍車	2台	テナント	
		キャリアカー	1台	テナント	
		移動式クレーン車	1台	テナント	
		乗用車	5台	テナント	
		大型バス	11台	テナント	
	ソフトウェア	デイキャンプ場予約システム	一式	テナント	

収益施設売上額

1. 固定的収益施設

施設区分		売上額(千円)	備考
施設区分	施設名 / 内訳	(H28, 29 平均)	
デイキャンプ場	サイト利用料	2,752	
	レンタル料	242	
	デイキャンプ駐車場	1,503	
売店	大芝生売店	16,529	貸パター、ディスク含む
	マリン駐車場売店	19,941	
	動物の森アニマルショップ売店	13,966	
	ワンダーシャトルレストラン	77,630	
駐車場	西駐車場	73,031	
	海中口ワソ口駐車場	42,145	
	光と風の広場駐車場	6,318	
サイクリング施設	西サイクロ	39,516	
	海中口	16,098	
	ワンダーワールド口	15,710	
	光と風の広場口	2,078	
自動販売機	自動販売機	56,592	
サンシャインプール	サンシャインプール	319,462	
小型遊戯施設	小型遊戯施設	45,447	
園内交通施設	園内交通施設	2,035	

国営海の中道海浜公園施設事故等報告件数(H28-29)

項目	事故等件数	
	平成 28 年度	平成 29 年度
レストラン・売店	0 件	0 件
駐車場	0 件	0 件
自転車	5 件	3 件
デイキャンプ場	0 件	1 件
自販機	0 件	0 件
サンシャインプール	3 件	6 件
小型遊戯施設	0 件	0 件
園内交通施設	0 件	0 件
合計	8 件	10 件

収益施設従業員数一覧

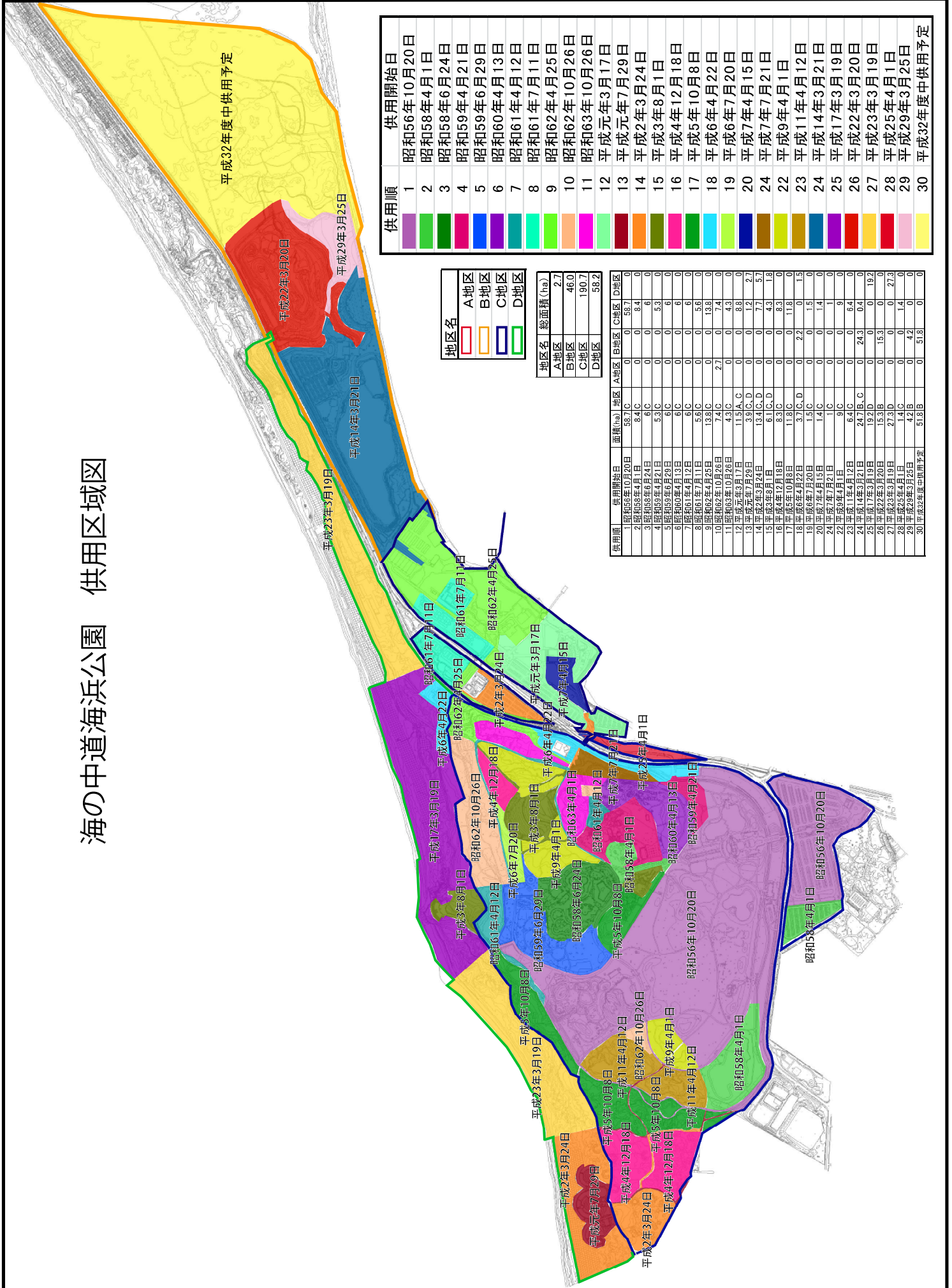
【平成 28 年度】

施設区分		面積 (m ²)	従業員数(人)			備考
施設区分	施設名/内訳		通常期	繁忙期	閑散期	
飲食施設	ワンダーシャトル レストラン	2,310	4人	12人	4人	
物販施設	大芝生広場売店	146	2人	2~4人	2人	面積:設置管理許可面積
	マリン駐車場売店	38	1人	2人	1人	面積:設置管理許可面積
	アニマルミュージアムショップ	11	1人	2人	1人	面積:設置管理許可面積
駐車場						普通車 大型車 身障用 計
	西駐車場	75,984	1人	2~4人	1人	1589台 31台 12台 1632台
	ワン口・海中駐車場	32,464	1人	2~3人	1人	797台 5台 12台 814台
	光と風の広場駐車場	17,115	0人	0~1人	0人	576台 7台 10台 593台
	デイキャンプ駐車場	2,559	1人	1人	1人	69台 0台 3台 72台
サイクリング施設						
	西サイクリング	785	2人	3~6人	2人	
	海中駅口サイクル	142	1人	2~3人	1人	
	ワン口サイクル	184	1人	2~3人	1人	
	光と風の広場サイクル	269	1人	1人	1人	
小型遊戯施設		敷地 13,279	5人	12人	5人	敷地:ゴーカー、エジプト迷路、F1 バッテリーカー、日本の名車歴史館、ミニ SL
園内交通施設		車庫 177	1人	2人		
サンシャイン プール		敷地 91,922		143~156 人		

【平成 29 年度】

施設区分		面積 (m ²)	従業員数(人)			備考
施設区分	施設名/内訳		通常期	繁忙期	閑散期	
飲食施設	ワンダーシャトル レストラン	2,310	4人	12人	4人	
物販施設	大芝生広場売店	146	2人	2~4人	2人	面積:設置管理許可面積
	マリン駐車場売店	38	1人	2人	1人	面積:設置管理許可面積
	アニマルミュージアムショップ	11	1人	2人	1人	面積:設置管理許可面積
駐車場						普通車 大型車 身障用 計
	西駐車場	75,984	1人	2~4人	1人	1589台 31台 12台 1632台
	ワン口・海中駐車場	32,464	1人	2~3人	1人	797台 5台 12台 814台
	光と風の広場駐車場	17,115	0人	0~1人	0人	576台 7台 10台 593台
	デイキャンプ駐車場	2,559	1人	1人	1人	69台 0台 3台 72台
サイクリング施設						
	西サイクリング	785	2人	3~6人	2人	
	海中駅口サイクル	142	1人	2~3人	1人	
	ワン口サイクル	184	1人	2~3人	1人	
	光と風の広場サイクル	269	1人	1人	1人	
小型遊戯施設		敷地 13,279	5人	12人	5人	敷地:ゴーカート、エジプト迷路、F1 バッテリーカー、日本の名車歴史館、ミニ SL
園内交通施設		車庫 177	1人	2人		
サンシャイン プール		敷地 91,922		127~149 人		

海の中道海浜公園 供用区域図



供用順	供用開始日
1	昭和56年10月20日
2	昭和58年4月1日
3	昭和58年6月24日
4	昭和59年4月21日
5	昭和59年6月29日
6	昭和60年4月13日
7	昭和61年4月12日
8	昭和61年7月11日
9	昭和62年4月25日
10	昭和62年10月26日
11	昭和63年10月26日
12	平成元年3月17日
13	平成元年7月29日
14	平成2年3月24日
15	平成3年8月1日
16	平成4年12月18日
17	平成5年10月8日
18	平成6年4月22日
19	平成6年7月20日
20	平成7年4月15日
24	平成7年7月21日
22	平成9年4月1日
23	平成11年4月12日
24	平成14年3月21日
25	平成17年3月19日
26	平成22年3月20日
27	平成23年3月19日
28	平成25年4月1日
29	平成29年3月25日
30	平成32年度中供用予定

地区名	色
A地区	赤
B地区	オレンジ
C地区	緑
D地区	青

地区名	総面積(ha)
A地区	2.7
B地区	46.0
C地区	190.7
D地区	58.2

供用順	供用開始日	面積(ha)	A地区	B地区	C地区	D地区
1	昭和56年10月20日	58.7C	0	0	58.7	0
2	昭和58年4月1日	84.0C	0	0	84.0	0
3	昭和58年6月24日	6.0C	0	0	6.0	0
4	昭和59年4月21日	5.0C	0	0	5.0	0
5	昭和59年6月29日	6.0C	0	0	6.0	0
6	昭和60年4月13日	6.0C	0	0	6.0	0
7	昭和61年4月12日	5.6C	0	0	5.6	0
8	昭和61年7月11日	13.8C	0	0	13.8	0
9	昭和62年4月25日	74.0C	2.7	0	71.3	0
10	昭和62年10月26日	4.3C	0	0	4.3	0
11	昭和63年10月26日	11.5A,C	0	0	8.8	2.7
12	平成元年3月17日	3.9C,D	0	0	1.2	2.7
13	平成元年7月29日	14.4C,D	0	0	7.7	6.7
14	平成2年3月24日	6.1C,D	0	0	4.3	1.8
15	平成3年8月1日	8.3C	0	0	8.3	0
16	平成4年12月18日	11.8C	0	0	11.8	0
17	平成5年10月8日	3.7C,D	0	2.2	1.0	0.5
18	平成6年4月22日	1.5C	0	0	1.5	0
19	平成6年7月20日	1.4C	0	0	1.4	0
20	平成7年4月15日	9.0C	0	0	9.0	0
24	平成7年7月21日	6.4C	0	0	6.4	0
22	平成9年4月1日	24.7B,C	0	24.3	0.4	0
23	平成11年4月12日	19.2B,C	0	19.2	0	0
24	平成14年3月21日	15.3B	0	15.3	0	0
25	平成17年3月19日	27.3D	0	0	27.3	0
26	平成22年3月20日	4.1C	0	0	4.1	0
27	平成23年3月19日	4.2B	0	4.2	0	0
28	平成25年4月1日	51.8B	0	51.8	0	0
29	平成29年3月25日	51.8B	0	51.8	0	0
30	平成32年度中供用予定	51.8B	0	51.8	0	0

空調設備点検機器

	施設名	品名・型番	台数
1	管理センター	ダイキン工業 FHCP56BC (室内機)	4
		ダイキン工業 RZYP224CAH (室外機)	1
		日立 RAS-AP690DG3(JE) (室外機)	1
		日立 RCI-AP45K4 (室内機)	2
		日立 RCI-AP36K4 (室内機)	6
		日立 RCI-AP28K4 (室内機)	4
		日立 RCB-AP140K1 (室内機)	1
		日立 RAS-AP224DG3(JE) (室外機)	1
		日立 RPI-AP1680KFG (室内機)	1
		日立 RCI-AP112GHP1(JE) (室外機)	1
		日立 RCI-AP40GH1(JE) (室外機)	1
		日立 PSC-A16RS(ワンタッチコントローラー)	1
		三菱 LGH-N65RX(全熱交換器)	1
		三菱 PZ-N65RF(同上全熱交換器の予備フィルター)	1
		三菱 LGH-N35CX(全熱交換器)	1
		三菱 PZ-N35CF(同上全熱交換器の予備フィルター)	1
2	水辺の広場レストハウス	三菱 パッケージ空気調和機室外機(耐重塩害仕様) PUZ-ERP22KA4-BSG	2
		三菱 パッケージ空気調和機室内機(床置型)PUZ-RP224BA6	2
		三菱 全熱交換ユニット(天吊型)SCH-50ESH2	2
		ダイキンドレンポンプアップキッド K-DU202E	1
3	西口管理棟	ダイキン空冷ヒートポンプエアコン SRYP8HA	1
4	動物の森レストハウス	ダイキン空冷ヒートポンプエアコン SRY20HA	1
5	大芝生レストハウス	ダイキン空冷ヒートポンプエアコン SRY15HA	1
6	子供の広場管理棟	三菱 パッケージエアコンユニット MPF-RP280BA3	4
		三菱 インバート室外機 MPUZ-ERP280KA-BSG	4
7	環境共生の森活動拠点	三菱 壁掛型 MSZ-AXV220-W-IN	1
		三菱 壁掛型 MUZ-AXV220	1

汚水ポンプ設備点検内容

1. 汚水ポンプ（当公園内の汚水（下水）を福岡市の下水本管に流すための汚水ポンプ）数

汚水ポンプ室内 : 10 箇所（各：ポンプ 2 台・操作盤 1 面）

マンホールポンプ所 : 6 箇所（各：ポンプ 2 台・操作盤 1 面）

森の池エリア内の管理対象については、整備中のため未定

2. 点検時期（年 2 回）

夏季

冬季

3. 点検内容

ポンプ絶縁抵抗

モーター抵抗

運転時電流

運転時電圧

運転時振動

異常音

盤内各端子の増締

各表示灯の点灯確認

各スイッチ類の作動確認

サーマル設定確認

補助リレー外観点検

フロートスイッチ作動確認

盤内絶縁抵抗

放送設備点検内容

1. 点検箇所

西口管理棟	子供の広場管理棟
インフォメーションセンター	動物の森管理棟
渡船場管理棟	シオヤ展望管理棟
光と風の広場管理棟の放送設備	環境共生の森拠点施設
いこいの森	海の松原
屋外スピーカー	

森の池エリア内の管理対象については、整備中のため未定

2. 点検内容

機器清掃（放送装置架）

外観点検（放送装置架、スピーカー）

動作確認（放送装置架、各スピーカーユニットの音声確認）

音声確認はBGMを使用し、各スピーカー1個について現地で点検確認を行うものとする。

3. 点検機器（放送装置架）

モニターパネル	120W 電力増幅器
アンプ前置増幅パネル	マイク放送選択パネル
アンプ用チャンネルセレクターパネル	リモート制御パネル
出力制御パネル	入力端子パネル
電源パネル及び増設電源パネル	バッテリー
ハンドマイク	チューナー
カセットデッキ	CDデッキ

4. 点検機器（屋外用スピーカー）

トーンゾイレスピーカー（ポール取付型・ポールH= 3~10m、建物取付型）： 207台

5. その他の放送装置

避雷回路盤

卓上マイクユニット

動物管理実績

平成28年度

動物名	頭数	餌の種類	日当たり標準餌量 (kg)	年間餌量(kg)
ヒツジ	9	乾草、ペレット	11~12	4,100~4,500
シバヤギ	3	乾草、ペレット	2~3	730~1,100
トカラヤギ	9	乾草、ペレット	5~6	1,900~2,200
ミミナガヤギ	1	乾草、ペレット	1~2	400~730
ラマ	10	乾草、ペレット	21~25	7,600~9,200
クロクモザル	7	ニンジン、イモ、青菜、バナナ、ミカン、卵、ソーセージ、サルペレット、ピーナッツ	7~8	2,600~3,000
フサオマキザル	20	ニンジン、イモ、青菜、バナナ、ミカン、卵、ソーセージ、サルペレット、ピーナッツ	10~11	3,700~4,000
リスザル	111	ニンジン、イモ、バナナ、ミカン、ソーセージ、サルペレット、ピーナッツ、ウズラ卵	13~15	4,700~5,500
ウサギ	17	乾草、ウサギペレット	3~4	730~1,500
品種ウサギ(フレミッシュジャイアント)	2	乾草、ウサギペレット	1~2	220~440
カピバラ	8	乾草、ペレット、ニンジン、イモ、青菜	16~17	5900~6,200
マーラ	25	乾草、ペレット、ニンジン、イモ、青菜	21~23	7,700~8,400
モルモット	81	乾草、ウサギペレット	3~4	1,100~1,500
プレーリードッグ	9	乾草、ウサギペレット、ニンジン青菜	2~3	700~1,100
カンガルー	25	乾草、ペレット、ニンジン、イモ、青菜	41~45	15,000~17,000
ミニプタ・イノシシ	4	プタ用ペレット	2~3	730~1,100
シェットランドポニー	5	乾草、ペレット	12~14	4,400~5,100
ミゼットポニー	2	乾草、ペレット	5~6	1,900~2,200
ウエルッシュポニー	1	乾草、ペレット	3~4	1,100~1,500
ロバ	3	乾草、ペレット	6~7	2,200~2600
水鳥	30	水禽用ペレット	10	3,700
フラミンゴ	67	フラミンゴペレット	15~17	5,500~6,200
インドクジャク	7	青菜、成鶏用ツブエ	2~3	730~1,100
ホロホロチョウ	25	成鶏用ツブエ	4	1,500
コンゴウインコ	9	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ、ヒマワリ、ピーナッツ	2	700
タイハクオウム	1	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ、ヒマワリ、ピーナッツ	1	400
ヨム・アホウインコ・ カホウインコ	3	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ、ヒマワリ、ピーナッツ	1	400
マナヅル	4	ツル用ペレット	2	700
ムツサガメ・ケヅメリカガメ・ヒヨウモンリカガメ	5	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ	1~2	400~700
ハコガメ	5	カメの餌	0.1	40

動物管理実績

平成29年度

動物名	頭数	餌の種類	日当たり標準餌量 (kg)	年間餌量 (kg)
ヒツジ	9	乾草、ペレット	11~12	4,100~4,500
シバヤギ	1	乾草、ペレット	1~2	400~730
トカラヤギ	8	乾草、ペレット	5~6	1,900~2,200
ミミナガヤギ	1	乾草、ペレット	1~2	400~730
ラマ	9	乾草、ペレット	20~24	7,300~9,000
クロクモザル	8	ニンジン、イモ、青菜、バナナ、ミカン、卵、ソーセージ、サルペレット、ピーナッツ	7~8	2,600~3,000
フサオマキザル	19	ニンジン、イモ、青菜、バナナ、ミカン、卵、ソーセージ、サルペレット、ピーナッツ	10~11	3,700~4,000
リスザル	117	ニンジン、イモ、バナナ、ミカン、ソーセージ、サルペレット、ピーナッツ、ウズラ卵	20~22	7,300~8,000
ウサギ	21	乾草、ウサギペレット	5~6	2,000~2200
品種ウサギ(フレミッシュジャイアント)	1	乾草、ウサギペレット	0.5~1	200~400
カピバラ	7	乾草、ペレット、ニンジン、イモ、青菜	14~15	5,200~5,500
マーラ	21	乾草、ペレット、ニンジン、イモ、青菜	18~20	6,600~7300
モルモット	70	乾草、ウサギペレット	3~4	1,100~1,500
プレーリードッグ	15	乾草、ウサギペレット、ニンジン青菜	2~3	700~1,100
カンガルー	18	乾草、ペレット、ニンジン、イモ、青菜	25~26	9200~9,500
ミニブタ・イノシシ	4	ブタ用ペレット	2~3	730~1,100
シェットランドポニー	6	乾草、ペレット	15~16	4,500~6,000
ミゼットポニー	2	乾草、ペレット	5~6	1,900~2,200
ウエルッシュポニー	1	乾草、ペレット	3~4	1,100~1,500
ロバ	3	乾草、ペレット	6~7	2,200~2600
水鳥	24	水禽用ペレット	10	3,700
フラミンゴ	68	フラミンゴペレット	14~16	5,200~5,900
インドクジャク	10	青菜、成鶏用ツブエ	3~4	1,200~1,500
ホロホロチョウ	22	成鶏用ツブエ	2~3	730~1,100
コンゴウインコ	9	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ、ヒマワリ、ピーナッツ	2	700
タイハクオウム	1	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ、ヒマワリ、ピーナッツ	1	400
ヨム・アホウインコ・キリホウインコ	3	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ、ヒマワリ、ピーナッツ	1	400
マナヅル	4	ツル用ペレット	2	700
ムツサガメ・ケツメ・ヒョウモンクガメ	5	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ	1~2	400~700
ハコガメ	5	カメの餌	0.1	40

動物管理実績

平成30年度（4月～7月時点）

動物名	頭数	餌の種類	日当たり標準餌量 (kg)	年間餌量(kg)
ヒツジ	9	乾草、ペレット	11～12	1,400～1,500
シバヤギ	1	乾草、ペレット	1～2	130～250
トカラヤギ	8	乾草、ペレット	5～6	630～750
ミミナガヤギ	1	乾草、ペレット	1～2	130～250
ラマ	9	乾草、ペレット	20～24	2500～3,000
クロクモザル	8	ニンジン、イモ、青菜、バナナ、ミカン、卵、ソーセージ、サルペレット、ピーナッツ	7～8	900～1,000
フサオマキザル	19	ニンジン、イモ、青菜、バナナ、ミカン、卵、ソーセージ、サルペレット、ピーナッツ	10～11	1300～1,400
リスザル	117	ニンジン、イモ、バナナ、ミカン、ソーセージ、サルペレット、ピーナッツ、ウズラ卵	20～22	2,500～2,800
ウサギ	21	乾草、ウサギペレット	5～6	630～750
品種ウサギ(フレミッシュジャイアント)	1	乾草、ウサギペレット	0.5～1	65～130
カピバラ	7	乾草、ペレット、ニンジン、イモ、青菜	14～15	1,800～1,900
マーラ	21	乾草、ペレット、ニンジン、イモ、青菜	18～20	2,300～2,500
モルモット	70	乾草、ウサギペレット	3～4	400～500
プレーリードッグ	15	乾草、ウサギペレット、ニンジン青菜	2～3	250～380
カンガルー	18	乾草、ペレット、ニンジン、イモ、青菜	25～26	3,200～3,300
ミニブタ・イノシシ	4	ブタ用ペレット	2～3	250～380
シェットランドポニー	6	乾草、ペレット	15～16	1,900～2,000
ミゼットポニー	2	乾草、ペレット	5～6	630～750
ウエルッシュポニー	1	乾草、ペレット	3～4	400～500
ロバ	3	乾草、ペレット	6～7	750～900
水鳥	24	水禽用ペレット	10	1,300
フラミンゴ	68	フラミンゴペレット	14～16	1,800～2000
インドクジャク	10	青菜、成鶏用ツブエ	3～4	400～500
ホロホロチョウ	22	成鶏用ツブエ	2～3	250～380
コンゴウインコ	9	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ、ヒマワリ、ピーナッツ	2	250
タイハクオウム	1	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ、ヒマワリ、ピーナッツ	1	130
ヨム・アホウインコ・ ヨ	3	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ、ヒマワリ、ピーナッツ	1	130
マナヅル	4	ツル用ペレット	2	250
ムツサガメ・カメ メ・ヒヨウメンリカメ	5	ニンジン、青菜、バナナ、ミカン、ソーセージ、	1～2	130～250
ハコガメ	5	カメの餌	0.1	13

平成28年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
抗生剤					
テラマイシンL A注射液	5箱	3本	カンガルー病、感染症予防	カンガルー、トウブハコガメ等	
バクテロン散5%	0	4箱+2袋	使用実績なし		
鼻内用カナマイシン	0	0	使用実績なし		
カナマイシン注NZ	0	1本	使用実績なし		
カナマイシンシロップ明治	0	1本	使用実績なし		
スベルゾン静注用0.5g	0	7管	使用実績なし		
ケフレックスシロップ用細粒	0	1本	使用実績なし		
ホスミシン細粒40%	2箱	3箱	感染症予防	ヒツジ、シバヤギ	
ネオテラミックス	0	2袋	使用実績なし		
子宮内膜炎用ホーミングマイシン	1本	1箱	膣脱	ラマ	
バイトリル2.5%HV液	0	1本	使用実績なし		
バイトリル10%注射液	2本	1本	感染症予防	ウサギ、モルモット等	
バイトリルワンショット	1本	0	感染症予防	コバクチョウ、マーラ等	
バイトリル15mg錠	2箱	2箱	感染症予防	ウサギ、モルモット等	
バイトリル50mg錠	4箱	2箱	感染症予防	ウサギ、ヤギ等	
バイトリル150mg錠	4箱	2箱	感染症予防	カビバラ、ラマ等	
マイシリンゾル	1本	1本	感染症予防	ウサギ、ポニー等	
レボフロキサシン	1箱	1箱	感染症予防	ウサギ	
ヒブライシン錠50mg	0	80錠	使用実績なし		
バナンドライシロップ	0	0	使用実績なし		
インダスト点滴・静注用	2箱	2箱	カンガルー病	カンガルー	
バチリオン錠100	0	20錠	使用実績なし		
モダケミン静注	0	1箱	使用実績なし		
ブランジン	0	0	使用実績なし		
モダシン	0	1箱	使用実績なし		
ロキファン	0	0	使用実績なし		
アミカマイシン	0	1箱+7管	使用実績なし		
ラセナゾリン注射用1g	0	9管	使用実績なし		
セフトジシム	1箱	0	感染症予防	マーラ等	
ロセフィン静注用	0	1箱	使用実績なし		
セファクリア錠	3箱	2箱	感染症予防	リスザル、ミニブタ	
タナロキシリン	0	0	使用実績なし		
ピクシリン	0	8本	使用実績なし		
ハリゾン錠	0	1箱	使用実績なし		
クロロマイセチン錠	0	1箱	使用実績なし		
アプシードシロップ	0	1本	使用実績なし		
ダイメトンB注20%	0	9本	使用実績なし		
ダイメトン粒状	0	1本	使用実績なし		
トリブリッセン	0	0	使用実績なし		
トリメノール散	50g	0	コクシジウム症	ミミナガヤギ	
抗真菌薬					
グリセチンV錠	0	3箱	使用実績なし		
ナイスタチン錠	0	30錠	使用実績なし		
フルコナゾール	0	20錠	使用実績なし		
イトコラゾール錠100「MEEK」	0	15錠	使用実績なし		
抗炎症薬					
リマダイル100	0	3本	使用実績なし		
リマダイル75	0	3本	使用実績なし		
リマダイル25	0	2本	使用実績なし		
フィナジン注射液1%	0	0	使用実績なし		
ボンタールカプセル	0	1缶	使用実績なし		
フルニキシン10%	1本	2本	鎮痛・消炎	ポニー等	
デカドロンエリキシル	0	1本	使用実績なし		
メタカム0.5%注射液	4本	1本	鎮痛・消炎	マーラ、モルモット等	
メロキシカム錠5mg	3箱	1箱	鎮痛・消炎	マーラ等	
メタカムチュアブル錠1.0mg	1箱	1箱	鎮痛・消炎	モルモット等	
水性デキサメサゾン注A	1本	5本	ショック治療	ヒツジ等	

平成28年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
コルソンP	0	1本	使用実績なし		
ブレドニゾン	1本	2本	消炎	モルモット、ウサギ等	
ブレドニゾン「F」	0	2箱	使用実績なし		
ブレドニゾン錠	2箱	1箱	消炎	モルモット、ウサギ等	
メチロン注	0	0	使用実績なし		
エスピレ座薬	0	90錠	使用実績なし		
小児用バファリン	0	8錠	使用実績なし		
駆虫薬					
バイコックス	2本	2本	コクシジウム症	マーラ等	
メイボール10	0	0	使用実績なし		
モキシデック	0	0	使用実績なし		
イベルメック	3本	1本	駆虫	モルモット、ウサギ、ミナガキ等	
アイボメック	0	0	使用実績なし		
アイボメックトピカル	0	1箱	使用実績なし		
コンバントリンドライシロップ	0	22包	使用実績なし		
コンバントリン錠	0	1箱	使用実績なし		
アスゾール錠	5箱	4箱	駆虫	カンガルー	
フルモキサール散	11包	5包	駆虫	ヤギ	
ミルベマイシンA顆粒	0	1本	使用実績なし		
サンマコー粉剤	0	1袋	使用実績なし		
フェンベンダゾール	0	0	使用実績なし		
スパトニン注射液	0	1本	使用実績なし		
カンバス	0	0	使用実績なし		
カマラ	0	1本	使用実績なし		
ウェルバン	0	0	使用実績なし		
ピカシンボアオン	0	1箱	使用実績なし		
フロントラインスプレー	0	6本	使用実績なし		
アドバンテージスポット	0	0	使用実績なし		
フロントライン	0	3箱(15本)	使用実績なし		
アンサイロール	0	5本	使用実績なし		
カルドメックチュアブルP272	0	2箱+5個	使用実績なし		
カルドメックチュアブルP136	0	9箱	使用実績なし		
カルドメックチュアブルP68	0	10箱	使用実績なし		
デバラシン	0	1箱+42包	使用実績なし		
エブリネクトピカル	1本	1本	駆虫	ヤギ	
アンチリコン	1本	4本	駆虫	ヤギ、ヒツジ	
ドロンタールプラス	7箱	1箱	駆虫	リクガメ	
シノラル散	1袋	1袋	駆虫	鳥類	
レボリューション	2箱	2箱	駆虫	マーラ	
消化器薬					
ミヤリサン	11箱	4箱	消化器症状の改善	カンガルー、ヤギ、ヒツジ等	
プロテアーゼ「アマノ」	0	1箱	使用実績なし		
プリンبران錠剤	1箱	1箱	消化器症状の改善	ウサギ、モルモット	
エリーテン注	1箱	0	消化器症状の改善	ウサギ、モルモット等	
ギンベル散	3包	3包	消化器症状の改善	ラマ	
グリセリン浣腸「オラダ」120	2本	3箱	消化器症状の改善	ラマ	
スバメントラル	0	5本	使用実績なし		
ペリチーム顆粒	0	0	使用実績なし		
モーサン	9袋	1箱+9袋	消化器症状の改善	ミニブタ、ヒツジ	
加香ひまし油	0	9本	使用実績なし		
硫酸マグネシウム	0	8箱	使用実績なし		
ガスモチン	0	98錠	使用実績なし		
炭酸水素ナトリウム	0	1箱	使用実績なし		
サラゾピリン	0	80錠	使用実績なし		
フェロベリンA	0	600錠	使用実績なし		
ブスコパン錠	0	80錠	使用実績なし		
ピオフェルミンR錠	0	70錠	使用実績なし		
ピオフェルミンS錠	0	0	使用実績なし		

平成28年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
ベルバリン	0	3本	使用実績なし		
シンラック	0	6本	使用実績なし		
コンスーベン内用液	0	2箱	使用実績なし		
ガスナインS	0	1本	使用実績なし		
ガスピタン	0	0	使用実績なし		
プロナミド	1箱	0	消化器症状の改善	ウサギ等	
人工カルス塩「ヤマゼン」	0	4箱	使用実績なし		
麻醉薬					
アチバメ	2本	2本	麻醉覚醒	ポニー、モルモット、ラマ等	
ハルシオン0.25mg	0	70錠	使用実績なし		
ハルシオン0.125mg	0	70錠	使用実績なし		
リスミー	0	0	使用実績なし		
アネトカインゼリー	0	3本	使用実績なし		
キシロカインゼリー	1本	0	局所麻酔	ポニー等	
ビタミン剤					
ヒタメジン静注	4本	19管	栄養補助	ヒツジ等	
メイロング	12箱	2箱	栄養補助	カンガルー	
パンカルG酸	7袋	2袋	栄養補助	ヒツジ等	
アスコルビン酸	2個	1個	栄養補助	モルモット	
アスコルビン酸注射液	1箱	1箱	栄養補助	モルモット	
エーフィード	1袋	0	栄養補助	フラミンゴ等	
レバチオ液	14箱	3箱	強肝	リスザル	
デュファラルフォルテ	0	2本	使用実績なし		
アニピタン100注射液	2箱	1箱	栄養補助	リスザル、ウサギ、ヒツジ等	
マスチゲンB	0	0	使用実績なし		
プロEQ	0	4個	使用実績なし		
カルチコール注射液	0	34管	使用実績なし		
補液					
ソラクトD	4箱	1箱	補液	ウサギ、シバヤ、コウモリ等	
5%ブドウ糖 500ml	0	19本	使用実績なし		
5%ブドウ糖 250ml	0	6本	使用実績なし		
50%ブドウ糖	1袋	1袋	緊急処置	リスザル	
ソリタ T-1	0	10本	使用実績なし		
生理食塩水	2箱	3箱	洗浄等	マーラ、ウサギ等	
デキストラン	0	9本	使用実績なし		
劇薬					
酢酸鉛	0	1本	使用実績なし		
パラスチミン	0	2箱+2管	使用実績なし		
ベサネコール	0	2箱+2管	使用実績なし		
テルペラン	12管	2箱	消化器症状の改善	ラマ、ミミナガヤギ	
エクイバランペースト	0	14本	使用実績なし		
エクイバランゴールド	6本	5本	駆虫	ポニー、ロバ	
キモチム	0	2箱	使用実績なし		
ネオASP	0	34管	使用実績なし		
ヨードチンキ	0	6本	使用実績なし		
硝酸銀	0	2本	使用実績なし		
抱水クロラール	0	1本	使用実績なし		
フェノバルビタール	0	1本	使用実績なし		
ボログルコン酸カルシウム	0	2本	使用実績なし		
強力OSM	0	2管	使用実績なし		
ボスミン注	1箱	1箱	緊急処置	リスザル等	
ブスコパン注	0	1箱	使用実績なし		
ドルベネ	2本	1本	麻酔	ウサギ、モルモット、ラマ等	
セラクター2%	2本	2本	麻酔	ラマ	
馬用セラクター	0	7本	使用実績なし		
動物用ケタラール50	0	1本	使用実績なし		
塩酸ケタミン原末	0	37.5g	使用実績なし		
塩酸ケタミン5%溶液	0	1本	使用実績なし		

平成28年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
アトロピン「タナベ」	0	55管	使用実績なし		
アトロピン「フソー」	0	1箱	使用実績なし		
イソフル	2本	2本	麻酔	ウサギ、モルモット、リスザル等	
キシロカイン0.5%	0	2本	使用実績なし		
キシロカイン1%	0	3本	使用実績なし		
キシロカイン2%	0	0	使用実績なし		
キシロカインスプレー	3本	1本	局所麻酔	ウサギ等	
ベトルファノール	1本	1箱	使用実績なし		
テラプチック静注用	1箱	1箱	緊急処置	ヤギ等	
テラプチック筋注・皮下用	1箱	1箱	緊急処置	リスザル等	
コントミン注	0	0	使用実績なし		
塩プロ注「ミタカ」	0	1箱	使用実績なし		
コンブレン	0	3本	使用実績なし		
ソムノベンチル	0	2本	使用実績なし		
メヂバル	0	3管	使用実績なし		
バドリン注	0	1箱	使用実績なし		
アンナカ	0	6管	使用実績なし		
トブラム	0	2本	使用実績なし		
ジゴシン	0	9管	使用実績なし		
ベリアクチン散1%	0	1本	使用実績なし		
インダシン座薬	0	0	使用実績なし		
ネオマイゾン注	0	0	使用実績なし		
ファンギゾンシロップ	0	8管	使用実績なし		
ネグホン	50g	0	駆虫	ウサギ、モルモット等	
サンピロ	0	15本	使用実績なし		
硫酸ゲンマイツ点眼液	0	5本	使用実績なし		
リフタマイシン	0	0	使用実績なし		
動物用日脳TCワクチン	1本	1本	感染症予防	ポニー、ロバ、ウマ	
馬インフルエンザワクチン	13本	2本	感染症予防	ポニー、ロバ、ウマ	
馬3種混合ワクチン	13本	0	感染症予防	ポニー、ロバ、ウマ	
ND・OEワクチン	2.5ml	1本	感染症予防	エジプトガン、ホロホロチョウ	
ツベルクリン	0	1本	使用実績なし		
硝酸ストリキニーネ	0	1本	使用実績なし		
向精神薬					
ホリゾン	1箱	1箱	緊急処置	リスザル	
ドルミカム	0	1箱	使用実績なし		
セルシン100倍散	0	1缶	使用実績なし		
ネンプター	0	0	使用実績なし		
ソムノベンチル	0	1本	使用実績なし		
点眼薬					
ノイボルミチン	0	6本	使用実績なし		
エコリシン	0	6本	使用実績なし		
FAD点眼液サンデン	0	20本	使用実績なし		
ムコゾーム	0	17本	使用実績なし		
アズレン	1本	4本	結膜炎	ウサギ、モルモット	
タチオン	0	0	使用実績なし		
カタリンK	0	2本	使用実績なし		
アイブライト	0	3本	使用実績なし		
ベノキシール	1本	8本	目の処置の局所麻酔	ウサギ等	
D.E.X	0	10本	使用実績なし		
コンドロン点眼液	0	57本	使用実績なし		
サンテゾーン	0	0	使用実績なし		
タリビット眼軟膏	0	0	使用実績なし		
AZ	0	0	使用実績なし		
フランピタン	0	0	使用実績なし		
リンデロンA	0	0	使用実績なし		
チオグルタン	0	0	使用実績なし		
ヒアレイン	27本	53本	角膜潰瘍	ウサギ、マール、モルモット等	

平成28年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
チアブート	0	8本	使用実績なし		
ファルキサシン点眼液	1箱	0	結膜炎、角膜潰瘍等	ウサギ、マール、モルモット等	
オフロキサシン眼軟膏	1箱	5本	結膜炎、角膜潰瘍等	ウサギ、マール、モルモット等	
消毒薬					
復方ヨードグリセリン	0	1本	使用実績なし		
ヒピテン液 5%	0	0	使用実績なし		
ラボテック液	1本	1本	消毒	マール、ラマ等	
オスバン液	0	0	使用実績なし		
ステリクロン液	0	3本	使用実績なし		
クリアキル 1l	2本	1本	消毒	獣舎等	
クリアキル 18l	1缶	1缶	消毒	獣舎等	
消毒用イソプロピルアルコール50%	11本	12本	消毒	ヒト	
消毒用イソプロアルコール50%	9本	0	消毒	ヒト	
消毒用イソプロパノール50%	7箱	2箱	消毒	ヒト	
消毒用イソプロアルコール70%	1本	0	消毒	ヒト	
消毒用エタノール(70%)	4本	14本	消毒	ヒト	
消毒用エタプロコール(70%)	2本	7本	消毒	ヒト	
消毒用イソプロピルアルコール70%	0	1箱	使用実績なし		
スクラビイン4%液	1本	1本	消毒	ヒト	
希ヨードチンキ	0	2本	使用実績なし		
クリンナップA	0	9本	使用実績なし		
クレンテ	7箱	1箱	消毒	獣舎等	
フェノール水	0	1本	使用実績なし		
オキシドール	3本	14本	消毒	モルモット等	
ヒビスコールSジェル	0	0	使用実績なし		
ゼクトン	2缶	1缶	消毒	エリア	
ネオクレハゾール	0	0	使用実績なし		
ヒオピテングルコネート液	0	0	使用実績なし		
イソジンガーゲル	0	0	使用実績なし		
アクリノール	0	6本	使用実績なし		
ガードオール	0	0	使用実績なし		
クレゾール	0	1本	使用実績なし		
ネオヨジン、PVP3-D液L(イソノ液)	5本	3本	消毒	ウサギ、モルモット、ポニー等	
PVP3-D液10%	0	1本	使用実績なし		
パコマ 1l	1本	0	消毒		
パコマ 18l	1缶	1缶	消毒	獣舎等	
ベースサン	1箱	1箱+8袋	消毒	獣舎等	
バルバスター液	0	5缶	使用実績なし		
外用薬					
ソルコセリル軟膏	0	9本	使用実績なし		
ブロメライン軟膏	2本	4本	外傷治療	ミニブタ	
ドルバロン	0	7本	使用実績なし		
フロリードD液	0	18本	使用実績なし		
フロリードDクリーム	0	8本	使用実績なし		
セバリンT軟膏	0	0	使用実績なし		
バナログ軟膏	0	5本	使用実績なし		
オキナゾールクリーム	1本	4本	真菌症	モルモット、トカラヤギ等	
エンシェントクリーム	0	5本	使用実績なし		
蹄病軟膏	0	0	使用実績なし		
アラントロックス軟膏	0	1本	使用実績なし		
カンメルバスタ	0	0	使用実績なし		
アンドレス軟膏	2個	1個	消炎鎮痛	アカツクシガモ、トカラヤギ等	
クラージェン	0	2個	使用実績なし		
ベテファーレン	0	0	使用実績なし		
ハイセチンP軟膏	3本	1箱	外傷治療	モルモット、ポニー等	
リンデロンVG軟膏	0	0	使用実績なし		
コロスキン	0	0	使用実績なし		
シッカニン軟膏	0	0	使用実績なし		

平成28年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
セリングリーン	0	0	使用実績なし		
オイラックス	0	3本	使用実績なし		
林シトサイクリン乳房炎用液NZ	1箱	0	外傷治療	マーラ等	
アクアチムローション	0	10本	使用実績なし		
キャピロン非アルコール性皮膚膜スプレー	0	1本	使用実績なし		
フランセチンT パウダー	4本	4本	外傷治療	ポニー等	
外科用アロンアルファ	1箱	1箱	外傷治療	カンガルー等	
ノベクタンスプレー	0	0	使用実績なし		
テラ・コートリルスプレー	0	1本	使用実績なし		
ダーマボンド	0	1箱	使用実績なし		
ダーマバリア	0	5本	使用実績なし		
イサロバン	0	0	使用実績なし		
エアーサロンパス	0	1本	使用実績なし		
MS冷シップ	0	34袋	使用実績なし		
デルマゾール	0	0	使用実績なし		
ペリオクリン歯科用軟膏	0	0	使用実績なし		
キチバックP	0	1箱+2枚	使用実績なし		
グラニューゲル	0	5本	使用実績なし		
イントラサイトジェル	0	1箱	使用実績なし		
オキシセル 4つ折り	0	1本	使用実績なし		
オキシセル 8つ折り	0	1本	使用実績なし		
スポンゼル	0	2箱	使用実績なし		
ベテキチン 10cm×10cm	0	2箱	使用実績なし		
ベテキチン 5cm×5cm	2枚	0枚	外傷治療	アカカンガルー等	
ハイドロサイトADプラス	0	3枚	使用実績なし		
ハイドロサイトプラス	0	2箱	使用実績なし		
オリーブ油	0	3本	使用実績なし		
ノルバックレンズ	0	2本	使用実績なし		
ヘルスシャンプー	2本	9本	洗体	シバヤギ等	
クロルヘキシジンシャンプー	6本	1本	洗体	モルモット等	
ゲンタシン軟膏	3本	3本	外傷治療	ウサギ、ハコガメ等	
ゲーベンクリーム	0	5個	使用実績なし		
フィブラストスプレー	0	0	使用実績なし		
クイックストップ	3本	2本	外傷治療	ウサギ、モルモット	
FRパスタ	1本	1本	除角	ヤギ	
ボスミン外用液	6本	2本	外傷治療	マーラ等	
尿素	1本	1本	外傷治療	ミニブタ等	
その他					
タウリン	17箱	0	強肝	リスザル	
ウルソ	4箱	2箱	強肝	ラマ、ヤギ、ウサギ等	
ウルソ注射液	1箱	4本	強肝	ヤギ	
ネオヘキサメチオニン	8本	1箱+2本	補液	ヒツジ、ウサギ、マーラ等	
タチオン	0	28管	使用実績なし		
強力ネオミノファーゲンシー	2箱	2箱	強肝	ラマ、ヤギ、ウサギ等	
ネオファーゲンC配合錠	1箱	0	強肝	リスザル	
ランデルチオンS	0	90錠	使用実績なし		
ネオアスシロップ	0	1本	使用実績なし		
ムコフィリン	0	2箱+9管	使用実績なし		
ムコダイン錠	0	1箱	使用実績なし		
ネオフィリン（注射薬）	0	1箱	使用実績なし		
ネオフィリン（経口薬）	0	1箱	使用実績なし		
フェニラミン注	0	48管	使用実績なし		
ラドン	0	3箱	使用実績なし		
ピレチア2.5%	0	0	使用実績なし		
メイロン	0	0	使用実績なし		
ラシックス	0	1箱+7管	使用実績なし		
フルバミド	0	1箱	使用実績なし		
ダイアモックス錠	0	70錠	使用実績なし		

平成28年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
ラドンナ注	0	1箱	使用実績なし		
ピタカンファー	0	1箱	使用実績なし		
ソルコセリル注	0	1箱	使用実績なし		
トランサミン注	2箱	2箱	止血	モルモット、ミニブタ	
トランサミン錠250ml	2箱	2箱	止血	モルモット、ミニブタ	
ヘパリンNa	1本	1箱	血液凝固防止	ヒツジ等	
ロバキシシ	0	0	使用実績なし		
A T P 注	0	1箱+10管	使用実績なし		
ジースインプラント2本入り	0	1箱	使用実績なし		
ジースインプラント5本入り	0	1箱	使用実績なし		
アトニン-0	0	1箱	使用実績なし		
単シロップ	1本	0	薬剤の溶媒として	ウサギ、モルモット	
ウロストン	0	14包	使用実績なし		
バム静注500mg	0	1箱	使用実績なし		
プロサボ	0	8包	使用実績なし		
かぜシロップS	0	0	使用実績なし		
鼻炎シロップ	0	0	使用実績なし		
ラクツロース	3箱	1箱	腸管内砂の排出	リクガメ	
デトキソール	0	1箱	使用実績なし		
ブライアン点滴静注	0	1箱	使用実績なし		
トンキー	1箱	4本	貧血	ミミナガヤギ	
フェロステック錠	0	1箱	使用実績なし	ミミナガヤギ	
アドナ	1箱	1箱	止血	モルモット	

平成29年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
抗生剤					
テラマイシン L A注射液	7箱	2本	カンガルー病、感染症予防	アカカンガルー等	
バクテロン散5%	0	4箱+2袋	使用実績なし		
鼻内用カナマイシン	0	0	使用実績なし		
カナマイシン注NZ	0	1箱	使用実績なし		
スベルゾン静注用0.5g	0	7管	使用実績なし		
ケフレックスシロップ用細粒	0	1本	使用実績なし		
ホスミシン細粒40%	7箱	6箱	感染症予防	ヒツジ、シバヤギ	
ネオテラミックス	0	2袋	使用実績なし		
子宮内膜炎用ホーミングマイシン	2本	1箱+1本	膣脱	ラマ	
バイトリル2.5%HV液	2本	1本	使用実績なし		
バイトリル10%注射液	1本	1本	感染症予防	ウサギ、モルモット等	
バイトリルワンショット	1本	0	感染症予防	コブハクチョウ、マーラ等	
バイトリル15mg錠	1箱	2箱	感染症予防	ウサギ、モルモット等	
バイトリル50mg錠	1箱	3箱	感染症予防	ウサギ、ヤギ等	
バイトリル150mg錠	2箱	2箱	感染症予防	カビバラ、ラマ等	
マイシリンゾル	1本	1本	感染症予防	ウサギ、ボニー等	
レボフロキサシン	1箱	1箱	感染症予防	ウサギ	
ピブラマイシン錠50m g	0	80錠	使用実績なし		
バナンドライシロップ	0	0	使用実績なし		
インダスト点滴・静注用	0	2箱	使用実績なし		
バチリオン錠100	0	20錠	使用実績なし		
モダケミン静注	0	1箱	使用実績なし		
ブランジン	0	0	使用実績なし		
モダシン	0	1箱	使用実績なし		
ロキファン	0	0	使用実績なし		
アミカマイシン	0	1箱+7管	使用実績なし		
ラセナゾリン注射用1g	0	9管	使用実績なし		
セフトジシム	0	0	使用実績なし		
ロセフィン静注用	0	1箱	使用実績なし		
セファクリア錠	1箱	2箱	感染症予防	ミニブタ	
タナロキシシ	0	0	使用実績なし		
ピクシリン	0	1箱	使用実績なし		
ハリゾン錠	0	1箱	使用実績なし		
クロロマイセチン錠	0	1箱	使用実績なし		
アプシードシロップ	0	1本	使用実績なし		
ダイメトンB注20%	0	9本	使用実績なし		
ダイメトン粒状	0	1本	使用実績なし		
ゲンタシン注	0	1箱	使用実績なし		
バクタ	1本	1本	感染予防	ウサギ、モルモット	
抗真菌薬					
グリセチンV錠	0	3箱+9錠	使用実績なし		
ナイスタチン錠	0	30錠	使用実績なし		
フルコナゾール	0	20錠	使用実績なし		
イトコラゾール錠100「MEEK」	0	15錠	使用実績なし		
抗炎症薬					
リマダイル100	0	3本	使用実績なし		
リマダイル75	0	3本	使用実績なし		
リマダイル25	0	2本	使用実績なし		
ボンタールカプセル	0	1缶	使用実績なし		
フルニキシン10%	1本	1本	鎮痛・消炎	ボニー等	
デカドロンエリキシル	0	1本	使用実績なし		
メタカム0.5%注射液	2本	1本	鎮痛・消炎	マーラ、モルモット等	
メロキシカム錠5mg	2箱	40錠	鎮痛・消炎	マーラ等	
メタカムチュアブル錠1.0mg	1箱	1箱	鎮痛・消炎	モルモット等	
水性デキサメサゾン注A	1本	7本	ショック治療	ヒツジ等	
コルソンP	0	1本	使用実績なし		
ブレドニゾロン	1本	2本	消炎	モルモット、ウサギ等	

平成29年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
ブレドニゾン「F」	0	2箱	使用実績なし		
ブレドニゾン錠	1箱	2箱	消炎	ヒツジ、ミニブタ等	
駆虫薬					
バイコックス	1本	0	コクシジウム症予防	ポニー	
メイポール10	0	0	使用実績なし		
モキシデック	0	0	使用実績なし		
イベルメック	2本	1本	駆虫	ヤギ、ヒツジ等	
アイボメック	0	0	使用実績なし		
アイボメックトピカル	0	1箱	使用実績なし		
コンバントリンドライシロップ	0	22包	使用実績なし		
コンバントリン錠	0	1箱	使用実績なし		
アズゾール錠	2箱	2箱	駆虫	ヒツジ、カピバラ等	
フルモキサール散	0	1箱	使用実績なし		
ミルベマイシンA顆粒	0	1本	使用実績なし		
サンマコー粉剤	0	1袋	使用実績なし		
フェンベンダゾール	0	0	使用実績なし		
スパトニン注射液	0	1本	使用実績なし		
カンバス	0	0	使用実績なし		
カマラ	0	1本	使用実績なし		
ウェルバン	0	0	使用実績なし		
ピカシンボアオン	0	1箱	使用実績なし		
フロントラインスプレー	0	6本	使用実績なし		
アドバンテージスポット	0	0	使用実績なし		
フロントライン	0	3箱(15本)	使用実績なし		
アンサイロール	0	5本	使用実績なし		
カルドメックチュアブルP272	0	1箱	使用実績なし		
カルドメックチュアブルP136	0	1箱	使用実績なし		
カルドメックチュアブルP68	0	1箱	使用実績なし		
デバラシン	0	1箱+42包	使用実績なし		
エブリネクトピカル	0	1本	使用実績なし		
アンチリコン	0	4本	使用実績なし		
ドロンタールプラス	0	1箱	使用実績なし		
シノラール散	1袋	1袋	駆虫	鳥類	
レボリューション	0	2箱	使用実績なし		
消化器薬					
ミヤリサン	15箱	3箱	消化器症状の改善	カンガルー、ヤギ、ヒツジ等	
プロテアーゼ「アマノ」	0	1箱	使用実績なし		
ブラミール錠剤	1箱	1箱	消化器症状の改善	ウサギ、モルモット	
ブラミールシロップ	1本	1本	消化器症状の改善	ウサギ、モルモット	
エリーテン注	1箱	1箱	消化器症状の改善	ウサギ、モルモット等	
ギンベル散	0	3包	使用実績なし		
グリセリン洗腸「オラダ」120	1箱	3箱	消化器症状の改善	ポニー	
スバメントラル	0	5本	使用実績なし		
ベリチーム顆粒	0	0	使用実績なし		
モーサン	0	1箱+9袋	使用実績なし		
加香ひまし油	0	9本	使用実績なし		
硫酸マグネシウム	0	8箱	使用実績なし		
ガスモチン	0	98錠	使用実績なし		
炭酸水素ナトリウム	0	1箱	使用実績なし		
サラゾピリン	0	80錠	使用実績なし		
フェロベリンA	0	600錠	使用実績なし		
ブスコパン錠	0	80錠	使用実績なし		
ピオフィェルミンR錠	0	70錠	使用実績なし		
ピオフィェルミンS錠	0	0	使用実績なし		
ベルバリン	0	3本	使用実績なし		
シンラック	0	6本	使用実績なし		
コンスーベン内用液	0	2箱	使用実績なし		
ガスナインS	0	1本	使用実績なし		

平成29年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
ガスピタン	0	0	使用実績なし		
プロナミド	1箱	1箱	消化器症状の改善	ウサギ等	
オメブラゾール錠	0	1箱	使用実績なし		
タガメット錠	0	1箱	使用実績なし		
タガメット注	0	1箱	使用実績なし		
ガスコンドロップ	1本	1本	消化器症状の改善	ウサギ等	
人工カルス塩「ヤマゼン」	0	4箱	使用実績なし		
麻酔薬					
アチバメ	3本	2本	麻酔覚醒	ポニー、モルモット、ラマ等	
ブプレノルフィン注	0	1本	使用実績なし		
ハルシオン0.25mg	0	70錠	使用実績なし		
ハルシオン0.125mg	0	70錠	使用実績なし		
リスミー	0	0	使用実績なし		
アネトカインゼリー	0	3本	使用実績なし		
キシロカインゼリー	1本	4本	局所麻酔	ポニー等	
ビタミン剤					
ピタメジン静注	4本	19管	栄養補助	ヒツジ等	
メイロング	6箱	3箱	栄養補助	カンガルー	
パンカルG酸	5袋	11袋	栄養補助	ラマ等	
アスコルビン酸	4個	1個	栄養補助	モルモット	
アスコルビン酸注射液	1箱	1箱	栄養補助	モルモット	
エーフィード	1箱	0	栄養補助	フラミンゴ等	
レバチオ液	15箱	2箱	強肝	リスザル	
デュファラルフォルテ	0	2本	使用実績なし		
アニビタン100注射液	9箱	2箱	栄養補助	リスザル、ウサギ、ヒツジ等	
マスチゲンB	0	0	使用実績なし		
プロEQ	0	0	使用実績なし		
カルチコール注射液	0	34管	使用実績なし		
補液					
ソルラクトD	3箱	2箱	補液	ウサギ、カンガルー、コウモリ等	
5%ブドウ糖 500ml	0	19本	使用実績なし		
5%ブドウ糖 250ml	0	6本	使用実績なし		
50%ブドウ糖	1袋	1袋	緊急処置	リスザル	
ソリタ T-1	0	10本	使用実績なし		
生理食塩水	2箱	2箱	洗浄等	マウラ、ウサギ等	
デキストラン	0	9本	使用実績なし		
劇薬					
酢酸鉛	0	1本	使用実績なし		
パラチミン	0	2箱+2管	使用実績なし		
ベサネコール	0	2箱+2管	使用実績なし		
テルベラン	2管	1箱	消化器症状の改善	ヤギ、アカカンガルー等	
エクイバランゴールド	2本	5本	駆虫	ポニー、ロバ	
キモチーム	0	1箱	使用実績なし		
ネオアスP	0	34管	使用実績なし		
ヨードチンキ	0	6本	使用実績なし		
硝酸銀	0	2本	使用実績なし		
抱水クロラール	0	1本	使用実績なし		
フェノバルビタール	0	1本	使用実績なし		
ポログルコン酸カルシウム	0	2本	使用実績なし		
強力OSM	0	2管	使用実績なし		
ボスミン注	2箱	1箱	緊急処置	リスザル等	
ブスコパン注	0	1箱	使用実績なし		
ドルベネ	3本	1本	麻酔	ウサギ、モルモット、ラマ等	
セラクター2%	2本	2本	麻酔	ラマ	
牛用セラクター	1本	1本	麻酔	ヤギ	
馬用セラクター	0	7本	使用実績なし		
動物用ケタラール50	26.4ml	3本	麻酔	ポニー等	
塩酸ケタミン原末	0	37.5g	使用実績なし		

平成29年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
塩酸ケタミン5%溶液	0	1本	使用実績なし		
アトロピン「タナベ」	0	55管	使用実績なし		
アトロピン「フソー」	0	1箱	使用実績なし		
イソフル	2本	3本	麻酔	ウサギ、モルモット、リスザル等	
キシロカイン0.5%	0	2本	使用実績なし		
キシロカイン1%	0	3本	使用実績なし		
キシロカイン2%	0	2本	使用実績なし		
キシロカインスプレー	2本	1本	局所麻酔	ウサギ等	
ベトルファノール	0	1箱	使用実績なし		
テラブチク静注用	1箱	1箱	緊急処置	ヤギ等	
テラブチク筋注・皮下用	1箱	1箱	緊急処置	リスザル等	
コントミン注	0	0	使用実績なし		
塩プロ注「ミタカ」	0	1箱	使用実績なし		
コンベレン	0	3本	使用実績なし		
ソムノベンチル	0	2本	使用実績なし		
メヂバル	0	3管	使用実績なし		
バドリン注	0	1箱	使用実績なし		
アンナカ	0	6管	使用実績なし		
ドブラム	0	2本	使用実績なし		
ジゴシン	0	9管	使用実績なし		
ペリアクチン散1%	0	1本	使用実績なし		
インダシン座薬	0	0	使用実績なし		
ネオマイゾン注	0	0	使用実績なし		
ファンギゾンシロップ	0	8管	使用実績なし		
ネグホン	50g	0	駆虫	ウサギ、モルモット等	
サンピロ	0	15本	使用実績なし		
硫酸ゲンタマイシン点眼液	0	5本	使用実績なし		
リフタマイシン	0	0	使用実績なし		
動物用日脳TCワクチン	1本	1本	感染症予防	ポニー、ロバ、ウマ	
馬インフルエンザワクチン	1本	2本	感染症予防	ポニー、ロバ、ウマ	
馬3種混合ワクチン	14本	2本	感染症予防	ポニー、ロバ、ウマ	
ND・OEワクチン	2.5ml	1本	感染症予防	エジプトガン、ホロホロチョウ	
ツベルクリン	0	1本	使用実績なし		
硝酸ストリキニーネ	0	1本	使用実績なし		
向精神薬					
ホリゾン	1箱	1箱	緊急処置	リスザル	
ドルミカム	0	1箱	使用実績なし		
セルシン100倍散	0	1缶	使用実績なし		
ネンブタール	0	0	使用実績なし		
ソムノベンチル	0	2本	使用実績なし		
点眼薬					
ノイボルミチン	0	6本	使用実績なし		
エコリシン	0	6本	使用実績なし		
FAD点眼液サンデン	0	20本	使用実績なし		
ムコゾーム	0	17本	使用実績なし		
アズレン	2本	3本	結膜炎	リスザル、ウサギ、マール	
タチオン	0	0	使用実績なし		
カタリンK	0	2本	使用実績なし		
アイブライト	0	3本	使用実績なし		
ベノキシル	2本	1箱	目の処置の局所麻酔	ウサギ等	
D.E.X	0	10本	使用実績なし		
コンドロン点眼液	0	57本	使用実績なし		
サンテゾーン	0	0	使用実績なし		
エコリシン眼軟膏	2本	1箱	角膜潰瘍	モルモット等	
AZ	0	0	使用実績なし		
フランピタン	0	0	使用実績なし		
リンデロンA	0	0	使用実績なし		
チオグルタン	0	0	使用実績なし		

平成29年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
ヒアレイン	27本	53本	角膜潰瘍	ウサギ、マール、モルモット等	
チアブート	0	8本	使用実績なし		
ファルキサシン点眼液	5本	1箱	結膜炎、角膜潰瘍等	モルモット等	
フルオロメトロン点眼液	0	1箱	使用実績なし		
オフロキサシン眼軟膏	1箱	5本	結膜炎、角膜潰瘍等	ウサギ、マール、モルモット等	
消毒薬					
復方ヨードグリセリン	0	1本	使用実績なし		
ヒピテン液 5%	0	0	使用実績なし		
ラボテック液	1本	1本	消毒	マール、ラマ等	
オスバン液	0	0	使用実績なし		
ステリクロン液	2本	3本	消毒	マール、ウサギ等	
クリアキル 1l	0	0	使用実績なし		
クリアキル 18l	7缶	1缶	消毒	獣舎等	
消毒用イソプロピルアルコール50%	11本	12本	消毒	ヒト	
消毒用イソプロアルコール50%	9本	0	消毒	ヒト	
消毒用イソプロパノール50%	7箱	2箱	消毒	ヒト	
消毒用イソプロアルコール70%	1本	0	消毒	ヒト	
消毒用エタノール(70%)	4本	14本	消毒	ヒト	
消毒用エタプロコール(70%)	2本	7本	消毒	ヒト	
消毒用イソプロピルアルコール70%	0	1箱	使用実績なし		
スクラビイン4%液	1本	1本	消毒	ヒト	
希ヨードチンキ	0	2本	使用実績なし		
クリナップA	0	9本	使用実績なし		
クレンテ	2箱	30袋	消毒	獣舎等	
フェノール水	0	1本	使用実績なし		
オキシドール	1本	14本	消毒	モルモット等	
ヒビスコールSジェル	0	0	使用実績なし		
ゼクトン	1缶	1缶	使用実績なし		
ネオクレハゾール	0	0	使用実績なし		
ヒオピテングルコネート液	0	0	使用実績なし		
イソジンガーゲル	0	0	使用実績なし		
アクリノール	0	6本	使用実績なし		
ガードオール	0	0	使用実績なし		
クレゾール	0	1本	使用実績なし		
ネオヨジン、PVP3-D液L(イソジン液)	5本	1本	消毒	ウサギ、モルモット、ポニー等	
PVP3-D液10%	0	1本	使用実績なし		
パコマ 1l	0	0	使用実績なし		
パコマ 18l	0	0	使用実績なし		
ベースサン	1箱	1箱+8袋	消毒	獣舎等	
バルバスター液	0	5缶	使用実績なし		
外用薬					
ソルコセリル軟膏	0	9本	使用実績なし		
プロメライン軟膏	0	4本	使用実績なし		
ドルバロン	0	7本	使用実績なし		
フロリードD液	0	18本	使用実績なし		
フロリードDクリーム	0	8本	使用実績なし		
セバリンT軟膏	0	0	使用実績なし		
バナログ軟膏	0	5本	使用実績なし		
オキナゾールクリーム	1本	4本	真菌症	モルモット、トカラヤギ等	
エンシエントクリーム	0	5本	使用実績なし		
蹄病軟膏	0	0	使用実績なし		
カンメルバスタ	0	0	使用実績なし		
アンドレス軟膏	1個	2個	消炎鎮痛	ポニー等	
クラーゲン	0	2個	使用実績なし		
ベテファーレン	0	0	使用実績なし		
ハイセチンP軟膏	1本	1箱	外傷治療	モルモット、ポニー等	
リンデロンVG軟膏	0	0	使用実績なし		
コロスキン	0	0	使用実績なし		

平成29年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
シッカニン軟膏	0	0	使用実績なし		
セリングリーン	0	0	使用実績なし		
オイラックス	0	3本	使用実績なし		
林シトサイケツ乳房炎用液NZ	1箱	0	外傷治療	マーラ等	
アクアチムローション	0	10本	使用実績なし		
キャピロン非アルコール性皮膜スプレー	0	1本	使用実績なし		
フランセチンT パウダー	2本	1本	外傷治療	ポニー等	
外科用アロンアルファ	1箱	2箱	外傷治療	カンガルー等	
ノベクタンスプレー	0	0	使用実績なし		
テラ・コートリルスプレー	0	1本	使用実績なし		
ダーマボンド	0	1箱	使用実績なし		
ダーマバリア	0	5本	使用実績なし		
イサロバン	0	0	使用実績なし		
エア・サロンパス	0	1本	使用実績なし		
MS冷シップ	0	34袋	使用実績なし		
デルマゾール	0	0	使用実績なし		
ペリオクリン歯科用軟膏	0	0	使用実績なし		
キチバックP	0	1箱+2枚	使用実績なし		
グラニューゲル	0	5本	使用実績なし		
イントラサイトジェル	0	1箱	使用実績なし		
オキシセル 4つ折り	0	1本	使用実績なし		
オキシセル 8つ折り	0	1本	使用実績なし		
スボンゼル	0	2箱	使用実績なし		
ベテキチン 10cm x 10cm	0	2箱	使用実績なし		
ベテキチン 5cm x 5cm	2枚	0枚	外傷治療	カンガルー等	
ハイドロサイトADプラス	0	3枚	使用実績なし		
ハイドロサイトプラス	0	2箱	使用実績なし		
オリーブ油	0	3本	使用実績なし		
ノルバックレンズ	0	2本	使用実績なし		
クローラヘキシジンシャンプー	10本	12本	洗体	モルモット等	
セボゾールシャンプー	1本	1本	洗体	ポニー	
ゲンタシン軟膏	0	1箱	使用実績なし		
ゲーベンクリーム	0	5個	使用実績なし		
フィブラストスプレー	0	0	使用実績なし		
クイックストップ	1本	1本	外傷治療	ウサギ、モルモット	
FRパスタ	0	1本	使用実績なし		
ボスミン外用液	0	2本	使用実績なし		
ピルスー	1箱	5本	膿瘍	ウサギ等	
尿素	0	1本	使用実績なし		
その他					
タウリン	19箱	2箱	強肝	リスザル	
ウルソ	1箱	2箱	強肝	ラマ、ヤギ、ウサギ等	
ウルソ注射液	0	1箱	強肝	ヤギ	
ネオヘキサメチオニン	4箱	2本	補液	ヒツジ、ウサギ、マーラ等	
タチオン	0	28管	使用実績なし		
強力ネオミノファーゲンシー	2箱	1箱	強肝	ラマ、ヤギ、ウサギ等	
ネオファーゲンC配合錠	2箱	0	強肝	リスザル	
ランデールチオンS	0	90錠	使用実績なし		
ネオアスシロップ	0	1本	使用実績なし		
ムコフィリン	0	2箱+9管	使用実績なし		
ムコダイン錠	0	1箱	使用実績なし		
ネオフィリン(注射薬)	0	1箱	使用実績なし		
ネオフィリン(経口薬)	0	1箱	使用実績なし		
フェニラミン注	0	48管	使用実績なし		
ラドン	0	3箱	使用実績なし		
ピレチア2.5%	0	0	使用実績なし		
メイロン	0	0	使用実績なし		
ラシックス	0	1箱	使用実績なし		

平成29年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
フルバミド	0	1箱	使用実績なし		
ダイアモックス錠	0	70錠	使用実績なし		
ラドンナ注	0	1箱	使用実績なし		
ピタカンファー	0	1箱	使用実績なし		
ソルコセリル注	0	1箱	使用実績なし		
トランサミン注	1箱	0	止血	モルモット、ミニブタ	
トランサミン錠250ml	1箱	0	止血	モルモット、ミニブタ	
ヘパリンNa	1本	1箱	血液凝固防止	ヒツジ等	
ロバキシシ	0	0	使用実績なし		
アトニン-0	0	1箱	使用実績なし		
単シロップ	1本	1本	薬剤の溶媒として	ウサギ、モルモット、インコ	
ウロストン	0	11包	使用実績なし		
バム静注500mg	0	1箱	使用実績なし		
プロサボ	0	8包	使用実績なし		
ラクツロース	0	1箱	使用実績なし		
デトキソール	0	1箱	使用実績なし		
ブライアン点滴静注	0	1箱	使用実績なし		
トンキー	1本	1箱	貧血	ミミナガヤギ	
フェロステック錠	0	1箱	使用実績なし		
アドナ	1箱	1箱	止血	ミニブタ	

平成30年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
抗生剤					
テラマイシン L A注射液	1箱	1箱+2本	カンガルー病、感染症予防	アカカンガルー等	
アモスタック L A	0	1本	使用実績なし		
バクテロン散5%	0	4箱+2袋	使用実績なし		
鼻内用カナマイシン	0	0	使用実績なし		
カナマイシン注NZ	0	1箱	使用実績なし		
スベルゾン静注用0.5g	0	7管	使用実績なし		
ケフレックスシロップ用細粒	0	1本	使用実績なし		
ホスミン細粒40%	2箱	6箱	感染症予防	ヒツジ、シバヤギ	
ネオテラミックス	0	2袋	使用実績なし		
子宮内膜炎用ホーミングマイシン	0	1箱+1本	使用実績なし		
バイトリル2.5%HV液	1本	0	感染予防	モルモット	
バイトリル10%注射液	1本	1本	感染症予防	ウサギ、モルモット等	
バイトリルワンショット	1本	1本	感染症予防	コブハクチョウ、マーラ等	
バイトリル15mg錠	1箱	0	感染症予防	ウサギ、モルモット等	
バイトリル50mg錠	1箱	3箱	感染症予防	コブハクチョウ等	
バイトリル150mg錠	1箱	1箱	感染症予防	ラマ等	
マイシリンゾル	1本	1本	感染症予防	ウサギ、ボニー等	
レボフロキサシン	1箱	1箱	感染症予防	ウサギ	
ピブラマイシン錠50m g	0	80錠	使用実績なし		
バナンドライシロップ	0	0	使用実績なし		
インダスト点滴・静注用	1箱	1箱	カンガルー病	アカカンガルー	
バチリオン錠100	0	20錠	使用実績なし		
モダケミン静注	0	1箱	使用実績なし		
ブランジン	0	0	使用実績なし		
モダシン	0	1箱	使用実績なし		
ロキファン	0	0	使用実績なし		
アミカマイシン	0	1箱+7管	使用実績なし		
ラセナゾリン注射用1g	0	9管	使用実績なし		
セフトジシム	1箱	0	感染症予防	マーラ等	
ロセフィン静注用	0	1箱	使用実績なし		
セファクリア錠	1箱	2箱	感染症予防	ミニブタ	
タナロキシリン	0	0	使用実績なし		
ピクシリン	0	1箱	使用実績なし		
ハリゾン錠	0	1箱	使用実績なし		
クロロマイセチン錠	0	1箱	使用実績なし		
アプシードシロップ	0	1本	使用実績なし		
ダイメトンB注20%	0	9本	使用実績なし		
ダイメトン粒状	0	1本	使用実績なし		
トリブリッセン	0	0	使用実績なし		
トリメノール散	50 g	0	コクシジウム症	ミミナガヤギ	
抗真菌薬					
グリセチンV錠	0	3箱+9錠	使用実績なし		
ナイスタチン錠	0	30錠	使用実績なし		
フルコナゾール	0	20錠	使用実績なし		
イトコラゾール錠100「MEEK」	0	15錠	使用実績なし		
抗炎症薬					
リマダイル100	0	3本	使用実績なし		
リマダイル75	0	3本	使用実績なし		
リマダイル25	0	2本	使用実績なし		
フィナジン注射液1%	0	0	使用実績なし		
ボンタールカプセル	0	1缶	使用実績なし		
フルニキシン10%	1本	1本	鎮痛・消炎	ボニー等	
デカドロンエリキシル	0	1本	使用実績なし		
メタカム0.5%注射液	1本	0	鎮痛・消炎	マーラ、モルモット等	
メロキシカム錠5mg	1箱	1箱	鎮痛・消炎	ヤギ等	
メタカムチュアブル錠1.0mg	1箱	1箱	鎮痛・消炎	モルモット等	
水性デキサメサゾン注A	1本	5本	ショック治療	ヒツジ等	

平成30年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
コルソンP	0	1本	使用実績なし		
ブレドニゾン	1本	2本	消炎	モルモット、ウサギ等	
ブレドニゾン「F」	0	2箱	使用実績なし		
ブレドニゾン錠	6箱	2箱	消炎	ヒツジ、ミニブタ等	
メチロン注	0	0	使用実績なし		
エスピレ座薬	0	90錠	使用実績なし		
小児用バファリン	0	8錠	使用実績なし		
駆虫薬					
バイコックス	1本	1本	コクシジウム症予防	ポニー	
メイボール10	0	0	使用実績なし		
モキシデック	0	0	使用実績なし		
イベルメック	1本	1本	駆虫	ヤギ、ヒツジ等	
アイボメック	0	1本	使用実績なし		
アイボメクトピカル	0	1箱	使用実績なし		
コンバントリンドライシロップ	0	22包	使用実績なし		
コンバントリン錠	0	1箱	使用実績なし		
アスゾール錠	1箱	4箱	駆虫	ヒツジ	
フルモキサール散	0	1箱	使用実績なし		
ミルベマイシンA顆粒	0	1本	使用実績なし		
サンマコー粉剤	0	1袋	使用実績なし		
フェンベンダゾール	0	0	使用実績なし		
スパトニン注射液	0	1本	使用実績なし		
カンバス	0	0	使用実績なし		
カマラ	0	1本	使用実績なし		
ウェルバン	0	0	使用実績なし		
ピカシンボアオン	0	1箱	使用実績なし		
フロントラインスプレー	0	6本	使用実績なし		
アドバンテージスポット	0	0	使用実績なし		
フロントライン	0	3箱(15本)	使用実績なし		
アンサイロール	0	5本	使用実績なし		
カルドメックチュアブルP272	0	1箱	使用実績なし		
カルドメックチュアブルP136	0	1箱	使用実績なし		
カルドメックチュアブルP68	0	1箱	使用実績なし		
デバラシン	0	1箱+42包	使用実績なし		
エブリネクトピカル	0	1本	使用実績なし		
アンチリコン	0	4本	使用実績なし		
ドロンタールプラス	0	3箱	使用実績なし		
シノラル散	1袋	1袋	駆虫	鳥類	
レボリューション	0	2箱	使用実績なし		
消化器薬					
ミヤリサン	2箱	3箱	消化器症状の改善	カンガルー、ヤギ、ヒツジ等	
プロテアーゼ「アマノ」	0	1箱	使用実績なし		
プリンペラン錠剤	1箱	1箱	消化器症状の改善	ウサギ、モルモット	
エリーテン注	1箱	1箱	消化器症状の改善	ウサギ、モルモット等	
ギンベル散	0	3包	使用実績なし		
グリセリン浣腸「オラダ」120	2本	3箱	消化器症状の改善	ラマ	
スバメントラル	0	5本	使用実績なし		
ペリチーム顆粒	0	0	使用実績なし		
モーサン	9袋	1箱+9袋	消化器症状の改善	ミニブタ、ヒツジ	
加香ひまし油	0	9本	使用実績なし		
硫酸マグネシウム	0	8箱	使用実績なし		
ガスモチン	0	98錠	使用実績なし		
炭酸水素ナトリウム	0	1箱	使用実績なし		
サラソピリン	0	80錠	使用実績なし		
フェロベリンA	0	600錠	使用実績なし		
ブスコパン錠	0	80錠	使用実績なし		
ピオフェルミンR錠	0	70錠	使用実績なし		
ピオフェルミンS錠	0	0	使用実績なし		

平成30年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
ペルバリン	0	3本	使用実績なし		
シンラック	0	6本	使用実績なし		
コンスーベン内用液	0	2箱	使用実績なし		
ガスナインS	0	1本	使用実績なし		
ガスピタン	0	0	使用実績なし		
プロナミド	1箱	1箱	消化器症状の改善	ウサギ等	
人工カルス塩「ヤマゼン」	0	4箱	使用実績なし		
麻酔薬					
アチバメ	1本	1本	麻酔覚醒	ポニー、モルモット、ラマ等	
ハルシオン0.25mg	0	70錠	使用実績なし		
ハルシオン0.125mg	0	70錠	使用実績なし		
リスミー	0	0	使用実績なし		
アネトカインゼリー	0	3本	使用実績なし		
キシロカインゼリー	1本	1箱	局所麻酔	ポニー等	
ビタミン剤					
ピタメジン静注	0	19管	使用実績なし		
メイロング	2箱	1箱	栄養補助	カンガルー	
パンカルG酸	1袋	11袋	栄養補助	ラマ等	
アスコルビン酸	2個	2個	栄養補助	モルモット	
アスコルビン酸注射液	10管	1箱	栄養補助	モルモット	
エーフィード	0	0	使用実績なし		
レバチオ液	10箱	1箱	強肝	リスザル	
デュファラルフォルテ	0	2本	使用実績なし		
アニピタン100注射液	2箱	2箱	栄養補助	リスザル、ウサギ、ヒツジ等	
マスチゲンB	0	38管	使用実績なし		
プロEQ	0	4個	使用実績なし		
カルチコール注射液	0	34管	使用実績なし		
補液					
ソルラクトD	1箱	2箱	補液	ウサギ、シバヤギ、コウモリ等	
5%ブドウ糖 500ml	0	19本	使用実績なし		
5%ブドウ糖 250ml	0	6本	使用実績なし		
50%ブドウ糖	1袋	1袋	緊急処置	リスザル	
ソリタ T-1	0	10本	使用実績なし		
生理食塩水	2袋	2箱	洗浄等	マウラ、ウサギ等	
デキストラン	0	9本	使用実績なし		
劇薬					
酢酸鉛	0	1本	使用実績なし		
パラステミン	0	2箱+2管	使用実績なし		
ベサネコール	0	2箱+2管	使用実績なし		
テルベラン	1管	2箱	消化器症状の改善	ラマ、ミミナガヤギ	
エクイバランゴールド	1本	3本	駆虫	ポニー、ロバ	
キモチーム	0	2箱	使用実績なし		
ネオアスP	0	34管	使用実績なし		
ヨードチンキ	0	6本	使用実績なし		
硝酸銀	0	2本	使用実績なし		
抱水クロラール	0	1本	使用実績なし		
フェノバルビタール	0	1本	使用実績なし		
ポログルコン酸カルシウム	0	2本	使用実績なし		
強力OSM	0	2管	使用実績なし		
ボスミン注	1箱	1箱	緊急処置	リスザル等	
ブスコパン注	0	1箱	使用実績なし		
ドルベネ	2本	2本	麻酔	ウサギ、モルモット、ラマ等	
セラクター2%	2本	2本	麻酔	ラマ	
馬用セラクター	0	7本	使用実績なし		
動物用ケタラール50	26.4ml	1本	麻酔	ポニー等	
塩酸ケタミン原末	0	37.5g	使用実績なし		
塩酸ケタミン5%溶液	0	1本	使用実績なし		
アトロピン「タナベ」	0	55管	使用実績なし		

平成30年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
アトロピン「フソー」	0	1箱	使用実績なし		
イソフル	2本	3本	麻酔	ウサギ、モルモット、リスザル等	
キシロカイン0.5%	0	2本	使用実績なし		
キシロカイン1%	0	3本	使用実績なし		
キシロカイン2%	0	2本	使用実績なし		
キシロカインスプレー	3本	1本	局所麻酔	ウサギ等	
ベトルファノール	1本	1箱	使用実績なし		
テラブチク静注用	1箱	1箱	緊急処置	ヤギ等	
テラブチク筋注・皮下用	1箱	1箱	緊急処置	リスザル等	
コントミン注	0	0	使用実績なし		
塩プロ注「ミタカ」	0	1箱	使用実績なし		
コンベレン	0	3本	使用実績なし		
ソムノベンチル	0	2本	使用実績なし		
メチパール	0	3管	使用実績なし		
パドリン注	0	1箱	使用実績なし		
アンナカ	0	6管	使用実績なし		
ドブラム	0	2本	使用実績なし		
ジゴシン	0	9管	使用実績なし		
ペリアクチン散1%	0	1本	使用実績なし		
インダシン座薬	0	0	使用実績なし		
ネオマイゾン注	0	0	使用実績なし		
ファンギゾンシロップ	0	8管	使用実績なし		
ネグホン	50g	0	駆虫	ウサギ、モルモット等	
サンピロ	0	15本	使用実績なし		
硫酸ゲンタマイシン点眼液	0	5本	使用実績なし		
リフタマイシン	0	0	使用実績なし		
動物用日脳TCワクチン	1本	1本	感染症予防	ポニー、ロバ、ウマ	
馬インフルエンザワクチン	0	13本	使用実績なし		
馬3種混合ワクチン	13本	1本	感染症予防	ポニー、ロバ、ウマ	
ND・OEワクチン	2.5ml	1本	感染症予防	エジプトガン、ホロホロチョウ	
ツベルクリン	0	1本	使用実績なし		
硝酸ストリキニーネ	0	1本	使用実績なし		
向精神薬					
ホリゾン	1箱	1箱	緊急処置	リスザル	
ドルミカム	0	1箱	使用実績なし		
セルシン100倍散	0	1缶	使用実績なし		
ネンブタール	0	0	使用実績なし		
ソムノベンチル	0	2本	使用実績なし		
点眼薬					
ノイボルミチン	0	6本	使用実績なし		
エコリシン	0	6本	使用実績なし		
FAD点眼液サンデン	0	20本	使用実績なし		
ムコゾーム	0	17本	使用実績なし		
アズレン	0	3本	使用実績なし		
タチオン	0	0	使用実績なし		
カタリンK	0	2本	使用実績なし		
アイブライト	0	3本	使用実績なし		
ベノキシール	1本	8本	目の処置の局所麻酔	ウサギ等	
D.E.X	0	10本	使用実績なし		
コンドロロン点眼液	0	57本	使用実績なし		
サンテゾーン	0	0	使用実績なし		
タリビット眼軟膏	0	0	使用実績なし		
AZ	0	0	使用実績なし		
フランピタン	0	0	使用実績なし		
リンデロンA	0	0	使用実績なし		
チオグルタン	0	0	使用実績なし		
ヒアレイン	0	12本	角膜潰瘍	ウサギ、マール、モルモット等	
チアブート	0	8本	使用実績なし		

平成30年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
ファルキサシン点眼液	1本	1箱	結膜炎	モルモット	
エコリシン眼軟膏	1本	1箱	角膜潰瘍		
オフロキサシン眼軟膏	0	1箱	使用実績なし		
消毒薬					
復方ヨードグリセリン	0	1本	使用実績なし		
ヒビテン液 5%	0	0	使用実績なし		
ラボテック液	1本	1本	消毒	マール、ラマ等	
オスバン液	0	0	使用実績なし		
ステリクロン液	0	5本	使用実績なし		
クリアキル 18l	2缶	2缶	消毒	獣舎等	
消毒用イソプロパノール50%	2箱	3箱	消毒	ヒト	
消毒用イソプロアルコール70%	1本	0	消毒	ヒト	
スクラビイン4%液	1本	1本	消毒	ヒト	
希ヨードチンキ	0	2本	使用実績なし		
クリンナップA	0	9本	使用実績なし		
クレンテ	2箱	4箱	消毒	獣舎等	
フェノール水	0	1本	使用実績なし		
オキシドール	1本	12本	消毒	モルモット等	
ヒビスコールSジェル	0	0	使用実績なし		
ゼクトン	0	1缶	使用実績なし		
ネオクレハゾール	0	0	使用実績なし		
ヒオピテングルコネート液	0	0	使用実績なし		
イソジンガーグル	0	0	使用実績なし		
アクリノール	0	6本	使用実績なし		
ガードオール	0	0	使用実績なし		
クレゾール	0	1本	使用実績なし		
ネオヨジン、PVPヨード液L(イソジン液)	5本	3本	消毒	ウサギ、モルモット、ポニー等	
PVPヨード液10%	0	1本	使用実績なし		
パコマ 1l	1本	14本	消毒	獣舎等	
パコマ 18l	0	3缶	使用実績なし		
ペースサン	1箱	1箱+8袋	消毒	獣舎等	
バルバスター液	0	5缶	使用実績なし		
外用薬					
ソルコセリル軟膏	0	9本	使用実績なし		
プロメライン軟膏	0	4本	使用実績なし		
ドルパロン	0	7本	使用実績なし		
フロリードD液	0	9本	使用実績なし		
フロリードDクリーム	0	9本	使用実績なし		
セバリンT軟膏	0	0	使用実績なし		
バナログ軟膏	0	5本	使用実績なし		
オキナゾールクリーム	0	4本	使用実績なし		
エンシエントクリーム	0	5本	使用実績なし		
蹄病軟膏	0	0	使用実績なし		
カンメルバスタ	0	0	使用実績なし		
アンドレス軟膏	1個	1個	消炎鎮痛	コブハクチョウ等	
クラーゲン	0	2個	使用実績なし		
ベテファーレン	0	0	使用実績なし		
ハイセチンP軟膏	0	1箱	使用実績なし		
リンデロンVC軟膏	0	0	使用実績なし		
コロスキン	0	0	使用実績なし		
シッカニン軟膏	0	0	使用実績なし		
セリングリーン	0	0	使用実績なし		
オイラックス	0	3本	使用実績なし		
オクトサイクリン乳房炎用液NZ	0	1箱	使用実績なし		
アクアチムローション	0	10本	使用実績なし		
キャピロン非アルコール性皮膜スプレー	0	1本	使用実績なし		
フランセチンT パウダー	2本	0	外傷治療	ポニー等	
外科用アロンアルファ	1箱	1箱	外傷治療	ヤギ等	

平成30年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
ノベクタンスプレー	0	0	使用実績なし		
テラ・コートリルスプレー	0	1本	使用実績なし		
ダーマボンド	0	1箱	使用実績なし		
ダーマバリア	0	5本	使用実績なし		
イサロバン	0	0	使用実績なし		
エア-サロンパス	0	1本	使用実績なし		
MS冷シップ	0	34袋	使用実績なし		
デルマゾール	0	0	使用実績なし		
ペリオクリン歯科用軟膏	0	0	使用実績なし		
キチバックP	0	1箱+2枚	使用実績なし		
グラニューゲル	0	5本	使用実績なし		
イントラサイトジェル	0	1箱	使用実績なし		
オキシセル 4つ折り	0	1本	使用実績なし		
オキシセル 8つ折り	0	1本	使用実績なし		
スポンゼル	0	2箱	使用実績なし		
ベテキチン 10cm×10cm	0	2箱	使用実績なし		
ベテキチン 5cm×5cm	0	0枚	使用実績なし		
ハイドロサイトADプラス	0	3枚	使用実績なし		
ハイドロサイトプラス	0	2箱	使用実績なし		
オリーブ油	0	3本	使用実績なし		
ノルバックレンズ	0	2本	使用実績なし		
クローヘキシジンシャンプー	0	0	使用実績なし		
ノルバサンシャンプー	1本	3本	洗体	モルモット	
セボゾールシャンプー	2本	2本	洗体	ポニー	
ゲンタシン軟膏	0	1箱	使用実績なし		
ゲーベンクリーム	0	5個	使用実績なし		
フィラストスプレー	0	0	使用実績なし		
クイックストップ	1本	1本	外傷治療	ウサギ、モルモット	
FRパスタ	0	1本	使用実績なし		
ボスミン外用液	0	2本	使用実績なし		
尿素	0	1本	使用実績なし		
その他					
タウリン	6箱	5箱	強肝	リスザル	
ウルソ	1箱	4箱	強肝	ラマ、ヤギ、ウサギ等	
ウルソ注射液	0	1箱	強肝	ヤギ	
ネオヘキサメチオニン	8本	1箱+1本	補液	ヒツジ、ウサギ、マーラ等	
強力ネオミノファーゲンシー	1箱	1箱	強肝	ラマ、ヤギ、ウサギ等	
ネオファーゲンC配合錠	1箱	1箱	強肝	リスザル	
ムコフィリン	0	2箱+9管	使用実績なし		
ムコダイン錠	0	1箱	使用実績なし		
ネオフィリン(注射薬)	0	1箱	使用実績なし		
ネオフィリン(経口薬)	0	1箱	使用実績なし		
フェニラミン注	0	48管	使用実績なし		
ラシックス	0	1箱+7管	使用実績なし		
フルバミド	0	1箱	使用実績なし		
ダイアモックス錠	0	70錠	使用実績なし		
トランサミン注	1箱	1箱	止血	モルモット、ミニブタ	
トラネキサム酸シロップ	1本	1本	止血	モルモット	
トランサミン錠250ml	1箱	1箱	止血	モルモット、ミニブタ	
ヘパリンNa	1本	0	血液凝固防止	ヒツジ等	
ロバキシリン	0	0	使用実績なし		
アトニン-0	1本	1箱	陣痛促進	モルモット	
単シロップ	1本	0	薬剤の溶媒として	ウサギ、モルモット、インコ	
ウロストン	0	14包	使用実績なし		
パム静注500mg	0	1箱	使用実績なし		
プロサボ	0	8包	使用実績なし		
ラクツロース	0	1箱	使用実績なし		
デトキソール	0	1箱	使用実績なし		

平成30年度 動物の森 使用薬剤実績

薬剤名称	年間使用量	在庫数量	主な使用目的	主な使用動物	備考
ブライアン点滴静注	0	1箱	使用実績なし		
トンキー	0	1箱	使用実績なし		
フェロステック錠	0	1箱	使用実績なし		
アドナ	1箱	1箱	止血	ミニブタ	

動物ふれあい活動実績（平成28～30年8月31日度実績）

平成28年度

実施内容	実施頻度	備 考
ふれあい舎	361回	休園日以外毎日
動物ふれあい広場	34回	春季及び秋季の週末
動物ふれあい教室	19回	ふれあい舎団体利用
動物ふれあいDAY	2回	動物エリア解放
ふれあい移動動物園	3回	障害者施設でのふれあい体験
乗馬体験	26回	春季及び秋季の週末
一日飼育員体験	5回	小中学生・大人・親子
職場体験	10回	中学生、高校生の職場体験
飼育員の動物ガイド	87回	餌やりガイド、ガイドツアー等
動物のお医者さんに聞いてみよう	3回	獣医師の体験イベント

平成29年度

実施内容	実施頻度	備 考
ふれあい舎	361回	休園日以外毎日
動物ふれあい広場	28回	春季及び秋季の週末
動物ふれあい教室	23回	ふれあい舎団体利用
動物ふれあいDAY	2回	動物エリア解放
ふれあい移動動物園	1回	障害者施設でのふれあい体験
乗馬体験	25回	春季及び秋季の週末
一日飼育員体験	4回	小中学生・大人
職場体験	6回	小中高校生の職場体験
飼育員の動物ガイド	85回	餌やりガイド、ガイドツアー等
動物のお医者さんに聞いてみよう	3回	獣医師の体験イベント
アニマルイングリッシュスクール	1回	英語で動物体験イベント

平成30年度（4/1～8/31）

実施内容	実施頻度	備 考
ふれあい舎	153回	毎日
動物ふれあい広場	12回	春季及び秋季の週末
動物ふれあい教室	3回	ふれあい舎団体利用
乗馬体験	10回	春季及び秋季の週末
一日飼育員体験	3回	小中学生・大人
職場体験	2回	小中高校生の職場体験
飼育員の動物ガイド	28回	餌やりガイド、ガイドツアー等
動物のお医者さんに聞いてみよう	2回	獣医師の体験イベント
アニマルイングリッシュスクール	1回	英語で動物体験イベント

国営海の中道海浜公園運営維持管理業務の運営状況(業務評定)について(案)[試行]

【概要】

公園名	国営海の中道海浜公園		
所在地	福岡県福岡市東区西戸崎		
事業者	、 、 共同体		
履行期間	自:平成32年2月1日	至:平成36年1月31日	
評価対象年度	平成33年度		

【目標達成状況】

設定した目標指標と目標値		達成状況	備考
パークエリアの利用者数	年間1,089千人以上		
年間の公園運営に対する非常に満足とまあまあ満足の合計回答比率	90%以上		
大規模花修景に関する「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率	90%以上		
主催・共催等イベント開催回数	年間190回以上		
主催・共催等イベント延べ参加人数	年間634千人以上		
SNSによる年間情報発信件数	年間48回以上		

【運営状況】

評価内容		
評価ランク		優 ・ 良 ・ 可
特記事項	特に評価すべき事項	
	改善が望まれる事項	
	今後の課題	
	備考	

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
九州地方整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(担当者)
所属部署
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail
印

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地
商号又は名称 H31-35 国営海の中道海浜公園
運営維持管理業務◇◇・○○共同体
代表者氏名 印

平成31年●月●日付けで入札公告のありました「H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1-2)
 ○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入)				
平成31年4月1日時点 ○名				

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注3:動物の飼育頭数、施設規模・内容がわかる資料を添付する。図面等で動物管理施設存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注4:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。
 注5:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
 注6:記載する業務件数による評価は行わない。
 注7:内容種別欄は実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
 注8:実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。
 注9:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

○総括(業務)責任者の業務実績 担当する分担業務: ○○業務

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士 (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○ 施設(園地管理 面積約○㎡)、 展示面積、業務 内容等を記載。	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月	平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月	平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月
内容種別 1)~9)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○ 施設(園地管理 面積約○㎡)、 展示面積、業務 内容等を記載。	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月	平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月	○月 ~ 平成○年 ○月
内容種別 1)~9)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験の延べ経験年数							○年○ヶ月

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
- 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注3:動物の飼育頭数、施設規模・内容がわかる資料を添付する。図面等で動物管理施設存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注4:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。
- 注5:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。
- 注6:申請書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。
- 注7:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)~9)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
- 注8:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。
- 注9:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式1-4) 守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(提出様式 1-5-1) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項 3.3. に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1 週間の予定勤務時間							備考
		常勤	非常勤	委託		その他(具 体的に)	月	火	水	木	金	土	
総括責任者		○	—	—		8	8	8	8	0	0	40	代表企業 ○○会社 九州 太郎
企画運営管理 業務責任者						月	火	水	木	土	日	計	○○会社 ○○
施設・設備維持 管理業務責任者						月	火	水	木	土	日	計	○○会社 ○○
植物管理 業務責任者						月	火	水	木	土	日	計	○○会社 ○○
動物管理 業務責任者						月	火	水	木	土	日	計	○○会社 ○○
収益施設等管理 運営業務責任者						月	火	水	木	土	日	計	○○会社 ○○

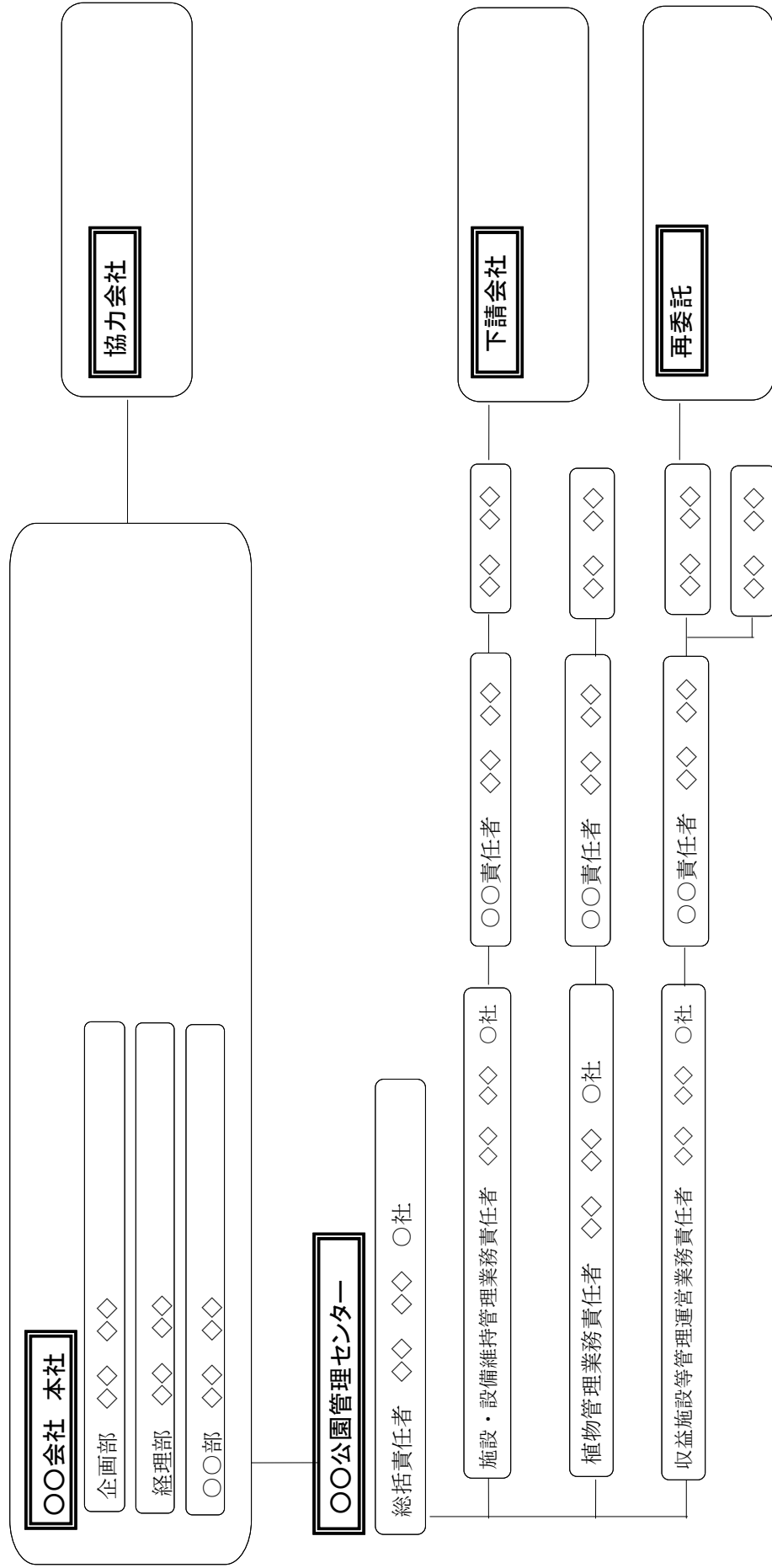
- ※ 組織図（業務実施のための管理機構）を添付する（任意様式）。
- ※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
- ※ 実施要項 3. 3. に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
- ※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。
- ※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任（注）とする。なお、病氣・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め九州地方整備局の承諾を得るものとする。
(注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。)

[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
		常勤	非常勤	委託		その他(具体的に)	月	火	水	木	金	土		日
△△業務責任者の下 ○○係長		○	—	—		8	8	8	8	8	0	0	40	○○会社 ○○○○
□□業務責任者の下 ○○リーダー						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○
						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○
						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○

- ※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
- ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)
- ※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め九州地方整備局の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



注1：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。

注2：災害、繁忙期等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

(提出様式1-5-2) 業務実施における対応方針

・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を具体的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※白黒片面印刷で提出すること。

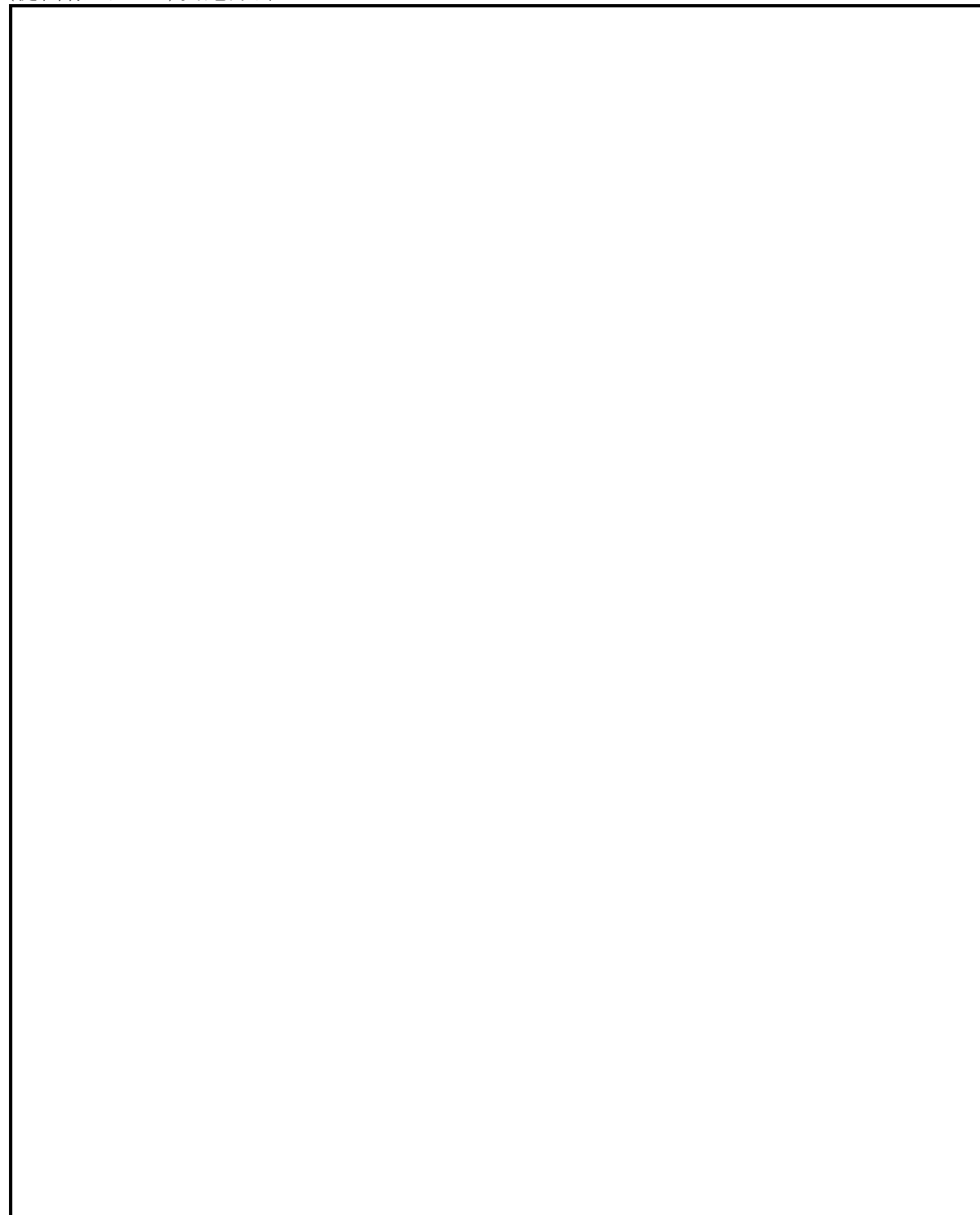
(提出様式1-5-3)

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

<small>ふりがな</small> 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1)～9)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1)～9)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注3:動物の飼育頭数、施設規模・内容がわかる資料を添付する。図面等で動物管理施設存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注4:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。
 注5:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。
 注6:申請書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。
 注7:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～9)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
 注8:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。
 注9:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式1-6)実施方針



※A4版 2枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。

※白黒片面印刷で提出すること。

(別紙)

年間業務計画 (作成例)

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回/年												
	低木管理	●回/年												
	高木管理	●回/年												
	草花管理	●回/年												
● ● ●														
● ● ●														
● ● ●														
● ● ●														

(提出様式1-7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務*を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官
九州地方整備局長 様

念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と九州太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省九州地方整備局で、平成31年●月●日付けで入札公告のあった「H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成31年○月○日

住所

電話番号

会社名 株式会社〇〇〇〇

代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所

氏名 九州 太郎 印

(提出様式1-8)業務経験証明書

ふりがな 氏名	九州 太郎 (年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成31年〇月〇日

住 所

電話番号

会社名 □□□□株式会社

代表者 役職名 氏名 印

収益施設運営実績書

国土交通省 九州地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記収益施設について、運営実績書を提出します。

記

(記入例)

	国営海の中道海浜公園 収益施設名	収益施設運営実績 (※1)		収益施設運営予定 (※2)	
		企業としての実績	配置予定者としての実績	申請者 (共同体構成員を含む)	申請者以外の者 (再委託・下請け等)
1	駐車場				○ ((株)○○)
2	レンタサイクル	◎	◎		
3	飲食・物販施設				○ (未定)
4	デイキャンプ場	◎ ((株)○○)	◎ (○○太郎)	○ ((株)○○)	
5	自動販売機	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
6	コインロッカー	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	

(提出様式1-9-1)の注意事項

- ※1 収益施設運営実績について、実施要項3. 2. 企業の業務実績に関する要件、及び3. 3. 配置予定者の業務実績に関する要件の「⑤収益施設等運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○」）、「◎（○○太郎）」）
又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式1-9-3）に記入すること。
- ※2 収益施設運営予定について、国営○○公園において、申請者または申請者以外の者で行うのいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でもなくてもよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」）、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）
又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式1-7）に記載すること。
- ※3 「H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、H31-35国営海の中道海浜公園収益施設管理運営規定書の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。
また、「H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務」の受託者（収益施設の施設運営者）は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払わなければならない。
- ※4 共同体として参加する者が提出する場合は、H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

(提出様式1-9-2)

収益施設名：〇〇

会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- | | | | |
|----------|---|---------|--------|
| ①社名 | (| |) |
| ②業種(主・副) | (| ・ |) |
| ③設立 | (| 年 | 月) |
| ④資本金 | (| | 円) |
| ⑤従業員数 | (| | 人) |
| ⑥株式 | (| 上場 | ・ 非上場) |
| ⑦株主数 | (| | 人) |
| ⑧営業範囲 | (| 九州地方・全国 |) |
| ⑨年商 | (| | 円) |

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

- ※ 提出様式1-9-1で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。(収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む)
- ※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者については、上記(2)②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までに提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記(1)①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記(2)①～③を業務計画書提出時までに提出するものとする。

(提出様式1-9-3)

〇〇施設運営実績

項目	内 容
・施設名 ・所在地 ・開設年	(記入例) ・〇〇〇〇 〇〇店 ・福岡県〇〇市〇〇1-2-3 ・平成〇年〇月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	(記入例) ・〇〇商店 ・軽飲食、お土産類、清涼飲料水等 ・家族連れ、観光客
・構造 ・規模	(記入例) ・構造 木造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐車場 平面駐車場 普通車20台
・売上高	(記入例) ・120,000千円/年 (過去3カ年の平均)
・従業員数	(記入例) ・社員3人、補員5人

※ 提出様式1-9-1の収益施設運営実績の◎及び○と記載した箇所についてをそれぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設(別の施設)の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※ 売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去2年又は1年でもよい。又1年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2~3枚添付すること。

なお、自由様式は、A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

支出負担行為担当官
九州地方整備局長
●● ●● 殿

平成 年 月 日
住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊦

誓約書

平成31年●月●日付で公告のありました「H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。
- 2 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1)資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①親会社と子会社の関係にある場合
 - ②親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2)人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 4 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務有識者委員会の構成員又は構成員が属する事業者ではないこと。
- 5 業務の一部について再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。又、再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させないこと。
- 6 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

(第2面)

公共サービスの内容	H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務				
公共サービス実施民間事業者	〇〇株式会社	住所又は所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1丁目〇番〇		
親会社等(法人)	〇△株式会社				
主要株主等(法人)	□□株式会社、△△株式会社				
公共サービス実施民間事業者の「役員」「法定代理人」「主要株主等(個人)」 及び「相談役、顧問等役員と同等以上の支配力を有する者」					
上記事業との関係	フリ 氏	ガナ 名	生年月日	性別	住 所
例 役員	コウキョウ 公共	タロウ 太郎	昭和38年7月4日	男	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
例 主要株主 (個人)					
例 親会社の役員					

- ※1 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。
- ※2 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求め場合があります。

記載が必要な事項一覧表

		記載対象 (※1)	記載必要事項
落 札 予 定 事 業 者 の 場 合	個人 の 場 合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 (※2)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法 人	① 落札予定事業者	・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地
		② ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※3) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は屋号
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の 支配力を有する	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※4) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は屋号
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の 支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係)を有する者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

- ※5 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。
- ※6 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
- ※7 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。
- ※8 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。
- ※9 前記※6の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
- ※10 電磁的記録媒体の作成要領
 電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。
 - ① 電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第3面により第2面に記載された者とする。
 - ② 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
 - ③ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
 - ④ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
 - ⑤ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
 - ⑥ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
 - ⑦ 記載例（データ上の記載）
 昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ タウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。
(例 1/10, 2/10…9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「動物管理業務」、「収益施設等運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
 - ③本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実績については、説明書1.(2)1)で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
 - ④共同体の場合は、本業務全体の企画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「総括(業務)責任者等の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「動物管理業務」、「収益施設等運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
 - ③共同体の場合は、本業務全体の企画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
 - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5-1「業務実施体制」
 - ①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
 - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
 - ③実施要項3.3.表2に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-5-2「業務実施における対応方針」

A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9

ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。

8. 提出様式1-10「第2面等」

開札後、落札者となるべきもの（落札予定者）は、開札後速やかに様式1-10（第2面）及び電子記録媒体（CD-R等）を提出すること。なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

(提出様式2-1)

企画書

業務の名称 H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
九州地方整備局長
●● ●● 殿

提出者)住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号 : 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
 △△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2-2-1)

1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

パークエリアの年間の公園利用者数【数値目標】

(単位：万人)

年目	1年目(2～3月)	2年目	3年目
パークエリア の公園利用者	4年目	5年目(4～12月)	

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※目標とする数値を各年度設定の上、その利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案4～5に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上でユニバーサルデザインの積極的な対応について、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-1 2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

年間の公園の運営に関する「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率

【数値目標】

(単位：%)

年目	1年目(2～3月)	2年目	3年目
非常に満足・ まあまあ満足 の回答比率	4年目	5年目(4～12月)	

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 公園特性を生かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

大規模花修景に関する「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率

【数値目標】

(単位：%)

年目	1年目(2～3月)	2年目	3年目
非常に満足とまあまあ満足 の回答比率			
	4年目	5年目(4～12月)	

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

4) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※企画提案項目1.～5.に、「動物の森」の施設の特性を生かした、効率的かつ効果的な飼育・展示について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

(提出様式 2-2-5)

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針
 ○○○を基本的な方針として、○○○
 主催・共催等により実施する年間イベント総数

	1年目 (2～3月)		2年目		3年目		4年目		5年目 (4～12月)	
	開催数 (回)	延べ参加人数 (人)	開催数 (回)	延べ参加人数 (人)	開催数 (回)	延べ参加人数 (人)	開催数 (回)	延べ参加人数 (人)	開催数 (回)	延べ参加人数 (人)
年間総数										

主催・共催等イベントの開催回数、延べ参加人数【数値目標】

主催・共催等 イベント名	委託費 ／ 徴収	1年目 (2～3月)		2年目		3年目		4年目		5年目 (4～12月)	
		開催数 (回)	延べ参加人数 (人)	開催数 (回)	延べ参加人数 (人)	開催数 (回)	延べ参加人数 (人)	開催数 (回)	延べ参加人数 (人)	開催数 (回)	延べ参加人数 (人)
<input type="checkbox"/> イベント											

1. 企画提案項目：○○○の実施

- ・具体的な企画提案：○○○において、・・・○○○を実施します。
- ・期待される効果：○○○を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※企画提案項目ごとに、目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※主催・共催イベント欄には、都市緑化系、スポーツ系、自然環境系、環境学習系、教育・教養系など多様なイベントについて、代表的なものを最大30個まで記載することが出来る。また、1年に複数回開催するイベントについては、延べ参加人数を記載する。

※委託費及び徴収欄は、委託費のみでおこなうイベントを、委託費と記載する。また、委託費で行うが材料代等の実費は公園利用者から徴収するイベントを、徴収と記載する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「(提出様式2-2-10)自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみを記載すること。

※主催・共催イベントとは、単に利用促進のためだけではなく、イベントの社会的意義が高く、それを主催・共催等することにより、本公園及び国土交通省のイメージアップにつながる場合に開催できるものである。

※開催数は、同一イベントを複数回開催する場合、連日での開催は1回とカウントする。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

6) 情報受発信の充実に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

SNSによる年間情報発信件数

【数値目標】

(単位：件)

年目	1年目 (2～3月)	2年目	3年目	4年目	5年目 (4～12月)
SNSによる情報発信件数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※SNSによる情報発信件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇と連携

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※企画提案項目 1. ～ 2. に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 3. ～ 5. に、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※企画提案項目 1. ～ 2. に、本公園の特性を踏まえた上で、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。また、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案を記述する。

※企画提案項目 3. に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※企画提案項目 1. ～ 2. に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 3. ～ 4. に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないためのハード面・ソフト面での体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 5. に、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1 0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

- ※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。
- ※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。
- ※収益の一部の本公園の利用促進及び利便性向上等への活用方法を具体的に記述する。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1 1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

6. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

7. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

8. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※企画提案項目 1. **駐車場**における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 2. **レンタサイクル施設**における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 3. **飲食・物販施設**における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 4. **デイキャンプ場**における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 5. **サンシャインプール**における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 6. **自動販売機**における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 7. **小型遊戯施設**における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 8. **園内交通施設**における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1 2) 各業務の最低水準 (現行基準) として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目：〇〇〇工

- ・設計数量：〇〇m²
- ・変更数量：〇〇m²
- ・変更可能な理由：〇〇〇を導入し、・・・の質が向上 (〇〇を削減) します。
- ・期待される効果：〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

4. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

5. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減 (あるいはその両方) に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1 3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指摘について適合状況	
ワーク・ライフ・バランス 関連認定制度の認定の 有無	あり なし (どちらか一方を記入すること) ※下記のいずれかの認定を受けている場合に「あり」と記載する。
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定企業)	
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が3(全認定基準5つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が2(全認定基準4つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が1(全認定基準2つ〇)
<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 ※行動計画策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の人数が300人以下のもの)に限る。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	プラチナくるみん(特例)認定企業
<input type="checkbox"/>	くるみん認定企業
3. 若者雇用推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)企業

※ 1～3の項目について、該当するもの全てをチェック欄を「■」とすること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを越えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
4. 様式2-2-11の企画提案の項目数は最大8項目までとし、記載の順に1から8までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号1から8の企画提案項目までとし、これを越えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
5. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
頁数は、上記2.によるものとする。
6. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
7. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

8. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

9. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）

10. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

11. 白黒片面印刷で提出するものとする。

12. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。
（例 1/11, 2/11…10/11, 11/11）。

13. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加点点評価対象としない。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

（例） ▲▲会社 → 当法人
 ■ ■財団 → 当法人
 ◇◇共同体 → 当法人
 □□グループ → 関連グループ 等
 ※固有の名称は用いないこと。

14. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所に「(再掲)」と記載すること。ただし、加点点対象とするが、実施要項表3に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

H31-35 国営海の中道海浜公園

収益施設運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 九州地方整備局

平成 年 月 日

収益施設運営計画書

国土交通省 九州地方整備局 殿

(申込者)社名

代表者

印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、H31-35 国営海の中道海浜公園収益施設運営計画書を提出します。

記

(1)所在地 福岡県福岡市東区西戸崎

(2)対象施設

駐 車 場：西駐車場A・B・C、海の中道駅口駐車場、ワンダーワールド口駐車場光と風の広場駐車場、

レンタサイクル：西サイクリングセンター、駅口サイクリングセンター、
ワンダーワールド口サイクリングセンター、
光と風の広場口サイクリングセンター、
港サイクリングセンター(整備場)

飲食・物販施設：子どもの広場休憩所レストラン及び売店、大芝生レストハウス内売店、マリンワールド駐
車場横売店、アニマルミュージアムショップ、プール内売店A・B・C

デイキャンプ場：デイキャンプ場(40サイト)炊飯棟(2棟)デイキャンプ場倉庫、
デイキャンプ場受付及び資材倉庫(光と風の広場管理棟内)
デイキャンプ場駐車場

サンシャインプール：サンシャインプール、コインロッカー

自動販売機：清涼飲料水等 建物内14台・屋外53台、動物の餌 屋外14台

小型遊戯施設：F1バッテリーカー、ミニSL、エジプト迷路、ゴーカート、日本の名車歴史館

園内交通施設：園内交通車両、車庫、停留所13カ所

共同体として参加する者が提出する場合は、H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネージメント業務をする者とする。

収益施設運営計画

(1) 運営施設全体の運営計画
・基本的な考え方
・取組方策
・繁忙期、閑散期に対応した運営方針

運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応方針も具体的に記述すること。

図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

- 1. 企画提案項目： の設定
・具体的な企画提案： を設定し・・・・・・・・・・実施します。
・期待される効果： を設定することにより、・・・・・・・・・・が見込まれます。

- 2. 企画提案項目： の設定
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

- 3. 企画提案項目： の設定
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

- 4. 企画提案項目： の設定
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

- 5. 企画提案項目： の設定
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

- 6. 企画提案項目： の設定
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

- 7. 企画提案項目： の設定
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

- 8. 企画提案項目： の設定
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

企画提案1から8まで通し番号を付けること。
企画提案項目1.は、**駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。
企画提案項目2.は、**レンタサイクル**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。
企画提案項目3.は、**飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。
企画提案項目4.は、**デイキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。
企画提案項目5.は、**サンシャインプール**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。
企画提案項目6.は、**自動販売機**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。
企画提案項目7.は、**小型遊戯施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。
企画提案項目8.は、**園内交通施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。
文字サイズは、10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。
本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-11と同様な内容とする。

(3 - 1) 駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
仕様書及び規定書に示す運営期間、運営時間、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 2) レンタサイクルの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
仕様書及び規定書に示す運営期間、運営時間、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 3) 飲食・物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
仕様書及び規定書に示す運営期間、運営時間を超える提案は不可とする。

(3 - 4) デイキャンプ場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
仕様書及び規定書に示す運営期間、運営時間を超える提案は不可とする。

(3 - 5) サンシャインプールの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
様式は、図表を含みA 4 版 2 枚までとし、文字サイズは1 0 . 5 ポイント以上とする。
仕様書及び規定書に示す運営期間、運営時間を超える提案は不可とする。

(3 - 6) 自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
様式は、図表を含みA 4 版 2 枚までとし、文字サイズは1 0 . 5 ポイント以上とする。

(3 - 7) 小型遊戯施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間 (運営の可否を含む)
料金設定
主なサービス

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
様式は、図表を含みA 4 版 2 枚までとし、文字サイズは1 0 . 5 ポイント以上とする。
仕様書及び規定書に示す運営期間、運営時間を超える提案は不可とする。

(3 - 8) 園内交通施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス等
運営期間、運営時間
料金設定
車両の仕様及び台数
運行ルート
主なサービス

収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス等を具体的に記述すること。
様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
仕様書及び規定書に示す運営期間、運営時間を超える提案は不可とする。

平成 年 月 日

自主事業施設運営計画書

国土交通省 九州地方整備局 殿

(申込者)社 名

代表者

印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、H31-35 国営海の中道海浜公園自主事業施設運営計画書を提出します。

記

- (1) 所在地 福岡県福岡市東区西戸崎
- (2) 対象施設

共同体として参加する者が提出する場合は、H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。

自主事業施設運営計画

(1) 自主事業施設運営施設全体の運営計画
・基本的な考え方
・取組方策
・繁忙期、閑散期に対応した運営方針

自主事業施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組方策を具体的に記述すること。
また、混雑期、閑散期に対応方針も具体的に記述すること。
図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 自主事業施設の運営に関する提案

- 1. 企画提案項目： の設定**
 ・具体的な企画提案： を設定し・・・・・・・・・・実施します。
 ・期待される効果： を設定することにより、・・・・・・・・・・が見込まれます。
- 2. 企画提案項目： の設定**
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：
- 3. 企画提案項目： の設定**
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：
- 4. 企画提案項目： の設定**
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：
- 5. 企画提案項目： の設定**
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

企画提案項目1.～2.自主事業施設における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

収益の一部の本公園の利用促進及び利便性向上等への活用方法を具体的に記述する。

文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-10と同様な内容とする。

(3) 自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

収入及び支出の見込み

自主事業の実施における収入及び支出の見込みについて、具体的に記載すること。

- 1 需要予測及びそれに基づく収入想定について、その概要を明示し、さらに下表の書式を用いて記載すること。
- 2 提案する事業実施方針を踏まえた支出想定とすること。
- 3 収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策について記載すること。
- 4 本事業に付随するその他の収益活動を提案する場合には、その内容・金額等について記載すること。

【収入記載書式】

単位：千円

収入項目	金額/10年 ¹	根拠等
収益施設運営収入		
その他収入 ²		
合計		

1 様式3 - 10 収支計画書と整合をとること。

2 「その他収入」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

【支出記載書式】

単位：千円

支出項目		金額/10年 ¹	根拠等
設備 投資 費	建設費		
	内装費		
	その他		
	小計		
人件費			
光熱 水費	電気		
	ガス		
	水道		
	その他		
	小計		
保険料			
土地・施設使用料			
その他支出 ²			
合計			

1 様式3 - 10 収支計画書と整合をとること。

2 「その他支出」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

収支計画書													金額(単位:千円)	
(1) 売上高													金額(単位:千円)	
区分	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	合計	備考	
公園施設(自主事業施設)												0		
合計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(2) 売上原価													金額(単位:千円)	
区分	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	合計	備考	
公園施設(自主事業施設)												0		
合計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(3) 売上総利益													金額(単位:千円)	
	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	合計	備考	
(C) = (A) - (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 販売費及び一般管理費その他費用													金額(単位:千円)	
区分	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	合計	備考	
人件費												0		
自主事業施設・設備管理費												0		
維持管理費 (除草・清掃費)												0		
通信費												0		
修繕費												0		
光熱水費												0		
イベント催事費												0		
広告宣伝費												0		
支払保険料												0		
固定資産税												0		
減価償却費												0		
土地・施設使用料												0		
その他費用												0		
												0		
支払利息												0		
												0		
原状復旧費												0		
												0		
合計(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) 損益													金額(単位:千円)	
	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	合計	備考	
(C) - (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
*該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままとしてください。														
*新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。														

資金調達・償還計画

自主事業の実施における資金調達・償還計画について具体的に記載すること。

- 1 資金調達計画、外部調達計画の概要について、下表の書式を用いて記載すること。
- 2 劣後ローン等による調達をする場合はそれぞれ明示すること。
- 3 予備的資金の確保の考え方について明示すること。

【資金調達計画】

調達総額	(合計) ア+イ+ウ	千円
内訳	出資金(計) ...ア	千円
	外部調達(計) ...イ	千円
	その他(計) ¹ ...ウ	千円

1 その他の調達がある場合には、下表に準じて記載すること。

【外部調達計画の概要】

金融機関等の名称	調達予定金額	条件 (実行予定時期・ 返済方法・金利等)	備考 (優先ローン・劣後ローンの別、 優先順位など)
	千円		
	千円		
	千円		
	千円		
外部調達(計)...イ	千円		

自主事業施設の設置場所

自主事業施設の設置場所について図示すること。

自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲

